

令和3年度
水道水及び水道用薬品等に関する調査等一式
報 告 書

令和4年3月

株式会社三菱ケミカルリサーチ

目次

1. 業務概要	1
1-1. 業務目的	1
1-2. 業務内容	2
2. 水質基準等の水質検査結果の整理	4
2-1. 過去5年間の水質検査結果に基づく水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類の見直し	4
2-2. 水道事業者における要検討項目等の検出状況の整理	33
2-3. 「最近の水質基準等項目の状況について」情報整理表の更新	77
3. 水道水質関連調査及び簡易専用水道の管理に関する調査の集計	107
3-1. 水道水質の被害状況等調査	107
3-2. クリプトスポリジウム等対策実施状況調査	112
3-3. 貯水槽水道及び飲用井戸に係る衛生管理状況調査	116
3-4. 水道水質検査の実施状況等に関する調査	134
3-5. 水安全計画の策定状況等に関する調査	145
4. クリプトスポリジウム等の検出状況の整理	146
4-1. 調査概要	146
4-2. 集計結果	147
5. 内閣府食品安全委員会における評価結果の整理	159
6. 要検討項目の最新情報の整理	184
6-1. 検-06 アクリル酸 要検討項目の最新情報	185
6-2. 検-12 酢酸ビニル 要検討項目の最新情報	192
6-3. 検-21 ヒドラジン 要検討項目の最新情報	198
6-4. 検-22 1,2-ブタジエン 要検討項目の最新情報	204
6-5. 検-23 1,3-ブタジエン	209
6-6. 検-28 ブロモクロロ酢酸	216
6-6. 検-29 ブロモジクロロ酢酸 要検討項目の最新情報	221
7. 水質基準等に関する情報の更新	225
7-1. 水質基準等の見直しの動向	225
7-2. データベースの整理・情報更新	252

1. 業務概要

1-1. 業務目的

本調査業務は、水道水及び水道原水における水質検査結果の整理等を行うことにより、水質基準等について基準値等の変更や分類の見直しに係る原案を作成するとともに、水道法の水質基準等に係る国内外の最新の毒性情報等の収集・整理、我が国の現行の水質基準等に関する情報及び有害物質の健康影響等の最新の情報を収集・整理することにより、水質基準の逐次改正に資することを目的とする。

1-2. 業務内容

1) 水質基準等の水質検査結果の整理（仕様書 2 の(1)(2)）

(1) 過去 5 年間の水質検査結果に基づく水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類の見直し

水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検出状況について、「水道統計」の過去 5 年分の水質検査結果（平成 27 年度～令和元年度）を、第 8 回厚生科学審議会生活環境水道部会で確認された分類要件（同部会資料 4：水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類の見直しについて）に基づき、基準値又は目標値の 10%、50%、100%値の経年的な超過状況を表及びグラフに整理し、検討を行った。

(2) 水道事業者における要検討項目等の検出状況の整理

全国の水道事業者が平成 30 年度及び 31 年・令和元年度水道水質検査計画で定めた地点等における水質測定結果（要検討項目等、農薬類）について、データチェック及び集計を行った。

(3) 「最近の水質基準等項目の状況について」情報整理表の更新

直近の水道統計データ（平成 30 年度統計）より収集した情報及び前記（2）により収集した情報に基づき、全水質基準等項目等（水質基準項目、水質管理目標設定項目、要検討項目等）について整理した。

2) クリプトスポリジウム等の検出状況の整理（仕様書 2 の(3)）

平成 21 年度から令和 3 年 12 月までに厚生労働省に対し全国の都道府県及び水道事業者等から報告された、耐塩素性病原生物の検出状況等の情報について、一覧表として整理した。

3) 内閣府食品安全委員会における評価結果の整理（仕様書 2 の(4)）

我が国の現行の水質基準等（水質基準項目、水質管理目標設定項目、要検討項目及び農薬類に係る内閣府食品安全委員会における評価結果（令和 3 年 3 月～12 月に公表されたものに限る。）を収集・整理し、これまでの評価結果の一覧（R2 年度調査：表 6－3）を更新した。

4) 要検討項目の最新情報の整理（仕様書 2 の(5)）

要検討項目のうち、仕様書に示された 7 物質について①～⑤の最新の情報を、情報源（出典）とともに整理した。

①物性、用途等の基本情報

②製造・輸入量

化学物質審査規制法（化審法）における届出情報等をもとに、直近 10 年間の国内の製造・輸入量を整理した。

③環境中への排出量

化学物質排出把握管理促進法（化管法、PRTR 法）に基づく届出情報等をもとに、直近 10 年間の国内の排出量を排出先の媒体別（水域、大気等）に整理した。

④水環境におけるモニタリング結果

環境省が実施している化学物質環境実態調査（黒本調査）及び要調査項目等存在状況調査について、直近 10 年間における水環境におけるモニタリング結果を整理した。なお、水域区分（河川、湖沼等）、自治体名、水域名、地点名、測定値等を一覧表に整理することとし、水域区分が明確に示されていない場合は、調査地点の名称から判断を行った。

⑤海外における基準値等の設定状況

最新の WHO 飲料水水質ガイドライン、米国環境保護庁、EU、カナダ及びオーストラリア等の主要国・機関における飲料水の基準値（目標値、指針値等を含む）を、ウェブサイトから情報収集し整理した。また、内閣府食品安全委員会における評価結果の整理我が国の現行の水質基準等（水質基準項目、水質管理目標設定項目、要検討項目及び農薬類等をいう。以下同じ。）に係る内閣府食品安全委員会における評価結果（令和 2 年 3 月以降に公表されたものに限る。）を収集・整理し、これまでの評価結果の一覧を更新した。

5) 水質基準等に関する情報の更新（仕様書 2 の(6)）

(1) 関連情報の更新

我が国の現行の水質基準等について、基準値・目標値に関連した検討状況、課題及び留意事項等の関連情報（令和元年度調査：表 7-1～表 7-7）を更新した。「評価値に関連したその後の検討」欄については、最新の時点に更新した。

(2) データベース更新

我が国の現行の水質基準等について、令和元年度調査業務において作成したデータベースを更新した。

6) 報告書作成

以上の調査結果をとりまとめ、報告書及びデータを作成した。

2. 水質基準等の水質検査結果の整理

2-1. 過去5年間の水質検査結果に基づく水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類の見直し

現在の水質基準項目及び水質管理目標設定項目は、平成15年4月の厚生科学審議会答申「水質基準の見直し等について（答申）」に基づいて設定されたものであり、浄水中の検出状況から物質毎のリスクレベルの評価結果等を踏まえ、水質基準項目と水質管理目標設定項目に分類されている。

ここでは、第8回厚生科学審議会生活環境水道部会（平成22年2月2日）の「資料4 水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類の見直しについて」に従って、水質基準項目及び水質管理目標設定項目間での分類変更について検討した。

2-1-1. 基準項目等の分類に関する考え方

第8回厚生科学審議会生活環境水道部会（平成22年2月2日）の「資料4 水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類の見直しについて」にて承認された、水質基準項目と水質管理目標設定項目の分類に関する考え方を以下に示す。

1) 定期見直しの進め方

化学物質はその使用状況等に応じて水道水から検出される濃度・頻度が変化していくものであり、水質検査結果に基づき、その時点で比較的高濃度かつ高頻度で検出される物質を水質基準項目とするよう、計画的に見直しを行うべきである。定期見直しの具体的な方法については、以下のとおりとする。

(1) 定期見直しの対象物質

すべての水質基準項目及び水質管理目標設定項目を、水質検査結果に基づく定期見直しの対象とするのではなく、以下の考え方に基づいて基準項目等に据え置くべき項目以外の項目を選定する。

①水質基準項目等へ据え置くべき項目を整理-----表 2-1、表 2-2

②基準項目に据え置くべきか専門家の議論も踏まえて確認すべき物質-----表 2-3

この結果、基準項目及び管理目標設定項目の分類の見直しの検討対象とする項目は表 2-4 のとおりとなる。

(2) 定期見直しの検討に使用する水質検査結果

検査年度による水質検査結果のばらつき等を考慮すると、直近の単年度のみではなく、中長期的な検査結果に基づいて分類見直しの検討を行うべきと考えられる。具体的には水質検査結果の保存義務年限である過去5年分の検査結果に基づいて計画的に見直すこととする。

表 2-1 基準項目等に据え置くべき対象物質の考え方（水質基準項目）

据え置くべきとする理由	項目名
水道法第 4 条に例示されている項目	水銀、フェノール、味、臭気等 11 項目
環境中に広く存在し、少なくない数の水道事業者において、当該項目の濃度の低い水源を求めたり、浄水処理工程（設備）を設けて分解・除去等を行ったりする必要が有ると考えられる項目（基準項目から外すことにより、濃度の低減化が行われなくなるおそれがあるため）	ヒ素及びその化合物、亜硝酸態窒素 [*] 、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、マンガン及びその化合物、ジオオスミン、2-MIB
飲料水の水質としての基本的指標と考えられる項目	ナトリウム及びその化合物、塩化物イオン、カルシウム、マグネシウム等（硬度）、蒸発残留物、有機物（全有機炭素（TOC）の量）
検出状況よりは指標性の観点から議論すべき項目	一般細菌、大腸菌
浄水処理に広く利用される次亜塩素酸の管理指標	塩素酸
浄水処理に広く利用される PAC の管理指標	アルミニウム及びその化合物

※ 平成 26 年 2 月 28 日厚生労働省令第 15 号により、亜硝酸態窒素を水質基準項目に追加。

表 2-2 基準項目等に据え置くべき対象物質の考え方（水質管理目標設定項目）

据え置くべきとする理由	項目名
評価値が暫定の項目	ウラン等 3 項目
水道水質基準を補完する項目	pH 値、アルミニウム、残留塩素等 9 項目
より望ましい水の目標値である項目（水質基準とはしない）	遊離炭酸、腐食性（ランゲリア指数）
検出状況よりは指標性の観点から議論すべき項目	従属栄養細菌

表 2-3 基準項目に据え置くべきか確認すべき物質の考え方（水質基準項目）

基準項目として据え置くことも考えられる理由	項目名
水質に係る代表的な汚染物質として社会的関心が高い	カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物
原水においてトリハロメタン生成能は広く存在し、水質基準項目から除外した場合、生成量の低減管理が行われなくなるおそれがある	クロロホルム、ジブロモクロロメタン、総トリハロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム
オゾン処理の副生成物、浄水処理に広く利用される次亜塩素酸ナトリウムにも含まれる	臭素酸

表 2-4 基準項目及び管理目標設定項目の分類の見直しの検討対象とする項目

基準項目等の見直し対象とする項目（案）	項目名	
水質基準項目	セレン及びその化合物 四塩化炭素 シス及びトランス-ジクロロエチレン ベンゼン ジクロロ酢酸 ホルムアルデヒド 陰イオン界面活性剤	ホウ素及びその化合物 1,4-ジオキサン ジクロロメタン クロロ酢酸 トリクロロ酢酸 亜鉛及びその化合物 非イオン界面活性剤
水質管理目標設定項目※	アンチモン及びその化合物 1,2-ジクロロエタン トルエン 亜塩素酸 農薬類 メチル-t-ブチルエーテル	ニッケル及びその化合物 1,1,2-トリクロロエタン フタル酸ジ (2-エチルヘキシル) 二酸化塩素 1,1,1-トリクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン

※ 平成 22 年 2 月 17 日健水発 0217 第 1 号により、1,1,2-トリクロロエタンを水質管理目標設定項目から削除。

※ 平成 26 年 3 月 31 日健水発 0331 第 6 号により、亜硝酸態窒素を水質管理目標設定項目から削除。

(3) 定期見直しにおける水質基準等の分類方法

水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類の考え方は、基本的には平成 15 年答申のもの（表 2-5）を踏襲するべきであるが、複数年度における検出状況の判断や、検出率の取扱いについて運用の明確化を行う必要がある。

表 2-5 過去の審議会答申における水質基準等の分類の考え方（参考）

	水質基準項目	水質管理目標設定項目・監視項目
平成 15 年答申	<ul style="list-style-type: none"> ・浄水において、評価値の 1/10 を超えて検出され、又は検出されるおそれの高い項目（特異値によるものを除く。評価値が暫定であるものを除く。） ・水道法第 4 条の例示項目 	<ul style="list-style-type: none"> ・場合によっては、浄水において評価値の 1/10 を超えて検出される可能性のある項目 ・水質基準項目の分類要件に該当するもののうち、評価値が暫定であるもの
平成 4 年答申	<ul style="list-style-type: none"> ・最大値が評価値の 50% を超えていること（特異値と考えられる場合は除く） ・かつ、評価値の 10% を超えるものの検出率が数% 	<ul style="list-style-type: none"> ・最大値が評価値の数%以上（特異値と考えられる場合は除く） ・かつ、評価値の 1% を超えるものの検出率が数%以上

※ 農薬については、平成 15 年答申において、①水質基準項目の分類要件に該当する農薬については個別に水質基準を設定し、②それら以外については総農薬方式により水質管理目標設定項目に位置づけることとされているところ。

表 2-5 に示した過去の答申の内容を参考にすると、例えば表 2-6 に示す分類要件に従って水質基準項目等の分類を行うことが考えられる。

分類要件 1：最近 3 ヶ年継続で評価値の 10%超過地点が 1 地点以上存在

分類要件 2：最近 3 ヶ年継続で評価値の 50%超過地点が 1 地点以上存在
又は最近 5 ヶ年の間に評価値超過地点が 1 地点以上存在

表 2-6 水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類要件

	分類要件 1 YES		分類要件 1 NO
	分類要件 2 YES	分類要件 2 NO	
見直し時点で水質基準項目	水質基準項目	水質基準項目	水質管理目標設定項目
見直し時点で水質管理目標設定項目	水質基準項目	水質管理目標設定項目	水質管理目標設定項目

ただし、個々の項目の水質基準項目及び水質管理目標設定項目への分類については、当該項目の浄水における検出状況に加え、環境汚染状況の推移や生成メカニズム、浄水処理における除去性等を総合的に評価して判断すべきであり、分類要件のみによってあてはめるべきものではない。

2) 過去 5 年間の水質基準等の超過状況

(1) データ整理

水質基準項目及び水質管理目標設定項目について、水道統計水質編の過去 5 年分（平成 27 年度版～令和元年度版）の水質検査結果（浄水）より、評価値の 10%、50%、100%値の経年的な超過状況を表及びグラフに整理した。

水道水質基準項目の水道水質データの整理結果は表 2-7 に示し、水質管理目標設定項目の水道水質データの整理結果は表 2-8 に示す。また、水質基準項目の過去 5 年間の基準値等の超過状況を表 2-9 に示し、水質管理目標設定項目の過去 5 年間の目標値等の超過状況を図 2-26～図 2-37 に示す。

過去 5 年間に基準値及び目標値が変更になった項目については、現行の基準値又は目標値により集計を行った。

表 2-7 水道水質基準項目の水道水質データの整理結果(1/4)

番号	項目名	基準値※1 (mg/L)	区分	評価	H27			H28			H29 ※2			H30 ※3			R01		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
基-1	一般細菌	100個/mL	健康項目	対基準値	6,074	5	0.1%	6,181	5	0.1%	6,636	3	0.0%	8,368	5	0.1%	8,813	4	0.0%
				対50%値	6,074	21	0.3%	6,181	21	0.3%	6,636	27	0.4%	8,368	33	0.4%	8,813	31	0.4%
				対10%値	6,074	107	1.8%	6,181	107	1.7%	6,636	121	1.8%	8,368	177	2.1%	8,813	176	2.0%
基-2	大腸菌	不検出	健康項目	陽性	6,074	0	0.0%	6,181	0	0.0%	6,636	1	0.0%	8,368	0	0.0%	8,813	0	0.0%
基-3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L	健康項目	対基準値	5,582	0	0.0%	5,703	0	0.0%	6,252	0	0.0%	7,558	0	0.0%	8,158	0	0.0%
				対50%値	5,582	4	0.1%	5,703	4	0.1%	6,252	3	0.0%	7,558	1	0.0%	8,158	3	0.0%
				対10%値	5,582	9	0.2%	5,703	9	0.2%	6,252	9	0.1%	7,558	6	0.1%	8,158	13	0.2%
基-4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L	健康項目	対基準値	5,467	0	0.0%	5,585	0	0.0%	6,133	0	0.0%	7,441	0	0.0%	8,044	0	0.0%
				対50%値	5,467	2	0.0%	5,585	2	0.0%	6,133	8	0.1%	7,441	14	0.2%	8,044	17	0.2%
				対10%値	5,467	4	0.1%	5,585	4	0.1%	6,133	10	0.2%	7,441	16	0.2%	8,044	19	0.2%
基-5	セレン及びその化合物	0.01mg/L	健康項目	対基準値	5,548	0	0.0%	5,674	0	0.0%	6,224	0	0.0%	7,537	0	0.0%	8,133	0	0.0%
				対50%値	5,548	2	0.0%	5,674	2	0.0%	6,224	0	0.0%	7,537	0	0.0%	8,133	1	0.0%
				対10%値	5,548	12	0.2%	5,674	12	0.2%	6,224	3	0.0%	7,537	7	0.1%	8,133	9	0.1%
基-6	鉛及びその化合物	0.01mg/L	健康項目	対基準値	5,713	1	0.0%	5,817	1	0.0%	6,377	0	0.0%	7,741	0	0.0%	8,329	0	0.0%
				対50%値	5,713	20	0.4%	5,817	20	0.3%	6,377	28	0.4%	7,741	28	0.4%	8,329	27	0.3%
				対10%値	5,713	235	4.1%	5,817	235	4.0%	6,377	308	4.8%	7,741	325	4.2%	8,329	321	3.9%
基-7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L	健康項目	対基準値	5,604	0	0.0%	5,723	0	0.0%	6,258	0	0.0%	7,630	0	0.0%	8,209	0	0.0%
				対50%値	5,604	79	1.4%	5,723	79	1.4%	6,258	69	1.1%	7,630	88	1.2%	8,209	89	1.1%
				対10%値	5,604	544	9.7%	5,723	544	9.5%	6,258	602	9.6%	7,630	769	10.1%	8,209	823	10.0%
基-8	六価クロム化合物	0.02mg/L	健康項目	対基準値	5,658	0	0.0%	5,780	0	0.0%	6,329	0	0.0%	7,646	0	0.0%	8,237	0	0.0%
				対50%値	5,658	0	0.0%	5,780	0	0.0%	6,329	1	0.0%	7,646	1	0.0%	8,237	0	0.0%
				対10%値	5,658	1	0.0%	5,780	1	0.0%	6,329	3	0.0%	7,646	5	0.1%	8,237	634	7.7%
基-9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L	健康項目	対基準値	5,906	0	0.0%	6,136	0	0.0%	6,592	0	0.0%	7,925	0	0.0%	8,352	0	0.0%
				対50%値	5,906	6	0.1%	6,136	6	0.1%	6,592	2	0.0%	7,925	3	0.0%	8,352	4	0.0%
				対10%値	5,906	150	2.5%	6,136	150	2.4%	6,592	73	1.1%	7,925	84	1.1%	8,352	94	1.1%
基-10	シアン化物及び塩化シアン	0.01mg/L	健康項目	対基準値	6,063	0	0.0%	6,173	0	0.0%	6,624	0	0.0%	8,349	0	0.0%	8,797	0	0.0%
				対50%値	6,063	3	0.0%	6,173	3	0.0%	6,624	0	0.0%	8,349	0	0.0%	8,797	2	0.0%
				対10%値	6,063	9	0.1%	6,173	9	0.1%	6,624	12	0.2%	8,349	15	0.2%	8,797	20	0.2%
基-11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L	健康項目	対基準値	5,825	0	0.0%	5,921	0	0.0%	6,464	0	0.0%	7,918	0	0.0%	8,429	0	0.0%
				対50%値	5,825	137	2.4%	5,921	137	2.3%	6,464	147	2.3%	7,918	166	2.1%	8,429	160	1.9%
				対10%値	5,825	2,096	36.0%	5,921	2,096	35.4%	6,464	2,087	32.3%	7,918	2,392	30.2%	8,429	2,501	29.7%
基-12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L	健康項目	対基準値	5,726	0	0.0%	5,835	0	0.0%	6,383	0	0.0%	7,780	0	0.0%	8,371	1	0.0%
				対50%値	5,726	64	1.1%	5,835	64	1.1%	6,383	55	0.9%	7,780	87	1.1%	8,371	93	1.1%
				対10%値	5,726	1,874	32.7%	5,835	1,874	32.1%	6,383	1,979	31.0%	7,780	2,269	29.2%	8,371	2,394	28.6%
基-13	ホウ素及びその化合物	1mg/L	健康項目	対基準値	5,578	0	0.0%	5,709	0	0.0%	6,256	0	0.0%	7,571	0	0.0%	8,173	0	0.0%
				対50%値	5,578	14	0.3%	5,709	14	0.2%	6,256	17	0.3%	7,571	19	0.3%	8,173	22	0.3%
				対10%値	5,578	164	2.9%	5,709	164	2.9%	6,256	157	2.5%	7,571	165	2.2%	8,173	186	2.3%
基-14	四塩化炭素	0.002mg/L	健康項目	対基準値	5,540	0	0.0%	5,656	0	0.0%	6,215	0	0.0%	7,526	0	0.0%	8,124	0	0.0%
				対50%値	5,540	5	0.1%	5,656	5	0.1%	6,215	3	0.0%	7,526	4	0.1%	8,124	8	0.1%
				対10%値	5,540	8	0.1%	5,656	8	0.1%	6,215	9	0.1%	7,526	11	0.1%	8,124	10	0.1%
基-15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L	健康項目	対基準値	5,506	0	0.0%	5,633	0	0.0%	6,197	0	0.0%	7,497	0	0.0%	8,101	0	0.0%
				対50%値	5,506	2	0.0%	5,633	2	0.0%	6,197	1	0.0%	7,497	1	0.0%	8,101	1	0.0%
				対10%値	5,506	6	0.1%	5,633	6	0.1%	6,197	4	0.1%	7,497	2	0.0%	8,101	5	0.1%

表 2-7 水道水質基準項目の水道水質データの整理結果(2/4)

番号	項目名	基準値※1 (mg/L)	区分	評価	H27			H28			H29 ※2			H30 ※3			R01		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
基-16	cis-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L	健康項目	対基準値	5,555	0	0.0%	5,677	0	0.0%	6,233	0	0.0%	7,543	0	0.0%	8,127	0	0.0%
				対50%値	5,555	1	0.0%	5,677	1	0.0%	6,233	0	0.0%	7,543	0	0.0%	8,127	0	0.0%
				対10%値	5,555	5	0.1%	5,677	5	0.1%	6,233	1	0.0%	7,543	2	0.0%	8,127	5	0.1%
基-17	ジクロロメタン	0.02mg/L	健康項目	対基準値	5,541	0	0.0%	5,658	0	0.0%	6,214	0	0.0%	7,526	0	0.0%	8,124	0	0.0%
				対50%値	5,541	0	0.0%	5,658	0	0.0%	6,214	0	0.0%	7,526	1	0.0%	8,124	0	0.0%
				対10%値	5,541	2	0.0%	5,658	2	0.0%	6,214	1	0.0%	7,526	3	0.0%	8,124	1	0.0%
基-18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L	健康項目	対基準値	5,543	0	0.0%	5,661	0	0.0%	6,214	0	0.0%	7,529	0	0.0%	8,126	0	0.0%
				対50%値	5,543	1	0.0%	5,661	1	0.0%	6,214	0	0.0%	7,529	0	0.0%	8,126	0	0.0%
				対10%値	5,543	14	0.3%	5,661	14	0.2%	6,214	9	0.1%	7,529	12	0.2%	8,126	4	0.0%
基-19	トリクロロエチレン	0.01mg/L	健康項目	対基準値	5,562	0	0.0%	5,670	0	0.0%	6,217	0	0.0%	7,538	0	0.0%	8,129	0	0.0%
				対50%値	5,562	1	0.0%	5,670	1	0.0%	6,217	1	0.0%	7,538	3	0.0%	8,129	4	0.0%
				対10%値	5,562	28	0.5%	5,670	28	0.5%	6,217	25	0.4%	7,538	28	0.4%	8,129	23	0.3%
基-20	ベンゼン	0.01mg/L	健康項目	対基準値	5,541	0	0.0%	5,659	0	0.0%	6,213	0	0.0%	7,526	0	0.0%	8,124	0	0.0%
				対50%値	5,541	0	0.0%	5,659	0	0.0%	6,213	0	0.0%	7,526	0	0.0%	8,124	0	0.0%
				対10%値	5,541	1	0.0%	5,659	1	0.0%	6,213	1	0.0%	7,526	1	0.0%	8,124	1	0.0%
基-21	塩素酸	0.6mg/L	健康項目 (消)	対基準値	6,062	5	0.1%	6,174	5	0.1%	6,627	2	0.0%	8,354	8	0.1%	8,801	8	0.1%
				対50%値	6,062	177	2.9%	6,174	177	2.9%	6,627	194	2.9%	8,354	307	3.7%	8,801	312	3.5%
				対10%値	6,062	2,953	48.7%	6,174	2,953	47.8%	6,627	3,314	50.0%	8,354	4,326	51.8%	8,801	4,606	52.3%
基-22	クロロ酢酸	0.02mg/L	健康項目 (消)	対基準値	6,063	0	0.0%	6,174	0	0.0%	6,627	0	0.0%	8,355	1	0.0%	8,800	0	0.0%
				対50%値	6,063	5	0.1%	6,174	5	0.1%	6,627	2	0.0%	8,355	6	0.1%	8,800	8	0.1%
				対10%値	6,063	53	0.9%	6,174	53	0.9%	6,627	31	0.5%	8,355	35	0.4%	8,800	39	0.4%
基-23	クロロホルム	0.06mg/L	健康項目 (消)	対基準値	6,064	1	0.0%	6,174	1	0.0%	6,627	2	0.0%	8,355	2	0.0%	8,800	4	0.0%
				対50%値	6,064	181	3.0%	6,174	181	2.9%	6,627	185	2.8%	8,355	285	3.4%	8,800	279	3.2%
				対10%値	6,064	2,254	37.2%	6,174	2,254	36.5%	6,627	2,403	36.3%	8,355	2,937	35.2%	8,800	3,126	35.5%
基-24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L	健康項目 (消)	対基準値	6,064	4	0.1%	6,174	4	0.1%	6,627	2	0.0%	8,355	3	0.0%	8,800	3	0.0%
				対50%値	6,064	92	1.5%	6,174	92	1.5%	6,627	82	1.2%	8,355	116	1.4%	8,800	118	1.3%
				対10%値	6,064	1,701	28.1%	6,174	1,701	27.6%	6,627	1,692	25.5%	8,355	2,200	26.3%	8,800	2,159	24.5%
基-25	ジプロモクロロメタン	0.1mg/L	健康項目 (消)	対基準値	6,064	0	0.0%	6,174	0	0.0%	6,627	0	0.0%	8,355	0	0.0%	8,800	0	0.0%
				対50%値	6,064	20	0.3%	6,174	20	0.3%	6,627	5	0.1%	8,355	10	0.1%	8,800	10	0.1%
				対10%値	6,064	234	3.9%	6,174	234	3.8%	6,627	182	2.7%	8,355	200	2.4%	8,800	262	3.0%
基-26	臭素酸	0.01mg/L	健康項目 (消)	対基準値	6,063	0	0.0%	6,174	0	0.0%	6,627	6	0.1%	8,354	0	0.0%	8,800	1	0.0%
				対50%値	6,063	15	0.2%	6,174	15	0.2%	6,627	15	0.2%	8,354	12	0.1%	8,800	13	0.1%
				対10%値	6,063	249	4.1%	6,174	249	4.0%	6,627	249	3.8%	8,354	255	3.1%	8,800	245	2.8%
基-27	総トリハロメタン	0.1mg/L	健康項目 (消)	対基準値	6,064	2	0.0%	6,174	2	0.0%	6,627	0	0.0%	8,355	1	0.0%	8,800	1	0.0%
				対50%値	6,064	153	2.5%	6,174	153	2.5%	6,627	182	2.7%	8,355	212	2.5%	8,800	254	2.9%
				対10%値	6,064	2,752	45.4%	6,174	2,752	44.6%	6,627	2,952	44.5%	8,355	3,654	43.7%	8,800	3,794	43.1%
基-28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L	健康項目 (消)	対基準値	6,064	21	0.3%	6,174	21	0.3%	6,627	7	0.1%	8,354	8	0.1%	8,800	9	0.1%
				対50%値	6,064	388	6.4%	6,174	388	6.3%	6,627	325	4.9%	8,354	458	5.5%	8,800	417	4.7%
				対10%値	6,064	1,006	16.6%	6,174	1,006	16.3%	6,627	2,192	33.1%	8,354	2,700	32.3%	8,800	2,824	32.1%

表 2-7 水道水質基準項目の水道水質データの整理結果(3/4)

番号	項目名	基準値※1 (mg/L)	区分	評価	H27			H28			H29 ※2			H30 ※3			R01		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
基-29	プロモジクロロメタン	0.03mg/L	健康項目 (消)	対基準値	6,064	3	0.0%	6,174	3	0.0%	6,627	1	0.0%	8,355	1	0.0%	8,800	0	0.0%
				対50%値	6,064	109	1.8%	6,174	109	1.8%	6,627	135	2.0%	8,355	153	1.8%	8,800	206	2.3%
				対10%値	6,064	2,493	41.1%	6,174	2,493	40.4%	6,627	2,675	40.4%	8,355	3,196	38.3%	8,800	3,291	37.4%
基-30	プロモホルム	0.09mg/L	健康項目 (消)	対基準値	6,064	0	0.0%	6,174	0	0.0%	6,627	0	0.0%	8,355	0	0.0%	8,800	0	0.0%
				対50%値	6,064	6	0.1%	6,174	6	0.1%	6,627	1	0.0%	8,355	2	0.0%	8,800	4	0.0%
				対10%値	6,064	117	1.9%	6,174	117	1.9%	6,627	137	2.1%	8,355	154	1.8%	8,800	150	1.7%
基-31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L	健康項目 (消)	対基準値	6,063	0	0.0%	6,174	0	0.0%	6,627	1	0.0%	8,353	1	0.0%	8,801	0	0.0%
				対50%値	6,063	5	0.1%	6,174	5	0.1%	6,627	1	0.0%	8,353	2	0.0%	8,801	3	0.0%
				対10%値	6,063	54	0.9%	6,174	54	0.9%	6,627	36	0.5%	8,353	45	0.5%	8,801	48	0.5%
基-32	亜鉛及びその化合物	1mg/L	性状項目	対基準値	5,672	0	0.0%	5,784	0	0.0%	6,348	0	0.0%	7,655	0	0.0%	8,248	0	0.0%
				対50%値	5,672	1	0.0%	5,784	1	0.0%	6,348	1	0.0%	7,655	1	0.0%	8,248	2	0.0%
				対10%値	5,672	14	0.2%	5,784	14	0.2%	6,348	20	0.3%	7,655	21	0.3%	8,248	29	0.4%
基-33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L	性状項目	対基準値	5,768	8	0.1%	5,872	8	0.1%	6,452	8	0.1%	7,823	14	0.2%	8,408	10	0.1%
				対50%値	5,768	107	1.9%	5,872	107	1.8%	6,452	118	1.8%	7,823	167	2.1%	8,408	144	1.7%
				対10%値	5,768	1,523	26.4%	5,872	1,523	25.9%	6,452	1,554	24.1%	7,823	1,794	22.9%	8,408	1,892	22.5%
基-34	鉄及びその化合物	0.3mg/L	性状項目	対基準値	5,743	2	0.0%	5,848	2	0.0%	6,433	0	0.0%	7,782	3	0.0%	8,361	1	0.0%
				対50%値	5,743	17	0.3%	5,848	17	0.3%	6,433	27	0.4%	7,782	38	0.5%	8,361	40	0.5%
				対10%値	5,743	323	5.6%	5,848	323	5.5%	6,433	311	4.8%	7,782	425	5.5%	8,361	451	5.4%
基-35	銅及びその化合物	1mg/L	性状項目	対基準値	5,667	0	0.0%	5,778	0	0.0%	6,344	0	0.0%	7,658	0	0.0%	8,245	0	0.0%
				対50%値	5,667	0	0.0%	5,778	0	0.0%	6,344	2	0.0%	7,658	3	0.0%	8,245	1	0.0%
				対10%値	5,667	10	0.2%	5,778	10	0.2%	6,344	21	0.3%	7,658	25	0.3%	8,245	28	0.3%
基-36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L	性状項目	対基準値	5,608	0	0.0%	5,726	0	0.0%	6,288	0	0.0%	7,611	0	0.0%	8,220	0	0.0%
				対50%値	5,608	2	0.0%	5,726	2	0.0%	6,288	3	0.0%	7,611	2	0.0%	8,220	6	0.1%
				対10%値	5,608	577	10.3%	5,726	577	10.1%	6,288	611	9.7%	7,611	708	9.3%	8,220	728	8.9%
基-37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L	性状項目	対基準値	5,693	1	0.0%	5,810	1	0.0%	6,371	0	0.0%	7,687	2	0.0%	8,275	1	0.0%
				対50%値	5,693	7	0.1%	5,810	7	0.1%	6,371	15	0.2%	7,687	14	0.2%	8,275	11	0.1%
				対10%値	5,693	125	2.2%	5,810	125	2.2%	6,371	128	2.0%	7,687	129	1.7%	8,275	151	1.8%
基-38	塩化物イオン	200mg/L	性状項目	対基準値	6,074	0	0.0%	6,179	0	0.0%	6,636	0	0.0%	8,368	0	0.0%	8,812	0	0.0%
				対50%値	6,074	15	0.2%	6,179	15	0.2%	6,636	12	0.2%	8,368	17	0.2%	8,812	16	0.2%
				対10%値	6,074	1,009	16.6%	6,179	1,009	16.3%	6,636	1,013	15.3%	8,368	1,278	15.3%	8,812	1,280	14.5%
基-39	カルシウム、マグネシウム(硬度)	300mg/L	性状項目	対基準値	5,795	0	0.0%	5,915	0	0.0%	6,424	0	0.0%	7,879	0	0.0%	8,427	0	0.0%
				対50%値	5,795	70	1.2%	5,915	70	1.2%	6,424	58	0.9%	7,879	76	1.0%	8,427	72	0.9%
				対10%値	5,795	4,273	73.7%	5,915	4,273	72.2%	6,424	4,628	72.0%	7,879	5,429	68.9%	8,427	5,702	67.7%
基-40	蒸発残留物	500mg/L	性状項目	対基準値	5,806	0	0.0%	5,920	0	0.0%	6,390	3	0.0%	7,951	0	0.0%	8,511	0	0.0%
				対50%値	5,806	167	2.9%	5,920	167	2.8%	6,390	180	2.8%	7,951	224	2.8%	8,511	248	2.9%
				対10%値	5,806	5,422	93.4%	5,920	5,422	91.6%	6,390	5,923	92.7%	7,951	7,254	91.2%	8,511	7,662	90.0%
基-41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L	性状項目	対基準値	5,454	0	0.0%	5,564	0	0.0%	6,123	0	0.0%	7,428	0	0.0%	8,009	0	0.0%
				対50%値	5,454	0	0.0%	5,564	0	0.0%	6,123	1	0.0%	7,428	2	0.0%	8,009	3	0.0%
				対10%値	5,454	0	0.0%	5,564	0	0.0%	6,123	1	0.0%	7,428	4	0.1%	8,009	3	0.0%
基-42	ジェオスミン	0.00001mg/L	性状項目	対基準値	5,635	6	0.1%	5,735	6	0.1%	6,229	2	0.0%	7,676	5	0.1%	8,251	0	0.0%
				対50%値	5,635	62	1.1%	5,735	62	1.1%	6,229	47	0.8%	7,676	59	0.8%	8,251	53	0.6%
				対10%値	5,635	721	12.8%	5,735	721	12.6%	6,229	706	11.3%	7,676	755	9.8%	8,251	691	8.4%
基-43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L	性状項目	対基準値	5,635	1	0.0%	5,734	1	0.0%	6,230	0	0.0%	7,677	1	0.0%	8,248	2	0.0%
				対50%値	5,635	16	0.3%	5,734	16	0.3%	6,230	20	0.3%	7,677	19	0.2%	8,248	28	0.3%
				対10%値	5,635	311	5.5%	5,734	311	5.4%	6,230	329	5.3%	7,677	347	4.5%	8,248	370	4.5%

表 2-7 水道水質基準項目の水道水質データの整理結果(4/4)

番号	項目名	基準値※1 (mg/L)	区分	評価	H27			H28			H29 ※2			H30 ※3			R01		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
基-44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L	性状項目	対基準値	5,599	0	0.0%	5,639	0	0.0%	6,185	0	0.0%	7,505	0	0.0%	8,091	0	0.0%
				対50%値	5,599	2	0.0%	5,639	2	0.0%	6,185	3	0.0%	7,505	2	0.0%	8,091	6	0.1%
				対10%値	5,599	190	3.4%	5,639	190	3.4%	6,185	304	4.9%	7,505	318	4.2%	8,091	500	6.2%
基-45	フェノール類	0.005mg/L	性状項目	対基準値	5,431	0	0.0%	5,546	0	0.0%	6,103	0	0.0%	7,402	0	0.0%	8,008	0	0.0%
				対50%値	5,431	2	0.0%	5,546	2	0.0%	6,103	8	0.1%	7,402	10	0.1%	8,008	8	0.1%
				対10%値	5,431	3	0.1%	5,546	3	0.1%	6,103	9	0.1%	7,402	11	0.1%	8,008	10	0.1%
基-46	有機物(全有機炭素 (TOC)の量)	3mg/L	性状項目	対基準値	6,073	0	0.0%	6,181	0	0.0%	6,636	0	0.0%	8,368	2	0.0%	8,813	1	0.0%
				対50%値	6,073	95	1.6%	6,181	95	1.5%	6,636	82	1.2%	8,368	140	1.7%	8,813	136	1.5%
				対10%値	6,073	3,451	56.8%	6,181	3,451	55.8%	6,636	3,658	55.1%	8,368	4,531	54.1%	8,813	4,717	53.5%
基-47	pH値	5.8-8.6	性状項目	酸側超	6,074	5	0.1%	6,181	5	0.1%	6,636	2	0.0%	6,636	3	0.0%	8,813	2	0.0%
				アルカリ側超	6,074	5	0.1%	6,181	5	0.1%	6,636	2	0.0%	6,636	2	0.0%	8,813	0	0.0%
基-48	味	異常でない	性状項目	異常でない	6,071	1	0.0%	6,178	1	0.0%	6,637	1	0.0%	6,637	2	0.0%	8,813	0	0.0%
基-49	臭気	異常でない	性状項目	異常でない	6,074	9	0.1%	6,181	9	0.1%	6,636	12	0.2%	6,636	6	0.1%	8,813	5	0.1%
基-50	色度	5度	性状項目	対基準値	6,002	3	0.0%	6,181	3	0.0%	6,636	15	0.2%	6,636	7	0.1%	8,813	7	0.1%
				対50%値	6,002	100	1.7%	6,181	100	1.6%	6,636	120	1.8%	6,636	148	2.2%	8,813	191	2.2%
				対10%値	6,002	1,427	23.8%	6,181	1,427	23.1%	6,636	1,584	23.9%	6,636	2,203	33.2%	8,813	2,249	25.5%
基-51	濁度	2度	性状項目	対基準値	6,074	3	0.0%	6,181	3	0.0%	6,636	9	0.1%	6,636	3	0.0%	8,813	1	0.0%
				対50%値	6,074	27	0.4%	6,181	27	0.4%	6,636	42	0.6%	6,636	44	0.7%	8,813	68	0.8%
				対10%値	6,074	290	4.8%	6,181	290	4.7%	6,636	363	5.5%	6,636	525	7.9%	8,813	526	6.0%

表 2-8 水質管理目標設定項目の水道水質データの整理結果(1/2)

番号	項目名	目標値※1 (mg/L)	区分	評価	H27 ※2			H28			H29 ※3			H30			R01		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
目-1	アンチモン及び その化合物	0.02mg/L	健康項目	対目標値	2,053	0	0.0%	2,085	0	0.0%	2,432	0	0.0%	2,440	0	0.0%	2,456	0	0.0%
				対50%値	2,053	0	0.0%	2,085	0	0.0%	2,432	0	0.0%	2,440	0	0.0%	2,456	0	0.0%
				対10%値	2,053	3	0.1%	2,085	1	0.0%	2,432	3	0.1%	2,440	8	0.3%	2,456	2	0.1%
目-2	ウラン及びその 化合物	0.002mg/L	健康項目	対目標値	2,030	0	0.0%	2,057	0	0.0%	2,402	1	0.0%	2,414	0	0.0%	2,432	0	0.0%
				対50%値	2,030	2	0.1%	2,057	3	0.1%	2,402	5	0.2%	2,414	3	0.1%	2,432	7	0.3%
				対10%値	2,030	37	1.8%	2,057	38	1.8%	2,402	38	1.6%	2,414	38	1.6%	2,432	45	1.9%
目-3	ニッケル及びその 化合物	0.02mg/L	健康項目	対目標値	2,281	1	0.0%	2,339	0	0.0%	2,720	0	0.0%	2,717	0	0.0%	2,728	0	0.0%
				対50%値	2,281	2	0.1%	2,339	1	0.0%	2,720	1	0.0%	2,717	1	0.0%	2,728	0	0.0%
				対10%値	2,281	21	0.9%	2,339	19	0.8%	2,720	25	0.9%	2,717	26	1.0%	2,728	25	0.9%
目-5	1,2-ジクロロエ タン	0.004mg/L	健康項目	対目標値	2,009	0	0.0%	2,019	0	0.0%	2,346	0	0.0%	2,355	0	0.0%	2,362	0	0.0%
				対50%値	2,009	0	0.0%	2,019	0	0.0%	2,346	1	0.0%	2,355	2	0.1%	2,362	8	0.3%
				対10%値	2,009	1	0.0%	2,019	0	0.0%	2,346	1	0.0%	2,355	2	0.1%	2,362	9	0.4%
目-8	トルエン	0.4mg/L	健康項目	対目標値	2,033	0	0.0%	2,069	0	0.0%	2,398	0	0.0%	2,406	0	0.0%	2,410	0	0.0%
				対50%値	2,033	0	0.0%	2,069	0	0.0%	2,398	0	0.0%	2,406	0	0.0%	2,410	0	0.0%
				対10%値	2,033	0	0.0%	2,069	0	0.0%	2,398	0	0.0%	2,406	0	0.0%	2,410	0	0.0%
目-9	フタル酸ジ(2- エチルヘキシル)	0.08mg/L	健康項目	対目標値	1,767	0	0.0%	1,806	0	0.0%	2,114	0	0.0%	2,129	0	0.0%	2,151	0	0.0%
				対50%値	1,767	0	0.0%	1,806	0	0.0%	2,114	0	0.0%	2,129	1	0.0%	2,151	0	0.0%
				対10%値	1,767	7	0.4%	1,806	10	0.6%	2,114	5	0.2%	2,129	2	0.1%	2,151	14	0.7%
目-10	亜塩素酸	0.6mg/L	健康項目 (消)	対目標値	1,131	0	0.0%	1,144	0	0.0%	1,285	0	0.0%	1,253	0	0.0%	1,263	0	0.0%
				対50%値	1,131	0	0.0%	1,144	0	0.0%	1,285	1	0.1%	1,253	1	0.1%	1,263	0	0.0%
				対10%値	1,131	1	0.1%	1,144	0	0.0%	1,285	1	0.1%	1,253	1	0.1%	1,263	4	0.3%
目-12	二酸化塩素	0.6mg/L	健康項目 (消)	対目標値	567	0	0.0%	568	0	0.0%	671	0	0.0%	644	0	0.0%	648	0	0.0%
				対50%値	567	0	0.0%	568	0	0.0%	671	0	0.0%	644	0	0.0%	648	0	0.0%
				対10%値	567	0	0.0%	568	0	0.0%	671	0	0.0%	644	0	0.0%	648	0	0.0%
目-13	ジクロロアセ トリル	0.01mg/L	健康項目 (消)	対目標値	2,506	0	0.0%	2,590	0	0.0%	3,016	0	0.0%	3,068	0	0.0%	3,092	0	0.0%
				対50%値	2,506	6	0.2%	2,590	2	0.1%	3,016	7	0.2%	3,068	3	0.1%	3,092	5	0.2%
				対10%値	2,506	339	13.5%	2,590	330	12.7%	3,016	369	12.2%	3,068	335	10.9%	3,092	388	12.5%
目-14	抱水クロラール	0.02mg/L	健康項目 (消)	対目標値	2,508	0	0.0%	2,593	0	0.0%	3,018	0	0.0%	3,066	0	0.0%	3,096	0	0.0%
				対50%値	2,508	23	0.9%	2,593	34	1.3%	3,018	32	1.1%	3,066	19	0.6%	3,096	30	1.0%
				対10%値	2,508	687	27.4%	2,593	711	27.4%	3,018	792	26.2%	3,066	815	26.6%	3,096	832	26.9%
目-15	農薬類	検出値と目標値 の比の和とし て、1以下	健康項目	対目標値	696	0	0.0%	705	0	0.0%	840	0	0.0%	828	0	0.0%	873	0	0.0%
				対50%値	696	0	0.0%	705	3	0.4%	840	3	0.4%	828	4	0.5%	873	4	0.5%
				対10%値	696	1	0.1%	705	4	0.6%	840	4	0.5%	828	8	1.0%	873	5	0.6%
目-16	残留塩素	1mg/L	性状項目	対目標値	6,060	50	0.8%	6,480	47	0.7%	8,217	72	0.9%	8,498	61	0.7%	8,668	77	0.9%
				対50%値	6,060	1,737	28.7%	6,480	1,769	27.3%	8,217	2,309	28.1%	8,498	2,271	26.7%	8,668	2,301	26.5%
				対10%値	6,060	5,916	97.6%	6,480	6,379	98.4%	8,217	8,097	98.5%	8,498	8,360	98.4%	8,668	8,556	98.7%

表 2-8 水質管理目標設定項目の水道水質データの整理結果(2/2)

番号	項目名	目標値※1 (mg/L)	区分	評価	H27 ※2			H28			H29 ※3			H30			R01		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
目-17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10-100mg/L	性状項目	<10	5,915	95	1.6%	6,424	46	0.7%	7,879	189	2.4%	8,225	226	2.7%	8,427	242	2.9%
				>100	5,915	375	6.3%	6,424	364	5.7%	7,879	484	6.1%	8,225	503	6.1%	8,427	492	5.8%
目-18	マンガン	0.01mg/L	性状項目	対目標値	5,810	47	0.8%	6,371	53	0.8%	7,687	2	0.0%	7,995	61	0.8%	8,275	58	0.7%
				対50%値	5,810	115	2.0%	6,371	128	2.0%	7,687	14	0.2%	7,995	130	1.6%	8,275	151	1.8%
				対10%値	5,810	407	7.0%	6,371	462	7.3%	7,687	129	1.7%	7,995	628	7.9%	8,275	757	9.1%
目-19	遊離炭酸	20mg/L	性状項目	対目標値	2,237	81	3.6%	2,297	93	4.0%	2,623	93	3.5%	2,657	96	3.6%	2,677	1,405	52.5%
				対50%値	2,237	319	14.3%	2,297	304	13.2%	2,623	381	14.5%	2,657	385	14.5%	2,677	2,155	80.5%
				対10%値	2,237	1,648	73.7%	2,297	1,708	74.4%	2,623	2,007	76.5%	2,657	1,983	74.6%	2,677	1,736	64.8%
目-20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L	性状項目	対目標値	2,063	0	0.0%	2,096	0	0.0%	2,465	0	0.0%	2,469	0	0.0%	2,484	0	0.0%
				対50%値	2,063	0	0.0%	2,096	0	0.0%	2,465	0	0.0%	2,469	0	0.0%	2,484	0	0.0%
				対10%値	2,063	0	0.0%	2,096	0	0.0%	2,465	0	0.0%	2,469	0	0.0%	2,484	0	0.0%
目-21	メチルtertブチルエーテル(MTBE)	0.02mg/L	性状項目	対目標値	1,934	0	0.0%	1,965	0	0.0%	2,297	0	0.0%	2,348	0	0.0%	2,358	0	0.0%
				対50%値	1,934	0	0.0%	1,965	0	0.0%	2,297	0	0.0%	2,348	1	0.0%	2,358	1	0.0%
				対10%値	1,934	0	0.0%	1,965	0	0.0%	2,297	0	0.0%	2,348	1	0.0%	2,358	1	0.0%
目-22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L	性状項目	対目標値	1,595	24	1.5%	1,644	27	1.6%	1,903	30	1.6%	1,834	29	1.6%	1,824	40	2.2%
				対50%値	1,595	338	21.2%	1,644	319	19.4%	1,903	408	21.4%	1,834	402	21.9%	1,824	426	23.4%
				対10%値	1,595	1,309	82.1%	1,644	1,297	78.9%	1,903	1,531	80.5%	1,834	1,473	80.3%	1,824	1,465	80.3%
目-23	臭気強度(TON)	3 TON	性状項目	対目標値	2,049	15	0.7%	2,111	37	1.8%	2,418	36	1.5%	2,358	34	1.4%	2,356	11	0.5%
				対50%値	2,049	118	5.8%	2,111	140	6.6%	2,418	169	7.0%	2,358	138	5.9%	2,356	98	4.2%
				対10%値	2,049	423	20.6%	2,111	454	21.5%	2,418	474	19.6%	2,358	472	20.0%	2,356	491	20.8%
目-24	蒸発残留物	30-200mg/L	性状項目	<30	5,920	74	1.3%	6,389	51	0.8%	7,951	88	1.1%	8,343	76	0.9%	8,511	66	0.8%
				>200	5,920	552	9.3%	6,389	564	8.8%	7,951	677	8.5%	8,343	681	8.2%	8,511	729	8.6%
目-25	濁度	1度	性状項目	対目標値	6,181	29	0.5%	6,636	42	0.6%	6,636	3	0.0%	8,668	58	0.7%	8,813	68	0.8%
				対50%値	6,181	83	1.3%	6,636	124	1.9%	6,636	44	0.7%	8,668	208	2.4%	8,813	191	2.2%
				対10%値	6,181	599	9.7%	6,636	771	11.6%	6,636	525	7.9%	8,668	1,089	12.6%	8,813	1,119	12.7%
目-26	pH値	7.5程度	性状項目	7.3以下	6,181	4,305	69.6%	6,636	4,568	68.8%	6,636	5,992	90.3%	8,667	3,094	35.7%	8,813	3,091	35.1%
				7.7以上	6,181	2,141	34.6%	6,636	2,286	34.4%	6,636	2,783	41.9%	8,667	2,838	32.7%	8,813	2,998	34.0%
目-27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける	性状項目	<-1	2,263	1,619	71.5%	2,290	688	30.0%	3,222	1,785	55.4%	2,644	1,777	67.2%	2,668	1,943	72.8%
				>0	2,263	48	2.1%	2,290	9	0.4%	3,222	59	1.8%	2,644	72	2.7%	2,668	79	3.0%
目-28	従属栄養細菌	1mLの検水で形成される集落数が2,000以下	性状項目	対目標値	2,509	0	0.0%	2,559	1	0.0%	2,894	3	0.1%	2,932	4	0.1%	2,960	2	0.1%
				対50%値	2,509	5	0.2%	2,559	4	0.2%	2,894	8	0.3%	2,932	8	0.3%	2,960	5	0.2%
				対10%値	2,509	40	1.6%	2,559	46	1.8%	2,894	37	1.3%	2,932	42	1.4%	2,960	55	1.9%
目-29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L	性状項目	対目標値	2,097	0	0.0%	2,123	0	0.0%	2,475	0	0.0%	2,472	0	0.0%	2,474	0	0.0%
				対50%値	2,097	0	0.0%	2,123	0	0.0%	2,475	0	0.0%	2,472	0	0.0%	2,474	0	0.0%
				対10%値	2,097	2	0.1%	2,123	0	0.0%	2,475	0	0.0%	2,472	0	0.0%	2,474	0	0.0%
目-30	アルミニウム	0.1mg/L	性状項目	対目標値	5,872	108	1.8%	6,452	118	1.8%	7,823	14	0.2%	8,104	146	1.8%	8,408	144	1.7%
				対50%値	5,872	489	8.3%	6,452	515	8.0%	7,823	167	2.1%	8,104	608	7.5%	8,408	634	7.5%
				対10%値	5,872	2,203	37.5%	6,452	2,335	36.2%	7,823	1,794	22.9%	8,104	2,819	34.8%	8,408	2,966	35.3%

表 2-9 農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果 (1/13)

群	番号	項目名	目標値※1 (mg/L)	評価	H27			H28 ※2			H29 ※3			H30 ※4			R01 ※4		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
対	1	1,3-ジクロロプロペン (D-D)	0.05	対目標値超	615	0	0.0%	572	0	0.0%	653	0	0.0%	651	0	0.0%	646	0	0.0%
				対50%値超	615	0	0.0%	572	0	0.0%	653	0	0.0%	651	0	0.0%	646	0	0.0%
				対10%値超	615	0	0.0%	572	0	0.0%	653	0	0.0%	651	0	0.0%	646	0	0.0%
				対1%値超	615	1	0.2%	572	0	0.0%	653	0	0.0%	651	0	0.0%	646	0	0.0%
対	2	ダラボン	0.08	対目標値超	430	0	0.0%	411	0	0.0%	480	0	0.0%	458	0	0.0%	468	0	0.0%
				対50%値超	430	0	0.0%	411	0	0.0%	480	0	0.0%	458	0	0.0%	468	0	0.0%
				対10%値超	430	0	0.0%	411	0	0.0%	480	0	0.0%	458	0	0.0%	468	0	0.0%
				対1%値超	430	10	2.3%	411	0	0.0%	480	2	0.4%	458	3	0.7%	468	0	0.0%
対	3	2,4-ジクロロフェノキシ 酢酸(2,4-D)	0.03	対目標値超	553	0	0.0%	535	0	0.0%	620	0	0.0%	599	0	0.0%	633	0	0.0%
				対50%値超	553	0	0.0%	535	0	0.0%	620	0	0.0%	599	0	0.0%	633	0	0.0%
				対10%値超	553	0	0.0%	535	0	0.0%	620	0	0.0%	599	0	0.0%	633	0	0.0%
				対1%値超	553	0	0.0%	535	0	0.0%	620	0	0.0%	599	1	0.2%	633	0	0.0%
対	4	EPN	0.004	対目標値超	610	0	0.0%	565	0	0.0%	672	0	0.0%	691	0	0.0%	676	0	0.0%
				対50%値超	610	0	0.0%	565	0	0.0%	672	0	0.0%	691	0	0.0%	676	0	0.0%
				対10%値超	610	0	0.0%	565	0	0.0%	672	0	0.0%	691	0	0.0%	676	0	0.0%
				対1%値超	610	16	2.6%	565	0	0.0%	672	2	0.3%	691	2	0.3%	676	0	0.0%
対	5	MCPA	0.005	対目標値超	404	0	0.0%	423	0	0.0%	524	0	0.0%	507	0	0.0%	535	0	0.0%
				対50%値超	404	0	0.0%	423	0	0.0%	524	0	0.0%	507	0	0.0%	535	0	0.0%
				対10%値超	404	0	0.0%	423	0	0.0%	524	0	0.0%	507	0	0.0%	535	0	0.0%
				対1%値超	404	11	2.7%	423	0	0.0%	524	12	2.3%	507	2	0.4%	535	0	0.0%
対	6	アシュラム	0.9	対目標値超	538	0	0.0%	494	0	0.0%	597	0	0.0%	614	0	0.0%	605	0	0.0%
				対50%値超	538	0	0.0%	494	0	0.0%	597	0	0.0%	614	0	0.0%	605	0	0.0%
				対10%値超	538	0	0.0%	494	0	0.0%	597	0	0.0%	614	0	0.0%	605	0	0.0%
				対1%値超	538	0	0.0%	494	0	0.0%	597	3	0.5%	614	0	0.0%	605	0	0.0%
対	7	アセフェート	0.006	対目標値超	578	0	0.0%	547	0	0.0%	638	0	0.0%	637	0	0.0%	697	0	0.0%
				対50%値超	578	0	0.0%	547	0	0.0%	638	0	0.0%	637	0	0.0%	697	0	0.0%
				対10%値超	578	16	2.8%	547	1	0.2%	638	2	0.3%	637	4	0.6%	697	15	2.2%
				対1%値超	578	17	2.9%	547	1	0.2%	638	3	0.5%	637	9	1.4%	697	15	2.2%
対	8	アトラジン	0.01	対目標値超	571	0	0.0%	541	0	0.0%	638	0	0.0%	654	0	0.0%	660	0	0.0%
				対50%値超	571	0	0.0%	541	0	0.0%	638	0	0.0%	654	0	0.0%	660	0	0.0%
				対10%値超	571	0	0.0%	541	0	0.0%	638	0	0.0%	654	0	0.0%	660	0	0.0%
				対1%値超	571	0	0.0%	541	0	0.0%	638	0	0.0%	654	0	0.0%	660	0	0.0%
対	9	アニロホス	0.003	対目標値超	506	0	0.0%	477	0	0.0%	567	0	0.0%	589	0	0.0%	573	0	0.0%
				対50%値超	506	0	0.0%	477	0	0.0%	567	0	0.0%	589	0	0.0%	573	0	0.0%
				対10%値超	506	0	0.0%	477	0	0.0%	567	0	0.0%	589	0	0.0%	573	0	0.0%
				対1%値超	506	11	2.2%	477	3	0.6%	567	4	0.7%	589	3	0.5%	573	0	0.0%
対	10	アミトラズ	0.006	対目標値超	359	0	0.0%	358	0	0.0%	452	0	0.0%	441	0	0.0%	472	0	0.0%
				対50%値超	359	0	0.0%	358	0	0.0%	452	0	0.0%	441	0	0.0%	472	0	0.0%
				対10%値超	359	0	0.0%	358	0	0.0%	452	0	0.0%	441	0	0.0%	472	0	0.0%
				対1%値超	359	10	2.8%	358	0	0.0%	452	1	0.2%	441	5	1.1%	472	0	0.0%

表 2-9 農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果 (2/13)

群	番号	項目名	目標値 ^{※1} (mg/L)	評価	H27			H28 ^{※2}			H29 ^{※3}			H30 ^{※4}			R01 ^{※4}		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
対	11	アラクロール	0.03	対目標値超	577	0	0.0%	541	0	0.0%	638	0	0.0%	656	0	0.0%	673	0	0.0%
				対50%値超	577	0	0.0%	541	0	0.0%	638	0	0.0%	656	0	0.0%	673	0	0.0%
				対10%値超	577	0	0.0%	541	0	0.0%	638	0	0.0%	656	0	0.0%	673	0	0.0%
				対1%値超	577	0	0.0%	541	0	0.0%	638	1	0.2%	656	0	0.0%	673	0	0.0%
対	12	イソキサチオン	0.008	対目標値超	630	0	0.0%	582	0	0.0%	694	0	0.0%	730	0	0.0%	758	0	0.0%
				対50%値超	630	0	0.0%	582	0	0.0%	694	0	0.0%	730	0	0.0%	758	0	0.0%
				対10%値超	630	0	0.0%	582	0	0.0%	694	0	0.0%	730	0	0.0%	758	0	0.0%
				対1%値超	630	1	0.2%	582	0	0.0%	694	0	0.0%	730	1	0.1%	758	0	0.0%
対	13	イソフェンホス	0.001	対目標値超	537	0	0.0%	508	0	0.0%	628	0	0.0%	652	0	0.0%	614	0	0.0%
				対50%値超	537	0	0.0%	508	0	0.0%	628	0	0.0%	652	0	0.0%	614	0	0.0%
				対10%値超	537	0	0.0%	508	0	0.0%	628	0	0.0%	652	0	0.0%	614	0	0.0%
				対1%値超	537	13	2.4%	508	3	0.6%	628	5	0.8%	652	4	0.6%	614	0	0.0%
対	14	イソプロカルブ(MIPC)	0.01	対目標値超	561	0	0.0%	532	0	0.0%	606	0	0.0%	612	0	0.0%	600	0	0.0%
				対50%値超	561	0	0.0%	532	0	0.0%	606	0	0.0%	612	0	0.0%	600	0	0.0%
				対10%値超	561	0	0.0%	532	0	0.0%	606	0	0.0%	612	0	0.0%	600	0	0.0%
				対1%値超	561	0	0.0%	532	0	0.0%	606	0	0.0%	612	0	0.0%	600	0	0.0%
対	15	イソプロチオラン(IPT)	0.3	対目標値超	635	0	0.0%	584	0	0.0%	687	0	0.0%	713	0	0.0%	693	0	0.0%
				対50%値超	635	0	0.0%	584	0	0.0%	687	0	0.0%	713	0	0.0%	693	0	0.0%
				対10%値超	635	0	0.0%	584	0	0.0%	687	0	0.0%	713	0	0.0%	693	0	0.0%
				対1%値超	635	0	0.0%	584	0	0.0%	687	0	0.0%	713	0	0.0%	693	0	0.0%
対	16	イプロベンホス(IBP)	0.09	対目標値超	600	0	0.0%	562	0	0.0%	654	0	0.0%	682	0	0.0%	659	0	0.0%
				対50%値超	600	0	0.0%	562	0	0.0%	654	0	0.0%	682	0	0.0%	659	0	0.0%
				対10%値超	600	0	0.0%	562	0	0.0%	654	0	0.0%	682	0	0.0%	659	0	0.0%
				対1%値超	600	0	0.0%	562	0	0.0%	654	0	0.0%	682	0	0.0%	659	0	0.0%
対	17	イミノクタジン酢酸塩	0.006	対目標値超	403	0	0.0%	381	0	0.0%	430	0	0.0%	423	0	0.0%	443	0	0.0%
				対50%値超	403	0	0.0%	381	3	0.8%	430	4	0.9%	423	1	0.2%	443	0	0.0%
				対10%値超	403	0	0.0%	381	3	0.8%	430	4	0.9%	423	1	0.2%	443	0	0.0%
				対1%値超	403	1	0.2%	381	3	0.8%	430	4	0.9%	423	1	0.2%	443	0	0.0%
対	18	インダノファン	0.009	対目標値超	485	0	0.0%	487	0	0.0%	585	0	0.0%	576	0	0.0%	572	0	0.0%
				対50%値超	485	0	0.0%	487	0	0.0%	585	0	0.0%	576	0	0.0%	572	0	0.0%
				対10%値超	485	0	0.0%	487	0	0.0%	585	0	0.0%	576	0	0.0%	572	0	0.0%
				対1%値超	485	1	0.2%	487	0	0.0%	585	0	0.0%	576	3	0.5%	572	0	0.0%
対	19	エスプロカルブ	0.03	対目標値超	573	0	0.0%	539	0	0.0%	639	0	0.0%	665	0	0.0%	667	0	0.0%
				対50%値超	573	0	0.0%	539	0	0.0%	639	0	0.0%	665	0	0.0%	667	0	0.0%
				対10%値超	573	0	0.0%	539	0	0.0%	639	0	0.0%	665	0	0.0%	667	0	0.0%
				対1%値超	573	0	0.0%	539	0	0.0%	639	0	0.0%	665	0	0.0%	667	0	0.0%

表 2-9 農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果 (3/13)

群	番号	項目名	目標値 ^{※1} (mg/L)	評価	H27			H28 ^{※2}			H29 ^{※3}			H30 ^{※4}			R01 ^{※4}		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
対	20	エトフェンブロックス	0.08	対目標値超	660	0	0.0%	626	0	0.0%	732	0	0.0%	739	0	0.0%	773	0	0.0%
				対50%値超	660	0	0.0%	626	0	0.0%	732	0	0.0%	739	0	0.0%	773	0	0.0%
				対10%値超	660	0	0.0%	626	0	0.0%	732	0	0.0%	739	0	0.0%	773	0	0.0%
				対1%値超	660	0	0.0%	626	0	0.0%	732	3	0.4%	739	0	0.0%	773	0	0.0%
対	21	エンドスルファン(ベンゾエピン, エンドスルフェート)	0.01	対目標値超	457	0	0.0%	442	0	0.0%	532	0	0.0%	556	0	0.0%	538	0	0.0%
				対50%値超	457	0	0.0%	442	0	0.0%	532	0	0.0%	556	0	0.0%	538	0	0.0%
				対10%値超	457	0	0.0%	442	0	0.0%	532	0	0.0%	556	0	0.0%	538	0	0.0%
				対1%値超	457	0	0.0%	442	0	0.0%	532	0	0.0%	556	0	0.0%	538	0	0.0%
対	22	オキサジクロメホン	0.02	対目標値超	444	0	0.0%	463	0	0.0%	550	0	0.0%	557	0	0.0%	569	0	0.0%
				対50%値超	444	0	0.0%	463	0	0.0%	550	0	0.0%	557	0	0.0%	569	0	0.0%
				対10%値超	444	0	0.0%	463	0	0.0%	550	0	0.0%	557	0	0.0%	569	0	0.0%
				対1%値超	444	0	0.0%	463	0	0.0%	550	0	0.0%	557	0	0.0%	569	0	0.0%
対	23	オキシ銅	0.03	対目標値超	513	0	0.0%	484	0	0.0%	556	0	0.0%	548	0	0.0%	577	0	0.0%
				対50%値超	513	0	0.0%	484	0	0.0%	556	0	0.0%	548	0	0.0%	577	0	0.0%
				対10%値超	513	0	0.0%	484	0	0.0%	556	0	0.0%	548	0	0.0%	577	0	0.0%
				対1%値超	513	1	0.2%	484	3	0.6%	556	3	0.5%	548	3	0.5%	577	0	0.0%
対	24	オリサストロビン	0.1	対目標値超	400	0	0.0%	395	0	0.0%	493	0	0.0%	510	0	0.0%	493	0	0.0%
				対50%値超	400	0	0.0%	395	0	0.0%	493	0	0.0%	510	0	0.0%	493	0	0.0%
				対10%値超	400	0	0.0%	395	0	0.0%	493	0	0.0%	510	0	0.0%	493	0	0.0%
				対1%値超	400	0	0.0%	395	0	0.0%	493	0	0.0%	510	0	0.0%	493	0	0.0%
対	25	カズサホス	0.0006	対目標値超	413	0	0.0%	420	0	0.0%	518	0	0.0%	503	0	0.0%	516	0	0.0%
				対50%値超	413	0	0.0%	420	0	0.0%	518	0	0.0%	503	0	0.0%	516	0	0.0%
				対10%値超	413	0	0.0%	420	0	0.0%	518	0	0.0%	503	0	0.0%	516	0	0.0%
				対1%値超	413	2	0.5%	420	1	0.2%	518	1	0.2%	503	1	0.2%	516	0	0.0%
対	26	カフェンストール	0.008	対目標値超	640	0	0.0%	607	0	0.0%	721	0	0.0%	736	0	0.0%	732	0	0.0%
				対50%値超	640	0	0.0%	607	0	0.0%	721	0	0.0%	736	0	0.0%	732	0	0.0%
				対10%値超	640	0	0.0%	607	0	0.0%	721	0	0.0%	736	0	0.0%	732	0	0.0%
				対1%値超	640	0	0.0%	607	1	0.2%	721	0	0.0%	736	0	0.0%	732	0	0.0%
対	27	カルタップ	0.3	対目標値超	248	0	0.0%	347	0	0.0%	424	0	0.0%	438	0	0.0%	511	0	0.0%
				対50%値超	248	0	0.0%	347	0	0.0%	424	0	0.0%	438	0	0.0%	511	0	0.0%
				対10%値超	248	0	0.0%	347	0	0.0%	424	0	0.0%	438	0	0.0%	511	0	0.0%
				対1%値超	248	0	0.0%	347	0	0.0%	424	0	0.0%	438	12	2.7%	511	0	0.0%
対	28	カルバリル(NAC)	0.05	対目標値超	518	0	0.0%	479	0	0.0%	540	0	0.0%	542	0	0.0%	599	0	0.0%
				対50%値超	518	0	0.0%	479	0	0.0%	540	0	0.0%	542	0	0.0%	599	0	0.0%
				対10%値超	518	0	0.0%	479	0	0.0%	540	0	0.0%	542	0	0.0%	599	0	0.0%
				対1%値超	518	0	0.0%	479	0	0.0%	540	7	1.3%	542	0	0.0%	599	0	0.0%

表 2-9 農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果 (4/13)

群	番号	項目名	目標値 ^{※1} (mg/L)	評価	H27			H28 ^{※2}			H29 ^{※3}			H30 ^{※4}			R01 ^{※4}		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
対	29	カルボフラン(カルボスルファン代謝物)	0.005	対目標値超	504	0	0.0%	462	0	0.0%	546	0	0.0%	532	0	0.0%	535	0	0.0%
				対50%値超	504	0	0.0%	462	0	0.0%	546	0	0.0%	532	0	0.0%	535	0	0.0%
				対10%値超	504	0	0.0%	462	0	0.0%	546	0	0.0%	532	0	0.0%	535	9	1.7%
				対1%値超	504	0	0.0%	462	0	0.0%	546	0	0.0%	532	0	0.0%	535	9	1.7%
対	30	キノクラミン(ACN)	0.005	対目標値超	401	0	0.0%	408	0	0.0%	500	0	0.0%	497	0	0.0%	503	0	0.0%
				対50%値超	401	0	0.0%	408	0	0.0%	500	0	0.0%	497	0	0.0%	503	0	0.0%
				対10%値超	401	0	0.0%	408	0	0.0%	500	0	0.0%	497	0	0.0%	503	0	0.0%
				対1%値超	401	0	0.0%	408	0	0.0%	500	0	0.0%	497	2	0.4%	503	0	0.0%
対	31	キャプタン	0.3	対目標値超	567	0	0.0%	524	0	0.0%	625	0	0.0%	655	0	0.0%	627	0	0.0%
				対50%値超	567	0	0.0%	524	0	0.0%	625	0	0.0%	655	0	0.0%	627	0	0.0%
				対10%値超	567	0	0.0%	524	0	0.0%	625	0	0.0%	655	0	0.0%	627	0	0.0%
				対1%値超	567	0	0.0%	524	0	0.0%	625	0	0.0%	655	0	0.0%	627	0	0.0%
対	32	クミルロン	0.03	対目標値超	474	0	0.0%	475	0	0.0%	578	0	0.0%	567	0	0.0%	569	0	0.0%
				対50%値超	474	0	0.0%	475	0	0.0%	578	0	0.0%	567	0	0.0%	569	0	0.0%
				対10%値超	474	0	0.0%	475	0	0.0%	578	0	0.0%	567	0	0.0%	569	0	0.0%
				対1%値超	474	0	0.0%	475	0	0.0%	578	0	0.0%	567	0	0.0%	569	0	0.0%
対	33	グリホサート	2	対目標値超	466	0	0.0%	458	0	0.0%	519	0	0.0%	525	0	0.0%	597	0	0.0%
				対50%値超	466	0	0.0%	458	0	0.0%	519	0	0.0%	525	0	0.0%	597	0	0.0%
				対10%値超	466	0	0.0%	458	0	0.0%	519	0	0.0%	525	0	0.0%	597	0	0.0%
				対1%値超	466	0	0.0%	458	0	0.0%	519	0	0.0%	525	0	0.0%	597	0	0.0%
対	34	グルホシネート	0.02	対目標値超	228	0	0.0%	281	0	0.0%	341	0	0.0%	400	0	0.0%	485	0	0.0%
				対50%値超	228	0	0.0%	281	0	0.0%	341	0	0.0%	400	0	0.0%	485	0	0.0%
				対10%値超	228	0	0.0%	281	0	0.0%	341	0	0.0%	400	0	0.0%	485	0	0.0%
				対1%値超	228	0	0.0%	281	0	0.0%	341	0	0.0%	400	0	0.0%	485	0	0.0%
対	35	クロメプロップ	0.02	対目標値超	428	0	0.0%	442	0	0.0%	533	0	0.0%	521	0	0.0%	527	0	0.0%
				対50%値超	428	0	0.0%	442	0	0.0%	533	0	0.0%	521	0	0.0%	527	0	0.0%
				対10%値超	428	0	0.0%	442	0	0.0%	533	0	0.0%	521	0	0.0%	527	0	0.0%
				対1%値超	428	0	0.0%	442	0	0.0%	533	0	0.0%	521	0	0.0%	527	0	0.0%
対	36	クロルニトロフェン(CNP)	0.0001	対目標値超	493	0	0.0%	454	0	0.0%	525	0	0.0%	549	0	0.0%	531	0	0.0%
				対50%値超	493	0	0.0%	454	3	0.7%	525	5	1.0%	549	6	1.1%	531	11	2.1%
				対10%値超	493	0	0.0%	454	3	0.7%	525	5	1.0%	549	6	1.1%	531	11	2.1%
				対1%値超	493	0	0.0%	454	7	1.5%	525	5	1.0%	549	6	1.1%	531	11	2.1%
対	37	クロルピリホス	0.003	対目標値超	609	0	0.0%	566	0	0.0%	685	0	0.0%	721	0	0.0%	712	0	0.0%
				対50%値超	609	0	0.0%	566	0	0.0%	685	0	0.0%	721	0	0.0%	712	0	0.0%
				対10%値超	609	0	0.0%	566	0	0.0%	685	0	0.0%	721	0	0.0%	712	0	0.0%
				対1%値超	609	12	2.0%	566	0	0.0%	685	3	0.4%	721	4	0.6%	712	0	0.0%

表 2-9 農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果 (5/13)

群	番号	項目名	目標値 ^{※1} (mg/L)	評価	H27			H28 ^{※2}			H29 ^{※3}			H30 ^{※4}			R01 ^{※4}		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
対	38	クロロタロニル(TPN)	0.05	対目標値超	669	0	0.0%	615	0	0.0%	706	0	0.0%	741	0	0.0%	769	0	0.0%
				対50%値超	669	0	0.0%	615	0	0.0%	706	0	0.0%	741	0	0.0%	769	0	0.0%
				対10%値超	669	0	0.0%	615	0	0.0%	706	0	0.0%	741	0	0.0%	769	0	0.0%
				対1%値超	669	0	0.0%	615	0	0.0%	706	0	0.0%	741	0	0.0%	769	0	0.0%
対	39	シアナジン	0.004	対目標値超	485	0	0.0%	484	0	0.0%	598	0	0.0%	583	0	0.0%	600	0	0.0%
				対50%値超	485	0	0.0%	484	0	0.0%	598	0	0.0%	583	0	0.0%	600	0	0.0%
				対10%値超	485	0	0.0%	484	0	0.0%	598	0	0.0%	583	0	0.0%	600	1	0.2%
				対1%値超	485	0	0.0%	484	0	0.0%	598	0	0.0%	583	2	0.3%	600	1	0.2%
対	40	シアノホス(CYAP)	0.003	対目標値超	417	0	0.0%	421	0	0.0%	527	0	0.0%	528	0	0.0%	547	0	0.0%
				対50%値超	417	0	0.0%	421	0	0.0%	527	0	0.0%	528	0	0.0%	547	0	0.0%
				対10%値超	417	0	0.0%	421	0	0.0%	527	0	0.0%	528	0	0.0%	547	0	0.0%
				対1%値超	417	0	0.0%	421	0	0.0%	527	0	0.0%	528	0	0.0%	547	0	0.0%
対	41	ジウロン(DCMU)	0.02	対目標値超	534	0	0.0%	511	0	0.0%	598	0	0.0%	576	0	0.0%	586	0	0.0%
				対50%値超	534	0	0.0%	511	0	0.0%	598	0	0.0%	576	0	0.0%	586	0	0.0%
				対10%値超	534	0	0.0%	511	0	0.0%	598	0	0.0%	576	0	0.0%	586	0	0.0%
				対1%値超	534	0	0.0%	511	0	0.0%	598	0	0.0%	576	0	0.0%	586	0	0.0%
対	42	ジクロベニル(DBN)	0.03	対目標値超	588	0	0.0%	540	0	0.0%	650	0	0.0%	670	0	0.0%	740	0	0.0%
				対50%値超	588	0	0.0%	540	0	0.0%	650	0	0.0%	670	0	0.0%	740	0	0.0%
				対10%値超	588	0	0.0%	540	0	0.0%	650	0	0.0%	670	0	0.0%	740	0	0.0%
				対1%値超	588	0	0.0%	540	0	0.0%	650	1	0.2%	670	0	0.0%	740	0	0.0%
対	43	ジクロルボス(DDVP)	0.008	対目標値超	556	0	0.0%	511	0	0.0%	611	0	0.0%	639	0	0.0%	604	0	0.0%
				対50%値超	556	0	0.0%	511	0	0.0%	611	0	0.0%	639	0	0.0%	604	0	0.0%
				対10%値超	556	0	0.0%	511	0	0.0%	611	0	0.0%	639	0	0.0%	604	0	0.0%
				対1%値超	556	0	0.0%	511	0	0.0%	611	1	0.2%	639	0	0.0%	604	0	0.0%
対	44	ジクワット	0.005	対目標値超	436	0	0.0%	432	0	0.0%	489	0	0.0%	495	0	0.0%	551	0	0.0%
				対50%値超	436	0	0.0%	432	0	0.0%	489	0	0.0%	495	0	0.0%	551	0	0.0%
				対10%値超	436	22	5.0%	432	3	0.7%	489	7	1.4%	495	0	0.0%	551	0	0.0%
				対1%値超	436	23	5.3%	432	3	0.7%	489	7	1.4%	495	1	0.2%	551	0	0.0%
対	45	エチルチオメトン	0.004	対目標値超	578	0	0.0%	533	0	0.0%	637	0	0.0%	618	0	0.0%	612	0	0.0%
				対50%値超	578	0	0.0%	533	0	0.0%	637	0	0.0%	618	0	0.0%	612	0	0.0%
				対10%値超	578	0	0.0%	533	0	0.0%	637	0	0.0%	618	0	0.0%	612	0	0.0%
				対1%値超	578	0	0.0%	533	0	0.0%	637	3	0.5%	618	0	0.0%	612	0	0.0%
対	46	ジチオカルバメート系 農薬	0.005	対目標値超	179	0	0.0%	243	0	0.0%	316	0	0.0%	316	0	0.0%	409	1	0.2%
				対50%値超	179	0	0.0%	243	0	0.0%	316	3	0.9%	316	0	0.0%	409	1	0.2%
				対10%値超	179	0	0.0%	243	0	0.0%	316	3	0.9%	316	0	0.0%	409	1	0.2%
				対1%値超	179	1	0.6%	243	3	1.2%	316	7	2.2%	316	1	0.3%	409	1	0.2%

表 2-9 農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果 (6/13)

群	番号	項目名	目標値 ^{※1} (mg/L)	評価	H27			H28 ^{※2}			H29 ^{※3}			H30 ^{※4}			R01 ^{※4}		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
対	47	ジチオピル	0.009	対目標値超	533	0	0.0%	507	0	0.0%	600	0	0.0%	629	0	0.0%	581	0	0.0%
				対50%値超	533	0	0.0%	507	0	0.0%	600	0	0.0%	629	0	0.0%	581	0	0.0%
				対10%値超	533	0	0.0%	507	0	0.0%	600	0	0.0%	629	0	0.0%	581	0	0.0%
				対1%値超	533	0	0.0%	507	0	0.0%	600	0	0.0%	629	0	0.0%	581	0	0.0%
対	48	シハ口ホップブチル	0.006	対目標値超	446	0	0.0%	451	0	0.0%	545	0	0.0%	540	0	0.0%	572	0	0.0%
				対50%値超	446	0	0.0%	451	0	0.0%	545	0	0.0%	540	0	0.0%	572	0	0.0%
				対10%値超	446	0	0.0%	451	0	0.0%	545	0	0.0%	540	0	0.0%	572	0	0.0%
				対1%値超	446	0	0.0%	451	0	0.0%	545	0	0.0%	540	0	0.0%	572	0	0.0%
対	49	シマジン(CAT)	0.003	対目標値超	638	0	0.0%	604	0	0.0%	695	0	0.0%	723	0	0.0%	742	0	0.0%
				対50%値超	638	0	0.0%	604	0	0.0%	695	0	0.0%	723	0	0.0%	742	0	0.0%
				対10%値超	638	0	0.0%	604	0	0.0%	695	0	0.0%	723	0	0.0%	742	0	0.0%
				対1%値超	638	0	0.0%	604	0	0.0%	695	1	0.1%	723	0	0.0%	742	0	0.0%
対	50	ジメタメリン	0.02	対目標値超	579	0	0.0%	549	0	0.0%	642	0	0.0%	673	0	0.0%	656	0	0.0%
				対50%値超	579	0	0.0%	549	0	0.0%	642	0	0.0%	673	0	0.0%	656	0	0.0%
				対10%値超	579	0	0.0%	549	0	0.0%	642	0	0.0%	673	0	0.0%	656	0	0.0%
				対1%値超	579	1	0.2%	549	0	0.0%	642	0	0.0%	673	0	0.0%	656	0	0.0%
対	51	ジメエート	0.05	対目標値超	578	0	0.0%	544	0	0.0%	640	0	0.0%	641	0	0.0%	623	0	0.0%
				対50%値超	578	0	0.0%	544	0	0.0%	640	0	0.0%	641	0	0.0%	623	0	0.0%
				対10%値超	578	0	0.0%	544	0	0.0%	640	0	0.0%	641	0	0.0%	623	0	0.0%
				対1%値超	578	0	0.0%	544	0	0.0%	640	0	0.0%	641	0	0.0%	623	0	0.0%
対	52	シメリン	0.03	対目標値超	608	0	0.0%	581	0	0.0%	680	0	0.0%	702	0	0.0%	752	0	0.0%
				対50%値超	608	0	0.0%	581	0	0.0%	680	0	0.0%	702	0	0.0%	752	0	0.0%
				対10%値超	608	0	0.0%	581	0	0.0%	680	0	0.0%	702	0	0.0%	752	0	0.0%
				対1%値超	608	0	0.0%	581	0	0.0%	680	0	0.0%	702	0	0.0%	752	0	0.0%
対	53	ダイアジノン	0.003	対目標値超	708	0	0.0%	665	0	0.0%	765	0	0.0%	796	0	0.0%	838	0	0.0%
				対50%値超	708	0	0.0%	665	0	0.0%	765	0	0.0%	796	1	0.1%	838	0	0.0%
				対10%値超	708	1	0.1%	665	0	0.0%	765	0	0.0%	796	1	0.1%	838	0	0.0%
				対1%値超	708	27	3.8%	665	7	1.1%	765	5	0.7%	796	7	0.9%	838	0	0.0%
対	54	ダイムロン	0.8	対目標値超	532	0	0.0%	504	0	0.0%	563	0	0.0%	571	0	0.0%	636	0	0.0%
				対50%値超	532	0	0.0%	504	0	0.0%	563	0	0.0%	571	0	0.0%	636	0	0.0%
				対10%値超	532	0	0.0%	504	0	0.0%	563	0	0.0%	571	0	0.0%	636	0	0.0%
				対1%値超	532	0	0.0%	504	0	0.0%	563	0	0.0%	571	0	0.0%	636	0	0.0%
対	55	ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート※	0.01(メチルイソチオシアネートとして)	対目標値超	202	0	0.0%	272	0	0.0%	352	0	0.0%	392	0	0.0%	467	0	0.0%
				対50%値超	202	0	0.0%	272	0	0.0%	352	0	0.0%	392	0	0.0%	467	0	0.0%
				対10%値超	202	0	0.0%	272	0	0.0%	352	0	0.0%	392	0	0.0%	467	0	0.0%
				対1%値超	202	0	0.0%	272	0	0.0%	352	0	0.0%	392	0	0.0%	467	0	0.0%

表 2-9 農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果 (7/13)

群	番号	項目名	目標値 ^{※1} (mg/L)	評価	H27			H28 ^{※2}			H29 ^{※3}			H30 ^{※4}			R01 ^{※4}		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
対	56	チアジニル	0.1	対目標値超	433	0	0.0%	453	0	0.0%	544	0	0.0%	531	0	0.0%	537	0	0.0%
				対50%値超	433	0	0.0%	453	0	0.0%	544	0	0.0%	531	0	0.0%	537	0	0.0%
				対10%値超	433	0	0.0%	453	0	0.0%	544	0	0.0%	531	0	0.0%	537	0	0.0%
				対1%値超	433	0	0.0%	453	0	0.0%	544	0	0.0%	531	0	0.0%	537	0	0.0%
対	57	チウラム	0.02	対目標値超	604	0	0.0%	576	0	0.0%	659	0	0.0%	654	0	0.0%	728	0	0.0%
				対50%値超	604	0	0.0%	576	0	0.0%	659	0	0.0%	654	0	0.0%	728	0	0.0%
				対10%値超	604	0	0.0%	576	0	0.0%	659	0	0.0%	654	0	0.0%	728	0	0.0%
				対1%値超	604	0	0.0%	576	0	0.0%	659	0	0.0%	654	0	0.0%	728	0	0.0%
対	58	チオジカルブ	0.08	対目標値超	513	0	0.0%	482	0	0.0%	555	0	0.0%	536	0	0.0%	551	0	0.0%
				対50%値超	513	0	0.0%	482	0	0.0%	555	0	0.0%	536	0	0.0%	551	0	0.0%
				対10%値超	513	0	0.0%	482	0	0.0%	555	0	0.0%	536	0	0.0%	551	0	0.0%
				対1%値超	513	0	0.0%	482	0	0.0%	555	0	0.0%	536	0	0.0%	551	0	0.0%
対	59	チオファネートメチル	0.3	対目標値超	534	0	0.0%	523	0	0.0%	598	0	0.0%	593	0	0.0%	639	0	0.0%
				対50%値超	534	0	0.0%	523	0	0.0%	598	0	0.0%	593	0	0.0%	639	0	0.0%
				対10%値超	534	0	0.0%	523	0	0.0%	598	0	0.0%	593	0	0.0%	639	0	0.0%
				対1%値超	534	0	0.0%	523	0	0.0%	598	3	0.5%	593	0	0.0%	639	0	0.0%
対	60	チオベンカルブ	0.02	対目標値超	608	0	0.0%	578	0	0.0%	665	0	0.0%	695	0	0.0%	670	0	0.0%
				対50%値超	608	0	0.0%	578	0	0.0%	665	0	0.0%	695	0	0.0%	670	0	0.0%
				対10%値超	608	0	0.0%	578	0	0.0%	665	0	0.0%	695	0	0.0%	670	0	0.0%
				対1%値超	608	0	0.0%	578	0	0.0%	665	0	0.0%	695	0	0.0%	670	0	0.0%
対	61	テフリルトリオン	0.002	対目標値超							298	0	0.0%	298	0	0.0%	298	0	0.0%
				対50%値超							298	0	0.0%	298	0	0.0%	298	0	0.0%
				対10%値超							298	0	0.0%	298	0	0.0%	298	0	0.0%
				対1%値超							298	0	0.0%	298	0	0.0%	298	0	0.0%
対	62	テルブカルブ(MBPMC)	0.02	対目標値超	513	0	0.0%	479	0	0.0%	567	0	0.0%	591	0	0.0%	575	0	0.0%
				対50%値超	513	0	0.0%	479	0	0.0%	567	0	0.0%	591	0	0.0%	575	0	0.0%
				対10%値超	513	0	0.0%	479	0	0.0%	567	0	0.0%	591	0	0.0%	575	0	0.0%
				対1%値超	513	1	0.2%	479	0	0.0%	567	0	0.0%	591	0	0.0%	575	0	0.0%
対	63	トリクロピル	0.006	対目標値超	554	0	0.0%	529	0	0.0%	607	0	0.0%	590	0	0.0%	566	0	0.0%
				対50%値超	554	0	0.0%	529	0	0.0%	607	0	0.0%	590	0	0.0%	566	0	0.0%
				対10%値超	554	0	0.0%	529	0	0.0%	607	0	0.0%	590	0	0.0%	566	0	0.0%
				対1%値超	554	0	0.0%	529	0	0.0%	607	0	0.0%	590	0	0.0%	566	0	0.0%
対	64	トリクロルホン(DEP)	0.005	対目標値超	541	0	0.0%	497	0	0.0%	594	0	0.0%	572	0	0.0%	584	0	0.0%
				対50%値超	541	0	0.0%	497	0	0.0%	594	0	0.0%	572	0	0.0%	584	0	0.0%
				対10%値超	541	0	0.0%	497	1	0.2%	594	0	0.0%	572	0	0.0%	584	0	0.0%
				対1%値超	541	5	0.9%	497	6	1.2%	594	6	1.0%	572	4	0.7%	584	0	0.0%
対	65	トリシクラゾール	0.1	対目標値超	527	0	0.0%	513	0	0.0%	574	0	0.0%	568	0	0.0%	622	0	0.0%
				対50%値超	527	0	0.0%	513	0	0.0%	574	0	0.0%	568	0	0.0%	622	0	0.0%
				対10%値超	527	0	0.0%	513	0	0.0%	574	0	0.0%	568	0	0.0%	622	0	0.0%
				対1%値超	527	0	0.0%	513	0	0.0%	574	0	0.0%	568	0	0.0%	622	0	0.0%

表 2-9 農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果 (8/13)

群	番号	項目名	目標値 ^{※1} (mg/L)	評価	H27			H28 ^{※2}			H29 ^{※3}			H30 ^{※4}			R01 ^{※4}		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
対	66	トリフルラリン	0.06	対目標値超	628	0	0.0%	602	0	0.0%	683	0	0.0%	690	0	0.0%	702	0	0.0%
				対50%値超	628	0	0.0%	602	0	0.0%	683	0	0.0%	690	0	0.0%	702	0	0.0%
				対10%値超	628	0	0.0%	602	0	0.0%	683	0	0.0%	690	0	0.0%	702	0	0.0%
				対1%値超	628	0	0.0%	602	0	0.0%	683	0	0.0%	690	0	0.0%	702	0	0.0%
対	67	ナプロバミド	0.03	対目標値超	524	0	0.0%	501	0	0.0%	572	0	0.0%	615	0	0.0%	588	0	0.0%
				対50%値超	524	0	0.0%	501	0	0.0%	572	0	0.0%	615	0	0.0%	588	0	0.0%
				対10%値超	524	0	0.0%	501	0	0.0%	572	0	0.0%	615	0	0.0%	588	0	0.0%
				対1%値超	524	0	0.0%	501	0	0.0%	572	0	0.0%	615	0	0.0%	588	0	0.0%
対	68	パラコート	0.005	対目標値超	269	0	0.0%	328	0	0.0%	432	0	0.0%	456	0	0.0%	531	0	0.0%
				対50%値超	269	0	0.0%	328	0	0.0%	432	0	0.0%	456	0	0.0%	531	0	0.0%
				対10%値超	269	0	0.0%	328	0	0.0%	432	0	0.0%	456	0	0.0%	531	0	0.0%
				対1%値超	269	1	0.4%	328	0	0.0%	432	0	0.0%	456	0	0.0%	531	0	0.0%
対	69	ピペロホス	0.0009	対目標値超	504	0	0.0%	481	0	0.0%	566	0	0.0%	586	0	0.0%	565	0	0.0%
				対50%値超	504	0	0.0%	481	0	0.0%	566	0	0.0%	586	0	0.0%	565	0	0.0%
				対10%値超	504	0	0.0%	481	0	0.0%	566	0	0.0%	586	0	0.0%	565	0	0.0%
				対1%値超	504	11	2.2%	481	7	1.5%	566	6	1.1%	586	6	1.0%	565	0	0.0%
対	70	ピラクロニル	0.01	対目標値超	203	0	0.0%	317	0	0.0%	427	0	0.0%	448	0	0.0%	532	0	0.0%
				対50%値超	203	0	0.0%	317	0	0.0%	427	0	0.0%	448	0	0.0%	532	0	0.0%
				対10%値超	203	0	0.0%	317	0	0.0%	427	0	0.0%	448	0	0.0%	532	0	0.0%
				対1%値超	203	4	2.0%	317	1	0.3%	427	1	0.2%	448	4	0.9%	532	0	0.0%
対	71	ピラゾキシフェン	0.004	対目標値超	398	0	0.0%	393	0	0.0%	495	0	0.0%	485	0	0.0%	498	0	0.0%
				対50%値超	398	0	0.0%	393	0	0.0%	495	0	0.0%	485	0	0.0%	498	0	0.0%
				対10%値超	398	0	0.0%	393	0	0.0%	495	0	0.0%	485	0	0.0%	498	0	0.0%
				対1%値超	398	1	0.3%	393	4	1.0%	495	0	0.0%	485	0	0.0%	498	0	0.0%
対	72	ピラゾリネート(ピラゾレート)	0.02	対目標値超	407	0	0.0%	423	0	0.0%	525	0	0.0%	530	0	0.0%	591	0	0.0%
				対50%値超	407	0	0.0%	423	0	0.0%	525	0	0.0%	530	0	0.0%	591	0	0.0%
				対10%値超	407	0	0.0%	423	0	0.0%	525	0	0.0%	530	0	0.0%	591	0	0.0%
				対1%値超	407	0	0.0%	423	0	0.0%	525	0	0.0%	530	0	0.0%	591	0	0.0%
対	73	ピリダフェンチオン	0.002	対目標値超	534	0	0.0%	495	0	0.0%	583	0	0.0%	612	0	0.0%	591	0	0.0%
				対50%値超	534	0	0.0%	495	0	0.0%	583	0	0.0%	612	0	0.0%	591	0	0.0%
				対10%値超	534	0	0.0%	495	0	0.0%	583	0	0.0%	612	0	0.0%	591	0	0.0%
				対1%値超	534	11	2.1%	495	7	1.4%	583	4	0.7%	612	4	0.7%	591	0	0.0%
対	74	ピリプチカルブ	0.02	対目標値超	597	0	0.0%	561	0	0.0%	653	0	0.0%	689	0	0.0%	669	0	0.0%
				対50%値超	597	0	0.0%	561	0	0.0%	653	0	0.0%	689	0	0.0%	669	0	0.0%
				対10%値超	597	0	0.0%	561	0	0.0%	653	0	0.0%	689	0	0.0%	669	0	0.0%
				対1%値超	597	0	0.0%	561	0	0.0%	653	0	0.0%	689	0	0.0%	669	0	0.0%
対	75	ピロキロン	0.05	対目標値超	587	0	0.0%	554	0	0.0%	641	0	0.0%	666	0	0.0%	671	0	0.0%
				対50%値超	587	0	0.0%	554	0	0.0%	641	0	0.0%	666	0	0.0%	671	0	0.0%
				対10%値超	587	0	0.0%	554	0	0.0%	641	0	0.0%	666	0	0.0%	671	0	0.0%
				対1%値超	587	1	0.2%	554	0	0.0%	641	1	0.2%	666	1	0.2%	671	0	0.0%

表 2-9 農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果 (9/13)

群	番号	項目名	目標値※1 (mg/L)	評価	H27			H28 ※2			H29 ※3			H30 ※4			R01 ※4		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
対	76	フィプロニル	0.0005	対目標値超	602	0	0.0%	580	0	0.0%	673	0	0.0%	666	0	0.0%	717	0	0.0%
				対50%値超	602	0	0.0%	580	0	0.0%	673	0	0.0%	666	0	0.0%	717	0	0.0%
				対10%値超	602	0	0.0%	580	0	0.0%	673	0	0.0%	666	0	0.0%	717	0	0.0%
				対1%値超	602	0	0.0%	580	0	0.0%	673	1	0.1%	666	2	0.3%	717	0	0.0%
対	77	フェントロチオン(MEP)	0.01	対目標値超	706	0	0.0%	675	0	0.0%	772	0	0.0%	799	0	0.0%	837	0	0.0%
				対50%値超	706	0	0.0%	675	0	0.0%	772	0	0.0%	799	0	0.0%	837	0	0.0%
				対10%値超	706	0	0.0%	675	0	0.0%	772	0	0.0%	799	0	0.0%	837	0	0.0%
				対1%値超	706	0	0.0%	675	0	0.0%	772	0	0.0%	799	0	0.0%	837	0	0.0%
対	78	フェノブカルブ(BPMC)	0.03	対目標値超	637	0	0.0%	586	0	0.0%	687	0	0.0%	705	0	0.0%	743	0	0.0%
				対50%値超	637	0	0.0%	586	0	0.0%	687	0	0.0%	705	0	0.0%	743	0	0.0%
				対10%値超	637	0	0.0%	586	0	0.0%	687	0	0.0%	705	0	0.0%	743	0	0.0%
				対1%値超	637	1	0.2%	586	0	0.0%	687	0	0.0%	705	0	0.0%	743	0	0.0%
対	79	フェリムゾン	0.05	対目標値超	256	0	0.0%	355	0	0.0%	479	0	0.0%	495	0	0.0%	582	0	0.0%
				対50%値超	256	0	0.0%	355	0	0.0%	479	0	0.0%	495	0	0.0%	582	0	0.0%
				対10%値超	256	0	0.0%	355	0	0.0%	479	0	0.0%	495	0	0.0%	582	0	0.0%
				対1%値超	256	0	0.0%	355	0	0.0%	479	0	0.0%	495	0	0.0%	582	0	0.0%
対	80	フェンチオン(MPP)	0.006	対目標値超	613	0	0.0%	550	0	0.0%	650	0	0.0%	663	0	0.0%	677	0	0.0%
				対50%値超	613	0	0.0%	550	0	0.0%	650	0	0.0%	663	0	0.0%	677	0	0.0%
				対10%値超	613	1	0.2%	550	0	0.0%	650	0	0.0%	663	0	0.0%	677	0	0.0%
				対1%値超	613	1	0.2%	550	0	0.0%	650	0	0.0%	663	0	0.0%	677	0	0.0%
対	81	フェントエート(PAP)	0.007	対目標値超	600	0	0.0%	573	0	0.0%	667	0	0.0%	681	0	0.0%	680	0	0.0%
				対50%値超	600	0	0.0%	573	0	0.0%	667	0	0.0%	681	0	0.0%	680	0	0.0%
				対10%値超	600	0	0.0%	573	0	0.0%	667	0	0.0%	681	0	0.0%	680	0	0.0%
				対1%値超	600	0	0.0%	573	0	0.0%	667	0	0.0%	681	0	0.0%	680	0	0.0%
対	82	フェントラザミド	0.01	対目標値超	405	0	0.0%	432	0	0.0%	561	0	0.0%	535	0	0.0%	545	0	0.0%
				対50%値超	405	0	0.0%	432	0	0.0%	561	0	0.0%	535	0	0.0%	545	0	0.0%
				対10%値超	405	0	0.0%	432	0	0.0%	561	0	0.0%	535	0	0.0%	545	0	0.0%
				対1%値超	405	0	0.0%	432	0	0.0%	561	0	0.0%	535	0	0.0%	545	0	0.0%
対	83	フサライド	0.1	対目標値超	617	0	0.0%	598	0	0.0%	702	0	0.0%	727	0	0.0%	780	0	0.0%
				対50%値超	617	0	0.0%	598	0	0.0%	702	0	0.0%	727	0	0.0%	780	0	0.0%
				対10%値超	617	0	0.0%	598	0	0.0%	702	0	0.0%	727	0	0.0%	780	0	0.0%
				対1%値超	617	0	0.0%	598	0	0.0%	702	0	0.0%	727	0	0.0%	780	0	0.0%
対	84	ブタクロール	0.03	対目標値超	431	0	0.0%	438	0	0.0%	528	0	0.0%	548	0	0.0%	554	0	0.0%
				対50%値超	431	0	0.0%	438	0	0.0%	528	0	0.0%	548	0	0.0%	554	0	0.0%
				対10%値超	431	0	0.0%	438	0	0.0%	528	0	0.0%	548	0	0.0%	554	0	0.0%
				対1%値超	431	3	0.7%	438	1	0.2%	528	0	0.0%	548	1	0.2%	554	0	0.0%
対	85	ブタミホス	0.02	対目標値超	583	0	0.0%	546	0	0.0%	638	0	0.0%	668	0	0.0%	666	0	0.0%
				対50%値超	583	0	0.0%	546	0	0.0%	638	0	0.0%	668	0	0.0%	666	0	0.0%
				対10%値超	583	0	0.0%	546	0	0.0%	638	0	0.0%	668	0	0.0%	666	0	0.0%
				対1%値超	583	0	0.0%	546	0	0.0%	638	0	0.0%	668	0	0.0%	666	0	0.0%

表 2-9 農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果（10/13）

群	番号	項目名	目標値 ^{※1} (mg/L)	評価	H27			H28 ^{※2}			H29 ^{※3}			H30 ^{※4}			R01 ^{※4}		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
対	86	プロプロフェジン	0.02	対目標値超	585	0	0.0%	550	0	0.0%	651	0	0.0%	672	0	0.0%	662	0	0.0%
				対50%値超	585	0	0.0%	550	0	0.0%	651	0	0.0%	672	0	0.0%	662	0	0.0%
				対10%値超	585	0	0.0%	550	0	0.0%	651	0	0.0%	672	0	0.0%	662	0	0.0%
				対1%値超	585	0	0.0%	550	0	0.0%	651	0	0.0%	672	0	0.0%	662	0	0.0%
対	87	フルアジナム	0.03	対目標値超	424	0	0.0%	446	0	0.0%	539	0	0.0%	543	0	0.0%	610	0	0.0%
				対50%値超	424	0	0.0%	446	0	0.0%	539	0	0.0%	543	0	0.0%	610	0	0.0%
				対10%値超	424	0	0.0%	446	0	0.0%	539	0	0.0%	543	0	0.0%	610	0	0.0%
				対1%値超	424	0	0.0%	446	0	0.0%	539	0	0.0%	543	0	0.0%	610	0	0.0%
対	88	プレチラクロール	0.05	対目標値超	631	0	0.0%	615	0	0.0%	709	0	0.0%	741	0	0.0%	801	0	0.0%
				対50%値超	631	0	0.0%	615	0	0.0%	709	0	0.0%	741	0	0.0%	801	0	0.0%
				対10%値超	631	0	0.0%	615	0	0.0%	709	0	0.0%	741	0	0.0%	801	0	0.0%
				対1%値超	631	1	0.2%	615	1	0.2%	709	0	0.0%	741	0	0.0%	801	0	0.0%
対	89	プロシモドン	0.09	対目標値超	531	0	0.0%	511	0	0.0%	593	0	0.0%	582	0	0.0%	580	0	0.0%
				対50%値超	531	0	0.0%	511	0	0.0%	593	0	0.0%	582	0	0.0%	580	0	0.0%
				対10%値超	531	0	0.0%	511	0	0.0%	593	0	0.0%	582	0	0.0%	580	0	0.0%
				対1%値超	531	0	0.0%	511	0	0.0%	593	0	0.0%	582	0	0.0%	580	0	0.0%
対	90	プロチオホス	0.004	対目標値超	240	0	0.0%	285	0	0.0%	350	0	0.0%	348	0	0.0%	430	0	0.0%
				対50%値超	240	0	0.0%	285	0	0.0%	350	0	0.0%	348	0	0.0%	430	0	0.0%
				対10%値超	240	0	0.0%	285	0	0.0%	350	0	0.0%	348	0	0.0%	430	0	0.0%
				対1%値超	240	0	0.0%	285	0	0.0%	350	1	0.3%	348	0	0.0%	430	0	0.0%
対	91	プロピコナゾール	0.05	対目標値超	548	0	0.0%	514	0	0.0%	608	0	0.0%	605	0	0.0%	595	0	0.0%
				対50%値超	548	0	0.0%	514	0	0.0%	608	0	0.0%	605	0	0.0%	595	0	0.0%
				対10%値超	548	0	0.0%	514	0	0.0%	608	0	0.0%	605	0	0.0%	595	0	0.0%
				対1%値超	548	0	0.0%	514	0	0.0%	608	0	0.0%	605	0	0.0%	595	0	0.0%
対	92	プロピザミド	0.05	対目標値超	605	0	0.0%	554	0	0.0%	651	0	0.0%	678	0	0.0%	644	0	0.0%
				対50%値超	605	0	0.0%	554	0	0.0%	651	0	0.0%	678	0	0.0%	644	0	0.0%
				対10%値超	605	0	0.0%	554	0	0.0%	651	0	0.0%	678	0	0.0%	644	0	0.0%
				対1%値超	605	0	0.0%	554	0	0.0%	651	0	0.0%	678	0	0.0%	644	0	0.0%
対	93	プロベナゾール	0.05	対目標値超	558	0	0.0%	532	0	0.0%	621	0	0.0%	594	0	0.0%	652	0	0.0%
				対50%値超	558	0	0.0%	532	0	0.0%	621	0	0.0%	594	0	0.0%	652	0	0.0%
				対10%値超	558	0	0.0%	532	0	0.0%	621	0	0.0%	594	0	0.0%	652	0	0.0%
				対1%値超	558	0	0.0%	532	0	0.0%	621	7	1.1%	594	0	0.0%	652	0	0.0%
対	94	プロモブチド	0.1	対目標値超	602	0	0.0%	592	0	0.0%	693	0	0.0%	722	0	0.0%	729	0	0.0%
				対50%値超	602	0	0.0%	592	0	0.0%	693	0	0.0%	722	0	0.0%	729	0	0.0%
				対10%値超	602	0	0.0%	592	0	0.0%	693	0	0.0%	722	0	0.0%	729	0	0.0%
				対1%値超	602	2	0.3%	592	1	0.2%	693	3	0.4%	722	0	0.0%	729	0	0.0%
対	95	ベノミル	0.02	対目標値超	546	0	0.0%	533	0	0.0%	584	0	0.0%	568	0	0.0%	636	0	0.0%
				対50%値超	546	0	0.0%	533	0	0.0%	584	0	0.0%	568	0	0.0%	636	0	0.0%
				対10%値超	546	0	0.0%	533	0	0.0%	584	0	0.0%	568	1	0.2%	636	0	0.0%
				対1%値超	546	0	0.0%	533	0	0.0%	584	0	0.0%	568	1	0.2%	636	0	0.0%

表 2-9 農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果 (11/13)

群	番号	項目名	目標値 ^{※1} (mg/L)	評価	H27			H28 ^{※2}			H29 ^{※3}			H30 ^{※4}			R01 ^{※4}		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
対	96	ペンシクロン	0.1	対目標値超	596	0	0.0%	557	0	0.0%	669	0	0.0%	701	0	0.0%	677	0	0.0%
				対50%値超	596	0	0.0%	557	0	0.0%	669	0	0.0%	701	0	0.0%	677	0	0.0%
				対10%値超	596	0	0.0%	557	0	0.0%	669	0	0.0%	701	0	0.0%	677	0	0.0%
				対1%値超	596	0	0.0%	557	0	0.0%	669	0	0.0%	701	0	0.0%	677	0	0.0%
対	97	ベンゾピシクロン	0.09	対目標値超	432	0	0.0%	449	0	0.0%	534	0	0.0%	530	0	0.0%	606	0	0.0%
				対50%値超	432	0	0.0%	449	0	0.0%	534	0	0.0%	530	0	0.0%	606	0	0.0%
				対10%値超	432	0	0.0%	449	0	0.0%	534	0	0.0%	530	0	0.0%	606	0	0.0%
				対1%値超	432	0	0.0%	449	0	0.0%	534	0	0.0%	530	0	0.0%	606	0	0.0%
対	98	ベンゾフェナップ	0.005	対目標値超	417	0	0.0%	420	0	0.0%	520	0	0.0%	502	0	0.0%	531	0	0.0%
				対50%値超	417	0	0.0%	420	0	0.0%	520	0	0.0%	502	0	0.0%	531	0	0.0%
				対10%値超	417	0	0.0%	420	0	0.0%	520	0	0.0%	502	0	0.0%	531	0	0.0%
				対1%値超	417	0	0.0%	420	0	0.0%	520	0	0.0%	502	0	0.0%	531	0	0.0%
対	99	ベンタゾン	0.2	対目標値超	566	0	0.0%	536	0	0.0%	642	0	0.0%	652	0	0.0%	707	0	0.0%
				対50%値超	566	0	0.0%	536	0	0.0%	642	0	0.0%	652	0	0.0%	707	0	0.0%
				対10%値超	566	0	0.0%	536	0	0.0%	642	0	0.0%	652	0	0.0%	707	0	0.0%
				対1%値超	566	0	0.0%	536	0	0.0%	642	0	0.0%	652	1	0.2%	707	0	0.0%
対	100	ペンディメタリン	0.3	対目標値超	640	0	0.0%	617	0	0.0%	716	0	0.0%	713	0	0.0%	704	0	0.0%
				対50%値超	640	0	0.0%	617	0	0.0%	716	0	0.0%	713	0	0.0%	704	0	0.0%
				対10%値超	640	0	0.0%	617	0	0.0%	716	0	0.0%	713	0	0.0%	704	0	0.0%
				対1%値超	640	0	0.0%	617	0	0.0%	716	0	0.0%	713	0	0.0%	704	0	0.0%
対	101	ベンフラカルブ	0.04	対目標値超	500	0	0.0%	503	0	0.0%	582	0	0.0%	583	0	0.0%	584	0	0.0%
				対50%値超	500	0	0.0%	503	0	0.0%	582	0	0.0%	583	0	0.0%	584	0	0.0%
				対10%値超	500	0	0.0%	503	0	0.0%	582	0	0.0%	583	0	0.0%	584	0	0.0%
				対1%値超	500	0	0.0%	503	0	0.0%	582	0	0.0%	583	0	0.0%	584	0	0.0%
対	102	ベンフルラリン(ベスロジン)	0.01	対目標値超	547	0	0.0%	521	0	0.0%	605	0	0.0%	630	0	0.0%	586	0	0.0%
				対50%値超	547	0	0.0%	521	0	0.0%	605	0	0.0%	630	0	0.0%	586	0	0.0%
				対10%値超	547	0	0.0%	521	0	0.0%	605	0	0.0%	630	0	0.0%	586	0	0.0%
				対1%値超	547	0	0.0%	521	0	0.0%	605	0	0.0%	630	0	0.0%	586	0	0.0%
対	103	ベンフレゼート	0.07	対目標値超	379	0	0.0%	378	0	0.0%	477	0	0.0%	473	0	0.0%	484	0	0.0%
				対50%値超	379	0	0.0%	378	0	0.0%	477	0	0.0%	473	0	0.0%	484	0	0.0%
				対10%値超	379	0	0.0%	378	0	0.0%	477	0	0.0%	473	0	0.0%	484	0	0.0%
				対1%値超	379	1	0.3%	378	0	0.0%	477	0	0.0%	473	0	0.0%	484	0	0.0%
対	104	ホスチアゼート	0.003	対目標値超	430	0	0.0%	436	0	0.0%	534	0	0.0%	523	0	0.0%	588	0	0.0%
				対50%値超	430	0	0.0%	436	0	0.0%	534	0	0.0%	523	0	0.0%	588	0	0.0%
				対10%値超	430	0	0.0%	436	0	0.0%	534	0	0.0%	523	0	0.0%	588	0	0.0%
				対1%値超	430	0	0.0%	436	4	0.9%	534	0	0.0%	523	2	0.4%	588	0	0.0%
対	105	マラソン(マラチオン)	0.7	対目標値超	604	0	0.0%	582	0	0.0%	680	0	0.0%	684	0	0.0%	737	0	0.0%
				対50%値超	604	0	0.0%	582	0	0.0%	680	0	0.0%	684	0	0.0%	737	0	0.0%
				対10%値超	604	0	0.0%	582	0	0.0%	680	0	0.0%	684	0	0.0%	737	0	0.0%
				対1%値超	604	0	0.0%	582	0	0.0%	680	0	0.0%	684	0	0.0%	737	0	0.0%

表 2-9 農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果（12/13）

群	番号	項目名	目標値※1 (mg/L)	評価	H27			H28 ※2			H29 ※3			H30 ※4			R01 ※4		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
対	106	メコプロップ(MCPP)	0.05	対目標値超	576	0	0.0%	544	0	0.0%	646	0	0.0%	639	0	0.0%	653	0	0.0%
				対50%値超	576	0	0.0%	544	0	0.0%	646	0	0.0%	639	0	0.0%	653	0	0.0%
				対10%値超	576	0	0.0%	544	0	0.0%	646	0	0.0%	639	0	0.0%	653	0	0.0%
				対1%値超	576	0	0.0%	544	0	0.0%	646	0	0.0%	639	0	0.0%	653	0	0.0%
対	107	メソミル	0.03	対目標値超	570	0	0.0%	546	0	0.0%	619	0	0.0%	613	0	0.0%	662	0	0.0%
				対50%値超	570	0	0.0%	546	0	0.0%	619	0	0.0%	613	0	0.0%	662	0	0.0%
				対10%値超	570	0	0.0%	546	0	0.0%	619	0	0.0%	613	0	0.0%	662	0	0.0%
				対1%値超	570	0	0.0%	546	0	0.0%	619	3	0.5%	613	0	0.0%	662	0	0.0%
対	108	メタラキシル	0.06	対目標値超	605	0	0.0%	586	0	0.0%	676	0	0.0%	705	0	0.0%	677	0	0.0%
				対50%値超	605	0	0.0%	586	0	0.0%	676	0	0.0%	705	0	0.0%	677	0	0.0%
				対10%値超	605	0	0.0%	586	0	0.0%	676	0	0.0%	705	0	0.0%	677	0	0.0%
				対1%値超	605	0	0.0%	586	0	0.0%	676	0	0.0%	705	0	0.0%	677	0	0.0%
対	109	メチダチオン(DMTP)	0.004	対目標値超	634	0	0.0%	619	0	0.0%	700	0	0.0%	730	0	0.0%	793	0	0.0%
				対50%値超	634	0	0.0%	619	0	0.0%	700	0	0.0%	730	0	0.0%	793	0	0.0%
				対10%値超	634	0	0.0%	619	0	0.0%	700	0	0.0%	730	0	0.0%	793	0	0.0%
				対1%値超	634	0	0.0%	619	0	0.0%	700	3	0.4%	730	0	0.0%	793	0	0.0%
対	110	メトミノストロピン	0.04	対目標値超	456	0	0.0%	473	0	0.0%	569	0	0.0%	568	0	0.0%	595	0	0.0%
				対50%値超	456	0	0.0%	473	0	0.0%	569	0	0.0%	568	0	0.0%	595	0	0.0%
				対10%値超	456	0	0.0%	473	0	0.0%	569	0	0.0%	568	0	0.0%	595	0	0.0%
				対1%値超	456	0	0.0%	473	0	0.0%	569	0	0.0%	568	0	0.0%	595	0	0.0%
対	111	メトリブジン	0.03	対目標値超	480	0	0.0%	484	0	0.0%	584	0	0.0%	590	0	0.0%	602	0	0.0%
				対50%値超	480	0	0.0%	484	0	0.0%	584	0	0.0%	590	0	0.0%	602	0	0.0%
				対10%値超	480	0	0.0%	484	0	0.0%	584	0	0.0%	590	0	0.0%	602	0	0.0%
				対1%値超	480	0	0.0%	484	0	0.0%	584	0	0.0%	590	0	0.0%	602	0	0.0%
対	112	メフェナセット	0.02	対目標値超	625	0	0.0%	601	0	0.0%	700	0	0.0%	717	0	0.0%	775	0	0.0%
				対50%値超	625	0	0.0%	601	0	0.0%	700	0	0.0%	717	0	0.0%	775	0	0.0%
				対10%値超	625	0	0.0%	601	0	0.0%	700	0	0.0%	717	0	0.0%	775	0	0.0%
				対1%値超	625	0	0.0%	601	1	0.2%	700	0	0.0%	717	0	0.0%	775	0	0.0%
対	113	メプロニル	0.1	対目標値超	601	0	0.0%	560	0	0.0%	648	0	0.0%	675	0	0.0%	655	0	0.0%
				対50%値超	601	0	0.0%	560	0	0.0%	648	0	0.0%	675	0	0.0%	655	0	0.0%
				対10%値超	601	0	0.0%	560	0	0.0%	648	0	0.0%	675	0	0.0%	655	0	0.0%
				対1%値超	601	0	0.0%	560	0	0.0%	648	0	0.0%	675	0	0.0%	655	0	0.0%

表 2-9 農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果（13/13）

群	番号	項目名	目標値※1 (mg/L)	評価	H27			H28 ※2			H29 ※3			H30 ※4			R01 ※4		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
対	114	モリネート	0.005	対目標値超	640	0	0.0%	617	0	0.0%	710	0	0.0%	714	0	0.0%	747	0	0.0%
				対50%値超	640	0	0.0%	617	0	0.0%	710	0	0.0%	714	0	0.0%	747	0	0.0%
				対10%値超	640	0	0.0%	617	0	0.0%	710	4	0.6%	714	0	0.0%	747	0	0.0%
				対1%値超	640	0	0.0%	617	0	0.0%	710	4	0.6%	714	0	0.0%	747	0	0.0%

※1 平成29年4月1日時点の目標値で評価している。タゾメット、メタム（カーバム）及びメチルイソチオシアネート（MITC）については平成25～27年度のデータより、原体（タゾメット、メタム）の検出結果から分子量（タゾメット：162、メタム：129、MITC：73）を基に換算。

※2 平成25年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計集計結果を一部修正している（（）内の地点が誤報告であることを確認）。

イミノクタジン酢酸塩（対50%値超過6地点）、グルホシネート（対50%値超過2地点）、クロルニトロフェン（CNP）（対50%値超過5地点）、ジチオカルバメート系農薬（対目標値超過2地点）

※3 平成26年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計集計結果を一部修正している（（）内の地点が誤報告であることを確認）。

イミノクタジン酢酸塩（対50%値超過6地点）、ジチオカルバメート系農薬（対10%値超過1地点、対1%値超過1地点）

※4 平成27年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計集計結果を一部修正している（（）内の地点が誤報告であることを確認）。

アセフェート（対目標値超か1地点）、イミノクタジン酢酸塩（対50%値超過20地点）、クロルニトロフェン（CNP）（対50%値超過11地点）、ジチオカルバメート系農薬（対50%値超過1地点）

(2) 水質基準等の超過状況

前項で整理した過去5年間（平成27～令和元年度）の水道水質データを対象として、以下に掲げる2つの観点から100%値（基準値又は目標値）、50%値、10%値それぞれの超過傾向を整理した結果を表2-10、表2-11に示す。

① 5ヶ年経年での超過状況

○：直近3ヶ年以上継続で超過地点数が1地点以上

△：直近3ヶ年で、継続ではないが、3ヶ年のいずれかで超過地点数が1地点以上

※：直近3ヶ年では超過地点数はないが、4～5年前に超過地点数が1地点以上

－：5ヶ年継続で超過地点数が0地点

② 直近1年の超過割合

0%……………0%（超過地点数が1地点もない）

0-0.1%……………0%超、0.1%以下

0.1-1%……………0.1%超、1%以下

1-10%……………1%超、10%以下

10-100%……………10%超、100%以下

表 2-10 水道水質基準項目・水質管理目標設定項目の超過状況（農薬類を除く）

リスク 順位	5ヶ年経年の超過状況※4			対10%値の 直近の 超過割合	水道水質基準項目			水質管理目標設定項目	
	対基準値 対目標値	対50%値	対10%値		基準項目の 見直し対象とする項目	基準項目に 据え置くべきか 確認すべき項目	基準項目に 据え置くべき対象項目※3	水質管理目標設定項目の 見直し対象とする項目※2	水質管理目標設定項目に 据え置くべき対象項目※3
1	○	○	○	10-100%	ジクロロ酢酸 トリクロロ酢酸	クロロホルム	塩素酸 アルミニウム及びその化合物 色度		残留塩素 遊離炭酸 有機物等(遊マンガン・総カリウム消費量) 臭気強度(TON) 濁度 アルミニウム及びその化合物
2				1-10%			一般細菌 鉄及びその化合物 2-メチルインボルネオール 濁度		マンガン 従属栄養細菌
3				0.1-1%					
4				10-100%		総トリハロメタン ブロモジクロロメタン	フッ素及びその化合物 有機物(全有機炭素(TOC)の量)		
5	△	○	○	1-10%		臭素酸	鉛及びその化合物 マンガン及びその化合物 ジオスミン		ウラン及びその化合物
6				0.1-1%	クロロ酢酸 ホルムアルデヒド				
7	※	○	○	10-100%			蒸発残留物		
8				1-10%					
9				0.1-1%					
10				10-100%			ヒ素及びその化合物 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 塩化物イオン カルシウム、マグネシウム(硬度)		ジクロロアセトニドリル 抱水クロラール
11	-	○	○	1-10%	ホウ素及びその化合物 非イオン界面活性剤	ジブromクロロメタン ブromホルム	ナトリウム及びその化合物		
12				0.1-1%	四塩化炭素 亜鉛及びその化合物	カドミウム及びその化合物	水銀及びその化合物 トリクロロエチレン 銅及びその化合物 フェノール類	1,2-ジクロロエタン 農薬類	
13				0-0.1%	1,4-ジオキサン				
14	△	△	○	0.1-1%					
15	※	※	○	0.1-1%					
16				1-10%		六価クロム化合物			
17				0.1-1%					
18	-	△	○	0-0.1%	ジクロロメタン				
19				0.1-1%					
20	-	※	○	0-0.1%					
21				1-10%					
22				0.1-1%					
23	-	-	○	0-0.1%	ベンゼン		テトラクロロエチレン	アンチモン及びその化合物	
24				0.1-1%					
25	-	△	△	0-0.1%	陰イオン界面活性剤			メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)	
26				0%					
27	-	※	△	0%					
28	-	※	※	0%					
29				0-0.1%					
30	-	-	△	0%					
31	-	-	※	0%				1,1-ジクロロエチレン	
32	-	-	-	0%				トルエン 二酸化塩素	

凡例 ○：直近3ヶ年以上継続で超過地点数が1地点以上
 ※：直近3ヶ年では超過地点数はないが、4～5ヶ年前に超過地点数が1地点以上
 △：直近3ヶ年で、継続ではないが、3ヶ年のいずれかで超過地点数が1地点以上
 -：5ヶ年継続で超過地点数が0地点
 ※1：大腸菌(基準値:不検出)、pH値(基準値:5.8～8.6)、鉄(基準値:異常でないこと)、臭気(基準値:異常でないこと)を除く。
 ※2：農薬類を除く。
 ※3：カルシウム、マグネシウム等(硬度)(目標値:10～100)、蒸発残留物(目標値:30～200)、pH値(目標値:7.5程度)、腐食性(ランゲリア指数)(目標値:-1～0)を除く。
 ※4：平成30年4月1日時点の基準値及び目標値で評価している。

表 2-11 農薬類の超過状況

リスク 順位	5ヶ年経年の超過状況※1			対10%値の 直近の 超過割合	水質管理目標設定項目				
	対基準値 対目標値	対50%値	対10%値		水質管理目標設定項目の見直し対象とする項目				
1				10-100%					
2	○	○	○	1-10%					
3				0.1-1%					
4				10-100%					
5	△	○	○	1-10%					
6				0.1-1%					
7	※	○	○	1-10%					
8				10-100%					
9	-	○	○	1-10%	クロルニトロフェン(CNP)				
10				0.1-1%					
11				1-10%					
12	△	△	○	0.1-1%					
13	※	△	○	1-10%					
14	-	△	○	0.1-1%					
15				0-0.1%					
16	-	※	○	1-10%					
17				1-10%	アセフェート				
18	-	-	○	0.1-1%					
19				0%					
20	△	△	△	0.1-1%	ジチオカルバメート系農薬				
21				1-10%					
22	-	△	△	0.1-1%					
23				0%	イミノクタジン酢酸塩	ダイアジノン			
24	-	※	※	0%	ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート				
25				1-10%	カルボフラン(カルボスルファン代謝物)				
26				0.1-1%	シアナジン				
27	-	-	△	0-0.1%					
28				0%	ジクワット	トリクロルホン(DEP)	ベノミル		
29	-	-	※	0%	グルホシネート	バラコート	フェンチオン(MPP)		
30	-	-	-	0%	1,3-ジクロロプロペン(D-D) ダラボン 2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(2,4-D) EPN MCPA アシュラム アトラジン アニロホス アミトラズ アラクロール イソキサチオン イソフェンホス イソプロカルブ(MIPC) イソプロチオラン(IPT) イプロベンホス(IPP) インダノファン エスプロカルブ エトフェンロックス エンドスルホキサ(ベンゾエヒン,エンドスルホフェート) オキサジクロメホン オキシシン銅 オリサストロビン カズサホス カフエンストロール	カルタップ カルバリル(NAC) キノクラミン(ACN) キャプタン クミロン グリホサート クロメプロップ クロルピリホス クロタロニル(TPN) シアノホス(CYAP) ジウロン(DCMU) ジクロベニル(DBN) ジクロルホス(DDVP) エチルチオメトン ジチオビル シハロホップブチル シマジン(CAT) ジメタメトリン シメトリン ダイムロン チアジニル チウラム チオジカルブ	チオファネートメチル チオベンカルブ テフリルトリオン テルブカルブ(MBPMC) トリクロピル トリシクラゾール トリフルラリン ナプロバミド ビベロホス ピラクロニル ピラゾキシフェン ピラゾリネート(ピラゾレート) ピリダフェンチオン ピリプチカルブ ピロキロン フィプロニル フェニトロチオン(MEP) フェノプロカルブ(BPMC) フェリムゾン フェントエート(PAP) フェントラザミド フサライド ブタクロール ブタミホス	プロプロフェジン フルアジナム プレチラクロール プロシミドン プロチオホス プロビコナゾール プロビザミド プロベナゾール プロモブチド ベンシクロン ベンゾキシクロン ベンゾフェナップ ベンタゾン ベンディメタリン ベンフルカルブ ベンフルラリン(ベスロジン) ベンフレセート ホスチアゼート マラソン(マラチオン) メコプロップ(MCPP) メゾミル メタラキシル メチダチオン(DMTP) メトミノストロビン	メトリブジン メフェナセット メブロニル モリネート

凡例 ○：直近3ヶ年以上継続で超過地点数が1地点以上 △：直近3ヶ年で、継続ではないが、3か年のいずれかで超過地点数が1地点以上
 ※：直近3ヶ年では超過地点数はないが、4～5年前に超過地点数が1地点以上 -：5ヶ年継続で超過地点数が0地点
 ※1:平成30年4月1日時点の目標値で評価している。

(3) 定期見直しにおける水質基準等の分類結果

整理した超過状況に対し、表 2-12 に示した分類要件を適用して分類した。過去 5 年間に基準値又は目標値が変更になった項目については、現行の基準値又は目標値により集計を行った。(表 2-13～表 2-14)

表 2-12 水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類要件

	分類要件 1 YES		分類要件 1 NO
	分類要件 2 YES	分類要件 2 NO	
見直し時点で水質基準項目	水質基準項目	水質基準項目	水質管理目標設定項目
見直し時点で水質管理目標設定項目	水質基準項目	水質管理目標設定項目	水質管理目標設定項目

分類要件 1 : 最近 3 ヶ年継続で評価値の 10%超過地点が 1 地点以上存在

分類要件 2 : 最近 3 ヶ年継続で評価値の 50%超過地点が 1 地点以上存在

又は最近 5 ヶ年の間に評価値超過地点が 1 地点以上存在

表 2-13 分類要件に基づく水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類結果

	分類要件1 最近3ヶ年継続で評価値の10%超過地点が1地点以上存在		
	YES		NO
	分類要件2 最近3ヶ年継続で評価値の50%超過地点が1地点以上存在 又は最近5ヶ年の間に評価値超過地点が1地点以上存在		
	YES	NO	
	水質基準項目	水質基準項目	水質管理目標設定項目
見直し時点で 水質基準項目	ホウ素及びその化合物 四塩化炭素 1,4-ジオキサン クロロ酢酸 クロロホルム ジクロロ酢酸 臭素酸 総トリハロメタン トリクロロ酢酸 ブロモジクロロメタン ホルムアルデヒド 亜鉛及びその化合物 非イオン界面活性剤	六価クロム化合物 cis-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン ジクロロメタン ベンゼン	陰イオン界面活性剤
見直し時点で 水質管理目標 設定項目	水質基準項目 1,2-ジクロロエタン 農薬類	水質管理目標設定項目 アンチモン及びその化合物	水質管理目標設定項目 メチル-tert-ブチルエーテル (MTBE) 1,1-ジクロロエチレン トルエン 二酸化塩素

表 2-14 対象農薬リスト掲載農薬類の分類結果

	分類要件1 最近3ヶ年継続で評価値の10%超過地点が1地点以上存在			
	YES		NO	
	分類要件2 最近3ヶ年継続で評価値の50%超過地点が1地点以上存在 又は最近5ヶ年の間に評価値超過地点が1地点以上存在			
	YES	NO		
水質基準項目	水質管理目標設定項目	水質管理目標設定項目		
クロルニトロフェン (CNP)	アセフェート	1, 3-ジクロロプロペン (D-D) グラボン 2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸 (2, 4-D) EPN MC PA アシュラム アトラジン アニコホス アミトラズ アラクロール イソキサチオン イソフェンホス イソプロカルブ (MIPC) イソプロチオラン (IPT) イプロベンホス (IBP) イミノクタジン 酢酸塩 インダノファン エスプロカルブ エトフェンブロックス エトスルファン (エトスルフェート) オキサジクロメホン オキシニ銅 オリサストロビン カズサホス カフェンストール カルタップ カルバリル (NAC) カルボフラン (カルボスルファン代謝物) キノクラミン (A C N) キャブタン グミルロン グリホサート グルホシネート クロメブロップ クロルピリホス クロタロニル (TPN) シアナジン シアノホス (C Y A P) ジウロン (DCMU) ジクロベニル (DBN)	ジクロロボス (DDVP) ジクワット エチルチオメト ジチオカルバメート系農薬 ジチオビル シハロホップブチル シマジン (CAT) ジメタメトリン ジメトエート シメトリン ダイアジノン ダイムロン チアジニル チウラム チオジカルブ チオファネートメチル チオベンカルブ テフリルトリオン テルブカルブ (MBPMC) トリクロビル トリクロルホン (DEP) トリシクランゾール トリフルラリン ナプロバミド パラコート ビペロホス ビラクロニル ビラゾキシフェン ビラゾリネート (ビラゾレート) ビリダフェンチオン ビリブチカルブ ビロキロン フィプロニル フェントロチオン (MEP) フェノブカルブ (BPMC) フェリムゾン フェンチオン (MPP) フェントエート (PAP) フェントラザミド	フサライド ブタクロール ブタミホス ブプロフェジン フルアジナム プレチラクロール プロシミドン プロチオホス プロピコナゾール プロピザミド プロベナゾール プロモブチド ベノミル ベンシクロン ベンゾピシクロン ベンゾフェナップ ベンタゾン ペンディメタリン ベンフラカルブ ベンフルラリン (ベスロジン) ベンフレセート ホスチアゼート マラソン (マラチオン) メコプロップ (MCP) メソミル メタラキシル メチダチオン (DMTP) メトミストロビン メトリブジン メフェナセート メプロニル モリネート

見直し時点で水質管理目標設定項目

2-2. 水道事業者における要検討項目等の検出状況の整理

2-2-1. 調査概要

全国の水道事業者等が平成 27 年度～令和 2 年度に実施した水質測定の結果(要検討項目及び農薬類)について、データチェック及び集計を行った。

1) 調査の対象とした水質測定結果

全国の厚生労働大臣認可及び都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者が平成 27 年度～令和 2 年度に実施した要検討項目及び農薬類の測定の結果を対象とした。

2) 調査の対象とした水質項目

調査対象項目は、以下に示す合計 145 項目とした。項目の一覧を表 2-15 に示す。

- ・ 要検討項目 48 項目 (うち 1 項目削除)
- ・ 農薬類 96 項目 (要検討 : 14 項目、その他 : 84 項目)

表 2-15 検討対象項目

分類	番号	項目	目標値等 (mg/L)
要検討項目	検-01	銀	—
要検討項目	検-02	バリウム	0.7
要検討項目	検-03	ビスマス	—
要検討項目	検-04	モリブデン	0.07
要検討項目	検-05	アクリルアミド	0.0005
要検討項目	検-06	アクリル酸	—
要検討項目	検-07	17-β-エストラジオール (E2)	0.00008P
要検討項目	検-08	エチニル-エストラジオール (EE2)	0.00002P
要検討項目	検-09	エチレンジアミン四酢酸 (EDTA)	0.5
要検討項目	検-10	エピクロロヒドリン	0.0004P
要検討項目	検-11	塩化ビニル	0.002
要検討項目	検-12	酢酸ビニル	—
要検討項目	検-13	2,4-トルエンジアミン	—
要検討項目	検-14	2,6-トルエンジアミン	—
要検討項目	検-15	N,N-ジメチルアニリン	—
要検討項目	検-16	スチレン	0.02
要検討項目	検-17	ダイオキシン類	1pgTEQ/L (P)
要検討項目	検-18	トリエチレントラミン	—
要検討項目	検-19	ノニルフェノール	0.3P
要検討項目	検-20	ビスフェノールA	0.1P
要検討項目	検-21	ヒドラジン	—
要検討項目	検-22	1,2-ブタジエン	—
要検討項目	検-23	1,3-ブタジエン	—
要検討項目	検-24	フタル酸ジ (n-ブチル)	0.01

表 2-15 検討対象項目

分類	番号	項目	目標値等 (mg/L)
要検討項目	検-25	フタル酸ブチルベンジル	0.5
要検討項目	検-26	マイクロキシチン-LR	0.0008P
要検討項目	検-27	有機すざ化合物	0.0006P (TBTO)
要検討項目	検-28	ブロモクロロ酢酸	—
要検討項目	検-29	ブロモジクロロ酢酸	—
要検討項目	検-30	ジブロモクロロ酢酸	—
要検討項目	検-31	ブロモ酢酸	—
要検討項目	検-32	ジブロモ酢酸	—
要検討項目	検-33	トリブロモ酢酸	—
要検討項目	検-34	トリクロロアセトニトリル	—
要検討項目	検-35	ブロモクロロアセトニトリル	—
要検討項目	検-36	ジブロモアセトニトリル	0.06
要検討項目	検-37	アセトアルデヒド	—
要検討項目	検-38	MX	0.001
要検討項目	検-39	削除	
要検討項目	検-40	キシレン	0.4
要検討項目	検-41	過塩素酸	0.025
要検討項目	検-42	パーフルオロオクタン酸 (PFOA)	—
要検討項目	検-43	パーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)	—
要検討項目	検-44	N-ニトロソジメチルアミン (NDMA)	0.0001
要検討項目	検-45	アニリン	0.02
要検討項目	検-46	キノリン	0.0001
要検討項目	検-47	1, 2, 3-トリクロロベンゼン	0.02
要検討項目	検-48	ニトリロ三酢酸 (NTA)	0.2
要検討農薬類	要-001	アセタミプリド	0.2
要検討農薬類	要-002	イミダクロプリド	0.1
要検討農薬類	要-003	エチプロール	0.01
要検討農薬類	要-004	クロロピクリン	-
要検討農薬類	要-005	テブコナゾール	0.07
要検討農薬類	要-006	テフリルトリオン	0.002
要検討農薬類	要-006	パラチオンメチル	0.04
要検討農薬類	要-007	ヒメキサゾール (ヒドロキシイソキサゾール)	0.1
要検討農薬類	要-008	ピラクロホス	—
要検討農薬類	要-009	フルスルファミド	—
要検討農薬類	要-010	ブロマシル	0.05
要検討農薬類	要-011	ペントキサゾン	0.6
要検討農薬類	要-012	ホサロン	0.005
要検討農薬類	要-013	メタアルデヒド	0.06
要検討農薬類	要-014 (~H27)	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシア ネート；メチルイソチオシアネート	-

表 2-15 検討対象項目

分類	番号	項目	目標値等 (mg/L)
要検討農薬類	要-014	メトラクロール	0.2
その他農薬類	他-001	2-クロロプロピオン酸メチル (MCPM)	—
その他農薬類	他-002	2, 4-DB	—
その他農薬類	他-003	DBEDC	—
その他農薬類	他-004	MCPB	0.08
その他農薬類	他-005	アシベンゾラルSメチル	0.2
その他農薬類	他-006	アジムスルフロン	0.2
その他農薬類	他-007	アミトロール	0.003
その他農薬類	他-008	アメトリン	0.2
その他農薬類	他-009	イナベンフィド	0.3
その他農薬類	他-010	イマゾスルフロン	0.2
その他農薬類	他-011	ウニコナゾールP	0.04
その他農薬類	他-012	エトキシスルフロン	0.1
その他農薬類	他-013	エトベンザニド	0.1
その他農薬類	他-014	エンドタール	—
その他農薬類	他-015	オキサジアルギル	0.02
その他農薬類	他-016	オキサミル	0.05
その他農薬類	他-017	オキシリニック酸	0.05
その他農薬類	他-018	キザロホップエチル	0.02
その他農薬類	他-019	クロチアニジン	0.2
その他農薬類	他-020	クロマフェノジド	0.7
その他農薬類	他-021	クロルタールジメチル (TCTP)	—
その他農薬類	他-022	クロルピリホスメチル	0.03
その他農薬類	他-023	シクロスルファミロン	0.08
その他農薬類	他-024	ジクロフェンチオン (ECP)	0.006
その他農薬類	他-025	シクロプロトリン	0.008
その他農薬類	他-026	ジクロメジン	0.05
その他農薬類	他-027	ジクロルプロップ	0.06
その他農薬類	他-028	ジコホル (ケルセン)	0.06
その他農薬類	他-029	シノスルフロン	0.2
その他農薬類	他-030	ジノテフラン	0.6
その他農薬類	他-031	ジフェノコナゾール	0.02
その他農薬類	他-032	シフルトリン	0.05
その他農薬類	他-033	ジフルベンズロン	0.05
その他農薬類	他-034	シプロコナゾール	0.02
その他農薬類	他-035	シプロジニル	0.07
その他農薬類	他-036	シペルメトリン	0.1
その他農薬類	他-037	シメコナゾール	0.02
その他農薬類	他-038	ジメチルビンホス	0.01
その他農薬類	他-039	シラフルオフエン	0.3
その他農薬類	他-040	シンメチリン	0.1

表 2-15 検討対象項目

分類	番号	項目	目標値等 (mg/L)
その他農薬類	他-041	スピノサド	0.06
その他農薬類	他-042	セトキシジム	0.4
その他農薬類	他-043	チアクロプリド	—
その他農薬類	他-044	チアメトキサム	0.05
その他農薬類	他-045	チオシクラム	0.03
その他農薬類	他-046	チフルザミド	0.04
その他農薬類	他-047	テクロフタラム	0.1
その他農薬類	他-048	テトラクロルビンホス (CVMP)	0.01
その他農薬類	他-049	テトラコナゾール	0.01
その他農薬類	他-050	テブフェノジド	0.04
その他農薬類	他-051	トリネキサパックエチル	0.01
その他農薬類	他-052	トリフルミゾール	0.04
その他農薬類	他-053	トルフェンピラド	0.01
その他農薬類	他-054	ナプロアニリド	0.02
その他農薬類	他-055	ニテンピラム	1.3
その他農薬類	他-056	パクロボトラゾール	0.05
その他農薬類	他-057	バリダマイシン	—
その他農薬類	他-058	ビスピリバック	0.03
その他農薬類	他-059	ピメトロジン	0.03
その他農薬類	他-060	ピラズスルフロリエチル	0.03
その他農薬類	他-061	ピリミノバックメチル	0.05
その他農薬類	他-062	ピリミホスメチル	0.06
その他農薬類	他-063	ピレトリン	0.1
その他農薬類	他-064	フェノキサニル	0.02
その他農薬類	他-065	フェンバレレート	0.04
その他農薬類	他-066	フラチオカルブ	0.008
その他農薬類	他-067	フラメトピル	0.02
その他農薬類	他-068	フルアジホップ	0.01
その他農薬類	他-069	プロパニル (DCPA)	0.04
その他農薬類	他-070	プロパホス	0.001
その他農薬類	他-071	プロパルギット (BPFS)	0.02
その他農薬類	他-072	プロヘキサジオン	0.5
その他農薬類	他-073	プロボキスル (PHC)	0.2
その他農薬類	他-074	プロメトリン	0.08
その他農薬類	他-075	ペルメトリン	0.1
その他農薬類	他-076	ベンスルタップ	0.09
その他農薬類	他-077	ベンダイオカルブ	0.009
その他農薬類	他-078	ホキシム	0.003
その他農薬類	他-079	ボスカリド	0.1
その他農薬類	他-080	ミルネブ (チアジアジン)	—
その他農薬類	他-081	メタミドホス	0.002

表 2-15 検討対象項目

分類	番号	項目	目標値等 (mg/L)
その他農薬類	他-082	メチルイソシアネート	0.006
その他農薬類	他-083	モノクロトホス	0.002
その他農薬類	他-084	リニュロン	0.02

2-2-2. 測定地点数、検出地点数及び検出率の一覧表

各調査対象項目について、各年度の原水／浄水別の測定地点数と検出地点数及び検出率を表 2-16 に示す。

ここでは次の 2 ケースについて検出地点数と検出率を整理した。

《a》 最大値が目標値の 10% 値（農薬においては 1% 値、目標値が定められていない項目については定量下限値）を超過して検出された地点

《b》 最大値が定量下限値以上かつ目標値の 10% 値以下（農薬においては 1% 値以下）で検出された地点

（目標値が定められていない項目については、最大値が定量下限値と等しい地点）

表 2-16 測定地点数、検出地点数及び検出率 (1/9)

物質 No.	物質名称	目標値 (mg/L)	年度	測定地点数		《 a 》 最大値が目標値の10%値 (農業は1%値、目標値がない項目は定量下限値) を超過して検出された地点				《 b 》 最大値が定量下限値以上かつ目標値の10%値以下 (農業は1%値以下)で検出された地点 (目標値がない項目は年最大値が定量下限値と等しい地点)				《 c 》 最大値及び 最大値の目標値に対する割合			
						検出地点数		検出率 (測定地点数に対する割合)		検出地点数		検出率 (測定地点数に対する割合)		原水		浄水	
						原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する割合	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する割合
						原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する割合	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する割合
検-01	銀	-	R01	125	163	3	2	2.4%	1.2%	10	9	8.0%	5.5%	0.06	目標値ヲ	0.01	目標値ヲ
			R02	120	157	2	2	1.7%	1.3%	5	7	4.2%	4.5%	0.04	目標値ヲ	0.01	目標値ヲ
検-02	バリウム	0.7	R01	142	189	4	1	2.8%	0.5%	2	1	1.4%	0.5%	0.1	14.3%	0.08	11.4%
			R02	140	184	4	0	2.9%	0.0%	5	4	3.6%	2.2%	0.1	14.3%	0.05	7.1%
検-03	ビスマス	-	R01	104	139	0	0	0.0%	0.0%	7	6	6.7%	4.3%	0.001	目標値ヲ	0.001	目標値ヲ
			R02	99	135	0	1	0.0%	0.7%	3	3	3.0%	2.2%	0.00026	目標値ヲ	0.001149	目標値ヲ
検-04	モリブデン	0.07	R01	375	408	2	0	0.5%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.021	30.0%	0.003	4.3%
			R02	343	441	3	0	0.9%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.02	28.6%	0.002	2.9%
検-05	アクリルアミド	0.0005	R01	46	51	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R02	58	51	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
検-06	アクリル酸	-	R01	32	35	0	0	0.0%	0.0%	4	4	12.5%	11.4%	ND	目標値ヲ	ND	目標値ヲ
			R02	34	35	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ヲ	ND	目標値ヲ
検-07	17-β-エストラジオール (E2)	0.00008 (P)	R01	44	49	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R02	44	43	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
検-08	エチル-エストラジオール (EE2)	0.00002 (P)	R01	39	47	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R02	40	42	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
検-09	エチレンジアミン四酢酸 (EDTA)	0.5	R01	58	40	0	0	0.0%	0.0%	2	0	3.4%	0.0%	0.0275	5.5%	0.0118	2.4%
			R02	52	37	0	0	0.0%	0.0%	2	1	3.8%	2.7%	0.025	5.0%	0.0152	3.0%
検-10	エピクロロヒドリン	0.0004 (P)	R01	61	59	2	0	3.3%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.0004	100.0%	ND	0%
			R02	54	51	0	1	0.0%	2.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	0.0001	25.0%
検-11	塩化ビニル	0.002	R01	59	54	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.0002	10.0%	0.0002	10.0%
			R02	55	52	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
検-12	酢酸ビニル	-	R01	48	29	2	0	4.2%	0.0%	5	3	10.4%	10.3%	0.001	目標値ヲ	ND	目標値ヲ
			R02	41	25	1	0	2.4%	0.0%	1	0	2.4%	0.0%	0.0001	目標値ヲ	ND	目標値ヲ
検-13	2,4-トルエンジアミン	-	R01	14	17	0	0	0.0%	0.0%	3	3	21.4%	17.6%	ND	目標値ヲ	ND	目標値ヲ
			R02	14	14	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ヲ	ND	目標値ヲ
検-14	2,6-トルエンジアミン	-	R01	14	17	0	0	0.0%	0.0%	3	3	21.4%	17.6%	ND	目標値ヲ	ND	目標値ヲ
			R02	14	14	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ヲ	ND	目標値ヲ
検-15	N,N-ジメチルアニリン	-	R01	57	39	2	0	3.5%	0.0%	6	4	10.5%	10.3%	0.001	目標値ヲ	ND	目標値ヲ
			R02	52	39	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ヲ	ND	目標値ヲ
検-16	スチレン	0.02	R01	75	57	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.001	5.0%	ND	0%
			R02	69	58	0	0	0.0%	0.0%	1	0	1.4%	0.0%	0.000054	0.3%	ND	0%
検-17	ダイオキシン類	1pgTEQ/L (P)	R01	298	263	42	0	14.1%	0.0%	143	34	48.0%	12.9%	1.5	150.0%	0.058	5.8%
			R02	282	256	44	1	15.6%	0.4%	130	64	46.1%	25.0%	0.5	50.0%	0.13	13.0%

注) 検出地点数と検出率が“-”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。

着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

表 2-16 測定地点数、検出地点数及び検出率 (2/9)

物質 No.	物質名称	目標値 (mg/L)	年度	測定 地点数		《 a 》 最大値が目標値の10%値 (農業は1%値、目標値がない項目 は定量下限値) を超過して検出された地点				《 b 》 最大値が定量下限値以上 かつ目標値の10%値以下 (農業は1%値以下) で検出された地点 (目標値がない項目は年最大値が定量 下限値と等しい地点)				《 c 》 最大値 及び 最大値の目標値に対する割合			
						検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		原水		浄水	
						原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する割合	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する割合
検-18	トリエチレンテトラミン	-	R01	23	25	0	0	0.0%	0.0%	3	3	13.0%	12.0%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
			R02	22	23	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
検-19	ノニルフェノール	0.3(P)	R01	102	82	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.03	10.0%	0.001	0.3%
			R02	99	86	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
検-20	ビスフェノールA	0.1(P)	R01	111	95	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.01	10.0%	0.001	1.0%
			R02	108	99	1	0	0.9%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.02	20.0%	ND	0%
検-21	ヒドラジン	-	R01	45	25	2	0	4.4%	0.0%	5	3	11.1%	12.0%	0.02	目標値ナ	ND	目標値ナ
			R02	39	24	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
検-22	1, 2-ブタジエン	-	R01	16	18	0	0	0.0%	0.0%	3	3	18.8%	16.7%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
			R02	15	16	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
検-23	1, 3-ブタジエン	-	R01	16	18	0	0	0.0%	0.0%	3	3	18.8%	16.7%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
			R02	15	16	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
検-24	フタル酸ジ (n-ブチル)	0.01	R01	109	153	2	3	1.8%	2.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.004	40.0%	0.004	40.0%
			R02	120	171	1	3	0.8%	1.8%	2	1	1.7%	0.6%	0.00121	12.1%	0.002	20.0%
検-25	フタル酸ブチルベンジル	0.5	R01	108	146	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.05	10.0%	0.01	2.0%
			R02	119	164	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.001	0.2%	0.001	0.2%
検-26	マイクロキスチン-LR	0.0008(P)	R01	55	56	10	1	18.2%	1.8%	0	0	0.0%	0.0%	0.0027	337.5%	0.0003	37.5%
			R02	72	67	7	0	9.7%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.0028	350.0%	ND	0%
検-27	有機すず化合物 (TBT0)	0.0006(P)	R01	17	21	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R02	18	19	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
検-28	ブロモクロロ酢酸	-	R01	28	145	0	41	0.0%	28.3%	3	23	10.7%	15.9%	ND	目標値ナ	0.01	目標値ナ
			R02	12	134	0	32	0.0%	23.9%	4	23	33.3%	17.2%	ND	目標値ナ	0.013	目標値ナ
検-29	ブロモジクロロ酢酸	-	R01	25	100	0	16	0.0%	16.0%	3	12	12.0%	12.0%	ND	目標値ナ	0.03	目標値ナ
			R02	9	90	0	15	0.0%	16.7%	4	12	44.4%	13.3%	ND	目標値ナ	0.004	目標値ナ
検-30	ジブロモクロロ酢酸	-	R01	25	100	0	2	0.0%	2.0%	3	8	12.0%	8.0%	ND	目標値ナ	0.03	目標値ナ
			R02	9	79	0	0	0.0%	0.0%	3	3	33.3%	3.8%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
検-31	ブロモ酢酸	-	R01	28	170	0	5	0.0%	2.9%	4	9	14.3%	5.3%	ND	目標値ナ	0.005	目標値ナ
			R02	14	150	0	0	0.0%	0.0%	3	3	21.4%	2.0%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
検-32	ジブロモ酢酸	-	R01	28	145	0	16	0.0%	11.0%	3	17	10.7%	11.7%	ND	目標値ナ	0.005	目標値ナ
			R02	12	134	0	14	0.0%	10.4%	3	5	25.0%	3.7%	ND	目標値ナ	0.004	目標値ナ
検-33	トリブロモ酢酸	-	R01	25	89	0	2	0.0%	2.2%	3	9	12.0%	10.1%	ND	目標値ナ	0.03	目標値ナ
			R02	9	79	0	0	0.0%	0.0%	3	3	33.3%	3.8%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
検-34	トリクロロアセトニトリル	-	R01	29	177	0	0	0.0%	0.0%	3	8	10.3%	4.5%	ND	目標値ナ	0.001	目標値ナ
			R02	16	168	0	0	0.0%	0.0%	3	3	18.8%	1.8%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ

注) 検出地点数と検出率が“-”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。
着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

表 2-16 測定地点数、検出地点数及び検出率 (3/9)

物質 No.	物質名称	目標値 (mg/L)	年度	測定 地点数		《 a 》 最大値が目標値の10%値 (農業は1%値、目標値がない項目 は定量下限値) を超過して検出された地点				《 b 》 最大値が定量下限値以上 かつ目標値の10%値以下 (農業は1%値以下) で検出された地点 (目標値がない項目は年最大値が定量 下限値と等しい地点)				《 c 》 最大値 及び 最大値の目標値に対する割合			
						検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		原水		浄水	
						原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する 割合	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する 割合
						原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水				
検-35	ブロモクロアセトニトリル	-	R01	28	148	0	1	0.0%	0.7%	3	19	10.7%	12.8%	ND	目標値ナ	0.002	目標値ナ
			R02	13	138	0	0	0.0%	0.0%	3	6	23.1%	4.3%	ND	目標値ナ	0.001	目標値ナ
検-36	ジブromoアセトニトリル	0.06	R01	29	189	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	0.002	3.3%
			R02	28	192	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	0.001	1.7%
検-37	アセトアルデヒド	-	R01	29	157	0	10	0.0%	6.4%	3	20	10.3%	12.7%	ND	目標値ナ	0.005	目標値ナ
			R02	28	148	0	13	0.0%	8.8%	4	6	14.3%	4.1%	ND	目標値ナ	0.003	目標値ナ
検-38	MX	0.001	R01	6	10	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R02	7	9	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
検-40	キシレン	0.4	R01	344	384	0	0	0.0%	0.0%	1	0	0.3%	0.0%	0.003	0.8%	0.003	0.8%
			R02	340	415	0	0	0.0%	0.0%	1	0	0.3%	0.0%	0.0002	0.1%	0.04	10.0%
検-41	過塩素酸	0.025	R01	54	58	7	2	13.0%	3.4%	0	0	0.0%	0.0%	0.0033	13.2%	0.0028	11.2%
			R02	55	58	3	0	5.5%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.0029	11.6%	0.0023	9.2%
検-42	パーフルオロオクタンスルホン酸 (PFO S)	-	R01	207	216	14	5	6.8%	2.3%	10	16	4.8%	7.4%	0.00038	目標値ナ	0.000066	目標値ナ
			R02	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
検-43	パーフルオロオクタン酸 (PFOA)	-	R01	207	216	0	0	0.0%	0.0%	15	13	7.2%	6.0%	0.00009	目標値ナ	0.000035	目標値ナ
			R02	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
検-44	N-ニトロソジメチルアミン (NDMA)	0.0001	R01	28	43	3	2	10.7%	4.7%	0	0	0.0%	0.0%	0.000044	44.0%	0.000022	22.0%
			R02	31	41	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.000005	5.0%	0.000008	8.0%
検-45	アニリン	0.02	R01	36	40	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R02	36	38	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
検-46	キノリン	0.0001	R01	37	44	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.00001	10.0%	0.00001	10.0%
			R02	39	43	1	0	2.6%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.00002	20.0%	ND	0%
検-47	1, 2, 3-トリクロロベンゼン	0.02	R01	39	48	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.001	5.0%	0.001	5.0%
			R02	41	47	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
検-48	ニトリロ三酢酸 (NTA)	0.2	R01	25	30	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.0011	0.6%	0.0007	0.4%
			R02	26	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.0002	0.1%	ND	0%

注) 検出地点数と検出率が“-”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。
着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

表 2-16 測定地点数、検出地点数及び検出率 (4/9)

物質 No.	物質名称	目標値 (mg/L)	年度	測定 地点数		《 a 》 最大値が目標値の10%値 (農薬は1%値、目標値がない項目 は定量下限値) を超過して検出された地点				《 b 》 最大値が定量下限値以上 かつ目標値の10%値以下 (農薬は1%値以下) で検出された地点 (目標値がない項目は年最大値が定量 下限値と等しい地点)				《 c 》 最大値 及び 最大値の目標値に対する割合			
						検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		原水		浄水	
						原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する 割合	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する 割合
				原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水						
要-001	アセタミプリド	0.2	R01	47	50	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R02	50	50	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
要-002	イミダクロプリド	0.1	R01	71	69	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.00001	0.0%	ND	0%
			R02	76	69	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.00001	0.0%	ND	0%
要-003	エチプロール	0.01	R01	22	16	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.0001	1.0%	ND	0%
			R02	27	20	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
要-004	クロロピクリン	-	R01	5	3	0	0	0.0%	0.0%	3	3	60.0%	100.0%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
			R02	8	6	0	0	0.0%	0.0%	3	3	37.5%	50.0%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
要-005	テブコナゾール	0.07	R01	46	47	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R02	46	43	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.0007	1.0%	ND	0%
要-006	パラチオンメチル	0.04	R01	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
			R02	3	3	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
要-007	ヒメキサゾール (ヒドロキシイソキサゾール)	0.1	R01	8	8	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R02	14	12	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
要-008	ピラクロホス	-	R01	35	37	0	0	0.0%	0.0%	3	3	8.6%	8.1%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
			R02	32	32	0	0	0.0%	0.0%	3	3	9.4%	9.4%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
要-009	フルスルファミド	-	R01	43	45	0	0	0.0%	0.0%	3	3	7.0%	6.7%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
			R02	36	36	0	0	0.0%	0.0%	3	3	8.3%	8.3%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
要-010	ブロマシル	0.05	R01	56	64	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.00013	0.3%	ND	0%
			R02	56	58	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.00015	0.3%	ND	0%
要-011	ペントキサゾン	0.6	R01	45	46	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R02	55	47	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
要-012	ホサロン	0.005	R01	38	40	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R02	35	35	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
要-013	メタアルデヒド	0.06	R01	10	2	3	0	30.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.003	5.0%	ND	0%
			R02	9	5	5	2	55.6%	40.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.004	6.7%	0.001	1.7%
要-014	メトラクロール	0.2	R01	39	44	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R02	36	39	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%

注) 検出地点数と検出率が“-”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。
着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

表 2-16 測定地点数、検出地点数及び検出率 (5/9)

物質 No.	物質名称	目標値 (mg/L)	年度	測定地点数	《 a 》 最大値が目標値の10%値 (農業は1%値、目標値がない項目は定量下限値) を超過して検出された地点				《 b 》 最大値が定量下限値以上かつ目標値の10%値以下 (農業は1%値以下)で検出された地点 (目標値がない項目は年最大値が定量下限値と等しい地点)				《 c 》 最大値及び最大値の目標値に対する割合			
					検出地点数		検出率 (測定地点数に対する割合)		検出地点数		検出率 (測定地点数に対する割合)		原水		浄水	
					原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※ (mg/L)	目標値に対する割合	濃度※ (mg/L)	目標値に対する割合
他-001	2-クロロプロピオン酸メチル (MCP M)	-	R01	0	0	-	-	3	3	-	-	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ	
				R02	3	3	0.0%	0.0%	3	3	100.0%	100.0%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
他-002	2, 4-DB	-	R01	0	1	-	0.0%	3	3	-	300.0%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ	
				R02	3	3	0.0%	0.0%	3	3	100.0%	100.0%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
他-003	DBEDC	-	R01	0	0	-	-	3	3	-	-	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ	
				R02	3	3	0.0%	0.0%	3	3	100.0%	100.0%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
他-004	MCPB	0.08	R01	8	4	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%	
				R02	13	8	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-005	アシベンズラルSメチル	0.2	R01	23	25	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%	
				R02	25	25	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-006	アジムスルフロン	0.2	R01	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%	
				R02	3	3	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-007	アミトロール	0.003	R01	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%	
				R02	3	3	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-008	アメトリン	0.2	R01	26	28	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%	
				R02	28	28	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-009	イナベンフィド	0.3	R01	23	25	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%	
				R02	25	25	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-010	イマズスルフロン	0.2	R01	32	23	2	6.3%	0	0	0.0%	0.0%	0.007	3.5%	ND	0%	
				R02	29	25	0	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.00091	0.5%	ND	0%
他-011	ウニコナゾールP	0.04	R01	26	28	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%	
				R02	27	27	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-012	エトキシスルフロン	0.1	R01	32	30	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%	
				R02	31	28	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-013	エトベンザニド	0.1	R01	29	30	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%	
				R02	31	30	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-014	エンドタール	-	R01	0	0	-	-	3	3	-	-	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ	
				R02	3	3	0.0%	0.0%	3	3	100.0%	100.0%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
他-015	オキサジアルギル	0.02	R01	26	27	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%	
				R02	28	27	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-016	オキサミル	0.05	R01	26	28	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%	
				R02	28	28	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-017	オキシソリニック酸	0.05	R01	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%	
				R02	3	3	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%

注) 検出地点数と検出率が“-”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。
着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

表 2-16 測定地点数、検出地点数及び検出率 (6/9)

物質 No.	物質名称	目標値 (mg/L)	年度	測定 地点数		《 a 》 最大値が目標値の10%値 (農業は1%値、目標値がない項目 は定量下限値) を超過して検出された地点				《 b 》 最大値が定量下限値以上 かつ目標値の10%値以下 (農業は1%値以下) で検出された地点 (目標値がない項目は年最大値が定量 下限値と等しい地点)				《 c 》 最大値 及び 最大値の目標値に対する割合			
						検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		原水		浄水	
				原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する 割合	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する 割合
				原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水				
他-018	キザロホップエテル	0.02	R01	26	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R02	28	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-019	クロチアニジン	0.2	R01	69	67	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.00003	0.0%	0.00001	0.0%
			R02	83	72	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.00007	0.0%	0.00001	0.0%
他-020	クロマフェノジド	0.7	R01	23	25	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R02	25	25	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-021	クロールタルジメテル (TCTP)	-	R01	23	25	0	0	0.0%	0.0%	3	3	13.0%	12.0%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
			R02	20	22	0	0	0.0%	0.0%	3	3	15.0%	13.6%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
他-022	クロールピロホスメテル	0.03	R01	29	30	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R02	30	29	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-023	シクロスルファミロン	0.08	R01	2	0	0	0	0.0%	-	0	0	0.0%	-	ND	0%	ND	0%
			R02	5	3	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-024	ジクロフェンチオン (ECP)	0.006	R01	26	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R02	25	25	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-025	シクロプロトリン	0.008	R01	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
			R02	3	3	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-026	ジクロメジン	0.05	R01	23	25	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R02	25	25	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-027	ジクロルブロップ	0.06	R01	23	25	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R02	25	25	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-028	ジコホル (ケルセン)	0.06	R01	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
			R02	3	3	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-029	シノスルフロン	0.2	R01	23	25	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R02	23	23	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-030	ジノテフラン	0.6	R01	88	75	1	0	1.1%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.01	1.7%	0.00024	0.0%
			R02	97	74	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.006	1.0%	0.006	1.0%
他-031	ジフェノコナゾール	0.02	R01	33	30	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R02	35	30	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-032	シフルトリン	0.05	R01	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
			R02	3	3	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-033	ジフルベンズロン	0.05	R01	23	25	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R02	25	25	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-034	シプロコナゾール	0.02	R01	33	30	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R02	34	30	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%

注) 検出地点数と検出率が“-”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。
着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

表 2-16 測定地点数、検出地点数及び検出率 (7/9)

物質 No.	物質名称	目標値 (mg/L)	年度	測定地点数	《 a 》 最大値が目標値の10%値 (農業は1%値、目標値がない項目は定量下限値) を超過して検出された地点				《 b 》 最大値が定量下限値以上かつ目標値の10%値以下 (農業は1%値以下)で検出された地点 (目標値がない項目は年最大値が定量下限値と等しい地点)				《 c 》 最大値及び最大値の目標値に対する割合				
					検出地点数		検出率 (測定地点数に対する割合)		検出地点数		検出率 (測定地点数に対する割合)		原水		浄水		
					原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する割合	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する割合	
他-035	シブロジニル	0.07	R01	31	32	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R02	33	32	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-036	シペルメトリン	0.1	R01	1	0	0	0	0.0%	-	0	0	0.0%	-	ND	0%	ND	0%
			R02	5	3	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-037	シメコナゾール	0.02	R01	48	52	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.00001	0.1%	0.00001	0.1%
			R02	51	48	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-038	ジメチルビンホス	0.01	R01	26	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R02	27	27	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-039	シラフルオフェン	0.3	R01	43	31	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.003	1.0%	ND	0%
			R02	48	32	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.003	1.0%	ND	0%
他-040	シンメチリン	0.1	R01	26	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R02	27	27	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-041	スピノサド	0.06	R01	8	4	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R02	12	8	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-042	セトキシジム	0.4	R01	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
			R02	3	3	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-043	チアクロプリド	-	R01	32	32	0	0	0.0%	0.0%	3	3	9.4%	9.4%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
			R02	37	35	0	0	0.0%	0.0%	3	3	8.1%	8.6%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ
他-044	チアメトキサム	0.05	R01	34	39	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R02	36	39	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-045	チオシクラム	0.03	R01	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
			R02	3	3	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-046	チフルザミド	0.04	R01	49	45	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.00001	0.0%	ND	0%
			R02	53	48	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-047	テクロフタラム	0.1	R01	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
			R02	3	3	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-048	テトラクロルビンホス (CVMP)	0.01	R01	23	25	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R02	25	25	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-049	テトラコナゾール	0.01	R01	30	30	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R02	29	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-050	テブフェノジド	0.04	R01	39	32	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.00009	0.2%	ND	0%
			R02	41	33	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.0001	0.3%	ND	0%
他-051	トリネキサパックエチル	0.01	R01	26	23	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R02	30	27	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%

注) 検出地点数と検出率が“-”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。
着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

表 2-16 測定地点数、検出地点数及び検出率 (8/9)

物質 No.	物質名称	目標値 (mg/L)	年度	測定地点数	《 a 》 最大値が目標値の10%値 (農業は1%値、目標値がない項目は定量下限値) を超過して検出された地点				《 b 》 最大値が定量下限値以上かつ目標値の10%値以下 (農業は1%値以下)で検出された地点 (目標値がない項目は年最大値が定量下限値と等しい地点)				《 c 》 最大値及び最大値の目標値に対する割合				
					検出地点数		検出率 (測定地点数に対する割合)		検出地点数		検出率 (測定地点数に対する割合)		原水		浄水		
					原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する割合	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する割合	
他-052	トリフルミゾール	0.04	R01	29	30	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R02	31	30	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-053	トルフェンピラド	0.01	R01	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
			R02	5	5	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-054	ナプロアニリド	0.02	R01	26	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R02	28	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-055	ニテンピラム	1.3	R01	32	37	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R02	33	35	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-056	パクロブトラゾール	0.05	R01	32	30	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R02	31	27	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-057	バリダマイシン	-	R01	0	0	0	0	-	-	3	3	-	-	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
			R02	4	3	0	0	0.0%	0.0%	3	3	75.0%	100.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
他-058	ビスピリバック	0.03	R01	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
			R02	4	3	0	0	0	0	0	0	ND	0%	ND	0%		
他-059	ピメトロジン	0.03	R01	42	34	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.0003	1.0%	ND	0%
			R02	43	36	1	0	2.3%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.003	10.0%	0.0003	1.0%
他-060	ピラゾスルフロエチル	0.03	R01	39	39	1	0	2.6%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.0024	8.0%	ND	0%
			R02	43	40	1	0	2.3%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.00085	2.8%	ND	0%
他-061	ピリミノバックメチル	0.05	R01	36	37	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.00002	0.0%	ND	0%
			R02	41	40	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-062	ピリミホスメチル	0.06	R01	26	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R02	28	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-063	ピレトリン	0.1	R01	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
			R02	3	3	0	0	0	0	0	0	ND	0%	ND	0%		
他-064	フェノキサニル	0.02	R01	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
			R02	5	5	0	0	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%		
他-065	フェンパレレート	0.04	R01	0	1	0	0	-	0.0%	0	0	-	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R02	3	3	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-066	フラチオカルブ	0.008	R01	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
			R02	3	3	0	0	0	0	0	0	ND	0%	ND	0%		
他-067	フラメトピル	0.02	R01	50	48	3	0	6.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.0005	2.5%	0.00003	0.2%
			R02	66	56	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.0002	1.0%	ND	0%
他-068	フルアジホップ	0.01	R01	29	30	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R02	31	30	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%

注) 検出地点数と検出率が“-”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。
着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

表 2-16 測定地点数、検出地点数及び検出率 (9/9)

物質 No.	物質名称	目標値 (mg/L)	年度	測定 地点数		《 a 》 最大値が目標値の10%値 (農業は1%値、目標値がない項目 は定量下限値) を超過して検出された地点				《 b 》 最大値が定量下限値以上 かつ目標値の10%値以下 (農業は1%値以下) で検出された地点 (目標値がない項目は年最大値が定量 下限値と等しい地点)				《 c 》 最大値 及び 最大値の目標値に対する割合			
						検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		原水		浄水	
				原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する 割合	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する 割合
他-069	プロパニル (DCPA)	0.04	R01	26	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R02	28	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-070	プロバホス	0.001	R01	26	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R02	27	27	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-071	プロバルギット (BPPS)	0.02	R01	15	14	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R02	16	13	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-072	プロヘキサジオン	0.5	R01	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
			R02	3	3	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-073	プロボキスル (PHC)	0.2	R01	26	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R02	27	27	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-074	プロメトリン	0.08	R01	26	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R02	28	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-075	ペルメトリン	0.1	R01	1	0	0	0	0.0%	-	0	0	0.0%	-	ND	0%	ND	0%
			R02	4	3	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-076	ベンスルタップ	0.09	R01	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
			R02	3	3	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-077	ベンダイオカルブ	0.009	R01	23	25	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R02	25	25	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-078	ホキシム	0.003	R01	23	25	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R02	25	25	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-079	ボスカリド	0.1	R01	31	30	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R02	34	31	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-080	ミルネブ (チアジアジン)	-	R01	0	0	0	0	-	-	3	3	-	-	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
			R02	3	3	0	0	0.0%	0.0%	3	3	100.0%	100.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
他-081	メタミドホス	0.002	R01	16	18	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R02	17	17	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-082	メチルイソシアネート	0.006	R01	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
			R02	3	3	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-083	モノクロトホス	0.002	R01	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
			R02	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
他-084	リニューロン	0.02	R01	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
			R02	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%

注) 検出地点数と検出率が“-”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。
着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

2-2-3. 調査結果

1) 最大値が目標値の10%値（農薬は1%値）を超過した地点及び項目

調査の対象とした水質測定結果のうち、原水あるいは浄水の最大値が目標値の10%値（農薬においては1%値）を超過した項目の一覧を表2-17に示す。

表2-17 最大値が目標値の10%値（農薬は1%値）を超過した項目（R01・R02の2年分）

物質No.	物質名称	目標値(mg/L)	該当する地点	
			原水	浄水
検-02	バリウム	0.7	■14%	■11%
検-04	モリブデン	0.07	■30%	■4%
検-10	エピクロロヒドリン	0.0004(P)	■100%	■25%
検-17	ダイオキシン類	1pgTEQ/L(P)	■150%	■13%
検-20	ビスフェノールA	0.1(P)	■20%	■1%
検-24	フタル酸ジ(n-ブチル)	0.01	■40%	■40%
検-26	マイクロキスチン-LR	0.0008(P)	■350%	■38%
検-41	過塩素酸	0.025	■13%	■11%
検-44	N-ニトロジメチルアミン(NDMA)	0.0001	■44%	■22%
検-46	キノリン	0.0001	■20%	■10%
要-013	メタアルデヒド	0.06	■7%	■2%
他-010	イマゾスルフロン	0.2	■4%	■0%
他-030	ジノテフラン	0.6	■2%	■1%
他-059	ピメロジン	0.03	■10%	■1%
他-060	ピラゾスルフロンエチル	0.03	■8%	■0%
他-067	フラメピル	0.02	■3%	■0%

注) ■の横の%値は、最大値の目標値に対する割合を表す

※目標値が存在する項目のうち、R01・R02年どちらかにおいて原水・浄水一方以上が基準を満たした項目を抽出

※最大値の目標値に対する割合は、R01・R02年のうち、より大きい年度の値を使用

2) 目標値のない項目の最大値

調査の対象とした水質測定結果のうち、目標値が設定されていない項目について、原水あるいは浄水の最大値の一覧を表 2-18 に示す（全ての測定結果が定量下限値未満であった項目と測定されていなかった項目を除く）。

表 2-18 目標値のない項目の最大値（R01・R02 の 2 年分）

物質No.	物質名称	採水年度	種別最大値 (mg/L)	
			原水	浄水
検-01	銀	R01	0.06	0.01
		R02	0.04	0.01
検-03	ビスマス	R01	0.001	0.001
		R02	0.00026	0.001149
検-06	アクリル酸	R01	ND	ND
		R02	ND	ND
検-12	酢酸ビニル	R01	0.001	ND
		R02	0.0001	ND
検-13	2,4-トルエンジアミン	R01	ND	ND
		R02	ND	ND
検-14	2,6-トルエンジアミン	R01	ND	ND
		R02	ND	ND
検-15	N,N-ジメチルアニリン	R01	0.001	ND
		R02	ND	ND
検-18	トリエチレンテトラミン	R01	ND	ND
		R02	ND	ND
検-21	ヒドラジン	R01	0.02	ND
		R02	ND	ND
検-22	1,2-ブタジエン	R01	ND	ND
		R02	ND	ND
検-23	1,3-ブタジエン	R01	ND	ND
		R02	ND	ND
検-28	ブロモクロロ酢酸	R01	ND	0.01
		R02	ND	0.013
検-29	ブロモジクロロ酢酸	R01	ND	0.03
		R02	ND	0.004
検-30	ジブロモクロロ酢酸	R01	ND	0.03
		R02	ND	ND
検-31	ブロモ酢酸	R01	ND	0.005
		R02	ND	ND
検-32	ジブロモ酢酸	R01	ND	0.005
		R02	ND	0.004
検-33	トリブロモ酢酸	R01	ND	0.03
		R02	ND	ND
検-34	トリクロロアセトニトリル	R01	ND	0.001
		R02	ND	ND
検-35	ブロモクロロアセトニトリル	R01	ND	0.002
		R02	ND	0.001
検-37	アセトアルデヒド	R01	ND	0.005
		R02	ND	0.003
検-42	パーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)	R01	0.00038	0.000066
		R02	ND	ND
検-43	パーフルオロオクタン酸 (PFOA)	R01	0.00009	0.000035
		R02	ND	ND
要-004	クロロピクリン	R01	ND	ND
		R02	ND	ND
要-008	ピラクロホス	R01	ND	ND
		R02	ND	ND
要-009	フルスルファミド	R01	ND	ND
		R02	ND	ND
他-001	2-クロロプロピオン酸メチル (MCPM)	R01	ND	ND
		R02	ND	ND
他-002	2,4-DB	R01	ND	ND
		R02	ND	ND
他-003	DBEDC	R01	ND	ND
		R02	ND	ND
他-014	エンドタール	R01	ND	ND
		R02	ND	ND
他-021	クロルタールジメチル (TCTP)	R01	ND	ND
		R02	ND	ND
他-043	チアクロブリド	R01	ND	ND
		R02	ND	ND
他-057	バリダマイシン	R01	ND	ND
		R02	ND	ND
他-080	ミルネブ (チアアジアジン)	R01	ND	ND
		R02	ND	ND

3) 最大値が定量下限値以上かつ目標値の10%値（農薬は1%値）以下であった項目

調査の対象とした水質測定結果のうち、原水あるいは浄水のそれぞれにおいて、全地点の最大値が定量下限値以上かつ目標値の10%値（農薬においては1%値）以下であった項目の一覧を表 2-19 に示す。

表 2-19 最大値が定量下限値以上かつ目標値の10%値（農薬は1%値）以下であった項目
(R01・R02の2年分)

物質No.	物質名称	目標値(mg/L)	該当する地点	
			原水	浄水
検-02	バリウム	0.7	(>10%)	(>10%)
検-09	エチレンジアミン四酢酸(EDTA)	0.5	■6%	■3%
検-16	スチレン	0.02	■5%	■0%
検-17	ダイオキシン類	1pgTEQ/L(P)	(>10%)	■6%
検-40	キシレン	0.4	■1%	■10%
注) ■の横の%値は、最大値の目標値に対する割合を表す				

4) 全ての測定結果が定量下限値未満であった項目

調査の対象とした水質測定結果のうち、原水あるいは浄水のそれぞれにおいて、全ての測定結果が定量下限値未満であった項目の一覧を表 2-20 に示す。

表 2-20 全ての測定結果が定量下限値未満であった項目の一覧表(R01・R02 の2年分) (1/2)

物質No.	物質名称	目標値(mg/L)	該当する地点	
			原水	浄水
検-05	アクリルアミド	0.0005	■	■
検-07	17-β-エストラジオール(E2)	0.00008(P)	■	■
検-08	エチニルーエストラジオール(EE2)	0.00002(P)	■	■
検-27	有機すず化合物	0.0006(P)(TBTO)	■	■
検-38	MX	0.001	■	■
検-45	アニリン	0.02	■	■
検-47	1, 2, 3-トリクロロベンゼン	0.02	■	■
要-001	アセタミプリド	0.2	■	■
要-005	テブコナゾール	0.07	■	■
要-007	ヒメキサゾール(ヒドロキシイソキサゾール)	0.1	■	■
要-011	ペントキサゾン	0.6	■	■
要-012	ホサロン	0.005	■	■
要-014	メトラクロール	0.2	■	■
他-004	MCPB	0.08	■	■
他-005	アシベンゾラルSメチル	0.2	■	■
他-008	アメトリン	0.2	■	■
他-009	イナベンフィド	0.3	■	■
他-011	ウニコナゾールP	0.04	■	■
他-012	エトキシスルフロ	0.1	■	■
他-013	エトベンザニド	0.1	■	■
他-015	オキサジアルギル	0.02	■	■
他-016	オキサミル	0.05	■	■
他-018	キザロホップエチル	0.02	■	■
他-020	クロマフェノジド	0.7	■	■
他-022	クロルピリホスメチル	0.03	■	■
他-023	シクロスルファミロン	0.08	■	■
他-024	ジクロフェンチオン(ECP)	0.006	■	■
他-026	ジクロメジン	0.05	■	■
他-027	ジクロルプロップ	0.06	■	■
他-029	シノスルフロ	0.2	■	■
他-031	ジフェノコナゾール	0.02	■	■
他-033	ジフルベンズロン	0.05	■	■
他-034	シプロコナゾール	0.02	■	■
他-035	シプロジニル	0.07	■	■
他-037	シメコナゾール	0.02	■	■
他-038	ジメチルビンホス	0.01	■	■
他-039	シラフルオフェン	0.3	■	■
他-040	シンメチリン	0.1	■	■
他-041	スピノサド	0.06	■	■
他-044	チアメキサム	0.05	■	■
他-048	テトラクロルビンホス(CVMP)	0.01	■	■
他-049	テトラコナゾール	0.01	■	■
他-051	トリネキサパックエチル	0.01	■	■

表 2-20 全ての測定結果が定量下限値未満であった項目の一覧表（R01・R02の2年分）（2/2）

物質No.	物質名称	目標値(mg/L)	該当する地点	
			原水	浄水
他-052	トリフルミゾール	0.04	■	■
他-054	ナプロアニリド	0.02	■	■
他-055	ニテンピラム	1.3	■	■
他-056	パクロブトラゾール	0.05	■	■
他-061	ピリミノバックメチル	0.05	■	■
他-062	ピリミホスメチル	0.06	■	■
他-065	フェンバレレート	0.04	■	■
他-068	フルアジホップ	0.01	■	■
他-069	プロパニル(DCPA)	0.04	■	■
他-070	プロパホス	0.001	■	■
他-071	プロパルギット(BPPS)	0.02	■	■
他-073	プロポキスル(PHC)	0.2	■	■
他-074	プロメリン	0.08	■	■
他-077	ベンダイオカルブ	0.009	■	■
他-078	ホキシム	0.003	■	■
他-079	ボスカリド	0.1	■	■
他-081	メタミドホス	0.002	■	■
他-083	モノクロトホス	0.002	■	■
他-084	リニューロン	0.02	■	■

5) 測定されていなかった項目

本調査において回答のあった全ての水道事業者において測定されていなかった項目の一覧を表 2-21 に示す。

表 2-21 測定されていなかった項目 (R01・R02 の2年分)

物質No.	物質名称	目標値(mg/L)
他-083	モノクロトホス	0.002
他-084	リニュロン	0.02

2-2-4. 測定値の度数分布表

調査の対象とした水質測定結果のうち、最大値について作成した度数分布表を 表 2-22～表 2-41 に示す。なお、水質階級の設定について、要検討項目は 10%から 100%まで 10%刻み、農薬類については 1、2、3、5、7、10、30、50、70、100%刻みで集計を行った。また、目標値が設定されていない項目については、濃度の分布状況のみを示した。

- ・ 要検討項目 ----- 表 2-22～表 2-28
- ・ 要検討農薬類 ----- 表 2-29～表 2-30
- ・ その他農薬類 ----- 表 2-31～表 2-42

表 2-22 測定値（最大値）の度数分布表（要検討項目・その1）

検-01 銀及びその化合物

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	度数分布表 (mg/L)												
			ND	≤0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.004	≤0.005	≤0.006	≤0.007	≤0.008	≤0.009	≤0.01	>0.01	
R01	原水	125	117	5										1	2
	浄水	163	157	4										2	
R02	原水	120	113	5										1	1
	浄水	157	150	5										2	

ND: 定量下限値未満

検-02 バリウム及びその化合物

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.7mg/Lに対する度数分布表(上段: % 下段: mg/L)											
			10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.07	0.07	≤0.14	≤0.21	≤0.28	≤0.35	≤0.42	≤0.49	≤0.56	≤0.63	≤0.7	>0.7
R01	原水	142	136	2	4									
	浄水	189	188		1									
R02	原水	140	136		4									
	浄水	184	184											

検-03 ビスマス及びその化合物

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	度数分布表 (mg/L)											
			ND	≤0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.004	≤0.005	≤0.006	≤0.007	≤0.008	≤0.009	≤0.01	>0.01
R01	原水	104	100	4										
	浄水	139	135	4										
R02	原水	99	96	3										
	浄水	135	133	1	1									

ND: 定量下限値未満

検-04 モリブデン及びその化合物

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.07mg/Lに対する度数分布表(上段: % 下段: mg/L)											
			10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.007	0.007	≤0.014	≤0.021	≤0.028	≤0.035	≤0.042	≤0.049	≤0.056	≤0.063	≤0.07	>0.07
R01	原水	375	371	2	1	1								
	浄水	408	408											
R02	原水	343	340		2	1								
	浄水	441	441											

検-05 アクリルアミド

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.0005mg/Lに対する度数分布表(上段: % 下段: mg/L)											
			10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.00005	0.00005	≤0.0001	≤0.00015	≤0.0002	≤0.00025	≤0.0003	≤0.00035	≤0.0004	≤0.00045	≤0.0005	>0.0005
R01	原水	46	46											
	浄水	51	51											
R02	原水	58	58											
	浄水	51	51											

検-06 アクリル酸

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	度数分布表 (mg/L)											
			ND	≤0.0002	≤0.0004	≤0.0006	≤0.0008	≤0.001	≤0.0012	≤0.0014	≤0.0016	≤0.0018	≤0.002	>0.002
R01	原水	32	32											
	浄水	35	35											
R02	原水	34	34											
	浄水	35	35											

ND: 定量下限値未満

検-07 17-β-エストラジオール

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.00008mg/Lに対する度数分布表(上段: % 下段: mg/L)											
			10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.000008	0.000008	≤0.000016	≤0.000024	≤0.000032	≤0.00004	≤0.000048	≤0.000056	≤0.000064	≤0.000072	≤0.00008	>0.00008
R01	原水	44	44											
	浄水	49	49											
R02	原水	44	44											
	浄水	43	43											

表 2-23 測定値（最大値）の度数分布表（要検討項目・その2）

検-08 エチレニールエストラジオール

		0.00002mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.000002	0.000002	≤0.000004	≤0.000006	≤0.000008	≤0.00001	≤0.000012	≤0.000014	≤0.000016	≤0.000018	≤0.00002	>0.00002
R01	原水	39	39											
	浄水	47	47											
R02	原水	40	40											
	浄水	42	42											

検-09 エチレンジアミン四酢酸(EDTA)

		0.5mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.05	0.05	≤0.1	≤0.15	≤0.2	≤0.25	≤0.3	≤0.35	≤0.4	≤0.45	≤0.5	>0.5
R01	原水	58	58											
	浄水	40	40											
R02	原水	52	52											
	浄水	37	37											

検-10 エピクロロヒドリン

		0.0004mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.00004	0.00004	≤0.00008	≤0.00012	≤0.00016	≤0.0002	≤0.00024	≤0.00028	≤0.00032	≤0.00036	≤0.0004	>0.0004
R01	原水	61	59										2	
	浄水	59	59											
R02	原水	54	54											
	浄水	51	50			1								

検-11 塩化ビニル

		0.002mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.0002	0.0002	≤0.0004	≤0.0006	≤0.0008	≤0.001	≤0.0012	≤0.0014	≤0.0016	≤0.0018	≤0.002	>0.002
R01	原水	59	55	4										
	浄水	54	51	3										
R02	原水	55	55											
	浄水	52	52											

検-12 酢酸ビニル

		度数分布表(mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	ND	≤0.00001	≤0.00002	≤0.00003	≤0.00004	≤0.00005	≤0.00006	≤0.00007	≤0.00008	≤0.00009	≤0.0001	>0.0001
			R01	原水	48	46								
浄水	29	29												
R02	原水	41	40										1	
	浄水	25	25											

ND: 定量下限値未満

検-13 2,4-トルエンジアミン

		度数分布表(mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	ND	≤0.00005	≤0.0001	≤0.00015	≤0.0002	≤0.00025	≤0.0003	≤0.00035	≤0.0004	≤0.00045	≤0.0005	>0.0005
			R01	原水	14	14								
浄水	17	17												
R02	原水	14	14											
	浄水	14	14											

ND: 定量下限値未満

検-14 2,6-トルエンジアミン

		度数分布表(mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	ND	≤0.00005	≤0.0001	≤0.00015	≤0.0002	≤0.00025	≤0.0003	≤0.00035	≤0.0004	≤0.00045	≤0.0005	>0.0005
			R01	原水	14	14								
浄水	17	17												
R02	原水	14	14											
	浄水	14	14											

ND: 定量下限値未満

表 2-24 測定値（最大値）の度数分布表（要検討項目・その3）

検-15 N, N-ジメチルアニリン

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	度数分布表 (mg/L)															
			ND	≤0.00001	≤0.00002	≤0.00003	≤0.00004	≤0.00005	≤0.00006	≤0.00007	≤0.00008	≤0.00009	≤0.0001	>0.0001				
R01	原水	57	55															2
	浄水	39	39															
R02	原水	52	52															
	浄水	39	39															

ND: 定量下限値未満

検-16 スチレン

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.02mg/Lに対する度数分布表 (上段: % 下段: mg/L)															
			10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過				
			<0.002	0.002	≤0.004	≤0.006	≤0.008	≤0.01	≤0.012	≤0.014	≤0.016	≤0.018	≤0.02	>0.02				
R01	原水	75	75															
	浄水	57	57															
R02	原水	69	69															
	浄水	58	58															

検-17 ダイオキシン類

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1pg-TEQ/Lに対する度数分布表 (上段: % 下段: pg-TEQ/L)											
			10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.1	0.1	≤0.2	≤0.3	≤0.4	≤0.5	≤0.6	≤0.7	≤0.8	≤0.9	≤1	>1
R01	原水	298	250	6	18	9	7	1	1	1		3	1	1
	浄水	263	263											
R02	原水	282	235	3	23	14	2	5						
	浄水	256	255		1									

検-18 トリエチレンテトラミン

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	度数分布表 (mg/L)											
			ND	≤0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.004	≤0.005	≤0.006	≤0.007	≤0.008	≤0.009	≤0.01	>0.01
R01	原水	23	23											
	浄水	25	25											
R02	原水	22	22											
	浄水	23	23											

ND: 定量下限値未満

検-19 ノニルフェノール

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.3mg/Lに対する度数分布表 (上段: % 下段: mg/L)											
			10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.03	0.03	≤0.06	≤0.09	≤0.12	≤0.15	≤0.18	≤0.21	≤0.24	≤0.27	≤0.3	>0.3
R01	原水	102	100	2										
	浄水	82	82											
R02	原水	99	99											
	浄水	86	86											

検-20 ビスフェノールA

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.1mg/Lに対する度数分布表 (上段: % 下段: mg/L)											
			10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.01	0.01	≤0.02	≤0.03	≤0.04	≤0.05	≤0.06	≤0.07	≤0.08	≤0.09	≤0.1	>0.1
R01	原水	111	109	2										
	浄水	95	95											
R02	原水	108	107		1									
	浄水	99	99											

検-21 ヒドラジン

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	度数分布表 (mg/L)															
			ND	≤0.0005	≤0.001	≤0.0015	≤0.002	≤0.0025	≤0.003	≤0.0035	≤0.004	≤0.0045	≤0.005	>0.005				
R01	原水	45	43															2
	浄水	25	25															
R02	原水	39	39															
	浄水	24	24															

ND: 定量下限値未満

表 2-25 測定値（最大値）の度数分布表（要検討項目・その4）

検-22 1,2-ブタジエン

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	度数分布表 (mg/L)														
			ND	≤0.000001	≤0.000002	≤0.000003	≤0.000004	≤0.000005	≤0.000006	≤0.000007	≤0.000008	≤0.000009	≤0.00001	>0.00001			
R01	原水	16	16														
	浄水	18	18														
R02	原水	15	15														
	浄水	16	16														

ND: 定量下限値未滿

検-23 1,3-ブタジエン

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	度数分布表 (mg/L)														
			ND	≤0.000001	≤0.000002	≤0.000003	≤0.000004	≤0.000005	≤0.000006	≤0.000007	≤0.000008	≤0.000009	≤0.00001	>0.00001			
R01	原水	16	16														
	浄水	18	18														
R02	原水	15	15														
	浄水	16	16														

ND: 定量下限値未滿

検-24 フタル酸ジ(n-ブチル)

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.01mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			10%未滿	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.001	0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.004	≤0.005	≤0.006	≤0.007	≤0.008	≤0.009	≤0.01	>0.01
R01	原水	109	105	2			2							
	浄水	153	150				3							
R02	原水	120	119		1									
	浄水	171	167	1	3									

検-25 フタル酸ブチルベンジル

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.5mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			10%未滿	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.05	0.05	≤0.1	≤0.15	≤0.2	≤0.25	≤0.3	≤0.35	≤0.4	≤0.45	≤0.5	>0.5
R01	原水	108	106	2										
	浄水	146	146											
R02	原水	119	119											
	浄水	164	164											

検-26 ミクロキステン-LR

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.0008mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			10%未滿	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.00008	0.00008	≤0.00016	≤0.00024	≤0.00032	≤0.0004	≤0.00048	≤0.00056	≤0.00064	≤0.00072	≤0.0008	>0.0008
R01	原水	55	45		4	2	2							2
	浄水	56	55				1							
R02	原水	72	65		4	1							1	1
	浄水	67	67											

検-27 有機すず化合物

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.0006mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			10%未滿	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.00006	0.00006	≤0.00012	≤0.00018	≤0.00024	≤0.0003	≤0.00036	≤0.00042	≤0.00048	≤0.00054	≤0.0006	>0.0006
R01	原水	17	17											
	浄水	21	21											
R02	原水	18	18											
	浄水	19	19											

検-28 ブロモクロロ酢酸

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	度数分布表 (mg/L)														
			ND	≤0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.004	≤0.005	≤0.006	≤0.007	≤0.008	≤0.009	≤0.01	>0.01			
R01	原水	28	28														
	浄水	145	92	12	13	16	6	4							2		
R02	原水	12	12														
	浄水	134	87	15	10	11	4	6									1

ND: 定量下限値未滿

表 2-26 測定値（最大値）の度数分布表（要検討項目・その5）

検-29 プロモジクロロ酢酸

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	度数分布表 (mg/L)													
			ND	≤0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.004	≤0.005	≤0.006	≤0.007	≤0.008	≤0.009	≤0.01	>0.01		
R01	原水	25	25													
	浄水	100	79	5	3	8	3									2
R02	原水	9	9													
	浄水	90	74	1	5	7	3									

ND: 定量下限値未満

検-30 ジプロモクロロ酢酸

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	度数分布表 (mg/L)													
			ND	≤0.003	≤0.006	≤0.009	≤0.012	≤0.015	≤0.018	≤0.021	≤0.024	≤0.027	≤0.03	>0.03		
R01	原水	25	25													
	浄水	100	95	3												2
R02	原水	9	9													
	浄水	79	79													

ND: 定量下限値未満

検-31 プロモ酢酸

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	度数分布表 (mg/L)													
			ND	≤0.0005	≤0.001	≤0.0015	≤0.002	≤0.0025	≤0.003	≤0.0035	≤0.004	≤0.0045	≤0.005	>0.005		
R01	原水	28	28													
	浄水	170	165		3											2
R02	原水	14	14													
	浄水	150	150													

ND: 定量下限値未満

検-32 ジプロモ酢酸

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	度数分布表 (mg/L)													
			ND	≤0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.004	≤0.005	≤0.006	≤0.007	≤0.008	≤0.009	≤0.01	>0.01		
R01	原水	28	28													
	浄水	145	121	8	4	10		2								
R02	原水	12	12													
	浄水	134	116	4	1	5	8									

ND: 定量下限値未満

検-33 トリプロモ酢酸

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	度数分布表 (mg/L)													
			ND	≤0.005	≤0.01	≤0.015	≤0.02	≤0.025	≤0.03	≤0.035	≤0.04	≤0.045	≤0.05	>0.05		
R01	原水	25	25													
	浄水	89	83	4						2						
R02	原水	9	9													
	浄水	79	79													

ND: 定量下限値未満

検-34 トリクロロアセトニトリル

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	度数分布表 (mg/L)													
			ND	≤0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.004	≤0.005	≤0.006	≤0.007	≤0.008	≤0.009	≤0.01	>0.01		
R01	原水	29	29													
	浄水	177	172	5												
R02	原水	16	16													
	浄水	168	168													

ND: 定量下限値未満

検-35 プロモクロロアセトニトリル

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	度数分布表 (mg/L)													
			ND	≤0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.004	≤0.005	≤0.006	≤0.007	≤0.008	≤0.009	≤0.01	>0.01		
R01	原水	28	28													
	浄水	148	131	16	1											
R02	原水	13	13													
	浄水	138	135	3												

ND: 定量下限値未満

表 2-27 測定値（最大値）の度数分布表（要検討項目・その6）

検-36 ジプロモアセトニトリル

		0.06mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.006	0.006	≤0.012	≤0.018	≤0.024	≤0.03	≤0.036	≤0.042	≤0.048	≤0.054	≤0.06	>0.06
R01	原水	29	29											
	浄水	189	189											
R02	原水	28	28											
	浄水	192	192											

検-37 アセトアルデヒド

		度数分布表(mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	ND	≤0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.004	≤0.005	≤0.006	≤0.007	≤0.008	≤0.009	≤0.01	>0.01
			R01	原水	29	29								
浄水	157	136		11	3	3		4						
R02	原水	28	28											
	浄水	148	134	1	8	5								

ND: 定量下限値未満

検-38 MX

		0.001mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.0001	0.0001	≤0.0002	≤0.0003	≤0.0004	≤0.0005	≤0.0006	≤0.0007	≤0.0008	≤0.0009	≤0.001	>0.001
R01	原水	6	6											
	浄水	10	10											
R02	原水	7	7											
	浄水	9	9											

検-39

		00に対する度数分布表(上段:% 下段:0)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			ND	≤0	≤0	≤0	≤0	≤0	≤0	≤0	≤0	≤0	≤0	>0
R01	原水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	浄水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
R02	原水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	浄水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

検-40 キシレン

		0.4mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.04	0.04	≤0.08	≤0.12	≤0.16	≤0.2	≤0.24	≤0.28	≤0.32	≤0.36	≤0.4	>0.4
R01	原水	344	344											
	浄水	384	384											
R02	原水	340	340											
	浄水	415	414	1										

検-41 過塩素酸

		0.025mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.0025	0.0025	≤0.005	≤0.0075	≤0.01	≤0.0125	≤0.015	≤0.0175	≤0.02	≤0.0225	≤0.025	>0.025
R01	原水	54	47		7									
	浄水	58	56		2									
R02	原水	55	49	3	3									
	浄水	58	58											

検-42 パーフルオロオクタンルホン酸(PFOS)

		度数分布表(mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	ND	≤0.00003	≤0.00006	≤0.00009	≤0.00012	≤0.00015	≤0.00018	≤0.00021	≤0.00024	≤0.00027	≤0.0003	>0.0003
			R01	原水	207	153	40	7	4	1	1			
浄水	216	164		47	4	1								
R02	原水	0												
	浄水	0												

ND: 定量下限値未満

表 2-28 測定値（最大値）の度数分布表（要検討項目・その7）

検-43 パーフルオロオクタン酸(PFOA)

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)														
			ND	≤0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.004	≤0.005	≤0.006	≤0.007	≤0.008	≤0.009	≤0.01	>0.01			
R01	原水	207	133	74													
	浄水	216	147	69													
R02	原水	0															
	浄水	0															

ND: 定量下限値未滿

検-44 N-ニトロソジメチルアミン(NDMA)

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.0001mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			10%未滿	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.00001	0.00001	≤0.00002	≤0.00003	≤0.00004	≤0.00005	≤0.00006	≤0.00007	≤0.00008	≤0.00009	≤0.0001	>0.0001
R01	原水	28	25		1	1		1						
	浄水	43	41		1	1								
R02	原水	31	31											
	浄水	41	41											

検-45 アニリン

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.02mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			10%未滿	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.002	0.002	≤0.004	≤0.006	≤0.008	≤0.01	≤0.012	≤0.014	≤0.016	≤0.018	≤0.02	>0.02
R01	原水	36	36											
	浄水	40	40											
R02	原水	36	36											
	浄水	38	38											

検-46 キノリン

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.0001mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			10%未滿	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.00001	0.00001	≤0.00002	≤0.00003	≤0.00004	≤0.00005	≤0.00006	≤0.00007	≤0.00008	≤0.00009	≤0.0001	>0.0001
R01	原水	37	35	2										
	浄水	44	41	3										
R02	原水	39	37	1	1									
	浄水	43	43											

検-47 1, 2, 3-トリクロロベンゼン

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.02mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			10%未滿	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.002	0.002	≤0.004	≤0.006	≤0.008	≤0.01	≤0.012	≤0.014	≤0.016	≤0.018	≤0.02	>0.02
R01	原水	39	39											
	浄水	48	48											
R02	原水	41	41											
	浄水	47	47											

検-48 ニトリロ三酢酸(NTA)

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.2mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			10%未滿	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.02	0.02	≤0.04	≤0.06	≤0.08	≤0.1	≤0.12	≤0.14	≤0.16	≤0.18	≤0.2	>0.2
R01	原水	25	25											
	浄水	30	30											
R02	原水	26	26											
	浄水	28	28											

表 2-29 測定値（最大値）の度数分布表（要検討農薬類・その1）

要-001 アセタミプリド

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.2mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.002	0.002	≤0.004	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	≤0.06	≤0.1	≤0.14	≤0.2	>0.2	
R01	原水	47	47												
	浄水	50													
R02	原水	50	50												
	浄水	50	50												

要-002 イマダクロプリド

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.1mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.001	0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	≤0.03	≤0.05	≤0.07	≤0.1	>0.1	
R01	原水	71	71												
	浄水	69	69												
R02	原水	76	76												
	浄水	69	69												

要-003 エチプロール

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.01mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.0001	0.0001	≤0.0002	≤0.0003	≤0.0005	≤0.0007	≤0.001	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	>0.01	
R01	原水	22	21	1											
	浄水	16	16												
R02	原水	27	27												
	浄水	20	20												

要-004 クロロピクリン

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)												
			ND	≤0.0000001	≤0.0000002	≤0.0000003	≤0.0000005	≤0.0000007	≤0.000001	≤0.000003	≤0.000005	≤0.000007	≤0.00001	>0.00001	
R01	原水	5	5												
	浄水	3	3												
R02	原水	8	8												
	浄水	6	6												

ND: 定量下限値未満

要-005 テブコナゾール

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.07mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.0007	0.0007	≤0.0014	≤0.0021	≤0.0035	≤0.0049	≤0.007	≤0.021	≤0.035	≤0.049	≤0.07	>0.07	
R01	原水	46	46												
	浄水	47	47												
R02	原水	46	44	2											
	浄水	43	43												

要-006 パラチオンメチル

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.04mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.0004	0.0004	≤0.0008	≤0.0012	≤0.002	≤0.0028	≤0.004	≤0.012	≤0.02	≤0.028	≤0.04	>0.04	
R01	原水	0													
	浄水	0													
R02	原水	0													
	浄水	0													

要-007 ヒメキサゾール(ヒドロキシイソキサゾール)

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.1mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.001	0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	≤0.03	≤0.05	≤0.07	≤0.1	>0.1	
R01	原水	8	8												
	浄水	8	8												
R02	原水	14	14												
	浄水	12	12												

表 2-30 測定値（最大値）の度数分布表（要検討農薬類・その2）

要-008 ビラクロホス

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	度数分布表 (mg/L)															
			ND	≤0.0000001	≤0.0000002	≤0.0000003	≤0.0000005	≤0.0000007	≤0.000001	≤0.000003	≤0.000005	≤0.000007	≤0.00001	>0.00001				
R01	原水	35	35															
	浄水	37	37															
R02	原水	32	32															
	浄水	32	32															

ND: 定量下限値未滿

要-009 フルスルファミド

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	度数分布表 (mg/L)															
			ND	≤0.0000001	≤0.0000002	≤0.0000003	≤0.0000005	≤0.0000007	≤0.000001	≤0.000003	≤0.000005	≤0.000007	≤0.00001	>0.00001				
R01	原水	43	43															
	浄水	45	45															
R02	原水	36	36															
	浄水	36	36															

ND: 定量下限値未滿

要-010 プロマシル

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.05mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)															
			1%未滿	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過				
			<0.0005	0.0005	≤0.001	≤0.0015	≤0.0025	≤0.0035	≤0.005	≤0.015	≤0.025	≤0.035	≤0.05	>0.05				
R01	原水	56	56															
	浄水	64	64															
R02	原水	58	58															
	浄水	58	58															

要-011 ベントキサゾン

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.6mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)															
			1%未滿	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過				
			<0.006	0.006	≤0.012	≤0.018	≤0.03	≤0.042	≤0.06	≤0.18	≤0.3	≤0.42	≤0.6	>0.6				
R01	原水	45	45															
	浄水	46	46															
R02	原水	55	55															
	浄水	47	47															

要-012 ホサロン

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.005mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)															
			1%未滿	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過				
			<0.00005	0.00005	≤0.0001	≤0.00015	≤0.00025	≤0.00035	≤0.0005	≤0.0015	≤0.0025	≤0.0035	≤0.005	>0.005				
R01	原水	38	38															
	浄水	40	40															
R02	原水	35	35															
	浄水	35	35															

要-013 メタアルデヒド

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.06mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)															
			1%未滿	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過				
			<0.0006	0.0006	≤0.0012	≤0.0018	≤0.003	≤0.0042	≤0.006	≤0.018	≤0.03	≤0.042	≤0.06	>0.06				
R01	原水	10	7		2			1										
	浄水	2	2															
R02	原水	9	4		2			2	1									
	浄水	5	3		2													

要-014 トラクロール

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.2mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)															
			1%未滿	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過				
			<0.002	0.002	≤0.004	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	≤0.06	≤0.1	≤0.14	≤0.2	>0.2				
R01	原水	39	39															
	浄水	44	44															
R02	原水	36	36															
	浄水	39	39															

表 2-31 測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その1）

他-001 2-クロロプロピオン酸メチル(MCPM)

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)													
			ND	≤0.0000001	≤0.0000002	≤0.0000003	≤0.0000005	≤0.0000007	≤0.000001	≤0.000003	≤0.000005	≤0.000007	≤0.00001	>0.00001		
R01	原水	0														
	浄水	0														
R02	原水	0														
	浄水	0														

ND: 定量下限値未満

他-002 2,4-DB

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)													
			ND	≤0.0000001	≤0.0000002	≤0.0000003	≤0.0000005	≤0.0000007	≤0.000001	≤0.000003	≤0.000005	≤0.000007	≤0.00001	>0.00001		
R01	原水	0														
	浄水	1	1													
R02	原水	3	3													
	浄水	3	3													

ND: 定量下限値未満

他-003 DBEDC

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)													
			ND	≤0.0000001	≤0.0000002	≤0.0000003	≤0.0000005	≤0.0000007	≤0.000001	≤0.000003	≤0.000005	≤0.000007	≤0.00001	>0.00001		
R01	原水	0														
	浄水	0														
R02	原水	0														
	浄水	0														

ND: 定量下限値未満

他-004 MCPB

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.03mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)													
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過		
			<0.0003	0.0003	≤0.0006	≤0.0009	≤0.0015	≤0.0021	≤0.003	≤0.009	≤0.015	≤0.021	≤0.03	>0.03		
R01	原水	8	8													
	浄水	4	4													
R02	原水	13	13													
	浄水	8	8													

他-005 アシベンゾラールSメチル

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.2mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)													
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過		
			<0.002	0.002	≤0.004	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	≤0.06	≤0.1	≤0.14	≤0.2	>0.2		
R01	原水	23	23													
	浄水	25	25													
R02	原水	25	25													
	浄水	25	25													

他-006 アジメスルフロン

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.2mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)													
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過		
			<0.002	0.002	≤0.004	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	≤0.06	≤0.1	≤0.14	≤0.2	>0.2		
R01	原水	0														
	浄水	0														
R02	原水	0														
	浄水	0														

他-007 アミトロール

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.003mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)													
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過		
			<0.00003	0.00003	≤0.00006	≤0.00009	≤0.00015	≤0.00021	≤0.0003	≤0.0009	≤0.0015	≤0.0021	≤0.003	>0.003		
R01	原水	0														
	浄水	0														
R02	原水	0														
	浄水	0														

表 2-32 測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その2）

他-008 アトリン

		0.2mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.002	0.002	≤0.004	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	≤0.06	≤0.1	≤0.14	≤0.2	>0.2
R01	原水	26	26											
	浄水	28	28											
R02	原水	28	28											
	浄水	28	28											

他-009 イナベンフィド

		0.3mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.003	0.003	≤0.006	≤0.009	≤0.015	≤0.021	≤0.03	≤0.09	≤0.15	≤0.21	≤0.3	>0.3
R01	原水	23	23											
	浄水	25	25											
R02	原水	25	25											
	浄水	25	25											

他-010 イマズスルフロン

		0.2mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.002	0.002	≤0.004	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	≤0.06	≤0.1	≤0.14	≤0.2	>0.2
R01	原水	32	30		1			1						
	浄水	23	23											
R02	原水	29	29											
	浄水	25	25											

他-011 ウニコナゾールP

		0.04mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0004	0.0004	≤0.0008	≤0.0012	≤0.002	≤0.0028	≤0.004	≤0.012	≤0.02	≤0.028	≤0.04	>0.04
R01	原水	26	26											
	浄水	28	28											
R02	原水	27	27											
	浄水	27	27											

他-012 エトキシスルフロン

		0.1mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.001	0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	≤0.03	≤0.05	≤0.07	≤0.1	>0.1
R01	原水	32	32											
	浄水	30	30											
R02	原水	31	31											
	浄水	28	28											

他-013 エトベンザニド

		0.1mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.001	0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	≤0.03	≤0.05	≤0.07	≤0.1	>0.1
R01	原水	29	29											
	浄水	30	30											
R02	原水	31	31											
	浄水	30	30											

他-014 エンドタール

		度数分布表(mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	ND	≤0.000001	≤0.000002	≤0.000003	≤0.000005	≤0.000007	≤0.00001	≤0.00003	≤0.00005	≤0.00007	≤0.0001	>0.0001
			R01	原水	0									
浄水	0													
R02	原水	0												
	浄水	0												

ND: 定量下限値未満

表 2-33 測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その3）

他-015 オキサジアルギル

		0.02mg/Lに対する度数分布表(上段: % 下段: mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0002	0.0002	≤0.0004	≤0.0006	≤0.001	≤0.0014	≤0.002	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	>0.02
R01	原水	26	26											
	浄水	27	27											
R02	原水	28	28											
	浄水	27	27											

他-016 オキサミル

		0.05mg/Lに対する度数分布表(上段: % 下段: mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0005	0.0005	≤0.001	≤0.0015	≤0.0025	≤0.0035	≤0.005	≤0.015	≤0.025	≤0.035	≤0.05	>0.05
R01	原水	26	26											
	浄水	28	28											
R02	原水	28	28											
	浄水	28	28											

他-017 オキシロニック酸

		0.05mg/Lに対する度数分布表(上段: % 下段: mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0005	0.0005	≤0.001	≤0.0015	≤0.0025	≤0.0035	≤0.005	≤0.015	≤0.025	≤0.035	≤0.05	>0.05
R01	原水	0												
	浄水	0												
R02	原水	0												
	浄水	0												

他-018 キザロホップエチル

		0.02mg/Lに対する度数分布表(上段: % 下段: mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0002	0.0002	≤0.0004	≤0.0006	≤0.001	≤0.0014	≤0.002	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	>0.02
R01	原水	26	26											
	浄水	28	28											
R02	原水	28	28											
	浄水	28	28											

他-019 クロチアジジン

		0.2mg/Lに対する度数分布表(上段: % 下段: mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.002	0.002	≤0.004	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	≤0.06	≤0.1	≤0.14	≤0.2	>0.2
R01	原水	69	69											
	浄水	67	67											
R02	原水	83	83											
	浄水	72	72											

他-020 クロマフェンジド

		0.7mg/Lに対する度数分布表(上段: % 下段: mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.007	0.007	≤0.014	≤0.021	≤0.035	≤0.049	≤0.07	≤0.21	≤0.35	≤0.49	≤0.7	>0.7
R01	原水	23	23											
	浄水	25	25											
R02	原水	25	25											
	浄水	25	25											

他-021 クロルタルジメチル(TCTP)

		度数分布表(mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	ND	≤0.000001	≤0.000002	≤0.000003	≤0.000005	≤0.000007	≤0.00001	≤0.00003	≤0.00005	≤0.00007	≤0.0001	>0.0001
			R01	原水	23	23								
浄水	25	25												
R02	原水	20	20											
	浄水	22	22											

ND: 定量下限値未満

表 2-34 測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その4）

他-022 クロルピリホスメチル

			0.03mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0003	0.0003	≤0.0006	≤0.0009	≤0.0015	≤0.0021	≤0.003	≤0.009	≤0.015	≤0.021	≤0.03	>0.03
R01	原水	29	29											
	浄水	30												
R02	原水	30	30											
	浄水	29	29											

他-023 シクロスルファミロン

			0.08mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0008	0.0008	≤0.0016	≤0.0024	≤0.004	≤0.0056	≤0.008	≤0.024	≤0.04	≤0.056	≤0.08	>0.08
R01	原水	2	2											
	浄水	0												
R02	原水	5	5											
	浄水	3	3											

他-024 ジクロフェンチオン(EGP)

			0.006mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.00006	0.00006	≤0.00012	≤0.00018	≤0.0003	≤0.00042	≤0.0006	≤0.0018	≤0.003	≤0.0042	≤0.006	>0.006
R01	原水	26	26											
	浄水	28	28											
R02	原水	25	25											
	浄水	25	25											

他-025 シクロプロトリン

			0.008mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.00008	0.00008	≤0.00016	≤0.00024	≤0.0004	≤0.00056	≤0.0008	≤0.0024	≤0.004	≤0.0056	≤0.008	>0.008
R01	原水	0												
	浄水	0												
R02	原水	0												
	浄水	0												

他-026 ジクロメジン

			0.05mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0005	0.0005	≤0.001	≤0.0015	≤0.0025	≤0.0035	≤0.005	≤0.015	≤0.025	≤0.035	≤0.05	>0.05
R01	原水	23	23											
	浄水	25	25											
R02	原水	25	25											
	浄水	25	25											

他-027 ジクロプロップ

			0.09mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0009	0.0009	≤0.0018	≤0.0027	≤0.0045	≤0.0063	≤0.009	≤0.027	≤0.045	≤0.063	≤0.09	>0.09
R01	原水	23	23											
	浄水	25	25											
R02	原水	25	25											
	浄水	25	25											

他-028 ジコホル(ケルセン)

			0.06mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0006	0.0006	≤0.0012	≤0.0018	≤0.003	≤0.0042	≤0.006	≤0.018	≤0.03	≤0.042	≤0.06	>0.06
R01	原水	0												
	浄水	0												
R02	原水	0												
	浄水	0												

表 2-35 測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その5）

他-029 シノスルフロ

			0.02mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.002	0.002	≤0.004	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	≤0.06	≤0.1	≤0.14	≤0.2	>0.2
R01	原水	23	23											
	浄水	25	25											
R02	原水	23	23											
	浄水	23	23											

他-030 ジノテフラン

			0.6mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.006	0.006	≤0.012	≤0.018	≤0.03	≤0.042	≤0.06	≤0.18	≤0.3	≤0.42	≤0.6	>0.6
R01	原水	88	86	1	1									
	浄水	75	75											
R02	原水	97	95	2										
	浄水	74	72	2										

他-031 ジフェノコナゾール

			0.02mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0002	0.0002	≤0.0004	≤0.0006	≤0.001	≤0.0014	≤0.002	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	>0.02
R01	原水	33	33											
	浄水	30	30											
R02	原水	35	35											
	浄水	30	30											

他-032 シフルトリン

			0.05mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0005	0.0005	≤0.001	≤0.0015	≤0.0025	≤0.0035	≤0.005	≤0.015	≤0.025	≤0.035	≤0.05	>0.05
R01	原水	0												
	浄水	0												
R02	原水	0												
	浄水	0												

他-033 ジフルベンズロン

			0.05mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0005	0.0005	≤0.001	≤0.0015	≤0.0025	≤0.0035	≤0.005	≤0.015	≤0.025	≤0.035	≤0.05	>0.05
R01	原水	23	23											
	浄水	25	25											
R02	原水	25	25											
	浄水	25	25											

他-034 シプロコナゾール

			0.02mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0002	0.0002	≤0.0004	≤0.0006	≤0.001	≤0.0014	≤0.002	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	>0.02
R01	原水	33	33											
	浄水	30	30											
R02	原水	34	34											
	浄水	30	30											

他-035 シプロジニル

			0.07mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0007	0.0007	≤0.0014	≤0.0021	≤0.0035	≤0.0049	≤0.007	≤0.021	≤0.035	≤0.049	≤0.07	>0.07
R01	原水	31	31											
	浄水	32	32											
R02	原水	33	33											
	浄水	32	32											

表 2-36 測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その6）

他-036 シベルメリン

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.06mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.0006	0.0006	≤0.0012	≤0.0018	≤0.003	≤0.0042	≤0.006	≤0.018	≤0.03	≤0.042	≤0.06	>0.06	
R01	原水	1	1												
	浄水	0													
R02	原水	5	5												
	浄水	3	3												

他-037 シメコナゾール

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.02mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.0002	0.0002	≤0.0004	≤0.0006	≤0.001	≤0.0014	≤0.002	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	>0.02	
R01	原水	48	48												
	浄水	52	52												
R02	原水	51	51												
	浄水	48	48												

他-038 ジメチルピホス

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.01mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.0001	0.0001	≤0.0002	≤0.0003	≤0.0005	≤0.0007	≤0.001	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	>0.01	
R01	原水	26	26												
	浄水	28	28												
R02	原水	27	27												
	浄水	27	27												

他-039 シラフルオフェン

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.3mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.003	0.003	≤0.006	≤0.009	≤0.015	≤0.021	≤0.03	≤0.09	≤0.15	≤0.21	≤0.3	>0.3	
R01	原水	43	42	1											
	浄水	31	31												
R02	原水	48	46	2											
	浄水	32	32												

他-040 シンメチリン

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.1mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.001	0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	≤0.03	≤0.05	≤0.07	≤0.1	>0.1	
R01	原水	26	26												
	浄水	28	28												
R02	原水	27	27												
	浄水	27	27												

他-041 スピノサド

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.06mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.0006	0.0006	≤0.0012	≤0.0018	≤0.003	≤0.0042	≤0.006	≤0.018	≤0.03	≤0.042	≤0.06	>0.06	
R01	原水	8	8												
	浄水	4	4												
R02	原水	12	12												
	浄水	8	8												

他-042 セトキシジム

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.4mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.004	0.004	≤0.008	≤0.012	≤0.02	≤0.028	≤0.04	≤0.12	≤0.2	≤0.28	≤0.4	>0.4	
R01	原水	0													
	浄水	0													
R02	原水	0													
	浄水	0													

表 2-37 測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その7）

他-043 チアクロプリド

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)														
			ND	≤0.000001	≤0.000002	≤0.000003	≤0.000005	≤0.000007	≤0.00001	≤0.00003	≤0.00005	≤0.00007	≤0.0001	>0.0001			
R01	原水	32	32														
	浄水	32															
R02	原水	37	37														
	浄水	35	35														

ND: 定量下限値未満

他-044 チアトキサム

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.05mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0005	0.0005	≤0.001	≤0.0015	≤0.0025	≤0.0035	≤0.005	≤0.015	≤0.025	≤0.035	≤0.05	>0.05
R01	原水	34	34											
	浄水	39	39											
R02	原水	36	36											
	浄水	39	39											

他-045 チオシクロラム

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.03mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0003	0.0003	≤0.0006	≤0.0009	≤0.0015	≤0.0021	≤0.003	≤0.009	≤0.015	≤0.021	≤0.03	>0.03
R01	原水	0												
	浄水	0												
R02	原水	0												
	浄水	0												

他-046 チフルザミド

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.04mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0004	0.0004	≤0.0008	≤0.0012	≤0.002	≤0.0028	≤0.004	≤0.012	≤0.02	≤0.028	≤0.04	>0.04
R01	原水	49	49											
	浄水	45	45											
R02	原水	53	53											
	浄水	48	48											

他-047 テクロフタラム

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.1mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.001	0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	≤0.03	≤0.05	≤0.07	≤0.1	>0.1
R01	原水	0												
	浄水	0												
R02	原水	0												
	浄水	0												

他-048 テトラクロルピホス(CVMP)

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.01mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0001	0.0001	≤0.0002	≤0.0003	≤0.0005	≤0.0007	≤0.001	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	>0.01
R01	原水	23	23											
	浄水	25	25											
R02	原水	25	25											
	浄水	25	25											

他-049 テトラコナゾール

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.01mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0001	0.0001	≤0.0002	≤0.0003	≤0.0005	≤0.0007	≤0.001	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	>0.01
R01	原水	30	30											
	浄水	30	30											
R02	原水	29	29											
	浄水	28	28											

表 2-38 測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その8）

他-050 テブフェノジド

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.04mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)													
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過		
			<0.0004	0.0004	≤0.0008	≤0.0012	≤0.002	≤0.0028	≤0.004	≤0.012	≤0.02	≤0.028	≤0.04	>0.04		
R01	原水	39	39													
	浄水	32	32													
R02	原水	41	41													
	浄水	33	33													

他-051 トリネキサバックエチル

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.01mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)													
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過		
			<0.0001	0.0001	≤0.0002	≤0.0003	≤0.0005	≤0.0007	≤0.001	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	>0.01		
R01	原水	26	26													
	浄水	23	23													
R02	原水	30	30													
	浄水	27	27													

他-052 トリフルミゾール

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.04mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)													
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過		
			<0.0004	0.0004	≤0.0008	≤0.0012	≤0.002	≤0.0028	≤0.004	≤0.012	≤0.02	≤0.028	≤0.04	>0.04		
R01	原水	29	29													
	浄水	30	30													
R02	原水	31	31													
	浄水	30	30													

他-053 トルフェンピラド

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.01mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)													
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過		
			<0.0001	0.0001	≤0.0002	≤0.0003	≤0.0005	≤0.0007	≤0.001	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	>0.01		
R01	原水	0														
	浄水	0														
R02	原水	0														
	浄水	0														

他-054 ナプロアニリド

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.02mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)													
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過		
			<0.0002	0.0002	≤0.0004	≤0.0006	≤0.001	≤0.0014	≤0.002	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	>0.02		
R01	原水	26	26													
	浄水	28	28													
R02	原水	28	28													
	浄水	28	28													

他-055 ニテンピラム

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	1.3mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)													
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過		
			<0.013	0.013	≤0.026	≤0.039	≤0.065	≤0.091	≤0.13	≤0.39	≤0.65	≤0.91	≤1.3	>1.3		
R01	原水	32	32													
	浄水	37	37													
R02	原水	33	33													
	浄水	35	35													

他-056 バクプロトラゾール

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.05mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)													
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過		
			<0.0005	0.0005	≤0.001	≤0.0015	≤0.0025	≤0.0035	≤0.005	≤0.015	≤0.025	≤0.035	≤0.05	>0.05		
R01	原水	32	32													
	浄水	30	30													
R02	原水	31	31													
	浄水	27	27													

表 2-39 測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その9）

他-057 バリダマイシン

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)													
			ND	≤0.000001	≤0.000002	≤0.000003	≤0.000005	≤0.000007	≤0.00001	≤0.00003	≤0.00005	≤0.00007	≤0.0001	>0.0001		
R01	原水	0														
	浄水	0														
R02	原水	4	4													
	浄水	3	3													

ND: 定量下限値未満

他-058 ビスピリバック

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.03mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
R01	原水	0	<0.0003	0.0003	≤0.0006	≤0.0009	≤0.0015	≤0.0021	≤0.003	≤0.009	≤0.015	≤0.021	≤0.03	>0.03
	浄水	0												
R02	原水	0												
	浄水	0												

他-059 ピメロジン

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.03mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
R01	原水	42	41	1										
	浄水	34	34											
R02	原水	43	40	2					1					
	浄水	36	33	3										

他-060 ビラゾスルフロンエチル

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.03mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
R01	原水	39	38						1					
	浄水	39	39											
R02	原水	43	42			1								
	浄水	40	40											

他-061 ピリミノバックメチル

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.05mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
R01	原水	36	36											
	浄水	37	37											
R02	原水	41	41											
	浄水	40	40											

他-062 ピリミホスメチル

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.06mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
R01	原水	26	26											
	浄水	28	28											
R02	原水	28	28											
	浄水	28	28											

他-063 ビレトリン

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.1mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
R01	原水	0	<0.001	0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	≤0.03	≤0.05	≤0.07	≤0.1	>0.1
	浄水	0												
R02	原水	0												
	浄水	0												

表 2-40 測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その10）

他-064 フェノキサニル

			0.02mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0002	0.0002	≤0.0004	≤0.0006	≤0.001	≤0.0014	≤0.002	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	>0.02
R01	原水	0												
	浄水	0												
R02	原水	0												
	浄水	0												

他-065 フェンバレート

			0.04mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0004	0.0004	≤0.0008	≤0.0012	≤0.002	≤0.0028	≤0.004	≤0.012	≤0.02	≤0.028	≤0.04	>0.04
R01	原水	0												
	浄水	1	1											
R02	原水	3	3											
	浄水	3	3											

他-066 フラチオカルブ

			0.008mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.00008	0.00008	≤0.00016	≤0.00024	≤0.0004	≤0.00056	≤0.0008	≤0.0024	≤0.004	≤0.0056	≤0.008	>0.008
R01	原水	0												
	浄水	0												
R02	原水	0												
	浄水	0												

他-067 フラトピル

			0.02mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0002	0.0002	≤0.0004	≤0.0006	≤0.001	≤0.0014	≤0.002	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	>0.02
R01	原水	50	46	1	2	1								
	浄水	48	48											
R02	原水	66	64	2										
	浄水	56	56											

他-068 フルアジホップ

			0.01mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0001	0.0001	≤0.0002	≤0.0003	≤0.0005	≤0.0007	≤0.001	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	>0.01
R01	原水	29	29											
	浄水	30	30											
R02	原水	31	31											
	浄水	30	30											

他-069 プロパニル(DCPA)

			0.04mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0004	0.0004	≤0.0008	≤0.0012	≤0.002	≤0.0028	≤0.004	≤0.012	≤0.02	≤0.028	≤0.04	>0.04
R01	原水	26	26											
	浄水	28	28											
R02	原水	28	28											
	浄水	28	28											

他-070 プロパホス

			0.001mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.00001	0.00001	≤0.00002	≤0.00003	≤0.00005	≤0.00007	≤0.0001	≤0.0003	≤0.0005	≤0.0007	≤0.001	>0.001
R01	原水	26	26											
	浄水	28	28											
R02	原水	27	27											
	浄水	27	27											

表 2-41 測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その11）

他-071 プロパルギット(BPPS)

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.02mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.0002	0.0002	≤0.0004	≤0.0006	≤0.001	≤0.0014	≤0.002	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	>0.02	
R01	原水	15	15												
	浄水	14	14												
R02	原水	16	16												
	浄水	13	13												

他-072 プロヘキサジオン

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.5mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.005	0.005	≤0.01	≤0.015	≤0.025	≤0.035	≤0.05	≤0.15	≤0.25	≤0.35	≤0.5	>0.5	
R01	原水	0													
	浄水	0													
R02	原水	0													
	浄水	0													

他-073 プロボキスル(PHC)

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.2mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.002	0.002	≤0.004	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	≤0.06	≤0.1	≤0.14	≤0.2	>0.2	
R01	原水	26	26												
	浄水	28	28												
R02	原水	27	27												
	浄水	27	27												

他-074 プロメトリン

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.08mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.0008	0.0008	≤0.0016	≤0.0024	≤0.004	≤0.0056	≤0.008	≤0.024	≤0.04	≤0.056	≤0.08	>0.08	
R01	原水	26	26												
	浄水	28	28												
R02	原水	28	28												
	浄水	28	28												

他-075 ペルメトリン

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.1mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.001	0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	≤0.03	≤0.05	≤0.07	≤0.1	>0.1	
R01	原水	1	1												
	浄水	0													
R02	原水	4	4												
	浄水	3	3												

他-076 ベンスタップ

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.09mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.0009	0.0009	≤0.0018	≤0.0027	≤0.0045	≤0.0063	≤0.009	≤0.027	≤0.045	≤0.063	≤0.09	>0.09	
R01	原水	0													
	浄水	0													
R02	原水	0													
	浄水	0													

他-077 ベンダイオカルブ

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.009mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.00009	0.00009	≤0.00018	≤0.00027	≤0.00045	≤0.00063	≤0.0009	≤0.0027	≤0.0045	≤0.0063	≤0.009	>0.009	
R01	原水	23	23												
	浄水	25	25												
R02	原水	25	25												
	浄水	25	25												

表 2-42 測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その12）

他-078 ホキシム

			0.003mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.00003	0.00003	≤0.00006	≤0.00009	≤0.00015	≤0.00021	≤0.0003	≤0.0009	≤0.0015	≤0.0021	≤0.003	>0.003
R01	原水	23	23											
	浄水	25	25											
R02	原水	25	25											
	浄水	25	25											

他-079 ポスカリド

			0.1mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.001	0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	≤0.03	≤0.05	≤0.07	≤0.1	>0.1
R01	原水	31	31											
	浄水	30	30											
R02	原水	34	34											
	浄水	31	31											

他-080 ミルネブ(チアジアジン)

			度数分布表(mg/L)											
年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数												
			ND	≤0.000001	≤0.000002	≤0.000003	≤0.000005	≤0.000007	≤0.00001	≤0.00003	≤0.00005	≤0.00007	≤0.0001	>0.0001
R01	原水	0												
	浄水	0												
R02	原水	0												
	浄水	0												

ND: 定量下限値未満

他-081 メタミドホス

			0.001mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.00001	0.00001	≤0.00002	≤0.00003	≤0.00005	≤0.00007	≤0.0001	≤0.0003	≤0.0005	≤0.0007	≤0.001	>0.001
R01	原水	16	16											
	浄水	18	18											
R02	原水	17	17											
	浄水	17	17											

他-082 メチルイソシアネート

			0.006mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.00006	0.00006	≤0.00012	≤0.00018	≤0.0003	≤0.00042	≤0.0006	≤0.0018	≤0.003	≤0.0042	≤0.006	>0.006
R01	原水	0												
	浄水	0												
R02	原水	0												
	浄水	0												

他-083 モノクロトホス

			0.002mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.00002	0.00002	≤0.00004	≤0.00006	≤0.0001	≤0.00014	≤0.0002	≤0.0006	≤0.001	≤0.0014	≤0.002	>0.002
R01	原水	0	水質測定結											
	浄水	0	水質測定結											
R02	原水	0	水質測定結											
	浄水	0	水質測定結											

他-084 リニユロン

			0.02mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0002	0.0002	≤0.0004	≤0.0006	≤0.001	≤0.0014	≤0.002	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	>0.02
R01	原水	0	水質測定結											
	浄水	0	水質測定結											
R02	原水	0	水質測定結											
	浄水	0	水質測定結											

2-3. 「最近の水質基準等項目の状況について」情報整理表の更新

直近の水道統計水質編（令和元年度版）及び章で収集した情報に基づき、水質基準等項目（水質基準項目、水質管理目標設定項目、要検討項目の全て）について情報を整理した。

最近の水道水質基準項目等の状況を表 2-43～表 2-47 に示す。

表 2-43 最近の水道水質基準等項目の状況について（水質基準項目）(1/6)

旧番号	項目名	基準値 ^{※1}		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ ^{※2} (mg/L)	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 (令和3年3月現在)	浄水超過状況 ^{※3} (H30水道統計)	浄水超過状況 (R元水道統計)	課題、留意事項	その他注
		値(mg/L) ^{※3}	直*			厚科審	食安委	WHO等						
基-1	1	一般細菌	100個/ml	直*						・感度は劣るが従属栄養細菌との量的相関、培養時間が短い等から当面は水質基準項目として据え置く	対基準値 2 / 8,669 対50%値 31 / 8,669 対10%値 182 / 8,669	対基準値 4 / 8,813 対50%値 31 / 8,813 対10%値 176 / 8,813	・H15パブコメ回答で「従属栄養細菌に変更する方向で考えており」と回答 ・浄水場管理には迅速性の観点から従属栄養細菌より適する(H17厚生科学研究)	
基-2	2	大腸菌	不検出	直*						・糞便汚染の指標として適当	陽性 1 / 8,668	陽性 0 / 8,813		
基-3	3	カドミウム及びその化合物	0.003	H22.4.1 施行	0.003	H20.12.16 基準値強化 0.003→0.01	H20.9.25 答申済み			・JECFAでの評価結果を待つ必要があるが現時点では微量重金属調査研究会(1970)ベースの0.01mg/Lを当面維持 ・2003年6月のJECFAは当時の暫定耐用摂取量7 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{週}$ を維持(寄与率10%で2.5 $\mu\text{g}/\text{L}$) ・食安委答申(食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保、H20.7.3) →耐容週間摂取量 7 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{週}$ (JECFAの評価とは異なる方法をとったが、結果は同じ値。)	対基準値 0 / 7,898 対50%値 5 / 7,898 対10%値 11 / 7,898	対基準値 0 / 8,158 対50%値 3 / 8,158 対10%値 13 / 8,158	・厚生科学審議会生活環境水道部会(平成20年12月16日)で審議。基準値は0.003mg/Lとなる方向。	
基-4	4	水銀及びその化合物	0.0005	直*	0.7	H20.12.16 H15からの 変更無し (メチル水銀) H25.3.19 現行評価値を 維持	H24.5.10 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・水質基準として維持 ・疫学上の結果をもとに0.001mg/Lが算出されるが基準の継続性を考慮 ・食安委答申(魚介類に含まれるメチル水銀、H17.8.4) →ハイリスクグループ(胎児)を対象とした耐容週間摂取量2.0 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{週}$ (メチル水銀) ・食安委化学物質・汚染物質専門調査会幹事会(H24.1.27) →TDI=0.7(水銀として) ・食安委答申(H24.5.10) →TDI=0.7(水銀として)	対基準値 0 / 7,784 対50%値 10 / 7,784 対10%値 15 / 7,784	対基準値 0 / 8,044 対50%値 17 / 8,044 対10%値 19 / 8,044		
基-5	5	セレン及びその化合物	0.01		4	H25.3.19 現行評価値を 維持	H24.10.29 答申済み	WHO第4版 暫定基準に変更		・評価値の10%を超えるものは1%未満だが1地点で90%を超えており継続性の観点から当面水質基準として維持 ・食安委答申(H24.10.29) →TDI=4 ・推奨摂取量=25~35mg/日(成人、上限量400mg/日)の必須元素 ・食安委意見募集終了(H24.7.20締切)	対基準値 0 / 7,873 対50%値 0 / 7,873 対10%値 4 / 7,873	対基準値 0 / 8,133 対50%値 1 / 8,133 対10%値 9 / 8,133		
基-6	6	鉛及びその化合物	0.01		3.5	0.01 A.T	R3.6.29 答申済み 自ら評価	WHO第4版 変更 0.04P→0.01		・4年答申では長期目標値を0.01mg/Lとし概ね10年間に鉛管の布設替えを行い、濃度の段階的低減を図るとした ・食安委検討中(H24.3.22専門調査会) 血中鉛濃度から摂取量への変換に関して新たな知見が蓄積された場合には、耐容摂取量の設定を検討	対基準値 2 / 8,047 対50%値 32 / 8,047 対10%値 337 / 8,047	対基準値 0 / 8,329 対50%値 27 / 8,329 対10%値 321 / 8,329		
基-7	7	ヒ素及びその化合物	0.01			0.01 A.T	H.25.12.16 答申済み	WHO第4版 暫定とした理由変更 A.T→P		・発がん性リスクアセスメントの不確実さと除去困難性から従来からの基準値10 $\mu\text{g}/\text{L}$ を維持 ・WHO第3版第2次追補版ガイドライン値0.01mg/L ・食安委答申(H.25.12.16) ヒ素の直接的なDNAへの影響の有無について判断することはできない。	対基準値 0 / 7,968 対50%値 92 / 7,968 対10%値 809 / 7,968	対基準値 0 / 8,209 対50%値 89 / 8,209 対10%値 823 / 8,209		
基-8	8	六価クロム化合物	0.02	R02.4.1 施行		0.02 P(全Cr)	R元.8.6 答申済み	WHO第4版 追加予定 →追加されず		・クロムの毒性については従来どおり六価のものに着目することが妥当 ・食安委答申(H30.9.18、清涼飲料水の規格基準) →TDI=1.1 ・食安委答申(R元.8.6、水道供給水の規格基準) →TDI=1.1 ・Crは必須元素(推奨摂取量=30~40mg/日、成人)	対基準値 0 / 7,970 対50%値 0 / 7,970 対10%値 5 / 7,970	対基準値 0 / 8,237 対50%値 0 / 8,237 対10%値 634 / 8,237	・分析法上は全Crを測定	
基-9		亜硝酸態窒素	0.04		15	0.9 (Nitriteとして3)	H26.1.14 水質基準として 追加	H25.7.22 答申済み	WHO第4版 変更 Nitrite 長期暴露ガイドライン 設定せず→0.2P	・WHOのガイドライン値は毒性評価の観点から暫定値とされていることから、水質管理目標設定項目とする ・食安委答申(H24.10.29) →硝酸態窒素:TDI=1500 →亜硝酸態窒素:TDI=15 ・食安委意見募集終了(H24.6.22締切)	対基準値 0 / 8,120 対50%値 4 / 8,120 対10%値 76 / 8,120	対基準値 0 / 8,352 対50%値 4 / 8,352 対10%値 94 / 8,352	・超過事例は一時的で未対策なものが多い。継続的超過地点では用水受水に変更の見込み ・トヘモグロビン血症LOAELは0.4mg-NO ₂ /kg/日で乳児で0.8mg-N/L相当	
基-10	9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	直*	4.5	設定せず(第4版) →0.7(AF=20%) 0.6(短期暴露、 2007)	H24.3.5 H15からの 変更なし	H22.10.14 答申済み	WHO第4版 ガイドライン値設定せず ガイダンス値:短期暴露 シアン化物イオン0.5、長期暴露 0.6(塩化シアンとして)、0.3(シアンとして)	・水質基準として維持 ・食安委答申(H22.10.14) →TDI=4.5(非発がん)	対基準値 0 / 8,647 対50%値 0 / 8,647 対10%値 8 / 8,647	対基準値 0 / 8,797 対50%値 2 / 8,797 対10%値 20 / 8,797	・消毒副生成物であるCICNを含む	

表 2-43 最近の水道水質基準等項目の状況について（水質基準項目）(2/6)

旧番号	項目名	基準値※1		根拠TDI等 (μg/kg/日)	WHO/GDWQ※2 (mg/L)	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連した後の検討 (平成30年3月現在)	浄水超過状況※3 (H30水道統計)		浄水超過状況 (R元水道統計)		課題、留意事項	その他注
		値(mg/L)※3				厚科審	食安委	WHO等			対基準値		対基準値			
基-11	10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10		50(NO3として) 3(NO2として)	H25.3.19 現行評価値を維持	H24.10.29 答申済み	WHO第4版 変更 Nitrite 長期暴露ガイドライン値 設定せず←0.2P	・亜硝酸性窒素についてはWHO/GDWQが毒性評価の観点から暫定値とされていることから水質管理目標設定項目	・食安委答申(H24.10.29) →硝酸態窒素:TDI=1500 →亜硝酸態窒素:TDI=15 ・食安委意見募集終了(H24.6.22締切)	対基準値 0 / 8,206 対50%値 160 / 8,206 対10%値 2,381 / 8,206	対基準値 0 / 8,429 対50%値 160 / 8,429 対10%値 2,501 / 8,429	・急性発症濃度(36mg/L〜)との差が小 ・基準超過件数は減少傾向			
基-12	11	フッ素及びその化合物	0.8		1.5	H25.3.19 現行評価値を維持	H25.1.21 答申済み	WHO第3版 第2次追補版 追加	・水質基準として維持 ・斑状歯発生予防の観点から現行値:0.8mg/Lを継続	・食安委答申(H25.1.21) →TDI=0.05 ・WHO/GDWQ第2次追補版ガイドライン値1.5mg/L	対基準値 1 / 8,087 対50%値 98 / 8,087 対10%値 2,367 / 8,087	対基準値 1 / 8,371 対50%値 93 / 8,371 対10%値 2,394 / 8,371	・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない			
基-13	12	ホウ素及びその化合物	1.0	92(AF=40%)	2.4	H25.3.19 現行評価値を維持	H24.8.6 答申済み	WHO第4版 変更 2.4←0.5T	・ホウ素摂取量の調査のためマーケットバスケット調査を実施。 ・問題となるのは、基本的に海水淡水化、地質等の影響	・食安委答申(H24.8.6清涼飲料水) →TDI=96 ・食安委意見募集終了(H24.7.20締切) ・WHO/GDWQ:2008会合にてGV値2.4mg/Lで合意。ただし各国アロケーション考慮して変更可能。	対基準値 0 / 7,916 対50%値 19 / 7,916 対10%値 184 / 7,916	対基準値 0 / 8,173 対50%値 22 / 8,173 対10%値 186 / 8,173				
基-14	13	四塩化炭素	0.002	0.71	0.004	H19.10.26 H15からの 変更なし	H19.3.15 答申済み			・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=0.71	対基準値 0 / 7,859 対50%値 5 / 7,859 対10%値 9 / 7,859	対基準値 0 / 8,124 対50%値 8 / 8,124 対10%値 10 / 8,124				
基-15	14	1,4-ジオキサン	0.05	10-5Risk	0.05(2005)	H19.10.26 H15からの 変更なし	H19.3.15 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=18	対基準値 0 / 7,835 対50%値 1 / 7,835 対10%値 2 / 7,835	対基準値 0 / 8,101 対50%値 1 / 8,101 対10%値 5 / 8,101				
基-16	15	1,1-ジクロロエチレン	削除	H21.4.1 水質管理 目標設定 項目に変更 (旧基-15 (0.02mg/L))	9	設定せず (2005) ←0.14	H19.10.26 水質基準から 水質管理項目 に変更 評価値変更 0.1←0.02	H19.3.15 答申済み	評価値の10%を超えるものは1%未満だが6年以來基準値超の例もあり、継続性の観点から水質基準とする	・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=46 ・食安委答申(H20.5.29水質基準廃止)	対基準値 0 / 0 対50%値 0 / 0 対10%値 0 / 0	対基準値 0 / 0 対50%値 0 / 0 対10%値 0 / 0				
基-16	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	H21.4.1 追加(旧基-15・旧目-6)	17	0.05	H19.10.26 シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレンを合算して評価、シス-1,2-ジクロロエチレンの基準を廃止	H19.3.15(シス体) H20.5.29(トランス体) 答申済み	・評価値の10%を超えるものは1%未満だが6年以來基準値超の例もあり、継続性の観点から水質基準とする	・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=17(トランス体合算) ・食安委答申(H20.5.29水質基準設定) →TDI=17(シス体及びトランス体)	対基準値 0 / 7,863 対50%値 0 / 7,863 対10%値 2 / 7,863	対基準値 0 / 8,127 対50%値 0 / 8,127 対10%値 5 / 8,127	・シス体の超過状況(トランス体については対10%値超過地点はない)			
基-16	6	シス-1,2-ジクロロエチレン	削除	旧基-16 H21.4.1 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンに変更	17		H19.10.26 シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレンを合算して評価、シス-1,2-ジクロロエチレンの基準を廃止		・シス体との混合物として使用されるので管理目標設定項目として経過観察	・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=17(シス体合算) ・食安委答申(H20.5.29水質基準設定) →TDI=17(シス体及びトランス体)	対基準値 0 / 0 対50%値 0 / 0 対10%値 0 / 0	対基準値 0 / 0 対50%値 0 / 0 対10%値 0 / 0				
基-17	17	ジクロロメタン	0.02		6	0.02	H22.2.2 H15からの 変更なし	H20.11.6 答申済み	・評価値の10%を超えるものは1%未満だが1地点で60%を超えており継続性の観点から水質基準とする	・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) →TDI=6	対基準値 0 / 7,862 対50%値 0 / 7,862 対10%値 4 / 7,862	対基準値 0 / 8,124 対50%値 0 / 8,124 対10%値 1 / 8,124	H16は基準超過件数が多かった(7件)			

表 2-43 最近の水道水質基準等項目の状況について（水質基準項目）(3/6)

旧番号	項目名	基準値 ^{※1}		根拠TDI等 (μg/kg/日)	WHO/GDWQ ^{※2} (mg/L)	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 (平成30年3月現在)	浄水超過状況 ^{※3} (H30水道統計)		浄水超過状況 (R元水道統計)		課題、留意事項	その他注
		値(mg/L) ^{※3}				厚科審	食安委	WHO等			対基準値		対基準値			
基-18	18	テトラクロロエチレン	0.01		10-5Risk	0.04	H22.2.2 H15からの 変更なし	H20.11.6 答申済み		・WHO/GDWQは我が国基準値より高いが 安全性の観点から現行基準を維持	・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) →TDI=14	対基準値 0 / 7,866 対50%値 0 / 7,866 対10%値 8 / 7,866	対基準値 0 / 8,126 対50%値 0 / 8,126 対10%値 4 / 8,126			
基-19	19	トリクロロエチレン	0.01	H23.4.1 施行 (0.03→ 0.01)	10-5Risk	0.02 P (2005)	H22.2.2 評価値強化 0.01←0.03	H22.9.2 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加	・WHO/GDWQは我が国基準値より高いが 安全性の観点から現行基準を維持	・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) ・食安委答申(化学物質・汚染物質、H22.9.2) →TDI=1.46(非発がん) 10-5発がんリスク相当VSD =1.2 μg/kg体重/日	対基準値 0 / 7,874 対50%値 1 / 7,874 対10%値 21 / 7,874	対基準値 0 / 8,129 対50%値 4 / 8,129 対10%値 23 / 8,129			
基-20	20	ベンゼン	0.01		10-5Risk	0.01	H22.2.2 H15からの 変更なし	H20.11.6 答申済み		・概ね評価値の10%以下であるが過去に基 準値を超えていた例もあり、継続性の観点 から当面、水質基準として維持	・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) →TDI=18(非発がん) 10-5発がんリスク相当VSD =0.40 μg/kg体重/日	対基準値 0 / 7,863 対50%値 0 / 7,863 対10%値 1 / 7,863	対基準値 0 / 8,124 対50%値 0 / 8,124 対10%値 1 / 8,124			
基-21	21	塩素酸	0.6	H20.4.1施 行 (水質管理 目標設定 項目(旧目 -11)から 変更)	30 (AF=80%)	0.7 D (AF=80%) (2005)	H18.8.4 追加	H19.3.15 答申済み		・ヒト曝露が想定されるのは基本的にClO ₂ が 水道水の浄水処理に使用される場合であ り、水質管理目標設定項目としClO ₂ が浄水 処理に使用される場合の指針として活用さ れるべき。 水質基準の設定等はClO ₂ の浄水過程での 使用が進んだ段階において検討すべき。	・食安委答申(H19.3.15水道水及び清涼飲料水) →TDI=30	対基準値 6 / 8,653 対50%値 319 / 8,653 対10%値 4,630 / 8,653	対基準値 8 / 8,801 対50%値 312 / 8,801 対10%値 4,606 / 8,801	・超過事例は全て一時的なもので次亜塩素酸Naの注入 等に対応。未対策3地点は島嶼部の簡水 ・次亜塩素酸Naの適正保管につきH18.3事務連絡 ・施設基準省令に基づく薬品基準は0.6mg/L		
基-22	22	クロロ酢酸	0.02	(新規)	3.5 (AF=20%)	0.02 (AF=20%)	H26.1.14 現行評価値を 維持	H26.10.7 答申済み		LOAEL=3.5 TDI=3.5 ・評価値=0.02	・食安委化学物質・汚染物質専門調査会 幹事会 (H24.1.27) →TDI=3.5 ・食安委答申(H24.5.10) →TDI=3.5	対基準値 0 / 8,652 対50%値 7 / 8,652 対10%値 30 / 8,652	対基準値 0 / 8,800 対50%値 8 / 8,800 対10%値 39 / 8,800	・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない		
基-23	23	クロロホルム	0.06		12.9 (AF=20%)	0.3 (AF=75%) (2005)	H22.12.21 H15からの変 更なし	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申(H21.8.20清涼飲料水) →TDI=12.9(非発がん) (TDI不変)	対基準値 1 / 8,653 対50%値 244 / 8,653 対10%値 3,041 / 8,653	対基準値 4 / 8,800 対50%値 279 / 8,800 対10%値 3,126 / 8,800	・基準超過件数は減少傾向 ・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない		
基-24	24	ジクロロ酢酸	0.03	(変更)	1.3 (10-5Risk)	0.05 D	H27.2.5	H26.10.7 答申済み	WHO第4版 暫定とした理由変更 D←T,D	VSD=1.43 評価値=0.04	・食安委化学物質・汚染物質専門調査会 幹事会 (H24.1.27) →非発がん影響 TDI=12.5 発がん影響 TDI=12.8 SF=7.8E-3 ・食安委報告前H24.3.23現在)	対基準値 1 / 8,653 対50%値 98 / 8,653 対10%値 2,299 / 8,653	対基準値 3 / 8,800 対50%値 118 / 8,800 対10%値 2,159 / 8,800	・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない		
基-25	25	ジプロモクロロメタン	0.1		21 (AF=20%)	0.1 (2005)	H22.12.21 H15からの変 更なし	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申(H21.8.20清涼飲料水) →TDI=21.4(非発がん) (TDI不変)	対基準値 0 / 8,653 対50%値 12 / 8,653 対10%値 245 / 8,653	対基準値 0 / 8,800 対50%値 10 / 8,800 対10%値 262 / 8,800	・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない		
基-26	26	臭素酸	0.01	(新規)	10-5Risk ↓ BAT	0.01 AT (2005) ←0.02	H22.2.2 H15からの 変更なし	H20.11.6 答申済み		・10-5リスク相当VSDからは0.009mg/L ・除去方法はO3濃度の調節やH2O ₂ -UV法 に限定	・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) →TDI=11(非発がん) 10-5発がんリスク相当VSD =0.36 μg/kg体重/日	対基準値 1 / 8,653 対50%値 10 / 8,653 対10%値 246 / 8,653	対基準値 1 / 8,800 対50%値 13 / 8,800 対10%値 245 / 8,800	・施設基準省令に基づく薬品基準は0.005mg/L ・超過事例の殆どは一時的なもので次亜塩素酸Naの選 定、貯蔵管理等に対応。本件注意事項を事務連絡 (H16.6) ・状況は改善傾向 ・O3処理時の溶存濃度と注入率の制御も重要		

表 2-43 最近の水道水質基準等項目の状況について（水質基準項目）(4/6)

旧番号	項目名	基準値※1		根拠TDI等 (μg/kg/日)	WHO/GDWQ※2 (mg/L)	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 (平成30年3月現在)	浄水超過状況※3 (H30水道統計)		浄水超過状況 (R元水道統計)		課題、留意事項	その他注	
		値(mg/L)※3				厚科審	食安委	WHO等			対基準値		対基準値				
基-27	27	総トリハロメタン	0.1	クロロホルム+ジブロモクロロメタン+プロモジクロロメタン+プロモホルム	設定せず(2005) 総評価は推奨	H22.12.21 H15からの変更なし	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版追加		・食安委答申(H21.8.20清涼飲料水) →総トリハロメタンとしてのTDIは設定できない	対基準値 0 / 8,653 対50%値 220 / 8,653 対10%値 3,735 / 8,653	対基準値 1 / 8,800 対50%値 254 / 8,800 対10%値 3,794 / 8,800			・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない		
基-28	28	トリクロロ酢酸	0.03	(変更)	6 (AF=20%)	0.2 (AF=20%)	H27.2.5	H26.10.7 答申済み		NOAEL=32.5 TDI=32.5 評価値=0.2	・食安委化学物質・汚染物質専門調査会 幹事会(H24.1.27) →TDI=6 ・食安委答申(H24.5.10) →TDI=6	対基準値 4 / 8,649 対50%値 385 / 8,649 対10%値 2,799 / 8,649	対基準値 9 / 8,800 対50%値 417 / 8,800 対10%値 2,824 / 8,800			・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない	
基-29	29	プロモジクロロメタン	0.03		6.1 (AF=20%)	0.06	H22.12.21 H15からの変更なし	H21.8.20 答申済み	WHO第4版 変更		・食安委答申(H21.8.20清涼飲料水) →TDI=6.1(非発がん)(TDI不変)	対基準値 2 / 8,653 対50%値 170 / 8,653 対10%値 3,234 / 8,653	対基準値 0 / 8,800 対50%値 206 / 8,800 対10%値 3,291 / 8,800			・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない	
基-30	30	プロモホルム	0.09		17.9 (AF=20%)	0.1 (2005)	H22.12.21 H15からの変更なし	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版追加		・食安委答申(H21.8.20清涼飲料水) →TDI=17.9(非発がん)(TDI不変)	対基準値 0 / 8,653 対50%値 1 / 8,653 対10%値 182 / 8,653	対基準値 0 / 8,800 対50%値 4 / 8,800 対10%値 150 / 8,800			・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない	
基-31	31	ホルムアルデヒド	0.08		15 (AF=20%)	設定せず(2005) ←2.6	H20.12.16 H15からの変更なし	H20.4.17 答申済み	WHO第3版 第1次追補版追加	・入浴時等の水道水からの気化による吸入暴露による影響も考慮	・食安委答申(H20.4.17清涼飲料水) →TDI=15	対基準値 0 / 8,651 対50%値 1 / 8,651 対10%値 47 / 8,651	対基準値 0 / 8,801 対50%値 3 / 8,801 対10%値 48 / 8,801			・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない	
基-32	32	亜鉛及びその化合物	1.0	味覚及び色				H29.4.25 答申済み			・推奨摂取量=7~10mg/日(成人、上限量30mg/日)の必須元素	対基準値 0 / 7,973 対50%値 1 / 7,973 対10%値 31 / 7,973	対基準値 0 / 8,248 対50%値 2 / 8,248 対10%値 29 / 8,248				
基-33	33	アルミニウム及びその化合物	0.2	色(鉄共存時) H21.4.1 管理目標設定項目追加			H19.10.26 水質管理目標値を0.1に設定			・多量の凝集剤を投入せざるを得ない場合にも技術的に0.1mg/Lを達成可能であるかについてはなお疑問の余地有	H19に水質管理目標値を0.1に設定	対基準値 13 / 8,104 対50%値 146 / 8,104 対10%値 1,828 / 8,104	対基準値 10 / 8,408 対50%値 144 / 8,408 対10%値 1,892 / 8,408			・超過事例は全て一時的なもので凝集剤の注入方法等 で対応	
基-34	34	鉄及びその化合物	0.3	味覚及び洗濯物の着色		設定せず		H29.4.25 答申済み		・水質基準として維持	・推奨摂取量=10mg/日前後(成人、上限量40~50mg/日前後)の必須元素	対基準値 2 / 8,062 対50%値 24 / 8,062 対10%値 439 / 8,062	対基準値 1 / 8,361 対50%値 40 / 8,361 対10%値 451 / 8,361				
基-35	35	銅及びその化合物	1.0	洗濯物への着色		2 (洗濯染みは生じる可能性有)	H20.12.16 基準改正の必要性について検討を行う	H20.4.17 答申済み		・水質基準として維持	・食安委答申(H20.4.17清涼飲料水) →許容上限摂取量=9mg/ヒト(成人)/日 ・推奨摂取量=0.7~0.9mg/日(成人、上限量10mg/日)の必須元素 ・H20年基準値改正の必要性の検討が課題とされた。	対基準値 0 / 7,972 対50%値 2 / 7,972 対10%値 30 / 7,972	対基準値 0 / 8,245 対50%値 1 / 8,245 対10%値 28 / 8,245			・見直し検討中(厚生科学審議会生活環境水道部会(平成20年12月16日)で審議)	
基-36	36	ナトリウム及びその化合物	200	味覚								対基準値 0 / 7,949 対50%値 3 / 7,949 対10%値 730 / 7,949	対基準値 0 / 8,220 対50%値 6 / 8,220 対10%値 728 / 8,220			・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない	

表 2-43 最近の水道水質基準等項目の状況について（水質基準項目）(5/6)

旧番号	項目名	基準値 ^{※1}		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWG ^{※2} (mg/L)	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 (平成30年3月現在)	浄水超過状況 ^{※3} (H30水道統計)		浄水超過状況 (R元水道統計)		課題、留意事項	その他注
		値(mg/L) ^{※3}				厚科審	食安委	WHO等			対基準値		対基準値			
基-37	37	マンガン及びその化合物	0.05	黒水障害	設定せず	H25.3.19 現行評価値を維持	H24.8.6 答申済み	WHO第4版 変更 設定せず→0.4C		<ul style="list-style-type: none"> 食安委答申(H24.8.6清涼飲料水) →TDI=180 目安摂取量=3.5~4mg/日(成人、上限量10mg/日)の必須元素 食安委意見募集終了(H24.7.20締切) 	対基準値 0 / 7.995 対50%値 13 / 7.995 対10%値 130 / 7.995	対基準値 1 / 8.275 対50%値 11 / 8.275 対10%値 151 / 8.275	<ul style="list-style-type: none"> より高レベルの水道を目指すため管理目標設定(0.01mg/L) 			
基-38	38	塩化物イオン	200	味覚							対基準値 0 / 8.666 対50%値 18 / 8.666 対10%値 1.268 / 8.666	対基準値 0 / 8.812 対50%値 16 / 8.812 対10%値 1.280 / 8.812	<ul style="list-style-type: none"> 施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない 			
基-39	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	石鹸の泡立等			H29.4.25 答申済み	WHO第4版 追加予定 →追加されず		<ul style="list-style-type: none"> WHO第4版追加予定→追加されず Caは推奨摂取量=1g/日(成人、上限量2.3g/日)の必須元素 Mgは推奨摂取量=300~400mg/日(成人)の必須元素 	対基準値 0 / 8.225 対50%値 67 / 8.225 対10%値 5.541 / 8.225	対基準値 0 / 8.427 対50%値 72 / 8.427 対10%値 5.702 / 8.427	<ul style="list-style-type: none"> おいしい水の観点から管理目標設定(10~100mg/L) 施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない 			
基-40	40	蒸発残留物	500								対基準値 0 / 8.343 対50%値 211 / 8.343 対10%値 7.479 / 8.343	対基準値 0 / 8.511 対50%値 248 / 8.511 対10%値 7.662 / 8.511	<ul style="list-style-type: none"> おいしい水の観点から管理目標設定(30~200mg/L) 施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない 			
基-41	41	陰イオン界面活性剤	0.2	発泡					<ul style="list-style-type: none"> 混合すると起泡力や安定度に相乗効果が見られる場合があり知見の充実を図る必要がある 		対基準値 0 / 7.756 対50%値 0 / 7.756 対10%値 0 / 7.756	対基準値 0 / 8.009 対50%値 3 / 8.009 対10%値 3 / 8.009				
基-42	42	ジェオスミン	0.00001	臭気					<ul style="list-style-type: none"> 粉末活性炭処理による場合: 20ng/L 粒状活性炭等恒久施設による場合: 10ng/L 		対基準値 4 / 7.954 対50%値 41 / 7.954 対10%値 689 / 7.954	対基準値 0 / 8.251 対50%値 53 / 8.251 対10%値 691 / 8.251				
基-43	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	臭気					<ul style="list-style-type: none"> 粉末活性炭処理による場合: 20ng/L 粒状活性炭等恒久施設による場合: 10ng/L 		対基準値 2 / 7.952 対50%値 19 / 7.952 対10%値 365 / 7.952	対基準値 2 / 8.248 対50%値 28 / 8.248 対10%値 370 / 8.248				
基-44	44	非イオン界面活性剤	0.02	発泡					<ul style="list-style-type: none"> 混合すると起泡力や安定度に相乗効果が見られる場合があり知見の充実を図る必要がある 		対基準値 0 / 7.848 対50%値 3 / 7.848 対10%値 364 / 7.848	対基準値 0 / 8.091 対50%値 6 / 8.091 対10%値 500 / 8.091	<ul style="list-style-type: none"> 施設基準省令に基づく薬品基準は0.005mg/L 			
基-45	45	フェノール類	0.005	臭気					<ul style="list-style-type: none"> 水質基準として維持 		対基準値 0 / 7.742 対50%値 6 / 7.742 対10%値 7 / 7.742	対基準値 0 / 8.008 対50%値 8 / 8.008 対10%値 10 / 8.008				

表 2-43 最近の水道水質基準等項目の状況について（水質基準項目）(6/6)

旧番号	項目名	基準値※1		根拠TDI等 (μg/kg/日)	WHO/GDWQ※2 (mg/L)	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 (平成30年3月現在)	浄水超過状況※3 (H30水道統計)		浄水超過状況 (R元水道統計)		課題、留意事項	その他注
		値(mg/L)※3				厚科審	食安委	WHO等			対基準値		対基準値			
基-46	46	有機物(全有機炭素 (TOC)の量)	3	H21.4.1 施行 有機物				H19.10.26 基準値を3に 強化		・旧基準であるKMnO4消費量10mg/Lに相 当するTOCは相関性から1~4mg/Lで上限 値に危険率25%を見込む		対基準値 0 / 8,666 対50%値 109 / 8,666 対10%値 4,600 / 8,666	対基準値 1 / 8,813 対50%値 136 / 8,813 対10%値 4,717 / 8,813			
基-47	47	pH値	5.8-8.6	腐食防止						・水質基準として維持 ・より高いレベルの水道を目指すための目標 として、7.5程度を管理目標に設定		酸側超 2 / 8,666 アルカリ側超 4 / 8,666	酸側超 2 / 8,813 アルカリ側超 0 / 8,813		・より高いレベルの水道を目指すため管理目標設定(7.5)	
基-48	48	味	異常でない	基本指標								陽性 1 / 8,668	陽性 0 / 8,813			
基-49	49	臭気	異常でない	基本指標						・水質基準として維持		陽性 6 / 8,668	陽性 5 / 8,813			
基-50	50	色度	5度	基本指標						・水質基準として維持		対基準値 10 / 8,668 対50%値 192 / 8,668 対10%値 2,310 / 8,668	対基準値 7 / 8,813 対50%値 191 / 8,813 対10%値 2,249 / 8,813			
基-51	51	濁度	2度	基本指標						・より高いレベルの水道を目指すための目標 として1度以下を管理目標に設定		対基準値 3 / 8,668 対50%値 58 / 8,668 対10%値 531 / 8,668	対基準値 1 / 8,813 対50%値 68 / 8,813 対10%値 526 / 8,813		・おいしい水の観点から管理目標設定(1度) ・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない	

表 2-44 最近の水道水質基準等項目の状況について（水質管理目標設定項目）(1/4)

目	旧番号	項目名	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ ^{※1} (mg/L)	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 (平成30年3月現在)	浄水超過状況 ^{※2} (H30水道統計)		浄水超過状況 ^{※2} (R元水道統計)		課題、留意事項	その他注
			値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等			対目標値		対目標値			
目-1	1	アンチモン及びその化合物	0.02	(変更)	6	0.02	H26.1.14	H24.8.6 答申済み		・三酸化アンチモンを用いた研究より導いたかなり安全側になった評価	・食安委答申(H24.8.6) →TDI=6 ・食安委意見募集終了(H24.7.20締切)	対目標値 0 / 2,440 対50%値 0 / 2,440 対10%値 8 / 2,440	対目標値 0 / 2,456 対50%値 0 / 2,456 対10%値 2 / 2,456	・施設基準省令に基づく薬品基準が設定されている			
目-2	2	ウラン及びその化合物	0.002	暫定値	0.2←0.6	0.03 P	H24.3.5 H15からの 変更なし	H24.1.12 答申済み	WHO第4版 変更 0.030P← 0.015P,T	・LOAEL: 0.06 $\text{mg}/\text{kg}/\text{日}$, UF: 100 ・寄与率: 10% ・評価値: 0.002 mg/L	・食安委答申(H24.1.12) →TDI=0.2 (LOAEL: 0.06 $\text{mg}/\text{kg}/\text{日}$, UF: 300)	対目標値 0 / 2,414 対50%値 3 / 2,414 対10%値 38 / 2,414	対目標値 0 / 2,432 対50%値 7 / 2,432 対10%値 45 / 2,432	・施設基準省令に基づく薬品基準が設定されている			
目-3	3	ニッケル及びその化合物	0.02	暫定値扱いを 取りやめ	4	0.07 (AF=20%) (2007提案)	H25.3.19 暫定値扱いを 取りやめ、評 価値を0.02と する	H24.7.23 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申(H24.7.23) →TDI=4 ・食安委意見募集終了(H24.6.22締切)	対目標値 0 / 2,717 対50%値 1 / 2,717 対10%値 26 / 2,717	対目標値 0 / 2,728 対50%値 0 / 2,728 対10%値 25 / 2,728	・施設基準省令に基づく薬品基準が設定されている			
目-5	5	1,2-ジクロロエタン	0.004		10-5Risk	0.03	H22.2.2 H15からの 変更なし	H20.11.6 答申済み		・WHO/GDWQは我が国基準値より高いが安 全性の観点から現行目標値を維持	・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) →TDI=37.5(非発がん) 10-5発がんリスク相当VSD =0.18 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{体重}/\text{日}$	対目標値 0 / 2,355 対50%値 2 / 2,355 対10%値 2 / 2,355	対目標値 0 / 2,362 対50%値 8 / 2,362 対10%値 9 / 2,362	・施設基準省令に基づく薬品基準が設定されている			
目-6	6	トランス-1,2-ジクロロエチレン	削除	旧目-6 H21.4.1 シス-1,2-ジク ロエチレン及 びトランス- 1,2-ジクロロ エチレンに 変更	17		H19.10.26 シス及びト ランス-1,2-ジ クロエチレン を合算して 評価、シス- 1,2-ジクロ エチレンの 基準を廃止			・シス体との混合物として使用されるので管 理目標設定項目として経過観察	・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=17(シス体合算) ・食安委答申(H20.5.29水質基準設定) →TDI=17(シス体及びトランス体)	対目標値 0 / 0 対50%値 0 / 0 対10%値 0 / 0	対目標値 0 / 0 対50%値 0 / 0 対10%値 0 / 0	・施設基準省令に基づく薬品基準が設定されている			
目-7	7	1,1,2-トリクロロエタン	削除	H22.4.1水質 管理目標設定 項目から削除 (旧目-7)	10-5Risk		H20.12.16 H15からの 変更なし	H20.4.17 答申済み			・食安委答申(H20.4.17清涼飲料水) →TDI=3.9	対目標値 0 / 0 対50%値 0 / 0 対10%値 0 / 0	対目標値 0 / 0 対50%値 0 / 0 対10%値 0 / 0	・施設基準省令に基づく薬品基準が設定されている			
目-8	8	トルエン	0.4	H23.4.1 (施行)	149 (AF=10%)	0.7 (C)	H22.2.2 評価値緩和 0.4←0.2	H20.11.6 答申済み			・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) →TDI=149	対目標値 0 / 2,406 対50%値 0 / 2,406 対10%値 0 / 2,406	対目標値 0 / 2,410 対50%値 0 / 2,410 対10%値 0 / 2,410				
目-9	9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08	(変更)	30 (AF=10%)	0.008 (AF=1%)	H27.2.5	H25.4.15 答申済み		NOAEL=3.7 TDI=40 評価値=0.1	・食安委答申(H25.4.15) →TDI=30 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$	対目標値 0 / 2,129 対50%値 1 / 2,129 対10%値 2 / 2,129	対目標値 0 / 2,151 対50%値 0 / 2,151 対10%値 14 / 2,151	・基準値は12年厚生省通知(塩ビ手袋の食品使用)をベースに設定			

表 2-44 最近の水道水質基準等項目の状況について（水質管理目標設定項目）(2/4)

目番号	旧番号	項目名	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ ^{※1} (mg/L)	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 (平成30年3月現在)	浄水超過状況 ^{※2} (H30水道統計)		浄水超過状況 ^{※2} (R元水道統計)		課題、留意事項	その他注
			値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等			対目標値		対目標値			
目-10	10	亜塩素酸	0.6		29 (AF=80%)	0.7 D (AF=80%) (2005)	H20.12.16 H15からの 変更なし	H20.6.19 答申済み		・ヒト暴露が想定されるのは基本的にClO ₂ が水道水の浄水処理に使用される場合であり、水質管理目標設定項目としClO ₂ が浄水処理に使用される場合の指針として活用されるべき。 ・水質基準の設定等はClO ₂ の浄水過程での使用が進んだ段階において検討すべき。	・食安委答申(H20.6.19清涼飲料水) →TDI=29 ・添加物としてはTDI29を答申(H18.11)	対目標値 0 / 1,253 対50%値 1 / 1,253 対10%値 1 / 1,253	対目標値 0 / 1,263 対50%値 0 / 1,263 対10%値 4 / 1,263	施設基準省令に基づく薬品基準は0.6mg/L			
目-11		塩素酸	削除	H20.4.1施行 (水質管理目標設定項目 (旧目-11)から変更)	30 (AF=80%)	0.7 D (AF=80%) (2005)	H18.8.4 追加	H19.3.15 答申済み		・食安委答申(H19.3.15水道水及び清涼飲料水) →TDI=30							
目-12	11	二酸化塩素	0.6		29 (AF=80%)	設定せず (2005) 亜塩素酸対応	H20.12.16 H15からの 変更なし	H20.6.19 答申済み		・食安委答申(H20.6.19清涼飲料水) →TDI=29 ・WHOは異臭味閾値を0.4mg/Lとしている	対目標値 0 / 644 対50%値 0 / 644 対10%値 0 / 644	対目標値 0 / 648 対50%値 0 / 648 対10%値 0 / 648	施設基準省令に基づく薬品基準は0.6mg/L				
目-13	12	ジクロロアセトニトリル	0.01	暫定値 H21.4.1変更	8 (AF=20%)	0.02 P (AF=20%)	H19.10.26 評価値変更 0.01(暫定)← 0.04(暫定)	H19.3.15 答申済み		・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=2.7	対目標値 0 / 3,068 対50%値 3 / 3,068 対10%値 335 / 3,068	対目標値 0 / 3,092 対50%値 5 / 3,092 対10%値 388 / 3,092	超過事例は近接地点で一時的に発生				
目-14	13	抱水クロラール	0.02	暫定値	5.3 (AF=20%)	設定せず (2005)	H19.10.26 評価値変更 0.02(暫定)← 0.03(暫定)	H19.3.15 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加	・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=4.5	対目標値 0 / 3,066 対50%値 19 / 3,066 対10%値 815 / 3,066	対目標値 0 / 3,096 対50%値 30 / 3,096 対10%値 832 / 3,096	超過事例はいずれも一時的なもの				
目-15	14	農薬類	検出値/目標 値の総和が1 以下							・浄水から目標値10%値を超えて検出される事例有り(特異値を除く)は水質基準を設定。農薬 ・農薬類(第1群)…現に水道原水から検出又は国内推定出荷量50t以上。 ・第2群…国内推定出荷量50t以上であるが水道水に適した測定方法が未確立。早急に確立しその時点で第1群に組入。27物質。 ・第3群…国内推定出荷量が50t未満で測定しても検出されるおそれがない。79物質。	・フィプロニル(殺虫剤)を追加(H20.4.1)			・現行目標値が小さいのはCNPの0.0001mg/L ・使用又は販売が禁止された農薬のうち検出されているもの、生産・輸入量が多く測定法が確立したものを追加 ・テルブカルビ、ジメビレートは削除案が提出されたが、平成17年度調査において、浄水及び原水から、目標値の1%前後の検出が認められたことから、農薬類の対象農薬リストからの削除を見送り。			
目-16	15	残留塩素	1	(衛生上措置) 遊離塩素 0.1mg/L以上	150	0.5~5 C (上限値は AF=100%)	H19.10.26 H15からの 変更なし	H19.3.15 答申済み		・おいさの観点に着目したもので今後とも水質管理目標設定項目とする	・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=136	対目標値 61 / 8,498 対50%値 2,271 / 8,498 対10%値 8,360 / 8,498	対目標値 77 / 8,668 対50%値 2,301 / 8,668 対10%値 8,556 / 8,668	・目標超過件数は減少傾向だが、継続的で未対策の超過地点も多い			
目-17	16	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10-100	石鹸の泡立等				H29.4.25 答申済み	WHO第4版 追加予定 →追加されず	・WHO第4版追加予定→追加されず ・Caは推奨摂取量=1g/日前後(成人、上限量2.3g/日)の必須元素 ・Mgは推奨摂取量=300~400mg/日前後(成人)の必須元素	10未満 226 / 8,225 100超過 503 / 8,225	10未満 242 / 8,427 100超過 492 / 8,427	水質基準 300				
目-18	17	マンガン及びその化合物	0.01	黒水障害		設定せず	H25.3.19 現行評価値を 維持	H24.8.6 答申済み	WHO第4版 変更 設定せず← 0.4C	・食安委答申(H24.8.6清涼飲料水) →TDI=180 ・目安摂取量=3.5~4mg/日前後(成人、上限量10mg/日前後)の必須元素 ・食安委意見募集終了(H24.7.20締切)	対目標値 61 / 7,995 対50%値 130 / 7,995 対10%値 628 / 7,995	対目標値 58 / 8,275 対50%値 151 / 8,275 対10%値 757 / 8,275	水質基準 0.05				
目-19	18	遊離炭酸	20							・おいさの観点に着目したもので今後とも水質管理目標設定項目とする		対目標値 96 / 2,657 対50%値 385 / 2,657 対10%値 1,983 / 2,657	対目標値 1,405 / 2,677 対50%値 2,155 / 2,677 対10%値 1,736 / 2,677	・目標超過件数はH16増加			

表 2-44 最近の水道水質基準等項目の状況について（水質管理目標設定項目）(3/4)

目-番号	項目名	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ ^{※1} (mg/L)	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 (平成30年3月現在)	浄水超過状況 ^{※2} (H30水道統計)		浄水超過状況 ^{※2} (R元水道統計)		課題、留意事項	その他注	
		値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等			対目標値		対目標値				
目-20	19	1,1,1-トリクロロエタン	0.3		600	H20.12.16 H15からの 変更なし	H20.4.17 答申済み		・健康影響に関する評価値は1.5 mg/L だが、 臭味発生防止の観点から設定。	・食安委答申(H20.4.17清涼飲料水) →TDI=800	対目標値 0 / 2,469 対50%値 0 / 2,469 対10%値 0 / 2,469	対目標値 0 / 2,484 対50%値 0 / 2,484 対10%値 0 / 2,484					
目-21	20	メチル-tert-ブチルエー テル(MTBE)	0.02	(新規)	143	設定せず (2005) ←0.015	H20.12.16 H15からの 変更なし	H20.4.17 答申済み		・地下水で一過的に高濃度で検出されると の情報もある	・食安委答申(H20.4.17清涼飲料水) →TDI=143 ・WHOは異臭閾値を0.015 mg/L としている	対目標値 0 / 2,348 対50%値 1 / 2,348 対10%値 1 / 2,348	対目標値 0 / 2,358 対50%値 1 / 2,358 対10%値 1 / 2,358				
目-22	21	有機物等(過マンガン酸 カリウム消費量)	3						・指標性や測定方法に関し種々問題点 ・TOCとの相関を見るため、当面水質管理目 標設定項目として維持		対目標値 29 / 1,834 対50%値 402 / 1,834 対10%値 1,473 / 1,834	対目標値 40 / 1,824 対50%値 426 / 1,824 対10%値 1,465 / 1,824	・旧水質基準 10 mg/L				
目-23	22	臭気強度(TON)	3TON						・おいしい水の観点から維持		対目標値 34 / 2,358 対50%値 138 / 2,358 対10%値 472 / 2,358	対目標値 11 / 2,356 対50%値 98 / 2,356 対10%値 491 / 2,356					
目-24	23	蒸発残留物	30-200								30未満 76 / 8,343 200超過 681 / 8,343	30未満 66 / 8,511 200超過 729 / 8,511	・水質基準 500				
目-25	24	濁度	1度	基本指標					・より高いレベルの水道を目指すための目標 として1度以下を管理目標に設定		対目標値 58 / 8,668 対50%値 208 / 8,668 対10%値 1,089 / 8,668	対目標値 68 / 8,813 対50%値 191 / 8,813 対10%値 1,119 / 8,813	・水質基準 2度				
目-26	25	pH値	7.5程度	腐食防止					・水質基準として維持 ・より高いレベルの水道を目指すための目標 として、7.5程度を管理目標に設定		7.3以下 3,094 / 8,667 7.7以上 2,838 / 8,667	7.3以下 3,091 / 8,813 7.7以上 2,998 / 8,813	・水質基準 5.8~8.6				
目-27	26	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上と し、極力0に近 づける						・水道施設の維持管理やCaCO ₃ 析出防止 の観点から水質管理目標設定項目とする		-1未満 1,777 / 2,644 0超過 72 / 2,644	-1未満 1,943 / 2,668 0超過 79 / 2,668					
目-28	27	従属栄養細菌	2000	H21.4.1追加	USEPA処理基準 500cfu/ml以下	H18.8.4 追加			・本来的細菌数を表現、培養方法が確立、 施設清浄度の劣化を表現、レジオネラ増殖 環境か否かの判定が可能 ・細菌現存量の指標として有効だが、我が 国の水道における情報等が不足	・水道施設の健全性を判断	対目標値 4 / 2,932 対50%値 8 / 2,932 対10%値 42 / 2,932	対目標値 2 / 2,960 対50%値 5 / 2,960 対10%値 55 / 2,960					

表 2-44 最近の水道水質基準等項目の状況について（水質管理目標設定項目）(4/4)

旧番号	項目名	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ ^{※1} (mg/L)	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 (平成30年3月現在)	浄水超過状況※2 (H30水道統計)		浄水超過状況※2 (R元水道統計)		課題、留意事項	その他注	
		値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等			対目標値		対目標値				
目-29	1,1-ジクロロエチレン	0.1	H21.4.1水質管理目標設定項目に変更(旧基-15(0.02 mg/L))	9	設定せず(2005) ←0.14	H19.10.26 水質基準から水質管理項目に変更 評価値変更 0.1←0.02		H19.3.15 答申済み	評価値の10%を超えるものは1%未満だが6年 以来基準値超の例もあり、継続性の観点から 水質基準とする	・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=46 ・食安委答申(H20.5.29水質基準廃止)	対目標値 0 / 2,472 対50%値 0 / 2,472 対10%値 0 / 2,472	対目標値 0 / 2,474 対50%値 0 / 2,474 対10%値 0 / 2,474					
目-30	アルミニウム及びその化合物	0.1	色(鉄共存時) H21.4.1管理目標設定項目追加			H19.10.26 水質管理目標値を0.1に設定			・多量の凝集剤を投入せざるを得ない場合 にも技術的に0.1 mg/L を達成可能であるか についてはなお疑問の余地有		対目標値 146 / 8,104 対50%値 608 / 8,104 対10%値 2,819 / 8,104	対目標値 144 / 8,408 対50%値 634 / 8,408 対10%値 2,966 / 8,408					
目-31	ペルフルオロオクタン スルホン酸(PFOS)及びペ ルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005	暫定値								対目標値 - / - 対50%値 - / - 対10%値 - / -	対目標値 - / - 対50%値 - / - 対10%値 - / -					
【答申言及】																	
対策 指針	耐塩素性病原生物	-				USEPA処理基準 ・クリプトスポリジウム 99%除去 ・シアルジ799.9% 除去又は不活化			・検出方法等に種々の課題が残っている	・原水から指標菌が検出されたことがある 施設においては、水質検査計画等に基づ き、適切な頻度で原水のクリプトスポリジ ウム等及び指標菌を検査 ・H20から水質検査計画に基づき原水を測 定							
101	ウイルスその他の病原 微生物	-				USEPA処理基準 ・消化器系感染 ウイルス99.99%除 去又は不活化			・将来的に起こり得るCyclospora等新たな病 原微生物への対策にも注意 ・万全を期すためウイルス汚染対策、特に検 出方法等に関する研究を推進							・ウイルスによる水系感染症は井戸水などを 原水とする小規模水道で、消毒工程の不 備・不具合が殆ど(H17厚生科学研究) ・塩素消毒の効果は不明点多い(同)	
102	不快生物(線虫等)	-							・混入や繁殖の防止対策、漏出時の原因、 汚染場所、病原性の有無等に関する解析・ 検討体制の整備などについて検討	・2006年WHO/GDWQ専門家会合では、 病原性/バクテリアを媒介する可能性も議 論されたがGDWQを示せない、とした							

表 2-45 最近の水道水質基準等項目の状況について（要検討項目）（1/2）

番号	項目名	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ ^{※1} (mg/L)	評価値 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$	備考 80%	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 (平成30年3月現在)	浄水超過状況 (R01年水質測定結果)		浄水超過状況 (R02年水質測定結果)		課題、留意事項	その他注
		値(mg/L)						厚科審	食安委	WHO等			対目標値	対10%値	対目標値	対10%値		
検01	銀	-									浄水器等で消毒のために利用する事例があること等から知見収集に努める		対0.01mg/L 2/163	対0.01mg/L 2/157			・施設基準省令に基づく薬品基準は0.01mg/L	
検02	バリウム	0.7			1.3	0.73	ヒトNOAEL7.3、UF 10		H24.10.29 答申済み	WHO第4版 第1次追補 版変更		・食安委答申(H24.10.29) →TDI=20(ヒトNOAEL 0.21($\text{mg}/\text{kg}/\text{体重}/\text{日}$))、UF 10)	対目標値 0/189 対10%値 1/189	対目標値 0/184 対10%値 0/184			・施設基準省令に基づく薬品基準が設定されている	
検03	ビスマス	-									鉛代替品としての利用が考えられており 材質管理の観点で留意		対1 $\mu\text{g}/\text{L}$ 4/139	対1 $\mu\text{g}/\text{L}$ 2/135				
検04	モリブデン	0.07			設定せず	NOAEL 0.2	NOAELにUF 3(個体差)を 適用し基準値を導出			WHO/GDWQ 第4版変更 設定せず 0.07			対目標値 0/408 対10%値 0/408	対目標値 0/441 対10%値 0/441				
検05	アクリルアミド	0.0005			0.0005 10-5		線形多段階モデルを適用				高分子凝集剤の製品管理において残留 モノマーの確実なコントロールが必要		対目標値 0/51 対10%値 0/51	対目標値 0/51 対10%値 0/51			・施設基準省令に基づく薬品基準が設定されている	
検06	アクリル酸	-									日本水道協会規格の塗料の品質として 0.002 mg/L 以下を設定		対0.2 $\mu\text{g}/\text{L}$ 0/35	対0.2 $\mu\text{g}/\text{L}$ 0/35				
検07	17- β -エストラジオール	0.00008	暫定値	0.03							社会的関心の高い物質であり測定データ 等知見の充実に努めていく必要あり		対目標値 0/49 対10%値 0/49	対目標値 0/43 対10%値 0/43				
検08	エチニル-エストラジオール	0.00002	暫定値	0.006							社会的関心の高い物質であり測定データ 等知見の充実に努めていく必要あり		対目標値 0/47 対10%値 0/47	対目標値 0/42 対10%値 0/42				
検09	エチレンジアミン四酢酸(EDTA)	0.5		190 (AF=1%)	0.6 (AF=1%)	1900							対目標値 0/40 対10%値 0/40	対目標値 0/37 対10%値 0/37				
検10	エピクロロヒドリン	0.0004	暫定値	10-5Risk	0.0004 P	0.14							対目標値 0/59 対10%値 0/59	対目標値 0/51 対10%値 1/51				
検11	塩化ビニル	0.002		10-5Risk	0.0003 10-5		線形外挿法を適用					10-5リスク相当VSDから設定	対目標値 0/54 対10%値 0/54	対目標値 0/52 対10%値 0/52				
検12	酢酸ビニル	-										施設基準省令で溶出基準0.01 mg/L を設定	対0.01 $\mu\text{g}/\text{L}$ 0/29	対0.01 $\mu\text{g}/\text{L}$ 0/25				
検13	2,4-トルエンジアミン	-										施設基準省令で溶出基準0.002 mg/L を設定	対0.05 $\mu\text{g}/\text{L}$ 0/17	対0.05 $\mu\text{g}/\text{L}$ 0/14				
検14	2,6-トルエンジアミン	-										施設基準省令で溶出基準0.001 mg/L を設定	対0.05 $\mu\text{g}/\text{L}$ 0/17	対0.05 $\mu\text{g}/\text{L}$ 0/14				
検15	N,N-ジメチルアニリン	-										施設基準省令で溶出基準0.01 mg/L を設定	対0.01 $\mu\text{g}/\text{L}$ 0/39	対0.01 $\mu\text{g}/\text{L}$ 0/39				
検16	スチレン	0.02		7.7	0.02 C	7.7					臭気の閾値と一致		対目標値 0/57 対10%値 0/57	対目標値 0/58 対10%値 0/58				
検17	ダイオキシン類	1 pgTEQ/L	暫定値	4 $\text{pgTEQ}/\text{kg}/\text{日}$									対目標値 0/263 対10%値 0/263	対目標値 0/256 対10%値 1/256				
検18	トリエチレンテトラミン	-										施設基準省令で溶出基準0.01 mg/L を設定	対1 $\mu\text{g}/\text{L}$ 0/25	対1 $\mu\text{g}/\text{L}$ 0/23				
検19	ノニルフェノール	0.3	暫定値	100									対目標値 0/82 対10%値 0/82	対目標値 0/86 対10%値 0/86				
検20	ビスフェノールA	0.1	暫定値	50								・食品安全部→食安委員会諮問(H20.7.8)	対目標値 0/95 対10%値 0/95	対目標値 0/99 対10%値 0/99				
検21	ヒドラジン	-										日本水道協会規格の塗料の品質として 0.005 mg/L 以下を設定	対0.5 $\mu\text{g}/\text{L}$ 0/25	対0.5 $\mu\text{g}/\text{L}$ 0/24				
検22	1,2-ブタジエン	-										施設基準省令で溶出基準0.001 mg/L を設定	対0.001 $\mu\text{g}/\text{L}$ 0/18	対0.001 $\mu\text{g}/\text{L}$ 0/16				
検23	1,3-ブタジエン	-										施設基準省令で溶出基準0.001 mg/L を設定	対0.001 $\mu\text{g}/\text{L}$ 0/18	対0.001 $\mu\text{g}/\text{L}$ 0/16				
検24	フタル酸ジ(n-ブチル)	0.01	H27.4.1より 0.2→0.01	5		5	LOAEL=2.5 $\text{mg}/\text{kg}/\text{d}$ 、安全 係数500	H27.2.5	H26.6.10 答申済み		社会的関心の高い物質であり測定データ 等知見の充実に努めていく必要あり	・食安委答申(H26.6.10器具・容器包装専門調査 会)→TDI=5 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$	対目標値 0/153 対10%値 3/153	対目標値 0/171 対10%値 4/171				
検25	フタル酸ブチルベンジル	0.5		200		200		H28.2.17	H27.4.7 答申済み		社会的関心の高い物質であり測定データ 等知見の充実に努めていく必要あり	・食安委答申(H27.4.7 器具・容器包装専門調査 会)→TDI=200 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$	対目標値 0/146 対10%値 0/146	対目標値 0/164 対10%値 0/164				
検26	マイクロキスチン-LR	0.0008	暫定値	0.04 (AF=80%)	0.001 P (AF=80%)	0.04							対目標値 0/56 対10%値 1/56	対目標値 0/67 対10%値 0/67				
検27	有機すず化合物	0.0006	TBTO暫 定値	0.25									対目標値 0/21 対10%値 0/21	対目標値 0/19 対10%値 0/19				

※1 P: 健康影響評価の観点からの暫定、T: 浄水技術の観点からの暫定値、A: 測定技術の観点からの暫定値、D: 消毒技術の観点からの暫定値
()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「-」の後ろに健康上の評価値を記載した。
※2 英国健康保護庁(HPA)による飲料水中「最大許容」濃度の改定勧告よりPFOAは0.01 mg/L 、PFOSは0.0003 mg/L で評価している。

表 2-46 最近の水道水質基準等項目の状況について（要検討項目）(2/2)

番号	項目名	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ ^{※1} (mg/L)	評価値 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$	備考 80%)	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 (平成30年3月現在)	浄水超過状況 (R01年水質測定結果)		浄水超過状況 (R02年水質測定結果)		課題、留意事項	その他注	
		値(mg/L)						厚科審	食安委	WHO等			対1 $\mu\text{g}/\text{L}$		対1 $\mu\text{g}/\text{L}$				
検28	プロモクロロ酢酸	-									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい		対1 $\mu\text{g}/\text{L}$ 53/145	対1 $\mu\text{g}/\text{L}$ 47/134					
検29	プロモジクロロ酢酸	-									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい		対1 $\mu\text{g}/\text{L}$ 21/100	対1 $\mu\text{g}/\text{L}$ 16/90					
検30	ジプロモクロロ酢酸	-									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい		対3 $\mu\text{g}/\text{L}$ 5/100	対3 $\mu\text{g}/\text{L}$ 0/79					
検31	プロモ酢酸	-									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい		対0.5 $\mu\text{g}/\text{L}$ 5/170	対0.5 $\mu\text{g}/\text{L}$ 0/150					
検32	ジプロモ酢酸	-									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい		対1 $\mu\text{g}/\text{L}$ 24/145	対1 $\mu\text{g}/\text{L}$ 18/134					
検33	トリプロモ酢酸	-									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい		対5 $\mu\text{g}/\text{L}$ 6/89	対5 $\mu\text{g}/\text{L}$ 0/79					
検34	トリクロロアセトリル	-											対1 $\mu\text{g}/\text{L}$ 5/177	対1 $\mu\text{g}/\text{L}$ 0/168					
検35	プロモクロロアセトリル	-											対1 $\mu\text{g}/\text{L}$ 17/148	対1 $\mu\text{g}/\text{L}$ 3/138					
検36	ジプロモアセトリル	0.06		11.3 (AF=20%)	0.07 (AF=20%)	11							対目標値 対10%値	0/189 0/189	対目標値 対10%値	0/192 0/192			
検37	アセトアルデヒド	-	H15からの 変更なし					H20.12.16		H17.7.21 答申済み			・食安委答申(添加物、H17.7.21) 一食品の着香の目的の場合、安全性に懸念が無い。(完全に生体成分に代謝される。)	対1 $\mu\text{g}/\text{L}$ 21/157	対1 $\mu\text{g}/\text{L}$ 14/148				
検38	MX	0.001		10-5Risk		0.0018	・線形多段階モデル を適用						対目標値 対10%値	0/10 0/10	対目標値 対10%値	0/9 0/9			
検40	キシレン	0.4		179	0.5(C)	179							対目標値 対10%値	0/384 0/384	対目標値 対10%値	0/415 1/415			
検41	過塩素酸	0.025								WHO2010 (H22)			・米国EPAが暫定的なhealth advisory levelとして、15 $\mu\text{g}/\text{l}$ を定めている(RFD:0.7 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ に基づく)。全国的な規制の是非については検討中。 ・主たる生体影響はヨウ素摂取量の抑制 ・JECFA評価(2010.Feb.) BMDL50=0.11 $\text{mg}/\text{kg}/\text{d}$ (ヒト) UF=10 PMTDI=0.01 $\text{mg}/\text{kg}/\text{d}$ PMTDI:暫定最大一日耐容摂取量	対目標値 対10%値	0/58 2/58	対目標値 対10%値	0/58 0/58		・利根川流域の関係企業で 排出削減対策を実施中
検42	ペルフルオロオクタン スルホン酸(PFOS)	-											・英国COTがTDI:3 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ を示している。これに基づきCICADが評価を行う方向で検討中 ・発がん性の指摘はあるが、英国COTは閾値有りの評価が使用できるとの判断	対0.03 $\mu\text{g}/\text{L}$ /216	対0.03 $\mu\text{g}/\text{L}$ /0			・作業従事者で高い血清中 濃度が報告されている	
検43	ペルフルオロオクタン 酸(PFOA)	-											・英国COTがTDI:0.3 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ を示している。これに基づきCICADが評価を行う方向で検討中	対0.03 $\mu\text{g}/\text{L}$ ^{※2} 0/216	対0.03 $\mu\text{g}/\text{L}$ ^{※2} 0/0			・作業従事者で高い血清中 濃度が報告されている	
検44	N-ニトロジメチルアミン (NDMA)	0.0001	追加		0.0001 (2008)			H22.2.2		WHO/GDWQ 第3版第2次 追補版追加		・WHO/GDWQ第2次追補版追加(0.1 $\mu\text{g}/\text{l}$)	対1 $\mu\text{g}/\text{L}$ ^{※2} 2/43	対1 $\mu\text{g}/\text{L}$ ^{※2} 0/41					
検45	アニリン	0.02	追加			0.02	LOAEL=7 $\text{mg}/\text{kg}/\text{日}$ UF=1000 TDI=7 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$	H24.3.5					対目標値 対10%値	0/40 0/40	対目標値 対10%値	0/38 0/38			
検46	キノリン	0.0001	追加			0.0001	IRIS:10-5	H24.3.5					対目標値 対10%値	0/44 3/44	対目標値 対10%値	0/43 0/43			
検47	1,2,3-トリクロロベンゼン	0.02	追加		設定せず (健康に基づく評価値 =0.02 TDI=7.7)	0.02	WHO(参考値)	H24.3.5					対目標値 対10%値	0/48 0/48	対目標値 対10%値	0/47 0/47			
検48	ニトリロ三酢酸(NTA)	0.2	追加		0.2 (TDI=10)	0.2	WHO(ガイドライン値)	H24.3.5					対目標値 対10%値	0/30 0/30	対目標値 対10%値	0/28 0/28			

※1 P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値
()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「-」の後ろに健康上の評価値を記載した。
※2 英国健康保護庁(HPA)による飲料水中「最大許容」濃度の改定勧告よりPFOAは0.01 mg/L 、PFOSは0.0003 mg/L で評価している。

表 2-47 最近の水道水質基準等項目の状況について（対象農薬リスト掲載農薬類）（1/8）

群	番号	項目名	用途	失効情報	販売・使用禁止	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ ^{※1} (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (令和3年3月現在)	浄水超過状況 ^{※2} (H30水道統計)		浄水超過状況 ^{※2} (R01水道統計)		課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等		10%値超	1%値超	10%値超	1%値超		
対	1	1,3-ジクロロプロペン(D-D)	土壌熏蒸	-	-	0.05	H27.4.1より 0.002→0.05	20	0.02	H28.2.17	H25.2.18 H27.10.20 答申済み		・食安委答申(H25.2.18, H27.10.20, H30.3.27, R元.10.15) → ADI = 20 ・評価申請(H29.3.15)	10%値超 0 / 651 1%値超 0 / 651	10%値超 0 / 646 1%値超 0 / 646			・地下水からの検出事例が多い	
対	2	ダラボン	除草剤	-	-	0.08		30			H29.3.28 答申済み		・食安委検討中(清涼飲料水, H15~) ・評価要請(H29.7.21) ・H29.3.28 府食第199号	10%値超 0 / 458 1%値超 3 / 458	10%値超 0 / 468 1%値超 0 / 468				
対	3	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(2,4-D)	除草剤	-	-	0.02	H30.4.1より 0.03→0.02	10	0.03	H30.2.15	H29.5.16 答申済み		・評価第四部会審議中(H25.7.10) ・食安委答申(H29.5.16) → ADI = 9.9	10%値超 0 / 599 1%値超 1 / 599	10%値超 0 / 633 1%値超 0 / 633				
対	4	EPN	殺虫剤	-	-	0.004	H21.4.1より 0.006→ 0.004	1.4		H19.10.26 評価値変更	H29.2.14 答申済み		・食安委答申(H20.10.16, H20.11.27, H29.2.14) → ADI = 1.4	10%値超 0 / 691 1%値超 2 / 691	10%値超 0 / 676 1%値超 0 / 676			・【H17】浄水からの検出レベルは最高11%(表流水)	
対	5	MCPA	除草剤	-	-	0.005	変更なし	2	設定せず	H27.2.5	H26.7.29 答申済み	WHO第4版 第1次追補版 変更	・食安委答申(H26.7.29) → ADI = 1.9	10%値超 0 / 507 1%値超 2 / 507	10%値超 0 / 535 1%値超 0 / 535				
対	6	アシュラム	除草剤	-	-	0.9	H28.4.1より 0.2→0.9	72		H27.2.5	H26.10.21 答申済み		・食安委答申(H26.10.21) → ADI = 360	10%値超 0 / 614 1%値超 0 / 614	10%値超 0 / 605 1%値超 0 / 605				
対	7	アセフェート	殺虫剤	-	-	0.006	H25.4.1より 変更なし	2.4		H24.3.5	H28.12.13 答申済み		・食安委答申 (H22.7.22, H25.9.30, H28.12.13) → ADI = 2.4	10%値超 4 / 637 1%値超 9 / 637	10%値超 15 / 697 1%値超 15 / 697				
対	8	アトラジン	除草剤	-	-	0.01		4	0.1			WHO第4版 変更 0.1←0.002	・評価申請(H23.10.11)	10%値超 0 / 654 1%値超 0 / 654	10%値超 0 / 660 1%値超 0 / 660				
対	9	アニロホス	除草剤	-	-	0.003		1			H25.3.18 意見書提出		・食安委答申(H25.3.18) 食品中の残留基準を削除することに関する意見書提出	10%値超 0 / 589 1%値超 3 / 589	10%値超 0 / 573 1%値超 0 / 573				
対	10	アミトラズ	殺虫剤	-	-	0.006	0.003→ 0.006	2.5		H20.12.16	H19.5.17 答申済み		・食安委答申(H19.5.17) → ADI = 2.5 (0.006 mg/L)	10%値超 0 / 441 1%値超 5 / 441	10%値超 0 / 472 1%値超 0 / 472				
対	11	アラクロール	除草剤	-	-	0.03	H25.4.1より 変更なし	10	0.02	H24.3.5	H25.3.18 答申済み		・食安委答申(H25.3.18) → ADI = 10	10%値超 0 / 656 1%値超 0 / 656	10%値超 0 / 673 1%値超 0 / 673				
対	12	イソキサチオン	殺虫剤	-	-	0.005	H30.4.1より 0.008→ 0.005	2		H30.2.15	H28.2.23 答申済み		・食安委答申(H28.2.23) → ADI = 2	10%値超 0 / 730 1%値超 1 / 730	10%値超 0 / 758 1%値超 0 / 758				
対	13	イソフェンホス	殺虫剤	-	-	0.001		0.5					・食安委検討中(清涼飲料水, H15~)	10%値超 0 / 652 1%値超 4 / 652	10%値超 0 / 614 1%値超 0 / 614				
対	14	イソプロカルブ(MIPC)	殺虫剤	-	-	0.01		4					・食安委検討中(清涼飲料水, H15~)	10%値超 0 / 612 1%値超 0 / 612	10%値超 0 / 600 1%値超 0 / 600				

※1 ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 薄黄：浄水の1地点以上で10%超過

表 2-48 最近の水道水質基準等項目の状況について（対象農薬リスト掲載農薬類）（2/8）

群	番号	項目名	用途	失効情報	販売・使用禁止	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ ^{※1} (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (令和3年3月現在)	浄水超過状況 ^{※2} (H30水道統計)		浄水超過状況 ^{※2} (R01水道統計)		課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)				厚料審	食安委	WHO等		10%値超	1%値超	10%値超	1%値超		
対	15	インプロチオラン(IPT)	殺虫剤 殺菌剤 植物成長調整剤	-	-	0.3	H22.4.1より 0.04→0.3	100		H24.3.5	H24.12.10 答申済み		・食安委答申(H24.12.10, H30.8.28) → ADI=100(0.3 mg/L)	10%値超 0 / 713 1%値超 0 / 713	10%値超 0 / 693 1%値超 0 / 693		・厚生科学審議会生活環境水道部 会(平成20年12月16日)で審議。基 準値は0.3 mg/L となる方向		
対	16	イプロベンホス(IPB)	殺菌剤	-	-	0.09	H23.4.1より 0.008→0.09	35		H22.12.21	H21.4.23 答申済み		・食安委答申(H21.4.23) → ADI = 35	10%値超 0 / 682 1%値超 0 / 682	10%値超 0 / 659 1%値超 0 / 659				
対	17	イミノタジン酢酸塩	殺菌剤	-	-	0.006		2.3(イミノク タジンとし て)					・食安委検討中(R元.6.4) → ADI=2.3 ・評価要請(H22.1.25)	10%値超 1 / 423 1%値超 1 / 423	10%値超 0 / 443 1%値超 0 / 443		・定量下限 \leq 0.005 mg/L		
対	18	インダノファン	除草剤	-	-	0.009	H15年から の変更なし	3.5		H24.3.5	H22.9.9 答申済み		・食安委答申(H22.9.9) → ADI=3.5	10%値超 0 / 576 1%値超 3 / 576	10%値超 0 / 572 1%値超 0 / 572				
対	19	エスプロカルブ	除草剤	-	-	0.03	H22.4.1より 0.01→0.03	10		H22.12.21	H24.2.23 答申済み		・食安委答申(H24.2.23) → ADI = 10	10%値超 0 / 665 1%値超 0 / 665	10%値超 0 / 667 1%値超 0 / 667		・厚生科学審議会生活環境水道部 会(平成20年12月16日)で審議。基 準値は0.03 mg/L となる方向		
対	20	エトフェンブロックス	殺虫剤 殺菌剤	-	-	0.08	H15年から の変更なし	30		H28.2.17	H29.4.25 答申済み		・食安委答申 (H21.11.19, H25.8.5, H27.6.9, H29.4.25, H30.7.24) → ADI = 31	10%値超 0 / 739 1%値超 0 / 739	10%値超 0 / 773 1%値超 0 / 773				
対	21	エンドスルファン(ベンゾエビン,エン ドスルフェート)	殺虫剤	-	-	0.01		5.7					・食安委検討中(清涼飲料水, H15~)	10%値超 0 / 556 1%値超 0 / 556	10%値超 0 / 538 1%値超 0 / 538		・定量下限 \leq 0.01 mg/L		
対	22	オキサジクロメホン	除草剤	-	-	0.02	H26.4.1より 新規設定	9.1		H26.1.14	H15.9.18 H20.8.21 答申済み		・食安委答申(H15.9.18) → ADI = 9.0 ・食安委答申(H20.8.21) → ADI = 9.1	10%値超 0 / 557 1%値超 0 / 557	10%値超 0 / 569 1%値超 0 / 569				
対	23	オキシ銅	殺虫剤 殺菌剤	-	-	0.03	H27.4.1より 0.04→0.03	17		H27.2.5	H25.4.22 答申済み		・食安委答申(H25.4.22) → ADI = 10	10%値超 0 / 548 1%値超 3 / 548	10%値超 0 / 577 1%値超 0 / 577				
対	24	オリサストロビン	殺菌剤、殺虫殺菌 剤	-	-	0.1	H26.4.1より 新規設定	52		H26.1.14	H20.3.27 答申済み		・食安委答申(H20.3.27) → ADI = 52	10%値超 0 / 510 1%値超 0 / 510	10%値超 0 / 493 1%値超 0 / 493				
対	25	カズサホス	殺虫剤	-	-	0.0006	H26.4.1より 新規設定	0.25		H26.1.14	H29.5.23 答申済み		・食安委答申 (H17.6.30, H19.2.22, H20.7.3, H29.5.23) → ADI = 0.25	10%値超 0 / 503 1%値超 1 / 503	10%値超 0 / 516 1%値超 0 / 516				
対	26	カフェンストロール	殺虫剤 除草剤	-	-	0.008	H15年から の変更なし	3		H20.12.16	H20.2.21 答申済み		・食安委答申(H20.2.21) → ADI = 3 (0.008 mg/L)	10%値超 0 / 736 1%値超 0 / 736	10%値超 0 / 732 1%値超 0 / 732				
対	27	カルタップ	殺虫剤	-	-	0.3	H15年答申	100			R元.6.4 答申済み		・食安委答申(R元.6.4) → ADI = 30 (グループ評価:16)	10%値超 0 / 438 1%値超 12 / 438	10%値超 0 / 511 1%値超 0 / 511				

※1 ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 薄黄:浄水の1地点以上で10%超過

表 2-49 最近の水道水質基準等項目の状況について（対象農薬リスト掲載農薬類）(3/8)

群	番号	項目名	用途	失効情報	販売・使用禁止	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ ^{※1} (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (令和3年3月現在)	浄水超過状況 ^{※2} (H30水道統計)		浄水超過状況 ^{※2} (R01水道統計)		課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等		10%値超	1%値超	10%値超	1%値超		
対	28	カルバリル(NAC)	殺虫剤	-	-	0.05		20			H30.9.4 答申済み		・食安委答申(H30.9.4) → ADI = 7.3	10%値超 0 / 542 1%値超 0 / 542	10%値超 0 / 599 1%値超 0 / 599				
対	29	カルボフラン(カルボスルファン代謝物)	殺虫剤	-	-	0.0003	R03.4.1より 0.005→ 0.0003	2	0.007		R2.2.4 答申済み		・食安委答申(R2.2.4) → ADI = 0.15	10%値超 0 / 532 1%値超 0 / 532	10%値超 9 / 535 1%値超 9 / 535				
対	30	キノクラミン(ACN)	除草剤	-	-	0.005	H15年からの 変更なし	2.1			H26.1.14	H25.10.7 答申済み	・食安委答申(H25.10.7) → ADI = 2.1	10%値超 0 / 497 1%値超 2 / 497	10%値超 0 / 503 1%値超 0 / 503				
対	31	キャプタン	殺菌剤	-	-	0.3		125			H29.3.7 H30.7.24 R3.2.16 答申済み		・食安委答申(H29.3.7, H30.7.24, R3.2.16) → ADI = 100	10%値超 0 / 655 1%値超 0 / 655	10%値超 0 / 627 1%値超 0 / 627				
対	32	クミルロン	除草剤	-	-	0.03	H15年からの 変更なし	10			H20.12.16	H19.8.9 答申済み	・食安委答申(H19.8.9) → ADI = 10 (0.03 mg/L)	10%値超 0 / 567 1%値超 0 / 567	10%値超 0 / 569 1%値超 0 / 569				
対	33	グリホサート	除草剤	-	-	2		1			H29.1.31	H28.7.12 答申済み	・食安委答申(H28.7.12) → ADI = 1000	10%値超 0 / 525 1%値超 0 / 525	10%値超 0 / 597 1%値超 0 / 597				
対	34	グルホシネート	除草剤 植物成長調整剤	-	-	0.02	H26.4.1より 新規設定	9.1			H26.1.14	H25.7.29 答申済み	・食安委答申(H25.7.29) → ADI = 9.1	10%値超 0 / 400 1%値超 0 / 400	10%値超 0 / 485 1%値超 0 / 485				
対	35	クロメプロップ	除草剤	-	-	0.02	H15年からの 変更なし	6.2			H22.12.21	H21.7.23 答申済み	・食安委答申(H21.7.23) → ADI = 6.2	10%値超 0 / 521 1%値超 0 / 521	10%値超 0 / 527 1%値超 0 / 527				
対	36	クロロニトロフェン(CNP)	除草剤	1996失効	-	0.0001		設定せず						10%値超 6 / 549 1%値超 6 / 549	10%値超 11 / 531 1%値超 11 / 531	定量下限 $\leq 0.0001\text{mg}/\text{L}$			
対	37	クロロピリホス	殺虫剤	-	-	0.003	H21.4.1より 0.03→0.003	1	0.03 (2008)		H19.10.26 H24.3.5	H23.6.2 H30.7.24 答申済み	・食安委答申 (H19.3.22, H22.11.4, H23.6.2, H30.7.24) → ADI = 1 ・評価要請(H29.7.21) ・WHO/GDWQ第2次追補版追加(30 $\mu\text{g}/\text{L}$)	10%値超 0 / 721 1%値超 4 / 721	10%値超 0 / 712 1%値超 0 / 712				
対	38	クロロタロニル(TPN)	殺菌剤	-	-	0.05		18			H30.3.27 答申済み		・食安委答申(H30.3.27) → ADI=クロロタロニル:18, 代謝物:8.3 ・評価要請(H29.7.21)	10%値超 0 / 741 1%値超 0 / 741	10%値超 0 / 769 1%値超 0 / 769				
対	39	シアナジン	除草剤	-	-	0.001	H30.4.1より 0.004→ 0.001	1.5	0.0006		H30.2.15	H29.2.28 答申済み	WHO第4版 追加	・食安委答申(H29.2.28) → ADI = 0.53	10%値超 0 / 583 1%値超 2 / 583	10%値超 1 / 600 1%値超 1 / 600			
対	40	シアノホス(CYAP)	殺虫剤	-	-	0.003	H15年答申	1			H29.10.17 答申済み		・食安委答申(H29.10.17) → ADI = 1	10%値超 0 / 528 1%値超 0 / 528	10%値超 0 / 547 1%値超 0 / 547				
対	41	ジウロン(DCMU)	除草剤	-	-	0.02		6.25					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 576 1%値超 0 / 576	10%値超 0 / 586 1%値超 0 / 586				

※1 ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「-」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 薄黄:浄水の1地点以上で10%超過

表 2-50 最近の水道水質基準等項目の状況について（対象農薬リスト掲載農薬類）(4/8)

群	番号	項目名	用途	失効情報	販売・使用禁止	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ ^{※1} (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (令和3年3月現在)	浄水超過状況 ^{※2} (H30水道統計)		浄水超過状況 ^{※2} (R01水道統計)		課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等		10%値超	1%値超	10%値超	1%値超		
対	42	ジクロベニル(DBN)	除草剤	-	-	0.03	H28.4.1より 0.01→0.03	10		H27.2.5	H26.7.1 答申済み		・食安委答申(H26.7.1) →ADI=10 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$	10%値超 0 / 670 1%値超 0 / 670	10%値超 0 / 740 1%値超 0 / 740				
対	43	ジクロロボス(DDVP)	殺虫剤	-	-	0.008		3.3	0.02 (2007)				・食安委検討中(清涼飲料水、H15～) ・評価要請(H21.3.24)	10%値超 0 / 639 1%値超 0 / 639	10%値超 0 / 604 1%値超 0 / 604				
対	44	ジクワット	除草剤	-	-	0.005		1.9			R元.10.8 答申済み		・食安委答申(R元.10.8) →ADI=5.8	10%値超 0 / 495 1%値超 1 / 495	10%値超 0 / 551 1%値超 0 / 551	・定量下限 $\leq 0.001\text{mg}/\text{L}$			
対	45	エチルチオメトン	殺虫剤	-	-	0.004		1.4						10%値超 0 / 618 1%値超 0 / 618	10%値超 0 / 612 1%値超 0 / 612				
対	46	ジチオカルバメート系農薬	-	-	-	0.005	H26.4.1より 新規設定			H26.1.14			二硫化炭素として	10%値超 0 / 316 1%値超 1 / 316	10%値超 1 / 409 1%値超 1 / 409				
対	47	ジチオピル	除草剤	-	-	0.009	H22.4.1より 0.008→ 0.009	3.6		H20.12.16	H20.1.10 答申済み		・食安委答申(H20.1.10) → ADI = 3.6 (0.009 mg/L)	10%値超 0 / 629 1%値超 0 / 629	10%値超 0 / 581 1%値超 0 / 581	・厚生科学審議会生活環境水道部 会(平成20年12月16日)で審議。基 準値は0.009 mg/L となる方向			
対	48	シハロホップブチル	除草剤	-	-	0.006	H15年答申	2.4						10%値超 0 / 540 1%値超 0 / 540	10%値超 0 / 572 1%値超 0 / 572				
対	49	シマジン(CAT)	除草剤	-	-	0.003		1.3	0.002				・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 723 1%値超 0 / 723	10%値超 0 / 742 1%値超 0 / 742				
対	50	ジメタメリン	除草剤	-	-	0.02	H15年からの 変更なし	9.4		H24.3.5	H23.12.22 答申済み		・食安委答申(H23.12.22) →ADI=9.4	10%値超 0 / 673 1%値超 0 / 673	10%値超 0 / 656 1%値超 0 / 656				
対	51	ジメトエート	殺虫剤	-	-	0.05		20	0.006				・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 641 1%値超 0 / 641	10%値超 0 / 623 1%値超 0 / 623				
対	52	シメリン	除草剤	-	-	0.03		11					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 702 1%値超 0 / 702	10%値超 0 / 752 1%値超 0 / 752				
対	53	ダイアジノン	殺虫剤	-	-	0.003	H28.4.1より 0.005→ 0.003	2		H27.2.5	H26.8.19 H29.12.12 答申済み		・食安委答申(H26.8.19、H29.12.12) → ADI = 1 ・評価要請(H29.5.24)	10%値超 1 / 796 1%値超 7 / 796	10%値超 0 / 838 1%値超 0 / 838				
対	54	ダイムロン	除草剤	-	-	0.8	H15年からの 変更なし	300		H20.12.16	H19.11.8 答申済み		・食安委答申(H19.11.8) → ADI = 300 (0.8 mg/L)	10%値超 0 / 571 1%値超 0 / 571	10%値超 0 / 636 1%値超 0 / 636				

※1 ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいと設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 薄黄:浄水の1地点以上で10%超過

表 2-51 最近の水道水質基準等項目の状況について（対象農薬リスト掲載農薬類）（5/8）

群	番号	項目名	用途	失効情報	販売・使用禁止	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ ^{※1} (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (令和3年3月現在)	浄水超過状況 ^{※2} (H30水道統計)		浄水超過状況 ^{※2} (R01水道統計)		課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等		10%値超	1%値超	10%値超	1%値超		
対	55	ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート	殺菌剤	-	-	0.01	H29.4.1より新規設定	2.5		H29.1.31	H27.3.24 R元.8.27 答申済み		・食安委答申(H27.3.24, R元.8.27) → ADI = 4	10%値超 0 / 392 1%値超 0 / 392	10%値超 0 / 467 1%値超 0 / 467				
対	56	チアジニル	殺菌剤、殺虫殺菌剤、除草剤	-	-	0.1	H26.4.1より新規設定	40		H26.1.14	H19.10.25 R2.9.15 答申済み		・食安委答申(H19.10.25, R2.9.15) → ADI = 40	10%値超 0 / 531 1%値超 0 / 531	10%値超 0 / 537 1%値超 0 / 537				
対	57	チウラム	殺菌剤	-	-	0.02		8.4					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 654 1%値超 0 / 654	10%値超 0 / 728 1%値超 0 / 728				
対	58	チオジカルブ	殺虫剤	-	-	0.08		30					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 536 1%値超 0 / 536	10%値超 0 / 551 1%値超 0 / 551				
対	59	チオファネートメチル	殺菌剤	-	-	0.3		120					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 593 1%値超 0 / 593	10%値超 0 / 639 1%値超 0 / 639				
対	60	チオベンカルブ	除草剤	-	-	0.02	H15年からの変更なし	9		H24.3.5	H22.8.5 答申済み		・食安委答申(H22.8.5) → ADI=9(0.02 mg/L)	10%値超 0 / 695 1%値超 0 / 695	10%値超 0 / 670 1%値超 0 / 670				
対	61	テフリルトリオン	除草剤	-	-	0.002	H29.4.1より対象農薬に格上げ	0.8		H29.1.31	H21.2.19 答申済み		・食安委答申(H21.2.19) → ADI = 0.8	10%値超 0 / 364 1%値超 0 / 364	10%値超 0 / 446 1%値超 0 / 446				
対	62	テルブカルブ(MBPMC)	除草剤	1998.7失効	-	0.02		6.4		H18.8.4			・H18.8.4の厚科審で項目削除は見送り(浄水、原水からの検出が確認されたため)	10%値超 0 / 591 1%値超 0 / 591	10%値超 0 / 575 1%値超 0 / 575				
対	63	トリクロピル	除草剤	-	-	0.006		2.5					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 590 1%値超 0 / 590	10%値超 0 / 566 1%値超 0 / 566			トリクロピルブキシエチルを厚労科研H15検出	
対	64	トリクロルホン(DEP)	殺虫剤	-	-	0.005	H26.4.1より0.03→0.005	10	不要	H26.1.14			・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 572 1%値超 4 / 572	10%値超 0 / 584 1%値超 0 / 584				
対	65	トリシクラゾール	殺虫剤 殺菌剤 植物成長調整剤	-	-	0.1	H28.4.1より0.08→0.1	30		H27.2.5	H26.1.20 答申済み		・食安委答申(H26.1.20) → ADI=50	10%値超 0 / 568 1%値超 0 / 568	10%値超 0 / 622 1%値超 0 / 622				
対	66	トリフルラリン	除草剤	-	-	0.06		24	0.02	H25.3.19	H24.1.26 答申済み		・食安委答申(H24.1.26) → ADI=24	10%値超 0 / 690 1%値超 0 / 690	10%値超 0 / 702 1%値超 0 / 702				
対	67	ナプロバミド	除草剤	-	-	0.03		12.5						10%値超 0 / 615 1%値超 0 / 615	10%値超 0 / 588 1%値超 0 / 588				
対	68	パラコート	除草剤	-	-	0.005	H15年答申	2						10%値超 0 / 456 1%値超 0 / 456	10%値超 0 / 531 1%値超 0 / 531				
対	69	ピペロホス	除草剤	-	-	0.0009		0.36					・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準を削除することに関する意見書提出	10%値超 0 / 586 1%値超 6 / 586	10%値超 0 / 565 1%値超 0 / 565			・定量下限 $\leq 0.0001\text{mg}/\text{L}$	
対	70	ピラクロニル	除草剤	-	-	0.01	H26.4.1より新規設定	4.4		H26.1.14	H23.6.2 答申済み		・食安委答申(H23.6.2) → ADI = 4.4	10%値超 0 / 448 1%値超 4 / 448	10%値超 0 / 532 1%値超 0 / 532				

※1 ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きい場合設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 薄黄:浄水の1地点以上で10%超過

表 2-52 最近の水道水質基準等項目の状況について（対象農薬リスト掲載農薬類）（6/8）

群	番号	項目名	用途	失効情報	販売・使用禁止	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ ^{※1} (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (令和3年3月現在)	浄水超過状況 ^{※2} (H30水道統計)		浄水超過状況 ^{※2} (R01水道統計)		課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等		10%値超	1%値超	10%値超	1%値超		
対	71	ピラゾキシフェン	除草剤	-	-	0.004	H15年答申	1.5			H20.4.24 答申済み		・食安委答申(H20.4.24) → ADI = 26 (0.07 mg/L)	10%値超 0 / 485 1%値超 0 / 485	10%値超 0 / 498 1%値超 0 / 498				
対	72	ピラソリネート(ピラソレート)	除草剤	-	-	0.02	H15年答申	6						10%値超 0 / 530 1%値超 0 / 530	10%値超 0 / 591 1%値超 0 / 591				
対	73	ピリダフェンチオン	殺虫剤	2007.2失効	-	0.002		0.85			H25.3.18 意見書提出		・食安委答申(H25.3.18) 食品中の残留基準を削除することに関する意見書提出	10%値超 0 / 612 1%値超 4 / 612	10%値超 0 / 591 1%値超 0 / 591				
対	74	ピリブチカルブ	除草剤	-	-	0.02	H15年からの 変更なし	7.5			H22.2.2	H20.9.11 答申済み		・食安委答申(H20.9.11) → ADI = 8.8 (0.02 mg/L)	10%値超 0 / 689 1%値超 0 / 689	10%値超 0 / 669 1%値超 0 / 669			
対	75	ピロキロン	殺虫剤 殺菌剤	-	-	0.05	H29.4.1より 0.04→0.05	15			H28.2.17	H27.6.9 答申済み		・食安委答申(H27.6.9) → ADI = 19	10%値超 0 / 666 1%値超 1 / 666	10%値超 0 / 671 1%値超 0 / 671			
対	76	フィプロニル	殺虫剤	-	-	0.0005	変更なし	0.2			H29.1.31	H28.4.5 答申済み	・食安委答申(H26.1.20, H28.4.5) → ADI=0.19 ・評価書(案)を一部修正の上、委員会に報告 することとなった。(最近の議事:28.1.14幹事 会)	10%値超 0 / 666 1%値超 2 / 666	10%値超 0 / 717 1%値超 0 / 717			・左記は管理目標調査に基づくもの。 ・【H17】原水の検出レベルは90~100%。	
対	77	フェントロチオン(MEP)	殺虫剤	-	-	0.01	H28.4.1より 0.003→0.01	5			H27.2.5	H29.8.22 答申済み		・食安委答申(H26.6.3, H29.8.22) → ADI = 4.9	10%値超 0 / 799 1%値超 0 / 799	10%値超 0 / 837 1%値超 0 / 837			・【H17】浄水からの検出レベルは 最高20%(表流水)、原水で100%超 が1例存在(表流水) ・【H18】浄水・原水ともに最高濃度
対	78	フェノブカルブ(BPMC)	殺虫剤 殺菌剤	-	-	0.03	H15年からの 変更なし	13			H26.1.14	H25.9.9 答申済み		・食安委答申(H25.9.9) → ADI = 13	10%値超 0 / 705 1%値超 0 / 705	10%値超 0 / 743 1%値超 0 / 743			
対	79	フェリムゾン	殺虫剤 殺菌剤	-	-	0.05	0.02→0.06	19			H22.2.2	H24.2.23 答申済み		・食安委答申(H24.2.23) → ADI = 19	10%値超 0 / 495 1%値超 0 / 495	10%値超 0 / 582 1%値超 0 / 582			
対	80	フェンチオン(MPP)	殺虫剤	-	-	0.006	H25.4.1より 0.001→ 0.006	2.3			H24.3.5	H25.9.30 答申済み		・食安委答申(H25.9.30) → ADI=2.3	10%値超 0 / 663 1%値超 0 / 663	10%値超 0 / 677 1%値超 0 / 677			
対	81	フェントエート(PAP)	殺虫剤	-	-	0.007	H25.4.1より 0.004→ 0.007	2.9			H24.3.5	H25.1.21 答申済み		・食安委答申(H25.1.21) → ADI=2.9	10%値超 0 / 681 1%値超 0 / 681	10%値超 0 / 680 1%値超 0 / 680			フェントエートと あったが間違い
対	82	フェントラザミド	除草剤	-	-	0.01	H26.4.1より 新規設定	5.2			H26.1.14	H20.12.4 答申済み		・食安委答申(H20.12.4) → ADI = 5.2	10%値超 0 / 535 1%値超 0 / 535	10%値超 0 / 545 1%値超 0 / 545			
対	83	フサライド	殺菌剤	-	-	0.1		40						10%値超 0 / 727 1%値超 0 / 727	10%値超 0 / 780 1%値超 0 / 780				
対	84	ブタクロール	除草剤	-	-	0.03	H15年からの 変更なし	10			H24.3.5	H23.8.25 答申済み		・食安委答申(H23.8.25) → ADI=10	10%値超 0 / 548 1%値超 1 / 548	10%値超 0 / 554 1%値超 0 / 554			
対	85	ブタミホス	除草剤	-	-	0.02	H23.4.1より 0.01→0.02	8			H22.2.2	H21.2.12 答申済み		・食安委答申(H21.2.12) → ADI = 8 (0.02 mg/L)	10%値超 0 / 668 1%値超 0 / 668	10%値超 0 / 666 1%値超 0 / 666			

※1 ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 薄黄:浄水の1地点以上で10%超過

表 2-53 最近の水道水質基準等項目の状況について（対象農薬リスト掲載農薬類）（7/8）

群	番号	項目名	用途	失効情報	販売・使用禁止	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ ^{※1} (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (令和3年3月現在)	浄水超過状況 ^{※2} (H30水道統計)	浄水超過状況 ^{※2} (R01水道統計)	課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等					
対	86	プロフェジン	殺虫剤	-	-	0.02	H15年からの 変更なし	9		H29.1.31	H28.12.13 R元.6.18 答申済み		・食安委答申 (H20.5.15, H24.12.10, H28.12.13, R元.6.18) → ADI = 9	10%値超 0 / 672 1%値超 0 / 672	10%値超 0 / 662 1%値超 0 / 662		
対	87	フルアジナム	殺菌剤	-	-	0.03	0.01→0.03	10		H26.1.14	H25.11.11 H31.2.5 答申済み		・食安委答申(H25.11.11, H31.2.5) → ADI = 10	10%値超 0 / 543 1%値超 0 / 543	10%値超 0 / 610 1%値超 0 / 610		
対	88	プレチラクロール	除草剤	-	-	0.05	H23.4.1より 0.04→0.05	18		H22.2.2	H20.10.9 答申済み		・食安委答申(H20.10.9) → ADI=18(0.05 mg/L)	10%値超 0 / 741 1%値超 0 / 741	10%値超 0 / 801 1%値超 0 / 801		
対	89	プロシミドン	殺菌剤	-	-	0.09	変更なし	35		H27.2.5	H29.5.30 R3.2.16 答申済み		・食安委答申(H26.1.20, H29.5.30, R3.2.16) → ADI = 35	10%値超 0 / 582 1%値超 0 / 582	10%値超 0 / 580 1%値超 0 / 580		
対	90	プロチオホス	殺虫剤	-	-	0.004	H15年答申	1.5			H30.10.23 答申済み		・代謝物であるプロチオホスオキソンも測定し、 原体の濃度と、オキソン体の濃度を原体に換 算した濃度を合計(H30.4.1から適用) ・食安委答申(H26.1.20, H29.5.30, R3.2.16) → ADI = 2.7	10%値超 0 / 348 1%値超 0 / 348	10%値超 0 / 430 1%値超 0 / 430		
対	91	プロピコナゾール	殺菌剤	-	-	0.05	変更なし	18		H27.2.5	H29.7.4 H30.3.27 答申済み		・食安委答申(H26.4.8, H29.7.4, H30.3.27) → ADI = 19	10%値超 0 / 605 1%値超 0 / 605	10%値超 0 / 595 1%値超 0 / 595		
対	92	プロピザミド	除草剤	-	-	0.05	変更なし	19		H27.2.5	H26.1.20 答申済み		・食安委答申(H26.1.20) → ADI = 19	10%値超 0 / 678 1%値超 0 / 678	10%値超 0 / 644 1%値超 0 / 644		
対	93	プロベナゾール	殺虫剤 殺菌剤	-	-	0.05		20			H30.3.27 答申済み		・食安委答申(H30.3.27) → ADI = 10	10%値超 0 / 594 1%値超 0 / 594	10%値超 0 / 652 1%値超 0 / 652		
対	94	プロモブチド	除草剤	-	-	0.1	H22.4.1より 0.04→0.1	40		H20.12.16	H20.1.10 答申済み		・食安委答申(H20.1.10) → ADI = 40 (0.1mg/L)	10%値超 0 / 722 1%値超 0 / 722	10%値超 0 / 729 1%値超 0 / 729		・厚生科学審議会生活環境水道部 会(平成20年12月16日)で審議。基 準値は0.1mg/Lとなる方向
対	95	ベノミル	殺菌剤	-	-	0.02		9					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 1 / 568 1%値超 1 / 568	10%値超 0 / 636 1%値超 0 / 636		
対	96	ベンシクロン	殺菌剤	-	-	0.1	H23.4.1より 0.04→0.1	53		H22.2.2	H20.10.16 答申済み		・食安委答申(H20.10.16) → ADI=53(0.1 mg/L)	10%値超 0 / 701 1%値超 0 / 701	10%値超 0 / 677 1%値超 0 / 677		
対	97	ベンゾピシクロン	除草剤	-	-	0.09	H26.4.1より 新規設定	34		H26.1.14	H20.3.13 答申済み		・食安委答申(H20.3.13) → ADI = 34	10%値超 0 / 530 1%値超 0 / 530	10%値超 0 / 606 1%値超 0 / 606		
対	98	ベンゾフェナップ	除草剤	-	-	0.005	H29.4.1より 0.004→ 0.005	1.5		H28.2.17	H27.8.18 答申済み		・食安委答申(H27.8.18) → ADI = 2	10%値超 0 / 502 1%値超 0 / 502	10%値超 0 / 531 1%値超 0 / 531		

※1 ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「-」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 薄黄:浄水の1地点以上で10%超過

表 2-54 最近の水道水質基準等項目の状況について（対象農薬リスト掲載農薬類）(8/8)

群	番号	項目名	用途	失効情報	販売・使用禁止	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ ^{※1} (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (令和3年3月現在)	浄水超過状況 ^{※2} (H30水道統計)		浄水超過状況 ^{※2} (R01水道統計)		課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)				厚料審	食安委	WHO等		10%値超	1%値超	10%値超	1%値超		
対	99	ベンタゾン	除草剤	-	-	0.2		90					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 652 1%値超 1 / 652	10%値超 0 / 707 1%値超 0 / 707				
対	100	ペンディメタリン	除草剤	-	-	0.3	H25.4.1より 0.1→0.3	120	0.02	H24.3.5	H24.8.6 答申済み		・食安委答申(H24.8.6) → ADI=120	10%値超 0 / 713 1%値超 0 / 713	10%値超 0 / 704 1%値超 0 / 704				
対	101	ベンフラカルブ	殺虫剤	-	-	0.02	R03.4.1より 0.04→0.02	15			R2.2.4 答申済み		・食安委答申(R2.2.4) → ADI=8.9	10%値超 0 / 583 1%値超 0 / 583	10%値超 0 / 584 1%値超 0 / 584				
対	102	ベンフルラリン(ベスロジ ン)	除草剤	-	-	0.01	H25.4.1より 0.08→0.01	5		H24.3.5	H22.10.14 答申済み		・食安委答申(H22.10.14) → ADI=5	10%値超 0 / 630 1%値超 0 / 630	10%値超 0 / 586 1%値超 0 / 586				
対	103	ベンフレセート	除草剤	-	-	0.07	H15から変 更なし	26		H20.12.16	H21.10.22 答申済み		・食安委答申(H21.10.22) → ADI = 23	10%値超 0 / 473 1%値超 0 / 473	10%値超 0 / 484 1%値超 0 / 484				
対	104	ホスチアゼート	殺虫剤	-	-	0.003	H15年答申	1			R2.12.15 答申済み		・食安委答申(R2.12.15) → ADI = 2	10%値超 0 / 523 1%値超 2 / 523	10%値超 0 / 588 1%値超 0 / 588				
対	105	マラソン(マラチオン)	殺虫剤	-	-	0.7	H28.4.1より 0.05→0.7	20		H27.2.5	H26.5.13 答申済み		・食安委答申(H26.5.13) → ADI=290 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$	10%値超 0 / 684 1%値超 0 / 684	10%値超 0 / 737 1%値超 0 / 737				
対	106	メコプロップ(MCPP)	除草剤	-	-	0.05	H26.4.1より 0.005→0.05	2	0.01	H26.1.14			・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 639 1%値超 0 / 639	10%値超 0 / 653 1%値超 0 / 653				
対	107	メソミル	殺虫剤	-	-	0.03		12.5					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 613 1%値超 0 / 613	10%値超 0 / 662 1%値超 0 / 662				
対	108	メタラキシル	殺虫剤 殺菌剤	-	-	0.06	H23.4.1より 0.05→0.06	22		H22.2.2	H29.10.17 答申済み		・食安委答申(H21.3.5, H23.7.7, H26.1.20, H29.10.17) → ADI = 80 (メタラキシル及びメフェノキサムとして)	10%値超 0 / 705 1%値超 0 / 705	10%値超 0 / 677 1%値超 0 / 677				
対	109	メチダチオン(DMTP)	殺虫剤	-	-	0.004		1.5					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 730 1%値超 0 / 730	10%値超 0 / 793 1%値超 0 / 793				
対	110	メトミノストロピン	殺虫剤 殺菌剤	-	-	0.04	H15年答申	16		H25.3.19	H22.3.4 答申済み		・食安委答申(H22.3.4) → ADI=16	10%値超 0 / 568 1%値超 0 / 568	10%値超 0 / 595 1%値超 0 / 595				
対	111	メトリブジン	除草剤	-	-	0.03	H15年答申	12.5						10%値超 0 / 590 1%値超 0 / 590	10%値超 0 / 602 1%値超 0 / 602				
対	112	メフェナセット	除草剤	-	-	0.02	H22.4.1より 0.009→0.02	7		H20.12.16	H20.3.13 答申済み		・食安委答申(H20.3.13) → ADI = 7 (0.02 mg/L)	10%値超 0 / 717 1%値超 0 / 717	10%値超 0 / 775 1%値超 0 / 775			・厚生科学審議会生活環境水道部 会(平成20年12月16日)で審議。基 準値は0.02 mg/L となる方向	
対	113	メプロニル	殺虫剤 殺菌剤	-	-	0.1	H15から変 更なし	50		H22.12.21	H21.12.17 答申済み		・食安委答申(H21.12.17) → ADI = 0.05	10%値超 0 / 675 1%値超 0 / 675	10%値超 0 / 655 1%値超 0 / 655				
対	114	モリネート	除草剤	-	-	0.005		2.1	0.006	H26.1.14	H25.3.4 答申済み		・食安委答申(H25.3.4) → ADI = 2.1	10%値超 0 / 714 1%値超 0 / 714	10%値超 0 / 747 1%値超 0 / 747			・定量下限 $\leq 0.001\text{mg}/\text{L}$	

※1 ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「-」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 薄黄:浄水の1地点以上で10%超過

表 2-55 最近の水道水質基準等項目の状況について（要検討農薬類、その他の農薬類）(1/7)

群	番号	項目名	用途			目標値		根拠TDI等 (μg/kg/日)	WHO/GDWQ ^{※1} (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成30年3月現在)	検出状況 ^{※2} (R01年水質測定結果)		検出状況 ^{※2} (R02年水質測定結果)		課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等		浄水	原水	浄水	原水		
要	1	アセタミプリド	殺菌剤 殺虫殺菌剤	-	-	0.2	H24年度 末部会	71		H28.2.17	H20.8.29 H23.6.9 H26.12.16 答申済み		・食安委答申 (H20.8.29, H23.6.9, H26.12.16) → ADI = 71	1%値超 0 / 50	1%値超 0 / 47	1%値超 0 / 50	1%値超 0 / 50		
要	2	イミダクロプリド	殺虫剤	-	-	0.1	H20.12.16 変更0.1← 0.2	57		H29.1.31	H19.6.14 H22.9.9 H28.7.12 答申済み		・食安委答申 (H19.6.14, H22.9.9, H28.7.12) → ADI=57	1%値超 0 / 69	1%値超 0 / 71	1%値超 0 / 69	1%値超 0 / 76	・厚生科学審議会生活環境水道 部会(平成20年12月16日)で審 議。基準値は0.1 mg/Lとなる方向	
要	3	エチプロール	-	-	-	0.01		5		H27.2.5	H16.7.22 H16.7.22 H22.7.22 H26.3.24 答申済み		・食安委答申(H16.7.22, H16.7.22, H22.7.22, H26.3.24) → ADI = 5	1%値超 0 / 16	1%値超 0 / 22	1%値超 0 / 20	1%値超 0 / 27		
要	4	クロロピクリン	-	-	-	-	未設定						・評価要請(H29.6.15)	1%値超 0 / 3	1%値超 0 / 5	1%値超 0 / 6	1%値超 0 / 8		
要	5	テブコナゾール	殺菌剤	-	-	0.07	H24年度 末部会	29		H28.2.17	H19.7.5 H23.9.8 H24.10.29 H27.9.8 答申済み		・食安委答申 (H19.7.5, H23.9.8, H24.10.29, H27.9.8) → ADI = 29	1%値超 0 / 47	1%値超 0 / 46	1%値超 0 / 43	1%値超 0 / 46		
要	6	バラチオンメチル	殺虫剤	1971失効	#N/A	0.04	H15年答 申	15					・食安委検討中 ・評価要請(H21.3.24)	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	・販売・使用禁止農薬(使用事故 多発)	
要	7	ヒメキサゾール(ヒドロキ シイソキサゾール)	殺菌剤	-	-	0.1	H15年答 申	50					・評価要請(H25.8.20)	1%値超 0 / 8	1%値超 0 / 8	1%値超 0 / 12	1%値超 0 / 14		
要	8	ピラクロホス	-	-	-	-	-	-						1%値超 0 / 37	1%値超 0 / 35	1%値超 0 / 32	1%値超 0 / 32		
要	9	フルスルファミド	殺菌剤	-	-	-	-	-					・評価要請(H24.8.21)	1%値超 0 / 45	1%値超 0 / 43	1%値超 0 / 36	1%値超 0 / 36		
要	10	プロマシル	除草剤	-	-	0.05	H29.4.1 より新規 設定	0.019		H29.1.31	H28.5.17 答申済み		・食安委答申(H28.5.17) → ADI = 19	1%値超 0 / 64	1%値超 0 / 56	1%値超 0 / 58	1%値超 0 / 56		
要	11	ベントキサゾン	除草剤	-	-	0.6	H22.2.2 変更0.6← 0.2	230		H22.12.21 評価値を0.6に 緩和	H21.10.22 答申済み		・食安委答申(H21.10.22) → ADI = 23	1%値超 0 / 46	1%値超 0 / 45	1%値超 0 / 47	1%値超 0 / 55		
要	12	ホサロン	殺虫剤	-	-	0.005	H27.4.1よ り新規	2		H27.2.5	H26.3.10 答申済み		・食安委答申(H26.3.10) → ADI = 2	1%値超 0 / 40	1%値超 0 / 38	1%値超 0 / 35	1%値超 0 / 35		
要	13	メタアルデヒド	-	-	-	0.06		22		H27.2.5	H19.7.19 H21.2.5 H23.6.23 H25.12.2 H29.2.14 答申済み		・食安委答申 (H19.7.19, H21.2.5, H23.6.23, H25.12.2, H29.2.14) → ADI = 22	1%値超 0 / 2	1%値超 3 / 10	1%値超 2 / 5	1%値超 5 / 9		

※1 ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「-」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 薄黄:浄水の1地点以上で1%超過

表 2-56 最近の水道水質基準等項目の状況について（要検討農薬類、その他の農薬類）(2/7)

群	番号	項目名	用途			目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWG ^{※1} (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成30年3月現在)	検出状況 ^{※2} (R01年水質測定結果)		検出状況 ^{※2} (R02年水質測定結果)		課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等		浄水	原水	浄水	原水		
要	14	メラクロール	除草剤	-	-	0.2	H15年答申	97	0.01		H22.12.21 H15からの 変更なし	H21.7.30 答申済み		1%値超 0 / 44	1%値超 0 / 39	1%値超 0 / 39	1%値超 0 / 36		
他	1	2-クロロプロピオン酸メチル(MCPM)	除草剤	-	-	-	-	-				H24.10.29 答申済み		1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	2	2,4-DB	除草剤	未登録	-	-	-	-	0.09			審議中		1%値超 0 / 1	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 3	1%値超 0 / 3		
他	3	DBEDC	殺虫剤 殺菌剤	-	-	-	-	-						1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	4	MCPB	除草剤 植物成長 調整剤	-	-	0.08	H15年答申	33						1%値超 0 / 4	1%値超 0 / 8	1%値超 0 / 8	1%値超 0 / 13		
他	5	アシベンゾラールSメチル	殺菌剤	2006.12失効	-	0.2	H28.4.1より 0.1→0.2	50		H28.2.17	H27.3.24 答申済み			1%値超 0 / 25	1%値超 0 / 23	1%値超 0 / 25	1%値超 0 / 25		
他	6	アジメスルフロ	除草剤	-	-	0.2	H15年答申	95		H22.12.21 H15からの 変更なし	H21.4.9 答申済み			1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	7	アミトロール	除草剤	-	-	0.003	H24.3.5変 更0.003→ 0.006	1.2		H24.3.5 評価値強化 0.003→0.006	H22.10.7 答申済み			1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	8	アメリ	除草剤	-	-	0.2	H20.12.16 変更0.2→ 0.003	72		H20.12.16 評価値変更 0.2→0.003	H19.9.13 答申済み			1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 28		・厚生科学審議会生活環境水道部会(平成20年12月16日)で審議。基準値は0.2 mg/Lとなる方向
他	9	イナベンフィド	植物成長 調整剤	2007.1失効	-	0.3	H15年答申	130						1%値超 0 / 25	1%値超 0 / 23	1%値超 0 / 25	1%値超 0 / 25		
他	10	イマズスルフロ	殺虫剤 除草剤	-	-	0.2	H15年答申	89						1%値超 0 / 23	1%値超 2 / 32	1%値超 0 / 25	1%値超 0 / 29		
他	11	ウニコナゾールP	植物成長 調整剤	-	-	0.04	H15年答申	16		H20.12.16 H15からの 変更なし	H19.5.31 答申済み			1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 27	1%値超 0 / 27		
他	12	エトキシスルフロ	除草剤	-	-	0.1	H15年答申	56		H25.3.19 評価値を0.1に強 化 H26.1.14 変更なし	H25.10.21 答申済み			1%値超 0 / 30	1%値超 0 / 32	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 31		

※1 ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 薄黄:浄水の1地点以上で1%超過

表 2-57 最近の水道水質基準等項目の状況について（要検討農薬類、その他の農薬類）(3/7)

群	番号	項目名	用途			目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ ^{※1} (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成30年3月現在)	検出状況 ^{※2} (R01年水質測定結果)		検出状況 ^{※2} (R02年水質測定結果)		課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等		浄水	原水	浄水	原水		
他	13	エトベンザニド	除草剤	-	-	0.1	H15年答申	44		H27.2.5	H26.1.20 答申済み		・食安委答申(H26.1.20) → ADI = 44	1%値超 0 / 30	1%値超 0 / 29	1%値超 0 / 30	1%値超 0 / 31		
他	14	エンドタール	除草剤	-	-	-	-	-			H29.3.28 答申済み			1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	15	オキサジアルギル	除草剤	-	-	0.02	H24年度 末部会	8		H25.3.19 評価値を0.02 に設定	H.19.10.11 答申済み		・食安委答申(H.19.10.11) → ADI = 8	1%値超 0 / 27	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 27	1%値超 0 / 28		
他	16	オキサミル	殺虫剤	-	-	0.05	H15年答申	20					評価要請 H25.3.12	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 28		
他	17	オキシロニック酸	殺菌剤	-	-	0.05	H15年答申	21		H25.3.19 評価値を0.05に 強化 H26.1.14 変更なし	H25.11.11 答申済み		・内閣府食品安全委員会(H 23.6.30) ADI=21	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	18	キザロホップエチル	除草剤	-	-	0.02	H15年答申	9		H27.2.5	H21.10.22 H26.4.8 答申済み		・食安委答申(H21.10.22, H26.4.8) → ADI = 9	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 28		
他	19	クロチアニジン	殺菌剤、殺虫殺菌剤	-	-	0.2	H24年度 末部会	97		H27.2.5	H17.1.27 H18.12.7 H20.2.28 H20.2.28 H26.1.20 H26.10.7 答申済み		・食安委答申(H17.1.27, H18.12.7, H20.2.28, H20.2.28, H26.1.20, H26.10.7) → ADI = 97	1%値超 0 / 67	1%値超 0 / 69	1%値超 0 / 72	1%値超 0 / 83		
他	20	クロマフェノジド	殺虫剤	-	-	0.7	H15年答申	270		H20.12.16 H15からの 変更なし H25.3.19 現行評価値を維持	H24.5.24 答申済み		・食安委答申(H19.10.18) ・食安委答申(H24.5.24) → ADI = 270	1%値超 0 / 25	1%値超 0 / 23	1%値超 0 / 25	1%値超 0 / 25		
他	21	クロルタルジメチル(TC TP)	除草剤	2005.9失効	-	-	-	-						1%値超 0 / 25	1%値超 0 / 23	1%値超 0 / 22	1%値超 0 / 20		
他	22	クロルピリホスメチル	殺虫剤	-	-	0.03	H15年答申	10						1%値超 0 / 30	1%値超 0 / 29	1%値超 0 / 29	1%値超 0 / 30		
他	23	シクロスルフアムロン	除草剤	-	-	0.08	H15年答申	30						1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 2	1%値超 0 / 3	1%値超 0 / 5		
他	24	ジクロフェンチオン(ECP)	殺虫剤	-	-	0.006	H15年答申	2.5			H25.3.18 意見書提出		H25.3.18 食品中の残留基準を削除することに 関する意見書提出	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 25	1%値超 0 / 25		
他	25	シクロプロトリン	殺虫剤	-	-	0.008	H15年答申	3.3			H27.2.3 答申済み		・食安委答申(H27.2.3) → ADI = 85 ・評価要請(H22.1.25)	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	26	ジクロメジン	殺菌剤	-	-	0.05	H15年答申	20			H19.10.12 審議中		評価第三部会にて審議中(最近の 議事:H19.10.12部会)	1%値超 0 / 25	1%値超 0 / 23	1%値超 0 / 25	1%値超 0 / 25		

※1 ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「-」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 薄黄:浄水の1地点以上で1%超過

表 2-58 最近の水道水質基準等項目の状況について（要検討農薬類、その他の農薬類）(4/7)

群	番号	項目名	用途			目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWG ^{※1} (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成30年3月現在)	検出状況 ^{※2} (R01年水質測定結果)		検出状況 ^{※2} (R02年水質測定結果)		課題、留意事項	その他注	
						値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等		浄水	原水	浄水	原水			
他	27	ジクロロプロップ	植物成長調整剤	-	-	0.06	H15年答申	22	0.1	H30.2.15	H29.7.4 答申済み		・食安委答申(H29.7.4) → ADI = 36	1%値超 0 / 25	1%値超 0 / 23	1%値超 0 / 25	1%値超 0 / 25			
他	28	ジコホル(ケルセン)	殺虫剤	-	-	0.06	H15年答申	25	設定せず			WHO第4版 第1次追補版 変更 設定せず← 0.006			1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	29	シノスルフロン	除草剤	2006.11失効	-	0.2	H15年答申	77			H24.3.1 意見書提出		・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準を削除することに 関する意見書提出	1%値超 0 / 25	1%値超 0 / 23	1%値超 0 / 23	1%値超 0 / 23			
他	30	ジノテフラン	殺菌剤、殺虫殺菌剤	-	-	0.6	H24年度末部会	220		H27.2.5	H17.6.16 H19.7.26 H22.9.9 H24.10.29 H25.12.2 H29.2.14 答申済み		・食安委答申(H17.6.16, H19.7.26, H22.9.9, H24.10.29, H25.12.2, H29.2.14) → ADI = 220	1%値超 0 / 75	1%値超 1 / 88	1%値超 0 / 74	1%値超 0 / 97			
他	31	ジフェノコナゾール	殺菌剤、殺虫殺菌剤	-	-	0.02	-	-		H28.2.17	H24.10.15 H27.3.3 H29.2.28 答申済み		・食安委答申(H24.10.15, H27.3.3, H29.2.28) → ADI = 9.6	1%値超 0 / 30	1%値超 0 / 33	1%値超 0 / 30	1%値超 0 / 35			
他	32	シフルトリン	殺虫剤	-	-	0.05	H15年答申	20						1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0			
他	33	ジフルベズロン	殺虫剤	-	-	0.05	H28.4.1より 0.03→ 0.05	12	設定せず	H28.2.17	H27.7.28 答申済み	WHO第4版 変更 設定せず← 0.12	・食安委答申(H27.7.28) → ADI = 20	1%値超 0 / 25	1%値超 0 / 23	1%値超 0 / 25	1%値超 0 / 25			
他	34	シプロコナゾール	殺菌剤	-	-	0.02	H15年答申	9.9						1%値超 0 / 30	1%値超 0 / 33	1%値超 0 / 30	1%値超 0 / 34			
他	35	シプロジニル	殺菌剤	-	-	0.07	-	-		H25.3.19 評価値を0.07 に設定	H.24.9.24 答申済み		・食安委答申(H.24.9.24) → ADI = 27	1%値超 0 / 32	1%値超 0 / 31	1%値超 0 / 32	1%値超 0 / 33			
他	36	シペルメトリン	殺虫剤	-	-	0.1	H15年答申	50					評価要請 H29.1.25	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 1	1%値超 0 / 3	1%値超 0 / 5			
他	37	シメコナゾール	殺菌剤、殺虫殺菌剤	-	-	0.02	H24年度末部会	8.5		H29.1.31	H19.8.23 H21.3.12 H24.2.9 H24.11.12 H28.2.23 答申済み		・食安委答申(H19.8.23, H21.3.12, H24.2.9, H24.11.12, H28.2.23) → ADI = 8.5	1%値超 0 / 52	1%値超 0 / 48	1%値超 0 / 48	1%値超 0 / 51			
他	38	ジメチルビンホス	殺虫剤	2006.11失効	-	0.01	H15年答申	4						1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 27	1%値超 0 / 27			
他	39	シラフルオフェン	殺虫剤	-	-	0.3	H15年答申	110		H20.12.16 H15からの 変更なし H24.3.5 H15からの 変更なし H25.3.19 現行評価値を 維持	H20.1.17 答申済み H24.2.9 審議終了、答 申予定	・食安委答申(H20.1.17) → ADI=110(0.3 mg/L) ・食安委 審議(H24.2.9) → AD=110	1%値超 0 / 31	1%値超 0 / 43	1%値超 0 / 32	1%値超 0 / 48				
他	40	シンメチリン	除草剤	2006.6失効	-	0.1	H15年答申	42						1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 27	1%値超 0 / 27			

※1 ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 薄黄: 浄水の1地点以上で1%超過

表 2-59 最近の水道水質基準等項目の状況について（要検討農薬類、その他の農薬類）(5/7)

群	番号	項目名	用途			目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWG ^{※1} (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成30年3月現在)	検出状況 ^{※2} (R01年水質測定結果)		検出状況 ^{※2} (R02年水質測定結果)		課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等		浄水	原水	浄水	原水		
他	41	スピノサド	殺虫剤	-	-	0.06	H15年答申	24		H25.3.19 現行評価値を維持	H22.4.8 答申済み		・食安委答申(H22.4.8, H27.2.17) → ADI = 24 ・評価要請 H29.5.24	1%値超 0 / 4	1%値超 0 / 8	1%値超 0 / 8	1%値超 0 / 12		
他	42	セトキシジム	除草剤	-	-	0.4	H15年答申	140			H26.2.27 審議中		・評価第一部会で審議中(最近の議事: H26.2.27評価第一部会)	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	43	チアクロプリド	殺菌剤、殺虫殺菌剤	-	-	-	-	-						1%値超 0 / 32	1%値超 0 / 32	1%値超 0 / 35	1%値超 0 / 37		
他	44	チアメトキサム	殺菌剤、殺虫殺菌剤	-	-	0.05	H24年度末部会	18		H28.2.17	H20.4.3 H24.3.1 H27.7.28 答申済み		・食安委答申(H20.4.3, H24.3.1, H27.7.28) → ADI = 18	1%値超 0 / 39	1%値超 0 / 34	1%値超 0 / 39	1%値超 0 / 36		
他	45	チオシクラム	殺虫剤	-	-	0.03	H15年答申	12						1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	46	チフルザミド	殺菌剤	-	-	0.04	H15年答申	20		H29.1.31	H24.10.1 H28.1.26 答申済み		・食安委答申(H24.10.1, H28.1.26) → ADI = 14	1%値超 0 / 45	1%値超 0 / 49	1%値超 0 / 48	1%値超 0 / 53		
他	47	テクロフタラム	殺菌剤	-	-	0.1	H15年答申	58						1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	48	テトラコロールビンホス(CVMP)	殺虫剤	-	-	0.01	H15年答申	4			H29.3.28 答申済み			1%値超 0 / 25	1%値超 0 / 23	1%値超 0 / 25	1%値超 0 / 25		
他	49	テトラコナゾール	殺菌剤、殺虫殺菌剤	-	-	0.01	H28.4.1より新規設定	4		H28.2.17	H27.8.18 答申済み		・食安委答申(H27.8.18) → ADI = 4	1%値超 0 / 30	1%値超 0 / 30	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 29		
他	50	テブフェノジド	殺虫剤	-	-	0.04	H20.12.16 変更0.04 ←0.02	16		H20.12.16 評価値変更 0.04←0.02	H19.11.8 答申済み		・食安委答申(H19.11.8) → ADI = 16 (0.04 mg/L)	1%値超 0 / 32	1%値超 0 / 39	1%値超 0 / 33	1%値超 0 / 41	・厚生科学審議会生活環境水道部会(平成20年12月16日)で審議。基準値は0.04 mg/L となる方向	
他	51	トリネキサバクエチル	植物成長調整剤	-	-	0.01	H15年答申	5.9		H19.10.26 H22.12.21 H15から変更なし	H21.10.22 答申済み		・食安委答申(H15.9.18) ・食安委答申(H21.10.22) → ADI = 5.9 (0.01 mg/L)	1%値超 0 / 23	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 27	1%値超 0 / 30		
他	52	トリフルミゾール	殺菌剤	-	-	0.04	H26.4.1より新規設定	15		H29.1.31	H25.11.11 H28.5.17 答申済み		・食安委答申(H25.11.11, H28.5.17) → ADI = 15	1%値超 0 / 30	1%値超 0 / 29	1%値超 0 / 30	1%値超 0 / 31		
他	53	トルフェンピラド	殺虫剤	-	-	0.01	H24年度末部会	5.6		H25.3.19 評価値を0.01に設定	H.16.10.7 H.19.5.31 H.23.2.10 答申済み		・食安委答申(H.17.6.30) ・食安委答申(H.19.5.31) ・食安委答申(H.23.2.10) → ADI = 5.6	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	54	ナプロアニリド	除草剤	2003.11失効	-	0.02	H15年答申	7					・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準を削除することに関する意見書提出	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 28		

※1 ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 薄黄:浄水の1地点以上で1%超過

表 2-60 最近の水道水質基準等項目の状況について（要検討農薬類、その他の農薬類）(6/7)

群	番号	項目名	用途			目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ ^{※1} (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成30年3月現在)	検出状況 ^{※2} (R01年水質測定結果)		検出状況 ^{※2} (R02年水質測定結果)		課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等		浄水	原水	浄水	原水		
他	55	ニテンピラム	殺虫剤	-	-	1.3	H15年答申	530		H29.1.31	H28.5.17 答申済み		・食安委答申(H28.5.17) → ADI = 530	1%値超 0 / 37	1%値超 0 / 32	1%値超 0 / 35	1%値超 0 / 33		
他	56	バクロブトラゾール	植物成長調整剤	-	-	0.05	H22.12.21 変更0.06 ←0.1	20		H29.1.31	H21.4.2 H28.9.6 答申済み		・食安委答申(H21.4.2, H28.9.6) → ADI = 20	1%値超 0 / 30	1%値超 0 / 32	1%値超 0 / 27	1%値超 0 / 31		
他	57	バリダマイシン	殺菌剤、殺虫殺菌剤	-	-	-	-	-						1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 3	1%値超 0 / 4		
他	58	ビスピリバック	除草剤	-	-	0.03	H15年答申	11						1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	59	ビメトジン	殺虫剤	-	-	0.03	H15年答申	13		H24.3.5 H15からの変更なし	H22.9.9 答申済み		・食安委答申(H22.9.9) → ADI=13	1%値超 0 / 34	1%値超 0 / 42	1%値超 0 / 36	1%値超 1 / 43		
他	60	ピラソスルフロンエチル	除草剤	-	-	0.03	H27.4.1より 0.1→0.03	42		H27.2.5	H26.5.20 答申済み		・食安委答申(H26.5.20) → ADI = 10	1%値超 0 / 39	1%値超 1 / 39	1%値超 0 / 40	1%値超 1 / 43		
他	61	ピリミノバックメチル	除草剤	-	-	0.05	H24年度末部会	20		H25.3.19 評価値を0.05に緩和	H22.4.1 答申済み		・食安委答申(H22.4.1) → ADI=20	1%値超 0 / 37	1%値超 0 / 36	1%値超 0 / 40	1%値超 0 / 41		
他	62	ピリモホスメチル	殺虫剤	-	-	0.06	H15年答申	25	設定不相当 ADI0.03 $\text{mg}/\text{kg}/\text{日}$				WHO/GDWQ 第3版第2次 追補版追加	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 28		
他	63	ピレトリン	殺虫剤	-	-	0.1	H15年答申	40					・評価要請(H29.4.19)	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	64	フェノキサニル	-	-	-	0.02		7		H25.3.19 評価値を0.02に設定	H15.9.18 H20.11.27 答申済み		・食安委答申(H15.9.18) → ADI = 6.9 ・食安委答申(H20.11.27) → ADI = 7	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	65	フェンバレレート	殺虫剤	-	-	0.04	H26.4.1より 0.05→ 0.04	17		H26.1.14 強化	H25.11.11 答申済み		・食安委答申(H25.7.29) → ADI = 17	1%値超 0 / 1	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 3	1%値超 0 / 3		
他	66	フラチオカルブ	殺虫剤	2006.1失効	-	0.008	H15年答申	3			H29.3.28 答申済み			1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	67	フラメビル	殺菌剤	-	-	0.02	H15年答申	7		H24.3.5 H15からの変更なし	H23.11.17 答申済み		・食安委答申(H23.11.17) → ADI=7	1%値超 0 / 48	1%値超 3 / 50	1%値超 0 / 56	1%値超 0 / 66		
他	68	フルアジホップ	除草剤	-	-	0.01	H28.4.1より 0.03→ 0.01	10		H28.2.17	H27.7.7 答申済み		・食安委答申(H27.7.7) → ADI = 4.4	1%値超 0 / 30	1%値超 0 / 29	1%値超 0 / 30	1%値超 0 / 31		
他	69	プロパニル(DCPA)	除草剤	-	-	0.04	H15年答申	17						1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 28		

※1 ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 薄黄:浄水の1地点以上で1%超過

表 2-61 最近の水道水質基準等項目の状況について（要検討農薬類、その他の農薬類）(7/7)

群	番号	項目名	用途			目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ ^{※1} (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成30年3月現在)	検出状況 ^{※2} (R01年水質測定結果)		検出状況 ^{※2} (R02年水質測定結果)		課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等		浄水	原水	浄水	原水		
他	70	プロバホス	殺虫剤	2007.2失効	-	0.001	H15年答申	0.4			H24.3.1 意見書提出		・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準を削除することに関する意見書提出	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 27	1%値超 0 / 27		
他	71	プロバルギット(BPPS)	殺虫剤	-	-	0.02	H15年答申	8.3		H25.3.19 現行評価値を維持	H25.11.11 答申済み		・食安委答申(H25.11.11) → ADI = 21	1%値超 0 / 14	1%値超 0 / 15	1%値超 0 / 13	1%値超 0 / 16		
他	72	プロヘキサジオン	植物成長調整剤	-	-	0.5	H15年答申	180						1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	73	プロボキスル(PHC)	殺虫剤	2006.4失効	-	0.2	H15年答申	63						1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 27	1%値超 0 / 27		
他	74	プロメトリン	除草剤	-	-	0.06	H15年答申	22		H28.2.17	H27.9.8 答申済み		・食安委答申(H27.9.8) → ADI = 30	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 28		
他	75	ペルメトリン	殺虫剤	-	-	0.1	H15年答申	48	設定せず			WHO第4版 変更 設定せず← 0.3		1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 1	1%値超 0 / 3	1%値超 0 / 4		
他	76	ベンスルタップ	殺虫剤	-	-	0.09	H15年答申	34						1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	77	ベンダイオカルブ	殺虫剤	-	-	0.009	H15年答申	4		H22.12.21 H15からの変更なし H25.3.19 評価値を強化	H21.8.27 答申済み		・食安委答申(H21.8.27) → ADI = 3.5	1%値超 0 / 25	1%値超 0 / 23	1%値超 0 / 25	1%値超 0 / 25		
他	78	ホキシム	防蟻剤	-	-	0.003	H15年答申	1.2					・食安委検討中 ・評価要請(H21.2.3)	1%値超 0 / 25	1%値超 0 / 23	1%値超 0 / 25	1%値超 0 / 25		
他	79	ボスカリド	殺菌剤	-	-	0.1	H24年度末部会	44		H29.1.31	H16.5.20 H18.10.26 H21.3.19 H24.8.6 H28.9.27 答申済み		・食安委答申 (H16.5.20, H18.10.26, H21.3.19, H24.8.6, H28.9.27) → ADI = 44	1%値超 0 / 30	1%値超 0 / 31	1%値超 0 / 31	1%値超 0 / 34		
他	80	ミルネブ(チアジアジン)	殺菌剤、殺虫殺菌剤	-	-	-	-	-						1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	81	メタミドホス	殺虫剤	未登録	-	0.002	H20.12.16 変更0.002 ←0.01	0.6		H30.2.15	H20.5.1 H28.12.13 答申済み		・食安委答申(H20.5.1) → ADI = 0.6 ・食安委答申(H28.12.13) → ADI = 0.56	1%値超 0 / 18	1%値超 0 / 16	1%値超 0 / 17	1%値超 0 / 17	・厚生科学審議会生活環境水道部会(平成20年12月16日)で審議。基準値は0.002 mg/Lとなる方向	
他	82	メチルイソシアネート	殺虫剤	-	-	0.006	H15年答申	2.5						1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	83	モノクロトホス	殺虫剤	-	-	0.002	H15年答申	0.6						1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	84	リニュロン	除草剤	-	-	0.02	H15年答申	7.7						1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	・【H17】検出レベルは1~10%(湖沼水)	

※1 ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。
 ※2 薄黄:浄水の1地点以上で1%超過

3. 水道水質関連調査及び簡易専用水道の管理に関する調査の集計

3-1. 水道水質の被害状況等調査

3-1-1. 水質汚染事故による水道の被害状況

水質汚染事故による水道の被害状況を表 3-1～表 3-3、図 3-1～図 3-4 に示す。

表 3-1 水質汚染事故による被害を受けた水道事業者等の経年変化

	平成28		平成29		平成30		平成31・令和元		令和02		平均	
上水道	75	(1)	118	(6)	97	(2)	99	(2)	159	(1)	110	(2)
簡易水道	16	(6)	2	(0)	2	(1)	5	(3)	2	(0)	5	(2)
専用水道	18	(2)	22	(4)	7	(0)	10	(0)	14	(3)	14	(2)
水道用水供給	24	(5)	31	(1)	48	(0)	80	(0)	54	(0)	47	(3)
合計	133	(14)	173	(11)	154	(3)	194	(5)	229	(4)	177	(7)

表 3-2 水質汚染事故による被害を受けた水源数（令和2年度）

区分	上水道				簡易水道				専用水道				用水供給				合計				
	表流水	伏流水	地下水	他	表流水	伏流水	地下水	他	表流水	伏流水	地下水	他	表流水	伏流水	地下水	他	表流水	伏流水	地下水	他	計
北海道	1								1		3	1					2		3	1	6
東北	3		1											1			4		1		5
関東	9						1				2		6				15		3		18
中部	6												2				8				8
近畿	7	1	3									1					7	1	3	1	12
中国	2																2				2
四国																					
九州	4										1						4		1		5
沖縄																					
小計	32	1	4				1		1		6	2	9				42	1	11	2	56
合計	37(159)				1(2)				9(14)				9(54)				56(229)				

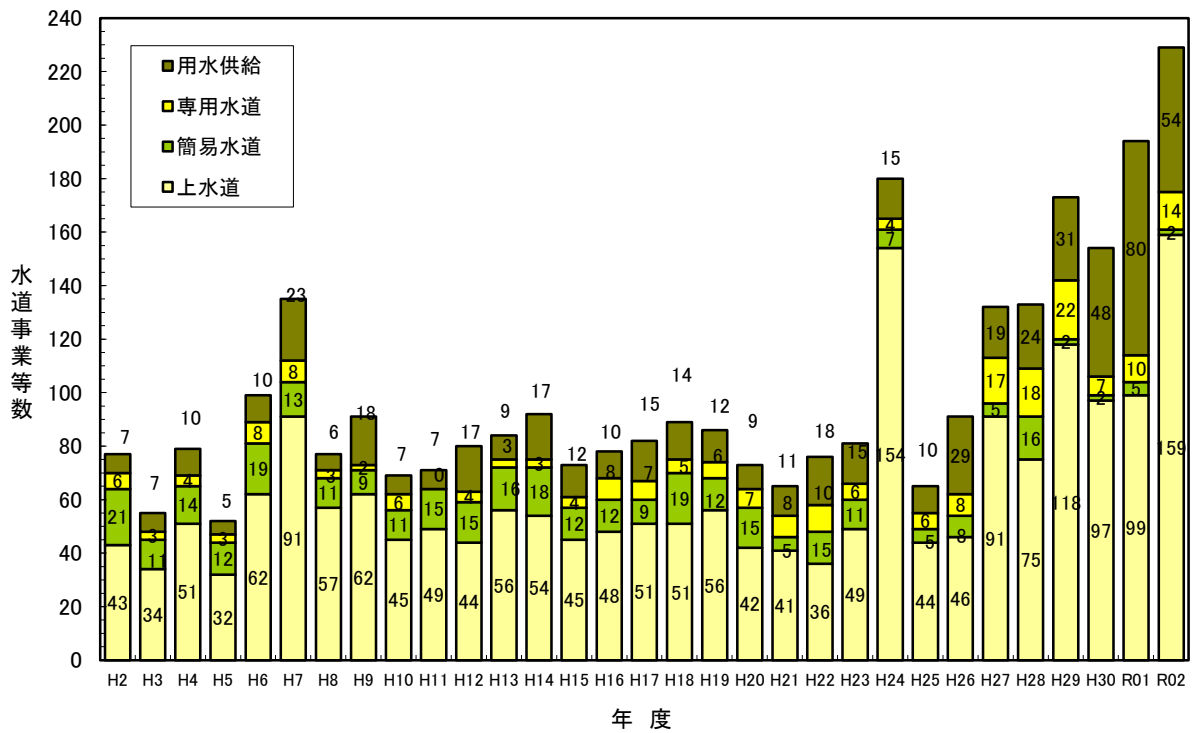


図 3-1 水質汚染事故により被害を受けた水道事業者等の経年変化

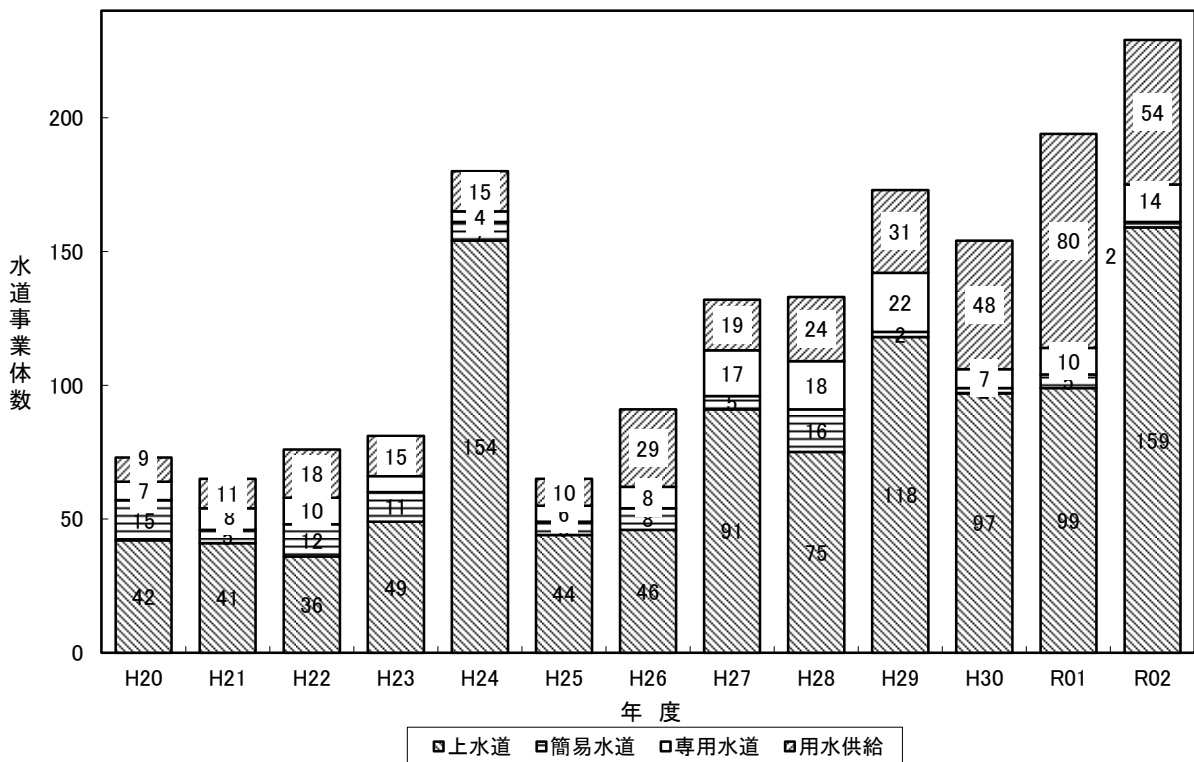


図 3-2 水質汚染事故により被害を受けた水道事業者等の経年変化（近年）

表 3-3 水質汚染項目別水質汚染事故件数の経年変化

汚染原因物質	平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31/令和元年度		令和02年度	
油類	61	45.9%	106	61.3%	107	69.5%	89	66.9%	136	59.4%
有機物	2	1.5%	5	2.9%	5	3.2%	16	12.0%	7	3.1%
濁度	22	16.5%	19	11.0%	9	5.8%	3	2.3%	32	14.0%
臭気	4	3.0%	1	0.6%	4	2.6%	1	0.8%	3	1.3%
pH	1	0.8%	0	0.0%	1	0.6%	1	0.8%	1	0.4%
農薬	5	3.8%	1	0.6%	1	0.6%	1	0.8%	1	0.4%
無機物	1	0.8%	2	1.2%	2	1.3%	3	2.3%	2	0.9%
界面活性剤	1	0.8%	6	3.5%	4	2.6%	0	0.0%	2	0.9%
色度	2	1.5%	0	0.0%	0	0.0%	3	2.3%	2	0.9%
硝酸態窒素	2	1.5%	3	1.7%	1	0.6%	1	0.8%	1	0.4%
アンモニア態窒素	13	9.8%	11	6.4%	5	3.2%	5	3.8%	18	7.9%
塩素イオン	2	1.5%	2	1.2%	2	1.3%	0	0.0%	1	0.4%
その他	17	12.8%	17	9.8%	13	8.4%	10	7.5%	23	10.0%
合計	133		173		154		133		229	

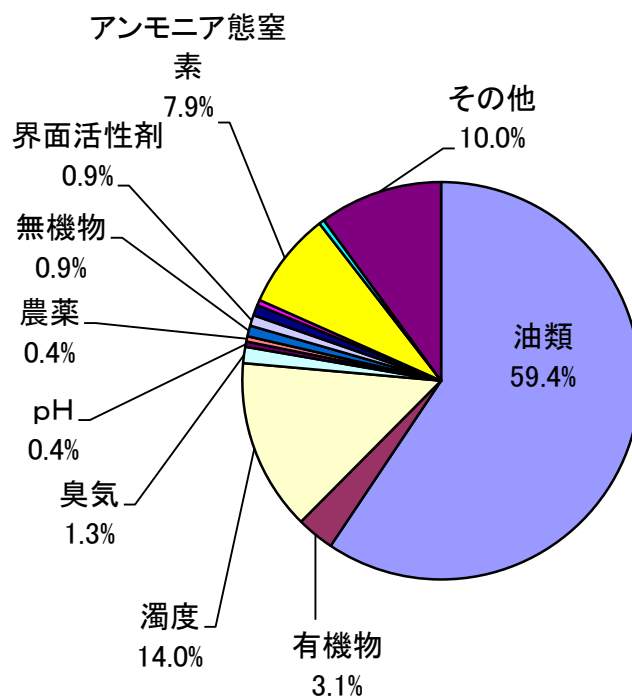


図 3-3 水質汚染事故における水質汚染項目 (令和2年度、全229事故数)

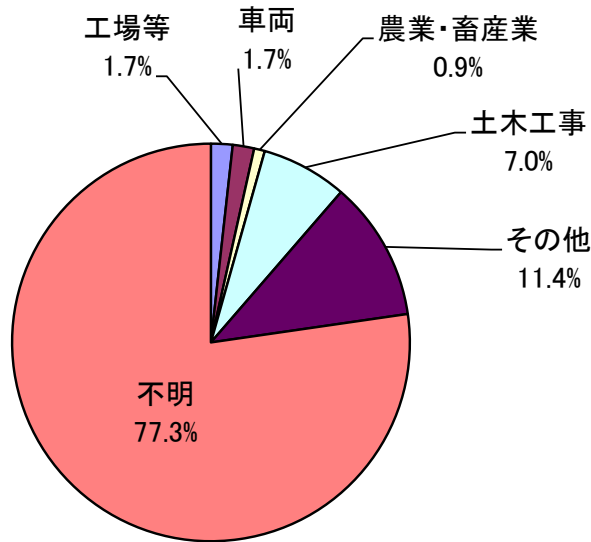


図 3-4 水質汚染事故の汚染原因 (令和2年度、全 229 事故数)

3-1-2. 異臭味等による水道の被害状況

異臭味等による水道の被害状況を表 3-4、図 3-5～図 3-6 に示す。

表 3-4 水道における異臭味の障害の発生状況

地 域	平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31/令和元年度		令和02年度	
	被害事業者数 ^{※1}	被害人口(千人) ^{※2}	被害事業者数 ^{※1}	被害人口(千人) ^{※2}	被害事業者数 ^{※1}	被害人口(千人) ^{※2}	被害事業者数 ^{※1}	被害人口(千人) ^{※2}	被害事業者数 ^{※1}	被害人口(千人) ^{※2}
北海道	5	0	4	0	5	0	8 (1)	300	0	0
東 北	7 (1)	7	5	7	10 (2)	45	8 (2)	12	10 (2)	0
関 東	60 (21)	297	39 (11)	792	53 (20)	185	49 (17)	266	40 (13)	108
中 部	10 (4)	49	6 (3)	118	10 (6)	245	8 (3)	140	10 (6)	312
近 畿	19 (2)	118	30 (4)	381	19 (4)	514	21 (4)	997	24 (7)	803
中 国	17 (2)	341	18 (2)	413	17 (3)	316	15 (1)	456	11 (1)	478
四 国	6	10	3	204	8 (1)	370	4	4	9 (4)	363
九 州	11	36	13	66	7	0	11	69	14	0
計	135 (30)	858	118 (20)	1,981	129 (35)	1,675	124 (28)	2,244	118 (33)	2,064

注) ※1. 被害事業者数には原水のみで異臭味が発生し、浄水では被害が発生していない事業者を含む。また、被害事業者数の()内の数字は、水道用水供給事業者の内数を表したものである。

※2. 被害人口とは、浄水で1日以上、異臭味による被害が発生した浄水場の給水人口である。また、被害人口は、百の位を四捨五入し、千人単位で表示しているため、各ブロックの総計と計の数は必ずしも一致しない。

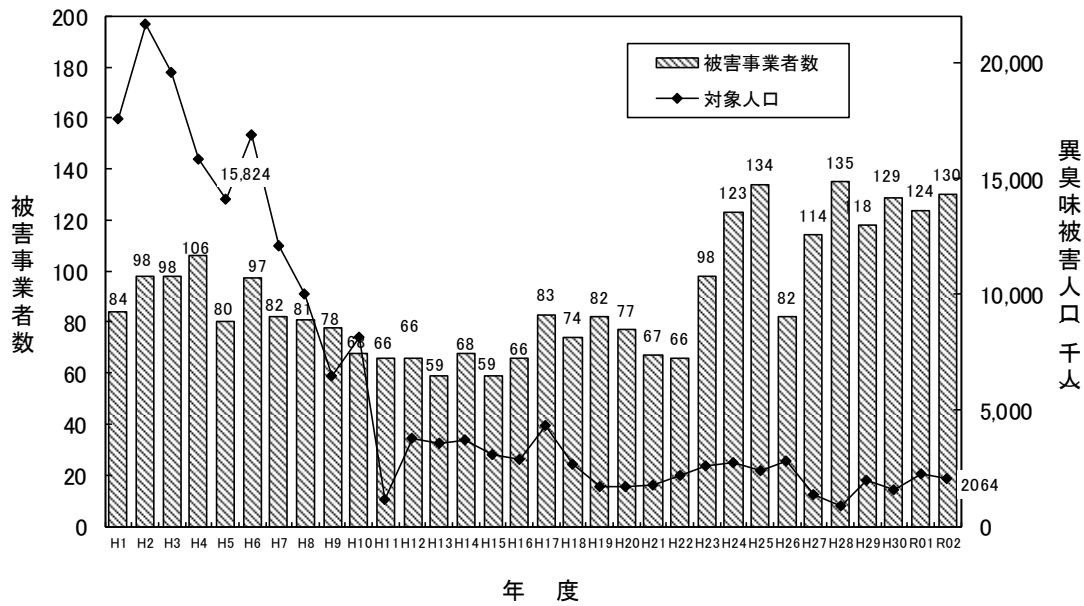


図 3-5 水道における異臭味被害の発生状況経年変化

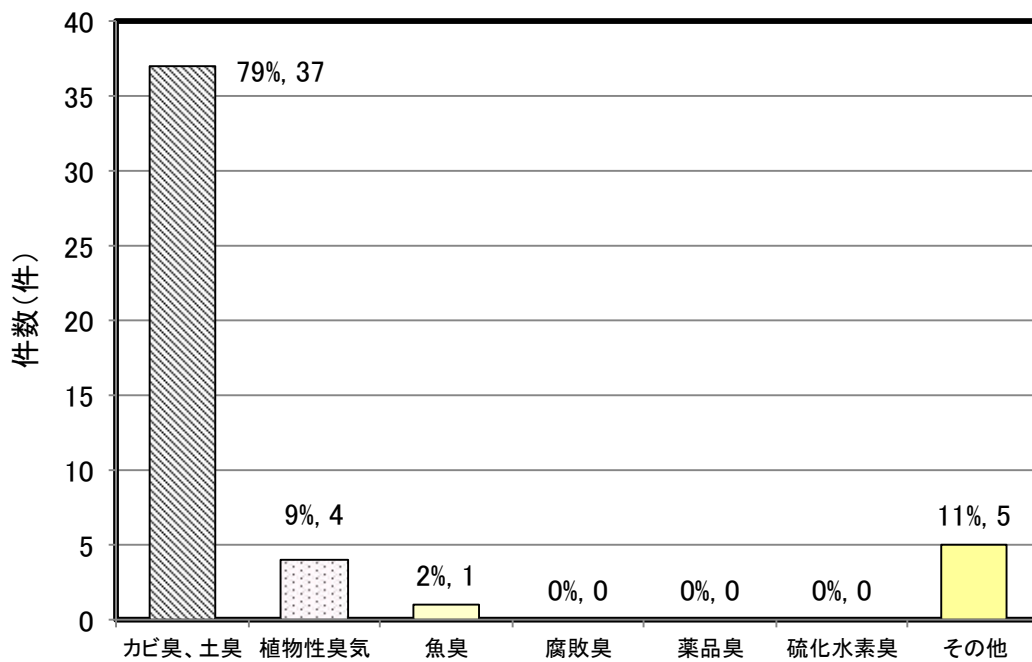


図 3-6 浄水における異臭味被害の種類別内訳 (令和 2 年度、47 件)

注) 被害別に該当する異臭味項目を選択 (複数回答あり)

3-2. クリプトスポリジウム等対策実施状況調査

クリプトスポリジウム等対策実施状況調査結果を表 3-5～表 3-8 に示す。

表 3-5 対策指針に基づく予防対策の実施状況（令和3年3月末現在）

	水道事業		水道用水供給事業	専用水道	合計	(参考) 令和2年3月 末時点
	上水道	簡易水道				
調査対象浄水施設数	9,068	4,104	169	6,905	20,246	20,166
給水人口(人)	121,351,209	2,053,193	—	368,472	123,772,874	123,971,273
レベル4施設数	2,522 (28%)	1,305 (32%)	153 (91%)	305 (4%)	4,285 (21%)	4,256 (21%)
対応済みの浄水施設数	2,377	1,065	153	262	3,857	3,773
対策施設を検討中の浄水施設数	145 [22]	240 [26]	0 [0]	43 [7]	428 [55]	483 [66]
給水人口(人)	168,980 (0.1%)	69,371 (3.4%)	— (—%)	8,670 (2.4%)	247,021 (0.2%)	281,466 (0.2%)
レベル3施設数	2,437 (27%)	918 (22%)	7 (4%)	395 (6%)	3,757 (19%)	3,697 (18%)
対応済みの浄水施設数(ろ過)	1,032	345	5	196	1,578	1,545
対応済みの浄水施設数(紫外線照射)	291	26	0	25	342	331
対策施設を検討中の浄水施設数	1,114 [113]	547 [33]	2 [0]	174 [10]	1,837 [156]	1,821 [168]
給水人口(人)	2,526,004 (2%)	184,990 (9%)	— (—%)	41,571 (11%)	2,752,565 (2%)	2,946,613 (2%)
レベル2施設数	1,527 (17%)	744 (18%)	5 (3%)	1,526 (22%)	3,802 (19%)	3,859 (19%)
レベル1施設数	2,421 (27%)	728 (18%)	3 (2%)	4,100 (59%)	7,252 (36%)	7,137 (35%)
レベル不明施設数	161 (2%)	409 (10%)	1 (1%)	579 (8%)	1,150 (6%)	1,217 (6%)

表 3-6 都道府県別対応状況（施設数）

都道府県	調査対象浄水施設(A)	対応の必要な浄水施設数(B)	B/A(%)	対応済みの浄水施設数(C)	C/B(%)	対策施設設置等検討中の浄水施設数(D)	D/B(%)
北海道	1,035	437	42.2%	347	79.4%	90	20.6%
青森県	239	79	33.1%	58	73.4%	21	26.6%
岩手県	418	231	55.3%	196	84.8%	35	15.2%
宮城県	234	120	51.3%	104	86.7%	16	13.3%
秋田県	372	176	47.3%	110	62.5%	66	37.5%
山形県	222	110	49.5%	80	72.7%	30	27.3%
福島県	505	179	35.4%	111	62.0%	68	38.0%
茨城県	426	76	17.8%	54	71.1%	22	28.9%
栃木県	520	115	22.1%	60	52.2%	55	47.8%
群馬県	543	200	36.8%	111	55.5%	89	44.5%
埼玉県	493	97	19.7%	88	90.7%	9	9.3%
千葉県	973	87	8.9%	69	79.3%	18	20.7%
東京都	302	68	22.5%	60	88.2%	8	11.8%
神奈川県	480	86	17.9%	57	66.3%	29	33.7%
新潟県	592	270	45.6%	141	52.2%	129	47.8%
富山県	364	86	23.6%	54	62.8%	32	37.2%
石川県	278	65	23.4%	44	67.7%	21	32.3%
福井県	235	114	48.5%	61	53.5%	53	46.5%
山梨県	530	185	34.9%	90	48.6%	95	51.4%
長野県	886	409	46.2%	216	52.8%	193	47.2%
岐阜県	669	331	49.5%	239	72.2%	92	27.8%
静岡県	923	251	27.2%	130	51.8%	121	48.2%
愛知県	444	129	29.1%	127	98.4%	2	1.6%
三重県	352	171	48.6%	108	63.2%	63	36.8%
滋賀県	204	112	54.9%	95	84.8%	17	15.2%
京都府	388	225	58.0%	197	87.6%	28	12.4%
大阪府	241	59	24.5%	56	94.9%	3	5.1%
兵庫県	503	353	70.2%	299	84.7%	54	15.3%
奈良県	218	145	66.5%	95	65.5%	50	34.5%
和歌山県	199	135	67.8%	127	94.1%	8	5.9%
鳥取県	354	90	25.4%	27	30.0%	63	70.0%
島根県	316	208	65.8%	186	89.4%	22	10.6%
岡山県	253	184	72.7%	147	79.9%	37	20.1%
広島県	344	203	59.0%	177	87.2%	26	12.8%
山口県	242	140	57.9%	105	75.0%	35	25.0%
徳島県	223	121	54.3%	85	70.2%	36	29.8%
香川県	139	93	66.9%	65	69.9%	28	30.1%
愛媛県	424	253	59.7%	208	82.2%	45	17.8%
高知県	360	229	63.6%	179	78.2%	50	21.8%
福岡県	558	141	25.3%	133	94.3%	8	5.7%
佐賀県	189	75	39.7%	68	90.7%	7	9.3%
長崎県	616	308	50.0%	217	70.5%	91	29.5%
熊本県	694	132	19.0%	82	62.1%	50	37.9%
大分県	495	194	39.2%	112	57.7%	82	42.3%
宮崎県	288	182	63.2%	127	69.8%	55	30.2%
鹿児島県	879	330	37.5%	225	68.2%	105	31.8%
沖縄県	84	58	69.0%	50	86.2%	8	13.8%
合計	20,246	8,042	39.7%	5,777	71.8%	2,265	28.2%

表 3-7 クリプトスポリジウム等対応状況（給水人口）

都道府県	現在給水人口(A)	対応不要又は対応済みの浄水施設人口(B)	B/A(%)	対策施設設置等検討中の浄水人口(C)	C/A(%)
北海道	5,141,858	5,038,684	98.0%	103,174	2.0%
青森県	1,203,514	1,178,801	97.9%	24,713	2.1%
岩手県	1,151,740	1,119,415	97.2%	32,325	2.8%
宮城県	2,263,850	2,249,901	99.4%	13,949	0.6%
秋田県	876,835	836,521	95.4%	40,314	4.6%
山形県	1,064,222	1,052,221	98.9%	12,001	1.1%
福島県	1,734,766	1,711,068	98.6%	23,698	1.4%
茨城県	2,713,608	2,651,111	97.7%	62,497	2.3%
栃木県	1,876,991	1,696,441	90.4%	180,550	9.6%
群馬県	1,954,625	1,837,997	94.0%	116,628	6.0%
埼玉県	7,325,169	7,269,181	99.2%	55,988	0.8%
千葉県	5,995,826	5,990,100	99.9%	5,726	0.1%
東京都	13,984,538	13,972,964	99.9%	11,574	0.1%
神奈川県	9,194,519	9,077,607	98.7%	116,912	1.3%
新潟県	2,195,182	2,141,578	97.6%	53,604	2.4%
富山県	968,160	953,217	98.5%	14,943	1.5%
石川県	1,116,414	1,112,930	99.7%	3,484	0.3%
福井県	749,472	712,615	95.1%	36,857	4.9%
山梨県	810,659	742,983	91.7%	67,676	8.3%
長野県	2,015,631	1,858,432	92.2%	157,199	7.8%
岐阜県	1,890,533	1,816,116	96.1%	74,417	3.9%
静岡県	3,590,152	3,465,253	96.5%	124,899	3.5%
愛知県	7,531,746	7,528,844	100.0%	2,902	0.0%
三重県	1,800,377	1,590,596	88.3%	209,781	11.7%
滋賀県	1,413,822	1,345,648	95.2%	68,174	4.8%
京都府	2,570,932	2,558,698	99.5%	12,234	0.5%
大阪府	8,818,035	8,804,623	99.8%	13,412	0.2%
兵庫県	5,438,666	5,355,767	98.5%	82,899	1.5%
奈良県	1,320,804	1,304,042	98.7%	16,762	1.3%
和歌山県	916,650	895,276	97.7%	21,374	2.3%
鳥取県	547,720	520,022	94.9%	27,698	5.1%
島根県	650,836	643,127	98.8%	7,709	1.2%
岡山県	1,869,226	1,743,817	93.3%	125,409	6.7%
広島県	2,671,105	2,648,620	99.2%	22,485	0.8%
山口県	1,260,777	1,169,740	92.8%	91,037	7.2%
徳島県	701,713	651,271	92.8%	50,442	7.2%
香川県	944,247	917,224	97.1%	27,023	2.9%
愛媛県	1,272,277	1,190,498	93.6%	81,779	6.4%
高知県	652,981	563,331	86.3%	89,650	13.7%
福岡県	4,839,511	4,814,088	99.5%	25,423	0.5%
佐賀県	781,619	780,642	99.9%	977	0.1%
長崎県	1,298,156	1,221,808	94.1%	76,348	5.9%
熊本県	1,538,317	1,293,009	84.1%	245,308	15.9%
大分県	1,039,523	937,392	90.2%	102,131	9.8%
宮崎県	1,043,724	968,860	92.8%	74,864	7.2%
鹿児島県	1,580,994	1,409,841	89.2%	171,153	10.8%
沖縄県	1,450,852	1,431,368	98.7%	19,484	1.3%
合計	123,772,874	120,773,288	97.6%	2,999,586	2.4%

表 3-8 水道におけるクリプトスポリジウム等検出状況と対応の事例（給水停止等の対応を行ったもの）

年度	件数	都道府県 市町村	種別	浄水処理	長期的対応	備考
平成8年度	1	埼玉県 越生町	上水道	急速ろ過処理	膜ろ過施設設置	浄水からクリプトスポリジウムを検出。 住民14,000人のうち8,800人が感染。
平成9年度	2	鳥取県 鳥取市	簡易水道	塩素処理のみ	上水道事業に併合	原水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
		兵庫県 山崎町	簡易水道	塩素処理のみ	膜ろ過施設設置	原水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
平成10年度	2	福井県 永平寺町	簡易水道	急速ろ過処理	浄水処理管理強化	原水及び浄水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
		兵庫県 夢前町	簡易水道	塩素処理のみ	膜ろ過施設設置	原水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
平成11年度	1	山形県 朝日村	上水道	塩素処理のみ	広域用水供給事業から受水	原水からクリプトスポリジウム及びジアルジアを検出。 感染症患者なし。
平成12年度	3	青森県 三戸町	簡易水道	塩素処理のみ	膜ろ過施設設置	浄水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
		沖縄県 名護市	小規模 水道	簡易ろ過及び 塩素処理	上水道事業に併合	浄水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
		岩手県 平泉町	簡易水道	塩素処理のみ	水源変更、急速ろ過施設設置	浄水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
平成13年度	5	愛媛県 今治市	上水道	塩素処理のみ	当該水源は使用中止	浄水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
		岩手県 釜石市	簡易水道	緩速ろ過処理	浄水処理管理強化	原水及び浄水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
		兵庫県 山崎町	簡易水道	塩素処理のみ	膜ろ過施設設置	原水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
		鹿児島県 姶野町	上水道	塩素処理のみ	膜ろ過施設設置予定	原水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
		愛媛県 北条市	上水道	急速ろ過、活 性炭処理	ろ材入替、浄水処理管理強 化を予定	浄水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
平成14年度	1	山形県 朝庄市	簡易水道	塩素処理のみ	応急対策として膜処理装置 設置、長期的には上水道事 業と統合予定	原水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
平成15年度	2	大分県 別府市	上水道	塩素処理のみ	当該水源は使用中止	原水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
		山形県 米沢市	小規模 水道	塩素処理のみ	応急対策として膜ろ過施設 設置、長期的には水源変更	浄水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
平成16年度	1	兵庫県 宝塚市	上水道	急速ろ過処理	安全確認の間の間歇制限、 浄水処理管理強化を実施	原水及び浄水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
平成17年度	0	該当なし				
平成18年度	1	大阪府 能勢町	簡易水道	急速ろ過	濁度計を設置し常時濁度管理 を徹底	原水及び浄水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
平成19年度	2	富山県 富山市	簡易水道	塩素処理のみ	上水道事業に併合	原水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
		富山県 高岡市	簡易水道	急速ろ過 (濁度管理不可)	紫外線処理施設設置予定	原水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
平成20年度	1	山形県 村山市	簡易水道	塩素処理のみ	膜ろ過施設設置	原水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
平成21年度	0	該当なし				
平成22年度	2	富山県 南砺市	専用水道	塩素処理のみ	紫外線処理施設の設置ある いは隣接簡易水道への切り 替え	原水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
		千葉県 成田市	小規模貯 水水道	—	貯水槽を更新	給水栓からクリプトスポリジウム及びジアルジアを検 出。 小規模貯水槽水道の利用者43人のうち28人が 体調不良。4人がジアルジアに感染。
平成23年度	1	長野県 伊那市	簡易水道	急速ろ過		原水及び浄水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
平成24年度	1	群馬県	用水給水	急速ろ過		浄水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
平成25年度	3	北海道 島牧村	飲料水供給施設	塩素消毒のみ	膜ろ過施設設置	原水及び浄水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
		東京都 八王子市	専用水道	塩素消毒のみ	紫外線照射設備の設置	原水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
		岐阜県	専用水道	急速ろ過	濁度管理強化、危機管理マニユア	原水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
平成26年度	4	北海道 島牧村	簡易水道	塩素消毒のみ	膜ろ過施設設置	原水及び浄水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
		岐阜県	専用水道	急速ろ過	濁度管理強化	原水からクリプトスポリジウム及びジアルジアを検出。 感染症患者なし。
		長野県 伊那市	簡易水道	塩素消毒のみ	紫外線照射設備の設置	原水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
		長野県 辰野町	飲料水供給施設	塩素消毒のみ	飲料水供給施設の統合	原水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
平成27年度	0	該当なし				
平成28年度	4	長野県 箕輪町	簡易水道	塩素消毒のみ	深井戸への水源切替	原水からジアルジアを検出 感染症患者なし。
		長野県 辰野町	簡易水道	塩素消毒のみ	膜ろ過施設の設置	原水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
		千葉県 千葉市	専用水道	沈砂、塩素消毒	検討中	原水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
		愛媛県 大洲市	簡易水道	緩速ろ過	高感度濁度計を設置予定	原水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
平成29年度	1	鹿児島県 長島町	簡易水道	塩素消毒のみ	応急対策として別水源から取水、 長期的には紫外線照射設備を検 討	原水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
平成30年度	1	山形県 村山市	上水道	塩素消毒のみ	当面、用水供給事業者からの受 水に切替 既設水源の廃止について検討	原水からジアルジアを検出 感染症患者なし。
令和元年度	0	該当なし				
令和2年度	1	長野県 長野市	上水道	塩素消毒のみ	当面は可搬式膜ろ過設備を設 置、長期的対策は検討中	原水及び浄水からクリプトスポリジウム及びジアルジアを検出。感染 症患者なし。
令和3年度	0	該当なし				
計	38					

※ 原水からクリプトスポリジウム等が検出された場合で「対策指針」に基づく対策が講じられていない施設の事例を含む。

3-3. 貯水槽水道及び飲用井戸に係る衛生管理状況調査

貯水槽水道及び飲用井戸に係る衛生管理状況調査結果を表 3-9～表 3-19、図 3-7～図 3-12 に示す。

表 3-9 簡易専用水道、小規模受水槽水道の検査における不適合内容

		令和2	
施設数		206,461	
検査実施施設数		161,878	
施設 の 外 観 検 査	水槽の周囲の状態	4,515	
	受水槽	受水槽本体の状態	5,241
		受水槽上部の状態	2,507
		受水槽内部の状態	4,332
	マンホール	マンホールの状態	7,832
		オーバーフロー管の状態	2,917
		通気管の状態	3,962
		水抜き管の状態	3,428
	計	30,219	
	高置水槽	高置水槽本体の状態	2,942
		高置水槽上部の状態	668
		高置水槽内部の状態	2,493
		マンホールの状態	4,529
オーバーフロー管の状態		1,524	
通気管の状態		4,737	
水抜き管の状態		502	
計	17,395		
他	給水管等の状態	472	
水質検査	臭気	26	
	味	7	
	色	9	
	色度	85	
	濁度(濁りを含む)	50	
	残留塩素	258	
	計	435	
書類の整備保存の状況		10,383	

		令和2	
施設数		803,115	
検査実施施設数		27,019	
施設 の 外 観 検 査	水槽の周囲の状態	642	
	受水槽	受水槽本体の状態	668
		受水槽上部の状態	310
		受水槽内部の状態	707
	マンホール	マンホールの状態	1,449
		オーバーフロー管の状態	628
		通気管の状態	685
		水抜き管の状態	619
	計	5,066	
	高置水槽	高置水槽本体の状態	336
		高置水槽上部の状態	71
		高置水槽内部の状態	329
		マンホールの状態	764
オーバーフロー管の状態		266	
通気管の状態		638	
水抜き管の状態		77	
計	2,481		
他	給水管等の状態	76	
水質検査	臭気	9	
	味	6	
	色	9	
	色度	14	
	濁度(濁りを含む)	10	
	残留塩素	90	
	計	138	
書類の整備保存の状況		2,286	

注: 上表の検査指摘施設数は、検査期間から上記23項目についての指摘を受けた施設である。

割合は、検査実施施設に対する割合(複数回答)

水槽周辺の状態	4,515
受水槽	30,219
高置水槽	17,395
給水管等の状態	472
水質検査	435
書類の整備・保存の状況	10,383
その他	1,576
延べ不適合数	64,995

水槽周辺の状態	642
受水槽	5,066
高置水槽	2,481
給水管等の状態	76
水質検査	138
書類の整備・保存の状況	2,286
その他	518
延べ不適合数	11,207

表 3-10 簡易専用水道の設置状況及び検査実施状況

	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2
検査対象施設数	207,260	207,687	207,368	207,020	206,461
検査実施施設数	162,543	163,408	162,574	162,249	161,878
受検率	78.4%	78.7%	78.4%	78.4%	78.4%

表 3-11 簡易専用水道の検査における不適合内容

		平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	
検査指摘施設数		37,943	37,180	37,524	37,320	37,130	
検査指摘率		23.3%	22.8%	23.1%	23.0%	22.9%	
施設 の 外 観 検 査	受 水 槽	水槽の周囲の状態	11.3%	11.6%	11.8%	11.9%	12.2%
		受水槽本体の状態	14.4%	14.0%	14.6%	15.1%	14.1%
		受水槽上部の状態	7.8%	6.8%	6.8%	7.1%	6.8%
		受水槽内部の状態	12.5%	12.4%	12.4%	12.1%	11.7%
		マンホールの状態	20.4%	20.8%	21.1%	21.1%	21.1%
		オーバーフロー管の状態	8.1%	7.8%	8.1%	7.9%	7.9%
		通気管の状態	11.3%	10.7%	10.8%	10.6%	10.7%
		水抜き管の状態	9.8%	9.6%	9.5%	9.9%	9.2%
	高 置 水 槽	高置水槽本体の状態	8.0%	7.7%	8.1%	7.7%	7.9%
		高置水槽上部の状態	2.0%	2.0%	1.8%	1.8%	1.8%
		高置水槽内部の状態	7.4%	7.6%	7.8%	6.7%	6.7%
		マンホールの状態	12.6%	12.9%	13.3%	12.4%	12.2%
		オーバーフロー管の状態	4.7%	4.3%	4.5%	4.2%	4.1%
		通気管の状態	13.1%	12.9%	12.3%	13.0%	12.8%
他	水抜き管の状態	2.0%	1.5%	1.5%	1.6%	1.4%	
水 質 検 査	給水管等の状態		1.2%	1.0%	1.2%	1.2%	1.3%
	臭気		0.01%	0.03%	0.05%	0.03%	0.07%
	味		0.00%	0.02%	0.02%	0.01%	0.02%
	色		0.05%	0.01%	0.22%	0.01%	0.02%
	色度		0.12%	0.24%	0.08%	0.05%	0.23%
	濁度(濁りを含む)		0.10%	0.23%	0.69%	0.02%	0.13%
残留塩素		0.9%	0.5%	0.5%	0.4%	0.7%	
書類の整備保存の状況		28.5%	26.9%	29.2%	27.9%	28.0%	

※1：上表の検査指摘施設数は、検査機関から上記23項目についての指摘を受けた施設である。

※2：検査指摘率は、検査実施施設数に対する検査指摘施設数の割合

検査項目別の指摘率は、検査指摘施設数に対する割合（複数回答あり）

表 3-12 簡易専用水道の検査において「特に衛生上問題があった」ために報告された内容

		平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	
報告施設数		1,167	1,261	1,545	1,134	1,121	
報告率		0.7%	0.8%	1.0%	0.7%	0.7%	
施設 の 外 観 検 査	水槽の周囲の状態	9.6%	7.9%	7.1%	6.4%	6.4%	
	受 水 槽	受水槽本体の状態	23.4%	22.0%	15.2%	18.0%	18.4%
		受水槽上部の状態	7.8%	7.2%	4.3%	7.0%	4.5%
		受水槽内部の状態	45.4%	34.0%	33.2%	34.6%	33.1%
	水 槽	マンホールの状態	24.1%	20.6%	16.2%	16.4%	19.5%
		オーバーフロー管の状態	14.6%	5.7%	3.8%	4.3%	4.0%
		通気管の状態	10.3%	10.0%	6.8%	9.0%	6.6%
		水抜き管の状態	5.0%	6.7%	2.5%	4.1%	4.2%
	高 置 水 槽	高置水槽本体の状態	9.8%	11.3%	10.4%	9.8%	8.9%
		高置水槽上部の状態	1.5%	2.6%	1.3%	1.1%	0.6%
		高置水槽内部の状態	18.0%	18.1%	14.7%	17.7%	15.5%
		マンホールの状態	13.1%	13.0%	13.0%	11.1%	11.3%
		オーバーフロー管の状態	3.6%	3.4%	2.1%	4.5%	3.3%
		通気管の状態	9.7%	9.8%	7.8%	9.9%	7.9%
水抜き管の状態		0.9%	1.0%	0.3%	0.5%	0.4%	
他	給水管等の状態	4.1%	2.2%	1.3%	1.3%	1.8%	
水 質 検 査	臭気	0.0%	0.1%	0.3%	0.1%	0.2%	
	味	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.3%	
	色	0.4%	0.2%	0.3%	0.3%	0.2%	
	色度	0.6%	0.8%	0.6%	0.7%	1.0%	
	濁度(濁りを含む)	0.3%	0.2%	0.2%	0.4%	0.4%	
	残留塩素	9.6%	9.0%	6.9%	8.7%	14.2%	
書類の整備保存の状況		15.8%	22.4%	15.7%	14.1%	16.1%	

表 3-13 簡易専用水道の検査において「特に衛生上問題があった」ために報告された内容

		平成28	平成29	平成30	令和元	令和2
報告施設数		1,167	1,261	1,545	1,134	1,121
報告率		0.7%	0.8%	1.0%	0.7%	0.7%
内訳	汚水槽その他排水設備から水槽に汚水若しくは排水が流入し、又はそのおそれがある場合	12.3%	10.8%	9.4%	7.1%	10.9%
	水槽内に動物等の死骸がある場合	4.2%	4.3%	4.6%	3.6%	3.6%
	給水栓における水質の検査において、異常が認められる場合	9.0%	7.9%	13.0%	9.0%	15.6%
	水槽の上部が清潔に保たれず、又はマンホール面が槽上面から衛生上有効に立ち上がっていないため、汚水等が水槽に流入するおそれがある場合	4.5%	6.3%	3.9%	3.5%	3.5%
	マンホール、通気管等が著しく破損し、又は汚水若しくは雨水が水槽に流入するおそれがある場合	36.1%	41.5%	37.8%	44.5%	39.1%
	その他検査者が水の供給について特に衛生上問題があると認める場合	34.0%	29.3%	31.3%	32.2%	27.4%

表 3-14 簡易専用水道における行政立入検査・指導数（令和2年度）

	立入検査件数	改善指導件数		
		口頭指導	文書指導	改善命令
都道府県(以下を除く)	164	67	22	0
保健所設置市を除く市	326	167	117	7
保健所設置市	1,798	646	407	0
特別区	48	28	22	0
合計	2,336	908	568	7

表 3-15 簡易専用水道の設置状況及び検査（令和2年度）

(都道府県(町村のみ))

	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率 (%)
北海道	653	300	45.9
青森県	195	182	93.3
岩手県	231	217	93.9
宮城県	525	409	77.9
秋田県	73	64	87.7
山形県	100	99	99.0
福島県	528	297	56.3
茨城県	375	258	68.8
栃木県	297	195	65.7
群馬県	402	271	67.4
埼玉県	643	518	80.6
千葉県	259	35	13.5
東京都	2,718	2,706	99.6
神奈川県	801	623	77.8
新潟県	180	127	70.6
富山県	35	31	88.6
石川県	126	100	79.4
福井県	46	46	100.0
山梨県	195	44	22.6
長野県	410	365	89.0
岐阜県	210	188	89.5
静岡県	462	361	78.1
愛知県	527	372	70.6
三重県	116	92	79.3
滋賀県	102	68	66.7
京都府	216	206	95.4
大阪府	228	191	83.8
兵庫県	279	254	91.0
奈良県	358	183	51.1
和歌山県	176	171	97.2
鳥取県	72	66	91.7
島根県	51	48	94.1
岡山県	105	101	96.2
広島県	225	206	91.6
山口県	31	29	93.5
徳島県	167	116	69.5
香川県	216	176	81.5
愛媛県	128	90	70.3
高知県	72	70	97.2
福岡県	265	86	32.5
佐賀県	152	145	95.4
長崎県	130	116	89.2
熊本県	159	146	91.8
大分県	39	37	94.9
宮崎県	122	92	75.4
鹿児島県	124	121	97.6
沖縄県	681	547	80.3
合計	14,205	11,165	78.6

本表は全市、特別区を除いた各都道府県の検査実績を示す。

(保健所設置市)

	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率 (%)
札幌市	3,241	2,568	79.2
函館市	229	212	92.6
小樽市	451	353	78.3
旭川市	437	296	67.7
青森市	455	403	88.6
八戸市	233	233	100.0
盛岡市	804	564	70.1
仙台市	3,790	3,226	85.1
秋田市	518	424	81.9
山形市	443	350	79.0
山形市	732	572	78.1
いわき市	474	392	82.7
福島市	637	436	68.4
宇都宮市	1,204	778	64.6
前橋市	584	364	62.3
高崎市	610	386	63.3
さいたま市	2,747	1,910	69.5
川越市	900	601	66.8
越谷市	470	311	66.2
川口市	1,574	1,130	71.8
千葉市	1,597	1,226	76.8
船橋市	1,059	793	74.9
柏市	587	521	88.8
八王子市	704	648	92.0
町田市	446	423	94.8
横浜市	6,249	5,693	91.1
川崎市	2,599	2,361	90.8
相模原市	1,117	704	63.0
横須賀市	474	413	87.1
藤沢市	834	690	82.7
茅ヶ崎市	266	229	86.1
新潟市	1,504	1,400	93.1
富山市	495	427	86.3
金沢市	555	512	92.3
福井市	241	225	93.4
甲府市	497	446	89.7
長野市	504	433	85.9
岐阜市	434	413	95.2
静岡市	1,768	1,359	76.9
浜松市	1,059	950	89.7
名古屋市	5,203	4,509	86.7
豊橋市	587	457	77.9
岡崎市	663	399	60.2
豊田市	618	234	37.9
四日市市	275	2	0.7
大津市	718	538	74.9
京都市	3,646	3,137	86.0
大阪市	7,515	5,985	79.6
堺市	1,246	1,066	85.6
豊中市	735	579	78.8
高槻市	267	256	95.9
枚方市	776	666	85.8
東大阪市	359	317	88.3
八尾市	388	274	70.6
寝屋川市	875	733	83.8
神戸市	2,541	2,075	81.7
姫路市	1,179	1,131	95.9
尼崎市	1,118	669	59.8
西宮市	1,360	1,146	84.3
明石市	710	534	75.2
奈良市	667	584	87.6
和歌山市	688	615	89.4
鳥取市	372	337	90.6
松江市	409	325	79.5
岡山市	1,220	1,084	88.9
倉敷市	518	475	91.7
広島市	2,452	2,032	82.9
呉市	423	364	86.1
福山市	684	458	67.0
下関市	466	385	82.6
高松市	928	874	94.2
松山市	1,309	606	46.3
高知市	711	494	69.5
北九州市	2,293	1,812	79.0
福岡市	4,246	3,990	94.0
大牟田市	134	131	97.8
久留米市	358	201	56.1
長崎市	841	722	85.9
佐世保市	567	328	57.8
熊本市	1,242	394	31.7
大分市	889	843	94.8
宮崎市	524	447	85.3
鹿児島市	1013	876	86.5
那覇市	1328	911	68.6
合計	98,583	79,370	80.5

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率 (%)
北海道	北斗市	34	28	82.4
北海道	江別市	120	103	85.8
北海道	石狩市	55	0	0.0
北海道	千歳市	143	114	79.7
北海道	恵庭市	74	43	58.1
北海道	北岩島市	67	42	62.7
北海道	見沼市	67	67	100.0
北海道	三笠市	9	9	100.0
北海道	美唄市	24	8	33.3
北海道	夕張市	8	7	87.5
北海道	歌志内市	5	3	60.0
北海道	砂川市	22	1	4.5
北海道	滝川市	68	12	17.6
北海道	芦別市	10	10	100.0
北海道	赤平市	12	5	41.7
北海道	深室市	14	14	100.0
北海道	室蘭市	95	93	97.9
北海道	登別市	59	59	100.0
北海道	伊達市	10	10	100.0
北海道	苫小牧市	236	167	70.8
北海道	士別市	16	16	100.0
北海道	名富市	26	0	0.0
北海道	富良野市	32	11	34.4
北海道	稚内市	68	13	19.1
北海道	北見市	65	65	100.0
北海道	網走市	41	40	97.6
北海道	紋別市	24	20	83.3
北海道	帯広市	110	108	98.2
北海道	釧路市	174	166	95.4
北海道	根室市	25	17	68.0
北海道	留萌市	34	34	100.0
青森県	弘前市	215	174	80.9
青森県	黒石市	13	13	100.0
青森県	五所市	27	27	100.0
青森県	森田市	50	47	94.0
青森県	三沢市	38	36	94.7
青森県	森田市	38	38	100.0
青森県	森田市	10	10	100.0
青森県	森田市	12	12	100.0
青森県	森田市	62	38	61.3
岩手県	宮古市	79	79	100.0
岩手県	大船渡市	33	33	100.0
岩手県	久慈市	27	27	100.0
岩手県	遠野市	31	24	77.4
岩手県	陸前高田市	47	47	100.0
岩手県	釜淵市	30	29	96.7
岩手県	二戸市	32	32	100.0
岩手県	八幡平市	134	124	92.5
岩手県	滝沢市	45	35	77.8
岩手県	一関市	173	114	65.9
岩手県	花巻市	117	104	88.9
岩手県	北上市	126	116	92.1
岩手県	多賀城市	153	96	62.7
岩手県	富谷市	82	70	85.4
岩手県	栗原市	96	68	70.8
岩手県	登米市	77	55	71.4
岩手県	岩手市	79	50	63.3
岩手県	大曲市	193	109	56.5
岩手県	大曲市	138	75	54.3
岩手県	白石市	33	28	84.8
岩手県	角田市	38	17	44.7
岩手県	名取市	148	108	73.0
岩手県	塩竈市	84	65	77.4
岩手県	石巻市	227	104	45.8
岩手県	東松島市	39	34	87.2
秋田県	鹿角市	33	25	75.8
秋田県	大館市	84	81	96.4
秋田県	北秋田市	26	25	96.2
秋田県	能代市	62	62	100.0
秋田県	鹿角市	43	29	67.4

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率 (%)
秋田県	潟上市	19	15	78.9
秋田県	利根市	70	67	95.7
秋田県	にかほ市	24	17	70.8
秋田県	大仙市	58	53	91.4
秋田県	仙北市	31	24	77.4
秋田県	横手市	80	68	85.0
秋田県	湯沢市	40	38	95.0
山形県	寒河江市	40	31	77.5
山形県	鶴岡市	118	77	65.3
山形県	酒田市	145	145	100.0
山形県	新庄市	75	34	45.3
山形県	村山市	11	11	100.0
山形県	天童市	91	62	68.1
山形県	東根市	57	15	26.3
山形県	米沢市	119	76	63.9
山形県	上山市	36	35	97.2
山形県	長井市	24	24	100.0
山形県	尾花沢市	2	2	100.0
山形県	南陽市	24	24	100.0
山形県	二本松市	73	4	5.5
福島県	伊達市	44	37	84.1
福島県	本宮市	47	34	72.3
福島県	須賀川市	86	62	72.1
福島県	田村市	18	13	72.2
福島県	白河市	73	69	94.5
福島県	会津若松市	285	200	70.2
福島県	喜多方市	45	28	62.2
福島県	相馬市	48	28	58.3
福島県	南相馬市	124	60	48.4
福島県	水戸市	530	423	79.8
茨城県	日立市	143	117	81.8
茨城県	土浦市	257	171	66.5
茨城県	古河市	144	106	73.6
茨城県	石岡市	63	61	96.8
茨城県	結城市	47	34	72.3
茨城県	龍ヶ崎	70	61	87.1
茨城県	下妻市	44	32	72.7
茨城県	常総市	68	44	64.7
茨城県	常陸太田市	66	39	59.1
茨城県	高萩市	39	36	92.3
茨城県	北茨城市	57	43	75.4
茨城県	笠間市	100	62	62.0
茨城県	取手市	119	103	86.6
茨城県	牛久市	66	57	86.4
茨城県	つくば市	471	292	62.0
茨城県	ひたちなか市	229	172	75.1
茨城県	鹿嶋市	75	54	72.0
茨城県	潮来市	29	29	100.0
茨城県	守谷市	55	54	98.2
茨城県	常陸大宮市	52	48	92.3
茨城県	那珂市	51	43	84.3
茨城県	筑西市	81	55	67.9
茨城県	坂東市	54	38	70.4
茨城県	稲敷市	47	27	57.4
茨城県	かすみがうら市	48	27	56.3
茨城県	桜川市	35	28	80.0
茨城県	神栖市	139	86	61.9
茨城県	行方市	28	27	96.4
茨城県	鉾田市	28	28	100.0
茨城県	つくばみらい市	57	37	64.9
茨城県	小美玉市	43	35	81.4
栃木県	足利市	188	137	72.9
栃木県	木野市	197	131	66.5
栃木県	佐野市	192	100	52.1
栃木県	鹿沼市	96	71	74.0
栃木県	日光市	214	116	54.2
栃木県	小山市	219	130	59.4
栃木県	真岡市	83	58	69.9
栃木県	大田原市	99	67	67.7
栃木県	矢板市	53	29	54.7

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率 (%)
栃木県	那須塩原市	259	132	51.0
栃木県	那須烏山市	58	29	50.0
栃木県	下野川市	25	15	60.0
群馬県	勢崎市	81	56	69.1
群馬県	安中市	108	91	84.3
群馬県	藤岡市	229	159	69.4
群馬県	富岡市	83	66	79.5
群馬県	沼田市	134	47	35.1
群馬県	太田市	0	64	-
群馬県	館林市	51	46	90.2
群馬県	桐生市	340	225	66.2
群馬県	みどり市	91	74	81.3
群馬県	谷川町	76	76	100.0
群馬県	行田市	46	46	100.0
群馬県	秩父市	367	289	78.7
埼玉県	秩父市	84	60	71.4
埼玉県	所沢市	73	61	83.6
埼玉県	加須市	584	449	76.9
埼玉県	本庄市	157	123	78.3
埼玉県	松山町	126	95	75.4
埼玉県	春日部市	129	83	64.3
埼玉県	狭山市	148	99	66.9
埼玉県	羽生市	335	256	76.4
埼玉県	鴻巣市	254	184	72.4
埼玉県	深谷市	81	57	70.4
埼玉県	尾加市	152	130	85.5
埼玉県	草薙市	224	125	55.8
埼玉県	戸田町	337	213	63.2
埼玉県	川島市	402	321	79.9
埼玉県	川島市	240	144	60.0
埼玉県	戸田町	406	341	84.0
埼玉県	朝霞市	279	209	74.9
埼玉県	志木市	384	295	76.8
埼玉県	和光市	164	92	56.1
埼玉県	新座市	238	178	74.8
埼玉県	桶川市	360	211	58.6
埼玉県	久喜市	103	82	79.6
埼玉県	北本市	215	160	74.4
埼玉県	八潮市	106	72	67.9
埼玉県	富士見市	127	82	64.6
埼玉県	三郷市	195	148	75.9
埼玉県	蓮田町	186	158	84.9
埼玉県	坂戸市	61	42	68.9
埼玉県	幸手市	172	147	85.5
埼玉県	鶴ヶ島市	67	56	83.6
埼玉県	日高市	155	120	77.4
埼玉県	吉川市	56	53	94.6
埼玉県	白岡市	95	72	75.8
千葉県	習志野市	247	167	67.6
千葉県	八千代市	63	51	81.0
千葉県	鎌ケ谷市	331	282	85.2
千葉県	鎌倉市	177	153	86.4
千葉県	浦安市	82	65	79.3
千葉県	松戸市	733	540	73.7
千葉県	流山町	284	110	38.7
千葉県	流山町	762	556	73.0
千葉県	我孫子市	264	198	75.0
千葉県	野田町	176	133	75.6
千葉県	野田町	135	123	91.1
千葉県	四街道市	307	203	66.1
千葉県	八街市	82	76	92.7
千葉県	印西市	31	31	100.0
千葉県	白井市	109	82	75.2
千葉県	成田市	46	30	65.2
千葉県	富里市	202	162	80.2
千葉県	香取市	47	38	80.9
千葉県	香取市	74	61	82.4
千葉県	銚子市	50	40	80.0
千葉県	旭市	42	42	100.0

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率 (%)
千葉県	匝瑳市	32	29	90.6
千葉県	東金市	52	52	100.0
千葉県	武白里市	40	40	100.0
千葉県	大網白里市	33	33	100.0
千葉県	茂原市	108	97	89.8
千葉県	勝浦市	31	31	100.0
千葉県	いすみ市	38	34	89.5
千葉県	館山町	87	66	75.9
千葉県	南房総市	57	43	75.4
千葉県	鴨川市	76	66	86.8
千葉県	君津市	99	89	89.9
千葉県	袖ヶ浦市	61	58	95.1
千葉県	富津市	58	53	91.4
千葉県	更津市	145	133	91.7
千葉県	市原市	279	254	91.0
東京都	青梅市	185	184	99.5
東京都	羽村市	98	91	92.9
東京都	福生市	69	64	92.8
東京都	あきる野市	52	51	98.1
東京都	日野市	163	155	95.1
東京都	稲城市	80	75	93.8
東京都	多摩市	171	155	90.6
東京都	立川市	345	331	95.9
東京都	昭島市	161	148	91.9
東京都	国分寺市	132	132	100.0
東京都	国立市	106	101	95.3
東京都	武蔵村山市	37	37	100.0
東京都	東大和市	77	72	93.5
東京都	府中市	381	355	93.2
東京都	調布市	360	310	86.1
東京都	狛江市	59	59	100.0
東京都	武蔵野市	295	277	93.9
東京都	三鷹市	261	241	92.3
東京都	小金井市	145	135	93.1
東京都	小平市	211	201	95.3
東京都	東村山市	191	179	93.7
東京都	清瀬市	91	89	97.8
東京都	西東京市	248	242	97.6
東京都	東久留米市	137	133	97.1
神奈川県	平塚市	497	378	76.1
神奈川県	鎌倉市	249	108	43.4
神奈川県	逗子市	90	75	83.3
神奈川県	小田原市	287	251	87.5
神奈川県	三浦市	73	37	50.7
神奈川県	秦野市	249	174	69.9
神奈川県	伊勢原市	151	122	80.8
神奈川県	厚木市	429	387	90.2
神奈川県	海老名市	240	229	95.4
神奈川県	座間市	252	199	79.0
神奈川県	大和市	445	378	84.9
神奈川県	綾瀬市	123	109	88.6
神奈川県	南足柄市	43	41	95.3
新潟県	潟上町	68	59	86.8
新潟県	新潟市	171	123	71.9
新潟県	阿賀野市	45	23	51.1
新潟県	胎内市	51	23	45.1
新潟県	五泉市	38	35	92.1
新潟県	潟上町	117	84	71.8
新潟県	燕三条市	72	62	86.1
新潟県	加茂市	28	25	89.3
新潟県	長岡市	400	318	79.5
新潟県	見附市	0	0	-
新潟県	見附市	30	27	90.0
新潟県	小千谷市	33	27	81.8
新潟県	魚沼市	38	34	89.5

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率 (%)
新潟	新潟市	64	55	85.9
新潟	新潟市	76	40	52.6
新潟	新潟市	125	99	79.2
新潟	新潟市	190	167	87.9
新潟	新潟市	75	49	65.3
新潟	新潟市	40	33	82.5
新潟	新潟市	76	60	78.9
新潟	新潟市	119	96	80.7
新潟	新潟市	47	35	74.5
新潟	新潟市	51	48	94.1
新潟	新潟市	39	36	92.3
新潟	新潟市	22	19	86.4
新潟	新潟市	29	29	100.0
新潟	新潟市	129	107	82.9
新潟	新潟市	17	17	100.0
新潟	新潟市	32	32	100.0
新潟	新潟市	74	44	59.5
新潟	新潟市	118	87	73.7
新潟	新潟市	23	15	65.2
新潟	新潟市	13	10	76.9
新潟	新潟市	117	66	56.4
新潟	新潟市	14	12	85.7
新潟	新潟市	0	9	-
新潟	新潟市	50	42	84.0
新潟	新潟市	42	31	73.8
新潟	新潟市	52	45	86.5
新潟	新潟市	95	55	57.9
新潟	新潟市	29	24	82.8
新潟	新潟市	9	5	55.6
新潟	新潟市	11	11	100.0
新潟	新潟市	75	34	45.3
新潟	新潟市	53	36	67.9
新潟	新潟市	57	57	100.0
新潟	新潟市	98	44	44.9
新潟	新潟市	15	5	33.3
新潟	新潟市	48	48	100.0
新潟	新潟市	81	57	70.4
新潟	新潟市	123	67	54.5
新潟	新潟市	43	30	69.8
新潟	新潟市	89	51	57.3
新潟	新潟市	32	32	100.0
新潟	新潟市	82	43	52.4
新潟	新潟市	66	0	0.0
新潟	新潟市	41	27	65.9
新潟	新潟市	31	19	61.3
新潟	新潟市	53	36	67.9
新潟	新潟市	98	98	100.0
新潟	新潟市	189	139	73.5
新潟	新潟市	42	26	61.9
新潟	新潟市	58	55	94.8
新潟	新潟市	80	70	87.5
新潟	新潟市	77	45	58.4
新潟	新潟市	51	49	96.1
新潟	新潟市	16	15	93.8
新潟	新潟市	69	44	63.8
新潟	新潟市	326	272	83.4
新潟	新潟市	67	58	86.6
新潟	新潟市	75	44	58.7
新潟	新潟市	19	15	78.9
新潟	新潟市	53	30	56.6
新潟	新潟市	43	41	95.3
新潟	新潟市	30	25	83.3
新潟	新潟市	17	17	100.0
新潟	新潟市	138	131	94.9
新潟	新潟市	104	81	77.9

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率 (%)
岐阜	岐阜市	158	120	75.9
岐阜	岐阜市	83	83	100.0
岐阜	岐阜市	78	69	88.5
岐阜	岐阜市	23	19	82.6
岐阜	岐阜市	51	37	72.5
岐阜	岐阜市	40	33	82.5
岐阜	岐阜市	66	57	86.4
岐阜	岐阜市	53	47	88.7
岐阜	岐阜市	53	38	71.7
岐阜	岐阜市	122	118	96.7
岐阜	岐阜市	95	88	92.6
岐阜	岐阜市	10	10	100.0
岐阜	岐阜市	29	28	96.6
岐阜	岐阜市	30	23	76.7
岐阜	岐阜市	26	21	80.8
岐阜	岐阜市	28	28	100.0
岐阜	岐阜市	41	36	87.8
岐阜	岐阜市	23	19	82.6
岐阜	岐阜市	502	350	69.7
岐阜	岐阜市	255	221	86.7
岐阜	岐阜市	269	184	68.4
岐阜	岐阜市	190	104	54.7
岐阜	岐阜市	150	98	65.3
岐阜	岐阜市	110	77	70.0
岐阜	岐阜市	269	269	100.0
岐阜	岐阜市	212	158	74.5
岐阜	岐阜市	215	164	76.3
岐阜	岐阜市	203	175	86.2
岐阜	岐阜市	195	143	73.3
岐阜	岐阜市	189	128	67.7
岐阜	岐阜市	144	93	64.6
岐阜	岐阜市	63	37	58.7
岐阜	岐阜市	77	62	80.5
岐阜	岐阜市	125	66	52.8
岐阜	岐阜市	67	42	62.7
岐阜	岐阜市	50	47	94.0
岐阜	岐阜市	102	53	52.0
岐阜	岐阜市	90	58	64.4
岐阜	岐阜市	67	53	79.1
岐阜	岐阜市	337	315	93.5
岐阜	岐阜市	219	153	69.9
岐阜	岐阜市	158	153	96.8
岐阜	岐阜市	469	333	71.0
岐阜	岐阜市	187	158	84.5
岐阜	岐阜市	83	68	81.9
岐阜	岐阜市	84	66	78.6
岐阜	岐阜市	365	246	67.4
岐阜	岐阜市	479	370	77.2
岐阜	岐阜市	133	97	72.9
岐阜	岐阜市	120	71	59.2
岐阜	岐阜市	99	82	82.8
岐阜	岐阜市	104	60	57.7
岐阜	岐阜市	99	99	100.0
岐阜	岐阜市	317	243	76.7
岐阜	岐阜市	175	116	66.3
岐阜	岐阜市	52	52	100.0
岐阜	岐阜市	183	155	84.7
岐阜	岐阜市	179	143	79.9
岐阜	岐阜市	86	62	72.1
岐阜	岐阜市	111	91	82.0
岐阜	岐阜市	139	136	97.8
岐阜	岐阜市	63	33	52.4
岐阜	岐阜市	72	46	63.9
岐阜	岐阜市	110	87	79.1
岐阜	岐阜市	166	125	75.3
岐阜	岐阜市	72	64	88.9
岐阜	岐阜市	52	34	65.4
岐阜	岐阜市	81	61	75.3
岐阜	岐阜市	76	70	92.1
岐阜	岐阜市	68	46	67.6

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率(%)
愛知県	みよし市	78	52	66.7
愛知県	あま市	61	44	72.1
愛知県	長久手市	80	63	78.8
三重県	名羽市	259	64	24.7
三重県	鳥羽市	67	31	46.3
三重県	津市	480	265	55.2
三重県	伊賀市	115	57	49.6
三重県	熊野市	3	3	100.0
三重県	熊野市	15	0	0.0
三重県	松阪市	172	139	80.8
三重県	伊勢市	119	0	0.0
三重県	いなべ市	27	0	0.0
三重県	鈴鹿市	228	178	78.1
三重県	尾鷲市	13	13	100.0
三重県	亀山市	0	0	-
三重県	名張市	123	43	35.0
三重県	志摩市	110	57	51.8
三重県	賀茂郡根尾市	207	182	87.9
三重県	賀茂郡長浜市	125	93	74.4
三重県	賀茂郡近江八幡市	123	92	74.8
滋賀県	草津市	504	351	69.6
滋賀県	守山市	128	114	89.1
滋賀県	栗東市	202	104	51.5
滋賀県	甲賀市	128	89	69.5
滋賀県	野洲市	101	80	79.2
滋賀県	湖南市	113	60	53.1
滋賀県	高島市	60	42	70.0
滋賀県	近江市	122	88	72.1
滋賀県	米原市	47	31	66.0
京都府	福知山市	134	94	70.1
京都府	舞鶴市	168	93	55.4
京都府	綾部市	53	42	79.2
京都府	宇治市	417	295	70.7
京都府	宮津市	45	40	88.9
京都府	亀岡市	123	83	67.5
京都府	向日市	83	78	94.0
京都府	向日市	106	76	71.7
京都府	向日市	147	137	93.2
京都府	八幡市	75	58	77.3
京都府	京田辺市	164	146	89.0
京都府	京丹後市	64	42	65.6
京都府	京丹波市	59	34	57.6
京都府	木津川市	81	70	86.4
大阪府	府中	304	198	65.1
大阪府	箕面市	223	170	76.2
大阪府	吹田市	735	599	81.5
大阪府	府中	129	108	83.7
大阪府	茨木市	660	422	63.9
大阪府	守口市	310	152	49.0
大阪府	門真市	295	146	49.5
大阪府	交野市	76	73	96.1
大阪府	四條畷市	79	48	60.8
大阪府	大東市	172	135	78.5
大阪府	柏原市	118	88	74.6
大阪府	藤井寺市	92	80	87.0
大阪府	松原市	149	117	78.5
大阪府	羽曳野市	115	101	87.8
大阪府	富田林市	183	136	74.3
大阪府	河内長野市	159	125	78.6
大阪府	大狭山	130	81	62.3
大阪府	高石市	118	106	89.8
大阪府	泉大津市	165	101	61.2
大阪府	和泉市	331	262	79.2
大阪府	岸和田市	308	252	81.8
大阪府	貝塚市	175	137	78.3
大阪府	泉佐野市	218	146	67.0
大阪府	泉南市	77	67	87.0
大阪府	阪南市	49	41	83.7
大阪府	庫裏市	454	422	93.0
大阪府	宝塚市	458	446	97.4

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率(%)
兵庫県	三田市	260	221	85.0
兵庫県	伊丹市	365	311	85.2
兵庫県	川西市	276	248	89.9
兵庫県	加古川市	332	293	88.3
兵庫県	高砂市	87	77	88.5
兵庫県	西脇市	50	37	74.0
兵庫県	三木市	90	90	100.0
兵庫県	小野市	79	78	98.7
兵庫県	加西市	77	55	71.4
兵庫県	加東市	96	67	69.8
兵庫県	たつの市	92	81	88.0
兵庫県	粟生市	15	15	100.0
兵庫県	相生市	58	54	93.1
兵庫県	赤穂市	76	74	97.4
兵庫県	豊岡市	137	80	58.4
兵庫県	養父市	29	16	55.2
兵庫県	朝来市	17	17	100.0
兵庫県	丹波篠山市	50	45	90.0
兵庫県	丹波市	54	54	100.0
兵庫県	洲本	59	46	78.0
兵庫県	淡路市	75	70	93.3
兵庫県	あわじ市	52	48	92.3
奈良県	大和高田市	111	73	65.8
奈良県	大和郡山	160	126	78.8
奈良県	天理市	234	202	86.3
奈良県	橿原市	192	141	73.4
奈良県	桜井市	77	68	88.3
奈良県	五條市	31	16	51.6
奈良県	御所市	27	24	88.9
奈良県	生駒市	168	164	97.6
奈良県	香芝市	91	60	65.9
奈良県	葛城市	40	31	77.5
奈良県	宇陀市	27	20	74.1
和歌山県	海南市	48	43	89.6
和歌山県	橋本	64	47	73.4
和歌山県	有田市	15	14	93.3
和歌山県	御坊市	33	33	100.0
和歌山県	田辺市	74	0	0.0
和歌山県	新宮市	24	24	100.0
和歌山県	紀の川市	37	4	10.8
和歌山県	岩出市	70	70	100.0
鳥取県	米子市	284	264	93.0
鳥取県	倉吉市	68	66	97.1
鳥取県	根来市	33	27	81.8
鳥取県	根来市	28	23	82.1
鳥取県	出雲市	209	206	98.6
鳥取県	根来市	39	31	79.5
鳥取県	根来市	99	88	88.9
鳥取県	根来市	25	24	96.0
鳥取県	根来市	62	54	87.1
岡山県	津山市	88	86	97.7
岡山県	玉野市	59	57	96.6
岡山県	笠岡市	56	46	82.1
岡山県	井原市	24	23	95.8
岡山県	総社市	47	47	100.0
岡山県	高梁市	33	33	100.0
岡山県	新見市	16	16	100.0
岡山県	備前市	39	38	97.4
岡山県	瀬戸内市	20	20	100.0
岡山県	赤磐市	15	14	93.3
岡山県	真庭市	27	17	63.0
岡山県	美作市	30	26	86.7
岡山県	浅口市	23	22	95.7
広島県	島原市	37	37	100.0
広島県	三原市	191	140	73.3
広島県	尾道市	209	181	86.6
広島県	府中市	43	31	72.1
広島県	三次市	73	65	89.0
広島県	庄原市	64	43	67.2
広島県	大竹市	36	34	94.4

都道府県	市	名	検査対象 施設数	検査実施 施設数	受検率 (%)
広島県	東広島市	市	328	237	72.3
広島県	廿日市	市	205	184	89.8
広島県	安芸高田	市	27	20	74.1
広島県	江田島	市	11	11	100.0
山口県	宇部	市	142	104	73.2
山口県	山口市	市	245	170	69.4
山口県	萩市	市	42	34	81.0
山口県	防府	市	97	67	69.1
山口県	下松	市	49	46	93.9
山口県	岩国	市	117	88	75.2
山口県	光市	市	20	20	100.0
山口県	長門市	市	24	23	95.8
山口県	柳井市	市	25	25	100.0
山口県	美祢市	市	36	16	44.4
山口県	周南市	市	206	149	72.3
山口県	山陽小野田	市	46	33	71.7
徳島県	徳島市	市	705	347	49.2
徳島県	鳴門	市	93	46	49.5
徳島県	小松島	市	45	17	37.8
徳島県	小阿波	市	23	17	73.9
徳島県	吉野川	市	0	19	-
徳島県	阿南	市	83	26	31.3
徳島県	美馬	市	45	19	42.2
徳島県	三好	市	44	23	52.3
香川県	丸亀	市	186	138	74.2
香川県	坂出	市	103	84	81.6
香川県	善通寺	市	47	37	78.7
香川県	観音寺	市	68	66	97.1
香川県	東かがわ	市	70	46	65.7
香川県	三豊	市	47	37	78.7
香川県	今治	市	48	35	72.9
愛媛県	今治	市	205	161	78.5
愛媛県	宇和島	市	110	63	57.3
愛媛県	八幡浜	市	54	43	79.6
愛媛県	新居	市	223	168	75.3
愛媛県	西条	市	71	52	73.2
愛媛県	伊予	市	91	33	36.3
愛媛県	伊予国	市	50	32	64.0
愛媛県	西予	市	123	55	44.7
愛媛県	西予	市	30	20	66.7
愛媛県	東温	市	66	26	39.4
高知県	室戸	市	8	8	100.0
高知県	安芸	市	15	15	100.0
高知県	南国	市	38	38	100.0
高知県	土佐	市	37	25	67.6
高知県	須崎	市	28	27	96.4
高知県	宿毛	市	14	14	100.0
福岡県	直方	市	53	41	77.4
福岡県	飯塚	市	211	162	76.8
福岡県	柳川	市	65	36	55.4
福岡県	嘉麻	市	50	50	100.0
福岡県	朝倉	市	26	23	88.5
福岡県	筑後	市	35	35	100.0
福岡県	大川	市	66	30	45.5
福岡県	大行	市	126	62	49.2
福岡県	豊前	市	23	22	95.7
福岡県	筑紫	市	55	35	63.6
福岡県	筑紫野	市	230	140	60.9
福岡県	大野	市	285	171	60.0
福岡県	太宰府	市	52	34	65.4
福岡県	古賀	市	104	67	64.4
福岡県	糸島	市	130	72	55.4
福岡県	みやま	市	33	27	81.8
福岡県	宗像	市	85	64	75.3
福岡県	福津	市	79	67	84.8
福岡県	田川	市	65	41	63.1
福岡県	うきは	市	1	0	0.0
福岡県	春日	市	310	181	58.4
福岡県	小郡	市	47	39	83.0
福岡県	八女	市	25	18	72.0

都道府県	市	名	検査対象 施設数	検査実施 施設数	受検率 (%)
佐賀県	佐賀市	市	534	364	68.2
佐賀県	唐津	市	166	155	93.4
佐賀県	鳥栖	市	129	104	80.6
佐賀県	多久	市	24	22	91.7
佐賀県	伊万里	市	68	64	94.1
佐賀県	武雄	市	93	82	88.2
佐賀県	鹿島	市	33	32	97.0
佐賀県	小城	市	37	28	75.7
佐賀県	嬉野	市	37	22	59.5
佐賀県	神埼	市	41	34	82.9
長崎県	島原	市	30	24	80.0
長崎県	諫早	市	158	119	75.3
長崎県	大村	市	121	116	95.9
長崎県	平戸	市	40	29	72.5
長崎県	松浦	市	33	33	100.0
長崎県	対馬	市	43	43	100.0
長崎県	壱岐	市	19	12	63.2
長崎県	五島	市	32	32	100.0
長崎県	西海	市	21	21	100.0
長崎県	雲仙	市	30	26	86.7
長崎県	南島原	市	12	12	100.0
熊本県	荒尾	市	35	35	100.0
熊本県	玉名	市	29	29	100.0
熊本県	山鹿	市	15	15	100.0
熊本県	菊池	市	4	4	100.0
熊本県	合志	市	29	28	96.6
熊本県	阿蘇	市	15	14	93.3
熊本県	宇城	市	24	2	8.3
熊本県	八代	市	45	45	100.0
熊本県	水俣	市	20	20	100.0
熊本県	人吉	市	73	0	0.0
熊本県	上天草	市	40	13	32.5
熊本県	上天草	市	12	1	8.3
大分県	別府	市	370	203	54.9
大分県	中津	市	74	64	86.5
大分県	日田	市	53	47	88.7
大分県	佐伯	市	47	45	95.7
大分県	臼杵	市	38	36	94.7
大分県	津久見	市	7	7	100.0
大分県	竹田	市	17	17	100.0
大分県	豊後高田	市	15	15	100.0
大分県	杵築	市	7	7	100.0
大分県	宇佐	市	34	33	97.1
大分県	豊後大野	市	20	19	95.0
大分県	由布	市	39	34	87.2
大分県	国東	市	23	21	91.3
宮崎県	都城	市	94	64	68.1
宮崎県	延岡	市	123	85	69.1
宮崎県	日南	市	65	28	43.1
宮崎県	小林	市	18	15	83.3
宮崎県	日向	市	86	49	57.0
宮崎県	串間	市	8	8	100.0
宮崎県	西都	市	14	9	64.3
宮崎県	えびの	市	10	8	80.0
鹿児島県	鹿屋	市	71	68	95.8
鹿児島県	枕崎	市	11	9	81.8
鹿児島県	阿久根	市	22	22	100.0
鹿児島県	出水	市	43	24	55.8
鹿児島県	指宿	市	38	38	100.0
鹿児島県	西之表	市	21	20	95.2
鹿児島県	垂水	市	12	12	100.0
鹿児島県	薩摩川内	市	118	101	85.6
鹿児島県	日置	市	41	36	87.8
鹿児島県	曾於	市	12	11	91.7
鹿児島県	霧島	市	165	142	86.1
鹿児島県	いちき串木野	市	23	23	100.0
鹿児島県	南さつま	市	39	36	92.3
鹿児島県	志布志	市	23	22	95.7
鹿児島県	奄美	市	72	67	93.1
鹿児島県	南九州	市	11	11	100.0

都道府県	市	名	検査対象 施設数	検査実施 施設数	受検率 (%)
鹿児島県	伊佐市	垣	16	15	93.8
鹿児島県	始良市		45	43	95.6
沖縄県	名護市		136	117	86.0
沖縄県	うるま市		156	141	90.4
沖縄県	豊見城市		110	110	100.0
沖縄県	石垣市		94	92	97.9
沖縄県	浦添市		286	241	84.3
沖縄県	南城市		57	56	98.2
沖縄県	沖繩市		236	177	75.0
沖縄県	宮古島市		107	90	84.1
沖縄県	宜野湾市		202	158	78.2
沖縄県	糸満市		108	95	88.0
合計			77231	58545	75.8

	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率 (%)
千代田区	745	709	95.2
中央区	1,368	879	64.3
港区	1,211	814	67.2
新宿区	1,374	609	44.3
文京区	514	408	79.4
台東区	531	453	85.3
墨田区	503	239	47.5
江東区	1,022	916	89.6
品川区	766	562	73.4
目黒区	356	284	79.8
大田区	793	760	95.8
世田谷区	807	764	94.7
渋谷区	849	718	84.6
中野区	340	242	71.2
杉並区	398	354	88.9
豊島区	616	348	56.5
北区	434	404	93.1
荒川区	270	233	86.3
板橋区	726	709	97.7
練馬区	752	658	87.5
足立区	779	720	92.4
葛飾区	618	471	76.2
江戸川区	670	544	81.2
合計	16,442	12,798	77.8

	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率 (%)
都道府県	14,205	11,165	78.6
保健所設置市	98,583	79,370	80.5
保健所設置市を除く市	77,231	58,545	75.8
特別区	16,442	12,798	77.8
合計	206,461	161,878	78.4
令和元年度	207,020	162,249	78.4

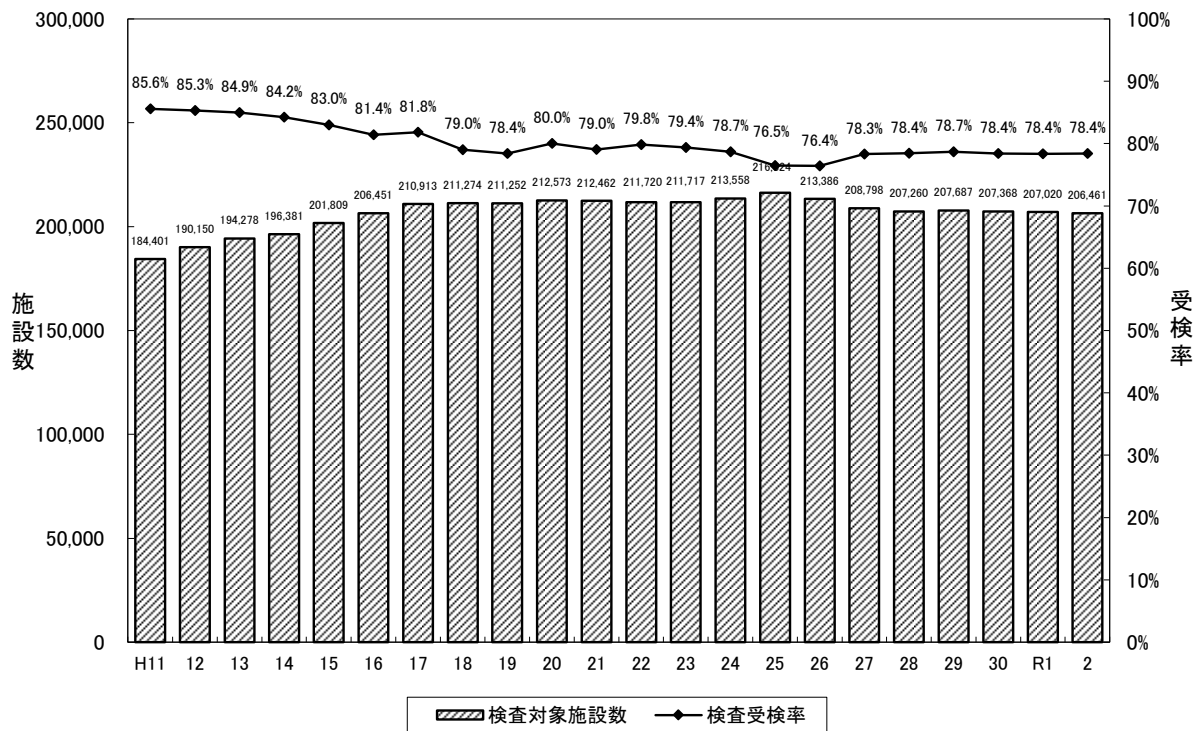


図 3-7 簡易専用水道の検査対象施設数、検査受検率経年変化

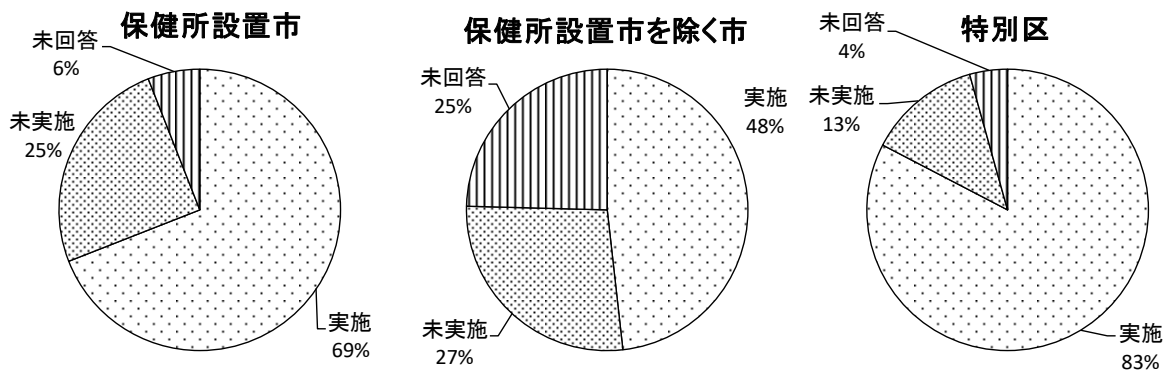
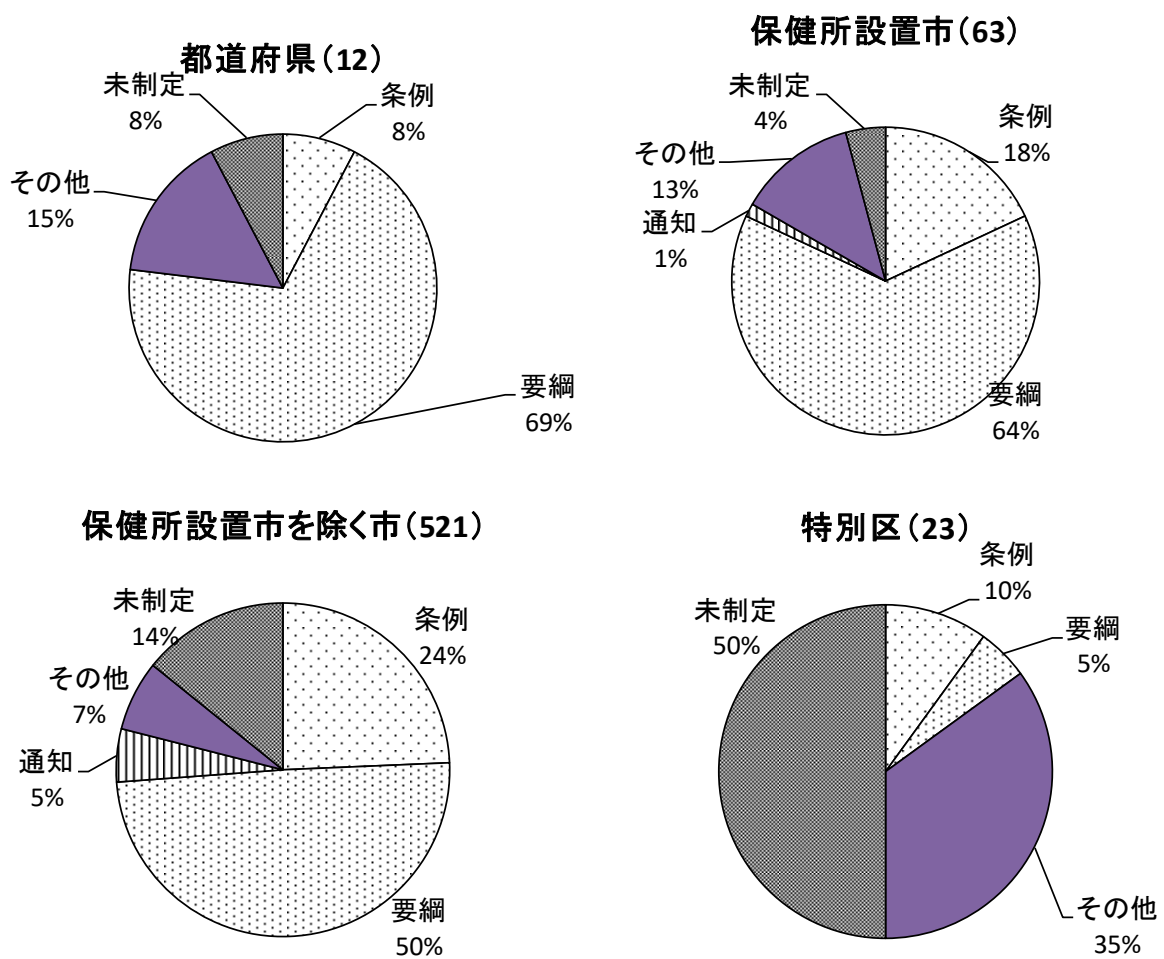


図 3-8 衛生行政担当部局と水道事業者間の簡易専用水道設置情報共有状況



注) 未回答分は除く、()は回答自治体数を示す。

図 3-9 簡易専用水道等の指導監督に関する規定策定状況 (令和2年度)

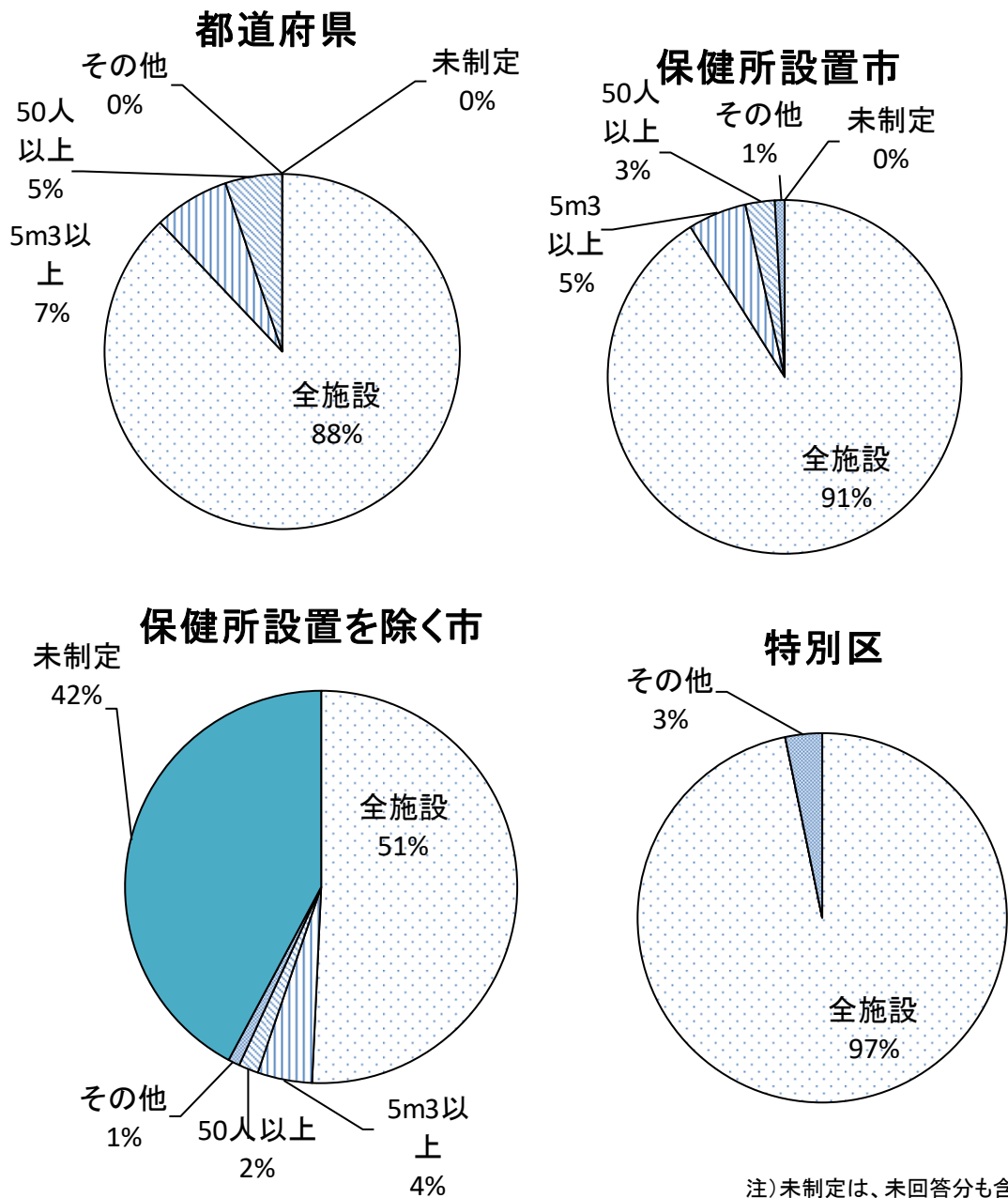


図 3-10 小規模貯水槽に係る条例・要綱等の制定状況

表 3-16 小規模貯水槽水道の設置状況及び検査実施状況

	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2
検査対象施設数	840,170	830,762	820,011	807,200	803,115
検査実施施設数	26,304	27,750	27,822	28,081	27,019
受検率	3.1%	3.3%	3.4%	3.5%	3.4%

表 3-17 小規模貯水槽水道の検査における不適合内容

		平成28	平成29	平成30	令和元	令和2		
検査指摘施設数		6,673	6,735	6,634	6,893	6,434		
検査指摘率		25.4%	24.3%	23.8%	24.5%	23.8%		
施設 の 外 観 検 査	水 槽	水槽の周囲の状態	10.8%	9.7%	9.6%	8.8%	10.0%	
		受	受水槽本体の状態	8.8%	9.2%	8.9%	9.3%	10.4%
			受水槽上部の状態	4.0%	3.8%	4.6%	3.8%	4.8%
		水	受水槽内部の状態	11.0%	16.0%	17.3%	17.6%	11.0%
			マンホールの状態	20.6%	20.7%	23.2%	21.9%	22.5%
			オーバーフロー管の状態	9.6%	10.9%	11.4%	10.9%	9.8%
		槽	通気管の状態	9.3%	9.5%	9.7%	9.3%	10.6%
			水抜き管の状態	8.9%	8.9%	9.7%	10.1%	9.6%
	高 置 水 槽	高置水槽本体の状態	4.8%	4.0%	5.0%	4.6%	5.2%	
		高置水槽上部の状態	1.6%	1.2%	1.4%	1.1%	1.1%	
		高置水槽内部の状態	5.9%	5.4%	5.2%	4.9%	5.1%	
		マンホールの状態	12.0%	10.6%	11.9%	10.7%	11.9%	
		オーバーフロー管の状態	5.6%	4.0%	4.4%	3.9%	4.1%	
		通気管の状態	10.1%	7.8%	8.6%	8.3%	9.9%	
水抜き管の状態		2.5%	1.0%	1.2%	1.0%	1.2%		
他	給水管等の状態	1.3%	0.9%	0.9%	1.1%	1.2%		
水 質 検 査	臭気	0.00%	0.01%	0.12%	0.01%	0.14%		
	味	0.01%	0.01%	0.14%	0.00%	0.09%		
	色	0.03%	0.03%	0.11%	0.07%	0.14%		
	色度	0.5%	0.4%	0.5%	0.1%	0.2%		
	濁度(濁りを含む)	0.4%	0.4%	0.5%	0.1%	0.2%		
	残留塩素	1.7%	1.5%	1.4%	2.2%	1.4%		
書類の整備保存の状況		38.8%	32.6%	36.3%	35.9%	35.5%		

表 3-18 小規模貯水槽水道に係る条例・要綱等制定状況

: 今年度記載なし(昨年の記載を残している)
 : 今年度調査で新規に記載されたもの
 : 記載に変更・相違があった箇所。日付に相違あった場合は新しいものを採用

都道府県	種類	施行日	対象施設	保健所設置市	種類	施行日	対象施設
北海道	要領	H1.5.1	全施設	札幌市	要綱	H7.10.1	全施設
青森県	要領	H26.4.1	5m3超	函館市	要綱	H1.5.1	全施設
岩手県	要領	H15.3.31	全施設	小樽市	要領	H1.1.20	全施設
宮城県	条例	S50.7.1	5m3超	旭川市	要領	H18.4.1	全施設
秋田県	要領	S62.4.1	全施設	青森市	要領	H19.10.1	5m3超
山形県	要領	H3.12.1	全施設	八戸市	要領	H25.4.1	5m3超
	条例		全施設	盛岡市	条例	H15.4.1	全施設
福島県	条例	S54.10.1	5m3超		その他	H15.4.1	全施設
	要領	H1.10.1	全施設	仙台市	要綱	H12.4.1	5m3以下
茨城県	条例	S56.4.1	5m3超		条例	S50.7.1	5m3超
栃木県	要領	H1.6.5	全施設	秋田市	要領	H10.4.1	10m3以下
群馬県	要領	H23.2.25	受水槽10m3以下	山形市	条例	H23.4.1	全施設
埼玉県	-	-	-		要綱	H20.4.1	10m3以下
千葉県	条例	S55.3.29	50人以上	郡山市	条例	H9.4.1	5m3超
	条例	S37.6.1	50人以上	いわき市	条例	H11.4.1	5m3超
東京都	条例	H14.12.25	全施設(専ら一戸の住宅に供給するもの)		条例	S44.10.17	全施設
	条例	H7.7.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するもの)	福島市	条例	H24.12.27	5m3超
神奈川県	要綱	H25.4.1	全施設		要領	H25.4.1	全施設
	要綱	H14.10.18	全施設	宇都宮市	要領	H1.6.5	全施設
新潟県	条例	H15.4.1	全施設		要綱	H20.5.20	全施設
	要領	H21.4.1	全施設	前橋市	要領	H24.10.29	全施設
富山県	その他	H21.4.1	全施設	高崎市	条例	S36.4.1	全施設
石川県	要領	R1.11.1	全施設	さいたま市	条例	H13.5.1	全施設
	要領	S63.4.1	全施設		要領	H21.5.1	全施設
福井県	要領	H18.4.1	全施設	川越市	条例	H15.4.1	全施設
山梨県	要綱	S61.8.29	全施設		その他	H16.3.31	全施設
長野県	-	-	-	越谷市			
岐阜県	要綱		-	千葉市	要領	H12.6.1	全施設
静岡県	要領	S55.4.16	全施設		条例	H4.4.1	50人以上
愛知県	要領	S62.4.1	全施設	船橋市	条例	H15.4.1	50人以上
	要領	H3.4.1	全施設	柏市	条例	H20.4.1	50人以上
	条例	S41.7.5	50人以上	八王子市	条例	H19.4.1	全施設
三重県	要領	H17.4.1	全施設		その他	H19.4.1	全施設
滋賀県	要領	H7.7.26	全施設		その他	H27.7.16	全施設
京都府	要領	H3.6.1	全施設	町田市	条例	H23.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
大阪府	要領	H24.4.1	全施設	横浜市	条例	H3.12.25	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
兵庫県	-	-	-		要綱	H18.12.22	#
奈良県	要領	H19.7.20	全施設	川崎市	条例	H7.10.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
和歌山県	条例		全施設		要綱	S62.12.8	#
	要領	H26.4.1	全施設	相模原市	条例	H12.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
	その他	H15.3.25	全施設		要綱	H19.4.1	全施設
鳥取県	条例	H17.3.31	全施設	横須賀市	条例	H8.3.27	全施設
	条例	H10.12.16	全施設	藤沢市	条例	H18.4.1	全施設
	条例	S45.7.1	全施設	茅ヶ崎市	条例	H25.4.1	全施設
	条例	H9.4.1	全施設	新潟市	要綱	H15.4.1	全施設
島根県	要領	H3.1.1	全施設	富山市	条例	H17.4.1	全施設
岡山県	要領	H5.4.1	全施設	金沢市	要領	H16.4.1	全施設
広島県	要領	H24.4.1	全施設		条例	H15.4.1	全施設
	要領	H5.12.1	有効容量10m3以下	長野市	要綱	H11.4.1	全施設
山口県	条例		全施設	岐阜市	要綱	H6.3.9	全施設
	要綱		全施設	静岡市	要綱	H15.4.1	全施設
	要領	H21.4.1	全施設	浜松市	要領	H15.4.1	全施設
徳島県	要領	S63.4.1	全施設	名古屋市	要綱	S52.1.1	全施設
香川県	要領	S63.7.16	全施設	豊橋市	その他	H14.12.19	10m3未満
愛媛県	要領	S62.7.1	全施設		要領	H24.4.1	全施設
	条例		全施設	豊田市	条例	H15.4.1	全施設
高知県	要領	H9.4.1	全施設		その他	H16.2.12	全施設
	要領	H3.1.1	全施設		条例	S34.4.1	全施設
福岡県	要領	S63.4.1	全施設		要領	S34.4.1	全施設
佐賀県	-	-	-	岡崎市	要領	H18.9.4	全施設
長崎県	-	-	-		要領	H16.4.1	10m3以下
熊本県	-	-	-	四日市市	要領	H16.4.1	10m3以下
大分県	要綱	S60.1.10	全施設	大津市	条例	H14.12.20	全施設
宮崎県	要領	H19.4.1	全施設		要綱	H21.4.1	全施設
鹿児島県	要領	H18.4.1	全施設	京都市	要領	H2.10.29	10m3以下
沖縄県	要領	S60.7.15	有効容量10m3以下	大阪市	要綱	S60.4.1	全施設
	要領	H29.4.1	10m3以下				

保健所設置市	種類	施行日	対象施設
堺市	要綱	H6.4.1	全施設
豊中市	要領	H24.4.1	全施設
東大阪市	要領	H3.6.1	全施設
	条例	S42.2.1	全施設
八尾市	要領	H25.11.1	全施設
高槻市	要領	H15.4.1	全施設
枚方市	要綱	H24.10.1	全施設
神戸市	要綱	H19.4.1	全施設
	要綱	H11.4.1	$0\text{m}^3 < V \leq 10\text{m}^3$
尼崎市	要綱	S60.10.15	全施設
西宮市	要綱	H14.11.22	全施設
姫路市	要綱	H15.4.1	全施設
奈良市	条例	H15.4.1	全施設
和歌山市	条例	H30.4.1	10m ³ 以下
	その他	H30.4.1	10m ³ 以下
鳥取市	要綱	H15.4.1	全施設
岡山市	要領	H15.4.1	全施設
倉敷市	要領	H13.11.29	全施設
広島市	要領	H3.9.1	10m ³ 以下
呉市	要綱	S62.4.1	全施設
福山市	要領	H10.4.1	全施設
下関市	条例	H17.2.13	全施設
高松市	要綱	H11.12.1	全施設
	条例	H14.12.24	$V \leq 10$
	条例	H30.4.1	全施設
	要領	R1.6.6	$V \leq 10$
松山市	要領	S62.7.1	全施設
高知市	要綱	H16.7.1	全施設
	要綱	H10.4.1	$V \leq 10$
福岡市	要領	S64.1.1	全施設
久留米市	要綱	H24.6.1	全施設
	条例	S44.4.1	全施設
	要綱	H15.4.1	全施設
北九州市	要領	H15.4.1	全施設
	要領	H19.4.1	全施設
	条例	S39.1.1	全施設
大牟田市	要領	H11.4.1	全施設
	条例	S35.4.1	全施設
長崎市	要綱	H15.4.1	全施設
佐世保市	要領	S59.7.1	全施設
熊本市	要綱	H5.7.1	10m ³ 以下
大分市	要綱	H15.4.1	全施設
宮崎市	要領	H17.4.1	全施設
	要領	H15.4.1	10m ³ 以下
鹿児島市	条例	S43.11.29	全施設
那覇市	条例	H9.12.26	全施設
	条例	H10.3.31	$V \leq 10\text{m}^3$
	要綱	H15.3.31	$V \leq 10\text{m}^3$

特別区	種類	施行日	対象施設
千代田区	要綱	S59.6.1	全施設
中央区	要綱	S59.7.1	全施設
港区	要綱	H9.4.1	全施設
新宿区	要綱	S59.4.16	全施設
文京区	要綱	S59.3.31	全施設
台東区	要綱	H16.7.1	全施設
	要領	H16.7.1	-
墨田区	要綱	S60.4.1	全施設
江東区	要綱	S60.5.24	全施設
	要領	S60.5.24	全施設
品川区	要綱	H21.4.1	全施設
	要領	H1.4.1	全施設
目黒区	要綱	S59.5.1	全施設
	要綱	H8.7.1	延べ面積500m ² 以上
	要領	S59.5.1	全施設
大田区	要綱	S52.4.1	全施設
世田谷区	要綱	H10.2.1	全施設
渋谷区	要綱	H5.6.1	全施設
	要領	H5.6.1	全施設
中野区	要綱	S61.11.1	全施設
杉並区	要綱	S59.6.1	全施設
	要領	S59.6.8	全施設
豊島区	要綱	S59.4.1	全施設
北区	要綱	S59.7.1	全施設
	要領	H26.3.1	全施設
荒川区	要綱	H26.3.1	全施設
	要領	H26.3.1	全施設
板橋区	要綱	S55.9.30	全施設
練馬区	要綱	S59.6.1	全施設
	その他	S59.6.7	全施設
足立区	要綱	S59.5.1	全施設
	要領	H10.11.4	全施設
葛飾区	要綱	S59.9.1	10m ³ 以下
江戸川区	要綱	S52.5.23	全施設

表 3-19 貯水槽水道衛生管理状況一覧表（令和2年度全国計）

		施設数	検査実施施設数	受検率	検査指摘施設数	検査指摘率	未改善施設数	是正未確認施設数
簡易 専用水道	全体計	206,461	161,878	78.4%	37,130	22.9%	866	13,065
	登録検査機関の検査	206,461	154,367	74.8%	36,650	23.7%	839	12,716
	地方公共団体の検査		7,511	3.6%	480	6.4%	27	349
小規模貯水槽水道	全体計	803,115	27,019	3.4%	6,434	23.8%	378	2,087

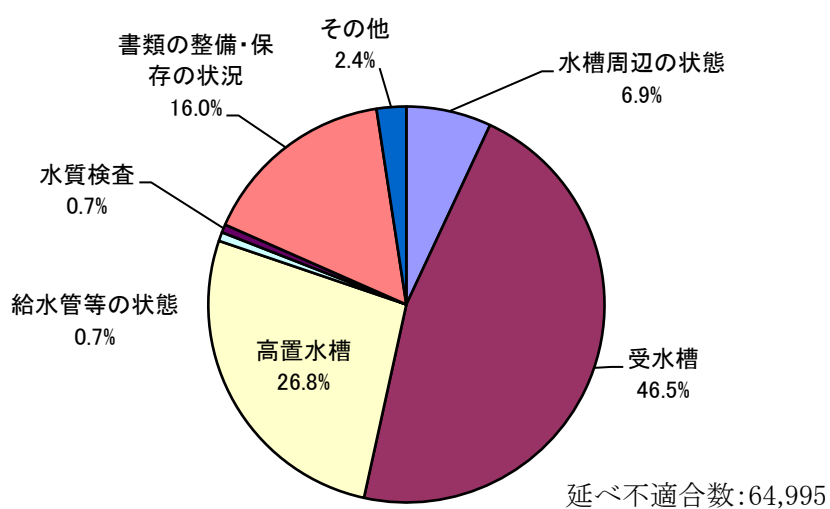


図 3-11 簡易専用水道の不適合項目区別割合（令和2年度）

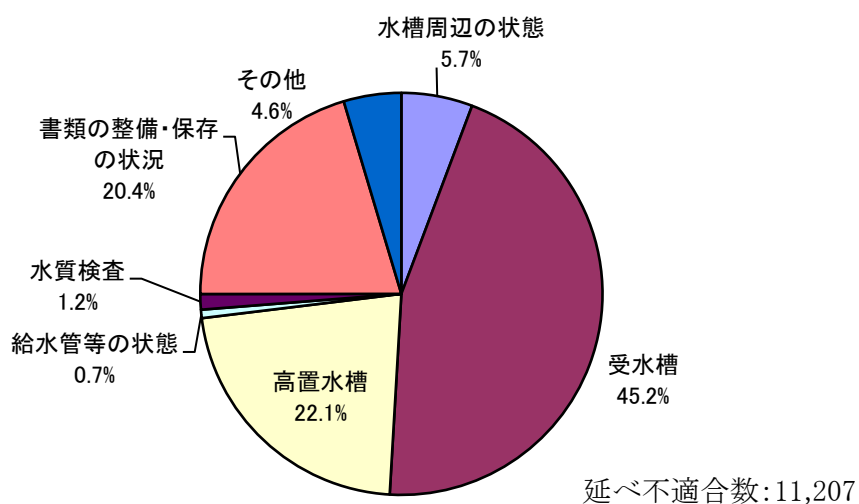


図 3-12 小規模貯水槽水道の不適合項目区別割合（令和2年度）

3-4. 水道水質検査の実施状況等に関する調査

水道水質検査の実施状況等に関する調査結果を表 3-20～表 3-28、図 3-13～図 3-18 に示す。

表 3-20 一般項目に係る水質検査状況（令和 2 年度）

	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2
検査井戸数	32,055	25,368	24,996	30,462	27,952
基準超過井戸数(超過率)	※4	※4	※4	※4	※4
一般細菌	3,964 (12.4%)	2,165 (8.5%)	3,229 (12.9%)	3,450 (11.3%)	2,604 (9.3%)
大腸菌(群)	1,658 (5.2%)	138 (0.5%)	1,284 (5.1%)	1,127 (3.7%)	881 (3.2%)
硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	770 (2.4%)	386 (1.5%)	693 (2.8%)	808 (2.7%)	513 (1.8%)
その他項目	4,226 (13.2%)	2,617 ※8	2,028 (8.1%)	1,932 (6.3%)	1,748 (6.3%)

表 3-21 一般項目の水質基準超過井戸の対応状況（平成 28 年～令和 2 年度）

年度	対 応 状 況									
	専 用 井 戸					併 用 井 戸				
	水道加入	煮沸	消毒	その他	計	飲用中止	煮沸	消毒	その他	計
平成28	12	180	32	330	554	283	79	14	50	426
平成29	35	212	26	163	436	213	60	14	29	316
平成30	43	193	53	109	398	214	69	2	36	321
平成31・令和元	16	184	46	75	321	180	74	9	15	278
令和2	21	166	56	104	347	148	46	10	13	217

※1: 一般項目とは、水質基準に関する省令(平成 15 年厚生労働省令第 101 号)に規定する水道水質基準項目のうち、一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、その他項目(塩化物イオン、有機物等、pH値、味、臭気、色度及び濁度)をいう。

※2: 検査井戸数とは、原則として一般項目のうち一項目以上を検査した井戸の総数であるが、自治体によっては一部延べ数として重複計上されている場合がある。また、検査実施項目は個々の井戸によって異なるため、必ずしも全ての項目を検査していない。

※3: 超過率とは、項目毎の検査井戸数に対する基準超過井戸数の割合。同一年度内に複数回の検査が行われた井戸の場合、一度でも水質基準を超過すれば、超過井戸として計上している。

※4: 調査項目を見直したため、集計は行っていない。各調査項目の左欄に基準超過数、右欄に検査実施井戸数を計上している。

※5: その他項目の数値については各項目の合計値を計上している。

※6: 基準超過井戸に対して都道府県等の対応状況(飲用指導など)が確認された井戸の数を計上している。

※7: 専用井戸とは、汚染の判明時点で当該井戸が飲料水を得る唯一の手段であったものをいい、併用井戸とは、その時点で水道がひかれている等、当該井戸の他に飲料水を得る手段を有しているものをいう。各年度の井戸数は当該年度において調査された数であり、同一の井戸についての結果が複数年度の数に計上されている場合もある。

*8: 検査井戸数に重複があるため、集計を行っていない。

表 3-22 トリクロロエチレン等の水質基準超過状況（令和2年度）

	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2
検査井戸数	4,534	3,937	3,708	3,054	4,062
基準超過井戸数(超過率)	※4	※4	※4	※4	※4
四塩化炭素	3 (0.1%)	1 (0.0%)	1 (0.0%)	4 (0.1%)	3 (0.1%)
1,4-ジ'オキサン	4 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
シス及びトランス-1,2-ジ'クロロエチレン	8 (0.2%)	6 (0.2%)	9 (0.2%)	7 (0.2%)	23 (0.6%)
ジ'クロロメタン	0 (0.0%)	0 (0.0%)	25 (0.7%)	0 (0.0%)	22 (0.5%)
テトラクロロエチレン	43 (0.9%)	60 (1.5%)	48 (1.3%)	28 (0.9%)	22 (0.5%)
トリクロロエチレン	33 (0.7%)	17 (0.4%)	39 (1.1%)	23 (0.8%)	21 (0.5%)
ベンゼン	3 (0.1%)	0 (0.0%)	1 (0.0%)	0 (0.0%)	22 (0.5%)

表 3-23 トリクロロエチレン等の水質基準超過井戸の対応状況（平成28年～令和2年度）

年度	対応状況							
	専用井戸				併用井戸			
	水道加入	煮沸	その他	計	飲用中止	煮沸	その他	計
平成28	2	1	27	30	26	2	0	28
平成29	23	3	12	38	31	3	0	34
平成30	8	3	14	25	22	1	18	41
平成31・令和元	5	2	11	18	36	4	20	60
令和2	1	2	3	6	34	6	2	42

注) ※1: トリクロロエチレン等とは、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)に規定する水道水質基準項目等のうち、四塩化炭素をはじめとする有機溶剤系物質項目である。

※2: 検査井戸数とは、原則としてトリクロロエチレン等のうち一項目以上を検査した井戸の総数であるが、自治体によっては一部延べ数として重複計上されている場合がある。また、検査実施項目は個々の井戸によって異なるため、必ずしも全ての項目を検査していない。

※3: 超過率とは、項目毎の検査井戸数に対する基準超過井戸数の割合。同一年度内に複数回の検査が行われた井戸の場合、一度でも水質基準を超過すれば、超過井戸として計上している。

※4: 調査項目を見直したため、集計は行っていない。各調査項目の左欄に基準超過数、右欄に検査実施井戸数を計上している。

※5: 基準超過井戸に対して都道府県等の対応状況(飲用指導など)が確認された井戸の数を計上している。

※6: 専用井戸とは、汚染の判明した時点で当該井戸が飲料水を得る唯一の手段であったものをいい、併用井戸とは、その時点で水道がひかれている等、当該井戸の他に飲料水を得る手段を有しているものをいう。各年度の井戸数は、当該年度において調査された数であり、同一の井戸についての結果が複数年度の数に計上されている場合もある。

表 3-24 その他項目の水質基準超過状況（平成28年～令和2年度）

	平成28	平成29	平成30	平成31・令和元	令和2
検査井戸数	18,016	12,234	15,229	16,802	16,447
基準超過井戸数(超過率)	※4	※4	※4	※4	※4
ヒ素	202 (1.1%)	109 (0.9%)	106 (0.7%)	123 (0.7%)	83 (0.5%)
フッ素	290 (1.6%)	231 (1.9%)	57 (0.4%)	246 (1.5%)	59 (0.4%)
水銀	12 (0.1%)	7 (0.1%)	7 (0.0%)	3 (0.0%)	9 (0.1%)
六価クロム	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (0.0%)	0 (0.0%)
その他水質基準項目	1,136 (6.3%)	594 ※9	816 (5.4%)	963 (5.7%)	806 (4.9%)

表 3-25 その他項目の水質基準超過井戸の対応状況（平成28年～令和2年度）

年度	対 応 状 況 ^{※5}					
	専 用 井 戸 ^{※6}			併 用 井 戸 ^{※6}		
	水道加入	その他 ^{※7}	計	飲用中止	その他 ^{※7}	計
平成28	2	140	142	79	11	90
平成29	23	425	448	80	595	675
平成30	4	45	49	38	6	44
平成31・令和元	6	30	36	24	7	31
令和2	0	47	47	18	10	28

注)※1:その他項目とは、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)に規定する水道水質基準項目の内、①一般項目、②トリクロロエチレン等で調査した項目以外のヒ素、フッ素等の項目である。

※2:検査井戸数とは、原則としてその他項目のうち一項目以上を検査した井戸の総数であるが、自治体によっては一部延べ数として重複計上されている場合がある。また、検査実施項目は個々の井戸によって異なるため、必ずしも全ての項目を検査していない。

※3:超過率とは、項目毎の検査井戸数に対する基準超過井戸数の割合。同一年度内に複数回の検査が行われた井戸の場合、一度でも水質基準を超過すれば、超過井戸として計上している。

※4:調査項目を見直したため、集計は行っていない。各調査項目の左欄に基準超過数、右欄に検査実施井戸数を計上している。

※5:その他水質基準項目とは、その他項目のうち、ヒ素、フッ素、水銀及び六価クロム以外の項目(鉄、マンガン、硬度等)である。数値については各項目の合計値を計上している。

※6:基準超過井戸に対して都道府県等の対応状況(飲用指導など)が確認された井戸の数を計上している。

※7:専用井戸とは、汚染の判明した時点で当該井戸が飲料水を得る唯一の手段であったものをいい、併用井戸とは、その時点で水道がひかれている等、当該井戸の他に飲料水を得る手段を有しているものをいう。

※8:その他とは、浄水設備設置、水源変更、煮沸、飲用制限等の措置を指す。各年度の井戸数は、当該年度において調査された数であり、同一の井戸についての結果が複数年度の数に計上されている場合もある。

*9:検査井戸数に重複があるため、集計を行っていない。

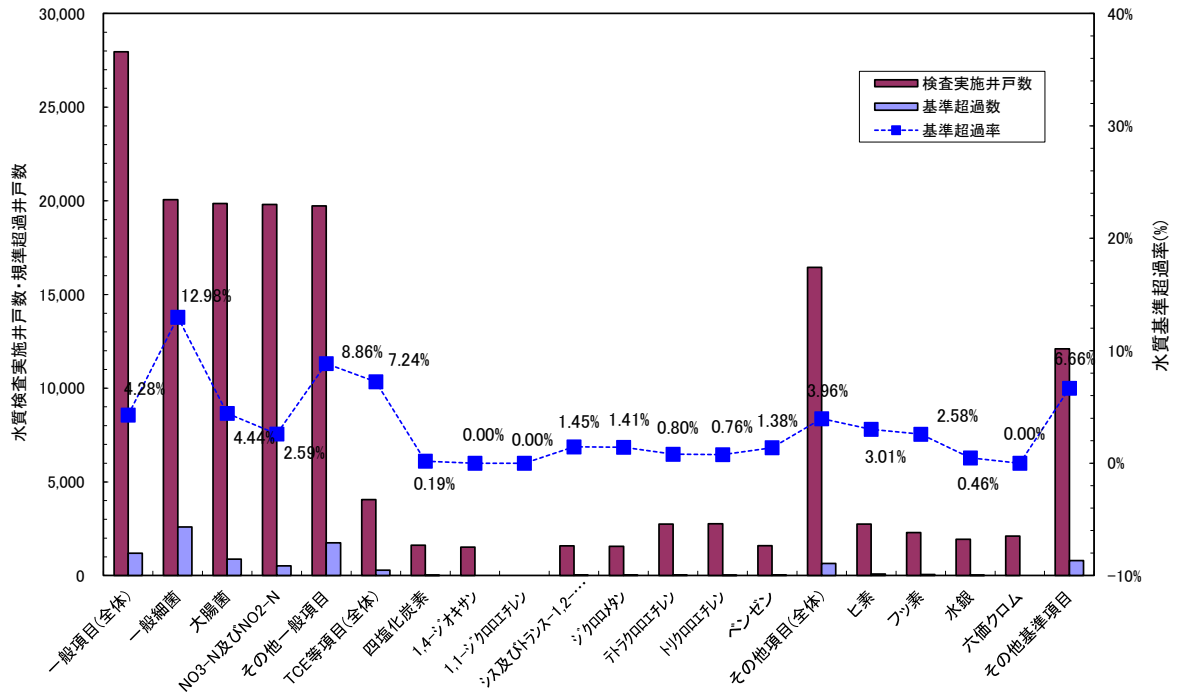


図 3-13 飲用井戸等における項目別水質検査状況（令和2年度）

表 3-26 飲用井戸等に係る要綱等制定状況（都道府県、特別区、保健所設置市）

都道府県	種別	施行日	対象施設	保健所設置状況	種別	施行日	対象施設
北海道	条例	H15.5.1	全施設	札幌市	条例	H17.3.31	全施設等から一戸の住宅に供給するものを除く
青森県	条例	S47.12.23	一戸建て100A以上7.5L以上・併設型100A以上110A以下	青森市	条例	H15.5.1	全施設
	要綱	S62.9.21	全施設	八戸市	要綱	H15.4.1	全施設
	条例	S33.7.10	100A超過	弘前市	条例	H19.4.1	全施設
	要綱	H13.3.31	100A超過	青森市	要綱	H19.10.1	全施設
茨城県	条例	S50.7.1	100人以下30人以上	八戸市	要綱	H25.4.1	全施設
秋田県	条例	S35.7.1	100人以下30人以上	鹿角市	条例	S33.7.10	100人以上
	要綱	S62.4.1	全施設	仙台市	条例	S50.7.1	30人以上
山形県	条例	S44.4.1	50人以上		要綱	H12.4.1	30人未満
	要綱	H13.11.20	30人以下	秋田市	条例	S35.3.30	30人以上
福島県	条例	S54.7.10	50人未満	南相馬市	条例	H19.4.1	30人未満
	要綱	H13.10.1	全施設	郡山市	条例	H9.4.1	50人未満
茨城県	条例	S56.4.1	50人以上及び賃貸住宅	いわき市	条例	H14.4.1	50人未満
栃木県	条例	S38.10.8	50人以上の施設、学校	宇都宮市	条例	S38.10.8	50人以上
	要綱	H16.4.16	50人未満	前橋市	条例	H24.4.1	30人以上
群馬県	条例	H23.4.1	50人以上又は10階層以上	高崎市	条例	H25.4.1	30人以上
埼玉県	条例	S32.4.1	50人以上又は10階層以上	久野町	条例	S32.4.1	50人以上又は10階層以上
千葉県	条例	S37.6.1	50人以上	川越市	条例	S32.4.1	50人以上又は10階層以上
東京都	条例	H13.4.1	全施設等から一戸の住宅に供給するものを除く	練谷町	条例	H14.4.1	50人以上
	要綱	S62.10.1	全施設	鶴岡市	条例	H20.4.1	50人以上
神奈川県	条例	H7.7.1	全施設等から一戸の住宅に供給するものを除く	八王子市	条例	H19.4.1	全施設
	要綱	H19.10.23	全施設	要綱	H19.4.1	全施設	
新潟県	条例	S33.3.31	30人以上	町田市	条例	H25.4.1	全施設等から一戸の住宅に供給するものを除く
富山県	条例	H14.4.22	全施設		要綱	H23.4.1	全施設
石川県	条例	S63.4.1	全施設	横濱市	条例	H12.25	全施設等から一戸の住宅に供給するものを除く
福井県	条例	S63.4.1	全施設	川崎市	条例	H17.10.1	全施設
山梨県	条例	H16.11.1	全施設	相模原市	条例	S62.12.8	専ら一戸の住宅
	要綱	H14.12.4	全施設		要綱	H17.4.1	全施設
長野県	条例	S41.12.21	全施設等（併設型を除く）	横須賀市	条例	H25.4.1	全施設
岐阜県	条例	S55.4.16	全施設	横浜市中区	条例	H18.10.1	全施設
静岡県	条例	S41.7.26	50人以上	横浜市中区	条例	H18.4.1	全施設
愛知県	条例	H17.4.1	全施設	藤沢市	条例	H15.4.1	全施設
京都府	条例	S24.3.22	養用井戸長（10階層以上）	名古屋市中区	条例	S52.1.1	定水タンクを有する建築物
	要綱	H25.7.1	全施設	津市	条例	H12.4.1	排水タンク以外の水を利用する食品営業施設
大阪府	条例	S33.10.13	50人以上又は11日最大給水量7.5m ³ 以上のもの	新富町	条例	H12.3.28	水道水以外の水を利用する食品営業施設
	要綱	S60.7.1	50人未満かつ1日最大給水量7.5m ³ 未満のもの	富山県	要綱	H26.8.22	飲用水の衛生に係る法令の適用外
兵庫県	条例	S39.4.1	50人以上等	金沢市	要綱	H16.4.1	全施設
	要綱	H25.4.1	全施設	長野県	要綱	H18.4.1	全施設
奈良県	条例	H19.7.24	全施設	岐阜市	要綱	H16.4.1	全施設
和歌山県	条例	H11.4.1	全施設	静岡市	要綱	H15.4.1	全施設
鳥取県	条例	H12.12.1	全施設	徳島市	要綱	H15.4.1	全施設
山口県	条例	H21.4.1	全施設	名古屋市中区	要綱	S52.1.1	定水タンクを有する建築物
徳島県	条例	S63.4.1	全施設	高松市	要綱	H12.4.1	排水タンク以外の水を利用する食品営業施設
香川県	条例	S63.7.19	全施設	岡崎市	条例	S41.10.1	50人以上
愛媛県	条例	S63.7.1	50人以上	大津市	要綱	H21.4.1	全施設
高知県	条例	S35.11.1	50人以上	京都市	条例	S38.10.13	50人以上
福岡県	条例	H26.9.1	飲用井戸等	堺市	条例	S33.10.13	50人以上
大分県	条例	S33.11.1	居住者50人以上100人以下	堺市中区	条例	S33.10.13	50人以上
	要綱	H16.4.1	全施設	堺市中区	要綱	H24.4.1	全施設
佐賀県	条例	H17.4.1	全施設	高松市	条例	S33.10.13	50人以上
熊本県	条例	H27.4.1	全施設	萩市	要綱	H15.4.1	全施設
鹿児島県	条例	H27.4.1	全施設	枚方市	条例	S33.10.13	50人以上
	要綱	H27.4.1	全施設		要綱	H26.4.1	全施設
沖縄県	条例	H17.4.1	全施設	東大阪市	条例	S33.10.13	50人以上
	要綱	H17.4.1	全施設		要綱	S63.4.1	全施設
特別区	種別	施行日	対象施設	神戸市	条例	S39.4.1	50人以上
東京都	条例	S63.11.18	飲用水を供給する井戸等	姫路市	条例	S39.4.1	50人以上
千葉県	条例	S63.8.1	飲用水を供給する井戸等	その他	H17.4.1	全施設	
東京都	条例	H17.4.1	全施設	尾崎市	条例	S39.4.1	50人以上
	要綱	H17.4.1	全施設		要綱	H20.2.1	全施設
	要綱	H17.4.1	全施設	西宮市	条例	S39.4.1	50人以上
	要綱	H17.4.1	全施設		要綱	H25.4.1	50人未満
	要綱	H17.4.1	全施設	奈良市			
	要綱	H17.4.1	全施設	和歌山県	要綱	H6.4.1	全施設
	要綱	H17.4.1	全施設	岐阜市	要綱	S62.4.1	50人以上又は110階層以上
	要綱	H17.4.1	全施設	山形市			
	要綱	H17.4.1	全施設	下関市			
	要綱	H17.4.1	全施設	高松市	要綱	H11.12.1	全施設
	要綱	H17.4.1	全施設	松山市	条例	S38.7.10	50人以上
	要綱	H17.4.1	全施設		要綱	S62.7.1	全施設
	要綱	H17.4.1	全施設	高松市	要綱	H10.4.1	全施設
	要綱	H17.4.1	全施設	北九州府	要綱	S64.1.1	全施設
	要綱	H17.4.1	全施設	大牟田市	要綱	H11.4.1	全施設
	要綱	H17.4.1	全施設	久留米市	要綱	H15.4.1	全施設
	要綱	H17.4.1	全施設	長崎市	要綱	H15.7.1	全施設
	要綱	H17.4.1	全施設	佐賀市	要綱	H15.7.1	全施設
	要綱	H17.4.1	全施設	大分市	条例	S33.11.1	50人以上
	要綱	H17.4.1	全施設		要綱	H16.4.1	全施設
	要綱	H17.4.1	全施設		要綱	H25.4.1	全施設
	要綱	H17.4.1	全施設	宮崎市	要綱	H10.4.1	全施設
	要綱	H17.4.1	全施設	鹿児島市			
	要綱	H17.4.1	全施設	那覇市			

R3作業用大阪府条例

保健所設置状況	種別	施行日	対象施設
堺市	条例	S33.10.13	50人以上
堺市中区	条例	S33.10.13	50人以上
	要綱	H24.4.1	全施設
高松市	条例	S33.10.13	50人以上
	要綱	H15.4.1	全施設
枚方市	条例	S33.10.13	50人以上
	要綱	H26.4.1	全施設
東大阪市	条例	S33.10.13	50人以上
	要綱	S63.4.1	全施設
神戸市	条例	S39.4.1	50人以上
姫路市	条例	S39.4.1	50人以上
その他	H17.4.1	全施設	
尾崎市	条例	S39.4.1	50人以上
	要綱	H20.2.1	全施設
西宮市	条例	S39.4.1	50人以上
	要綱	H25.4.1	50人未満
奈良市			
和歌山県	要綱	H6.4.1	全施設
岐阜市	要綱	S62.4.1	50人以上又は110階層以上
山形市			
下関市			
高松市	要綱	H11.12.1	全施設
松山市	条例	S38.7.10	50人以上
	要綱	S62.7.1	全施設
高松市	要綱	H10.4.1	全施設
北九州府	要綱	S64.1.1	全施設
大牟田市	要綱	H11.4.1	全施設
久留米市	要綱	H15.4.1	全施設
長崎市	要綱	H15.7.1	全施設
佐賀市	要綱	H15.7.1	全施設
大分市	条例	S33.11.1	50人以上
	要綱	H16.4.1	全施設
	要綱	H25.4.1	全施設
宮崎市	要綱	H10.4.1	全施設
鹿児島市			
那覇市			

表 3-27 飲用井戸等に係る要綱等制定状況（保健所設置市以外の市）

都道府県	市	種類	施行日	対象施設
北海道	江別市	要綱	H25.4.1	全施設
北海道	石狩市	要領	H25.4.1	V≤10
北海道	千歳市	要領	H27.4.1	全施設
北海道	恵庭市	要領	H26.1.28	全施設
北海道	北広島市	条例	H25.4.1	-
北海道	夕張市	要領	H25.4.1	全施設
北海道	芦別市	要領	H25.4.1	全施設
北海道	深川市	要領	H25.4.1	全施設
北海道	室蘭市	要領	H25.4.1	全施設
北海道	登別市	要領	H28.4.1	-
北海道	伊達市	要領	H25.4.1	全施設
北海道	苫小牧市	要領	H1.5.1	-
北海道	富良野市	要領	H25.4.1	全施設
北海道	北見市	要領	H25.4.1	全施設
北海道	網走市	要領	H27.4.1	全施設
北海道	紋別市	要領	H26.6.2	全施設
北海道	帯広市	要領	H25.4.1	全施設
北海道	釧路市	要領	H25.4.1	全施設
北海道	根室市	要領	-	-
青森県	弘前市	要領	H25.4.1	全施設
青森県	黒石市	要領	H25.4.1	全施設
青森県	平川市	要領	H25.4.1	全施設
青森県	五所川原市	要領	H25.4.1	-
青森県	十和田市	条例	H25.4.1	全施設
青森県	三沢市	要領	H26.4.4	-
青森県	むつ市	要領	H25.4.1	全施設
岩手県	宮古市	条例	S33.7.10	100人超
岩手県	宮古市	要領	H25.4.1	全施設
岩手県	大船渡市	要領	H25.4.1	全施設
岩手県	久慈市	条例	S33.7.10	100人超
岩手県	久慈市	要綱	H25.4.1	全施設
岩手県	陸前高田市	要綱	H25.4.1	全施設
岩手県	釜石市	条例	H25.4.1	全施設
岩手県	二戸市	条例	H18.1.1	全施設
岩手県	八幡平市	条例	S33.7.10	100人超
岩手県	八幡平市	要領	H25.4.1	全施設
岩手県	奥州市	要領	H25.4.1	全施設
岩手県	滝沢市	条例	S33.7.10	100人超
岩手県	滝沢市	要領	H26.1.1	全施設
岩手県	一関市	条例	H25.4.1	全施設
岩手県	花巻市	条例	R2.7.10	全施設
岩手県	北上市	条例	S33.7.10	100人超
岩手県	北上市	要領	H30.5.1	全施設
岩手県	滝沢市	条例	S33.7.10	100人超
岩手県	滝沢市	要領	H26.1.1	全施設
岩手県	八幡平市	条例	S33.7.10	100人超
岩手県	八幡平市	要領	H25.4.1	全施設
岩手県	滝沢市	条例	S33.7.10	100人超
岩手県	滝沢市	要領	H26.1.1	全施設
岩手県	八幡平市	条例	S33.7.10	100人超
岩手県	八幡平市	要領	H25.4.1	全施設
岩手県	北上市	条例	S33.7.10	100人超
岩手県	北上市	要領	H30.5.1	全施設
岩手県	一関市	条例	H25.4.1	全施設
岩手県	釜石市	条例	H25.4.1	全施設
岩手県	宮古市	条例	S33.7.10	100人超
岩手県	宮古市	要領	H25.4.1	全施設
岩手県	久慈市	条例	S33.7.10	100人超
岩手県	久慈市	要綱	H25.4.1	全施設
宮城県	多賀城市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	富谷市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	栗原市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	登米市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	岩沼市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	大崎市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	気仙沼市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	白石市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	角田市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	名取市	条例	S50.7.1	30人以上

都道府県	市	種類	施行日	対象施設
宮城県	塩竈市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	石巻市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	東松島市	条例	S50.7.1	30人以上
秋田県	鹿角市	条例	S35.7.1	30人以上
秋田県	大館市	要領	H27.4.1	全施設
秋田県	北秋田市	条例	S35.7.1	30人以上
秋田県	能代市	条例	S35.7.1	30人以上
秋田県	男鹿市	条例	S35.7.1	30人以上
秋田県	潟上市	条例	S35.7.1	30人以上
秋田県	由利本荘市	条例	S35.7.1	30人以上
秋田県	にかほ市	条例	S35.3.30	30人以上
秋田県	大仙市	条例	S35.7.1	30人以上
秋田県	仙北市	条例	S35.7.1	30人以上
秋田県	横手市	条例	S35.7.1	30人以上
秋田県	湯沢市	条例	S35.7.1	30人以上
山形県	山形市	要領	H31.4.1	全施設
山形県	米沢市	条例	S44.3.5	50人以上
山形県	新庄市	条例	S44.4.1	50人以上
山形県	鶴岡市	条例	S44.4.1	50人以上
山形県	酒田市	条例	S44.4.1	50人以上
山形県	村山市	条例	H3.12.1	全施設
福島県	福島市	条例	H24.12.27	51人以上
福島県	二本松市	条例	H25.4.1	51人以上
福島県	伊達市	条例	H25.4.1	51人以上
福島県	本宮市	条例	H25.4.1	51人以上
福島県	須賀川市	条例	H25.4.1	50人超
福島県	田村市	条例	H25.4.1	50人超
福島県	白河市	条例	H25.4.1	51人以上
福島県	会津若松市	条例	H25.4.1	-
福島県	喜多方市	要領	H26.11.1	全施設
福島県	相馬市	条例	H24.12.21	51人以上
福島県	南相馬市	要領	H26.6.1	全施設
茨城県	水戸市	条例	H26.4.1	全施設
茨城県	日立市	条例	H26.3.31	50人以上
茨城県	土浦市	条例	H26.4.1	全施設
茨城県	古河市	条例	H25.12.19	50人以上
茨城県	石岡市	条例	H26.3.20	全施設
茨城県	結城市	条例	H26.3.28	51人以上
茨城県	龍ヶ崎	条例	H26.4.1	全施設
茨城県	下妻市	条例	H25.12.25	全施設
茨城県	常総市	条例	H26.4.1	全施設
茨城県	常陸太田市	条例	H26.4.1	全施設
茨城県	高萩市	条例	H26.4.1	全施設
茨城県	北茨城	条例	H26.4.1	全施設
茨城県	笠間市	条例	H26.3.14	50人以上
茨城県	取手市	条例	H26.4.1	全施設
茨城県	牛久市	条例	H26.4.1	-
茨城県	つくば市	条例	H26.3.25	全施設
茨城県	ひたちなか市	条例	H26.4.1	全施設
茨城県	鹿嶋市	条例	H26.3.19	50人以上
茨城県	守谷市	条例	H26.4.1	全施設
茨城県	那珂市	条例	H26.3.28	-
茨城県	筑西市	条例	H25.12.25	全施設
茨城県	稲敷市	条例	H26.3.28	全施設
茨城県	坂東市	条例	H26.4.1	全施設
茨城県	かすみがうら市	条例	H26.3.31	-
茨城県	神栖市	条例	H25.12.24	全施設
茨城県	行方市	条例	H26.1.23	全施設
茨城県	鉾田市	条例	H26.3.20	-
茨城県	つくばみらい市	条例	H26.4.1	全施設
栃木県	栃木市	条例	S38.10.8	50人以上
栃木県	佐野市	条例	S38.10.8	50人以上
栃木県	鹿沼市	条例	S38.10.8	50人以上
栃木県	日光市	条例	S38.10.8	50人以上
栃木県	小山市	条例	S38.10.8	50人以上
栃木県	真岡市	条例	S38.10.8	50人以上
栃木県	大田原市	条例	S38.10.8	50人以上
栃木県	矢板市	条例	S38.10.8	50人以上
栃木県	那須塩原市	条例	S38.10.8	50人以上

都道府県	市	種類	施行日	対象施設
栃木県	さくら市	条例	S38.10.8	50人以上
栃木県	那須烏山市	条例	S38.10.8	50人以上
栃木県	下野市	条例	S38.10.8	50人以上
群馬県	渋川市	要綱	H25.4.1	30人以上
群馬県	伊勢崎市	条例	H25.4.1	30人以上
群馬県	藤岡市	条例	H25.4.1	30人以上
群馬県	沼田市	条例	H25.4.1	30人以上
群馬県	みどり市	要綱	H28.3.18	30人以上
群馬県	館林市	その他	H25.4.1	30人以上
埼玉県	所沢市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	所沢市	要領	S62.4.1	全施設
埼玉県	熊谷市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	秩父市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	所沢市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	所沢市	要領	S62.4.1	全施設
埼玉県	飯能市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	飯能市	要領	S62.4.1	全施設
埼玉県	飯能市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	飯能市	要領	S62.4.1	全施設
埼玉県	本庄市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	春日部市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	狭山市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	狭山市	要領	S62.4.1	全施設
埼玉県	狭山市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	狭山市	要領	S62.4.1	全施設
埼玉県	鴻巣市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	深谷市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	上尾市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	蕨市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	入間市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	入間市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	桶川市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	久喜市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	北本市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	八潮市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	富士見市	条例	S32.4.1	30人以上
埼玉県	蓮田市	条例	S32.4.1	30人以上
埼玉県	日高市	要領	S62.4.1	全施設
埼玉県	ふじみ野市	条例	S32.4.1	30人以上
埼玉県	吉川市	条例	S32.4.1	30人以上
埼玉県	草加市	条例	S32.4.1	50人以上
千葉県	習志野市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	八千代市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	鎌ケ谷市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	市川市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	浦安市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	松戸市	条例	H24.12.1	50人以上
千葉県	流山市	その他	H25.4.1	全施設
千葉県	野田市	条例	H26.4.1	50人以上
千葉県	佐倉市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	四街道市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	八街市	条例	H10.4.1	吐出口断面積6㎡以上
千葉県	印西市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	白井市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	成田市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	富里市	条例	-	-
千葉県	香取市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	銚子市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	旭市	条例	H25.3.26	50人以上
千葉県	匝瑳市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	東金市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	山武市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	茂原市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	勝浦市	条例	H24.12.14	50人以上
千葉県	いすみ市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	館山市	条例	H24.12.19	50人以上
千葉県	南房総市	条例	H25.4.1	全施設
千葉県	鴨川市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	君津市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	袖ケ浦市	条例	H25.4.1	50人以上

都道府県	市	種類	施行日	対象施設
千葉県	富津市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	木更津市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	市原市	条例	H25.4.1	50人以上
東京都	あきる野市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	羽村市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	青梅市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	福生市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	稲城市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	多摩市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	日野市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	国分寺市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	国立市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	昭島市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	東大和市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	武蔵村山市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	立川市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	狛江市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	三鷹市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	小金井市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	調布市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	府中市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	武蔵野市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	小平市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	清瀬市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	西東京市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	東久留米市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	東村山市	条例	H15.4.1	全施設
神奈川県	平塚市	条例	H25.4.1	全施設
神奈川県	鎌倉市	条例	H25.4.1	全施設
神奈川県	逗子市	条例	H25.4.1	全施設
神奈川県	小田原市	条例	H25.4.1	全施設
神奈川県	三浦市	条例	H25.4.1	全施設
神奈川県	秦野市	条例	H25.4.1	全施設
神奈川県	伊勢原市	条例	H25.4.1	全施設
神奈川県	厚木市	条例	H25.4.1	全施設
神奈川県	海老名市	条例	H24.12.25	全施設
神奈川県	座間市	条例	H25.4.1	全施設
神奈川県	大和市	条例	H25.4.1	全施設
神奈川県	綾瀬市	条例	H25.4.1	全施設
神奈川県	南足柄市	条例	H24.12.13	全施設
新潟県	柏崎市	条例	H19.4.1	30人以上
新潟県	南魚沼市	条例	H17.9.6	全施設
新潟県	胎内市	要綱	H25.4.1	全施設
新潟県	佐渡市	要綱	H21.4.1	全施設
石川県	加賀市	要綱	H27.4.1	全施設
石川県	羽咋市	要領	H25.4.1	-
石川県	白山市	要綱	H30.1.1	全施設
石川県	能美市	要綱	S63.4.1	-
福井県	福井市	要綱	H6.4.1	全施設
福井県	大野市	要領	H25.4.1	全施設
山梨県	甲府市	要綱	H5.4.1	全施設
山梨県	甲斐市	要綱	H25.4.1	全施設
山梨県	韮崎市	要綱	R2.4.1	全施設
山梨県	南アルプス市	条例	H25.4.1	全施設
山梨県	北柱市	条例	H16.11.1	全施設
山梨県	富士吉田市	要綱	H25.4.1	全施設
山梨県	都留市	要綱	H25.4.1	全施設
山梨県	大月市	要綱	H25.4.1	全施設
山梨県	上野原市	要綱	H25.4.1	全施設
長野県	小諸市	要綱	H25.4.1	全施設
長野県	佐久市	要綱	H25.4.1	全施設
長野県	上田市	条例	H25.4.1	全施設
長野県	東御市	要綱	-	-
長野県	岡谷市	条例	H25.4.1	全施設
長野県	諏訪市	要綱	H25.4.1	全施設
長野県	茅野市	要綱	H25.4.1	全施設
長野県	伊那市	条例	H18.3.31	全施設
長野県	飯田市	要綱	H29.4.1	全施設
長野県	松本市	要綱	H25.4.1	全施設
長野県	塩尻市	要綱	H25.4.1	全施設

都道府県	市	種類	施行日	対象施設
長野県	安曇野市	要綱	H25.4.1	全施設
長野県	大町市	要綱	H25.4.1	全施設
長野県	須坂市	要綱	H26.3.28	50人以上
長野県	千曲市	要綱	H25.4.1	全施設
長野県	中野市	条例	H17.4.1	全施設
長野県	飯山市	要綱	H29.9.1	全施設
岐阜県	美濃加茂市	要綱	H25.4.1	-
岐阜県	各務原市	要綱	H25.4.1	全施設
静岡県	富士市	要綱	H26.6.19	全施設
静岡県	湖西市	条例	S54.7.20	全施設
静岡県	伊豆市	条例	H16.4.1	全施設
愛知県	一宮市	要綱	H25.4.1	全施設
愛知県	半田市	要綱	H25.4.1	全施設
愛知県	春日井市	要綱	H25.4.1	全施設
愛知県	豊川市	条例	H25.4.1	全施設
愛知県	碧南市	その他	H25.4.1	全施設
愛知県	刈谷市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	安城市	要綱	H25.4.1	-
愛知県	西尾市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	蒲郡市	要綱	H25.4.1	全施設
愛知県	江南市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	小牧市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	稲沢市	要綱	H25.4.1	全施設
愛知県	東海市	要領	H26.4.1	全施設
愛知県	大府市	その他	H25.4.1	全施設
愛知県	知多市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	知立市	条例	H25.4.1	全施設
愛知県	尾張旭市	その他	H25.4.1	-
愛知県	高浜市	要綱	H25.4.1	全施設
愛知県	岩倉市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	豊明市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	日進市	要綱	H25.4.1	全施設
愛知県	田原市	条例	H25.4.1	全施設
愛知県	北名古屋	要綱	H25.4.1	全施設
愛知県	弥富市	要領	H25.4.1	-
愛知県	あま市	要綱	H25.4.1	全施設
三重県	伊賀市	条例	H25.4.1	-
三重県	伊賀市	条例	H25.4.1	-
三重県	松阪市	条例	S41.10.1	50人以上
三重県	鈴鹿市	条例	S41.10.1	50人以上
滋賀県	彦根市	要領	H17.4.1	全施設
滋賀県	長浜市	要領	H17.4.1	全施設
滋賀県	近江八幡市	要領	H17.4.1	全施設
滋賀県	草津市	条例	H15.3.1	全施設
滋賀県	守山市	要綱	H17.4.1	全施設
滋賀県	栗東市	要領	H17.4.1	全施設
滋賀県	甲賀市	要領	H17.4.1	全施設
滋賀県	野洲市	要領	H17.4.1	全施設
滋賀県	湖南市	要領	H17.4.1	全施設
滋賀県	高島市	要領	H17.4.1	全施設
滋賀県	東近江市	要領	H17.4.1	全施設
滋賀県	米原市	要領	H17.4.1	全施設
大阪府	富田林市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	池田市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	箕面市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	吹田市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	摂津市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	茨木市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	寝屋川市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	守口市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	門真市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	交野市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	四條畷市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	大東市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	八尾市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	柏原市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	藤井寺市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	松原市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	羽曳野市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	河内長野市	条例	S33.10.13	50人以上

都道府県	市	種類	施行日	対象施設
大阪府	大阪狭山市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	高石市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	泉大津市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	和泉市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	岸和田市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	貝塚市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	泉佐野市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	泉南市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	阪南市	条例	S33.10.13	50人以上
兵庫県	芦屋市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	宝塚市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	三田市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	伊丹市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	川西市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	加古川市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	高砂市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	明石市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	西脇市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	三木市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	小野市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	加西市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	加東市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	たつの市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	宍粟市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	相生市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	赤穂市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	豊岡市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	養父市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	朝来市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	丹波篠山市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	丹波市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	洲本市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	淡路市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	南あわじ市	条例	S39.4.1	50人以上
鳥取県	倉吉市	条例	H19.4.1	-
岡山県	津山市	要領	H25.4.1	全施設
岡山県	笠岡市	要領	H25.4.1	全施設
岡山県	井原市	要領	H25.4.1	全施設
岡山県	総社市	要領	H26.4.1	全施設
岡山県	真庭市	要領	H25.4.1	全施設
山口県	宇部市	要領	H25.4.1	全施設
山口県	山口市	要領	H26.4.1	全施設
山口県	萩市	要領	H25.4.1	全施設
山口県	防府市	要領	H25.4.1	全施設
山口県	下松市	要綱	H25.4.1	全施設
山口県	岩国市	条例	H25.4.1	全施設
山口県	光市	要領	H25.4.1	全施設
山口県	柳井市	要領	H25.4.1	全施設
山口県	美祿市	要領	H25.4.1	全施設
山口県	周南市	要領	H25.4.1	全施設
徳島県	徳島市	要領	H26.4.1	全施設
徳島県	鳴門市	要領	H25.4.1	全施設
徳島県	小松島市	要領	S63.4.1	全施設
徳島県	阿波市	要領	H25.4.1	全施設
徳島県	吉野川市	要領	S63.4.1	全施設
徳島県	阿南市	要領	H25.4.1	全施設
徳島県	美馬市	要領	S63.4.1	全施設
徳島県	三好市	要綱	H25.4.1	全施設
香川県	坂出市	要領	H30.4.1	全施設
香川県	観音寺市	要領	H30.4.1	全施設
愛媛県	今治市	条例	S38.7.10	50人以上
愛媛県	宇和島市	条例	S38.7.10	50人以上
愛媛県	八幡浜市	要領	S62.7.1	全施設
愛媛県	西条市	要領	S62.7.1	全施設
愛媛県	大洲市	条例	S38.7.10	50人以上
愛媛県	大洲市	要領	S62.7.1	全施設
愛媛県	西予市	要領	S62.7.1	全施設
愛媛県	東温市	要領	H25.3.29	全施設
愛媛県	大洲市	条例	S38.7.10	50人以上
愛媛県	大洲市	要領	S62.7.1	全施設

都道府県	市	種類	施行日	対象施設
愛媛県	大洲市	要領	S62.7.1	全施設
愛媛県	大洲市	要領	S62.7.1	全施設
高知県	室戸市	要領	H25.4.1	全施設
高知県	土佐市	要領	H25.4.1	全施設
高知県	須崎市	要領	H25.4.1	V≦10
高知県	土佐清水市	その他	H25.3.29	全施設
高知県	香南市	要綱	H25.3.29	全施設
福岡県	直方市	要領	H25.4.1	全施設
福岡県	大野城市	要領	H25.4.1	全施設
福岡県	糸島市	要領	H25.4.1	全施設
福岡県	春日市	要領	H25.4.1	全施設
長崎県	諫早市	要領	H26.4.1	-
熊本県	山鹿市	要綱	H17.1.15	全施設
大分県	別府市	要綱	H25.4.1	全施設
大分県	日田市	要綱	H25.3.26	全施設
大分県	佐伯市	要領	H25.4.1	全施設
大分県	杵築市	要領	H16.4.1	全施設
大分県	豊後大野市	要綱	H25.4.1	全施設
大分県	由布市	要領	H25.4.1	全施設
大分県	国東市	要領	H25.4.1	全施設
宮崎県	都城市	要領	H25.6.18	全施設
鹿児島県	霧島市	要領	H27.4.1	全施設
沖縄県	うるま市	要綱	H25.3.27	全施設

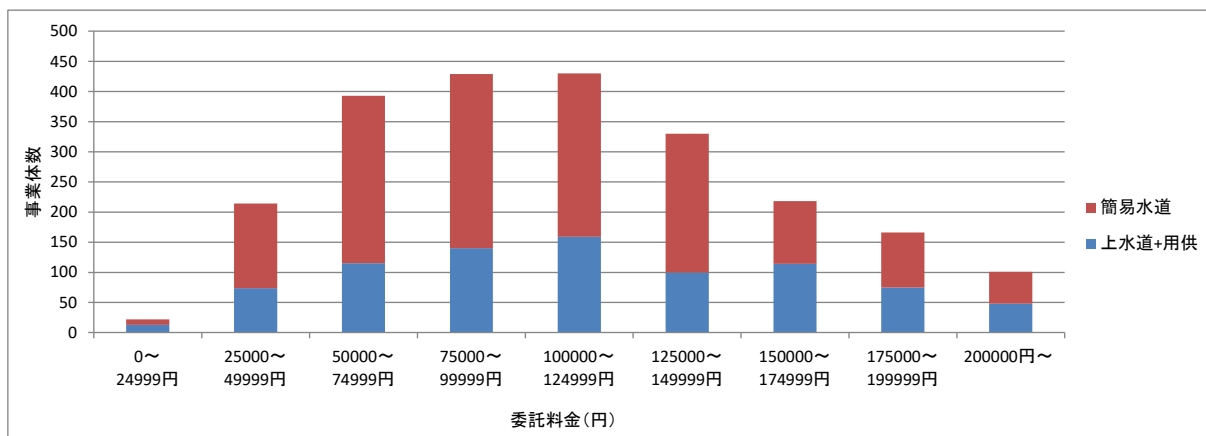


図 3-14 委託料金

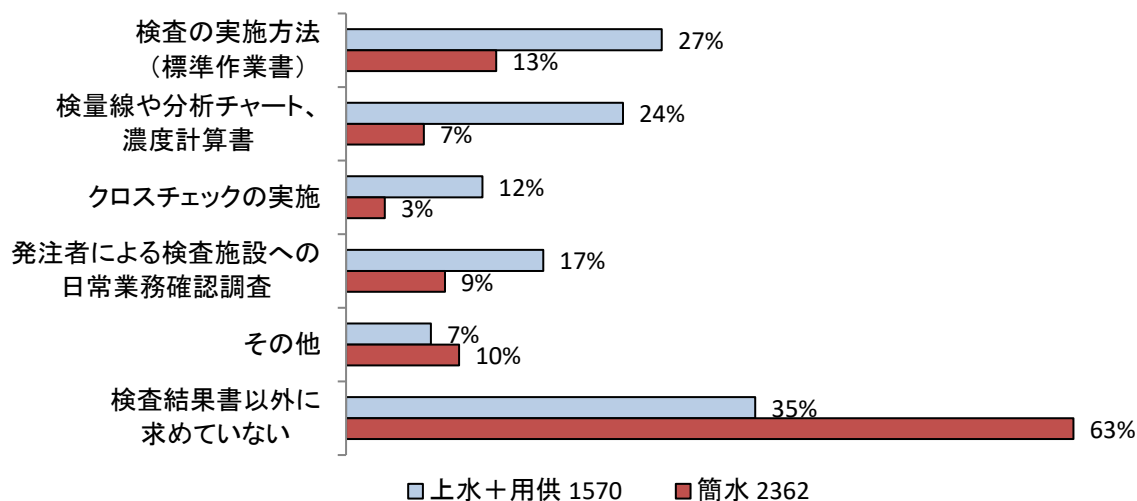


図 3-15 水質検査結果書以外に求めている事項

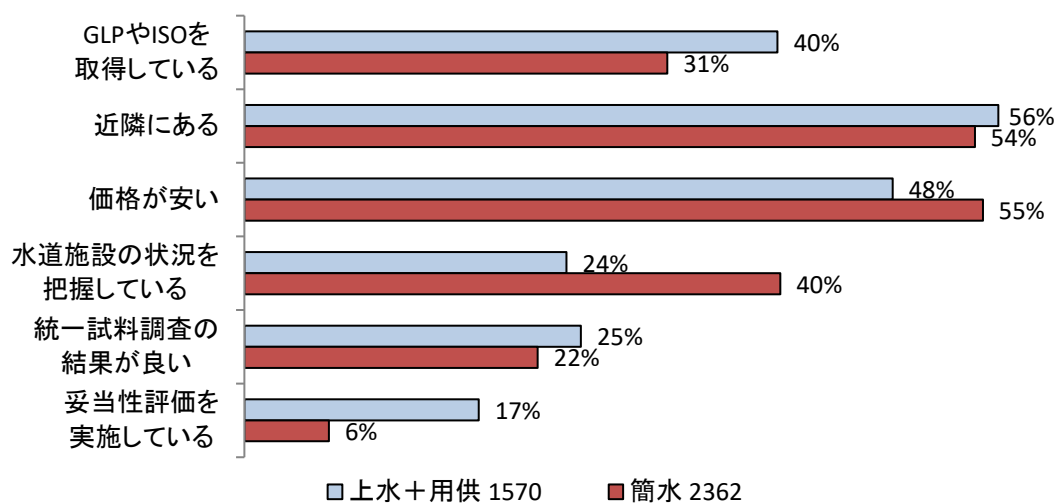
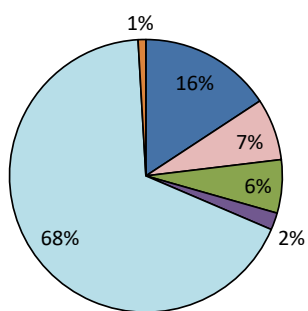
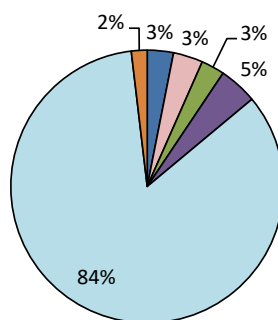


図 3-16 委託先選定の際の留意事項

上水道＋用水供給



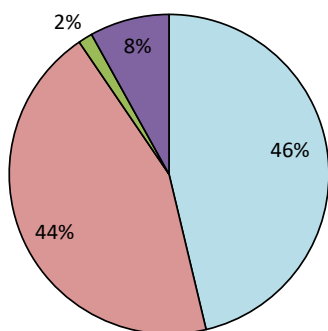
簡易水道



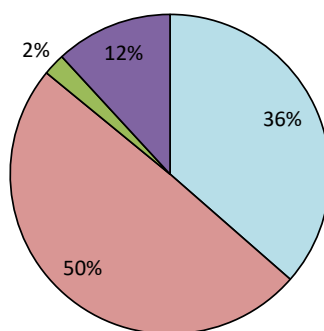
- 自己検査
- 共同検査
(共同で検査施設を設置)
- 他の水道事業者へ委託
- 地方自治体の機関へ委託
- 20条登録水質検査機関へ委託
- その他

図 3-17 水質検査の実施状況

上水道＋用水供給



簡易水道



- ①契約内で取り決め有り
- ②その都度契約
- ③自己検査で対応
- ④その他

図 3-18 緊急時の水質検査

3-5. 水安全計画の策定状況等に関する調査

水安全計画の策定状況等に関する調査結果を表 3-28～表 3-29、図 3-19 に示す。

表 3-28 水安全計画策定状況(1)

		上水道事業	簡易水道事業	水道用水供給事業	全事業	上水道+用水供給
回収状況	事業者数	1,319 (100.0%)	2,599 (100.0%)	85 (100.0%)	4,003 (100.0%)	1,404 (100.0%)
	回答あった事業	1,047 (79.4%)	1,441 (55.4%)	84 (98.8%)	2,572 (64.3%)	1,131 (80.6%)
	回答なし	272 (20.6%)	1,158 (44.6%)	1 (1.2%)	1,431 (35.7%)	273 (19.4%)
※策定・進捗状況	事業者数	1,319 (100.0%)	2,599 (100.0%)	85 (100.0%)	4,003 (100.0%)	1,404 (100.0%)
	着手状況	1,061 (80.4%)	1,442 (55.5%)	85 (100.0%)	2,251 (56.2%)	874 (62.3%)
	策定済	543 (41.2%)	220 (8.5%)	73 (85.9%)	836 (20.9%)	616 (43.9%)
	策定中	74 (5.6%)	67 (2.6%)	3 (3.5%)	144 (3.6%)	77 (5.5%)
	3年以内に着手	444 (33.7%)	1,155 (44.4%)	9 (10.6%)	1,608 (40.2%)	453 (32.3%)
未着手	258 (19.6%)	1,157 (44.5%)	0 (0.0%)	1,415 (35.3%)	258 (18.4%)	

※策定・進捗状況の異なる複数回答がある事業者については、進捗の進んでいるWSPをもとに集計した。

回答あった事業：策定予定なしの理由の回答を含む

未着手は策定済、策定中、3年以内に着手の回答がない数

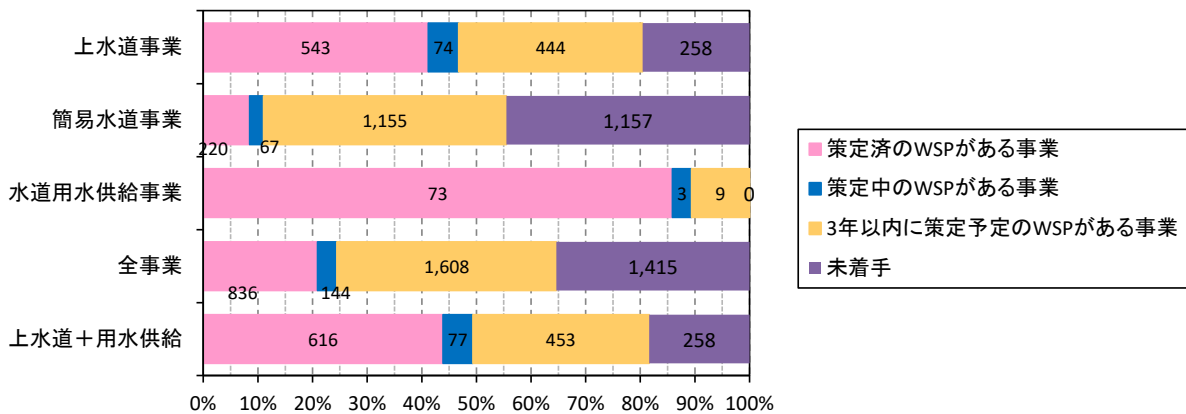


図 3-19 水安全計画策定状況

表 3-29 水安全計画策定状況(2)

		上水道事業 (一事業) のみ経営	上水道事業 (複数事業) のみ経営	上水道事業 のみ経営	簡易水道 事業 (一事業) のみ経営	簡易水道 事業 (複数事業) のみ経営	水道用水 供給事業 のみ経営	上水道事業 と簡易水道 事業を 経営	上水道事業 と水道用水 供給事業 を 経営	上水道事業 と水道用水 供給事業 と簡易 水道事業 を 経営	簡易水道 事業と 水道用水 供給事業 を 経営	全事業者	上水道事業 又は 水道用水 供給事業 を 経営	簡易水道 事業 のみ経営
回収状況	事業者数	1,004 (100.0%)	17 (100.0%)	1,021 (100.0%)	999 (100.0%)	86 (100.0%)	62 (100.0%)	226 (100.0%)	9 (100.0%)	0 -	0 -	2,403 (100.0%)	1,318 (100.0%)	1,085 (100.0%)
	回答あり(着手状況)	1,003 (99.9%)	17 (100.0%)	1,020 (99.9%)	998 (99.9%)	86 (100.0%)	62 (100.0%)	226 (100.0%)	9 (100.0%)	0 -	0 -	2,401 (99.9%)	1,317 (99.9%)	1,084 (99.9%)
	回答なし(着手状況)	1 (0.1%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 -	0 -	2 (0.1%)	1 (0.1%)	1 (0.1%)
※策定・進捗状況	事業者数	1,004 (100.0%)	17 (100.0%)	1,021 (100.0%)	999 (100.0%)	86 (100.0%)	62 (100.0%)	226 (100.0%)	9 (100.0%)	0 -	0 -	2,403 (100.0%)	1,318 (100.0%)	1,085 (100.0%)
	着手状況	802 (79.9%)	15 (88.2%)	817 (80.0%)	415 (41.5%)	45 (52.3%)	61 (98.4%)	170 (75.2%)	9 (100.0%)	0 -	0 -	1,517 (63.1%)	1,057 (80.2%)	460 (42.4%)
	策定済	425 (42.3%)	8 (47.1%)	433 (42.4%)	25 (2.5%)	5 (5.8%)	53 (85.5%)	72 (31.9%)	7 (77.8%)	0 -	0 -	595 (24.8%)	565 (42.9%)	30 (2.8%)
	策定中	55 (5.5%)	0 (0.0%)	55 (5.4%)	14 (1.4%)	2 (2.3%)	2 (3.2%)	11 (4.9%)	1 (11.1%)	0 -	0 -	85 (3.5%)	69 (5.2%)	16 (1.5%)
	3年以内に着手	322 (32.1%)	7 (41.2%)	329 (32.2%)	376 (37.6%)	38 (44.2%)	6 (9.7%)	87 (38.5%)	1 (11.1%)	0 -	0 -	837 (34.8%)	423 (32.1%)	414 (38.2%)
未着手	202 (20.1%)	2 (11.8%)	204 (20.0%)	584 (58.5%)	41 (47.7%)	1 (1.6%)	56 (24.8%)	0 (0.0%)	0 -	0 -	886 (36.9%)	261 (19.8%)	625 (57.6%)	

※策定・進捗状況の異なる複数回答がある事業者については、進捗の進んでいるWSPをもとに集計した。

回答あり(着手状況)は策定済、策定中、3年以内に着手の回答があった数

未着手は策定済、策定中、3年以内に着手の回答がない数

4. クリプトスポリジウム等の検出状況の整理

4-1. 調査概要

報告された、耐塩素性病原生物（クリプトスポリジウム及びジアルジア）の検出状況等の情報について集計を行った。

(1) 集計の対象年度及び各年度における集計件数

平成 27 年度～令和 3 年度（令和 3 年度は令和 3 年 12 月まで）に、厚生労働省に報告があったものを集計の対象とした。

各年度における集計件数（原水と浄水の両方で検出されたものは、合わせて 1 件として計数）を以下に示す。

・平成 27 年度	86 件
・平成 28 年度	85 件
・平成 29 年度	72 件
・平成 30 年度	52 件
・平成 31-令和元年度	42 件
・令和 2 年度	57 件
・令和 3 年度（12 月時点）	96 件

(2) 集計方法

都道府県及び水道事業者等からの報告書において、次の(3)に示す項目が記載されていたものについて、集計を行った。

事業者等からの報告書において、リスクレベル、給水人口、浄水処理方法の記載がないものについては、「水道水質関連調査結果等整理業務」による集計結果（クリプトスポリジウム等対策実施状況調査：FILE02、平成 31-令和元年度以降は FILE03）も活用した（表 4-1 参照）。

表 4-1 リスクレベルの判定等に用いたデータベースファイル

クリプトスポリジウム等の検出報告	実際の検出時期	リスクレベル、給水人口、浄水処理方法の調査に活用した「水道水質関連調査業務」のデータベースファイル	データベースファイルの調査対象期間
平成27年度	平成27年1月から27年12月	H27年度_FILE02集計.xls	平成27年4月から27年12月
平成28年度	平成28年2月から29年3月	H28年度_FILE02集計.xls	(平成28年4月から28年12月)
平成29年度	平成29年4月から30年2月	●FILE02集計_H29.xls	(平成29年4月から29年12月)
平成30年度	平成30年4月から30年12月	●クリプトスポリジウム等検出状況集計(平成20から30年度)_2019.xlsx	(平成30年4月から30年12月)
平成31-令和元年度	平成31年1月から令和元年12月	◆FILE03解析結果_R01(暫定終了20200207).xlsm	(平成31年4月から令和元年12月)
令和2年度	令和2年1月から令和2年12月	FILE03データ諸ファイル	(令和2年4月から令和2年12月)
令和3年度	令和3年1月から令和2年12月	FILE03データ諸ファイル	(令和2年4月から令和2年12月)

(3) 集計項目

原水及び浄水中でクリプトスポリジウムあるいはジアルジアが検出された事例における集計項目を表 4-2 に示す。

表 4-2 集計対象項目

原水中での検出事例報告	浄水中での検出事例報告
発生時期	発生時期
都道府県名／事業体名	都道府県名／事業体名
水道種別	水道種別
水源の名称	水源の名称
水源種別	水源種別
浄水施設名	浄水施設名
リスクレベル	リスクレベル
浄水処理方法	浄水処理方法
給水人口	給水人口
病原生物の検出濃度	病原生物の検出濃度
原因	原因
検出時の浄水濁度	検出時の浄水濁度
	健康被害発生状況
	対応経緯
	関係機関との連絡状況
	今後の対応方針

4-2. 集計結果

全国の都道府県及び水道事業者等から報告された、クリプトスポリジウム及びジアルジアの検出状況等の集計結果を表 4-3 に示す。

表 4-4 クリプトポリジウム等の検出状況 (2/10)

処理用番号	枝番	発生時期 (年/月)	都道府県名	事業者/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名 (記載がない場合、 取水口等の記載 があれば記す)	リスク レベル	浄水処理方法				給水人口 (人)	原因	検出時の 浄水濁度	クリプトスポリジウムの検出		ジアルジアの検出		原水/浄水 の別	健康被害 発生状況	対応経緯	関係機関 との連絡	今後の 対応方針	備考欄	
										凝 集 沈 殿	急 速 ろ 過	緩 速 ろ 過	消 毒 の み				検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)	検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)							
H27-053	-01	H27.05	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	地表水	利根川浄水場	レベル4	○	○			260,208		0.1度以下	○	1			原水						
H27-054	-01	H27.05	千葉県	北千葉広域水道企業団	水道用水供給	江戸川	地表水	江戸川浄水場	レベル4	○	○			4,155,481		0.1度以下	○	1			原水						
H27-055	-01	H27.05	千葉県	千葉水道局	上水道	利根川水系 江戸川	地表水	矢切取水場	レベル4	○	○			650,000		0.1度以下			○	1	原水						
H27-056	-01	H27.06	栃木県	栃木県	用水供給	利根川水系 鬼怒川河川水(原水)	地表水	利根川水系 鬼怒川河川水(原水)	レベル4					—		0.1度以下			○	1	原水					・浄水処理方法は記載なし。・給水人口は記載なし。	
H27-057	-01	H27.06	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4	○	○			410,000		0.1度以下	○	1			原水						
H27-058	-01	H27.07	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	地表水	利根川浄水場	レベル4	○	○			260,208		0.1度以下	○	1			原水						
H27-059	-01	H27.07	千葉県	野田市水道部	上水道	江戸川	地表水	中野台取水場	レベル4	○	○			127,000		0.1度以下			○	1	原水						
H27-060	-01	H27.08	愛媛県	愛媛県	表流水	表流水	地表水	北東部浄水場	レベル4			○		204		0.1度以下			○	1	原水						
H27-061	-01	H27.09	東京都	東京都	上水道	表流水	地表水	三園浄水場(東京都板橋区地先)	レベル4		○			5,800,000		0.1度以下			○	1	原水						
H27-062	-01	H27.09	神奈川県	横浜水道局	上水道	相模川	地表水	寒川取水事務所	レベル4	○	○			1,290,000		0.1度以下			○	1	原水						
H27-063	-01	H27.10	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○			—		0.1度以下	○	2			原水					・給水人口は記載なし。	
H27-064	-01	H27.10	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	地表水	利根川浄水場	レベル4	○	○			260,208		0.1度以下			○	2	原水						
H27-065	-01	H27.10	埼玉県	企業局	水道用水供給事業	表流水、(ダム放流水等)	地表水	前三郷浄水場 江戸川右岸	レベル4	○	○			—		0.1度以下			○	2	原水					・給水人口は記載なし。	
H27-066	-01	H27.10	北海道	北海道(増毛町)	増毛町上水道	暑寒別川水系 暑寒川	地表水	増毛町暑寒川482番地地先水源取水口	レベル4	○	○			4,159		0.1度以下	○	1			原水						
H27-067	-01	H27.10	群馬県	群馬県企業局	水道用水供給事業	利根川水系 利根川	地表水	利根川水系 利根川	レベル4		○			396,347		0.1度以下			○	2	原水						
H27-068	-01	H27.10	埼玉県	秩父市	簡易水道	簡易水道	地表水	寺沢配水場	レベル4			○		30戸		0.1度以下			○	1	原水					・給水人口は「30戸」と記載。	
H27-069	-01	H27.11	神奈川県	横浜水道局	上水道	道志川	地表水	川井浄水場	レベル4					540,000		0.1度以下			○	2	原水					・浄水処理方法は「膜ろ過」	
H27-070	-01	H27.11	千葉県	千葉県	上水道	夷隅川水系 夷隅川	地表水	佐野浄水場取水口	レベル4	○	○			6,326戸		0.1度以下	○	1			原水					・給水人口は「6,326戸」と記載。	
H27-071	-01	H27.11	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○			—		0.1度以下	○	2			原水					・給水人口は記載なし。	
H27-072	-01	H27.11	大阪府	河内長野市	上水道	大和川水系 石川支流 石見川	地表水	三日月浄水場 取水口	レベル4	○	○			6,000		0.1度以下	○	2			原水						
H27-073	-01	H27.11	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川、鬼怒川	地表水	利根川、鬼怒川	レベル4	○	○			491,880		0.1度以下			○	2	原水						
H27-074	-01	H27.11	千葉県	北千葉広域水道企業団	水道用水供給	江戸川	地表水	江戸川浄水場	レベル4	○	○			4,155,481		0.1度以下			○	1	原水						
H27-075	-01	H27.11	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4	○	○			410,000		0.1度以下	○	1			原水						
H27-076	-01	H27.11	群馬県	群馬県水道局	上水道	利根川水系 渡良瀬川	地表水	利根川水系 渡良瀬川	レベル4	○	○			76,132		0.1度以下			○	1	原水						
H27-077	-01	H27.11	群馬県	群馬県企業局	水道用水供給事業	利根川水系 利根川	地表水	利根川水系 利根川	レベル4	○	○			396,347		0.1度以下			○	3	原水						
H27-078	-01	H27.11	北海道	北海道(江別市)	江別市上水道	石狩川水系 千歳川	地表水	江別市ゆめみ野東町30番地先	レベル4	○	○			119,897		0.1度以下			○	2	原水						
H27-079	-01	H27.11	長野県	長野県	伊那市上野山簡易水道	花平水源	地表水	花平水源	レベル4			○		200		0.1度以下	○	1			原水						
H27-080	-01	H27.12	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○			—		0.1度以下	○	4			原水					・給水人口は記載なし。	
H27-081	-01	H27.12	茨城県	茨城県企業局	上水道	潮沼川	地表水	茨城県企業局 潮沼川浄水場 取水口	レベル4	○	○			101,798		0.1度以下	○	1			原水						
H27-082	-01	H27.12	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4	○	○			410,000		0.1度以下	○	3			原水						
H27-083	-01	H27.12	東京都	東京都	上水道	表流水	地表水	三園浄水場(東京都板橋区地先)	レベル4		○			5,410,000		0.1度以下			○	2	原水						
H27-084	-01	H27.12	神奈川県	横浜水道局	上水道	相模川	地表水	寒川取水事務所	レベル4	○	○			1,290,000		0.1度以下	○	4			原水						
H27-085	-01	H27.12	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	地表水	利根川浄水場	レベル4	○	○			260,208		0.1度以下			○	2	原水						
H27-086	-01	H27.12	神奈川県	横浜水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4	○	○			1,290,000		0.1度以下	○	2	○	1	原水						
H28-001	-01	H28.02	北海道	剣淵町簡易水道	簡易水道	湧水	その他	旧12区浄水場	レベル4			○		2,547		0.1度以下	○	22	○	17	原水						
H28-002	-01	H28.04	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○			—		0.1度以下	○	3			原水					・給水人口は記載なし。	
H28-003	-01	H28.04	神奈川県	企業局水道部浄水課	上水道	相模川	地表水	寒川浄水場	レベル4	○	○			1,280,000		0.1度以下	○	1			原水						
H28-004	-01	H28.04	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系 印旛沼	地表水	印旛取水場	レベル4	○	○			320,000		0.1度以下	○	1	○	1	原水						
H28-004	-02	H28.04	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系 利根川	地表水	木下取水場	レベル4	○	○			960,000		0.1度以下			○	1	原水						
H28-005	-01	H28.04	千葉県	九十九重地城水道企業団	上水道	利根川水系 利根川(東山川)	地表水	先取水場	レベル4	○	○			61,000		0.1度以下	○	1			原水						
H28-006	-01	H28.05	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	地表水	飯泉取水管理事務所	レベル4	○	○			—		0.1度以下	○	2	○	1	原水					・給水人口は記載なし。	
H28-007	-01	H28.05	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系 江戸川	地表水	矢切取水場	レベル4	○	○			710,000		0.1度以下			○	2	原水						
H28-008	-01	H28.05	千葉県	千葉県	上水道	夷隅川水系 夷隅川	地表水	佐野浄水場取水口	レベル4	○	○			6,392		0.1度以下			○	1	原水						
H28-009	-01	H28.05	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4	○	○			410,000		0.1度以下	○	1			原水						
H28-010	-01	H28.06	埼玉県	秩父広域市町村圏組合水道局	上水道	小森川	地表水	煤川浄水場	レベル4	○	○			21		0.1度以下			○	1	原水						
H28-011	-01	H28.06	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	地表水	飯泉取水管理事務所	レベル4	○	○			—		0.1度以下			○	1	原水					・給水人口は記載なし。	
H28-011	-02	H28.06	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○			—		0.1度以下	○	2			原水					・給水人口は記載なし。	
H28-012	-01	H28.06	岐阜県	岐阜県	簡易水道	黒津谷	地表水	黒津浄水場 黒津谷取水地点	レベル4			○		294		0.1度以下	○	1			原水						
H28-013	-01	H28.06	北海道	北海道(美幌町)	上水道	網走川水系 女満別川	地表水	日笠浄水場 着水井	レベル4	○	○			113,180		0.1度以下	○	1			原水						
H28-014	-01	H28.06	群馬県	群馬県企業局	用水供給	群馬用水(利根川水系 利根川)	地表水	群馬用水(利根川水系 利根川)	レベル4	○	○			760,198		0.1度以下			○	1	原水						
H28-015	-01	H28.06	千葉県	千葉県水道局	上水道	養老川水系 高滝ダム湖	地表水	高滝取水場	レベル4	○	○			220,000		0.1度以下			○	1	原水						
H28-016	-01	H28.06	長野県	(長野町建設水道課)	簡易水道	飯沼沢水源	その他	飯沼沢水源	レベル4			○		68		0.1度以下	○	1			原水						

表 4-5 クリプトポリジウム等の検出状況 (3/10)

処理用番号	枝番	発生時期 (年/月)	都道府県名	事業者/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名 (記載がない場合、 取水口等の記載 があれば記す)	リスク レベル	浄水処理方法				給水人口 (人)	原因	検出時の 浄水濁度	クリプトスポリジウムの検出		ジアルジアの検出		原水/浄水 の別	健康被害 発生状況	対応経緯	関係機関 との連絡	今後の 対応方針	備考欄
										凝 集 沈 殿	急 速 ろ 過	緩 速 ろ 過	消 毒 の み				検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)	検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)						
H28-017	-01	H28.06	長野県	(箕輪町長岡地区住民組合)	簡易水道	郷沢水源	その他	郷沢水源					○	1200		0.1度以下		○	1	原水						
H28-018	-01	H28.06	長野県	(箕輪町建設水道課、箕輪町建設水道課)	上水道	桑沢水源	地表水	桑沢浄水場着水井			○					0.1度以下		○	1	原水						・給水人口は記載なし。
H28-019	-01	H28.07	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川	地表水	印旛取水場			○	○				0.1度以下		○	1	原水						
H28-019	-02	H28.07	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川	地表水	木下取水場			○	○				0.1度以下		○	1	原水						
H28-020	-01	H28.07	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	地表水	飯泉取水管理事務所			○	○				0.1度以下	○	1	原水						・給水人口は記載なし。	
H28-020	-02	H28.07	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所			○	○				0.1度以下		○	1	原水					・給水人口は記載なし。	
H28-021	-01	H28.07	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川	地表水	印旛取水場			○	○				0.1度以下		○	1	原水						
H28-021	-02	H28.07	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川	地表水	木下取水場			○	○				0.1度以下		○	1	原水						
H28-022	-01	H28.07	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系渡良瀬川	地表水	群馬県新田山田水道			○	○				0.1度以下	○	1	○	1	原水					
H28-023	-01	H28.07	北海道	北海道(羽幌町)	簡易水道	白浜名無川	地表水	白浜浄水場			○	○				0.1度以下	○	1			原水					
H28-024	-01	H28.08	長野県	長野県	上水道	栗谷沢沢、一の沢、二の沢、黒川各水源	地表水	男女沢浄水場 着水井					○			0.1度以下	○	1			原水				・給水人口はFILE02より。	
H28-025	-01	H28.08	新潟県	長岡市水道局	簡易水道	塩谷川支流	地表水	明道浄水場 着水井					○			0.1度以下		○	1		原水					
H28-026	-01	H28.08	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系 江戸川	地表水	矢切取水場			○	○				0.1度以下		○	4		原水					
H28-027	-01	H28.08	群馬県	群馬県企業局	水道用水供給	群馬用水(利根川水系利根川)	地表水	群馬県県央第一水道					○			0.1度以下	○	4	○	2		原水				
H28-028	-01	H28.09	東京都	東京都	簡易水道	利島村浄水場(貯水池)	表流水	利島村浄水場(貯水池)					○			0.1度以下	○	1	○	2		原水				
H28-029	-01	H28.09	福井県	福井県	用水供給	九頭竜川水系竹田川	表流水	福井県浄水場			○	○				0.1度以下		○	1		原水					
H28-030	-01	H28.09	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所			○	○				0.1度以下		○	1		原水				・給水人口は記載なし。	
H28-031	-01	H28.09	神奈川県	横浜質市上下水道局	上水道	相模川	表流水	有馬浄水場			○	○				0.1度以下	○	1			原水					
H28-032	-01	H28.09	群馬県	群馬県企業局	用水供給	群馬用水(利根川水系利根川)	表流水	群馬県県央第二水道					○			0.1度以下	○	2			原水					
H28-033	-01	H28.09	千葉県	千葉市	専用水道	地下水	不明	不明					○			0.1度以下		○	7		原水				濁度記載なし	
H28-034	-01	H28.10	愛媛県	愛媛県	簡易水道	上須成水源	表流水	大洲市上須成乙733-1								0.1度以下		○	1		原水					
H28-035	-01	H28.10	埼玉県	企業局	用水供給	表流水、(ダム放流水等)	表流水	吉見浄水場 荒川右岸			○	○				0.1度以下		○	1		原水				・給水人口はFILE02より。	
H28-036	-01	H28.10	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	表流水	飯泉取水管理事務所			○	○				0.1度以下		○	1		原水				・給水人口は記載なし。	
H28-037	-01	H28.10	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系渡良瀬川	表流水	群馬県新田山田水道								0.1度以下		○	1		原水					
H28-038	-01	H28.10	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	表流水	群馬県東部地域水道					○			0.1度以下	○	1			原水					
H28-039	-01	H28.10	長野県	(伊那市高遠長谷水道課)	簡易水道	岩ノ沢水源(湧水)	その他	岩ノ沢水源 原水					○			不明		○	1		原水					
H28-040	-01	H28.11	神奈川県	横浜質市上下水道局	上水道	相模川	表流水	有馬浄水場			○	○				0.1度以下	○	1			原水					
H28-041	-01	H28.11	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	表流水	小雀浄水場			○	○				0.1度以下	○	1	○	1		原水				
H28-042	-01	H28.11	広島県	広島県企業局	用水供給	沼田川	表流水	本郷取水場取水口			○	○	○			0.1度以下		○	1		原水					
H28-043	-01	H28.11	東京都	東京都	上水道	-	表流水	金町浄水場 金町取水場					○			0.1度以下		○	2		原水					
H28-043	-02	H28.11	東京都	東京都	上水道	-	表流水	新設浄水場 秋ヶ瀬取水場					○			0.1度以下		○	2		原水					
H28-044	-01	H28.11	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所			○	○				0.1度以下	○	8	○	1		原水			・給水人口は記載なし。	
H28-045	-01	H28.11	千葉県	北千葉広域水道企業団	用水供給	江戸川	表流水	北千葉広域水道企業団取水口			○	○				0.1度以下		○	1		原水					
H28-046	-01	H28.11	大阪府	箕面市	上水道	-	表流水	箕面取水場					○			0.1度以下		○	10		原水					
H28-047	-01	H28.11	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	表流水	飯泉取水管理事務所			○	○				0.1度以下		○	1		原水				・給水人口は記載なし。	
H28-048	-01	H28.11	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川	表流水	寒川浄水場			○	○				0.1度以下	○	1			原水					
H28-049	-01	H28.11	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	表流水	群馬県東部地域水道					○			0.1度以下	○	2			原水					
H28-050	-01	H28.11	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	表流水	利根川水道事務所利根川浄水場 取水口			○	○				0.1度以下		○	1		原水					
H28-051	-01	H28.12	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所			○	○				0.1度以下	○	7			原水					
H28-052	-01	H28.12	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川	表流水	下北方浄水場			○	○				0.1度以下	○	1			原水					
H28-052	-02	H28.12	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川	表流水	富吉浄水場			○	○				0.1度以下	○	1			原水					
H28-053	-01	H28.12	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模湖	表流水	谷ヶ原浄水場			○	○				0.1度以下	○	1			原水					
H28-054	-01	H28.12	群馬県	群馬県企業局	用水供給	群馬用水	表流水	群馬県県央第二水道			○	○				0.1度以下	○	1	○	1		原水				
H28-055	-01	H28.12	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	表流水	利根川水道事務所水海道浄水場 小山取水場			○	○				0.1度以下		○	1		原水					
H28-056	-01	H29.01	千葉県	千葉県	上水道	養老川水系 高滝ダム	表流水	高滝取水場					○			0.1度以下		○	3		原水					
H28-057	-01	H29.01	埼玉県	企業局	用水供給	-	表流水	庄和浄水場 江戸川右岸			○	○				0.1度以下	○	2	○	1		原水			・給水人口はFILE02より。	
H28-058	-01	H29.01	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所			○	○				0.1度以下	○	3			原水				・給水人口は記載なし。	
H28-059	-01	H29.01	千葉県	鎌子市	上水道	利根川水系黒部川	表流水	千葉県鎌倉市鎌倉浄水場(445)浄水場			○	○				0.1度以下	○	4			原水					
H28-060	-01	H29.01	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川	表流水	下北方浄水場(柏田取水口)			○	○				0.1度以下	○	3	○	1		原水				
H28-060	-02	H29.01	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川	表流水	富吉浄水場(富吉取水口)			○	○				0.1度以下	○	3			原水					
H28-061	-01	H29.01	千葉県	野田市水道部	上水道	江戸川	表流水	中野台取水場			○	○				不明	○	1	○	1		原水				
H28-062	-01	H29.01	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	表流水	寒川取水事務所			○	○				0.1度以下	○	4			原水					

表 4-6 クリプトポリジウム等の検出状況 (4/10)

処理用通番	枝番	発生時期 (年/月)	都道府県名	事業者/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名 (記載がない場合、 取水口等の記載 があれば記す)	リスク レベル	浄水処理方法				給水人口 (人)	原因	検出時の 浄水濁度	クリプトスポリジウムの検出		ジアルジアの検出		原水/浄水 の別	健康被害 発生状況	対応経緯	関係機関 との連絡	今後の 対応方針	備考欄	
										凝 集 沈 殿	急 速 ろ 過	緩 速 ろ 過	消 毒 の み				検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)	検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)							
H28-063	-01	H29.01	神奈川県	横浜賀市上下水道局	上水道	相模川	表流水	有馬浄水場		○	○		410,000		0.1度以下	○	5			原水							
H28-064	-01	H29.01	東京都	東京都	上水道	-	表流水	東村山浄水場			○		5,887,000		0.1度以下			○	2	原水							
H28-065	-01	H29.01	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	表流水	群馬県東部地域水道			○		396,347		0.1度以下	○	3	○	2	原水							
H28-066	-01	H29.01	北海道	旭川市水道局	上水道	石狩川	表流水	石狩川浄水場		○	○		224,900		0.1度以下			○	0.25	原水					「ジアルジアの濃度=1個/40L」と記載		
H28-067	-01	H29.01	千葉県	南房総広域水道企業団	上水道	利根川水系利根川	表流水	大多善浄水場		○	○		198,064		0.1度以下	○	5			原水							
H28-068	-01	H29.01	埼玉県	企業局	用水供給	-	表流水	行田浄水場		○	○		1,748,900		0.1度以下	○	1	○	1	原水					・給水人口はFILE02より。		
H28-069	-01	H29.01	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	表流水	水海道浄水場 小山取水場			○		231,672		0.1度以下			○	1	原水							
H28-070	-01	H29.01	茨城県	茨城県企業局	上水道	鬼怒川	表流水	水海道浄水場 板戸井取水場			○		231,672		0.1度以下			○	2	原水							
H28-071	-01	H29.02	神奈川県	横浜賀市上下水道局	上水道	相模川	表流水	有馬浄水場		○	○		410,000		0.1度以下	○	5			原水							
H28-072	-01	H29.02	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	表流水	小雀浄水場		○	○		1,310,000		0.1度以下	○	5			原水							
H28-073	-01	H29.02	千葉県	千葉県	上水道	夷隅川水系夷隅川	表流水	佐野浄水場取水口		○	○				0.1度以下	○	1			原水					「給水範囲の戸数=6,392戸」と記載		
H28-074	-01	H29.02	千葉県	北千葉広域水道企業団	用水供給	江戸川	表流水	北千葉広域水道企業団取水口		○	○		4,220,073		0.1度以下	○	1			原水							
H28-075	-01	H29.02	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系 江戸川	表流水	矢切取水場		○	○		690,000		0.1度以下			○	1	原水							
H28-076	-01	H29.02	群馬県	群馬県企業局	用水供給	群馬用水	表流水	群馬県中央第一水道			○		731,977		0.1度以下	○	1			原水							
H28-077	-01	H29.03	群馬県	群馬県企業局	用水供給	群馬用水	表流水	群馬県中央第二水道			○		760,198		0.1度以下			○	1	原水							
H28-001	-01	H29.04	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社寮取水管理事務所	レベル4	○	○	-		不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし				県保健福祉部生活衛生部 環境衛生課、同一次水	ろ過水濁度管理の徹底	
H28-002	-01	H29.04	神奈川県	川崎市上下水道局	上水道	相模川水系	表流水	長沢浄水場 第1着水井(原水)	レベル4	○	○		1,350,000	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし					県保健福祉部生活衛生部 環境衛生課、同一次水、厚生労働 省健康増進局生活衛生部 環境衛生課、同一次水	ろ過水濁度管理の徹底
H28-003	-01	H29.04	神奈川県	横浜賀市上下水道局	上水道	相模川	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○		410,000	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし					県保健福祉部生活衛生部 環境衛生課、同一次水	ろ過水濁度管理の徹底
H28-004	-01	H29.05	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	表流水	飯泉取水管理事務所	レベル4	○	○	-		不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし					県保健福祉部生活衛生部 環境衛生課、同一次水	ろ過水濁度管理の徹底
H28-004	-02	H29.05	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社寮取水管理事務所	レベル4	○	○	-		不明	0.1度以下	○	5			原水	健康被害報告なし					県保健福祉部生活衛生部 環境衛生課、同一次水	ろ過水濁度管理の徹底
H28-005	-01	H29.05	沖縄県	沖縄県企業局	用水供給	比謝川・長田川・天願川(表流水) 倉敷ダム(ダム水)、真毛峠比謝川(湧き井)	その他	北谷浄水場	レベル4	○	○		400,000	不明	0.1度以下	○	1	○	1	原水	健康被害報告なし					厚生労働省、県総合企 業局、環境部、環境部	ろ過水濁度管理の徹底
H28-006	-01	H29.05	千葉県	北千葉広域水道企業団	水道用水供給	江戸川	表流水	北千葉広域水道企業団取水口(松戸市七五衛門新田地帯)	レベル4	○	○		4,220,073	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし					厚生労働省、県総合企 業局、環境部、環境部	ろ過水濁度管理の徹底
H28-007	-01	H29.05	沖縄県	沖縄県企業局	用水供給	比謝川	表流水	比謝川	レベル4	○	○		400,000	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし					県保健福祉部生活衛生部 環境衛生課、同一次水	ろ過水濁度管理の徹底
H28-008	-01	H29.05	岐阜県	岐阜県	上水道	今須中町水源	不圧地下水(湧き井)	今須中町浄水場	レベル3	○	○		530	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし					関ヶ原町、県道 濃保神社	ろ過水濁度管理の徹底、ろ過 ろ過ろ過ろ過ろ過ろ過ろ過
H28-009	-01	H29.06	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社寮取水管理事務所	レベル4	○	○	-		不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし					県保健福祉部生活衛生部 環境衛生課、同一次水	ろ過水濁度管理の徹底
H28-009	-02	H29.06	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社寮取水管理事務所	レベル4	○	○	-		不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし					県保健福祉部生活衛生部 環境衛生課、同一次水	ろ過水濁度管理の徹底
H28-010	-01	H29.07	青森県	青森市	上水道	横内川	表流水	横内浄水場	レベル4		○		92,000	不明	0.1度以下			○	2	原水	健康被害報告なし					国立感染症研究 所	ろ過水濁度管理の徹底
H28-011	-01	H29.07	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	表流水	飯泉取水管理事務所	レベル4	○	○	-		不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし					県保健福祉部生活衛生部 環境衛生課、同一次水	ろ過水濁度管理の徹底
H28-011	-02	H29.07	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社寮取水管理事務所	レベル4	○	○	-		不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし					県保健福祉部生活衛生部 環境衛生課、同一次水	ろ過水濁度管理の徹底
H28-012	-01	H29.07	神奈川県	横浜賀市上下水道局	上水道	相模川	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○		410,000	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし					市健康部保健所生 活衛生課、同一次	ろ過水濁度管理の徹底
H28-013	-01	H29.07	北海道	初山別村	飲料水供給施設	茂葉別川水系湧水の沢川	表流水	東山浄水場			○		3	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし					留前保健所	ろ過水濁度管理の徹底
H28-014	-01	H29.07	北海道	羽幌町	上水道	準用河川福寿川	表流水	準用河川福寿会 取水口	レベル4	○	○		6,850	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし					留前保健所	ろ過水濁度管理の徹底
H28-015	-01	H29.07	群馬県	群馬県企業局	水道用水供給	利根川水系利根川	表流水	群馬県東部地域水道	レベル4	○	○		396,347	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし					県保健福祉部生活衛生部 環境衛生課、同一次水	ろ過水濁度管理の徹底
H28-016	-01	H29.08	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系江戸川	表流水	矢切取水場	レベル4	○	○		700,000	不明	0.1度以下			○	5	原水	健康被害報告なし					県総合企 業局、同一次水	ろ過水濁度管理の徹底
H28-017	-01	H29.08	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川	地表水	房総導水路東金分水工	レベル4	○	○		141,000	不明	0.1度以下			○	2	原水	健康被害報告なし					県総合企 業局、同一次水	ろ過水濁度管理の徹底
H28-018	-01	H29.09	鹿児島県	鹿児島県	奥島町南郷地区排水水道	指江第4(川内)水源	経圧地下水(湧き井)	指江第4(川内)水源			○		1,177	ジアルジアの検出	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし					県外総務部保健所 施設設 備したうえ、取水を再開	ろ過水濁度管理の徹底
H28-019	-01	H29.09	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	表流水	飯泉取水管理事務所	レベル4	○	○	-		不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし					県保健福祉部生活衛生部 環境衛生課、同一次水	ろ過水濁度管理の徹底
H28-019	-02	H29.09	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社寮取水管理事務所	レベル4	○	○	-		不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし					県保健福祉部生活衛生部 環境衛生課、同一次水	ろ過水濁度管理の徹底
H28-020	-01	H29.09	岩手県	盛岡市上下水道局	上水道	中津川	表流水	新庄浄水場着水井	レベル4	○	○		62,500	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし					厚生労働省、岩手県、盛岡 市保健所	ろ過水濁度管理の徹底
H28-021	-01	H29.09	千葉県	千葉県水道局	上水道	養老川水系 高滝ダム湖	表流水	高滝取水場	レベル4	○	○		220,000	不明	0.1度以下			○	19	原水	健康被害報告なし					県総合企 業局、同一次水	ろ過水濁度管理の徹底
H28-022	-01	H29.09	神奈川県	横浜賀市上下水道局	上水道	相模川	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○		410,000	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし					市健康部保健所生 活衛生課、同一次	ろ過水濁度管理の徹底
H28-023	-01	H29.09	沖縄県	沖縄県企業局	用水供給	平南川	表流水	平南川	レベル4	○	○		40,000	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし					ろ過水濁度管理の徹底	
H28-024	-01	H29.09	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	表流水	寒川取水事務所	レベル4	○	○		1,340,000	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし					県保健福祉部、中環環 境部、環境部、同一次水、 県保健福祉部生活衛生部 環境衛生課、同一次水	ろ過水濁度管理の徹底
H28-025	-01	H29.10	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	表流水	飯泉取水管理事務所	レベル4	○	○	-		不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし					県保健福祉部生活衛生部 環境衛生課、同一次水	ろ過水濁度管理の徹底
H28-025	-02	H29.10	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社寮取水管理事務所	レベル4	○	○	-		不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし					県保健福祉部生活衛生部 環境衛生課、同一次水	ろ過水濁度管理の徹底
H28-026	-01	H29.10	千葉県	千葉県	上水道	待崎川水系待崎川	表流水	鶴川市水道局横渚浄水場取水口	レベル4	○	○		6479戸	不明	0.1度以下			○	3	原水	健康被害報告なし					千葉県総合企 業局、同一次水	ろ過水濁度管理の徹底
H28-027	-01	H29.10	新潟県	新潟市水道局	上水道	中ノ川	表流水	戸頭浄水場	レベル4	○	○		57,000	原水からクリプトスポリジウム	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし					新潟県	ろ過水濁度管理の徹底
H28-028	-01	H29.10	大阪府	大阪広域水道企業団	上水道	淀川	表流水	一津屋取水場(三島浄水場)	レベル4	○	○		613,000	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし					大阪府健康部環境衛生部 生活衛生課、同一次水	ろ過水濁度管理の徹底
H28-028	-02	H29.10	大阪府	大阪広域水道企業団	上水道	淀川	表流水	機島取水場(村野浄水場)	レベル4	○	○		3,490,000	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし					大阪府健康部環境衛生部 生活衛生課、同一次水	ろ過水濁度管理の徹底
H28-029	-01	H29.10	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系 印旛沼	表流水	印旛取水場	レベル4	○	○		320,000	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし					県総合企 業局、同一次水	ろ過水

表 4-7 クリプト孢子ジウム等の検出状況 (5/10)

処理用番号	枝番	発生時期(年/月)	都道府県名	事業者/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名(記載がない場合、取水口等の記載があれば記す)	リスクレベル	浄水処理方法				給水人口(人)	原因	検出時の浄水濃度	クリプト孢子ジウムの検出		ジアルジアの検出		原水/浄水の別	健康被害発生状況	対応経緯	関係機関との連絡	今後の対応方針	備考欄
										凝集沈殿	急速ろ過	緩速ろ過	消毒のみ				検出の有無(検出の場合○)	濃度(個/10L)	検出の有無(検出の場合○)	濃度(個/10L)						
H29-031	-01	H29.11	神奈川県	横浜水道局	上水道	相模川	その他	西谷浄水場	レベル4	○	○			790,000	不明	0.1度以下		○	1	原水	健康被害報告なし					
H29-032	-01	H29.11	岐阜県	西濃保健所	専用水道	貝月谷支流	表流水	貝月リゾート水源:貝月谷支流	レベル4		○			800(1日最大利用者)	取水施設上流で動物の糞便等	0.1度以下		○		原水	健康被害報告なし			クリプト孢子ジウム検査実施		
H29-033	-01	H29.11	千葉県	千葉県	上水道	夷隅川水系夷隅川	表流水	佐野浄水場取水口	レベル4	○	○		6392戸	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし			千葉県総合企画部水政課		
H29-034	-01	H29.11	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川	表流水	富吉浄水場(富吉取水口)	レベル4	○	○		147,000	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし			宮崎県健康福祉部生活衛生課		
H29-035	-01	H29.11	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	表流水	飯塚取水管理事務所	レベル4	○	○		-	不明	0.1度以下		○	1	原水	健康被害報告なし						
H29-036	-01	H29.11	千葉県	北千葉広域水道企業団	水道用水供給	江戸川	表流水	北千葉広域水道企業団取水口(松五郎七左衛門新田地)	レベル4	○	○		4220,073	不明	0.1度以下		○	1	原水	健康被害報告なし						
H29-037	-01	H29.11	神奈川県	横浜上下水道局	上水道	相模川	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○		410,000	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし					
H29-038	-01	H29.11	神奈川県	川崎市上下水道局	上水道	相模川水系	表流水	長沢浄水場 第3ろ過井	レベル4	○	○		1,150,000	不明	0.1度以下		○	1	原水	健康被害報告なし						
H29-039	-01	H29.11	群馬県	群馬県企業局	水道用水供給	群馬川(利根川水系利根川)	表流水	群馬県県央第一水道	レベル4	○	○		741,104	不明	0.1度以下		○	1	原水	健康被害報告なし						
H29-040	-01	H29.11	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川	表流水	寒川浄水場	レベル4	○	○		1,190,000	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし					
H29-041	-01	H29.11	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系 江戸川	表流水	矢切取水場	レベル4	○	○		700,000	不明	0.1度以下		○	2	原水	健康被害報告なし						
H29-042	-01	H29.12	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	相模川水系	レベル4	○	○		-	不明	0.1度以下	○	13			原水	健康被害報告なし					
H29-043	-01	H29.12	宮崎県	宮崎市上下水道局水道部浄水課	上水道	大淀川	表流水	下北浄水場取水口、富吉浄水場取水口	レベル4	○	○		357,000	不明	0.1度以下		○	3	原水	健康被害報告なし						
H29-044	-01	H29.12	群馬県	群馬県企業局	用水供給	群馬川(利根川水系利根川)	表流水	群馬県県央第二水道	レベル4	○	○		767,468	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし					
H29-045	-01	H29.12	神奈川県	横浜水道局	上水道	相模川	表流水	寒川取水事務所	レベル4	○	○		1,340,000	不明	0.1度以下	○	1	○	1	原水	健康被害報告なし					
H29-046	-01	H29.12	千葉県	千葉県水道局	上水道	養父川水系 高滝ダム湖	表流水	高滝取水場	レベル4	○	○		220,000	不明	0.1度以下		○	1	原水	健康被害報告なし						
H29-047	-01	H29.12	埼玉県	埼玉県企業局	用水供給	ダム放流水	表流水	行田浄水場	レベル4	○	○		-	不明	0.1度以下		○	1	原水	健康被害報告なし						
H29-048	-01	H29.12	神奈川県	横浜水道局	上水道	相模川	表流水	小雀浄水場	レベル4	○	○		1,340,000	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし					
H29-049	-01	H29.12	群馬県	群馬県水道企業団	上水道	利根川水系渡良瀬川	表流水	太田渡良瀬川取水場	レベル4	○	○		116,915	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし					
H29-050	-01	H30.1	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	相模川水系	レベル4	○	○		-	不明	0.1度以下	○	6			原水	健康被害報告なし					
H29-050	-02	H30.1	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	相模川水系	レベル4	○	○		-	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし					
H29-051	-01	H30.1	千葉県	千葉県総合企画部水政課	上水道	養父川水系 高滝ダム湖	表流水	高滝取水場	レベル4	○	○		46,223	不明	0.1度以下	○	6			原水	調査中					
H29-052	-01	H30.1	神奈川県	横浜上下水道局	上水道	相模川	表流水	相模川水系(有馬浄水場)	レベル4	○	○		400,000	不明	0.1度以下	○	15			原水	健康被害報告なし					
H29-053	-01	H30.1	宮崎県	宮崎市上下水道局水道部浄水課	上水道	大淀川	表流水	下北浄水場取水口、富吉浄水場取水口	レベル4	○	○		357,000	不明	0.1度以下	○	3			原水	健康被害報告なし					
H29-054	-01	H30.1	東京都	東京都水道局	上水道	荒川	表流水	三郷浄水場、三園浄水場	レベル4	○	○		3,107,000	不明	0.1度以下	○	2	○	3	原水	健康被害報告なし					
H29-055	-01	H30.1	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川、渡良瀬川	表流水	群馬県新田山田水道、群馬県東部地域水道	レベル4	○	○		677,630	不明	0.1度以下		○	1	原水	健康被害報告なし						
H29-056	-01	H30.1	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系 印旛沼	表流水	印旛取水場	レベル4	○	○		320,000	不明	0.1度以下		○	5		原水	健康被害報告なし					
H29-056	-02	H30.1	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系 利根川	表流水	木下取水場	レベル4	○	○		1,000,000	不明	0.1度以下		○	4		原水	健康被害報告なし					
H29-057	-01	H30.1	大阪府	河内長野市上下水道部水道課	上水道	大和川水系 石川	表流水	西代浄水場	レベル4	○	○		10,000	不明	0.1度以下		○	1	原水	健康被害報告なし						
H29-058	-01	H30.1	神奈川県	横浜水道局	上水道	相模川	表流水	寒川取水事務所	レベル4	○	○		1,340,000	不明	0.1度以下	○	11	○	1	原水	健康被害報告なし					
H29-058	-02	H30.1	神奈川県	横浜水道局	上水道	相模川	表流水	寒川取水事務所	レベル4	○	○		1,340,000	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし					
H29-059	-01	H30.1	埼玉県	埼玉県企業局	用水供給	ダム放流水	表流水	新三郷浄水場	レベル4	○	○		-	不明	0.1度以下		○	5		原水	健康被害報告なし					
H29-060	-01	H30.2	茨城県	茨城県企業局	上水道	鬼怒川	表流水	熊谷浄水場(水海道浄水場 観音寺取水場)	レベル4	○	○		231,672	不明	0.1度以下		○	1	原水	健康被害報告なし						
H29-061	-01	H30.2	神奈川県	横浜水道局	上水道	相模川	表流水	小雀浄水場	レベル4	○	○		1,340,000	不明	0.1度以下	○	5	○	1	原水	健康被害報告なし					
H29-062	-01	H30.2	熊本県	熊本県水道局	上水道	一本木1号井(深井戸)及び一本木2号井(深井戸)	表流水	一本木水源池	レベル3				35,000	不明	不明	○	1	○	1	原水	健康被害報告なし					
H30-001	-01	H30.4	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系(渡良瀬川、利根川)	表流水	新田山田	レベル4				27,227.5人	不明	0.1度以下		○	1	原水	健康被害報告なし						
H30-002	-01	H30.4	北海道	旭川市水道局	上水道	石狩川(表流水)	表流水	石狩川浄水場	レベル4	○	○		旭川市:約217,000	不明	0.1度以下	○	0.5	○	0.75	浄水	健康被害報告なし					
H30-003	-01	H30.4	神奈川県	横浜上下水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○		40万人	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし					
H30-004	-01	H30.4	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川(表流水)	表流水	寒川浄水場	レベル4	○	○		約119万人	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし					
H30-005	-01	H30.5	神奈川県	横浜水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	小雀浄水場(取水場:高滝浄水場(約4073))	レベル4	○	○		134万人	不明	0.1度以下	○	18	○	2	原水	健康被害報告なし					
H30-005	-02	H30.5	神奈川県	横浜水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	小雀浄水場(取水場:高滝浄水場(約4073))	レベル4	○	○		134万人	不明	0.1度以下	○	5	○	2	原水	健康被害報告なし					
H30-006	-01	H30.5	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系(表流水)	表流水	飯塚取水管理事務所	-	○	○		-	不明	0.1度以下		○	2	原水	健康被害報告なし						
H30-006	-02	H30.5	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	飯塚取水管理事務所	-	○	○		-	不明	0.1度以下	○	6			原水	健康被害報告なし					
H30-007	-01	H30.5	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系 江戸川(表流水)	表流水	矢切取水場	レベル4	○	○		約70万人(平成28年度)	不明	0.1度以下		○	2		原水	健康被害報告なし					
H30-008	-01	H30.5	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川(表流水)	表流水	寒川浄水場	レベル4	○	○		約119万人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし					
H30-009	-01	H30.5	大阪府	河内長野市	上水道	石川水系 石見川支流菜畑谷 表流水	表流水	石見川浄水場 原水	レベル4		○		321人(平成30年4月末)	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし					
H30-010	-01	H30.6	熊本県	熊本県	上水道(原水)	一本木2号井(深井戸)	表流水	一本木水源池	レベル3		○		約35,000人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし					
H30-011	-01	H30.6	岐阜県	飛騨市	上水道(上村第一)	上村第一水源(表流水)	表流水	上村第一水源	レベル4		○		390人	不明	0.1度以下		○	3		原水	健康被害報告なし					
H30-012	-01	H30.5	東京都	東京都	上水道	表流水	表流水	新霞浄水場	レベル4	○			新霞浄水場:3,078.0	不明	0.1度以下		○	1		原水	健康被害報告なし					
H30-013	-01	H30.7	長野県	長野県	小種上水、長野給水	水石水源(湧水)、舟ヶ沢水源(湧水)	表流水	西小種配水池	レベル3		○		小種上水:約870戸(約)	不明	0.1度以下	○	0.5			浄水	健康被害報告なし					
H30-014	-01	H30.7	群馬県	群馬県企業局	水道用水供給事業	東部地域、利根川(表流水)	表流水	東部地域、利根川(表流水)	レベル4	○	○		東部地域:405,955人	不明	0.1度以下		○	1		原水	健康被害報告なし					
H30-015	-01	H30.7	茨城県	茨城県企業局	上水道	潮沼川(表流水)	表流水	潮沼川(表流水)	レベル4	○	○		67,372人(潮沼川浄水場)	不明	0.1度以下		○	1		原水	健康被害報告なし					

表 4-8 クリプトポリジウム等の検出状況 (6/10)

処理用番号	枝番	発生時期(年/月)	都道府県名	事業者/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名(記載がない場合、取水口等の記載があれば記す)	リスクレベル	浄水処理方法				給水人口(人)	原因	検出時の浄水濃度	クリプトスポリジウムの検出		ジアルジアの検出		原水/浄水の別	健康被害発生状況	対応経緯	関係機関との連絡	今後の対応方針	備考欄
										凝集沈殿	急速ろ過	緩速ろ過	消毒のみ				検出の有無(検出の場合○)	濃度(個/10L)	検出の有無(検出の場合○)	濃度(個/10L)						
H30-016	-01	H30.7	群馬県	桐生市水道局	上水道	利根川水系渡良瀬川(表流水)	表流水	利根川水系渡良瀬川(表流水)	レベル4	○	○		74073人(平成29年度)	不明	0.1度以下		○	1	原水	健康被害報告なし						
H30-017	-01	H30.7	大阪府	泉佐野市	上水道	大池(表流水)	表流水	大池(表流水)	レベル4	○	○		約39,000人	クリプトスポリジウム及びジアル	0.1度以下	○	2	○	3	原水	健康被害報告なし					
H30-018	-01	H30.8	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	相模川水系(表流水)	-	○	○		-	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし					
H30-019	-01	H30.8	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系(表流水)	表流水	酒匂川水系(表流水)	-	○	○		-	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし					
H30-020	-01	H30.8	埼玉県	深谷市水道事業	上水道	荒川(表流水)	表流水	荒川(表流水)	レベル4	○	○		7968人(3,127世帯)	不明	0.1度以下		○	6	原水	健康被害報告なし				浄水処理方法「膜ろ過」		
H30-021	-01	H30.8	千葉県	北千葉広域水道企業団	水道用水供給	江戸川(表流水)	表流水	江戸川(表流水)	-	○	○		4,271,696人(H29年度)	不明	0.1度以下		○	1	原水	健康被害報告なし						
H30-022	-01	H30.8	群馬県	群馬県企業局	水道用水供給	群馬用水(利根川水系利根川)(表流水)	表流水	群馬用水(利根川水系利根川)(表流水)	レベル4	○	○		740,153人	不明	0.1度以下		○	1	原水	健康被害報告なし						
H30-023	-01	H30.9	岩手県	盛岡市上下水道局	上水道	中津川(表流水)	表流水	新庄浄水場着水井	レベル4	○	○		62,145人(31,280世帯)	不明	0.1度以下		○	1	原水	健康被害報告なし						
H30-024	-01	H30.9	東京都	東京都	上水道	表流水	表流水	三圃浄水場	レベル4	○	○		三圃浄水場:766,000人	不明	0.1度以下		○	1	原水	健康被害報告なし						
H30-024	-02	H30.9	東京都	東京都	簡易水道	表流水	表流水	御蔵島村浄水場	レベル4	○	○		298人(平成29年水道)	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし				浄水処理方法「膜処理」	
H30-025	-01	H30.9	宮城県	石巻地方広域水道企業団	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-		○	3	原水	健康被害報告なし				データがメールファイル(.msg)のみで、不明箇所あり。		
H30-026	-01	H30.9	沖縄県	沖縄県企業局	用水供給	-	-	北谷浄水場 原水	レベル4	○	○		約40万人	不明	0.1度以下		○	1	原水	健康被害報告なし						
H30-027	-01	H30.9	沖縄県	沖縄県企業局	用水供給	平南川(表流水)	表流水	平南川(表流水)	-	○	○		約4万人	不明	-					原水	健康被害報告なし					
H30-028	-01	H30.10	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系(表流水)	表流水	飯泉取水管理事務所	-	○	○		-	不明	0.1度以下		○	1	原水	健康被害報告なし						
H30-029	-01	H30.10	千葉県	千葉県水道局	上水道	①利根川水系 利根川(表流水)	表流水	①木下取水場	-	○	○		①約100万人(平成29年度)	不明	0.1度以下		○	1	原水	健康被害報告なし						
H30-029	-02	H30.10	千葉県	千葉県	上水道	夷隅川水系夷隅川(表流水)	表流水	佐野浄水場取水口	レベル4	○	○		6,392戸(H29年度末)	不明	0.1度以下		○	1	原水	健康被害報告なし						
H30-030	-01	H30.10	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川(表流水)	表流水	養川浄水場	レベル4	○	○		約119万人	不明	0.1度以下		○	2	原水	健康被害報告なし						
H30-031	-01	H30.11	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	-	○	○		-	不明		○	7			原水	健康被害報告なし					
H30-032	-01	H30.11	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	中野浄水場	レベル4	○	○		134万人	不明	0.1度以下	○	3			原水	健康被害報告なし					
H30-033	-01	H30.11	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	-	○	○		-	不明	0.1度以下	○	11			原水	健康被害報告なし					
H30-034	-01	H30.11	千葉県	北千葉広域水道企業団	水道用水供給	江戸川(表流水)	表流水	江戸川(表流水)	-	○	○		4,271,696人(H29年度)	不明	0.1度以下		○	1	原水	健康被害報告なし						
H30-035	-01	H30.11	山形県	山形県食品安全衛生課	上水道	湧水	表流水	取水位置:村山市大字岩野	レベル3				139世帯 427人	-	0.1度以下					原水	健康被害報告なし				「第3報」を採用。	
H30-036	-01	H30.11	群馬県	桐生市水道局	上水道	利根川水系桐生川(表流水)	表流水	利根川水系桐生川(表流水)	レベル4	○	○		20,207人(平成29年度)	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし					
H30-037	-01	H30.11	茨城県	茨城県企業局	上水道	鬼怒川(表流水)	表流水	碓氷川浄水場取水口	レベル4	○	○		231,672人(水海道浄水場 飯野取水口)	不明	0.1度以下		○	1	原水	健康被害報告なし						
H30-038	-01	H30.11	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系 江戸川(表流水)	表流水	矢切取水場	レベル4	○	○		約70万人(平成29年度)	不明	0.1度以下		○	1	原水	健康被害報告なし						
H30-039	-01	H30.11	神奈川県	横浜市長局	上水道	相模川(表流水)	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○		40万人	不明	0.1度以下	○	4			原水	健康被害報告なし					
H30-040	-01	H30.11	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川(表流水)	表流水	養川浄水場	レベル4	○	○		約119万人	不明	0.1度以下	○	1	○	1	原水	健康被害報告なし					
H30-041	-01	H30.12	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	中野浄水場	レベル4	○	○		134万人	不明	0.1度以下	○	10			原水	健康被害報告なし					
H30-042	-01	H30.12	大阪府	能勢町	上水道	表流水	表流水	妙見山浄水場	レベル4	○	○		給水人口 5人	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし					
H30-043	-01	H30.12	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川(表流水)	表流水	大淀川(表流水)	レベル4	○	○		21.0万人(下北方浄水場)	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし					
H30-044	-01	H30.12	群馬県	群馬県企業局	水道用水供給事業	群馬用水(利根川水系利根川)(表流水)	表流水	群馬用水(利根川水系利根川)(表流水)	レベル3	○	○		767,468人	不明	0.1度以下		○	1	原水	健康被害報告なし						
H30-045	-01	H30.12	広島県	広島県企業局(指定管理者:清水みらい広島)	水道用水供給事業	沼田川(表流水)	表流水	沼田川(表流水)	レベル4	○	○		74万人(計画給水人口)	不明	0.1度超		○	9	原水	健康被害報告なし						
H30-046	-01	H30.12	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	相模川(表流水)	レベル4	○	○		134万人	不明	0.1度以下	○	1	○	1	原水	健康被害報告なし					
H30-047	-01	H30.12	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	相模川(表流水)	レベル4	○	○		134万人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし					
H30-048	-01	H30.12	岐阜県	高山市	上水道(三ツ谷)	三ツ谷水源(表流水)	表流水	三ツ谷水源取水場	レベル4	○	○		10戸	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし					
H31-R01-001	-01	H31.01	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	-	○	○		記載なし	不明	0.1度以下	○	32			原水	健康被害報告なし					
H31-R01-002	-01	H31.01	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系(表流水)	表流水	飯泉取水管理事務所	-	○	○		記載なし	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし					
H31-R01-003	-01	H31.01	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	-	○	○		記載なし	不明	0.1度以下	○	10			原水	健康被害報告なし					
H31-R01-004	-01	H31.01	広島県	広島県企業局(指定管理者:清水みらい広島)	水道用水供給事業	沼田川(表流水)	表流水	本郷取水場取水口	-	○	○		74万人	不明	0.1度以下		○	2	原水	健康被害報告なし					複数日の記録があったため、枝番付で記載した	
H31-R01-004	-02	H31.01	広島県	広島県企業局(指定管理者:清水みらい広島)	水道用水供給事業	沼田川(表流水)	表流水	本郷取水場取水口	-	○	○		74万人	不明	0.1度以下		○	1	原水	健康被害報告なし					複数日の記録があったため、枝番付で記載した	
H31-R01-005	-01	H31.01	千葉県	野田市水道部	上水道	江戸川(表流水)	表流水	中野台取水場	-	○	○		127,000人	不明	0.1度以下	○	3	○	1	原水	健康被害報告なし					
H31-R01-006	-01	H31.01	埼玉県	企業局	水道用水供給事業	表流水、(ダム放流水等)	表流水	行田浄水場 利根川右岸	レベル4	○	○		記載なし	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし					
H31-R01-007	-01	H31.01	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	-	○	○		記載なし	不明	0.1度以下	○	10			原水	健康被害報告なし					
H31-R01-008	-01	H31.01	千葉県	九十九重地城水道企業団	上水道	利根川水系利根川(栗山川)	表流水	利根川水系利根川(栗山川)	レベル4	○	○		60千人	不明	0.1度以下	○	13			原水	健康被害報告なし					
H31-R01-009	-01	H31.01	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川(表流水)	表流水	養川浄水場	-	○	○		約119万人	不明	0.1度以下	○	3			原水	健康被害報告なし					
H31-R01-010	-01	H31.01	京都府	京都府船井郡京丹波町	上水道	京丹波町水道事業 中山浄水場 着水井	表流水	中山浄水場	-	○	○		約80人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし				対応終了日は2月1日	
H31-R01-011	-01	H31.02	宮城県	石巻地方広域水道企業団	上水道	旧北上川(表流水)	表流水	鹿又取水場	-	○	○		160,070人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし					
H31-R01-012	-01	H31.02	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系(表流水)/相模川水系(表流水)	表流水	西長沢浄水場	レベル4	○	○		記載なし	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし					
H31-R01-013	-01	H31.01	広島県	広島県企業局(指定管理者:清水みらい広島)	水道用水供給事業	沼田川(表流水)	表流水	本郷取水場取水口	-	○	○		74万人	不明	0.1度以下		○	2	原水	健康被害報告なし					対応終了日は2月14日	
H31-R01-014	-01	H31.02	長野県	長野県企業局	上水道	一級河川 千曲川(表流水)	表流水	上田市小牧地 上田県水調理工	-	○	○		74万人	不明	0.1度以下		○	1	原水	健康被害報告なし						
H31-R01-015	-01	H31.02	群馬県	群馬県企業局	水道用水供給事業	東部地域、利根川(表流水)	表流水	群馬県東部千代田町大字瀬戸井地先	-	○	○		405,955人	不明	0.1度以下		○	1	原水	健康被害報告なし						
H31-R01-016	-01	H31.02	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系 江戸川(表流水)	表流水	矢切取水場	-	○	○		約70万人	不明	0.1度以下		○	1	原水	健康被害報告なし						

表 4-9 クリプト孢子ジウム等の検出状況 (7/10)

処理用番号	枝番	発生時期(年/月)	都道府県名	事業者/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名(記載がない場合、取水口等の記載があれば記す)	リスクレベル	浄水処理方法				給水人口(人)	原因	検出時の浄水濁度	クリプト孢子ジウムの検出		ジアルジアの検出		原水/浄水の別	健康被害発生状況	対応経緯	関係機関との連絡	今後の対応方針	備考欄
										凝集沈殿	急速ろ過	緩速ろ過	消毒のみ				検出の有無(検出の場合○)	濃度(個/10L)	検出の有無(検出の場合○)	濃度(個/10L)						
H31-R01-017	-01	H31.02	千葉県	北千葉広域水道企業団	水道用水供給	江戸川(表流水)	表流水	江戸川取水場(千葉県)	-	○	○		4271,696人	不明	0.1度以下	○	1	○	1	原水	健康被害報告なし					
H31-R01-018	-01	H31.02	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川(表流水)	表流水	利根川取水場(茨城県)	-	○	○		308,341人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし					
H31-R01-019	-01	H31.02	神奈川県	横浜質水上下水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○		40万人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし					
H31-R01-020	-01	H31.02	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川(表流水)	表流水	利根川取水場(茨城県)	-	○	○		308,341人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし					
H31-R01-021	-01	H31.03	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	-	○	○			記載なし	0.1度以下	○	43	○	1	原水	健康被害報告なし					
H31-R01-022	-01	H31.03	東京都	東京都	上水道	表流水	表流水	三郷取水場(埼玉県)	レベル4		○		2,778,000人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし					
H31-R01-023	-01	H31.04	栃木県	企業局	上水道、工水	鬼怒川(表流水)	表流水	鬼怒水道事務所(栃木県)	-	○	○			記載なし	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし					
H31-R01-024	-01	H31.04	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	-	○	○			記載なし	0.1度以下	○	17			原水	健康被害報告なし					
H31-R01-025	-01	H31.04	千葉県	野田市水道部	上水道	江戸川(表流水)	表流水	中野台取水場	-	○	○		127,000人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし					
H31-R01-026	-01	H31.04	埼玉県	入間市	上水道	入間川(伏流水)	伏流水	榎山浄水場	レベル3	○	○		30,000人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし					
H31-R01-027	-01	R01.05	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系(表流水)	表流水	飯泉取水管理事務所	-	○	○			記載なし	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし				複数の水系の記録があったため、枝番付きで記載した	
H31-R01-027	-02	R01.05	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	-	○	○			記載なし	0.1度以下	○	13			原水	健康被害報告なし				複数の水系の記録があったため、枝番付きで記載した	
H31-R01-028	-01	R01.05	高知県	高知県	簡易水道	伏流水	伏流水	橋原町簡易水道 六丁地区	レベル4		○		171人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし					
H31-R01-029	-01	R01.06	福井県	福井県	用水供給	九頭川水系(表流水)	表流水	九頭川取水場	-	○	○		13万5千人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし					
H31-R01-030	-01	R01.06	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系(表流水)	表流水	飯泉取水管理事務所	-	○	○			記載なし	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし					
H31-R01-031	-01	R01.06	神奈川県	横浜質水上下水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○		40万人	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし					
H31-R01-032	-01	R01.06	神奈川県	横浜質水上下水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○		40万人	不明	0.1度以下	○	2	○	1	原水	健康被害報告なし					
H31-R01-033	-01	R01.07	千葉県	千葉県企業局	上水道	利根川水系 利根川(表流水)	表流水	木下取水場	-	○	○		約100万人	不明	0.1度以下			○	3	原水	健康被害報告なし					
H31-R01-034	-01	R01.08	滋賀県	甲賀市	上水道	表流水	表流水	小川浄水場(原水)	レベル4		○		441人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし					
H31-R01-035	-01	R01.09	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	-	○	○			記載なし	0.1度以下	○	4			原水	健康被害報告なし					
H31-R01-036	-01	R01.09	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川(表流水)	表流水	利根川取水場(茨城県)	-	○	○		256,595人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし					
H31-R01-037	-01	R01.11	神奈川県	横浜質水上下水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○		134万人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし					
H31-R01-038	-01	R01.11	神奈川県	横浜質水上下水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○		40万人	不明	0.1度以下	○	4			原水	健康被害報告なし					
H31-R01-039	-01	R01.12	埼玉県	企業局	水道用水供給事業	表流水、(ダム放流水等)	表流水	大久保浄水場 荒川左岸	レベル4	○	○			記載なし	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし					
H31-R01-040	-01	R01.12	神奈川県	横浜質水上下水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○		134万人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし					
R02-001	-01	R02.01	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系(表流水)	表流水	飯泉取水管理事務所	-	○	○			記載なし	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし					
R02-002	-01	R02.01	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川(表流水)	表流水	利根川取水場(茨城県)	-	○	○		67,372人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし					
R02-003	-01	R02.01	沖縄県	沖縄県企業局	用水供給	表流水	表流水	北谷浄水場	レベル4	○	○		約40万人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし					
R02-004	-01	R02.01	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川(表流水)	表流水	下北方浄水場(柏田取水口)	レベル4	○	○		21.0万人	不明	0.1度以下	○	6			原水	健康被害報告なし					
R02-004	-02	R02.01	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川(表流水)	表流水	富吉浄水場(富吉取水口)	レベル4	○	○		14.7万人	不明	0.1度以下	○	7			原水	健康被害報告なし					
R02-005	-01	R02.01	千葉県	千葉県企業局	上水道	利根川水系 利根川(表流水)	表流水	木下取水場	-	○	○		約110万人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし					
R02-006	-01	R02.01	茨城県	茨城県企業局	上水道	鬼怒川(表流水)	表流水	利根川取水場(茨城県)	-	○	○		256,595人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし					
R02-007	-01	R02.01	福岡県	大牟田市企業局	上水道	菊池川(表流水)	表流水	ありあけ浄水場 着水	レベル4		○			不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし					
R02-008	-01	R02.02	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	-	-	西長沢浄水場	-	○	○			不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし					
R02-009	-01	R02.02	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	-	○	○			不明	0.1度以下	○	4			原水	健康被害報告なし					
R02-010	-01	R02.02	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川(表流水)	表流水	下北方浄水場(柏田取水口)	レベル4				21.0万人	不明	0.1度以下	○	5			原水	健康被害報告なし					
R02-010	-02	R02.02	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川(表流水)	表流水	富吉浄水場(富吉取水口)	レベル4				14.7万人	不明	0.1度以下	○	6			原水	健康被害報告なし					
R02-011	-01	R02.02	千葉県	千葉県企業局	上水道	利根川水系 江戸川(表流水)	表流水	矢切取水場	-	○	○		約60万人	不明	0.1度以下			○	3	原水	健康被害報告なし					
R02-012	-01	R02.02	広島県	広島県企業局	用水供給	太田川(表流水)	表流水	戸坂取水場取水口	-	○	○		19万人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし					
R02-013	-01	R02.02	岐阜県	白川村	簡易水道	三谷川(表流水)	表流水	三谷川水源	-		○		53人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし				報告日はR02年3月10日	
R02-014	-01	R02.04	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	-	○	○			不明	0.1度以下	○	8			原水	健康被害報告なし					
R02-015	-01	R02.06	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	-	○	○			不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし					
R02-016	-01	R02.06	愛媛県	愛媛県	簡易水道	-	表流水	新宮浄水場	-				550人	野生動物	記載なし			○	1	原水	健康被害報告なし					
R02-017	-01	R02.06	東京都	東京都	上水道	-	表流水	秋ヶ瀬取水場	-		○		3,201,000人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし					
R02-018	-01	R02.06	東京都	東京都	上水道	-	表流水	三郷取水場	レベル4		○		2,696,000人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし					
R02-019	-01	R02.07	北海道	北海道(羽幌町)	簡易水道	白浜無名川(表流水)	表流水	白浜浄水場	-	○	○		173人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし					
R02-020	-01	R02.07	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	-	○	○			不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし					
R02-021	-01	R02.07	千葉県	千葉県企業局	上水道	利根川水系 利根川(表流水)	表流水	木下取水場	-	○	○		約110万人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし					
R02-022	-01	R02.07	岩手県	盛岡市上下水道局	上水道	築川(表流水)	表流水	沢田浄水場着水井	レベル4	○	○		94,601人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし					
R02-023	-01	R02.07	沖縄県	大宜味村(国頭郡)	上水道(簡易水道)	表流水	表流水	津波取水場	レベル4		○		3,047人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし					
R02-024	-01	R02.07	新潟県	小千谷市	上水道	信濃川(表流水)	表流水	小千谷浄水場	レベル4	○	○		29,246人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし					
R02-025	-01	R02.08	神奈川県	横浜質水上下水道局	上水道	相模川(相模湖)	記載なし	記載なし	レベル4	○	○		79万人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし					

表 4-10 クリプトポリジウム等の検出状況 (8/10)

処理用番号	枝番	発生時期 (年/月)	都道府県名	事業体/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名 (記載がない場合、 取水口等の記載 があれば記す)	リスク レベル	浄水処理方法				給水人口 (人)	原因	検出時の 浄水濁度	クリプトポリジウムの検出		ジアルジアの検出		原水/浄水 の別	健康被害 発生状況	対応経緯	関係機関 との連絡	今後の 対応方針	備考欄	
										凝集 沈殿	急速ろ 過	緩速ろ 過	消毒 のみ				検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)	検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)							
R02-026	-01	R02.08	北海道	北海道(羽幌町)	簡易水道	イカソ川水系イカソ川(表流水)	表流水	樽毛町若者 道有林19区 水源取水口	-			○	47人	雨による河川濁度上昇	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし						
R02-027	-01	R02.08	高知県	大豊町	専用水道	大豊町中村大王宇長橋 竹谷川(表流水)	表流水	ゆとりすとパーク専用水道	レベル4			○	50人	不明	記載なし	○	1			原水	健康被害報告なし						
R02-028	-01	R02.09	熊本県	記載なし	上水道	八景水谷3号(認可深1号) 浅井戸	浅井戸	八景水谷水源池	レベル3			○	約63,000人	不明	0.1度以下		○	1		原水	健康被害報告なし				浄水処理方法:紫外線処理		
R02-029	-01	R02.09	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○		40万人	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし						
R02-030	-01	R02.09	東京都	東京都	簡易水道		表流水	向沢浄水場(東京都青ヶ島村)	-			○	148人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし				浄水処理方法:緩速ろ過及び塩素処理		
R02-031	-01	R02.09	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	-	○	○			不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし						
R02-032	-01	R02.08	北海道	北海道(雄武町)	簡易水道	音稲府川水系音稲府川(表流水)	表流水	音稲第二浄水場取水施設	-			○	3,988人(01-03合計)	不明	0.1度以下		○	5		原水	健康被害報告なし				報告日は令和2年9月30日		
R02-032	-02	R02.08	北海道	北海道(雄武町)	簡易水道	元沢川水系元沢川(表流水)	(表流水)	元沢川浄水場取水施設	-			○	3,988人(01-03合計)	不明	0.1度以下		○	5		原水	健康被害報告なし				報告日は令和2年9月30日		
R02-032	-03	R02.08	北海道	北海道(雄武町)	簡易水道	横内川水系中下横内川(表流水)	(表流水)	横内川浄水場	-			○	3,988人(01-03合計)	不明	0.1度以下		○	14		原水	健康被害報告なし				報告日は令和2年9月30日		
R02-033	-01	R02.09	沖縄県	沖縄県企業局	用水供給	大田川水系(表流水)	ダム水	石川浄水場	レベル4	○	○		約40万人	不明	0.1度以下		○	1		原水	健康被害報告なし						
R02-034	-01	R02.10	千葉県	千葉県企業局	上水道	利根川水系 利根川(表流水)	表流水	木下取水場	-	○	○		約110万人	不明	0.1度以下	○	1		5	原水	健康被害報告なし						
R02-035	-01	R02.10	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○		40万人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし						
R02-036	-01	R02.10	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川	表流水	谷ヶ原浄水場	レベル4	○	○	○	約45万人	不明	0.1度以下		○	1		原水	健康被害報告なし						
R02-037	-01	R02.11	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川(表流水)	表流水	練馬水道事務所利根川浄水場 利根川取水口	-	○	○		309,691人	不明	0.1度以下		○	1		原水	健康被害報告なし						
R02-038	-01	R02.11	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	小雀浄水場	レベル4	○	○		134万人	不明	0.1度以下	○	6			原水	健康被害報告なし						
R02-039	-01	R02.11	長野県	長野市	上水道	聖北水源(湧水)	湧水	聖北水源	レベル3			○	15人	不明	記載なし	○	8		15	原水	健康被害報告なし				浄水処理方法:塩素滅菌 11月18日検査		
R02-039	-02	R02.11	長野県	長野市	上水道	聖北水源(湧水)	湧水	聖北水源	レベル3			○	15人	不明	記載なし	○	8			配水池水	健康被害報告なし				浄水処理方法:塩素滅菌 11月19日検査		
R02-040	-01	R02.11	北海道	遠別町	簡易水道	本別地区水源(表流水)	表流水	取水場	-			○	2,602人	不明	0.1度以下		○	1		原水	健康被害報告なし						
R02-041	-01	R02.11	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○		40万人	不明	0.1度以下		○	25		原水	健康被害報告なし						
R02-042	-01	R02.11	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	-	○	○			不明	0.1度以下	○	4			原水	健康被害報告なし						
R02-043	-01	R02.12	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川	(表流水)	荻川浄水場	レベル4	○	○		約122万人	不明	0.1度以下		○	1		原水	健康被害報告なし						
R02-044	-01	R02.12	熊本県	熊本市上下水道局	上水道	一本木1号(認可深1号) 深井戸	深井戸	一本木水源池	レベル3			○	約35,000人	不明	0.1度以下		○	1		原水	健康被害報告なし						
R02-045	-01	R02.12	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	-	○	○			不明	0.1度以下		○	6		原水	健康被害報告なし						
R02-046	-01	R02.12	埼玉県	企業局	用水供給	表流水、ダム放流水等	表流水	大久保浄水場 荒川左岸	レベル4	○	○			不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし						
R02-047	-01	R02.12	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川(表流水)	表流水	下北方浄水場(柏田取水口)	レベル4	○	○		21.0万人	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし						
R02-047	-02	R02.12	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川(表流水)	表流水	富吉浄水場(富吉取水口)	レベル4	○	○		14.7万人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし						
R02-048	-01	R02.12	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川(表流水)	表流水	練馬水道事務所利根川浄水場 利根川取水口	-	○	○	○	310,081人	不明	0.1度以下			○	1		原水	健康被害報告なし					
R02-049	-01	R02.12	新潟県	新潟市水道局	上水道	西川(表流水)	表流水	巻浄水場	レベル4	○	○		41,523人	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし						
R02-050	-01	R02.12	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○		40万人	不明	0.1度以下	○	6			原水	健康被害報告なし						
R02-051	-01	R02.12	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	相模川取水場(相模川取水口)	レベル4	○	○		134万人	不明	0.1度以下	○	7			原水	健康被害報告なし						
R03-001	-01	R03.01	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○		-	不明	0.1度以下		○	4		原水	健康被害報告なし						
R03-002	-01	R03.01	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○		-	不明	0.1度以下		○	1		1	原水	健康被害報告なし					
R03-003	-01	R03.01	埼玉県	企業局	用水供給	表流水、ダム放流水等	表流水	行田浄水場 利根川右岸	レベル4	○	○			不明	0.1度以下		○	2		原水	健康被害報告なし						
R03-004	-01	R03.01	埼玉県	企業局	用水供給	表流水、ダム放流水等	表流水	大久保浄水場 荒川左岸	レベル4	○	○			不明	0.1度以下	○	7		○	2	原水	健康被害報告なし					
R03-005	-01	R03.01	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川(表流水)	表流水	下北方浄水場(柏田取水口)、富吉浄水場(富吉取水口)	レベル4	○	○		21.0万人(下北方浄水場)	不明	0.1度以下	○	6			原水	健康被害報告なし						
R03-006	-01	R03.01	新潟県	小千谷市	上水道	信濃川(表流水)	表流水	小千谷浄水場	レベル4	○	○		29,246人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし						
R03-007	-01	R03.01	埼玉県	企業局	用水供給	表流水、ダム放流水等	表流水	庄和浄水場 江戸川右岸	レベル4	○	○			不明	0.1度以下	○	3		○	1	原水	健康被害報告なし					
R03-008	-01	R03.01	埼玉県	企業局	用水供給	表流水、ダム放流水等	表流水	前三郷浄水場 江戸川右岸	レベル4	○	○			不明	0.1度以下	○	6			原水	健康被害報告なし						
R03-009	-01	R03.01	北海道	樽毛町	簡易水道	岩老水系カキクの沢川(表流水)	表流水	樽毛町若者 道有林12区 水源取水口	-			○	19人	不明	0.1度以下			○	1		原水	健康被害報告なし					
R03-010	-01	R03.01	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(栗山川)	表流水	北取水場(山武郡横芝光町室米1751番地)	レベル4	○	○		58千人	不明	0.1度以下	○	96			原水	健康被害報告なし						
R03-011	-01	R03.01	熊本県	(熊本市上下水道局)	上水道	一本木1号(認可深1号) 深井戸	深井戸	一本木水源池	レベル3			○	約35,000人	不明	0.1度以下		○	1		原水	健康被害報告なし						
R03-012	-01	R03.01	茨城県	茨城県企業局	上水道	鬼怒川(表流水)	表流水	練馬水道事務所利根川浄水場 利根川取水口	レベル4	○			256,005人(水海道浄水)	不明	0.1度以下			○	1		原水	健康被害報告なし					
R03-013	-01	R03.01	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(栗山川)	表流水	北取水場(山武郡横芝光町室米1751番地)	レベル4	○	○		58千人	不明	0.1度以下		○	60			原水	健康被害報告なし					
R03-013	-02	R03.01	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(栗山川)	表流水	北取水場(山武郡横芝光町室米1751番地)	レベル4	○	○		58千人	不明	0.1度以下		○	189			原水	健康被害報告なし					
R03-014	-01	R03.02	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	相模川取水場(相模川取水口)	レベル4	○	○		134万人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし						
R03-015	-01	R03.02	北海道	中空知広域水道企業団	上水道	石狩川水系空知川(表流水)	表流水	中空知水道企業団取水口(石狩市第3浄水場)	-			○	64,655人	不明	0.1度以下		○	1			原水	健康被害報告なし					
R03-016	-01	R03.02	埼玉県	深谷市水道事業	上水道	荒川(表流水)	表流水	川本浄水場 六堰取水口水源	レベル4			○	7,435人	不明	0.1度以下	○	28		○	10	原水	健康被害報告なし					
R03-017	-01	R03.02	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○		-	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし						
R03-018	-01	R03.02	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(栗山川)	表流水	北取水場(山武郡横芝光町室米1751番地)	レベル4	○	○		58千人	不明	0.1度以下	○	137		○	1	原水	健康被害報告なし					
R03-018	-02	R03.02	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(栗山川)	表流水	北取水場(山武郡横芝光町室米1751番地)	レベル4	○	○		58千人	不明	0.1度以下	○	10				原水	健康被害報告なし					
R03-019	-01	R03.02	岐阜県	七宝町	簡易水道	谷水(表流水)	表流水	大崎取水口付近	-			○	19人	不明	0.1度以下		○	3			原水	健康被害報告なし					
R03-020	-01	R03.02	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(栗山川)	表流水	練馬水道事務所取水口(練馬水道事務所2番取水口)	-	○	○		136千人	不明	0.1度以下		○	11			原水	健康被害報告なし					

表 4-11 クリプトポリジウム等の検出状況 (9/10)

処理用番号	枝番	発生時期 (年/月)	都道府県名	事業者/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名 (記載がない場合、 取水口等の記載 があれば記す)	リスク レベル	浄水処理方法				給水人口 (人)	原因	検出時の 浄水濁度	クリプトスポリジウムの検出		ジアルジアの検出		原水/浄水 の別	健康被害 発生状況	対応経緯	関係機関 との連絡	今後の 対応方針	備考欄
										凝 集 沈 殿	急 速 ろ 過	緩 速 ろ 過	消 毒 の み				検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)	検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)						
R03-021	-01	R03.02	千葉県	千葉県企業局	上水道	利根川水系 江戸川(表流水)	表流水	矢切取水場	レベル4	○	○			約60万人(令和元年度)	不明	0.1度以下		○	5	原水	健康被害報告なし					
R03-022	-01	R03.02	千葉県	北千葉広域水道企業団	用水供給	江戸川(表流水)	表流水	北千葉広域水道企業団取水口(江戸川七尾門橋取水場)	レベル4	○	○			4,325,418人(令和元年度)	不明	0.1度以下	○	1	○	2	原水	健康被害報告なし				
R03-023	-01	R03.02	神奈川県	横浜質水上下水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○			40万人	不明	0.1度以下	○			原水	健康被害報告なし					
R03-024	-01	R03.02	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川(表流水)	表流水	利根川(表流水)	レベル4	○	○			256,005人(水海道浄水)	不明	0.1度以下		○	1	原水	健康被害報告なし					
R03-024	-02	R03.02	茨城県	茨城県企業局	上水道	鬼怒川(表流水)	表流水	利根川(表流水)	レベル4	○	○			256,005人(水海道浄水)	不明	0.1度以下		○	1	原水	健康被害報告なし					
R03-025	-01	R03.02	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(粟山川)	表流水	利根川(表流水)	レベル4	○	○			136千人	不明	0.1度以下	○	5		原水	健康被害報告なし					
R03-026	-01	R03.02	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(粟山川)	表流水	北取水場(山武郡榑之沢町室家1751番地)	レベル4	○	○			58千人	不明	0.1度以下	○	5		原水	健康被害報告なし					
R03-027	-01	R03.02	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(粟山川)	表流水	北取水場(山武郡榑之沢町室家1751番地)	レベル4	○	○			58千人	不明	0.1度以下	○	7	○	1	原水	健康被害報告なし				
R03-027	-02	R03.02	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(粟山川)	表流水	北取水場(山武郡榑之沢町室家1751番地)	レベル4	○	○			58千人	不明	0.1度以下	○	3		原水	健康被害報告なし					
R03-028	-01	R03.02	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川	表流水	寒川浄水場	レベル4	○	○			約122万人	不明	0.1度以下	○	8		原水	健康被害報告なし					
R03-029	-01	R03.03	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川(表流水)	表流水	下北浄水場(前田町水口)、宮崎浄水場(宮崎町水口)	レベル4	○	○			21.0万人(下北浄水場)	不明	0.1度以下	○	3		原水	健康被害報告なし					
R03-030	-01	R03.02	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(粟山川)	表流水	北取水場(山武郡榑之沢町室家1751番地)	レベル4	○	○			58千人	不明	0.1度以下	○	4		原水	健康被害報告なし					
R03-030	-02	R03.03	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(粟山川)	表流水	北取水場(山武郡榑之沢町室家1751番地)	レベル4	○	○			58千人	不明	0.1度以下	○	42	○	2	原水	健康被害報告なし				
R03-031	-01	R03.03	茨城県	茨城県企業局	上水道	潮沼川(表流水)	表流水	潮沼川(表流水)	レベル4	○	○			66,521人(潮沼川浄水)	不明	0.1度以下		○	1	原水	健康被害報告なし					
R03-032	-01	R03.03	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(粟山川)	表流水	利根川(表流水)	レベル4	○	○			136千人	不明	0.1度以下	○	28	○	1	原水	健康被害報告なし				
R03-033	-01	R03.03	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○			—	不明	0.1度以下	○	6		原水	健康被害報告なし					
R03-034	-01	R03.03	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(粟山川)	表流水	北取水場(山武郡榑之沢町室家1751番地)	レベル4	○	○			58千人	不明	0.1度以下	○	2		原水	健康被害報告なし					
R03-034	-02	R03.03	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(粟山川)	表流水	北取水場(山武郡榑之沢町室家1751番地)	レベル4	○	○			58千人	不明	0.1度以下	○	5	○	1	原水	健康被害報告なし				
R03-035	-01	R03.03	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(粟山川)	表流水	利根川(表流水)	レベル4	○	○			136千人	不明	0.1度以下	○			原水	健康被害報告なし					
R03-036	-01	R03.03	神奈川県	横浜質水上下水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○			40万人	不明	0.1度以下	○	8		原水	健康被害報告なし					
R03-037	-01	R03.03	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(粟山川)	表流水	北取水場(山武郡榑之沢町室家1751番地)	レベル4	○	○			58千人	不明	0.1度以下	○	1	○	1	原水	健康被害報告なし				
R03-037	-02	R03.03	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(粟山川)	表流水	北取水場(山武郡榑之沢町室家1751番地)	レベル4	○	○			58千人	不明	0.1度以下	○	1		原水	健康被害報告なし					
R03-038	-01	R03.03	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	相模川(表流水)	レベル4	○	○			134万人	不明	0.1度以下	○	1		原水	健康被害報告なし					
R03-039	-01	R03.03	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○			—	不明	0.1度以下	○	8	○	3	原水	健康被害報告なし				
R03-040	-01	R03.03	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(粟山川)	表流水	北取水場(山武郡榑之沢町室家1751番地)	レベル4	○	○			58千人	不明	0.1度以下	○	1		原水	健康被害報告なし					
R03-041	-01	R03.03	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(粟山川)	表流水	北取水場(山武郡榑之沢町室家1751番地)	レベル4	○	○			58千人	不明	0.1度以下	○	1	○	2	原水	健康被害報告なし				
R03-042	-01	R03.03	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川	表流水	寒川浄水場	レベル4	○	○			約122万人	不明	0.1度以下	○	24		原水	健康被害報告なし					
R03-043	-01	R03.04	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○			—	不明	0.1度以下	○	9		原水	健康被害報告なし					
R03-044	-01	R03.04	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	相模川(表流水)	レベル4	○	○			134万人	不明	0.1度以下	○	7		原水	健康被害報告なし					
R03-045	-01	R03.04	千葉県	千葉県企業局	上水道	利根川水系 利根川(表流水)	表流水	木下取水場	レベル4	○	○			約110万人(令和元年度)	不明	0.1度以下		○	15	原水	健康被害報告なし					
R03-046	-01	R03.04	沖縄県	沖縄県企業局	用水供給	天願川(表流水)	表流水	川崎取水ポンプ場	レベル4	○	○			約45万人	不明	0.1度以下	○	11		原水	健康被害報告なし					
R03-047	-01	R03.04	神奈川県	横浜質水上下水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○			40万人	不明	0.1度以下	○	7		原水	健康被害報告なし					
R03-048	-01	R03.05	岐阜県	七宗町	簡易水道	谷水(表流水)	表流水	撈取水口	レベル4	○	○			37人	不明	0.1度以下	○	1		原水	健康被害報告なし					
R03-049	-01	R03.05	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○			—	不明	0.1度以下	○	4		原水	健康被害報告なし					
R03-050	-01	R03.05	沖縄県	沖縄県企業局	用水供給	天願川(表流水)	表流水	川崎取水ポンプ場	レベル4	○	○			約45万人	不明	0.1度以下	○	8		原水	健康被害報告なし					
R03-051	-01	R03.05	岐阜県	高知町	簡易水道	松谷水源(松谷川 表流水)	表流水	岐阜県関ヶ原町藤吉川浄水場	レベル4	○	○			およそ3000人	不明	0.1度以下	○	1		原水	健康被害報告なし					
R03-052	-01	R03.05	高知県	高知県	簡易水道	松谷水源(松谷川 表流水)	表流水	松谷水源(松谷川 表流水)	レベル4	○	○			293人	不明	0.1度以下	○	1		原水	健康被害報告なし					
R03-053	-01	R03.05	神奈川県	横浜質水上下水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○			40万人	不明	0.1度以下	○	2		原水	健康被害報告なし					
R03-054	-01	R03.06	北海道	中空知広域水道企業団	上水道	石狩川水系空知川(表流水)	表流水	中空知広域水道企業団取水口(石狩市東区東19番地)	レベル4	○	○			64,655人	原水の汚染(野生動物や家畜の糞)	0.1度以下		○	1	原水	健康被害報告なし					
R03-055	-01	R03.06	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○			—	不明	0.1度以下	○	4		原水	健康被害報告なし					
R03-056	-01	R03.06	岩手県	軽米町(かるまいまち)	上水道	小玉川第1水源(ユム平沢)、表流水	表流水	瀑水管中間蛇口	レベル4	○	○			110人(34世帯)	不明	0.1度以下	○	21		原水	健康被害報告なし					
R03-057	-01	R03.06	千葉県	千葉市	専用水道	地下水	プアミーINN葛張	レベル3			○			200人(定員)	不明	0.1度以下	○	1		原水	健康被害報告なし					
R03-058	-01	R03.06	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	相模川(表流水)	レベル4	○	○			134万人	不明	0.1度以下	○	1		原水	健康被害報告なし					
R03-059	-01	R03.07	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川(表流水)	表流水	利根川(表流水)	レベル4	○	○			256,005人(水海道浄水)	不明	0.1度以下		○	1	原水	健康被害報告なし					
R03-060	-01	R03.07	群馬県	群馬県企業局	用水供給	群馬用水(利根川水系利根川(表流水))	表流水	群馬用水(利根川水系利根川(表流水))	レベル3	○	○			772,523人	不明	0.1度以下		○	1	原水	健康被害報告なし					
R03-061	-01	R03.07	千葉県	野田市水道部	上水道	江戸川(表流水)	表流水	中野台取水場	レベル4	○	○			127,000人	不明	0.1度以下		○	1	原水	健康被害報告なし					
R03-062	-01	R03.08	滋賀県	甲賀市	上水道	表流水	表流水	小川浄水場(原水)	レベル4	○	○			422人	不明	0.1度以下		○	2	原水	健康被害報告なし					
R03-063	-01	R03.08	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○			—	不明	0.1度以下	○	1		原水	健康被害報告なし					
R03-064	-01	R03.09	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○			—	不明	0.1度以下	○	3		原水	健康被害報告なし					
R03-065	-01	R03.09	東京都	東京都	上水道	表流水	表流水	洞輪沢ポンプ場(東京都八丈町)	レベル4	○	○			—	不明	0.1度以下	○	14	○	5	原水	健康被害報告なし				
R03-066	-01	R03.10	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○			—	不明	0.1度以下	○	11		原水	健康被害報告なし					
R03-067	-01	R03.10	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○			—	不明	0.1度以下	○	5		原水	健康被害報告なし					

表 4-12 クリプトポリジウム等の検出状況 (10/10)

処理用番号	枝番	発生時期 (年/月)	都道府県名	事業体/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名 (記載がない場合、 取水口等の記載 があれば記す)	リスク レベル	浄水処理方法				給水人口 (人)	原因	検出時の 浄水濁度	クリプトスポリジウムの検出		ジアルジアの検出		原水/浄水 の別	健康被害 発生状況	対応経緯	関係機関 との連絡	今後の 対応方針	備考欄	
										凝 集 沈 殿	急 速 ろ 過	緩 速 ろ 過	消 毒 の み				検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)	検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)							
R03-068	-01	R03.10	神奈川県	横浜質水上下水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○		40万人	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし		平成23年10月27日11時05分検出及び健康被害発生 原因調査中(浄水場側)検査 結果待機中(浄水場側)検査 結果待機中(浄水場側)検査 結果待機中(浄水場側)検査			ろ過水高度管理の徹底	
R03-069	-01	R03.10	京都府	京丹波町	上水道	表流水	表流水	第二水源浄水場 着水井	-	○	○		給水人口:約1700人	排出源:野生動物(鹿等)※推定	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし				ろ過水高度管理の徹底		
R03-070	-01	R03.10	京都府	京丹波町	上水道	浅井戸	表流水	下山取水場	-	○	○		給水人口:約6100人	排出源:野生動物(鹿等)※推定	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし				ろ過水高度管理の徹底		
R03-071	-01	R03.11	茨城県	茨城県企業局	上水道	妻沼川(表流水)	表流水	茨城県企業局中央水道事務所(妻沼川浄水場、堤内浄水場)	レベル4	○			66,615人(妻沼川浄水)	不明	0.1度以下			○	2	原水	健康被害報告なし				ろ過水高度管理の徹底		
R03-072	-01	R03.11	茨城県	茨城県企業局	上水道	那珂川(表流水)	表流水	茨城県企業局中央水道事務所(水戸浄水場、水戸第二浄水場)	レベル4	○			678,276人(水戸浄水場)	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし				ろ過水高度管理の徹底		
R03-073	-01	R03.11	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○		-	不明	0.1度以下	○	26			原水	健康被害報告なし				ろ過水高度管理の徹底		
R03-074	-01	R03.11	埼玉県	寄居町	上水道	荒川(表流水)	表流水	上郷分水場、象ヶ鼻浄水場	-	○	○		3万人	不明	0.1度以下			○	2	原水	健康被害報告なし				ろ過水高度管理の徹底		
R03-075	-01	R03.11	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	小倉浄水場(取水場側) 高層配水池(貯水タンク)	レベル4	○	○		134万人	不明	0.1度以下	○	1		○	2	原水	健康被害報告なし				ろ過水高度管理の徹底	
R03-076	-01	R03.11	東京都	東京都	上水道	表流水	表流水	牧ヶ瀬取水場(埼玉県志木市京岡)	-		○		朝霞浄水場:3,054.0	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし				ろ過水高度管理の徹底		
R03-077	-01	R03.11	宮城県	宮崎市	上水道	大淀川(表流水)	表流水	下北方浄水場(相模取水口)、宮沢浄水場(宮沢取水口)	レベル4	○	○		19.9万人(下北方浄水)	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし				ろ過水高度管理の徹底		
R03-078	-01	R03.11	茨城県	茨城県企業局	上水道	鬼怒川(表流水)	表流水	神保町浄水場、東水浄水場(水戸浄水場)、東水浄水場(水戸浄水場)	レベル4	○			256,005人(水海道浄水)	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし				ろ過水高度管理の徹底		
R03-079	-01	R03.11	神奈川県	横浜質水上下水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○		40万人	不明	0.1度以下	○	6			原水	健康被害報告なし				ろ過水高度管理の徹底		
R03-080	-01	R03.11	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川	表流水	寒川浄水場	レベル4	○	○		約122万人	不明	0.1度以下	○	3			原水	健康被害報告なし				ろ過水高度管理の徹底		
R03-081	-01	R03.12	岡山県	岡山県西瀬水道企業団	上水道	高梁川(表流水)	表流水	新庄浄水場、成歩(市)岡山県笠岡市広域799-201	レベル4	○	○		78,742人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし				ろ過水高度管理の徹底		
R03-082	-01	R03.12	千葉県	千葉県	上水道	三原川水系三原川(表流水)	表流水	小向ダム取水口	-	○	○		12,847人(令和3年3月)	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし				ろ過水高度管理の徹底		
R03-083	-01	R03.12	岐阜県	飛騨市	上水道	大谷(表流水)	表流水	大谷第1水源取水場	-		○		364人(128戸)	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし				ろ過水高度管理の徹底		
R03-084	-01	R03.12	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)及び酒匂川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所及び藤原取水管理事務所	レベル4	○	○		-	不明	0.1度以下	○	1	○	1	原水	健康被害報告なし				ろ過水高度管理の徹底		
R03-085	-01	R03.12	岩手県	岩手県(いわいずみらう)	上水道	泉沢川水源(表流水)	表流水	普通沈殿池(原水採取位置)	-		○		農神浄水場 679人(34)	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし				ろ過水高度管理の徹底		
R03-086	-01	R03.12	宮城県	宮崎市	上水道	大淀川(表流水)	表流水	下北方浄水場(相模取水口)、宮沢浄水場(宮沢取水口)	レベル4	○	○		19.9万人(下北方浄水)	不明	0.1度以下	○	4			原水	健康被害報告なし				ろ過水高度管理の徹底		
R03-087	-01	R03.12	東京都	東京都	上水道	表流水	表流水	三郷取水場(埼玉県三郷市新和)	レベル4	○	○		三郷浄水場:2,657.0	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし				ろ過水高度管理の徹底		
R03-088	-01	R03.12	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川(表流水)	表流水	茨城県企業局中央水道事務所(水戸浄水場、水戸第二浄水場)	レベル4	○			235,671人(水海道浄水)	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし				ろ過水高度管理の徹底		
R03-089	-01	R03.12	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	新庄取水口(取水場側) 高層配水池(貯水タンク)	レベル4	○	○		134万人	不明	0.1度以下	○	4			原水	健康被害報告なし				ろ過水高度管理の徹底		

5. 内閣府食品安全委員会における評価結果の整理

令和3年3月以降、令和4年2月28日までに内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価の結果が公表された水質基準項目等は表5-1に掲げた16物質である。

これらの物質に関する評価の詳細情報として、TDIやADI等の根拠とされた動物実験の概要等を表6-2にまとめた。

入手 URL: <http://www.fsc.go.jp/hyouka/index.html>

表5-1、5-2は令和3年1月26日開催の令和2年度第1回水質基準逐次改正検討会等の会議資料の一部でもある。

また、過去の評価結果（H29年度調査業務の成果物をベース）について、上記の情報を追加して表5-3に評価値等を収集・整理した。農薬類は、対象農薬リスト掲載農薬類、要検討農薬類及びその他農薬類を対象とした。

表5-1 内閣府食品安全委員会における新規評価物質

No.	水質基準項目等	項目名	食品安全委員会における評価						評価値 (ADI, ARfD, TDI 等)
			評価品目名(評価書版 No.)	CAS 番号	評価品目分類	評価要請文書受理日	評価結果通知日	評価値種類	
1	基-006	鉛及びその化合物	鉛	7439-92-1	化学物質・汚染物質	H15.7.3	R3.6.29	-	-
2	対-020	エトフェンプロックス	エトフェンプロックス(農薬第6版)	80844-07-1	農薬	R3.8.25	R3.10.16	ADI	0.031 mg/kg 体重/日
								ARfD	1 mg/kg 体重
3	対-025	カズサホス	カズサホス(農薬第5版)	95465-99-9	農薬	R3.2.9	R3.5.18	ADI	0.00025 mg/kg 体重/日
								ARfD	0.005 mg/kg 体重
4	対-087	フルアジナム	フルアジナム(農薬第3版)	79622-59-6	農薬	R3.6.30	R3.8.31	ADI	0.01 mg/kg 体重/日
								ARfD	①0.5 mg/kg 体重 (一般の集団) ②0.02 mg/kg 体重(妊婦又は妊娠している可能性のある女性)
5	対-096	ペンシクロン	ペンシクロン(農薬第2版)	66063-05-6	農薬	R3.5.19	R3.10.6	ADI	0.053 mg/kg 体重/日
								-	-
6	対-099	ベントゾン	ベントゾン(農薬)	25057-89-0	農薬	R1.9.5	R3.6.22	ADI	0.09 mg/kg 体重/日
								ARfD	0.5 mg/kg 体重
7	対-100	ペンディメタリン	ペンディメタリン(農薬第3版)	40487-42-1	農薬	R2.10.19	R3.4.13	ADI	0.12 mg/kg 体重/日
								ARfD	1 mg/kg 体重
8	対-110	メミノストロピン	メミノストロピン(農薬第2版)	133408-50-1	農薬	R3.2.9	R3.8.24	ADI	0.016 mg/kg 体重/日
								ARfD	0.78 mg/kg 体重

No.	水質基準項目等	項目名	食品安全委員会における評価						
			評価品目名(評価書版No.)	CAS 番号	評価品目分類	評価要請文書受理日	評価結果通知日	評価値種類	評価値 (ADI, ARfD, TDI 等)
9	他-011	ウニコナゾールP	ウニコナゾールP(農業第2版)	83657-17-4	農業	R2.11.11	R3.5.25	ADI	0.02 mg/kg 体重/日
								ARfD	①1 mg/kg 体重(一般の集団) ②0.05mg/kg 体重(妊婦又は妊娠している可能性のある女性)
10	他-033	シフルトリン	シフルトリン(農業・動物用医薬品)	68359-37-5	農業	R1.9.5	R3.6.8	ADI	0.023 mg/kg 体重/日
								ARfD	0.023 mg/kg 体重
11	他-043	スピノサド	スピノサド(農業・動物用医薬品第4版)	168316-95-8	農業	R3.3.21	R3.6.15	ADI	0.024 mg/kg 体重/日
								ARfD	-
12	他-051	テトラコナゾール	テトラコナゾール(農業第3版)	112281-77-3	農業	R3.8.25	R3.10.26	ADI	0.004 mg/kg 体重/日
								ARfD	0.05 mg/kg 体重
13	他-054	トリフルミゾール	トリフルミゾール(農業第4版)	68694-11-1	農業	R3.12.8	R4.1.19	ADI	0.015 mg/kg 体重/日
								ARfD	0.25 mg/kg 体重
14	他-073	プロバルギット(BPPS)	プロバルギット(農業第2版)	2312-35-8	農業	R2.12.14	R3.6.8	ADI	0.0098 mg/kg 体重/日
								ARfD	1 mg/kg 体重
15	他-077	ペルメトリン	ペルメトリン(農業・動物用医薬品第2版)	52645-53-1	農業	R3.5.19	R3.8.4	ADI	0.05 mg/kg 体重/日
								ARfD	0.5 mg/kg 体重
16	要-004	イプロジオン	イプロジオン(農業)	36734-19-7	農業	R3.2.9	R3.11.2	ADI	0.02 mg/kg 体重/日
								ARfD	0.9 mg/kg 体重(妊婦又は妊娠している可能性のある女性)

*農薬類： 対;水質管理目標設定項目15の対象農薬、要;要検討農薬、他;その他農薬類

表 5-2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容 (1)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等 (mg/L以下) (備考)	食品安全委員会評価									不確実係数	評価結果 通知日
				評価品目 名	評価結果 (TDI, ADI 等)	試験/根拠データ								
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類	値(mg/kg 体重/日)		
1	基-006	鉛及びその化合物	0.01(鉛の量に関して)	鉛(清涼飲料水の規格基準の改正)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	R3.6.29
<p>性別や年齢層、地域等を考慮した代表的サンプルでの調査がないため、日本人全体の血中鉛濃度レベルを正確に把握することは困難である。しかしながら、不確実性に留意しつつ、現時点で利用可能なデータに基づき判断すると、現在の我が国における平均的な血中鉛濃度は、1 μg/dL 程度あるいはそれ以下であると考えられた。なお、我が国の血中鉛濃度は1990年代と比較すると低下しており、また、海外の調査で報告されている血中鉛濃度と比較すると、世界的にみても低い水準にあると考えられた。</p> <p>これまでに、鉛ばく露による影響に関する疫学研究の結果が数多く報告されていることから、疫学研究データを用いて、有害影響を及ぼさない血中鉛濃度の検討を行った。これまでの疫学研究による知見を総合的に判断すると、血中鉛濃度1~2 μg/dL 程度であっても、小児の神経行動学的発達や成人の腎機能等になんらかの影響がある可能性が示唆される。しかし、影響によっては、複数の疫学研究で一貫した結果がみられないこと、交絡を完全には排除しきれず、純粋な鉛ばく露のみの影響を評価するのは困難であること、鉛ばく露と観察された影響との因果関係を推定するための証拠が不十分であること、観察された影響の臨床あるいは公衆衛生上の意義が不明確であること等の理由から、現時点では、疫学研究データを用いて、有害影響を及ぼさない血中鉛濃度を導き出すことは困難であると判断した。以上のことから、現在の我が国における平均的な血中鉛濃度は、1 μg/dL 程度あるいはそれ以下であると考えられ、疫学研究の結果からなんらかの影響が示唆される血中鉛濃度1~2 μg/dL と近いと考えられた。そのため、今後も、鉛ばく露低減のための取組が必要であると考えられる。</p>														

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等 (mg/L以下) (備考)	食品安全委員会評価									不確実係数	評価結果 通知日
				評価品目 名 (評価書版 No.)	評価結果 (TDI, ADI 等)	試験/根拠データ								
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類	値(mg/kg 体重/日)		
2	対-020	エトフェンプロックス	0.08(-)	エトフェンプロックス(農薬第6版)	ADI: 0.031 mg/kg 体重/日	発がん性試験	マウス	2年間	混餌投与	雌雄: 腎尿管好塩基性変化(発がん性は認められない)	NOAEL	3.1	100(種差10、個体差10、-)	R3.10.16
					ARfD: 1 mg/kg 体重	発生毒性試験	ウサギ	妊娠6~28日	強制経口投与	母動物: 体重減少(妊娠6~9日)及び摂餌量減少(妊娠6~8日以降)	NOAEL	100	100(種差10、個体差10、-)	
					<p>エトフェンプロックス投与による影響は、主に肝臓(肝細胞肥大等)、腎臓(尿管好塩基性変化等)、甲状腺(微小嚢胞増加等:ラット)及び血液(貧血等:マウス)に認められた。神経毒性、繁殖能に対する影響、催奇形性、免疫毒性及び遺伝毒性は認められなかった。発がん性試験において、ラットの雌で甲状腺嚢胞細胞腫が認められたが、遺伝毒性試験が全て陰性であったこと及びメカニズム試験の結果から、腫瘍の発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。各種試験結果から、農産物、畜産物及び魚介類中のばく露評価対象物質をエトフェンプロックス(親化合物のみ)と設定した。</p> <p>各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、マウスを用いた2年間発がん性試験の3.1 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.031 mg/kg 体重/日を許容一日摂取量(ADI)と設定した。また、エトフェンプロックスの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ウサギを用いた発生毒性試験②の100 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した1 mg/kg 体重を急性参照用量(ARfD)と設定した。</p> <p>農薬抄録エトフェンプロックス(殺虫剤)(平成21年1月26日改訂):三井化学株式会社、一部公表; JMPR: Etofenprox (Pesticide residues in food: evaluation Part II Toxicology) (1993)</p>									

表 5-2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容 (2)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等 (mg/L以下) (備考)	食品安全委員会評価								不確実係数	評価結果 通知日	
				評価品目名 (評価書版 No.)	評価結果 (TDI, ADI 等)	試験/根拠データ								
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類			値(mg/kg 体重/日)
3	対-025	カズサホス	0.0006(-)	カズサホス (農薬第5版)	ADI: 0.00025 mg/kg体重/日	繁殖試験	ラット	2世代	混餌投与	親動物;雌雄:体重増加抑制及び赤血球ChE 活性阻害(20%以上);児動物:毒性所見なし(繁殖能に対する影響は認められない)	NOAEL	0.025	(種差10、個体差10、-)	R3.5.18
					ARfD: 0.005 mg/kg 体重	ChE 活性阻害検討試験	ラット	単回	強制経口投与	雌雄:赤血球ChE 活性阻害(20%以上)	NOAEL	0.5	(種差10、個体差10、-)	
				<p>カズサホス投与による影響は主に脳及び赤血球ChE 活性阻害に認められた。発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。各種試験結果から、農産物中のばく露評価対象物質をカズサホス(親化合物のみ)と設定した。</p> <p>各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、イヌを用いた90日間亜急性毒性試験の0.01 mg/kg 体重/日であったが、より長期で実施された1年間慢性毒性試験では最高用量の0.02 mg/kg 体重/日でも毒性所見が認められず、最小毒性量が設定できないことから、許容一日摂取量(ADI)の設定根拠とするには不適切と考えられた。ADIの根拠には、毒性所見が認められている長期の試験である、ラットを用いた2世代繁殖試験の無毒性量0.025 mg/kg 体重/日がより適切と考えられた。したがって、ラットを用いた2世代繁殖試験の無毒性量0.025 mg/kg 体重/日を根拠として、安全係数100で除した0.00025 mg/kg 体重/日をADIと設定した。また、カズサホスの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた急性神経毒性試験で得られた0.02 mg/kg 体重であったが、本試験の最小毒性量は25 mg/kg 体重であり、ラットを用いたChE活性阻害検討試験において無毒性量として0.5 mg/kg 体重が得られていることから、食品安全委員会は、総合的に判断し、本試験の無毒性量0.5 mg/kg 体重を根拠として、安全係数100で除した0.005 mg/kg 体重を急性参照用量(ARfD)と設定した。</p> <p>ラットにおける繁殖試験(GLP 対応):FMC Toxicology Laboratory(米)、Hazleton Laboratories America(米)、Consulting Pathology Services(米)、1987年、未公表; 農薬抄録カズサホス(殺虫剤)(平成27年12月1日改訂):エフエムシー・ケミカルズ株式会社 一部公表; ラットを用いた急性コリンエステラーゼ評価に関する試験(GLP 対応):WIL Research、2015年、未公表</p>										

表 5-2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容 (3)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等 (mg/L以下) (備考)	食品安全委員会評価								評価結果 通知日		
				評価品目名 (評価書版 No.)	評価結果 (TDI, ADI 等)	試験/根拠データ							不確実係数	
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類			値(mg/kg 体重/日)
4	対-087	フルアジナム	0.03(-)	フルアジナム(農薬第3版)	ADI: 0.01 mg/kg 体重/日	慢性毒性試験	イヌ	1年間	カプセル 経口投与	雌雄:WBC 及びNeu増 加等	NOAEL	1	100(種差10、個 体差10、-)	R3.8.31
				ARFD: ①0.5 mg/kg 体重(一般 の集団) ②0.02 mg/kg 体 重(妊婦又は妊娠 している可能性の ある女性)	①急性神経毒性 試験 ②発生毒 性試験	①ラッ ト、ラッ ト ②ウサ ギ	①単回投与、 妊娠6~19日 ②妊娠6~19 日	①強制経 口投与、 強制経口 投与 ② 強制経口 投与	①雌雄:軟便 雌:運動 能の低下、母動物:体重 増加抑制及び摂餌量減 少 ②胎児:着床後胚死 亡率上昇	NOAEL	①50 ②2	100(種差10、個 体差10、-)		
<p>フルアジナムによる影響は、主に肝臓(肝細胞肥大等)、血液(貧血)に認められた。繁殖能に対する影響、発達神経毒性及び遺伝毒性は認められなかった。発がん性試験において、ラットで甲状腺腫瘍、マウスで肝細胞腫瘍の増加が認められたが、腫瘍の発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。イヌを用いた慢性毒性試験及びマウスを用いた発がん性試験において、中枢神経系白質空胞化が認められた。原体及び高純度標品を用いた試験から、空胞化への原体混在物5の関与が示唆された。また、メカニズム試験の結果、この白質空胞化は可逆的である可能性が示唆された。ラットを用いた発生毒性試験①において、最高用量群の胎児で小型胎児、上顎裂、変形口蓋等の外表異常の発生頻度が有意に増加したが、これらを確認するために実施されたラットの発生毒性試験②においては、胸骨分節の未骨化等の骨格変異が認められたものの、同様の所見は得られなかった。したがって、再現性に乏しいことから、これらの外表異常は本剤投与により直接的に誘発された奇形ではないと考えられた。さらに、ウサギを用いた発生毒性試験においては、奇形及び変異の増加は認められなかった。以上より、フルアジナムに催奇形性はないと考えられた。各種試験結果から、農産物及び畜産物中のばく露評価対象物質をフルアジナム(親化合物のみ)と設定した。</p> <p>各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の0.38 mg/kg 体重/日であったが、当該試験の最小毒性量は3.82 mg/kg 体重/日であり、ラットを用いた2年間慢性毒性試験においては1.9 mg/kg 体重/日の用量で毒性は認められておらず、2世代繁殖試験の無毒性量は1.49 mg/kg 体重/日であった。この差は用量設定の違いによるもので、ラットにおける無毒性量は1.49 mg/kg 体重/日と考えられ、許容一日摂取量(ADI)の根拠には、イヌを用いた1年間慢性毒性試験の無毒性量1 mg/kg 体重/日が妥当と考えられた。以上より、食品安全委員会は、イヌを用いた1年間慢性毒性試験の無毒性量1 mg/kg 体重/日を根拠として、安全係数100で除した0.01 mg/kg 体重/日をADIと設定した。フルアジナムの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ウサギを用いた発生毒性試験①の2 mg/kg 体重/日であり、認められた所見は胎児における着床後胚死亡率の上昇であったことから、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対する急性参照用量(ARFD)は、これを根拠として、安全係数100で除した0.02 mg/kg 体重と設定した。また、一般の集団に対しては、ラットを用いた急性神経毒性試験及び発生毒性試験②の50 mg/kg 体重/日を根拠として、安全係数100で除した0.5 mg/kg 体重をARFDと設定した。なお、これらのADI及びARFDは、原体混在物5について規格で規定された範囲内で管理されることを前提として設定されるものである。</p> <p>農薬抄録フルアジナム(殺菌剤)(平成18年1月26日改訂改訂):石原産業株式会社、一部公表; EPA:Pesticide Fact Sheet, Fluazinam(2001); Health Canada:Regulatory Note, Fluazinam. REG2003-12(2003. 10. 27); Australia: Australian Pesticides & Veterinary Medicines Authority, Australian Residues Monograph for Fluazinam(1993); 農薬抄録フルアジナム(殺菌剤)(平成19年10月9日改訂):石原産業株式会社、一部公表; 農薬抄録フルアジナム(殺菌剤)(平成21年4月30日改訂):石原産業株式会社、一部公表; 農薬抄録フルアジナム(殺菌剤)(平成24年11月21日改訂):石原産業株式会社、一部公表; 農薬抄録フルアジナム(殺菌剤)(平成19年10月9日改訂):石原産業株式会社、一部公表; 農薬抄録フルアジナム(殺菌剤)(平成21年4月30日改訂):石原産業株式会社、一部公表; 農薬抄録フルアジナム(殺菌剤)(平成24年11月21日改訂):石原産業株式会社、一部公表</p>														

表 5-2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容 (4)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等 (mg/L以下) (備考)	食品安全委員会評価								評価結果 通知日		
				評価品目名 (評価書版 No.)	評価結果 (TDI, ADI 等)	試験/根拠データ					不確実係数			
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント			種類	値(mg/kg 体重/日)
5	対-096	ペンシクロン	0.1(-)	ペンシクロン (農薬第2版)	ADI: 0.053 mg/kg 体重/日	繁殖試験	ラット	2世代	混餌投与	親動物: 肝重量増加等 児動物: 体重増加抑制	NOAEL	5.3	100(種差10、個 体差10、-)	R3.10.6
				-	-	-	-	-	-	-	-	-		
				<p>ペンシクロン投与による影響は主に肝臓(重量増加、肝細胞肥大等:ラット及びマウス)に認められた。神経毒性、発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。各種試験結果から、農産物、畜産物及び魚介類中のばく露評価対象物質をペンシクロン(親化合物のみ)と設定した。</p> <p>各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2世代繁殖試験①のP雄の3.2 mg/kg体重/日であったが、2世代繁殖試験②の結果と合わせて総合的にラットの無毒性量を評価すると、2世代繁殖試験②のF2雄の5.3 mg/kg体重/日をラットを用いた毒性試験の無毒性量の最小値とすることが適切であると考えられた。食品安全委員会は、ラットを用いた2世代繁殖試験の無毒性量5.3 mg/kg体重/日を根拠として、安全係数100で除した0.053 mg/kg体重/日を許容一日摂取量(ADI)と設定した。また、ペンシクロンの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響は認められなかったことから、急性参照用量(ARFD)は設定する必要がないと判断した。</p> <p>農薬抄録ペンシクロン(殺菌剤)、平成19年3月6日改訂: バイエルクロップサイエンス株式会社、一部公表 ; 農薬抄録ペンシクロン(殺菌剤)、令和3年3月9日改訂: ゴーワンカンパニー社、一部公表</p>										

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等 (mg/L以下) (備考)	食品安全委員会評価								評価結果 通知日		
				評価品目名 (評価書版 No.)	評価結果 (TDI, ADI 等)	試験/根拠データ					不確実係数			
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント			種類	値(mg/kg 体重/日)
6	対-099	ベンタゾン	0.2(-)	ベンタゾン (農薬)	ADI: 0.09 mg/kg 体重/日	慢性毒性/発がん性併合試験(ペ)	ラット	2年間	混餌投与	雌雄: 飲水量増加、 BUN 増加、APTT延長	NOAEL	9	100(種差10、個 体差10、-)	R3.6.22
				ARFD: 0.5 mg/kg 体重	急性神経毒性試験	ラット	単回	強制経口投与	雄: 自発運動量減少 雌: 探索行動低下、不活発等	NOAEL	50	(種差10、個体差 10、-)		
				<p>ベンタゾン及びベンタゾンナトリウム塩投与による影響は、主に体重(増加抑制)、血液(凝固時間延長)、腎臓(BUN 増加、重量増加等)に認められた。発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性、生体において問題となる遺伝毒性及び免疫毒性は認められなかった。各種試験結果から、農産物及び畜産物中のばく露対象評価物質をベンタゾン(親化合物のみ)と設定した。</p> <p>各試験で得られたベンタゾン及びベンタゾンナトリウム塩の無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の9 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.09 mg/kg 体重/日を許容一日摂取量(ADI)と設定した。また、ベンタゾン及びベンタゾンナトリウム塩の単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響等に対する無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた急性神経毒性試験の50 mg/kg 体重であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.5 mg/kg 体重を急性参照用量(ARFD)と設定した。</p> <p>JMPR: 819.Bentazone (Pesticide residues in food 1991, Evaluations, Part II- Toxicology)(1991); JMPR : 945.Bentazone(addendum)(JMPR Evaluations 1998 Part II -Toxicological)(1998); 農薬抄録 ベンタゾン(除草剤)(平成29年10月31日改訂): BASF ジャパン株式会社、一部公表; JMPR: "Bentazone", Pesticide residues in food 2012, Evaluations, Part II -Toxicological: 31-98(2012); EPA: Sodium Bentazon. Preliminary Human Health Risk Assessment for Registration Review. (2014); EFSA: Conclusion on the peer review of the pesticide risk assessment of the active substance bentazone. EFSA Journal,13(4)4077 (2015); Bentazone Acute Oral Neurotoxicity Study in Wistar Rats Administration by Gavage (GLP 対応): BASF SE Experimental Toxicology and Ecology (ドイツ)、2012年、未公表; JMPR: "Bentazone" Pesticide residues in food-2016, Report: 10-12(2016)</p>										

表 5-2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容 (5)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等 (mg/L以下) (備考)	評価品目名 (評価書版 No.)	評価結果 (TDI, ADI等)	食品安全委員会評価						不確実係数	評価結果 通知日	
						試験/根拠データ								
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類			値(mg/kg 体重/日)
7	対-100	ペンディメタリン	0.3(-)	ペンディメタリン(農薬第3版)	ADI: 0.12 mg/kg 体重/日 慢性毒性試験 ARFD: 1 mg/kg 体重 急性神経毒性試験	慢性毒性試験 急性神経毒性試験	イヌ ラット	2年間 単回	混餌投与 強制経口投与	雌雄: 肝慢性炎症、胆汁うっ滞増加等 雌雄: 自発運動量減少等	NOAEL NOAEL	12.5 100	100(種差10、個 体差10、-) 100(種差10、個 体差10、-)	R3.4.13
<p>ペンディメタリン投与による影響は、主に肝臓(肝細胞肥大等)及び甲状腺(ろ胞上皮細胞過形成等)に認められた。神経毒性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び生体にとって問題となる遺伝毒性は認められなかった。発がん性試験において、ラットで甲状腺ろ胞細胞腫瘍の増加が認められたが、発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考えがたく、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。各種試験結果から、農産物、畜産物及び魚介類中のばく露評価対象物質をペンディメタリン(親化合物のみ)と設定した。</p> <p>各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、イヌを用いた2年間慢性毒性試験の12.5 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.12 mg/kg 体重/日を許容一日摂取量(ADI)と設定した。また、ペンディメタリンの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量又は最小毒性量のうち最小値は、ラットを用いた急性神経毒性試験の100 mg/kg 体重であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した1 mg/kg 体重を急性参照用量(ARFD)と設定した。</p> <p>農薬抄録ペンディメタリン(除草剤)(平成19年12月4日改訂): BASF アグロ株式会社、一部公表; US EPA: Reregistration Eligibility Decision(RED)(1997); Australia APVMA: AUSTRALIAN RESIDUES MONOGRAPH FOR PENDIMETHALIN; 農薬抄録ペンディメタリン(除草剤)(令和元年5月22日改訂): BASF ジャパン(株)、一部公表; BAS 455H(Pendimethalin) Acute oral neurotoxicity study in Wistar rats Administration by gavage (GLP 対応): Experimental Toxicology and Ecology BASF SE(ドイツ)、2011年、未公表</p>														

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等 (mg/L以下) (備考)	評価品目名 (評価書版 No.)	評価結果 (TDI, ADI等)	食品安全委員会評価						不確実係数	評価結果 通知日	
						試験/根拠データ								
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類			値(mg/kg 体重/日)
8	対-110	メミノストロピン	0.04(-)	メミノストロピン(農薬第2版)	ADI: 0.016 mg/kg 体重/日 慢性毒性/発がん性併合試験 ARFD: 0.78 mg/kg 体重 一般薬理試験	慢性毒性/発がん性併合試験 一般薬理試験	ラット マウス及びウサギ	2年間 単回	混餌投与 強制経口投与	雌: 変異肝細胞巣 雄: 糸球体硬化等 (3,500) 雄: 自発運動低下	NOAEL NOAEL	1.6 78.1	100(種差10、個 体差10、-) 100(種差10、個 体差10、-)	R3.8.24
<p>メミノストロピン投与による影響は、主に肝臓(小葉中心性肝細胞肥大等)、腎臓(慢性腎症等)及び血液(貧血)に認められた。繁殖能に対する影響、遺伝毒性及び免疫毒性は認められなかった。ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験において、肝細胞腫瘍及びLGL 白血病の発生頻度増加が認められた。これらの腫瘍については、発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。また、LGL 白血病については、Fischer ラットには好発するが、LGL 白血病はヒトでは稀であり、腫瘍の特性もラットと大きく異なることから、同腫瘍の増加はヒトへの外挿性は極めて低いものと考えられた。発生毒性試験において、ウサギでは骨格変異の増加が認められたが、骨格異常、外表異常及び内臓異常の発現増加は認められなかった。ラットでは胎児に影響は認められなかった。これらのことから、メミノストロピンに催奇形性はないと考えられた。各種試験結果から、農産物及び魚介類中のばく露評価対象物質をメミノストロピン(親化合物のみ)と設定した。</p> <p>各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の1.6 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.016 mg/kg 体重/日を許容一日摂取量(ADI)と設定した。また、メミノストロピンの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量又は最小毒性量のうち最小値は、マウス及びウサギを用いた一般薬理試験の無毒性量78.1 mg/kg 体重であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.78 mg/kg 体重を急性参照用量(ARFD)と設定した。</p> <p>農薬抄録メミノストロピン(殺菌剤)(平成20年9月12日改訂): バイエルクロップサイエンス株式会社、一部公表; 農薬抄録メミノストロピン(殺菌剤)(令和2年3月30日改訂): 住商アグロインターナショナル株式会社、一部公表</p>														

表 5-2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容 (6)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等 (mg/L以下) (備考)	食品安全委員会評価										
				評価品目名 (評価書版 No.)	評価結果 (TDI, ADI 等)	試験/根拠データ						不確実係数	評価結果 通知日	
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類			値(mg/kg 体重/日)
9	他-011	ウニコナ ゾールP	0.04(-)	ウニコナ ゾールP(農 薬第2版)	ADI: 0.02 mg/kg 体重/日	慢性毒性試験	イヌ	1年間	強制経口 投与	雌雄: ALP増加等	NOAEL	2	100(種差10、個 体差10、-)	R3.5.25
					ARfD: ①1 mg/kg 体重(一般の集団) ②0.05mg/kg 体重 (妊婦又は妊娠し ている可能性のある 女性)	①急性毒性試験 ②発生毒性試験	ラット	①単回 ②妊娠6~15 日	強制経口 投与	①雄: 自発運動減少、 歩行失調、四肢麻痺、 正向反射消失、呼吸不 規則、肝細胞空胞化等 ; 雌: 自発運動減少、歩 行失調、四肢麻痺、正 向反射消失、呼吸不規 則等 ②胎児: 14肋骨の発生 頻度増加	NOAEL	①100 ②5	100(種差10、個 体差10、-)	
				<p>ウニコナゾールP投与における影響は、主に体重(増加抑制)及び肝臓(重量増加、肝細胞肥大:ラット、マウス及びイヌ、肝細胞空胞化、肝細胞単細胞壊死:ラット及びマウス)に認められた。繁殖能に対する影響、催奇形性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。マウスでごく弱い肝発がん性が認められたが、発生機序は非遺伝毒性メカニズムであり、評価にあたり閾値を設定することは可能であると考えられた。各種試験結果から、農産物中のばく露評価対象物質をウニコナゾールP(親化合物)及び(E)-(R)体と設定した。</p> <p>各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、イヌを用いた1年間慢性毒性試験の2 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.02 mg/kg 体重/日を許容一日摂取量(ADI)とした。ウニコナゾールPの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた発生毒性試験の無毒性量 5 mg/kg 体重/日であり、認められた所見は胎児における14肋骨の発現頻度増加であったことから、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対する急性参照用量(ARfD)は、これを根拠として、安全係数100で除した0.05 mg/kg 体重と設定した。また、一般の集団に対しては、ラットを用いた急性毒性試験の無毒性量である100 mg/kg 体重を根拠として、安全係数100で除した1 mg/kg 体重をARfDと設定した。</p>										
<p>農薬抄録ウニコナゾール P(植物成長調整剤)(平成18年1月31日改訂):住友化学株式会社、一部公表; Ausralia NRA: Evaluation of the new active UNICONAZOLE-P(2000)</p>														

表 5-2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容 (7)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等 (mg/L以下) (備考)	食品安全委員会評価								不確実係数	評価結果 通知日	
				評価品目名 (評価書版 No.)	評価結果 (TDI, ADI 等)	試験/根拠データ								
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類			値(mg/kg 体重/日)
10	他-033	シフルトリン	0.05(-)	シフルトリン (農薬・動物 用医薬品)	ADI : 0.023 mg/kg 体重/日	亜急性毒性試験 (beta-シフルトリン)	イヌ	90日間	混餌投与	雌雄:運動失調、下痢 等	NOAEL	2.38	100(種差10、個 体差10、-)	R3.6.8
					ARFD : 0.023 mg/kg 体重	亜急性毒性試験 (beta-シフルトリン)	イヌ	90日間	混餌投与	雌雄:運動失調、下痢 等	NOAEL	2.38		
					<p>シフルトリンの投与による影響は、主に神経系(流涎、歩行異常等)及び体重(増加抑制)に認められた。発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性、遺伝毒性及び免疫毒性は認められなかった。beta-シフルトリンの投与による影響は、主に神経系(流涎、歩行異常等)及び体重(増加抑制)に認められた。発達神経毒性及び遺伝毒性は認められなかった。各種試験結果から、農産物及び畜産物中のばく露評価対象物質をシフルトリン(親化合物のみ:beta-シフルトリンを含む。)と設定した。</p> <p>シフルトリン及びbeta-シフルトリンの各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、beta-シフルトリンのイヌを用いた90日間亜急性毒性試験における無毒性量である2.38 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.023 mg/kg 体重/日をシフルトリン及びbeta-シフルトリンの許容一日摂取量(ADI)と設定した。また、シフルトリン及びbeta-シフルトリンの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、beta-シフルトリンのイヌを用いた90日間亜急性毒性試験における無毒性量である2.38 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.023 mg/kg 体重をシフルトリン及びbeta-シフルトリンの急性参照用量(ARFD)と設定した。</p> <p>農薬抄録シフルトリン(殺虫剤)(平成23年11月15日改訂):パイエルクロップサイエンス株式会社、2011年、未公表; 農薬抄録シフルトリン(殺虫剤)(平成30年7月12日改訂):パイエルクロップサイエンス株式会社、2018年、一部公表; JMPR:CYFLUTHRIN and BETA-CYFLUTHRIN, Pesticide residues in food 2006 Joint FAO/WHO Meeting on Pesticide Residues、Evaluation Toxicity: 103-155、2006年; US EPA: Cyfluthrin and Beta-cyfluthrin: Memorandum – Draft Human Health Risk Assessment for Registration Review、2017年</p>									

表 5-2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容 (8)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等 (mg/L以下) (備考)	食品安全委員会評価										
				評価品目名 (評価書版 No.)	評価結果 (TDI, ADI 等)	試験/根拠データ						不確実係数	評価結果 通知日	
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類			値(mg/kg 体重/日)
11	他-043	スピノサド	0.06(-)	スピノサド (農薬・動物 用医薬品第 4版)	ADI: 0.024 mg/kg 体重/日	慢性毒性/発がん性併合試験	ラット	2年間	混餌投与	雌雄: 甲状腺ろ胞上皮細胞空胞化等(発がん性は認められない)	NOAEL	2.4	100(種差10、個体差10、-)	R3.6.15
				<p>スピノサド投与による影響は、主にリン脂質症と考えられる臓器及び組織における細胞質内の空胞化であった。神経毒性、発がん性、催奇形性、遺伝毒性及び免疫毒性は認められなかった。</p> <p>各種試験結果から、農産物及び畜産物中のばく露評価対象物質をスピノシンA及びスピノシンDと設定した。</p> <p>各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の2.4 mg/kg体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.024 mg/kg体重/日を許容一日摂取量(ADI)と設定した。また、スピノサドの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ラット及びマウスを用いた一般薬理試験で得られた500 mg/kg体重であり、カットオフ値(500 mg/kg体重)以上であったことから、急性参照用量(ARFD)は設定する必要がないと判断した。</p> <p>スピノサドの残留農薬安全性評価委員会からの要望事項に対する回答: ダウ・ケミカル日本株式会社、1998年4月、未公表; スピノサドの残留農薬安全性評価委員会からの要望事項に対する回答: ダウ・ケミカル日本株式会社、1998年11月、未公表; ラットを用いた飼料混入投与による2年間反復経口投与毒性及び発がん性併合試験(GLP対応): ザ・ダウ・ケミカル・カンパニー、1995年、未公表</p>										

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等 (mg/L以下) (備考)	食品安全委員会評価										
				評価品目名 (評価書版 No.)	評価結果 (TDI, ADI 等)	試験/根拠データ						不確実係数	評価結果 通知日	
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類			値(mg/kg 体重/日)
12	他-051	テトラコナゾール	-(-)	テトラコナゾール(農薬第3版)	ADI: 0.004 mg/kg 体重/日	慢性毒性/発がん性併合試験	ラット	2年間	混餌	雌雄: 小葉中心性肝細胞肥大等(発がん性は認められない)	NOAEL	0.4	100(種差10、個体差10、-)	R3.10.26
				<p>ARFD: 0.05 mg/kg 体重</p> <p>発生毒性試験</p> <p>ラット</p> <p>妊娠6~15日</p> <p>強制経口投与</p> <p>母動物: 体重増加抑制、胎児: 水腎症</p> <p>NOAEL</p> <p>5</p> <p>100(種差10、個体差10、-)</p> <p>テトラコナゾール投与による影響は主に肝臓(小葉中心性肝細胞肥大等)、腎臓(腎皮質尿管上皮細胞肥大等: イヌ)及び骨(頭蓋骨の肥厚等)に認められた。遺伝毒性及び免疫毒性は認められなかった。急性神経毒性試験及び亜急性神経毒性試験において、自発運動量の減少が認められた。発がん性試験において、マウスで肝細胞腫及び肝細胞癌の増加が認められたが、腫瘍の発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。繁殖試験において妊娠期間の延長が認められた。ラットにおける発生毒性試験で母動物に影響が認められた用量で水腎症及び尿管の発生数が増加した。ウサギでは催奇形性は認められなかった。各種試験結果から、農産物及び畜産物中のばく露評価対象物質をテトラコナゾール(親化合物のみ)と設定した。</p> <p>各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の0.4 mg/kg体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.004 mg/kg体重/日を許容一日摂取量(ADI)と設定した。また、テトラコナゾールの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた発生毒性試験の5 mg/kg体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.05 mg/kg体重を急性参照用量(ARFD)と設定した。</p> <p>農薬抄録 テトラコナゾール(殺菌剤)(平成19年4月27日改訂): アリスタ ライフサイエンス株式会社、未公表; US EPA: Tetraconazole Human Exposure and Risk Assessment for the Section 3 Time-Limited Tolerance on Sugarbeets (2005); 農薬抄録 テトラコナゾール(殺菌剤)(平成24年5月11日改訂): アリスタ ライフサイエンス株式会社、未公表; 農薬抄録 テトラコナゾール(殺菌剤)(平成27年1月13日改訂): アリスタ ライフサイエンス株式会社、一部公表</p>										

表 5-2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容 (9)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等 (mg/L以下) (備考)	食品安全委員会評価										
				評価品目名 (評価書版 No.)	評価結果 (TDI, ADI 等)	試験/根拠データ						不確実係数	評価結果 通知日	
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類			値(mg/kg 体重/日)
13	他-054	トリフルミ ゾール	(-)	トリフルミ ゾール(農 薬第4版)	ADI: 0.015 mg/kg 体重/日	慢性毒性/発が ん性併合試験	ラット	2年間	混餌投与	雄: 肝絶対及び比重量 増加等/雌: 小葉中心性 肝細胞肥大等(発がん 性は認められない)	LOAEL	4.6	300(種差10、個 体差10、最小毒 性量を用いたこ とによる追加係 数:3)	R4.1.19
				ARfD: 0.25 mg/kg 体重	急性神経毒性試 験	ラット	単回	強制経口 投与	雌雄: 活動性低下、前 肢握力低下等	NOAEL	25	100(種差10、個 体差10、-)		
<p>トリフルミゾール投与による影響は、主に体重(増加抑制)及び肝臓(肝細胞肥大、脂肪変性、肝細胞壊死等)に認められた。発がん性、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。ラットを用いた急性神経毒性試験において、活動性低下、常同活動の減少等が認められたが、90日間亜急性神経毒性試験においては神経毒性は認められなかった。ラットを用いた繁殖試験及び発生毒性試験において胎盤重量増加等が認められた。機序検討試験において血中エストラジオール濃度の低下傾向やテストステロン上昇が認められた。これらの影響はイミダゾール系殺菌剤にみられるアロマターゼ阻害による可能性が示唆された。各種試験結果から、農産物、畜産物及び魚介類中のばく露評価対象物質をトリフルミゾール(親化合物のみ)と設定した。</p> <p>各試験で得られた無毒性量又は最小毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の雄の無毒性量3.7 mg/kg体重/日であった。これを根拠に安全係数100で除した場合、許容一日摂取量(ADI)として0.037 mg/kg体重/日が算出される。一方、2年間慢性毒性/発がん性併合試験の雌において無毒性量が得られておらず、最小毒性量は4.6 mg/kg体重/日であった。この最小毒性量で観察された肝毒性の程度が軽度であるため、この最小毒性量を根拠にADIを設定した場合の追加の安全係数は3が適当であると考えられ、ADIは0.015 mg/kg体重/日と算出される。この値は2年間慢性毒性/発がん性併合試験の雄を根拠にした場合の0.037 mg/kg体重/日より低い値であることから、食品安全委員会は2年間慢性毒性/発がん性併合試験の雌の最小毒性量を用いてADIを設定することが適切であると判断した。したがって、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の雌の最小毒性量である4.6 mg/kg体重/日を根拠として、安全係数300(種差: 10、個体差: 10、最小毒性量を用いたことによる追加係数: 3)で除した0.015 mg/kg体重/日をADIと設定した。また、トリフルミゾールの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた急性神経毒性試験の25 mg/kg体重であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.25 mg/kg体重を急性参照用量(ARfD)と設定した。</p> <p>農薬抄録トリフルミゾール(殺菌剤)(平成22年3月8日改訂): 日本曹達株式会社、一部公表; 農薬抄録トリフルミゾール(殺菌剤)(平成25年5月31日改訂): 日本曹達株式会社、2013年、一部公表</p>														

表 5-2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容 (10)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等 (mg/L以下) (備考)	食品安全委員会評価										
				評価品目名 (評価書版 No.)	評価結果 (TDI, ADI 等)	試験/根拠データ						不確実係数	評価結果 通知日	
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類			値(mg/kg 体重/日)
14	他-073	プロパルギット(BPPS)	0.02(-)	プロパルギット(農業第2版)	ADI: 0.0098 mg/kg体重/日	慢性毒性/発がん性併合試験	ラット	2年間	混餌投与	雌雄:空腸未分化肉腫の発生等(雌雄で空腸未分化肉腫発生)	LOAEL	2.95	300(種差10、個体差10、最小毒性量を用いたことによる追加係数:3)	R3.6.8
					ARfD: 1 mg/kg 体重	一般薬理試験	マウス	単回	強制経口投与	立毛、腹臥位及び無気力	NOAEL	100	100(種差10、個体差10、-)	
				<p>プロパルギット投与による影響は、主に体重(増加抑制)及び血液(貧血)に認められた。繁殖能に対する影響及び遺伝毒性は認められなかった。ラットにおいて、発がん性試験で空腸未分化肉腫(カハールの間質細胞由来)の発生頻度増加が認められた。その他の動物種では発がん性は認められず、遺伝毒性は認められなかったことから、発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。ウサギの発生毒性試験において、母動物に著しい毒性が発現する用量で水頭症が認められた。ラットにおいて催奇形性は認められなかった。</p> <p>各種試験結果から、農産物、畜産物及び魚介類中のばく露評価対象物質をプロパルギット(親化合物のみ)と設定した。各試験で得られた無毒性量又は最小毒性量のうち最小値は、ウサギを用いた発生毒性試験①における無毒性量2 mg/kg 体重/日であった。一方、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験①において、全投与群の雌で空腸未分化腫瘍の発生が認められたことから、当該試験の最小毒性量2.95 mg/kg 体重/日を根拠として、安全係数300(種差:10、個体差:10、最小毒性量を用いたことによる追加係数:3)で除した0.0098 mg/kg 体重/日を許容一日摂取量(ADI)と設定した。また、プロパルギットの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量又は最小毒性量のうち最小値は、マウスを用いた一般薬理試験の無毒性量100 mg/kg 体重であったことから、安全係数100で除した1 mg/kg 体重を急性参照用量(ARfD)と設定した。</p> <p>農薬抄録 BPPS(殺虫剤)(平成19年1月15日改訂):日本農業株式会社、未公表; JMPR:“Propargite”, Pesticide residues in food-1999. Toxicological evaluation(1999); APVMA: JAPANESE POSITIVE LIST RESPONSE IN SUPPORT OF AUSTRALIAN MRLS FOR PROPARGITE/BPPS(1999); BPPS(プロパルギット)の食品健康影響評価に係る追加資料の提出について:平成23年8月2日 日本農業株式会社、未公表; 農薬抄録 BPPS(殺虫剤)(平成23年9月23日改訂):日本農業株式会社、一部公表; 農薬抄録 BPPS(殺虫剤)(令和1年12月11日改訂):日本農業株式会社、一部公表; APVMA: JAPANESE POSITIVE LIST RESPONSE IN SUPPORT OF AUSTRALIAN MRLS FOR PROPARGITE/BPPS(1999); BPPS(プロパルギット)の食品健康影響評価に係る追加資料の提出について:平成23年8月2日 日本農業株式会社、未公表</p>										

表 5-2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容 (11)

No	基準項目 等番号	項目名	水質基準 等 (mg/L以下) (備考)	食品安全委員会評価										
				評価品目名 (評価書版 No.)	評価結果 (TDI, ADI 等)	試験/根拠データ							不確実係数	評価結果 通知日
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類	値(mg/kg 体重/日)		
15	他-077	ペルメトリン	0.1(-)	ペルメトリン (農業・動物 用医薬品第 2版)	ADI : 0.05 mg/kg 体重/日	慢性毒性試験	イヌ	1年間	カプセル 経口投与	雄: 副腎皮質限局性変 性/壊死等、雌: 体重増 加抑制等	NOAEL	5	100(種差10、個 体差10、-)	R3.8.4
					ARfD : 0.5 mg/kg 体重	①急性神経毒性 試験②発生毒性 試験	①ラッ ト② ラット	①単回②妊 娠7~16日	①強制経 口投与② 強制経口 投与	①雌雄: 振戦、自発運 動量減少、聴覚反応亢 進等②母動物: 振戦及 び首振り	NOAEL	50	100(種差10、個 体差10、-)	
				<p>ペルメトリン投与による影響は主に神経系(振戦等)、体重(増加抑制)、肝臓(重量増加、肝細胞脂肪性空胞化:ラット)及び副腎(皮質限局性変性/壊死等:イヌ)に認められた。繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。マウスを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験②において、雌で肝臓及び肺の良性腫瘍の発生頻度増加が認められたが、発生機序は遺伝毒性メカニズムによるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。各種試験結果から、農産物及び畜産物中のばく露評価対象物質をペルメトリン(親化合物のみ)と設定した。</p> <p>各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、イヌを用いた1年間慢性毒性試験の5 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.05 mg/kg 体重/日を許容一日摂取量(ADI)と設定した。また、ペルメトリンの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた急性神経毒性試験①及び発生毒性試験①の50 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.5 mg/kg 体重を急性参照用量(ARfD)と設定した。</p> <p>農薬抄録ペルメトリン(殺虫剤)(2017年8月18日改訂):住友化学株式会社、一部公表; JMPR: "Permethrin", Pesticide residues in food-1999 evaluations. Part II. Toxicology. nos963 on INCHEM (1999); US EPA: Permethrin: Sixth Revision of the HED Chapter of the Reregistration Eligibility Decision Document (RED) (2009)</p>										

表 5-2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容 (12)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等 (mg/L以下) (備考)	食品安全委員会評価										
				評価品目名 (評価書版 No.)	評価結果 (TDI, ADI 等)	試験/根拠データ						不確実係数	評価結果通知日	
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類			値(mg/kg 体重/日)
16	要-004	イプロジオン	0.3(-)	イプロジオン(農薬)	ADI: 0.02 mg/kg 体重/日	慢性毒性/発がん性併合試験	ラット	2年間	混餌投与	雄: 副腎皮質網状帯細胞微細空胞化; 雌: 副腎皮質球状帯細胞肥大及び脾臓ヘモジデリン沈着(精巢間質細胞腫の発生頻度増加)	NOAEL	6.1	300(種差10、個体差10、最小毒性量を用いたことによる追加係数: 3)	R3.11.2
					ARfD: 0.9 mg/kg 体重(妊婦又は妊娠している可能性のある女性)	発生毒性試験	ラット	妊娠5~14日	強制経口投与	胎児: 小型胎児数増加及び体壁-臓器間空隙増加	NOAEL	90	100(種差10、個体差10、-)	
				<p>イプロジオン投与による影響は、主に体重(増加抑制)、赤血球(赤血球ハイツ小体: イヌ)、肝臓(肝細胞肥大: マウス)、副腎(皮質球状帯細胞肥大等)、精巢(間質細胞過形成等: ラット及びマウス)に認められた。催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。発がん性試験において、ラットで精巢間質細胞腫の発生頻度の増加が、マウスで肝細胞腫及び肝細胞癌の発生頻度の増加がそれぞれ認められたが、それぞれの腫瘍の発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。ラットを用いた2世代繁殖試験において、平均産児数及び生後生存児数の減少が認められた。各種試験結果から、農産物及び畜産物中のばく露評価対象物質をイプロジオン(親化合物のみ)と設定した。</p> <p>各試験で得られた無毒性量又は最小毒性量のうち最小値は、イヌを用いた1年間慢性毒性試験①の雄における無毒性量4.12 mg/kg体重/日であった。これを根拠に安全係数100で除した場合、許容一日摂取量(ADI)として0.041 mg/kg体重/日が算出される。一方、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験②の雄において無毒性量が得られておらず、最小毒性量は6.1 mg/kg体重/日であった。この試験を根拠に、追加の安全係数3を考慮すると、ADIは0.02 mg/kg体重/日となり、イヌを用いた1年間慢性毒性試験①を根拠とした0.041 mg/kg体重/日より低い値となることから、食品安全委員会は、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験②の雄の最小毒性量を用いてADIを設定することが適切であると判断した。したがって、食品安全委員会は、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験②の雄の最小毒性量である6.1 mg/kg体重/日を根拠として、安全係数300(種差: 10、個体差: 10、最小毒性量を用いたことによる追加係数: 3)で除した0.02 mg/kg体重/日をADIと設定した。また、イプロジオンの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた発生毒性試験②の無毒性量の90 mg/kg体重/日であり、認められた所見は母動物に影響が認められない用量における胎児の小型胎児数増加及び体壁-臓器間空隙増加であったことから、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対する急性参照用量(ARfD)は、これを根拠として、安全係数100で除した0.9 mg/kg体重と設定した。一般の集団に対しては、イプロジオンの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量又は最小毒性量のうち最小値は、ラットを用いた急性毒性試験①の最小毒性量900 mg/kg体重であり、無毒性量が得られなかったが、ラット及びマウスを用いた急性毒性試験結果を総合的に判断し、無毒性量はカットオフ値(500 mg/kg体重)以上と考えられたことから、ARfDは設定する必要がないと判断した。</p> <p>農薬抄録 イプロジオン(殺菌剤)(平成28年6月1日改訂): エフエムシー・ケミカルズ株式会社、未公表; 農薬抄録 イプロジオン(殺菌剤)(令和2年5月20日改訂): エフエムシー・ケミカルズ株式会社、一部公表; JMPR: 899.Iprodione(addedum)(Pesticide residues in food 1995. Evaluations, Part II - Toxicological and Environmental)(1995); US EPA: Reregistration Eligibility Decision(RED) for Iprodione. (1998); US EPA: Draft Human Health Risk Assessment in Support of Registration Review. (2020); 豪州: 豪州評価書、2005年、未公表</p>										

表 5-3 内閣府食品安全委員会における全評価物質 (1)

No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						評価値 (ADI:mg/kg 体重/日) (ARfD:mg/kg 体重)
		評価品目名	CAS番号	食品安全委員会 における分類	評価要請 文書受理 日	評価結果 通知日	評価値 種類	
1	基-003	カドミウム(汚染物質)	7440-43-9	化学・汚染	H15.7.3	H20.7.3	TWI	0.007
2	基-003	カドミウム(清涼飲料水)	7440-43-9	化学・汚染	H15.7.3	H20.9.25	TWI	0.007
3	基-003	カドミウム(汚染物質)	7440-43-9	化学・汚染	H21.10.9	H21.10.15	TWI	0.007
4	基-003	カドミウム(汚染物質)	7440-43-9	化学・汚染	H21.2.9	H21.8.20	TWI	0.007
5	基-004	水銀(清涼飲料水)	7439-97-6	化学・汚染	H15.7.3	H24.5.10	TDI	0.0007:水銀として (非発がん影響)
6	基-005	セレン(清涼飲料水)	7782-49-2	化学・汚染	H15.7.3	H24.10.29	TDI	0.004
7	基-006	鉛及びその化合物	7439-92-1	化学・汚染	H15.7.3	R3.6.29	-	-
8	基-007	食品中のヒ素	7440-38-2	化学・汚染	H15.7.3	H25.12.16	-	-
9	基-008	六価クロム化合物(清涼飲料水)	7440-47-3	化学・汚染	H15.7.3	H30.9.18	TDI	0.0011
10	基-008	六価クロム化合物(水道により供給される水)	7440-47-3	化学・汚染	R1.7.29	R1.8.6	TDI	0.0011
11	基-009	亜硝酸態窒素	14797-65-0	化学・汚染	H15.7.3	H24.10.29	TDI	0.015
12	基-010	シアン(清涼飲料水)	-	化学・汚染	H15.7.3	H22.10.19	TDI	0.0045 (シアンイオンとして)
13	基-011	硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素(清涼飲料水)	14797-55-8	化学・汚染	H15.7.3	H24.10.29	TDI	1.5
14	基-011	硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素(清涼飲料水)	14797-65-0	化学・汚染	H15.7.3	H24.10.29	TDI	0.015
15	基-011	亜硝酸態窒素(水道により供給される水の 水質基準の設定)	14797-65-0	化学・汚染	H25.6.3	H25.7.22	TDI	0.015
16	基-012	フッ素(清涼飲料水)	7782-41-4	化学・汚染	H15.7.3	H24.12.17	TDI	0.05
17	基-013	ホウ素(清涼飲料水)	7440-42-8	化学・汚染	H15.7.3	H24.8.6	TDI	0.096
18	基-014	四塩化炭素(清涼飲料水)	56-23-5	化学・汚染	H15.7.3	H19.3.15	TDI	0.00071
19	基-015	1,4-ジオキサン(清涼飲料水)	123-91-1	化学・汚染	H15.7.3	H19.3.15	TDI	0.016
20	基-016	シス-1,2-ジクロロエチレン(清涼飲料水)	156-59-2	化学・汚染	H15.7.3	H19.3.15	TDI	0.017 (シストランスの和)
21	基-016	トランス-1,2-ジクロロエチレン(清涼飲料水)	156-60-5	化学・汚染	H15.7.3	H19.3.15	TDI	0.017 (シストランスの和)
22	基-016	1,2-ジクロロエチレン(シス体及びトランス体)(水道水)	540-59-0	化学・汚染	H20.4.11	H20.5.29	TDI	0.017
23	基-017	ジクロロメタン(清涼飲料水)	75-09-2	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	TDI	0.006
24	基-018	テトラクロロエチレン(清涼飲料水)	127-18-4	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	TDI	0.014
25	基-019	トリクロロエチレン(清涼飲料水)	79-01-6	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	TDI	0.00146
26	基-019	トリクロロエチレン(清涼飲料水)	79-01-6	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	発がん ニットリス ク	8.3×10^{-3} (mg/kg 体重/日) ⁻¹
27	基-019	トリクロロエチレン(清涼飲料水)	79-01-6	化学・汚染	H22.6.11	H22.9.2	TDI	0.00146
28	基-019	トリクロロエチレン(清涼飲料水)	79-01-6	化学・汚染	H22.6.11	H22.9.2	発がん ニットリス ク	8.3×10^{-3} (mg/kg 体重/日) ⁻¹
29	基-020	ベンゼン(清涼飲料水)	71-43-2	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	TDI	0.018
30	基-020	ベンゼン(清涼飲料水)	71-43-2	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	発がん ニットリス ク	2.5×10^{-2} (mg/kg 体重/日) ⁻¹
31	基-021	塩素酸(清涼飲料水)	7790-93-4	化学・汚染	H18.8.31	H19.3.15	TDI	0.030
32	基-022	クロロ酢酸(清涼飲料水)	79-11-8	化学・汚染	H15.7.3	H24.5.10	TDI	0.0035
33	基-022	クロロ酢酸(水道により供給される水の 水質基準の設定)	79-11-8	化学・汚染	H26.8.12	H26.10.7	TDI	0.0035
34	基-023	クロロホルム(清涼飲料水)	67-66-3	化学・汚染	H15.7.3	H21.8.20	TDI	0.0129
35	基-024	ジクロロ酢酸(清涼飲料水の規格基準の 改正)	79-43-6	化学・汚染	H15.7.3	H25.4.15	TDI	0.0125 (非発がん影響)
36	基-024	ジクロロ酢酸(清涼飲料水の規格基準の 改正)	79-43-6	化学・汚染	H15.7.3	H25.4.15	TDI	0.0129 (発がん影響)
37	基-024	ジクロロ酢酸(清涼飲料水の規格基準の 改正)	79-43-6	化学・汚染	H15.7.3	H25.4.15	発がん ニットリス ク	7.8×10^{-3} (mg/kg 体重/日) ⁻¹
38	基-024	ジクロロ酢酸(水道により供給される水の 水質基準の設定)	79-43-6	化学・汚染	H26.8.12	H26.10.7	TDI	0.0125 (非発がん影響)
39	基-024	ジクロロ酢酸(水道により供給される水の 水質基準の設定)	79-43-6	化学・汚染	H26.8.12	H26.10.7	TDI	0.0129 (発がん影響)
40	基-024	ジクロロ酢酸(水道により供給される水の 水質基準の設定)	79-43-6	化学・汚染	H26.8.12	H26.10.7	発がん ニットリス ク	7.8×10^{-3} (mg/kg 体重/日) ⁻¹
41	基-025	ジブromクロロメタン(清涼飲料水)	124-48-1	化学・汚染	H15.7.3	H21.8.20	TDI	0.0214
42	基-026	臭素酸(清涼飲料水)	7789-31-3	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	TDI	0.011
43	基-026	臭素酸(清涼飲料水)	7789-31-4	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	発がん ニットリス ク	2.8×10^{-2} (mg/kg 体重/日) ⁻¹

表 5-3 内閣府食品安全委員会における全評価物質 (2)

No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						
		評価品目名	CAS番号	食品安全委員会における分類	評価要請文書受理日	評価結果通知日	評価値種類	評価値 (ADI:mg/kg 体重/日) (ARID:mg/kg 体重)
44	基-027	総トリハロメタン(清涼飲料水)	-	化学・汚染	H15.7.3	H21.8.20	TDI	設定できない
45	基-028	トリクロロ酢酸(清涼飲料水)	76-03-9	化学・汚染	H15.7.3	H24.5.10	TDI	0.006 (発がん影響)
46	基-028	トリクロロ酢酸(清涼飲料水)	76-03-9	化学・汚染	H15.7.3	H24.5.10	TDI	0.006 (非発がん影響)
47	基-028	トリクロロ酢酸(水道により供給される水の水質基準の設定)	76-03-9	化学・汚染	H26.8.12	H26.10.7	TDI	0.006 (発がん影響)
48	基-028	トリクロロ酢酸(水道により供給される水の水質基準の設定)	76-03-9	化学・汚染	H26.8.12	H26.10.7	TDI	0.006 (非発がん影響)
49	基-029	ブロモジクロロメタン(清涼飲料水)	75-27-4	化学・汚染	H15.7.3	H21.8.20	TDI	0.0061
50	基-030	ブロモホルム(清涼飲料水)	75-25-2	化学・汚染	H15.7.3	H21.8.20	TDI	0.0179
51	基-031	ホルムアルデヒド(清涼飲料水)	50-00-0	化学・汚染	H15.7.3	H20.4.17	TDI	0.015
52	基-032	亜鉛(対象外物質)(動物薬)(清涼飲料水の規格基準の改正)(肥料・飼料等)	7440-66-6	動物薬、化学・汚染	H29.6.15	H30.2.13	-	健康を損なうおそれのないことが明らか
53	基-033	アルミニウム	7429-90-5	化学・汚染	H22.3.18	H29.12.19	耐容週間摂取量(アルミニウムとして)	硫酸アルミニウム及び硫酸アルミニウムカリウムについて、2.1
54	基-034	鉄(清涼飲料水)	7439-89-6	化学・汚染	H25.4.9	H29.4.25	-	影響を与える可能性は無視できる
55	基-035	銅(清涼飲料水)	7440-50-8	化学・汚染	H15.7.3	H20.4.17	許容上限摂取量	9mg/ヒト(成人)/日
56	基-036	塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(酢酸リンゲル-V注射液)並びに塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウム(動物用医薬品)	-	動物薬	H20.9.16	H21.1.22	-	影響を与える可能性は無視できる
57	基-037	マンガン(清涼飲料水)	7439-96-5	化学・汚染	H15.7.3	H24.8.6	TDI	0.18
58	基-038	塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(酢酸リンゲル-V注射液)並びに塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウム(動物用医薬品)	-	動物薬	H20.9.16	H21.1.22	-	影響を与える可能性は無視できる
59	基-038	塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(酢酸リンゲル-V注射液)並びに塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウム(動物用医薬品)	-	動物薬	H20.9.16	H21.1.22	-	影響を与える可能性は無視できる
60	基-039	プロピオン酸カルシウム、塩化カルシウム、リン酸一水素カルシウム及び酸化マグネシウムを有効成分とする牛の強制経口投与剤(カルチャーJ)及びプロピオン酸カルシウム、塩化カルシウム、リン酸一水素カルシウム及び酸化マグネシウム(動物用医薬品)	-	動物薬	H20.5.13	H20.7.24	-	影響を与える可能性は無視できる
61	基-039	塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(酢酸リンゲル-V注射液)並びに塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウム(動物用医薬品)	-	動物薬	H20.9.16	H21.1.22	-	影響を与える可能性は無視できる
62	基-039	カルシウム・マグネシウム等(硬度)(清涼飲料水の規格基準の改正)	-	化学・汚染	H25.4.9	H29.4.9	-	影響を与える可能性は無視できる
63	基-046	食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて(水道水中の有機物(全有機炭素(TOC)の量))	-	化学・汚染	H20.5.22			回答文書
64	目-001	アンチモン(清涼飲料水)	7440-36-0	化学・汚染	H15.7.3	H24.8.6	TDI	0.006
65	目-002	ウラン(清涼飲料水)	7440-61-1	化学・汚染	H15.7.3	H24.1.12	TDI	0.0002
66	目-003	ニッケル(清涼飲料水)	7440-02-0	化学・汚染	H15.7.3	H24.7.23	TDI	0.004
67	目-005	1,2-ジクロロエタン(清涼飲料水)	107-06-2	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	TDI	0.0375
68	目-005	1,2-ジクロロエタン(清涼飲料水)	107-06-3	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	発がんリスク	6.3×10 ⁻² (mg/kg 体重/日) ⁻¹

表 5-3 内閣府食品安全委員会における全評価物質 (3)

No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						
		評価品目名	CAS番号	食品安全委員会における分類	評価要請文書受理日	評価結果通知日	評価値種類	評価値 (ADI:mg/kg 体重/日) (ARID:mg/kg 体重)
69	目-008	トルエン(清涼飲料水)	108-88-3	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	TDI	0.149
70	目-009	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)(清涼飲料水の規格基準の改正)	117-81-7	化学・汚染	H15.7.3	H25.4.15	TDI	0.03
71	目-009	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)	117-81-7	器具・容器包装	H21.12.14	H25.2.18	TDI	0.03
72	目-010	亜塩素酸(清涼飲料水)	1318-59-8	化学・汚染	H15.7.3	H20.6.19	TDI	0.029(亜塩素酸イオンとして)
73	目-012	二酸化塩素(清涼飲料水)	10049-4-4	化学・汚染	H15.7.3	H20.6.19	TDI	0.029(亜塩素酸イオンとして)
74	目-013	ジクロロアセトニトリル(清涼飲料水)	3018-12-0	化学・汚染	H15.7.3	H19.3.15	TDI	0.0027
75	目-014	抱水クロラール(清涼飲料水)	302-17-0	化学・汚染	H15.7.3	H19.3.15	TDI	0.0045
76	目-016	塩素(残留塩素)(清涼飲料水)	7782-50-5	化学・汚染	H15.7.3	H19.3.15	TDI	0.136
77	目-020	1,1,1-トリクロロエタン(清涼飲料水)	71-55-6	化学・汚染	H15.7.3	H20.4.17	TDI	0.6
78	目-021	メチルtertブチルエーテル(清涼飲料水)	1634-04-4	化学・汚染	H15.7.3	H20.4.17	TDI	0.143
79	目-029	1,1-ジクロロエチレン(清涼飲料水)	75-35-4	化学・汚染	H15.7.3	H19.3.15	TDI	0.046
80	目-029	1,1-ジクロロエチレン(水道水)	75-35-4	化学・汚染	H20.4.11	H20.5.29	TDI	0.046
81	検-002	バリウム(清涼飲料水)	7440-39-3	化学・汚染	H15.7.3	H24.10.29	TDI	0.02
82	検-024	フタル酸ジブチル(DBP)	84-74-2	器具・容器包装	H21.12.14	H26.6.10	TDI	0.005
83	検-025	フタル酸ブチルベンジル	85-68-7	器具・容器包装	H21.12.14	H27.4.7	TDI	0.2
84	検-037	アセトアルデヒド	75-07-0	添加物	H15.11.21	H17.7.21		安全性に懸念がない
85	対-001	1,3-ジクロロプロペン (D-D)(農薬)	542-75-6	農薬	H20.3.3	H25.2.18	ADI	0.02
86	対-001	1,3-ジクロロプロペン(農薬2版)	542-75-6	農薬	H27.2.24	H27.10.20	ADI ARID	0.02 0.2
87	対-001	1,3-ジクロロプロペン(農薬3版)	542-75-6	農薬	H29.3.15	H30.3.27	ADI ARID	0.02 0.2
88	対-001	1,3-ジクロロプロペン(農薬3版)	542-75-6	農薬	R1.9.5	R1.10.15	ADI ARID	0.02 0.2
89	対-003	2,4-D	94-75-7	農薬	H22.2.23	H29.5.16	ADI ARID	0.0099 0.15
90	対-003	2,4-D	94-75-7	農薬	H22.6.22	H29.5.16	ADI ARID	0.0099 0.15
91	対-003	2,4-D	94-75-7	農薬	H25.6.12	H29.5.16	ADI ARID	0.0099 0.15
92	対-004	EPN(農薬2版)	2104-64-5	農薬	H28.5.11	H29.2.14	ADI ARID	0.0014 0.0066
93	対-004	EPN	2104-64-5	農薬	H15.7.1	H15.9.18	ADI	0.0014
94	対-004	EPN(農薬)	2104-64-5	農薬	H15.7.1	H20.10.16	ADI	0.0014
95	対-004	EPN(農薬)	2104-64-5	農薬	H20.2.5	H20.11.27	ADI	0.0014
96	対-005	MCPA(農薬)	94-74-6	農薬	H22.2.16	H23.6.16	ADI	0.0019
97	対-005	MCPA(農薬2版)	94-74-6	農薬	H26.3.25	H26.7.29	ADI	0.0019
98	対-006	アシラム(農薬)	3337-71-1	農薬	H25.8.20	H26.10.21	ADI ARID	0.36 3
99	対-007	アセフェート(農薬)	30560-19-1	農薬	H20.7.8	H22.7.22	ADI	0.0024
100	対-007	アセフェート(農薬2版)	30560-19-1	農薬	H23.1.17	H25.9.30	ADI	0.0024
101	対-007	アセフェート(農薬3版)	30560-19-1	農薬	H28.2.9	H28.12.13	ADI ARID	0.0024 0.1
102	対-009	アニロホス	64249-01-0	農薬	H25.3.12	H25.3.18		回答文書
103	対-010	アミトラス(農薬・動物薬)	33089-61-1	農薬	H18.11.6	H19.5.17	ADI	0.0025
104	対-010	アミトラス(農薬・動物薬)	33089-61-1	動物用医薬品	H18.11.6	H19.5.17	ADI	0.0025
105	対-010	アミトラスを有効成分とするみつばちの寄生虫駆除剤(アピバール)(動物薬)	33089-61-1	動物用医薬品	H18.11.6	H19.5.17	ADI	0.0025
106	対-011	アラクロール(農薬)	15972-60-8	農薬	H20.4.1	H23.8.25	ADI	0.01
107	対-011	アラクロール(農薬2版)	15972-60-8	農薬	H25.1.30	H25.3.18	ADI	0.01
108	対-011	アラクロール(農薬2版)	15972-60-8	農薬	H24.1.23	H25.3.18	ADI	0.01
109	対-012	インキサチオン(農薬)	18854-01-8	農薬	H23.6.10	H28.2.23	ADI ARID	0.002 0.003
110	対-015	インプロチオラン(農薬・動物薬4版)	50512-35-1	農薬	H30.3.7	H30.8.28	ADI ARID	ADI:0.1 ARID: ・0.5(一般の集団) ・0.12(妊婦又は妊娠している可能性のある女性)
111	対-015	インプロチオラン(農薬・動物薬)	50512-35-1	農薬	H19.8.21	H20.2.28	ADI	0.1
112	対-015	インプロチオラン(農薬・動物薬2版)	50512-35-1	農薬	H22.1.5	H22.9.16	ADI	0.1
113	対-015	インプロチオラン(農薬・動物薬3版)	50512-35-1	農薬	H24.5.21	H24.12.10	ADI	0.1
114	対-015	インプロチオラン(農薬・動物薬)	50512-35-1	動物用医薬品	H19.8.21	H20.2.28	ADI	0.1
115	対-015	インプロチオラン(農薬・動物薬2版)	50512-35-1	動物用医薬品	H22.1.5	H22.9.16	ADI	0.1
116	対-015	インプロチオラン(農薬・動物薬3版)	50512-35-1	動物用医薬品	H24.5.21	H24.12.10	ADI	0.1

表 5-3 内閣府食品安全委員会における全評価物質 (4)

No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						
		評価品目名	CAS番号	食品安全委員会における分類	評価要請文書受理日	評価結果通知日	評価値種類	評価値 (ADI:mg/kg 体重/日) (ARfD:mg/kg 体重)
117	対-016	イプロベンホス(農薬)	26087-47-8	農薬	H19.12.18	H21.4.23	ADI	0.035
118	対-017	イミノクタジン(農薬)	169202-06-6	農薬	H22.1.25	R1.6.4	ADI ARfD	0.0023 0.053(イミノクタジン換算値)
119	対-018	インダノフェン(農薬)	133220-30-1	農薬	H19.9.13	H20.1.10	ADI	0.0035
120	対-018	インダノフェン(農薬2版)	133220-30-1	農薬	H22.1.5	H22.9.9	ADI	0.0035
121	対-019	エスプロカルブ(農薬)	85785-20-2	農薬	H19.9.13	H20.1.17	ADI	0.01
122	対-019	エスプロカルブ(農薬2版)	85785-20-2	農薬	H21.1.20	H21.5.14	ADI	0.01
123	対-019	エスプロカルブ(農薬3版)	85785-20-2	農薬	H23.6.10	H24.2.23	ADI	0.01
124	対-020	エトフェンプロックス(農薬)	80844-07-1	農薬	H21.2.17	H21.11.19	ADI	0.031
125	対-020	エトフェンプロックス(農薬2版)	80844-07-1	農薬	H25.6.12	H25.8.5	ADI	0.031
126	対-020	エトフェンプロックス(農薬3版)	80844-07-1	農薬	H27.1.13	H27.6.9	ADI ARfD	0.031 1
127	対-020	エトフェンプロックス(農薬4版)	80844-07-1	農薬	H29.1.25	H29.4.25	ADI ARfD	0.031 1
128	対-020	エトフェンプロックス(農薬5版)	80844-07-1	農薬	H30.6.21	H30.7.24	ADI ARfD	0.031 1
129	対-020	エトフェンプロックス(農薬6版)	80844-07-1	農薬	R3.8.25	R3.10.16	ADI ARfD	0.031 1
130	対-022	オキサジクロメホン(農薬)	153197-14-9	農薬	H15.7.1	H15.9.18	ADI	0.0090
131	対-022	オキサジクロメホン(農薬)	153197-14-9	農薬	H20.6.3	H20.8.21	ADI	0.0091
132	対-023	オキシ銅(農薬)	10380-28-6	農薬	H24.8.21	H25.4.22	ADI	0.01
133	対-024	オリサストロビン(農薬)	248583-16-1	農薬	H16.2.3	H17.12.8	ADI	0.052
134	対-024	オリサストロビン(農薬2版)	248583-16-1	農薬	H20.1.11	H20.3.27	ADI	0.052
135	対-025	カズサホス(農薬)	95465-99-9	農薬	H16.10.5	H17.6.30	ADI	0.00025
136	対-025	カズサホス(農薬2版)	95465-99-9	農薬	H18.7.18	H19.2.22	ADI	0.00025
137	対-025	カズサホス(農薬3版)	95465-99-9	農薬	H20.3.3	H20.7.3	ADI	0.00025
138	対-025	カズサホス(農薬4版)	95465-99-9	農薬	H28.11.14	H29.5.23	ADI ARfD	0.00025 0.005
139	対-025	カズサホス(農薬5版)	95465-99-9	農薬	R3.2.9	R3.5.18	ADI ARfD	0.00025 0.005
140	対-026	カフェンストロール(農薬)	125306-83-4	農薬	H19.8.6	H20.2.21	ADI	0.003
141	対-027	カルタップ(農薬)	15263-53-3	農薬	H30.10.10	R1.6.4	ADI ARfD	0.03 0.1
142	対-028	カルバリル(NAC)(農薬・動物用医薬品)	63-25-2	農薬・動物用医薬品	H24.9.18	H30.9.4	ADI ARfD	0.0073 0.01
143	除外農薬	カルプロパミド(農薬)	104030-54-8	農薬	H19.8.28	H19.12.13	ADI	0.014
144	対-029	カルボフラン(農薬)	1563-66-2	農薬	H24.1.23	R2.2.4	ADI ARfD	0.00015 0.00015
145	対-031	キャプタン(農薬)	133-06-2	農薬	H19.6.26	H29.3.7	ADI ARfD	ADI:0.1 ARfD: ・3 (一般の集団) ・0.3 (妊婦又は妊娠している可能性のある女性)
146	対-031	キャプタン(農薬)	133-06-2	農薬	H21.12.14	H29.3.7	ADI ARfD	ADI:0.1 ARfD: ・3 (一般の集団) ・0.3 (妊婦又は妊娠している可能性のある女性)
147	対-031	キャプタン(農薬)	133-06-2	農薬	H24.1.23	H29.3.7	ADI ARfD	ADI:0.1 ARfD: ・3 (一般の集団) ・0.3 (妊婦又は妊娠している可能性のある女性)
148	対-031	キャプタン(農薬第2版)	133-06-2	農薬	H30.6.21	H30.7.24	ADI ARfD	ADI:0.1 ARfD: ・3 (一般の集団) ・0.3 (妊婦又は妊娠している可能性のある女性)
149	対-031	キャプタン(農薬第3版)	133-06-2	農薬	H30.6.21	H30.7.24	ADI ARfD	ADI:0.1 ARfD: ・3 (一般の集団) ・0.3 (妊婦又は妊娠している可能性のある女性)
150	対-032	クミロン(農薬)	99485-76-4	農薬	H19.6.5	H19.8.9	ADI	0.01
151	対-033	グリホサート(農薬)	1071-83-6	農薬	H22.2.16	H28.7.12	ADI	1
152	対-033	グリホサート(農薬)	1071-83-6	農薬	H22.6.22	H28.7.12	ADI	1
153	対-033	除草剤グリホサート及びグルホシネート耐性トウモロコシMZHGOJG系統(飼料用)	1071-83-6	遺伝子組換え食品等	H29.2.24	H29.7.4	-	当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題は無い、ヒトの健康を損なうおそれはない

表 5-3 内閣府食品安全委員会における全評価物質 (5)

No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						
		評価品目名	CAS番号	食品安全委員会における分類	評価要請文書受理日	評価結果通知日	評価値種類	評価値 (ADI:mg/kg 体重/日) (ARfD:mg/kg 体重)
154	対-034	グルホシネート(農薬)	77182-82-2	農薬	H19.7.17	H22.2.25	ADI	0.021
155	対-034	グルホシネートP(農薬)	70033-13-5	農薬	H19.7.17	H22.2.25	ADI	0.0091
156	対-034	グルホシネート(農薬2版)	77182-82-2	農薬	H23.11.18	H24.3.8	ADI	0.0091
157	対-034	グルホシネート(農薬3版)	77182-82-2	農薬	H25.6.12	H25.7.29	ADI	0.0091
158	対-035	クロメブロッブ(農薬)	84496-56-0	農薬	H20.10.7	H21.7.23	ADI	0.0062
159	対-037	クロルピリホス	2921-88-2	農薬	H15.7.3	H15.9.18	ADI	0.01(詳細不明)
160	対-037	クロルピリホス(農薬)	2921-88-2	農薬	H15.7.3	H19.3.22	ADI	0.001
161	対-037	クロルピリホス(農薬)	2921-88-2	農薬	H16.11.2	H19.3.22	ADI	0.001
162	対-037	クロルピリホス(農薬)	2921-88-2	農薬	H18.7.18	H19.3.22	ADI	0.001
163	対-037	クロルピリホス(農薬2版)	2921-88-2	農薬	H21.10.26	H22.11.4	ADI	0.001
164	対-037	クロルピリホス(農薬3版)	2921-88-2	農薬	H22.8.12	H23.6.2	ADI	0.001
165	対-037	クロルピリホス(農薬4版)	2921-88-2	農薬	H29.7.21	H30.7.24	ADI ARfD	0.001 0.1
166	対-038	クロロタロニル(TPN)(農薬)	1897-45-6	農薬	H23.9.22	H30.3.27	ADI ARfD	ADI(①)クロロタロニル: 0.018 ②代謝物: 0.0083) ARfD(①)クロロ タロニル:0.6 ②代謝物: 0.025)
167	対-038	クロロタロニル(TPN)(農薬)	1897-45-6	農薬	H29.7.21	H30.3.27	ADI ARfD	ADI(①)クロロタロニル: 0.018 ②代謝物: 0.0083) ARfD(①)クロロ タロニル:0.6 ②代謝物: 0.025)
168	対-039	シアナジン(農薬)	21725-46-2	農薬	H28.10.18 H24.7.18	H29.2.28	ADI ARfD	0.00053 0.045
169	対-040	シアノホス(CYAP)	2636-26-2	農薬	H29.3.15	H29.10.17	ADI ARfD	0.001 0.01
170	対-042	ジクロベニル(農薬)	1194-65-6	農薬	H22.9.27	H26.7.1	ADI	0.01
171	対-044	ジクワット(農薬)	85-00-7	農薬	H31.1.23	R1.10.8	ADI ARfD	0.0058 0.75(ジクワットイオン換 算値)
172	対-047	ジチオビル(農薬)	97886-45-8	農薬	H19.9.13	H20.1.10	ADI	0.0036
173	対-050	ジメタトリン(農薬)	22936-75-0	農薬	H19.10.30	H23.12.22	ADI	0.0094
174	対-053	ダイアジノン(農薬・動物薬)	333-41-5	農薬	H20.8.18	H26.8.19	ADI	0.001
175	対-053	ダイアジノン(農薬・動物薬)	333-41-5	農薬	H24.1.23	H26.8.19	ADI	0.001
176	対-053	ダイアジノン(農薬・動物薬)	333-41-5	農薬	H25.3.12	H26.8.19	ADI	0.001
177	対-053	ダイアジノン(農薬・動物薬)	333-41-5	動物用医薬品	H25.3.12	H26.8.19	ADI	0.001
178	対-053	ダイアジノン(農薬・動物薬)	333-41-5	農薬	H29.5.24	H29.12.12	ADI ARfD	0.001 0.025
179	対-054	ダイムロン(農薬)	412928-75-7	農薬	H19.8.6	H19.11.8	ADI	0.3
180	対-055	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオ シアネート:ダゾメット(農薬)	533-74-4	農薬	H25.6.12	H27.3.24	ADI ARfD	0.004 0.028
181	対-055	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオ シアネート:メタム(農薬)	39680-90-5 (メタムアンモニ ウム塩)	農薬	H25.6.12	H27.3.24	ADI ARfD	0.005 0.03
182	対-055	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオ シアネート:メタム(農薬)	137-42-8 (メタムナトリウム 塩) 137-41-7 (メタムカリウム 塩)	農薬	H25.6.12	H27.3.24	ADI ARfD	0.0075 0.021
183	対-055	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオ シアネート:メチルイソチオシアネート (農薬)	556-61-6	農薬	H25.6.12	H27.3.24	ADI ARfD	0.004 0.1
184	対-055	ダゾメット(農薬2版)	533-74-4	農薬	R1.5.23	R1.8.27	ADI ARfD	0.004 0.028
185	対-056	チアジニル(農薬)	223580-51-6	農薬	H19.7.17	H19.10.25	ADI	0.04
186	対-056	チアジニル(農薬2版)	223580-51-6	農薬	R2.2.13	R2.9.15	ADI ARfD	0.04 1.5
187	対-060	チオベンカルブ(農薬)	28249-77-6	農薬	H19.8.6	H19.12.13	ADI	0.009
188	対-060	チオベンカルブ(農薬2版)	28249-77-6	農薬	H21.10.27	H22.8.5	ADI	0.009
189	対-065	トリシクラゾール(農薬)	41814-78-2	農薬	H22.6.22	H26.1.20	ADI	0.05
190	対-065	トリシクラゾール(農薬)	41814-78-2	農薬	H21.10.27	H26.1.20	ADI	0.05
191	対-066	トリフルラリン(農薬)	1582-09-8	農薬	H21.3.24	H24.1.26	ADI	0.024
192	対-069	ピペロホス	24151-93-7	農薬	H24.2.24	H24.3.1		回答文書
193	対-070	ピラクロニル(農薬)	158353-15-2	農薬	H18.1.16	H19.8.2	ADI	0.0044
194	対-070	ピラクロニル(農薬2版)	158353-15-2	農薬	H22.6.18	H23.6.2	ADI	0.0044
195	対-073	ピリダフェンチオン	119-12-0	農薬	H25.3.12	H25.3.18		回答文書
196	対-074	ピリプチカルブ(農薬)	88678-67-5	農薬	H19.8.6	H20.9.11	ADI	0.0088

表 5-3 内閣府食品安全委員会における全評価物質 (6)

No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						
		評価品目名	CAS番号	食品安全委員会における分類	評価要請文書受理日	評価結果通知日	評価値種類	評価値 (ADI:mg/kg 体重/日) (ARfD:mg/kg 体重)
197	対-075	ピロキロン(農薬)	57369-32-1	農薬	H19.11.27	H27.6.9	ADI ARfD	0.019 0.2
198	対-076	フィプロニル(農薬・動物薬)	120068-37-3	農薬	H23.2.14	H26.1.20	ADI	0.00019
199	対-076	フィプロニル(農薬・動物薬)	120068-37-3	農薬	H23.2.10	H26.1.20	ADI	0.00019
200	対-076	フィプロニル(農薬・動物薬)	120068-37-3	動物用医薬品	H23.2.10	H26.1.20	ADI	0.00019
201	対-076	フィプロニル(農薬・動物薬2版)	120068-37-3	農薬	H27.10.13	H28.4.5	ADI ARfD	0.00019 0.02
202	対-077	フェニトロチオン(農薬・動物薬)	122-14-5	農薬	H22.9.27	H26.6.3	ADI	0.0049
203	対-077	フェニトロチオン(農薬・動物薬)	122-14-5	農薬	H24.2.24	H26.6.3	ADI	0.0049
204	対-077	フェニトロチオン(農薬・動物薬)	122-14-5	農薬	H24.3.26	H26.6.3	ADI	0.0049
205	対-077	フェニトロチオン(農薬・動物薬)	122-14-5	農薬	H29.1.25	H29.8.22	ADI ARfD	0.0049 0.036
206	対-077	フェニトロチオン(農薬・動物薬)	122-14-5	動物用医薬品	H22.9.27	H26.6.3	ADI	0.0049
207	対-077	フェニトロチオン(農薬・動物薬)	122-14-5	動物用医薬品	H24.2.24	H26.6.3	ADI	0.0049
208	対-078	フェノプカルブ (BPMC)(農薬・動物薬)	3766-81-2	農薬	H24.5.21	H25.9.9	ADI	0.013
209	対-078	フェノプカルブ (BPMC)(農薬・動物薬)	3766-81-2	農薬	H24.5.21	H25.9.9	ADI	0.013
210	対-078	フェノプカルブ (BPMC)(農薬・動物薬)	3766-81-2	農薬	H22.9.27	H25.9.9	ADI	0.013
211	対-078	フェノプカルブ (BPMC)(農薬・動物薬)	3766-81-2	農薬	H22.9.24	H25.9.9	ADI	0.013
212	対-078	フェノプカルブ (BPMC)(農薬・動物薬)	3766-81-2	動物用医薬品	H22.9.27	H25.9.9	ADI	0.013
213	対-078	フェノプカルブ (BPMC)(農薬・動物薬)	3766-81-2	動物用医薬品	H24.5.21	H25.9.9	ADI	0.013
214	対-079	フェリムゾン(農薬)	89269-64-7	農薬	H20.2.5	H20.11.13	ADI	0.019
215	対-079	フェリムゾン(農薬2版)	89269-64-7	農薬	H23.6.10	H24.2.2	ADI	0.019
216	対-080	フェンチオン(農薬)	55-38-9	農薬	H21.1.20	H22.4.8	ADI	0.0023
217	対-080	フェンチオン(農薬2版)	55-38-9	農薬	H23.1.17	H25.9.30	ADI	0.0023
218	対-081	フェントエート(農薬)	2597-03-7	農薬	H21.6.9	H23.10.6	ADI	0.0029
219	対-081	フェントエート(農薬2版)	2597-03-7	農薬	H24.7.18	H25.1.21	ADI	0.0029
220	対-082	フェントラザミド(農薬)	158237-07-1	農薬	H15.7.1	H15.9.18	ADI	0.0052
221	対-082	フェントラザミド(農薬)	158237-07-1	農薬	H20.2.5	H20.12.4	ADI	0.0052
222	対-084	ブタクロール(農薬)	23184-66-9	農薬	H19.10.12	H23.8.25	ADI	0.01
223	対-085	ブタミホス(農薬)	36335-67-8	農薬	H20.4.1	H21.2.12	ADI	0.008
224	対-086	ブプロフェジン(農薬)	69327-76-0	農薬	H19.8.21	H20.5.15	ADI	0.009
225	対-086	ブプロフェジン(農薬2版)	69327-76-0	農薬	H24.5.21	H24.12.10	ADI	0.009
226	対-086	ブプロフェジン(農薬4版)	69327-76-0	農薬	H28.5.11	H28.12.13	ADI ARfD	0.009 0.5
227	対-086	ブプロフェジン(農薬3版)	69327-76-0	農薬	H31.3.19	R1.6.18	ADI ARfD	0.009 0.5
228	対-087	フルアジナム(農薬)	79622-59-6	農薬	H15.7.1	H15.9.18	ADI	0.01
229	対-087	フルアジナム(農薬)	79622-59-6	農薬	H18.9.4	H25.11.11	ADI	0.01
230	対-087	フルアジナム(農薬)	79622-59-6	農薬	H19.2.27	H25.11.11	ADI	0.01
231	対-087	フルアジナム(農薬2版)	79622-59-6	農薬	H30.10.10	H31.2.5	ADI ARfD	ADI:0.01 ARfD: ・0.5 (一般の集団) ・0.02 (妊婦又は妊娠している可能性のある女性)
232	対-087	フルアジナム(農薬3版)	79622-59-6	農薬	R3.6.30	R3.8.31	ADI ARfD	ADI:0.01 ARfD: ・0.5 (一般の集団) ・0.02 (妊婦又は妊娠している可能性のある女性)
233	対-088	プレチクロール(農薬)	51218-49-6	農薬	H19.9.25	H20.10.9	ADI	0.018
234	対-089	プロシミドン(農薬)	32809-16-8	農薬	H23.1.24	H26.1.20	ADI	0.035
235	対-089	プロシミドン(農薬)	32809-16-8	農薬	H28.10.18	H29.5.30	ADI ARfD	ADI:0.035 ARfD: ・0.3 (一般の集団) ・0.035 (妊婦又は妊娠している可能性のある女性)
236	対-089	プロシミドン(農薬3版)	32809-16-8	農薬	H28.10.18	H29.5.30	ADI ARfD	ADI:0.035 ARfD: ・0.3 (一般の集団) ・0.035 (妊婦又は妊娠している可能性のある女性)

表 5-3 内閣府食品安全委員会における全評価物質 (7)

No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						
		評価品目名	CAS番号	食品安全委員会における分類	評価要請文書受理日	評価結果通知日	評価値種類	評価値 (ADI:mg/kg 体重/日) (ARfD:mg/kg 体重)
237	対-090	プロチオホス(農薬)	34643-46-4	農薬	H25.6.12	H30.10.23	ADI ARfD	0.0027 0.05
238	対-090	プロチオホス(農薬)	34643-46-4	農薬	H30.5.17	H30.10.23	ADI ARfD	0.0027 0.05
239	対-091	プロピコナゾール(農薬)	60207-90-1	農薬	H22.11.12	H26.4.8	ADI	0.019
240	対-091	プロピコナゾール(農薬)	60207-90-1	農薬	H23.6.10	H26.4.8	ADI	0.019
241	対-091	プロピコナゾール(農薬2版)	60207-90-1	農薬、添加物	H28.12.14	H29.7.4	ADI ARfD	0.019 0.3
242	対-092	プロピザミド(農薬)	23950-58-5	農薬	H23.3.25	H26.1.20	ADI	0.019
243	対-092	プロピザミド(農薬)	23950-58-5	農薬	H22.3.23	H26.1.20	ADI	0.019
244	対-093	プロベナゾール(農薬)	27605-76-1	農薬	H22.8.12	H30.3.27	ADI ARfD	0.01 2
245	対-094	プロモブチド(農薬)	74712-19-9	農薬	H19.9.13	H20.1.10	ADI	0.04
246	対-096	ペンシクロン(農薬)	66063-05-6	農薬	H19.9.13	H20.10.16	ADI	0.053
247	対-096	ペンシクロン(農薬2版)	66063-05-6	農薬	2021/59/19	R3.10.6	ADI	0.053
248	対-097	ベンゾビスシクロン(農薬)	156963-66-5	農薬	H19.3.6	H20.3.13	ADI	0.034
249	対-098	ベンゾフェナップ(農薬)	82692-44-2	農薬	H22.9.13	H27.8.18	ADI	0.002
250	対-099	バンタゾン(農薬)	25057-89-0	農薬	R1.9.5	R3.6.22	ADI ARfD	0.09 0.5
251	対-099	バンタゾン(農薬)	25057-89-0	農薬	H22.3.23	R3.6.22	ADI ARfD	0.09 0.5
252	対-099	バンタゾン(農薬)	25057-89-0	農薬	H22.6.22	R3.6.22	ADI ARfD	0.09 0.5
253	対-100	ペンディメタリン(農薬)	40487-42-1	農薬	H20.6.3	H22.10.7	ADI	0.12
254	対-100	ペンディメタリン(農薬2版)	40487-42-1	農薬	H24.1.23	H24.8.6	ADI	0.12
255	対-100	ペンディメタリン(農薬3版)	40487-42-1	農薬	R2.10.19	R3.4.13	ADI ARfD	0.12 1
256	対-100	ペンディメタリン(農薬3版)	40487-42-1	農薬	R2.10.19	R3.4.13	ADI ARfD	0.12 1
257	対-101	バンフラカルブ(農薬)	82560-54-1	農薬	H23.2.10	R2.2.4	ADI ARfD	0.0089 0.0092
258	対-102	ベンフルラリン(農薬)	1861-40-1	農薬	H20.3.25	H22.10.14	ADI	0.005
259	対-103	バンフレセート(農薬)	68505-69-1	農薬	H19.10.12	H20.4.24	ADI	0.026
260	対-104	ホスチアゼート(農薬)	98886-44-3	農薬	H24.7.18	R2.12.15	ADI ARfD	ADI:0.002 ARfD: ・0.007(一般の集団) ・0.002(妊婦又は妊娠している可能性のある女性)
261	対-105	マラチオン(農薬)	121-75-5	農薬	H23.3.25	H26.5.13	ADI ARfD	0.29 1.5
262	対-105	マラチオン(農薬)	121-75-5	農薬	H23.4.25	H26.5.13	ADI ARfD	0.29 1.5
263	対-108	メタラキシル及びメフェノキサム(農薬)	57837-19-1	農薬	H19.5.22	H21.3.5	ADI	0.022
264	対-108	メタラキシル及びメフェノキサム(農薬2版)	57837-19-1	農薬	H22.9.13	H23.7.7	ADI	0.022
265	対-108	メタラキシル及びメフェノキサム(農薬3版)	57837-19-1	農薬	H25.11.14	H26.1.20	ADI	0.022
266	対-108	メタラキシル及びメフェノキサム(農薬4版)	57837-19-1	農薬	H29.3.15	H29.10.17	ADI ARfD	0.08 0.5
267	対-110	メミノストロビン(農薬)	133408-50-1	農薬	H20.12.9	H22.3.4	ADI	0.016
268	対-110	メミノストロビン(農薬2版)	133408-50-1	農薬	R3.2.9	R3.8.24	ADI ARfD	0.016 0.78
269	対-112	メフェナセット(農薬)	73250-68-7	農薬	H19.9.25	H20.3.13	ADI	0.007
270	対-113	メブロン(農薬)	55814-41-0	農薬	H20.4.1	H21.12.17	ADI	0.05
271	要-001	アセタミプリド(農薬)	135410-20-7	農薬	H20.2.12	H20.8.29	ADI	0.071
272	要-001	アセタミプリド(農薬2版)	135410-20-7	農薬	H22.8.12	H23.6.9	ADI	0.071
273	要-001	アセタミプリド(農薬3版)	135410-20-7	農薬	H26.7.2	H26.12.16	ADI ARfD	0.071 0.1
274	要-002	イミダクロプリド	138261-41-3	農薬	H15.10.31	H16.1.15		製剤関連
275	要-002	イミダクロプリド(農薬)	138261-41-3	農薬	H19.2.27	H19.6.14	ADI	0.057
276	要-002	イミダクロプリド(農薬2版)	138261-41-3	農薬	H21.10.26	H22.9.9	ADI	0.057
277	要-002	イミダクロプリド(農薬3版)	138261-41-3	農薬	H27.11.17	H28.7.12	ADI ARfD	0.057 0.1
278	要-002	イミダクロプリド(農薬3版)	138261-41-3	農薬	H27.11.17	H28.7.12	ADI ARfD	0.057 0.1
279	要-004	イプロジオン(農薬)	36734-19-7	農薬	R3.2.9	R3.11.2	ADI ARfD	0.02 0.9
280	要-004	イプロジオン(農薬)	36734-19-7	農薬	H25.3.12	R3.11.2	ADI ARfD	0.02 0.9

表 5-3 内閣府食品安全委員会における全評価物質 (8)

No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						評価値 (ADI:mg/kg 体重/日) (ARfD:mg/kg 体重)
		評価品目名	CAS番号	食品安全委員会 における分類	評価要請 文書受理 日	評価結果 通知日	評価値 種類	
281	要-005	エチプロール(農薬)	181587-01-9	農薬	H15.10.29	H16.7.22	ADI	0.005
282	要-005	エチプロール(農薬2版)	181587-01-9	農薬	H19.12.4	H20.2.28	ADI	0.005
283	要-005	エチプロール(農薬3版)	181587-01-9	農薬	H21.12.4	H22.7.22	ADI	0.005
284	要-005	エチプロール(農薬4版)	181587-01-9	農薬	H25.12.10	H26.3.24	ADI	0.005
285	要-006	クロロピクリン(クロロピクリン)(農薬)		農薬	H29.6.15	未通知		
286	要-007	テブコナゾール(農薬)	107534-96-3	農薬	H19.2.27	H19.7.5	ADI	0.029
287	要-007	テブコナゾール(農薬2版)	107534-96-3	農薬	H23.2.10	H23.9.8	ADI	0.029
288	要-007	テブコナゾール(農薬3版)	107534-96-3	農薬	H24.5.21	H24.10.29	ADI	0.029
289	要-007	テブコナゾール(農薬4版)	107534-96-3	農薬	H27.2.16	H27.9.8	ADI ARfD	0.029 0.3
290	要-007	テブコナゾール(農薬4版)	107534-96-3	農薬	R1.6.19	R1.10.1	ADI ARfD	0.029 0.3
291	要-012	プロマシル(農薬)	314-40-9	農薬	H25.6.12	H28.5.17	ADI ARfD	0.019 0.2
292	要-013	ペントキサゾン(農薬)	110956-75-7	農薬	H18.5.23	H21.10.22	ADI	0.23
293	要-014	ホサロン(農薬)	2310-17-0	農薬	H23.1.24	H26.3.10	ADI	0.002
294	要-015	メタアルデヒド(農薬5版)	108-62-3	農薬	H28.7.13	H29.2.14	ADI ARfD	0.022 0.3
295	要-015	メタアルデヒド(農薬4版)	108-62-3	農薬	H25.6.12	H25.12.2	ADI	0.022
296	要-015	メタアルデヒド(農薬3版)	108-62-3	農薬	H22.9.13	H23.6.23	ADI	0.022
297	要-015	メタアルデヒド(農薬2版)	108-62-3	農薬	H20.12.9	H21.2.5	ADI	0.022
298	要-015	メタアルデヒド(農薬)	108-62-3	農薬	H18.7.18	H19.7.19	ADI	0.022
299	要-015	メタアルデヒド(農薬)	108-62-3	農薬	H15.12.26	H19.7.19	ADI	0.022
300	要-015	トラクロール(農薬)	51218-45-2	農薬	H20.6.17	H21.7.30	ADI	0.097
301	他-004	MCPBエチル(農薬)	10443-70-6	農薬	H26.3.25	H30.9.4	ADI ARfD	0.012 0.2
302	他-005	アシバンゾラル-S-メチル(農薬)	126448-41-7	農薬	H26.7.2	H27.3.24	ADI ARfD	0.077 0.5
303	他-005	アシバンゾラル-S-メチル(農薬)	126448-41-7	農薬	H23.10.11	H27.3.24	ADI ARfD	0.077 0.5
304	他-005	アシバンゾラル-S-メチル(農薬)	126448-41-7	農薬	H29.10.26	H30.2.13	ADI ARfD	0.077 0.5
305	他-006	アジムスルフロ(農薬)	120162-55-2	農薬	H19.4.10	H21.4.9	ADI	0.095
306	他-007	アミトロール(農薬)	61-82-5	農薬	H19.10.30	H22.10.7	ADI	0.0012
307	他-008	アモリン(農薬)	834-12-8	農薬	H19.3.6	H19.9.13	ADI	0.072
308	他-011	ウニコナゾールP(農薬)			H19.2.27	H19.5.31	ADI	0.016
309	他-011	ウニコナゾールP(農薬第2版)			R2.11.11	R3.5.25	ADI ARfD	ADI:0.02 ARfD: ・1(一般の集団) ・0.05(妊婦又は妊娠し ている可能性のある女 性)
310	他-012	エトキシスルフロ(農薬)	126801-58-9	農薬	H22.9.27	H25.10.21	ADI	0.056
311	他-013	エトベンザニド(農薬)	79540-50-4	農薬	H19.8.6	H26.1.20	ADI	0.044
312	他-014	エンドタル(農薬)	145-73-3	農薬	H29.3.22	H29.3.28		回答文書
313	他-015	オキサジアルギル(農薬)	39807-15-3	農薬	H15.11.17	H19.10.11	ADI	0.008
314	他-017	オキシリニック酸(農薬・動物薬2版)	14698-29-4	農薬	H22.9.13	H23.6.30	ADI	0.021
315	他-017	オキシリニック酸(農薬・動物薬3版)	14698-29-4	農薬	H25.8.20	H25.11.11	ADI	0.021
316	他-017	オキシリニック酸(農薬・動物薬)	14698-29-4	農薬	H19.12.25	H20.7.24	ADI	0.021
317	他-017	オキシリニック酸(農薬・動物薬)	14698-29-4	農薬	H18.9.4	H20.7.24	ADI	0.021
318	他-017	オキシリニック酸(農薬・動物薬)	14698-29-4	動物用医薬品	H18.9.4	H20.7.24	ADI	0.021
319	他-017	オキシリニック酸(農薬・動物薬2版)	14698-29-4	動物用医薬品	H22.9.13	H23.6.30	ADI	0.021
320	他-017	オキシリニック酸(農薬・動物薬4版)	14698-29-4	農薬	H31.3.19	R1.8.27	ADI ARfD	0.021 0.06
321	他-018	キザロホップエチル(農薬)	76578-14-8	農薬	H19.8.6	H21.10.22	ADI	0.009
322	他-018	キザロホップエチル(農薬2版)	76578-14-8	農薬	H25.11.14	H26.4.8	ADI	0.009
323	他-019	クロチアニジン(農薬)	210880-92-5	農薬	H16.10.5	H17.1.27	ADI	0.097
324	他-019	クロチアニジン(農薬2版)	210880-92-5	農薬	H18.7.18	H18.12.7	ADI	0.097
325	他-019	クロチアニジン(農薬3版)	210880-92-5	農薬	H20.1.11	H20.2.28	ADI	0.097
326	他-019	クロチアニジン(農薬4版)	210880-92-5	農薬	H23.6.10	H24.3.1	ADI	0.097
327	他-019	クロチアニジン(農薬5版)	210880-92-5	農薬	H25.11.14	H26.1.20	ADI	0.097
328	他-019	クロチアニジン(農薬6版)	210880-92-5	農薬	H26.4.7	H26.10.7	ADI ARfD	0.097 0.6
329	他-020	クロマフェノジド(農薬)	143807-66-3	農薬	H19.4.10	H19.10.18	ADI	0.27
330	他-020	クロマフェノジド(農薬2版)	143807-66-3	農薬	H23.11.18	H24.5.24	ADI	0.27
331	他-024	ジクロフェンチオン(ECP)	97-17-6	農薬	H25.3.12	H25.3.18		回答文書
332	他-025	シクロプロトリ(農薬)	63935-38-6	農薬	H22.1.25	H27.2.3	ADI	0.085
333	他-027	ジクロプロロップ	120-36-5	農薬	H25.3.12	H29.7.4	ADI ARfD	0.036 0.3
334	他-029	ジチアノ(農薬)	3347-22-6	農薬	H19.8.6	H22.6.17	ADI	0.01
335	他-029	ジチアノ(農薬)	3347-22-6	農薬	H29.8.31	H30.12.4	ADI ARfD	0.01 0.1

表 5-3 内閣府食品安全委員会における全評価物質 (9)

No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						
		評価品目名	CAS番号	食品安全委員会における分類	評価要請文書受理日	評価結果通知日	評価値種類	評価値 (ADI:mg/kg 体重/日) (ARfD:mg/kg 体重)
336	他-030	シノスルフロロン	94593-91-6	農薬	H24.2.24	H24.3.1		回答文書
337	他-031	ジノテフラン(農薬・動物薬5版)	165252-70-0	農薬	H25.8.20	H25.12.2	ADI	0.22
338	他-031	ジノテフラン(農薬・動物薬6版)	165252-70-0	農薬	H28.7.13	H29.2.14	ADI ARfD	0.22 1.2
339	他-031	ジノテフラン(農薬)	165252-70-0	農薬	H16.4.28	H17.6.16	ADI	0.22
340	他-031	ジノテフラン(農薬・動物薬2版)	165252-70-0	農薬	H18.9.4	H19.7.26	ADI	0.22
341	他-031	ジノテフラン(農薬・動物薬3版)	165252-70-0	農薬	H22.2.16	H22.9.9	ADI	0.22
342	他-031	ジノテフラン(農薬・動物薬4版)	165252-70-0	農薬	H24.5.21	H24.10.29	ADI	0.22
343	他-031	ジノテフラン(農薬・動物薬2版)	165252-70-0	動物用医薬品	H18.11.16	H19.7.26	ADI	0.22
344	他-031	ジノテフラン(農薬・動物薬3版)	165252-70-0	動物用医薬品	H22.2.16	H22.9.9	ADI	0.22
345	他-031	ジノテフラン(農薬・動物薬4版)	165252-70-0	動物用医薬品	H24.5.21	H24.10.29	ADI	0.22
346	他-031	ジノテフランを有効成分とする動物体に直接適用しない動物用殺虫剤(ブラッシュホワイト、エコスピード)	165252-70-0	動物用医薬品	H18.11.16	H19.7.26	ADI	0.22
347	他-032	ジフェノコナゾール(農薬)	119446-68-3	農薬	H22.9.27	H24.10.15	ADI	0.0096
348	他-032	ジフェノコナゾール(農薬2版)	119446-68-3	農薬	H26.9.9	H27.3.3	ADI ARfD	0.0096 0.25
349	他-032	ジフェノコナゾール(農薬3版)	119446-68-3	農薬	H28.12.14	H29.2.28	ADI ARfD	0.0096 0.25
350	他-032	ジフェノコナゾール(農薬4版)	119446-68-3	農薬	H30.4.18	H30.5.22	ADI ARfD	0.0096 0.25
351	他-032	ジフェノコナゾール(農薬・添加物5版)	119446-68-3	農薬	H31.2.20	R1.6.18	ADI ARfD	0.0096 0.25
352	他-033	シフルトリン(農薬・動物用医薬品)	68359-37-5	農薬	R1.9.5	R3.6.8	ADI ARfD	0.023 0.023
353	他-033	シフルトリン(農薬・動物用医薬品)	68359-37-5	農薬	H24.8.21	R3.6.8	ADI ARfD	0.023 0.023
354	他-033	シフルトリン(農薬・動物用医薬品)	68359-37-5	農薬	H24.8.21	R3.6.8	ADI ARfD	0.023 0.023
355	他-033	シフルトリン(農薬・動物用医薬品)	68359-37-5	農薬	H24.8.21	R3.6.8	ADI ARfD	0.023 0.023
356	他-034	ジフルベンズロン(農薬・動物薬)	35367-38-5	農薬	H22.12.10	H27.7.28	ADI	0.02
357	他-034	ジフルベンズロン(農薬・動物薬)	35367-38-5	動物用医薬品	H22.12.10	H27.7.28	ADI	0.02
358	他-036	シプロロニル(農薬)	121552-61-2	農薬	H22.9.13	H24.9.24	ADI	0.027
359	他-037	シペルメリン(農薬・動物用医薬品)	52315-07-8	農薬	H25.12.10	H30.2.13	ADI ARfD	0.022 0.04
360	他-037	シペルメリン(農薬・動物用医薬品)	52315-07-8	動物用医薬品	H25.12.10	H30.2.13	ADI ARfD	0.022 0.04
361	他-037	シペルメリン(農薬・動物用医薬品)	52315-07-8	農薬	H29.1.25	H30.2.13	ADI ARfD	0.022 0.04
362	他-037	シペルメリン(農薬・動物用医薬品第2版)	52315-07-8	農薬	H30.3.7	H30.3.27	ADI ARfD	0.022 0.04
363	他-038	シメコナゾール(農薬)	149508-90-7	農薬	H19.6.5	H19.8.23	ADI	0.0085
364	他-038	シメコナゾール(農薬)	149508-90-7	農薬	H20.10.17	H21.3.12	ADI	0.0085
365	他-038	シメコナゾール(農薬)	149508-90-7	農薬	H23.3.25	H24.2.9	ADI	0.0085
366	他-038	シメコナゾール(農薬4版)	149508-90-7	農薬	H24.7.18	H24.11.12	ADI	0.0085
367	他-038	シメコナゾール(農薬5版)	149508-90-7	農薬	H27.10.13	H28.2.23	ADI ARfD	ADI:0.0085 ARfD: ・0.2 (一般の集団) ・0.09 (妊婦又は妊娠している可能性のある女性)
368	他-038	シメコナゾール(農薬6版)	149508-90-7	農薬	H30.4.18	H30.5.22	ADI ARfD	ADI:0.0085 ARfD: ・0.2 (一般の集団) ・0.09 (妊婦又は妊娠している可能性のある女性)
369	他-040	ジメピペレート	61432-55-1	農薬	H24.2.24	H24.3.1		回答文書
370	他-041	シラフルオフェン(農薬)	105024-66-6	農薬	H19.10.12	H20.1.17	ADI	0.11
371	他-043	スピノサド(農薬・動物薬)	168316-95-8	農薬	H16.12.24	H22.4.8	ADI	0.024
372	他-043	スピノサド(農薬・動物薬)	168316-95-8	農薬	H18.7.18	H22.4.8	ADI	0.024
373	他-043	スピノサド(農薬・動物薬)	168316-95-8	農薬	H29.5.24	H30.1.23		
374	他-043	スピノサド(農薬・動物薬)	168316-95-8	動物用医薬品	H18.7.18	H22.4.8	ADI	0.024
375	他-043	スピノサド(農薬・動物薬)	168316-95-8	動物用医薬品	H17.12.19	H22.4.8	ADI	0.024
376	他-043	スピノサド(農薬・動物薬2版)	168316-95-8	動物用医薬品	H26.10.24	H27.2.17	ADI	0.024
377	他-043	スピノサド(農薬・動物薬3版)	168316-95-8	動物用医薬品	H26.10.24	H27.2.17	ADI	0.024
378	他-043	スピノサド(農薬・動物薬4版)	168316-95-8	農薬	R3.3.21	R3.6.15	ADI	0.024
379	他-044	セトキシジム(農薬)	74051-80-2	農薬	H23.10.11	H30.12.4	ADI ARfD	0.088 1.8

表 5-3 内閣府食品安全委員会における全評価物質 (10)

No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						
		評価品目名	CAS番号	食品安全委員会における分類	評価要請文書受理日	評価結果通知日	評価値種類	評価値 (ADI:mg/kg体重/日) (ARfD:mg/kg体重)
380	他-045	チアクロプリド(農薬)	111988-49-9	農薬	H22.11.12	H30.10.23	ADI ARfD	0.012 0.031
381	他-045	チアクロプリド(農薬)	111988-49-9	農薬	H23.3.25	H30.10.23	ADI ARfD	0.012 0.031
382	他-045	チアクロプリド(農薬)	111988-49-9	農薬	H23.10.11	H30.10.23	ADI ARfD	0.012 0.031
383	他-046	チアトキシサム(農薬)	153719-23-4	農薬	H18.7.18	H20.4.3	ADI	0.018
384	他-046	チアトキシサム(農薬2版)	153719-23-4	農薬	H23.6.10	H24.3.1	ADI	0.018
385	他-046	チアトキシサム(農薬3版)	153719-23-4	農薬	H27.1.13	H27.7.28	ADI ARfD	0.018 0.5
386	他-047	チオシクラム(農薬)	31895-21-3	農薬	H30.10.10	R1.6.4	ADI ARfD	0.021 0.1
387	他-048	チフルザミド(農薬)	130000-40-7	農薬	H22.8.12	H24.10.1	ADI	0.014
388	他-048	チフルザミド(農薬2版)	130000-40-7	農薬	H27.8.5	H28.1.26	ADI ARfD	0.014 0.25
389	他-048	チフルザミド(農薬3版)	130000-40-7	農薬	H31.3.19	R1.6.18	ADI ARfD	0.014 0.25
390	他-051	テトラコナゾール(農薬)	112281-77-3	農薬	H24.8.21	H27.8.18	ADI ARfD	0.004 0.05
391	他-051	テトラコナゾール(農薬)	112281-77-3	農薬	H20.7.8	H27.8.18	ADI ARfD	0.004 0.05
392	他-051	テトラコナゾール(農薬)	112281-77-3	農薬	H29.11.22	H30.3.6	ADI ARfD	0.004 0.05
393	他-051	テトラコナゾール(農薬2版)	112281-77-3	農薬	H29.11.22	H30.3.6	ADI ARfD	0.004 0.05
394	他-051	テトラコナゾール(農薬2版)	112281-77-3	農薬	R3.8.25	R3.10.26	ADI ARfD	0.004 0.05
395	他-052	テブフェノジド(農薬)	112410-23-8	農薬	H19.8.6	H19.11.8	ADI	0.016
396	他-052	テブフェノジド(農薬2版)	112410-23-8	農薬	H28.2.9	H28.5.17	ADI	0.016
397	他-053	トリネキサバクエチル	95266-40-3	農薬	H15.7.1	H15.9.18	ADI	0.0059
398	他-053	トリネキサバクエチル(農薬)	95266-40-3	農薬	H19.6.26	H21.10.22	ADI	0.0059
399	他-054	トリフルミゾール(農薬)	68694-11-1	農薬	H22.9.27	H25.11.11	ADI	0.015
400	他-054	トリフルミゾール(農薬2版)	68694-11-1	農薬	H28.2.9	H28.5.17	ADI ARfD	0.015 0.25
401	他-054	トリフルミゾール(農薬3版)	68694-11-1	農薬	H30.1.24	H30.3.27	ADI ARfD	0.015 0.25
402	他-054	トリフルミゾール(農薬4版)	68694-11-1	農薬	R3.12.8	R4.1.19	ADI ARfD	0.015 0.25
403	他-055	トルフェンピラド(農薬)	129558-76-5	農薬	H16.7.12	H16.10.7	ADI	0.0056
404	他-055	トルフェンピラド(農薬)	129558-76-5	農薬	H19.2.27	H19.5.31	ADI	0.0056
405	他-055	トルフェンピラド(農薬)	129558-76-5	農薬	H22.2.23	H23.2.10	ADI	0.0056
406	他-055	トルフェンピラド(農薬4版)	129558-76-5	農薬	R2.7.28	H23.2.10	ADI ARfD	0.0056 0.01
407	他-056	ナブロアニリド	52570-16-8	農薬	H24.2.24	R2.11.24		回答文書
408	他-057	ニテンピラム(農薬)	150824-47-8	農薬	H25.12.20	H28.5.17	ADI ARfD	0.53 0.6
409	他-057	ニテンピラム(農薬)	150824-47-8	農薬	H27.10.13	H28.5.17	ADI ARfD	0.53 0.6
410	他-058	パクロプロラゾール(農薬)	76738-62-0	農薬	H19.12.4	H21.4.2	ADI	0.02
411	他-058	パクロプロラゾール(農薬2版)	76738-62-0	農薬	H28.2.9	H28.9.6	ADI ARfD	0.02 0.3
412	他-059	バリダマイシン(農薬)	37248-47-8	農薬	H28.3.23	R2.9.29	ADI ARfD	0.36 3.2
413	他-061	ピトロジン(農薬)	123312-89-0	農薬	H20.3.25	H22.9.9	ADI	0.013
414	他-061	ピトロジン(農薬2版)	123312-89-0	農薬	R1.12.18	R2.6.17	ADI ARfD	0.013 0.1
415	他-062	ピラゾスルブロンエチル(農薬)	93697-74-6	農薬	H22.3.23	H26.5.20	ADI	0.01
416	他-063	ピリミノバクメチル(農薬)	136191-64-5	農薬	H19.11.12	H22.4.1	ADI	0.02
417	他-065	ビレトリン	121-29-9	農薬	H29.4.19			未通知
418	他-067	フェンバレレート(農薬・動物薬)	51630-58-1	農薬	H24.7.18	H25.7.29	ADI	0.017
419	他-067	フェンバレレート(農薬・動物薬)	51630-58-1	農薬	H24.7.18	H25.7.29	ADI	0.017
420	他-067	フェンバレレート(農薬・動物薬)	51630-58-1	動物用医薬品	H24.7.18	H25.7.29	ADI	0.017
421	他-069	フラメトピル(農薬)	123572-88-3	農薬	H21.1.20	H23.11.17	ADI	0.007
422	他-069	フラメトピル(農薬第2版)	123572-88-3	農薬	H30.8.8	H31.2.5	ADI ARfD	0.007 0.3
423	他-070	フルアジホップ(農薬)	83066-88-0	農薬	H25.8.20	H27.7.7	ADI ARfD	0.0044 0.02
424	他-070	フルアジホップ(農薬2版)	83066-88-0	農薬	H30.1.24	H30.3.6	ADI ARfD	0.0044 0.02
425	他-071	プロパニル(農薬)	709-98-8	農薬	H30.5.17	H30.12.4	ADI ARfD	0.016 0.57
426	他-072	プロパホス	7292-16-2	農薬	H24.2.24	H24.3.1		回答文書

表 5-3 内閣府食品安全委員会における全評価物質 (11)

No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						
		評価品目名	CAS番号	食品安全委員会における分類	評価要請文書受理日	評価結果通知日	評価値種類	評価値 (ADI:mg/kg 体重/日) (ARfD:mg/kg 体重)
427	他-073	プロパルギット又はBPPS(農薬)	2312-35-8	農薬	H19.3.6	H24.10.29	ADI	0.0098
428	他-073	プロパルギット(BPPS)(農薬2版)	2312-35-8	農薬	R2.12.14	R3.6.8	ADI ARfD	0.0098 1
429	他-076	プロメリン(農薬)	7287-19-6	農薬	H30.4.18	R1.5.21	ADI ARfD	0.03 1.5
430	他-077	ペルメリン(農薬・動物薬)	52645-53-1	農薬	H24.5.21	R1.5.21	ADI ARfD	0.05 0.5
431	他-077	ペルメリン(農薬・動物薬)	52645-53-1	農薬	H24.5.21	R1.5.21	ADI ARfD	0.05 0.5
432	他-077	ペルメリン(農薬・動物薬)	52645-53-1	農薬	H24.5.21	R1.5.21	ADI ARfD	0.05 0.5
433	他-077	ペルメリン(農薬・動物薬第2版)	52645-53-1	農薬	H24.5.21	R1.5.21	ADI ARfD	0.05 0.5
434	他-078	ペンスタップ(農薬)	17606-31-4	農薬	H30.10.10	R1.6.4	ADI ARfD	0.025 0.3
435	他-079	ペンダイオカルブ(農薬)	22781-23-3	農薬	H20.3.11	H21.8.27	ADI	0.0035
436	他-081	ボスカリド(農薬)	188425-85-6	農薬	H15.11.17	H16.5.20	ADI	0.044
437	他-081	ボスカリド(農薬2版)	188425-85-6	農薬	H18.7.18	H18.10.26	ADI	0.044
438	他-081	ボスカリド(農薬3版)	188425-85-6	農薬	H20.12.19	H21.3.19	ADI	0.044
439	他-081	ボスカリド(農薬4版)	188425-85-6	農薬	H24.1.23	H24.8.6	ADI	0.044
440	他-081	ボスカリド(農薬5版)	188425-85-6	農薬	H28.5.11	H28.9.27	ADI ARfD	0.044 3
441	他-083	メタミドホス(農薬)	10265-92-6	農薬	H20.2.12	H20.5.1	ADI	0.0006
442	他-083	メタミドホス(農薬2版)	10265-92-6	農薬	H28.2.9	H28.12.13	ADI ARfD	0.00056 0.3

*網掛け：R3 年度追加

注：化学・汚染：化学物質・汚染物質

6. 要検討項目の最新情報の整理

要検討項目のうち、表 6-1 に示す 7 物質について①～⑤の最新の情報を、情報源（出典）とともに整理した。

表 6-1 情報収集・整理を実施した 7 物質

要検討項目	参考		
	CAS 番号	化学物質審査規制法 (化審法)	化学物質排出把握 管理促進法 (化管法、PRTR 法)
検-06 アクリル酸	79-10-7	優先評価化学物質	第1種指定化学物質
検-12 酢酸ビニル	108-05-4	優先評価化学物質	第1種指定化学物質
検-21 ヒドラジン	302-01-2	優先評価化学物質	第1種指定化学物質
検-22 1,2-ブタジエン	590-19-2	—	—
検-23 1,3-ブタジエン	106-99-0	優先評価化学物質	第1種指定化学物質
検-28 ブロモクロロ酢酸	5589-96-8	—	—
検-29 ブロモジクロロ酢酸	71133-14-7	—	—

①物性、用途等の基本情報

②製造・輸入量

化学物質審査規制法（化審法）における届出情報等をもとに、直近 10 年間の国内の製造・輸入量を整理した。

③環境中への排出量

化学物質排出把握管理促進法（化管法、PRTR 法）に基づく届出情報等をもとに、直近 10 年間の国内の排出量を排出先の媒体別（水域、大気等）に整理した。

④水環境におけるモニタリング結果

環境省が実施している化学物質環境実態調査（黒本調査）及び要調査項目等存在状況調査について、直近 10 年間における水環境におけるモニタリング結果を整理した。水域区分（河川、湖沼等）、自治体名、水域名、地点名、測定値等を一覧表に整理を行い、水域区分が明確に示されていない場合は、調査地点の名称からの判断を行った。

⑤海外における基準値等の設定状況

最新の WHO 飲料水水質ガイドライン、米国環境保護庁、EU、カナダ及びオーストラリア等の主要国・機関における飲料水の基準値（目標値、指針値等を含む）を、ウェブサイトから情報収集を行い、整理した。

6-1. 検-06 アクリル酸 要検討項目の最新情報

物質名：アクリル酸（検-06）

1. 化学物質の同定情報（ICSC 2013）

名称：アクリル酸

別名：2-プロペン酸

アクリル酸エステル

ビニルギ酸

化学式：C₃H₄O₂ / CH₂=CHCOOH

分子量：72.07

CAS 番号：79-10-7

労働安全衛生法施行令別表第 9

（名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物）第 367 号（NITE CHRIP）

2. 物理化学的情報

物理化学的性状（ICSC 2013）

外観：刺激臭のある、無色の液体

沸点：141℃

融点：14℃

比重（水=1）：1.05

水への溶解度：混和する

蒸気圧：41.3 Pa（20℃）

相対蒸気密度（空気=1）：2.5

引火点（C.C.）：48-55℃

発火温度：395℃

爆発限界：3.9-19.8 vol%（空气中）

log Pow（オクタノール／水分配係数）：0.36（概算）

3. 用途（化工日 2021）

用途：アクリル酸エステル、アクリロニトリル、ブタジエン、酢酸ビニルなどほかのモノマーと共重合させたものは、不織布バインダー、繊維の改質剤などとして使用される。またポリアクリル酸類は高吸収性樹脂、増粘剤、凝集剤の用途がある。

4. 製造・輸入量（経産省）

年度	製造・輸入数量 (t)
2010	—
2011	293,120
2012	276,700
2013	311,526
2014	314,240
2015	313,273
2016	335,838
2017	340,643
2018	328,809
2019	301,033

5. 環境中への排出量 PRTR¹

物質名称：アクリル酸及びその水溶性塩

年度	大気(kg/年)	水域(kg/年)	土壌(kg/年)
2010	42,544	21,462	0
2011	40,362	16,090	0
2012	41,240	12,449	0
2013	38,077	6,218	0
2014	35,810	5,506	0
2015	41,206	5,247	0
2016	42,206	4,259	0
2017	41,763	4,278	0
2018	44,555	3,629	0
2019	44,518	1,945	0

¹ https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/6.html

6. 水環境におけるモニタリング結果

平成 20 年度版

調査年度 平成 19 年

調査対象物質 アクリル酸	調査地点					測定値(評価値)		
	都道府県	市区町村	河川	湖沼	その他	検体 1	検体 2	検体 3
詳細・水質(ng/L) 地点ベース検出頻度: 3/10(欠測等: 4) 検体ベース検出頻度: 8/30(欠測等: 12) 検出範囲: nd~2,900 検出下限値範囲: 23~270 検出下限値: 100 要求検出下限値: 100	岩手県	花巻市	豊沢川			nd	※43	※53
	宮城県	仙台市	広瀬川広瀬大橋			※※50	※※38	※※48
	茨城県	ひたちなか市	那珂川勝田橋			---	---	---
	茨城県	利根町	利根川布川栄橋			---	---	---
	埼玉県	志木市	柳瀬川志木大橋			2,700	2,900	2,900
	埼玉県	吉見町	市野川徒歩橋			---	---	---
	神奈川県	川崎市			多摩川河口	120	140	150
	神奈川県	川崎市			川崎港京浜運河	nd	nd	nd
	新潟県	新潟市	信濃川下流			nd	nd	nd
	三重県	四日市市			四日市港	nd	nd	nd
	香川県	高松市			高松港	---	---	---
	福岡県	福岡市			博多湾	nd	nd	nd
	鹿児島県	霧島市	天降川			nd	nd	※31
	鹿児島県	いちき串木野市	五反田川五反田橋			450	※28	100

(注 1) 「欠測等」とは、測定値が得られなかった検体又は検出下限値を統一したことによりここでの集計の対象から除外された検体

(注 2) --- : 欠測等

(注 3) nd : 不検出

(注 4) ※ : 参考値 (各地点での報告時検出下限値以上、検出下限値未満)

(注 5) ※※ : 参考値 (各地点での報告時検出下限値未満)

検出下限 (検出限界)² : 特定の化学物質測定方法において前処理から GC/MS による測定までの一連の操作において検出できる最小量

² 平成 15 年度 (2003 年度) 版 「化学物質と環境」用語集 (あいうえお、アルファベット順)
<https://www.env.go.jp/chemi/kurohon/http2003/yougo.html#24>

平成 27 年度版

調査年度 平成 26 年

調査対象物質			調査地点			測定値(評価値)		
	都道府県	市区町村	河川	湖沼	その他	検体 1	検体 2	検体 3
アクリル酸 詳細環境調査・水質(単位:ng/L) 地点ベース検出頻度:17/17(欠測等:3) 検体ベース検出頻度:17/17(欠測等:3) 検出範囲:100~3,200 検出下限値範囲:30~800 検出下限値:30 要求検出下限値:60	宮城県	仙台市	広瀬川広瀬大橋			130		
	千葉県	市原市	養老川浅井橋			---		
	東京都	江東区			荒川河口	830		
	東京都	港区			隅田川河口	790		
	神奈川県	横浜市	鶴見川亀の子橋			3,200		
	神奈川県	横浜市			横浜港	250		
	石川県	金沢市			犀川河口	100		
	長野県			諏訪湖湖心		300		
	静岡県				清水港	150		
	愛知県	刈谷市・豊明市	境川新境橋			960		
	三重県	四日市市			四日市港	620		
	大阪府	堺市			大和川河口	390		
	兵庫県				尼崎沿岸	---		
	兵庫県				姫路沖	150		
	兵庫県	神戸市			神戸港中央	200		
	岡山県				水島沖	170		
	山口県				徳山湾	180		
	山口県				萩沖	---		
	徳島県				豊岡港	260		
	福岡県	福岡市			博多湾	270		

(注 1) 「検出頻度 (地点ベース)」とは検出地点数/調査地点数 (欠測等は除く) を、「検出頻度 (検体ベース)」とは検出検体数/調査検体数 (欠測等は除く) をそれぞれ意味する。

(注 2) --- : 欠測等

(注 3) 「欠測等」とは、測定値が得られなかった検体又は検出下限値を統一したことによりここでの集計の対象から除外された検体

検出下限 (検出限界) : 特定の化学物質測定方法において前処理から GC/MS による測定までの一連の操作において検出できる最小量

7. 海外における基準値等の設定状況

WHO	GDWQ					
物質名	ガイドライン値	暫定値等	備考			
アクリル酸	なし					

U.S. EPA	NPDWR MCLG		NPDWR MCL		NSDWR	GCL
物質名	目標値	備考	基準値	備考	目標値	該当する場合 (CCL4 or 5)
アクリル酸	なし		なし		なし	なし

EU	Microbiological/chemical parameters	indicator parameter	備考		
物質名	基準値	基準値			
アクリル酸	なし	なし			

カナダ	MAC ³	Other Value	remark			
物質名	ガイドライン値					
アクリル酸	なし	なし				

AO: Aesthetic Objectives based on aesthetic considerations

OG: Operational Guidance Values established based on operational considerations

オーストラリア	Health-based value		Aesthetic-based value			
物質名	ガイドライン値	remarks	ガイドライン値	remarks		
アクリル酸	なし		なし			

韓国	法定水質基準	水質監視項目(環境部)				
物質名	ガイドライン値	ガイドライン値				
アクリル酸	なし	なし				

中国						
物質名	指標	参考指標				
アクリル酸	なし					

³ health-based Maximum Acceptable Concentrations

WHO ⁴	US EPA ^{5,6,7}	カナダ ⁸	EU ⁹	英国 ¹⁰	オランダ ¹¹	スウェーデン ¹²	ノルウェー ¹³	オーストラリア ¹⁴	ニュージーランド ¹⁵	シンガポール ¹⁶
なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし

韓国 ^{17, 18}	中国 ¹⁹									
なし	なし									

⁴ WHO Guidelines for drinking-water quality, 4th ed., incorporating the 1st addendum

https://www.who.int/water_sanitation_health/publications/gdwq4-with-add1-title.pdf?ua=1

⁵ US EPA National Primary Drinking Water Regulations

<https://www.epa.gov/ground-water-and-drinking-water/national-primary-drinking-water-regulation-table>

⁶ Contaminant Candidate List 4 (CCL 4)

<https://www.epa.gov/ccl/chemical-contaminants-ccl-4>

⁷ Draft CCL 5 Chemicals

<https://www.epa.gov/ccl/draft-ccl-5-chemicals>

⁸ Guidelines for Canadian Drinking Water Quality

<https://www.canada.ca/en/health-canada/services/environmental-workplace-health/reports-publications/water-quality/guidelines-canadian-drinking-water-quality-summary-table.html>

⁹ COUNCIL DIRECTIVE 98/83/EC of 3 November 1998 on the quality of water intended for human consumption

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A31998L0083>

¹⁰ UK The Water Supply (Water Quality) Regulations 2018

<https://www.legislation.gov.uk/wsi/2018/647/contents>

¹¹ Drinkwaterbesluit

<https://wetten.overheid.nl/BWBR0030111/2021-10-13>

¹² Ändring i dricksvattenföreskrifterna LIVSFS 2017:2

<https://www.livsmedelsverket.se/om-oss/lagstiftning1/gallande-lagstiftning/slvfs-200130>

¹³ Forskrift om vannforsyning og drikkevann (drikkevannsforskriften)

<https://lovdata.no/nav/forskrift/2016-12-22-1868/%C2%A73#%C2%A73>

¹⁴ Australian Drinking Water Guidelines 6

<https://www.nhmrc.gov.au/about-us/publications/australian-drinking-water-guidelines>

¹⁵ Drinking-water Standards for New Zealand 2005 (revised 2018)

<https://www.health.govt.nz/publication/drinking-water-standards-new-zealand-2005-revised-2018>

¹⁶ Singapore Drinking Water Quality (Jan 2020- Dec 2020)

https://www.pub.gov.sg/Documents/Singapore_Drinking_Water_Quality.pdf

¹⁷ 法定水質基準（別表 1）

<https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9%EB%A8%B9%EB%8A%94%EB%AC%BC%EC%88%98%EC%A7%88%EA%B8%B0%EC%A4%80%EB%B0%8F%EA%B2%80%EC%82%AC%EB%93%B1%EC%97%90%EA%B4%80%ED%95%9C%EA%B7%9C%EC%B9%99>

¹⁸ 水質監視項目（環境部）（別表 1）

<https://www.law.go.kr/%ED%96%89%EC%A0%95%EA%B7%9C%EC%B9%99/%EB%A8%B9%EB%8A%94%EB%AC%BC%EC%88%98%EC%A7%88%EA%B0%90%EC%8B%9C%ED%95%AD%EB%A%A9%EC%9A%B4%EC%98%81%EB%93%B1%EC%97%90%EA%B4%80%ED%95%9C%EA%B3%A0%EC%8B%9C>

¹⁹ National Standard of the Peoples Republic of China

https://www.fsis.usda.gov/sites/default/files/media_file/2021-03/gb-18524-2016.pdf

(参考資料)

ICSC 2013 国際化学物質安全性カード (ICSC) 日本語版 ICSC 番号 : 0688

NITE CHRIP 製品評価技術基盤機構 (NITE) 化学物質総合情報検索システム
(CHRIP)

経済産業省 : 優先評価化学物質の製造・輸入数量 (2010 年度～2019 年度)

化工日 2021 化学工業日報社 : 17221 の化学商品 (2021)

6-2. 検-12 酢酸ビニル 要検討項目の最新情報

物質名：酢酸ビニル（検-12）

1. 化学物質の同定情報（ICSC 2014）

名称：酢酸ビニル（モノマー）

別名：ビニルアセテートモノマー

酢酸エテニル

酢酸ビニルモノマー

ビニルアセテート

化学式：C₄H₆O₂ / CH₃COOH=CH₂

分子量：86.1

CAS 番号：108-05-4

労働安全衛生法施行令別表第9

（名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物）第459号（NITE CHRIP）

2. 物理化学的情報

物理化学的性状（ICSC 2014）

外観：特徴的な臭気のある、無色の液

沸点：72.7℃

融点：-93.2℃

比重（水=1）：1.01

水への溶解度：2 g/100 ml（溶けにくい）

蒸気圧：11.7 kPa（20℃）

相対蒸気密度（空気=1）：3.0

引火点（C.C.）：-8℃

発火温度：385℃

爆発限界：2.6-13.4 vol%（空気中）

log Pow（オクタノール／水分配係数）：0.73

3. 用途（化工日 2021）

用途：酢酸ビニル樹脂用モノマー、エチレン、スチレン、アクリレート、メタクリレートなどの共重合用モノマー、ポリビニルアルコール、接着剤、エチレン・酢ビコポリマー、合成繊維、ガムベース

4. 製造・輸入量（経産省）

年度	製造・輸入数量 (t)
2010	326,042
2011	420,445
2012	391,688
2013	314,709
2014	346,183
2015	336,696
2016	369,250
2017	410,098
2018	272,167
2019	211,344

5. 環境中への排出量 PRTR²⁰

物質名称：酢酸ビニル

年度	大気(kg/年)	水域(kg/年)	土壌(kg/年)
2010	637,563	5,222	0
2011	558,496	4,357	0
2012	532,411	3,692	0
2013	527,209	7,423	0
2014	542,742	5,461	0
2015	447,161	5,151	0
2016	426,605	4,444	0
2017	404,379	4,609	0
2018	356,664	7,245	0
2019	350,349	6,829	0

²⁰ https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/6.html

6. 水環境におけるモニタリング結果

平成 25 年度版

調査年度 平成 24 年

調査対象物質			調査地点			測定値 検体 1	報告時 検出下限値	
	都道府県	市区町村	河川	湖沼	その他			
酢酸ビニル 詳細環境調査・水質(ng/L) 地点ベース検出頻度:1/23(欠測等:0) 検体ベース検出頻度:1/23(欠測等:0) 検出範囲:nd~2,100 検出下限値範囲:35 検出下限値:35 要求検出下限値:42,000	北海道	石狩市	石狩川河口石狩河口橋			nd	35	
	茨城県	北茨城市	花園川磯馴橋			nd	35	
	埼玉県	さいたま市	鴨川中土手橋			nd	35	
	東京都	江東区				荒川河口	nd	35
		港区				隅田川河口	nd	35
	神奈川県	横浜市	鶴見川亀の子橋				nd	35
						横浜港	nd	35
	新潟県	糸魚川市	青海川市道青海川橋				2,100	35
	石川県	金沢市				犀川河口	nd	35
	長野県	飯山市	千曲川市川橋				nd	35
	愛知県					衣浦港	nd	35
						四日市港	nd	35
	滋賀県			琵琶湖唐崎沖中央			nd	35
	大阪府	堺市				大和川河口	nd	35
	兵庫県					高砂本港内	nd	35
	広島県					広島湾西部 8	nd	35
	山口県					徳山湾	nd	35
						宇部港	nd	35
	愛媛県					松前港松前海域	nd	35
	熊本県					有明海	nd	35
		宇土市	浜戸川平成走湯大橋			nd	35	
大分県	大分市				大分川河口	nd	35	
沖縄県					那覇港	nd	35	

(注 1) 「検出頻度 (地点ベース)」とは検出地点数/調査地点数 (欠測等は除く) を、

「検出頻度 (検体ベース)」とは検出検体数/調査検体数 (欠測等は除く) をそれぞれ意味する。

(注 2) 「欠測等」とは、測定値が得られなかった検体又は検出下限値を統一したことによりここでの集計の対象から除外された検体

(注 3) nd: 不検出

検出下限 (検出限界)²¹: 特定の化学物質測定方法において前処理から GC/MS による測定までの一連の操作において検出できる最小量

²¹ 平成 15 年度 (2003 年度) 版 「化学物質と環境」用語集 (あいうえお、アルファベット順)

<https://www.env.go.jp/chemi/kurohon/http2003/yougo.html#24>

7. 海外における基準値等の設定状況

WHO	GDWQ						
物質名	ガイドライン値	暫定値等	備考				
酢酸ビニル	なし	なし					

U.S. EPA	NPDWR MCLG		NPDWR MCL		NSDWR	CCL
物質名	目標値	備考	基準値	備考	目標値	該当する場合 (CCL4 or 5)
酢酸ビニル	なし		なし		なし	なし

EU	Microbiological/chemical parameters	indicator parameter	備考		
物質名	基準値	基準値			
酢酸ビニル	なし		なし		

カナダ	MAC ²²	Other Value	remark				
物質名	ガイドライン値						
酢酸ビニル	なし	なし					

AO: Aesthetic Objectives based on aesthetic considerations

OG: Operational Guidance Values established based on operational considerations

オーストラリア	Health-based value		Aesthetic-based value				
物質名	ガイドライン値	remarks	ガイドライン値	remarks			
酢酸ビニル	なし		なし				

韓国	法定水質基準	水質監視項目(環境部)					
物質名	ガイドライン値	ガイドライン値					
酢酸ビニル	なし	なし					

中国							
物質名	指標	参考指標					
酢酸ビニル	なし						

²² health-based Maximum Acceptable Concentrations

WHO ²³	US EPA ^{24,25,26}	カナダ ²⁷	EU ²⁸	英国 ²⁹	オランダ ³⁰	スウェーデン ³¹	ノルウェー ³²	オーストラリア ³³	ニュージーランド ³⁴	シンガポール ³⁵
なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし

韓国 ^{36, 37}	中国 ³⁸									
なし	なし									

²³ WHO Guidelines for drinking-water quality, 4th ed., incorporating the 1st addendum
https://www.who.int/water_sanitation_health/publications/gdwq4-with-add1-title.pdf?ua=1

²⁴ US EPA National Primary Drinking Water Regulations
<https://www.epa.gov/ground-water-and-drinking-water/national-primary-drinking-water-regulation-table>

²⁵ Contaminant Candidate List 4 (CCL 4)
<https://www.epa.gov/ccl/chemical-contaminants-ccl-4>

²⁶ Draft CCL 5 Chemicals
<https://www.epa.gov/ccl/draft-ccl-5-chemicals>

²⁷ Guidelines for Canadian Drinking Water Quality
<https://www.canada.ca/en/health-canada/services/environmental-workplace-health/reports-publications/water-quality/guidelines-canadian-drinking-water-quality-summary-table.html>

²⁸ COUNCIL DIRECTIVE 98/83/EC of 3 November 1998 on the quality of water intended for human consumption
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A31998L0083>

²⁹ UK The Water Supply (Water Quality) Regulations 2018
<https://www.legislation.gov.uk/wsi/2018/647/contents>

³⁰ Drinkwaterbesluit
<https://wetten.overheid.nl/BWBR0030111/2021-10-13>

³¹ Ändring i dricksvattnensföreskrifterna LIVSFS 2017:2
<https://www.livsmedelsverket.se/om-oss/lagstiftning1/gallande-lagstiftning/slvfs-200130>

³² Forskrift om vannforsyning og drikkevann (drikkevannsforskriften)
<https://lovdata.no/nav/forskrift/2016-12-22-1868/%C2%A73#%C2%A73>

³³ Australian Drinking Water Guidelines 6
<https://www.nhmrc.gov.au/about-us/publications/australian-drinking-water-guidelines>

³⁴ Drinking-water Standards for New Zealand 2005 (revised 2018)
<https://www.health.govt.nz/publication/drinking-water-standards-new-zealand-2005-revised-2018>

³⁵ Singapore Drinking Water Quality (Jan 2020- Dec 2020)
https://www.pub.gov.sg/Documents/Singapore_Drinking_Water_Quality.pdf

³⁶ 法定水質基準（別表1）
<https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9%EB%A8%B9%EB%8A%94%EB%AC%BC%EC%88%98%EC%A7%88%EA%B8%B0%EC%A4%80%EB%B0%8F%EA%B2%80%EC%82%AC%EB%93%B1%EC%97%90%EA%B4%80%ED%95%9C%EA%B7%9C%EC%B9%99>

³⁷ 水質監視項目（環境部）（別表1）
<https://www.law.go.kr/%ED%96%89%EC%A0%95%EA%B7%9C%EC%B9%99%EB%A8%B9%EB%8A%94%EB%AC%BC%EC%88%98%EC%A7%88%EA%B0%90%EC%8B%9C%ED%95%AD%EB%AA%A9%EC%9A%B4%EC%98%81%EB%93%B1%EC%97%90%EA%B4%80%ED%95%9C%EA%B3%A0%EC%8B%9C>

³⁸ National Standard of the Peoples Republic of China
https://www.fsis.usda.gov/sites/default/files/media_file/2021-03/gb-18524-2016.pdf

参考資料

ICSC 2014 国際化学物質安全性カード (ICSC) 日本語版 ICSC 番号 : 0347

NITE CHRIP 製品評価技術基盤機構 (NITE) 化学物質総合情報検索システム (CHRIP)

経済産業省 : 優先評価化学物質の製造・輸入数量 (2010 年度～2019 年度)

化工日 2021 化学工業日報社 : 17221 の化学商品 (2021)

6-3. 検-21 ヒドラジン 要検討項目の最新情報

1. 化学物質の同定情報 (ICSC 2009)

名称：ヒドラジン

別名：ジアザン

ジアミン

ジアミド

化学式： N_2H_4 / H_2N-NH_2

分子量：32.1

CAS 番号：302-01-2

労働安全衛生法施行令別表第9

(名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物) 第459号 (NITE CHRIP)

2. 物理化学的情報

物理化学的性状 (ICSC 2009)

外観：刺激臭のある、無色の発煙性の油状吸湿性の液体

沸点：114°C

融点：2°C

比重 (水=1) : 1.01

水への溶解度：混和する

蒸気圧：2.1 kPa (20°C)

相対蒸気密度 (空気=1) : 1.1

引火点 (C.C.) : 40°C

発火温度：270°C

爆発限界：4.7-100 vol% (空气中)

log Pow (オクタノール/水分配係数) : -2.1

粘度：0.0009 mm²/s (20°C)

3. 用途 (化工日 2021)

用途：無水ヒドラジンはロケット燃料に用いられる。諏訪物は用途としてプラスチック発泡剤製造用、清缶剤 (脱酸素及び脱炭酸ガス)、還元剤、重合触媒及び各種誘導体、試着、農薬 (植物成長抑制剤及び除草剤製造用)、水処理剤、エアバッグ用起爆剤。

4. 製造・輸入量（経産省）

年度	製造・輸入数量 (t)
2010	11,184
2011	11,308
2012	10,446
2013	10,148
2014	10,044
2015	10,742
2016	9,636
2017	12,075
2018	12,019
2019	10,157

5. 環境中への排出量 PRTR³⁹

物質名称：ヒドラジン

年度	大気(kg/年)	水域(kg/年)	土壌(kg/年)
2010	6,306	6,664	0
2011	3,513	10,965	0
2012	3,396	7,216	0
2013	3,091	10,948	0
2014	3,231	8,664	0
2015	2,912	8,967	0
2016	3,016	8,313	0
2017	2,388	5,180	0
2018	2,236	2,724	0
2019	2,045	4,731	0

³⁹ https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/6.html

6. 水環境におけるモニタリング結果

平成 28 年度版

調査年度 平成 27 年

調査対象物質			調査地点			測定値 検体 1	報告時 検出下限値	
	都道府県	市区町村	河川	湖沼	その他			
ヒドラジン 詳細・水質(ng/L) 地点ベース検出頻度: 20/21(欠測等: 2) 検体ベース検出頻度: 20/21(欠測等: 2) 検出範囲: nd~14 検出下限値範囲: 0.41~0.62 検出下限値: 0.41 要求検出下限値: 7	岩手県	花巻市	豊沢川			2.1	0.41	
	宮城県	登米市	迫川二ツ屋橋			2.7	0.41	
		柴田町	白石川さくら歩道橋			2.4	0.41	
	秋田県	秋田市	秋田運河			14	0.41	
	山形県	東根市	村山野川最上川合流前			7.9	0.62	
	群馬県	高崎市	鍬川多胡橋			3.5	0.41	
	埼玉県	志木市	荒川秋ヶ瀬取水堰			6.0	0.41	
	東京都	江東区				荒川河口	---	---
		港区				隅田川河口	---	---
	神奈川県	横浜市	鶴見川亀の子橋				2.5	0.41
		横浜市				横浜港	nd	0.41
	新潟県					新潟東港	1.4	0.62
	静岡県					清水港	1.4	0.41
	三重県					四日市港	2.8	0.41
	滋賀県				琵琶湖南比良沖中央		4.5	0.41
					琵琶湖唐崎沖中央		3.6	0.41
	兵庫県					尼崎沿岸	11	0.41
						高砂本港内	1.8	0.62
	和歌山県					和歌山下津港北	4.6	0.41
	岡山県					水島沖	4.2	0.41
山口県					徳山湾	3.2	0.41	
愛媛県					新居浜港沖	13	0.41	
福岡県	福岡市				博多湾	2.8	0.41	

(注 1) 「検出頻度 (地点ベース)」とは検出地点数/調査地点数 (欠測等は除く) を、「検出頻度 (検体ベース)」とは検出検体数/調査検体数 (欠測等は除く) をそれぞれ意味する。

(注 2) ---: 欠測等

(注 3) 「欠測等」とは、測定値が得られなかった検体又は検出下限値を統一したことによりここでの集計の対象から除外された検体

(注 4) nd: 不検出

検出下限 (検出限界)⁴⁰: 特定の化学物質測定方法において前処理から GC/MS による測定までの一連の操作において検出できる最小量

⁴⁰ 平成 15 年度 (2003 年度) 版 「化学物質と環境」用語集 (あいうえお、アルファベット順)

<https://www.env.go.jp/chemi/kurohon/http2003/yougo.html#24>

7. 海外における基準値等の設定状況

WHO	GDWQ					
物質名	ガイドライン値	暫定値等	備考			
ヒドラジン	なし					

U.S. EPA	NPDWR MCLG		NPDWR MCL		NSDWR	CCL
物質名	目標値	備考	基準値	備考	目標値	該当する場合 (CCL4 or 5)
ヒドラジン	なし		なし		なし	CCL4

EU	Microbiological/chemical parameters	indicator parameter	備考		
物質名	基準値	基準値			
ヒドラジン	なし	なし			

カナダ	MAC ⁴¹	Other Value	remark			
物質名	ガイドライン値					
ヒドラジン	なし	なし				

AO: Aesthetic Objectives based on aesthetic considerations

OG: Operational Guidance Values established based on operational considerations

オーストラリア	Health-based value		Aesthetic-based value			
物質名	ガイドライン値	remarks	ガイドライン値	remarks		
ヒドラジン	なし		なし			

韓国	法定水質基準	水質監視項目(環境部)				
物質名	ガイドライン値	ガイドライン値				
ヒドラジン	なし	なし				

中国						
物質名	指標	参考指標				
ヒドラジン	なし					

⁴¹ health-based Maximum Acceptable Concentrations

WHO ⁴²	US EPA ^{43,44,45}	カナダ ⁴⁶	EU ⁴⁷	英国 ⁴⁸	オランダ ⁴⁹	スウェーデン ⁵⁰	ノルウェー ⁵¹	オーストラリア ⁵²	ニュージーランド ⁵³	シンガポール ⁵⁴
なし	CCL4	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし

韓国 ^{55, 56}	中国 ⁵⁷									
なし	なし									

⁴² WHO Guidelines for drinking-water quality, 4th ed., incorporating the 1st addendum
https://www.who.int/water_sanitation_health/publications/gdwq4-with-add1-title.pdf?ua=1

⁴³ US EPA National Primary Drinking Water Regulations
<https://www.epa.gov/ground-water-and-drinking-water/national-primary-drinking-water-regulation-table>

⁴⁴ Contaminant Candidate List 4 (CCL 4)
<https://www.epa.gov/ccl/chemical-contaminants-ccl-4>

⁴⁵ Draft CCL 5 Chemicals
<https://www.epa.gov/ccl/draft-ccl-5-chemicals>

⁴⁶ Guidelines for Canadian Drinking Water Quality
<https://www.canada.ca/en/health-canada/services/environmental-workplace-health/reports-publications/water-quality/guidelines-canadian-drinking-water-quality-summary-table.html>

⁴⁷ COUNCIL DIRECTIVE 98/83/EC of 3 November 1998 on the quality of water intended for human consumption
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A31998L0083>

⁴⁸ UK The Water Supply (Water Quality) Regulations 2018
<https://www.legislation.gov.uk/wsi/2018/647/contents>

⁴⁹ Drinkwaterbesluit
<https://wetten.overheid.nl/BWBR0030111/2021-10-13>

⁵⁰ Ändring i dricksvattenföreskrifterna LIVSFS 2017:2
<https://www.livsmedelsverket.se/om-oss/lagstiftning1/gallande-lagstiftning/slvfs-200130>

⁵¹ Forskrift om vannforsyning og drikkevann (drikkevannsforskriften)
<https://lovdata.no/nav/forskrift/2016-12-22-1868/%C2%A73#%C2%A73>

⁵² Australian Drinking Water Guidelines 6
<https://www.nhmrc.gov.au/about-us/publications/australian-drinking-water-guidelines>

⁵³ Drinking-water Standards for New Zealand 2005 (revised 2018)
<https://www.health.govt.nz/publication/drinking-water-standards-new-zealand-2005-revised-2018>

⁵⁴ Singapore Drinking Water Quality (Jan 2020- Dec 2020)
https://www.pub.gov.sg/Documents/Singapore_Drinking_Water_Quality.pdf

⁵⁵ 法定水質基準（別表1）
<https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9%EB%A8%B9%EB%8A%94%EB%AC%BC%EC%88%98%EC%A7%88%EA%B8%B0%EC%A4%80%EB%B0%8F%EA%B2%80%EC%82%AC%EB%93%B1%EC%97%90%EA%B4%80%ED%95%9C%EA%B7%9C%EC%B9%99>

⁵⁶ 水質監視項目（環境部）（別表1）
<https://www.law.go.kr/%ED%96%89%EC%A0%95%EA%B7%9C%EC%B9%99%EB%A8%B9%EB%8A%94%EB%AC%BC%EC%88%98%EC%A7%88%EA%B0%90%EC%8B%9C%ED%95%AD%EB%A%A9%EC%9A%B4%EC%98%81%EB%93%B1%EC%97%90%EA%B4%80%ED%95%9C%EA%B3%A0%EC%8B%9C>

⁵⁷ National Standard of the Peoples Republic of China
https://www.fsis.usda.gov/sites/default/files/media_file/2021-03/gb-18524-2016.pdf

参考資料

ICSC 2009 国際化学物質安全性カード (ICSC) 日本語版 ICSC 番号 : 0281

NITE CHRIP 製品評価技術基盤機構 (NITE) 化学物質総合情報検索システム (CHRIP)

経済産業省 : 優先評価化学物質の製造・輸入数量 (2010 年度～2019 年度)

化工日 202 1 化学工業日報社 : 17221 の化学商品 (2021)

6-4. 検-22 1,2-ブタジエン 要検討項目の最新情報

1. 化学物質の同定情報 (CHRIP) (日化辞)

名称：1,2-ブタジエン

別名：メチルアレン

ブタ-1,2-ジエン

化学式：C₄H₆ / CH₃C=C=CH₂

分子量：54.1

CAS 番号：590-19-2

2. 物理化学的情報

物理化学的性状 (HSDB)

外観：揮発性の無色透明の液体または蒸気

沸点：10.9℃

融点：-136.2℃

比重 (水=1)：-

水への溶解度：不溶

蒸気圧：1,260 mmHg (25℃)

相対蒸気密度 (空気=1)：1.9

引火点 (C.C.)：-

発火温度：-

爆発限界：-

log Pow (オクタノール/水分配係数)：2.06

3. 用途 (CHRIP)

用途：合成ゴム (SBR, NBR など) 原料

4. 製造・輸入量（経産省 2021）

年度	製造・輸入数量 (t)
2010	—
2011	—
2012	—
2013	—
2014	—
2015	—
2016	—
2017	—
2018	—
2019	—

5. 環境中への排出量 PRTR

PRTR 制度対象外化学物質

6. 水環境におけるモニタリング結果

データなし

7. 海外における基準値等の設定状況

WHO	GDWQ					
物質名	ガイドライン値	暫定値等	備考			
1,2-ブタジエン	なし	なし				

U.S. EPA	NPDWR MCLG		NPDWR MCL		NSDWR	CCL
物質名	目標値	備考	基準値	備考	目標値	該当する場合 (CCL4 or 5)
1,2-ブタジエン	なし		なし		なし	なし

EU	Microbiological/chemical parameters	indicator parameter	備考		
物質名	基準値	基準値			
1,2-ブタジエン	なし		なし		

カナダ	MAC ⁵⁸	Other Value	remark			
物質名	ガイドライン値					
1,2-ブタジエン	なし	なし				

AO: Aesthetic Objectives based on aesthetic considerations

OG: Operational Guidance Values established based on operational considerations

オーストラリア	Health-based value		Aesthetic-based value			
物質名	ガイドライン値	remarks	ガイドライン値	remarks		
1,2-ブタジエン	なし		なし			

韓国	法定水質基準	水質監視項目(環境部)				
物質名	ガイドライン値	ガイドライン値				
1,2-ブタジエン	なし	なし				

中国						
物質名	指標	参考指標				
1,3-ブタジエン	なし					

⁵⁸ health-based Maximum Acceptable Concentrations

WHO ⁵⁹	US EPA ^{60,61,62}	カナダ ⁶³	EU ⁶⁴	英国 ⁶⁵	オランダ ⁶⁶	スウェーデン ⁶⁷	ノルウェー ⁶⁸	オーストラリア ⁶⁹	ニュージーランド ⁷⁰	シンガポール ⁷¹
なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし

韓国 ^{72,73}	中国 ⁷⁴									
なし	なし									

⁵⁹ WHO Guidelines for drinking-water quality, 4th ed., incorporating the 1st addendum
https://www.who.int/water_sanitation_health/publications/gdwq4-with-add1-title.pdf?ua=1

⁶⁰ US EPA National Primary Drinking Water Regulations
<https://www.epa.gov/ground-water-and-drinking-water/national-primary-drinking-water-regulation-table>

⁶¹ Contaminant Candidate List 4 (CCL 4)
<https://www.epa.gov/ccl/chemical-contaminants-ccl-4>

⁶² Draft CCL 5 Chemicals
<https://www.epa.gov/ccl/draft-ccl-5-chemicals>

⁶³ Guidelines for Canadian Drinking Water Quality
<https://www.canada.ca/en/health-canada/services/environmental-workplace-health/reports-publications/water-quality/guidelines-canadian-drinking-water-quality-summary-table.html>

⁶⁴ COUNCIL DIRECTIVE 98/83/EC of 3 November 1998 on the quality of water intended for human consumption
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A31998L0083>

⁶⁵ UK The Water Supply (Water Quality) Regulations 2018
<https://www.legislation.gov.uk/wsi/2018/647/contents>

⁶⁶ Drinkwaterbesluit
<https://wetten.overheid.nl/BWBR0030111/2021-10-13>

⁶⁷ Ändring i dricksvattenföreskrifterna LIVSFS 2017:2
<https://www.livsmedelsverket.se/om-oss/lagstiftning1/gallande-lagstiftning/slvfs-200130>

⁶⁸ Forskrift om vannforsyning og drikkevann (drikkevannsforskriften)
<https://lovdata.no/nav/forskrift/2016-12-22-1868/%C2%A73#%C2%A73>

⁶⁹ Australian Drinking Water Guidelines 6
<https://www.nhmrc.gov.au/about-us/publications/australian-drinking-water-guidelines>

⁷⁰ Drinking-water Standards for New Zealand 2005 (revised 2018)
<https://www.health.govt.nz/publication/drinking-water-standards-new-zealand-2005-revised-2018>

⁷¹ Singapore Drinking Water Quality (Jan 2020- Dec 2020)
https://www.pub.gov.sg/Documents/Singapore_Drinking_Water_Quality.pdf

⁷² 法定水質基準（別表1）
<https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9%EB%A8%B9%EB%8A%94%EB%AC%BC%EC%88%98%EC%A7%88%EA%B8%B0%EC%A4%80%EB%B0%8F%EA%B2%80%EC%82%AC%EB%93%B1%EC%97%90%EA%B4%80%ED%95%9C%EA%B7%9C%EC%B9%99>

⁷³ 水質監視項目（環境部）（別表1）
<https://www.law.go.kr/%ED%96%89%EC%A0%95%EA%B7%9C%EC%B9%99%EB%A8%B9%EB%8A%94%EB%AC%BC%EC%88%98%EC%A7%88%EA%B0%90%EC%8B%9C%ED%95%AD%EB%A%A9%EC%9A%B4%EC%98%81%EB%93%B1%EC%97%90%EA%B4%80%ED%95%9C%EA%B3%A0%EC%8B%9C>

⁷⁴ National Standard of the Peoples Republic of China
https://www.fsis.usda.gov/sites/default/files/media_file/2021-03/gb-18524-2016.pdf

参考資料

HSDB Hazardous Substances Data Bank (HSDB): 5705 - PubChem

NITE CHRIP 製品評価技術基盤機構 (NITE) 化学物質総合情報検索システム (CHRIP)

経済産業省：優先評価化学物質の製造・輸入数量 (2010 年度～2019 年度)

化工日 2021 化学工業日報社：17221 の化学商品 (2021)

日化辞 日本化学物質辞書 (日化辞) 情報

6-5. 検-23 1,3-ブタジエン

1. 化学物質の同定情報 (ICSC 2017)

名称：1,3-ブタジエン

別名：ジビニ

ビニルエチレン

化学式：C₄H₆ / CH₂=(CH)₂=CH₂

分子量：54.1

CAS 番号：106-99-0

労働安全衛生法施行令別表第9

(名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物) 第467号 (NITE CHRIP)

2. 物理化学的情報

物理化学的性状 (ICSC 2017)

外観：特徴的な臭気のある、無色の圧縮液化気体

沸点：-4°C

融点：-109°C

比重 (水=1) : 0.6

水への溶解度：0.1 g/100 ml (溶けにくい)

蒸気圧：245 kPa (20°C)

相対蒸気密度 (空気=1) : 1.9

引火点 (C.C.) : -76°C

発火温度：414°C

爆発限界：1.1-16.3 vol% (空気中)

log Pow (オクタノール/水分配係数) : 1.99

3. 用途 (化工日 2021)

用途：大半が合成ゴム (SBR, BR, NBR など) の原料であるが、ABS 樹脂、ナイロン 66 の原料にも使用される。

4. 製造・輸入量（経産省）

年度	製造・輸入数量 (t)
2010	1,124,721
2011	1,058,190
2012	1,176,032
2013	1,217,928
2014	1,087,264
2015	1,003,862
2016	950,438
2017	972,980
2018	1,198,609
2019	1,046,881

5. 環境中への排出量 PRTR⁷⁵

物質名称：1,3-ブタジエン

年度	大気(kg/年)	水域(kg/年)	土壌(kg/年)
2010	98,164	1,953	0
2011	90,168	1,862	0
2012	71,755	1,762	0
2013	60,549	1,821	0
2014	64,289	1,911	0
2015	63,678	1,901	0
2016	60,582	1,841	0
2017	74,100	1,861	0
2018	61,872	1,811	0
2019	53,906	1,911	0

⁷⁵ https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/6.html

6. 水環境におけるモニタリング結果

平成 26 年度版

調査年度 平成 25 年

調査対象物質	調査地点			測定値 検体 1	報告時 検出下限値			
	都道府県	市区町村	河川			湖沼	その他	
[4] 1,3-ブタジエン 詳細環境調査・水質(ng/L) 地点ベース検出頻度:0/25(欠測等:0) 検体ベース検出頻度:0/25(欠測等:0) 検出範囲:nd 検出下限値範囲:2.1~49 検出下限値:49 要求検出下限値:27,900	秋田県	北秋田市	米代川鷹巣橋		nd	49		
		秋田市	秋田運河		nd	49		
		大仙市	雄物川岳見橋		nd	49		
	山形県	神栖市	利根川河口かもめ大橋			nd	48	
	栃木県	宇都宮市	田川			nd	2.1	
	埼玉県	志木市	荒川秋ヶ瀬取水堰			nd	49	
						千葉県	市原市	養老川浅井橋
	東京都	江東区				荒川河口	nd	49
		港区				隅田川河口	nd	49
	神奈川県	横浜市	鶴見川亀の子橋				nd	49
		横浜市				横浜港	nd	49
		川崎市				川崎港京浜運河千鳥町地	nd	49
	愛知県	名古屋市				名古屋港潮見ふ頭西	nd	49
						名古屋市	堀川港新橋	
	三重県					四日市港	nd	49
	滋賀県					琵琶湖南比良沖中央	nd	49
						琵琶湖唐崎沖中央	nd	49
	大阪府	堺市				大和川河口	nd	49
	山口県					徳山湾	nd	48
						萩沖	nd	48
徳島県	石井町	吉野川高瀬橋				nd	49	
香川県					高松港	nd	49	
福岡県		雷山川加布羅橋				nd	7.9	
						大牟田沖	nd	7.9

(注 1) 「検出頻度 (地点ベース)」とは検出地点数/調査地点数 (欠測等は除く) を、

「検出頻度 (検体ベース)」とは検出検体数/調査検体数 (欠測等は除く) をそれぞれ意味する。

(注 2) 「欠測等」とは、測定値が得られなかった検体又は検出下限値を統一したことによりここでの集計の対象から除外された検体

(注3) nd : 不検出

検出下限 (検出限界)⁷⁶ : 特定の化学物質測定方法において前処理から GC/MS による測定までの一連の操作において検出できる最小量

⁷⁶ 平成 15 年度 (2003 年度) 版 「化学物質と環境」用語集 (あいうえお、アルファベット順)
<https://www.env.go.jp/chemi/kurohon/http2003/yougo.html#24>

7. 海外における基準値等の設定状況

WHO	GDWQ						
物質名	ガイドライン値	暫定値等	備考				
1,3-ブタジエン	なし	なし					

U.S. EPA	NPDWR MCLG		NPDWR MCL		NSDWR	CCL
物質名	目標値	備考	基準値	備考	目標値	該当する場合 (CCL4 or 5)
1,3-ブタジエン	なし		なし		なし	CCL4

EU	Microbiological/chemical parameters	indicator parameter	備考		
物質名	基準値	基準値			
1,3-ブタジエン	なし		なし		

カナダ	MAC ⁷⁷	Other Value	remark				
物質名	ガイドライン値						
1,3-ブタジエン	なし	なし					

AO: Aesthetic Objectives based on aesthetic considerations

OG: Operational Guidance Values established based on operational considerations

オーストラリア	Health-based value		Aesthetic-based value				
物質名	ガイドライン値	remarks	ガイドライン値	remarks			
1,3-ブタジエン	なし		なし				

韓国	法定水質基準	水質監視項目(環境部)					
物質名	ガイドライン値	ガイドライン値					
1,3-ブタジエン	なし	なし					

中国							
物質名	指標	参考指標					
1,3-ブタジエン	なし						

⁷⁷ health-based Maximum Acceptable Concentrations

WHO ⁷⁸	US EPA ^{79,80,81}	カナダ ⁸²	EU ⁸³	英国 ⁸⁴	オランダ ⁸⁵	スウェーデン ⁸⁶	ノルウェー ⁸⁷	オーストラリア ⁸⁸	ニュージーランド ⁸⁹	シンガポール ⁹⁰
なし	CCL4	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし

韓国 ^{91, 92}	中国 ⁹³									
なし	なし									

⁷⁸ WHO Guidelines for drinking-water quality, 4th ed., incorporating the 1st addendum
https://www.who.int/water_sanitation_health/publications/gdwq4-with-add1-title.pdf?ua=1

⁷⁹ US EPA National Primary Drinking Water Regulations
<https://www.epa.gov/ground-water-and-drinking-water/national-primary-drinking-water-regulation-table>

⁸⁰ Contaminant Candidate List 4 (CCL 4)
<https://www.epa.gov/ccl/chemical-contaminants-ccl-4>

⁸¹ Draft CCL 5 Chemicals
<https://www.epa.gov/ccl/draft-ccl-5-chemicals>

⁸² Guidelines for Canadian Drinking Water Quality
<https://www.canada.ca/en/health-canada/services/environmental-workplace-health/reports-publications/water-quality/guidelines-canadian-drinking-water-quality-summary-table.html>

⁸³ COUNCIL DIRECTIVE 98/83/EC of 3 November 1998 on the quality of water intended for human consumption
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A31998L0083>

⁸⁴ UK The Water Supply (Water Quality) Regulations 2018
<https://www.legislation.gov.uk/wsi/2018/647/contents>

⁸⁵ Drinkwaterbesluit
<https://wetten.overheid.nl/BWBR0030111/2021-10-13>

⁸⁶ Ändring i dricksvattenföreskrifterna LIVSFS 2017:2
<https://www.livsmedelsverket.se/om-oss/lagstiftning1/gallande-lagstiftning/slvfs-200130>

⁸⁷ Forskrift om vannforsyning og drikkevann (drikkevannsforskriften)
<https://lovdata.no/nav/forskrift/2016-12-22-1868/%C2%A73#%C2%A73>

⁸⁸ Australian Drinking Water Guidelines
<https://www.nhmrc.gov.au/about-us/publications/australian-drinking-water-guidelines>

⁸⁹ Drinking-water Standards for New Zealand 2005 (revised 2018)
<https://www.health.govt.nz/publication/drinking-water-standards-new-zealand-2005-revised-2018>

⁹⁰ Singapore Drinking Water Quality (Jan 2020- Dec 2020)
https://www.pub.gov.sg/Documents/Singapore_Drinking_Water_Quality.pdf

⁹¹ 法定水質基準（別表1）
<https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EB%A8%B9%EB%8A%94%EB%AC%BC%EC%88%98%EC%A7%88%EA%B8%B0%EC%A4%80%EB%B0%8F%EA%B2%80%EC%82%AC%EB%93%B1%EC%97%90%EA%B4%80%ED%95%9C%EA%B7%9C%EC%B9%99>

⁹² 水質監視項目（環境部）（別表1）
<https://www.law.go.kr/%ED%96%89%EC%A0%95%EA%B7%9C%EC%B9%99/%EB%A8%B9%EB%8A%94%EB%AC%BC%EC%88%98%EC%A7%88%EA%B0%90%EC%8B%9C%ED%95%AD%EB%AA%A9%EC%9A%B4%EC%98%81%EB%93%B1%EC%97%90%EA%B4%80%ED%95%9C%EA%B3%A0%EC%8B%9C>

⁹³ National Standard of the Peoples Republic of China
https://www.fsis.usda.gov/sites/default/files/media_file/2021-03/gb-18524-2016.pdf

参考資料

ICSC 2017 国際化学物質安全性カード (ICSC) 日本語版 ICSC 番号 : 0017

NITE CHRIP 製品評価技術基盤機構 (NITE) 化学物質総合情報検索システム (CHRIP)

経済産業省 : 優先評価化学物質の製造・輸入数量 (2010 年度～2019 年度)

化工日 2021 化学工業日報社 : 17221 の化学商品 (2021)

6-6. 検-28 ブロモクロロ酢酸

1. 化学物質の同定情報 (CHRIP) (日化辞)

名称：2-ブロモ-2-クロロ酢酸

化学式：C₂H₂BrClO₂

分子量：173.39

CAS 番号：5589-96-8

2. 物理化学的情報

物理化学的性状 (WHO 2004) (HSDB)

外観：吸湿性結晶

沸点：215°C (760 mmHg)、104°C (11 mmHg)

融点：27.5–31.5°C

比重 (水=1)：—

水への溶解度：2.5x10⁵ mg/L (est.)

蒸気圧：0.14 mmHg (25°C) (est.)

相対蒸気密度 (空気=1)：—

引火点 (C.C.)：110°C

発火温度：—

爆発限界：—

log Pow (オクタノール/水分配係数)：1.08 (est.)

3. 用途 (HSDB)

ハロ酢酸：飲料水の塩素消毒とクロラミン処理の化学的副生成物であるため。工業的な使用はない。

4. 製造・輸入量 (経産省)

なし

5. 環境中への排出量 PRTR

PRTR 制度対象外化学物質

6. 水環境におけるモニタリング結果

データなし

7. 海外における基準値等の設定状況

WHO	GDWQ					
物質名	ガイドライン値	暫定値等	備考			
ブロモクロロ酢酸	なし	なし				

U.S. EPA	NPDWR MCLG		NPDWR MCL		NSDWR	CCL	UCMR
物質名	目標値	備考	基準値	備考	目標値	該当する場合 (CCL4 or 5)	Assessment Monitoring
ブロモクロロ酢酸	なし		なし		なし	なし	UCMR4

EU	Microbiological/chemical parameters	indicator parameter	備考		
物質名	基準値	基準値			
ブロモクロロ酢酸	なし	なし			

カナダ	MAC ⁹⁴	Other Value	remark			
物質名	ガイドライン値					
ブロモクロロ酢酸	0.08 mg/L	なし	total haloacetic acids [#]			

AO: Aesthetic Objectives based on aesthetic considerations

OG: Operational Guidance Values established based on operational considerations

#: dichloroacetic acid (DCA), trichloroacetic acid (TCA), monobromoacetic acid (MBA) and dibromoacetic acid (DBA), bromochloroacetic acid, bromodichloroacetic acid, chlorodibromoacetic acid and tribromoacetic acid

オーストラリア	Health-based value		Aesthetic-based value			
物質名	ガイドライン値	remarks	ガイドライン値	remarks		
ブロモクロロ酢酸	なし		なし			

韓国	法定水質基準	水質監視項目(環境部)				
物質名	ガイドライン値	ガイドライン値				
ブロモクロロ酢酸	なし	なし				

⁹⁴ health-based Maximum Acceptable Concentrations

中国							
物質名	指標	参考指標					
ブロモクロロ酢酸	なし						

WHO ⁹⁵	US EPA ^{96,97,98,99}	カナダ ¹⁰⁰	EU ¹⁰¹	英国 ¹⁰²	オランダ ¹⁰³	スウェーデン ¹⁰⁴	ノルウェー ¹⁰⁵	オーストラリア ¹⁰⁶	ニュージーランド ¹⁰⁷	シンガポール ¹⁰⁸
なし	UCMR 4	0.08 mg/L#	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし

: dichloroacetic acid (DCA), trichloroacetic acid (TCA), monobromoacetic acid (MBA) and dibromoacetic acid (DBA), bromochloroacetic acid, bromodichloroacetic acid, chlorodibromoacetic acid and tribromoacetic acid

⁹⁵ WHO Guidelines for drinking-water quality, 4th ed., incorporating the 1st addendum
https://www.who.int/water_sanitation_health/publications/gdwq4-with-add1-title.pdf?ua=1

⁹⁶ US EPA National Primary Drinking Water Regulations
<https://www.epa.gov/ground-water-and-drinking-water/national-primary-drinking-water-regulation-table>

⁹⁷ Contaminant Candidate List 4 (CCL 4)
<https://www.epa.gov/ccl/chemical-contaminants-ccl-4>

⁹⁸ Draft CCL 5 Chemicals
<https://www.epa.gov/ccl/draft-ccl-5-chemicals>

⁹⁹ Fourth Unregulated Contaminant Monitoring Rule
<https://www.epa.gov/dwucmr/fourth-unregulated-contaminant-monitoring-rule>

¹⁰⁰ Guidelines for Canadian Drinking Water Quality
<https://www.canada.ca/en/health-canada/services/environmental-workplace-health/reports-publications/water-quality/guidelines-canadian-drinking-water-quality-summary-table.html>

¹⁰¹ COUNCIL DIRECTIVE 98/83/EC of 3 November 1998 on the quality of water intended for human consumption
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A31998L0083>

¹⁰² UK The Water Supply (Water Quality) Regulations 2018
<https://www.legislation.gov.uk/wsi/2018/647/contents>

¹⁰³ Drinkwaterbesluit
<https://wetten.overheid.nl/BWBR0030111/2021-10-13>

¹⁰⁴ Ändring i dricksvattenföreskrifterna LIVSFS 2017:2
<https://www.livsmedelsverket.se/om-oss/lagstiftning1/gallande-lagstiftning/slvfs-200130>

¹⁰⁵ Forskrift om vannforsyning og drikkevann (drikkevannsforskriften)
<https://lovdata.no/nav/forskrift/2016-12-22-1868/%C2%A73#%C2%A73>

¹⁰⁶ Australian Drinking Water Guidelines 6
<https://www.nhmrc.gov.au/about-us/publications/australian-drinking-water-guidelines>

¹⁰⁷ Drinking-water Standards for New Zealand 2005 (revised 2018)
<https://www.health.govt.nz/publication/drinking-water-standards-new-zealand-2005-revised-2018>

¹⁰⁸ Singapore Drinking Water Quality (Jan 2020- Dec 2020)
https://www.pub.gov.sg/Documents/Singapore_Drinking_Water_Quality.pdf

韓国 ^{109,110}	中国 ¹¹¹									
なし	なし									

¹⁰⁹ 法定水質基準（別表 1）

<https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EB%A8%B9%EB%8A%94%EB%AC%BC%EC%88%98%EC%A7%88%EA%B8%B0%EC%A4%80%EB%B0%8F%EA%B2%80%EC%82%AC%EB%93%B1%EC%97%90%EA%B4%80%ED%95%9C%EA%B7%9C%EC%B9%99>

¹¹⁰ 水質監視項目（環境部）（別表 1）

<https://www.law.go.kr/%ED%96%89%EC%A0%95%EA%B7%9C%EC%B9%99/%EB%A8%B9%EB%8A%94%EB%AC%BC%EC%88%98%EC%A7%88%EA%B0%90%EC%8B%9C%ED%95%AD%EB%A%A9%EC%9A%B4%EC%98%81%EB%93%B1%EC%97%90%EA%B4%80%ED%95%9C%EA%B3%A0%EC%8B%9C>

¹¹¹ National Standard of the Peoples Republic of China

https://www.fsis.usda.gov/sites/default/files/media_file/2021-03/gb-18524-2016.pdf

参考資料

HSDB Hazardous Substances Data Bank (HSDB) : 7619 - PubChem

NITE CHRIP : 製品評価技術基盤機構 (NITE) 化学物質総合情報検索システム (CHRIP)

WHO 2004 Brominated Acetic Acids in Drinking-water Background document for development of WHO Guidelines for Drinking-water Quality

経済産業省 : 優先評価化学物質の製造・輸入数量 (2010 年度～2019 年度)

日化辞 日本化学物質辞書 (日化辞) 情報

6-6. 検-29 ブロモジクロロ酢酸 要検討項目の最新情報

1. 化学物質の同定情報 (CHRIP) (HSDB)

名称：2-ブロモ-2-クロロ酢酸

化学式：C₂HBrCl₂O₂

分子量：207.84

CAS 番号：71133-14-7

2. 物理化学的情報

物理化学的性状 (HSDB) (NTP 2015)

外観：結晶

沸点：-

融点：69-72°C

比重 (水=1)：-

水への溶解度：4.9x10³ mg/L (25°C) (est.)

蒸気圧：3.6 x 10⁻² mmHg (25°C) (est.)

相対蒸気密度 (空気=1)：-

引火点 (C.C.)：-

発火温度：-

爆発限界：-

log Pow (オクタノール/水分配係数)：1.53 (est.)

3. 用途 (HSDB)

ハロ酢酸：飲料水の塩素消毒とクロラミン処理の化学的副生成物であるため。工業的な使用はない。

4. 製造・輸入量 (経産省 2021)

なし

5. 環境中への排出量 PRTR

PRTR 制度 対象外化学物質

6. 水環境におけるモニタリング結果

データなし

7. 海外における基準値等の設定状況

WHO	GDWQ					
物質名	ガイドライン値	暫定値等	備考			
ブロモジロロ酢酸	なし	なし				

U.S. EPA	NPDWR MCLG		NPDWR MCL		NSDWR	CCL	UCMR
物質名	目標値	備考	基準値	備考	目標値	該当する場合 (CCL4 or 5)	Assessment Monitoring
ブロモジロロ酢酸	なし		なし		なし	なし	UCMR4

EU	Microbiological/chemical parameters		indicator parameter	備考
物質名	基準値		基準値	
ブロモジロロ酢酸	なし		なし	

カナダ	MAC ¹¹²	Other Value	remark			
物質名	ガイドライン値					
ブロモジロロ酢酸	0.08 mg/L	なし	total haloacetic acids [#]			

AO: Aesthetic Objectives based on aesthetic considerations

OG: Operational Guidance Values established based on operational considerations

#: dichloroacetic acid (DCA), trichloroacetic acid (TCA), monobromoacetic acid (MBA) and dibromoacetic acid (DBA), bromochloroacetic acid, bromodichloroacetic acid, chlorodibromoacetic acid and tribromoacetic acid

オーストラリア	Health-based value		Aesthetic-based value			
物質名	ガイドライン値	remarks	ガイドライン値	remarks		
ブロモジロロ酢酸	なし		なし			

韓国	法定水質基準	水質監視項目(環境部)				
物質名	ガイドライン値	ガイドライン値				
ブロモジロロ酢酸	なし	なし				

中国						
物質名	指標	参考指標				
ブロモジロロ酢酸	なし					

¹¹² health-based Maximum Acceptable Concentrations

WHO ¹¹³	US EPA ^{114,115}	カナダ ¹¹⁶	EU ¹¹⁷	英国 ¹¹⁸	オランダ ¹¹⁹	スウェーデン ¹²⁰	ノルウェー ¹²¹	オーストラリア ¹²²	ニュージーランド ¹²³	シンガポール ¹²⁴
なし	UCMR 4	0.08 mg/L#	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし

#: dichloroacetic acid (DCA), trichloroacetic acid (TCA), monobromoacetic acid (MBA) and dibromoacetic acid (DBA), bromochloroacetic acid, bromodichloroacetic acid, chlorodibromoacetic acid and tribromoacetic acid

韓国 ^{125,126}	中国 ¹²⁷									
なし	なし									

¹¹³ WHO Guidelines for drinking-water quality, 4th ed., incorporating the 1st addendum
https://www.who.int/water_sanitation_health/publications/gdwq4-with-add1-title.pdf?ua=1

¹¹⁴ US EPA National Primary Drinking Water Regulations
<https://www.epa.gov/ground-water-and-drinking-water/national-primary-drinking-water-regulation-table>

¹¹⁵ Contaminant Candidate List 4 (CCL 4)
<https://www.epa.gov/ccl/chemical-contaminants-ccl-4>

¹¹⁶ Guidelines for Canadian Drinking Water Quality
<https://www.canada.ca/en/health-canada/services/environmental-workplace-health/reports-publications/water-quality/guidelines-canadian-drinking-water-quality-summary-table.html>

¹¹⁷ COUNCIL DIRECTIVE 98/83/EC of 3 November 1998 on the quality of water intended for human consumption
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A31998L0083>

¹¹⁸ UK The Water Supply (Water Quality) Regulations 2018
<https://www.legislation.gov.uk/wsi/2018/647/contents>

¹¹⁹ Drinkwaterbesluit
<https://wetten.overheid.nl/BWBR0030111/2021-10-13>

¹²⁰ Ändring i dricksvattenföreskrifterna LIVSFS 2017:2
<https://www.livsmedelverket.se/om-oss/lagstiftning1/gallande-lagstiftning/slvfs-200130>

¹²¹ Forskrift om vannforsyning og drikkevann (drikkevannsforskriften)
<https://lovdata.no/nav/forskrift/2016-12-22-1868/%C2%A73#%C2%A73>

¹²² Australian Drinking Water Guidelines 6
<https://www.nhmrc.gov.au/about-us/publications/australian-drinking-water-guidelines>

¹²³ Drinking-water Standards for New Zealand 2005 (revised 2018)
<https://www.health.govt.nz/publication/drinking-water-standards-new-zealand-2005-revised-2018>

¹²⁴ Singapore Drinking Water Quality (Jan 2020- Dec 2020)
https://www.pub.gov.sg/Documents/Singapore_Drinking_Water_Quality.pdf

¹²⁵ 法定水質基準 (別表 1)
<https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9%EB%A8%B9%EB%8A%94%EB%AC%BC%EC%88%98%EC%A7%88%EA%B8%B0%EC%A4%80%EB%B0%8F%EA%B2%80%EC%82%AC%EB%93%B1%EC%97%90%EA%B4%80%ED%95%9C%EA%B7%9C%EC%B9%99>

¹²⁶ 水質監視項目 (環境部) (別表 1)
<https://www.law.go.kr/%ED%96%89%EC%A0%95%EA%B7%9C%EC%B9%99%EB%A8%B9%EB%8A%94%EB%AC%BC%EC%88%98%EC%A7%88%EA%B0%90%EC%8B%9C%ED%95%AD%EB%A%A9%EC%9A%B4%EC%98%81%EB%93%B1%EC%97%90%EA%B4%80%ED%95%9C%EA%B3%A0%EC%8B%9C>

¹²⁷ National Standard of the Peoples Republic of China
https://www.fsis.usda.gov/sites/default/files/media_file/2021-03/gb-18524-2016.

参考資料

HSDB Hazardous Substances Data Bank (HSDB): 7620 - PubChem

NITE CHRIP 製品評価技術基盤機構 (NITE) 化学物質総合情報検索システム (CHRIP)

NTP 2015 TR-583 Toxicology Studies of Bromodichloroacetic Acid in F344/N Rats and B6C3F1/N Mice and Toxicology and Carcinogenesis Studies of Bromodichloroacetic Acid in F344/NTac Rats and B6C3F1/N Mice (Drinking Water Studies)

経済産業省：優先評価化学物質の製造・輸入数量（2010年度～2019年度）

7. 水質基準等に関する情報の更新

7-1. 水質基準等の見直しの動向

令和3年度水質基準逐次改正検討会が、令和3年6月30日に開催された。逐次改正検討会概要を、表7-1に示す（本業務に係る内容に限り抜粋）。内容は厚生科学審議会（生活環境水道部会）で審議された。また、過年度に整理された情報に追加し、諸外国等の基準値等の変更も含めて、令和3年2月18日時点での情報に更新して表7-2～7-7に取りまとめた。表中、網掛け部分が今回更新した情報である。

表7-1 令和2年度水質基準逐次改正検討会概要（R3.6.30）

2. 農薬類の目標値等の見直し案

（1）食品健康影響評価を踏まえた評価値の見直し等

令和3年5月末までに内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価の結果が示され、これまでに厚生科学審議会生活環境水道部会で未検討のものは表2のとおりである。

新評価値の算出方法は、内閣府食品安全委員会が設定した許容一日摂取量(ADI)を用い、1日2L摂取、体重50kg、割当率10%として算出した。

この結果、表2の網掛けの部分（対象農薬リスト掲載農薬類1物質、要検討農薬類1物質、その他農薬類1物質）は、現行の評価値と異なる評価値が得られか、新たに評価値を得ることができたことから、見直しを行う必要があると考えられる。

表2 食品健康影響評価の結果と水道水の評価値

略号 ^{※1}	項目	食品安全委員会 評価結果通知	評価内容:ADI (mg/kg体重/日)	新評価値 ^{※2} (mg/L)	現行評価値 (mg/L)	対応 方針
対-025	カズサホス	R3.5.18	0.00025	0.0006	0.0006	
対-031	キャプタン	R3.2.16	0.1	0.3	0.3	
対-089	プロシミドン	R3.2.16	0.035	0.09	0.09	
対-100	ベンディメタリン	R3.4.13	0.12	0.3	0.3	
対-104	ホステアゼート	R2.12.15	0.002	0.005	0.003	緩和
要-006	クロロピクリン	R3.1.12	0.001	0.003	-	新規
他-011	ウニコナゾールP	R3.5.25	0.02	0.05	0.04	緩和
他-055	トルフェンピラド	R2.11.24	0.0056	0.01	0.01	

※1 略号の意味

対： 対象農薬リスト掲載農薬類（平成15年10月10日付け健発第1010004号局長通知 別添2）

目標値の1%を超えて浄水から検出されるおそれのあるものや検出のおそれが小さくとも社会的な要請があるもの

要： 要検討農薬類（平成4年12月21日付け衛水第270号 別表第5）

積極的に安全性評価及び検出状況に係る知見の収集に努める農薬

他： その他農薬類（平成4年12月21日付け衛水第270号 別表第6）

測定しても浄水から検出されるおそれが小さく、検討の優先順位が低い農薬

※2 新評価値の算出方法

内閣府食品安全委員会が設定した許容一日摂取量(ADI: Acceptable Daily Intake)を用い、1日2L摂取、体重50kg、割当率10%として算出。

表 7-2 「水質基準項目」の基準等の設定状況等 (その 1/3)

項目番号	項目名	基準値		根拠TD1等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ※	審議の経緯・予定			15年答申における見解	評価値に関連したその後の検討
		値(mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等		
基-001	一般細菌	100個/ml							感度は劣るが従属栄養細菌との量的相関、培養時間が短い等から当面は水質基準項目として据え置く	
基-002	大腸菌	不検出							・糞便汚染の指標として適当	
基-003	カドミウム及びその化合物	0.003	0.01→0.003		0.003	H20.12.16	H20.9.5 答申済み		JECFAでの評価結果を待つ必要があるが現時点では微量重金属調査研究会(1970)ベースの0.01mg/Lを当面維持	・2003年6月のJECFAは当時の暫定耐用摂取量7 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{週}$ を維持(寄与率10%で2.5 $\mu\text{g}/\text{L}$) ・食安委答申(食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保、H20.7.3) →耐容週間摂取量 7 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{週}$ (JECFAの評価とは異なる方法をとったが、結果は同じ値。)
基-004	水銀及びその化合物	0.0005	H15からの変更なし(メチル水銀)	0.7	0.006(2005)	H20.12.16	H24.5.10 答申済み	WHO第3版第1次追補版追加	・水質基準として維持 ・疫学上の結果をもとに0.001mg/Lが算出されるが基準の継続性を考慮	・食安委答申(魚介類に含まれるメチル水銀、H17.8.4) →ハイスルグループ(胎児)を対象とした耐容週間摂取量 2.0 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{週}$ (メチル水銀) ・食安委化学物質・汚染物質専門調査会 幹事会(H24.1.27) →TDI=0.7(水銀として) ・食安委答申(H24.5.10) →TDI=0.7(水銀として)
基-005	セレン及びその化合物	0.01		4	0.04		意見募集終了(H24.7.20縮切)	WHO第4版暫定基準に変更	評価値の10%を超えるものは1%未満だが1地点で90%を超えており継続性の観点から当面水質基準として維持	・食安委答申(H.24.10.29) →TDI=4 ・推奨摂取量=25~35mg/日(成人、上限量400mg/日)の必須元素 ・食安委意見募集終了(H24.7.20縮切)
基-006	鉛及びその化合物	0.01		3.5	0.01 A,T		R3.6.29 答申済み	WHO第4版	4年答申では長期目標値を0.01mg/Lとし概ね10年間に鉛管の布設替えを行い、濃度の段階的低減を図るとした。	・食安委答申(R3.6.29) 現時点では、疫学研究データを用いて、有害影響を及ぼさない血中鉛濃度を導き出すことは困難であると判断した。現在の我が国における平均的な血中鉛濃度は、1 $\mu\text{g}/\text{dL}$ 程度あるいはそれ以下であると考えられ、疫学研究の結果からならんかの影響が示唆される血中鉛濃度1~2 $\mu\text{g}/\text{dL}$ と近いと考えられた。そのため、今後も、鉛ばく露低減のための取組が必要であると考えられる。
基-007	ヒ素及びその化合物	0.01			0.01 A,T		H.25.12.16 答申済み	WHO第4版暫定とした理由変更A,T←P	発がん性リスクアセスメントの不確実さと除去困難性から従来からの基準値10 $\mu\text{g}/\text{L}$ を維持	・WHO第3版第2次追補版ガイドライン値0.01mg/L ・食安委答申(H.25.12.16) ヒ素の直接的なDNAへの影響の有無について判断することはできない。
基-008	六価クロム化合物	0.02		1.1	0.05 P(全Cr)	H31.3.13	H30.9.18 R1.8.6 答申済み	WHO第4版追加予定→追加されず	クロムの毒性については従来どおり六価のものに着目することが妥当	・Crは必要な元素だと考えられており、安全で十分な食事摂取量が設定されていた。しかし、最近の知見に基づくクロムが必須元素か疑わしい。 ・食安委答申(化学物質・汚染物質、H30.9.18、R1.8.6) →TDI=1.1
基-009	亜硝酸態窒素	0.04	H26.4.1より水質基準に追加	15	0.9(Nitriteとして)	H26.1.14	H25.7.22 答申済み	WHO第4版Nitrite 長期暴露ガイドライン値		
基-010	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01		4.5	設定せず	H24.3.5	H22.10.14 答申済み	WHO第4版:ガイドライン値設定せず ガイダンス値:短期暴露 シアン化物イオン 0.5、長期暴露 0.6(塩化シアンとして)、0.3(シアンとして)	水質基準として維持	・食安委答申(H22.10.14) →TDI=4.5(非発がん)
基-011	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10			50(NO3として) 3(NO2として)		H24.10.29 答申済み	WHO第4版変更 Nitrite 長期暴露ガイドライン値 設定せず→0.2P	亜硝酸態窒素についてはWHO/GDWQが毒性評価の観点から暫定値とされていることから水質管理目標設定項目	・食安委答申(H24.10.29) →硝酸態窒素:TDI=1500 →亜硝酸態窒素:TDI=15
基-012	フッ素及びその化合物	0.8			1.5		H25.1.21 答申済み	WHO第3版第2次追補版追加	・水質基準として維持 ・斑状歯発生予防の観点から現行値:0.8mg/Lを継続	・食安委答申(H25.1.21) →TDI=0.05 ・WHO/GDWQ第2次追補版ガイドライン値1.5mg/L
基-013	ホウ素及びその化合物	1		92(AF=40%)	2.4		意見募集終了(H24.7.20縮切)	WHO第4版変更 2.4←0.5T	・ホウ素摂取量の調査のためマーケットバスケット調査を実施。 ・問題となるのは、基本的に海水淡水化、地質等の影響	・食安委答申(H24.8.6清涼飲料水) →TDI=96 ・食安委意見募集終了(H24.7.20縮切) ・WHO/GDWQ:2008会合にてGV値2.4mg/Lで合意。ただし各国アロケーション考慮して変更可能。

表 7-2 「水質基準項目」の基準等の設定状況等（その 2/3）

項目番号	項目名	基準値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ*	審議の経緯・予定			15年答申における見解	評価値に関連したその後の検討
		値(mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等		
基-014	四塩化炭素	0.002	H15からの変更なし	0.71	0.004	#####	H19.3.15 答申済み			・食安委答申 (H19.3.15清涼飲料水) →TDI=0.71
基-015	1,4-ジオキサン	0.05	H15からの変更なし	10-5Risk	0.05 (2005)	H19.10.2	H19.3.15 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申 (H19.3.15清涼飲料水) →TDI=18
基-016	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	異性体の合算評価に変更	17	0.05	#####	H19.3.15 (シス体) H20.5.29 (トランス体) 答申済み	WHO第4版 追加	評価値の10%を超えるものは1%未満だが6年以來基準値超の例もあり、継続性の観点から水質基準とする	・食安委答申 (H19.3.15清涼飲料水) →TDI=17 (トランス体合算) ・食安委答申 (H20.5.29水質基準設定) →TDI=17 (シス体及びトランス体)
基-017	ジクロロメタン	0.02	H15からの変更なし	6	0.02	H22.2.2	H20.11.6 答申済み		評価値の10%を超えるものは1%未満だが1地点で60%を超えており継続性の観点から水質基準とする	・食安委答申 (H20.11.6清涼飲料水) →TDI=6
基-018	テトラクロロエチレン	0.01	H15からの変更なし	10-5Risk	0.04	H22.2.2	H20.11.6 答申済み		WHO/GDWQは我が国基準値より高いが安全性の観点から現行基準を維持	・食安委答申 (H20.11.6清涼飲料水) →TDI=14
基-019	トリクロロエチレン	0.01	0.03→0.01	10-5Risk	0.02 P (2005)	H22.2.2	H22.9.2 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加	WHO/GDWQは我が国基準値より高いが安全性の観点から現行基準を維持	・食安委答申 (H20.11.6清涼飲料水) ・食安委答申 (化学物質・汚染物質、H22.9.2) →TDI=1.46 (非発がん) 10-5発がんリスク相当VSD = 1.2 $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日
基-020	ベンゼン	0.01	H15からの変更なし	10-5Risk	0.01	H22.2.2	H20.11.6 答申済み		概ね評価値の10%以下であるが過去に基準値を超えていた例もあり、継続性の観点から当面、水質基準として維持	・食安委答申 (H20.11.6清涼飲料水) →TDI=18 (非発がん) 10-5発がんリスク相当VSD = 0.40 $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日
基-021	塩素酸	0.6	H20.4.1 水質管理目標設定項目から移行	30 (AF=80%)	0.7 D (AF=80%) (2005)	H18.8.4	H19.3.15 答申済み		ヒトへの暴露は基本的にClO2が水道水の浄水処理に使用される場合が想定されることから水質管理目標設定項目とし、ClO2が浄水処理に使用される場合の指針として活用されるべき。水質基準の設定等はClO2の浄水過程での使用が進んだ段階において検討すべき。	・食安委答申 (H19.3.15水道水及び清涼飲料水) →TDI=30
基-022	クロロ酢酸	0.02		3.5 (AF=20%)	0.02 (AF=20%)		H26.10.7 答申済み			食安委答申 (H26.10.7)はTDI=3.5 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ であり、過去の評価結果と同じ
基-023	クロロホルム	0.06	H15からの変更なし	12.9 (AF=20%)	0.3 (AF=75%) (2005)	#####	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申 (H21.8.20清涼飲料水) →TDI=12.9 (非発がん) (TDI不変)
基-024	ジクロロ酢酸	0.03	H27.4.1より 0.04→0.03	1.3 (10 ⁻⁵ リスク相当)	0.05 D	H27.2.5	H26.10.7 答申済み	WHO第4版 暫定とした理由変更 D←T,D		・食安委答申 (H26.10.7) →非発がん影響 TDI=12.5 発がん影響 TDI=12.9 SF=7.8E-3
基-025	ジブロモクロロメタン	0.1	H15からの変更なし	21 (AF=20%)	0.1 (2005)	#####	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申 (H21.8.20清涼飲料水) →TDI=21.4 (非発がん) (TDI不変)
基-026	臭素酸	0.01	H15からの変更なし	10-5Risk ↓ BAT	0.01 AT (2005) ←0.002	H22.2.2	H20.11.6 答申済み		・10-5リスク相当VSDからは0.009mg/L ・除去方法はO3濃度の調節やH2O2-UV法に限定	・食安委答申 (H20.11.6清涼飲料水) →TDI=11 (非発がん) 10-5発がんリスク相当VSD = 0.36 $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日
基-027	総トリハロメタン	0.1	H15からの変更なし		設定せず (2005) 総評価は推奨	#####	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申 (H21.8.20清涼飲料水) →総トリハロメタンとしてのTDIは設定できない
基-028	トリクロロ酢酸	0.03	H27.4.1より 0.2→0.03	6 (AF=20%)	0.2 (AF=20%)	H27.2.5	H26.10.7 答申済み			・食安委答申 (H26.10.7) →TDI=6

表 7-2 「水質基準項目」の基準等の設定状況等 (その 3/3)

項目番号	項目名	基準値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ※	審議の経緯・予定			15年答申における見解	評価値に関連したその後の検討
		値(mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等		
基-029	プロモジクロロメタン	0.03	H15からの変更なし	6.1 (AF=20%)	0.06	#####	H21.8.20 答申済み	WHO第4版 追加		・食安委答申(H21.8.20清涼飲料水) →TDI=6.1(非発がん)(TDI不変)
基-030	プロモホルム	0.09	H15からの変更なし	17.9 (AF=20%)	0.1 (2005)	#####	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申(H21.8.20清涼飲料水) →TDI=17.9(非発がん)(TDI不変)
基-031	ホルムアルデヒド	0.08	H15からの変更なし	15 (AF=20%)	設定せず (2005) ←2.6	#####	H20.4.17 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加	入浴時等の水道水からの気化による 吸入暴露による影響も考慮	・食安委答申(H20.4.17清涼飲料水) →TDI=15
基-032	亜鉛及びその化合物	1	味覚及び色				H29.4.25 答申済み			・推奨摂取量=7~10mg/日(成人、上限量30mg/日)の必須元素
基-033	アルミニウム及びその化合物	0.2	色(鉄共存時)			#####			多量の凝集剤を投入せざるを得ない 場合にも技術的に0.1mg/Lを達成可能 であるかについてはなお疑問の余地 有	H19に水質管理目標値を0.1に設定
基-034	鉄及びその化合物	0.3	味覚及び洗濯物の着色		設定せず		H29.4.25 答申済み		水質基準として維持	・推奨摂取量=10mg/日前後(成人、上限量40~50mg/日前後)の必須元素
基-035	銅及びその化合物	1	洗濯物への着色		2 (洗濯染みは生じる可能性有)	#####	H20.4.17 答申済み		水質基準として維持	・食安委答申(H20.4.17清涼飲料水) →許容上限摂取量=9mg/ヒト(成人)/日 ・推奨摂取量=0.7~0.9mg/日(成人、上限量10mg/日)の必須元素 ・H20年基準値改正の必要性の検討が課題とされた。
基-036	ナトリウム及びその化合物	200	味覚		50(ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムとして)			WHO第4版 追加		
基-037	マンガン及びその化合物	0.05	黒水障害		設定せず		H24.8.6 答申済み	WHO第4版 変更 設定せず←0.4C		・食安委答申(H.24.8.6清涼飲料水) →TDI=180 ・目安摂取量=3.5~4mg/日前後(成人、上限量10mg/日前後)の必須元素 ・食安委意見募集終了(H24.7.20締切)
基-038	塩化物イオン	200	味覚							
基-039	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	石鹸の泡立等				H29.4.25 答申済み	WHO第4版 追加予定 →追加されず		・WHO第4版追加予定→追加されず ・Caは推奨摂取量=1g/日前後(成人、上限量2.3g/日)の必須元素 ・Mgは推奨摂取量=300~400mg/日前後(成人)の必須元素
基-040	蒸発残留物	500								
基-041	陰イオン界面活性剤	0.2	発泡						混合すると起泡力や安定度に相乗効果が見られる場合があり知見の充実を図る必要がある	
基-042	ジェオスミン	0.00001	臭気						・粉末活性炭処理による場合:20ng/L ・粒状活性炭等恒久施設による場合:10ng/L	
基-043	2-メチルイソボルネオール	0.00001	臭気						・粉末活性炭処理による場合:20ng/L ・粒状活性炭等恒久施設による場合:10ng/L	
基-044	非イオン界面活性剤	0.02	発泡						混合すると起泡力や安定度に相乗効果が見られる場合があり知見の充実を図る必要がある	
基-045	フェノール類	0.005	臭気						水質基準として維持	
基-046	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	H21.4.1 施行 有機物			#####			旧基準であるKMnO4消費量10mg/Lに相当するTOCは相関性から1~4mg/Lで上限値に危険率25%を見込む	
基-047	pH値	5.8-8.6	腐食防止						水質基準として維持	
基-048	味	異常でない	基本指標							
基-049	臭気	異常でない	基本指標							
基-050	色度	5度	基本指標						水質基準として維持	
基-051	濁度	2度	基本指標						水質基準として維持	

※1 P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値
()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 網掛けは昨年度からの変更箇所

表 7-3 「水質管理目標設定項目」の設定状況等 (その 1/2)

項目番号	項目名	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ ※	審議の経緯・予定			15年答申における見解	評価値に関連したその後の検討
		値(mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等		
目-001	アンチモン及びその化合物	0.02	H26.4.1より 0.015→0.02	6	0.02	H26.1.14	H24.8.6 答申済み		三酸化アンチモンの研究を根拠としたかなり安全側の評価	・食安委答申(H24.8.6) →TDI=6
目-002	ウラン及びその化合物	0.002 (暫定値)	H15からの変更なし	0.2	0.03 P	H24.3.5	H24.1.12 答申済み	WHO第4版 変更 0.030P← 0.015P,T	・LOAEL:0.06 mg/kg日, UF:100 ・寄与率:10% ・評価値:0.002 mg/L	・食安委答申(H24.1.12) →TDI=0.2 (LOAEL:0.06 mg/kg/日, UF:300)
目-003	ニッケル及びその化合物	0.02	H26.4.1より 0.01(暫定値) →0.02	4	0.07 (AF=20%)	H26.1.14	H24.7.23 答申済み	WHO第3版 第1次追補 版 追加		・食安委答申(H.24.7.23) →TDI=4
目-004	1,2-ジクロロエタン	0.004	H15からの変更なし	10-5Risk	0.03	H22.2.2	H20.11.6 答申済み		WHO/GDWQは我が国基準値より高いが安全性の観点から現行目標値を維持	・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) →TDI=37.5(非発がん) 10-5発がんリスク相当VSD =0.18 $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日
目-008	トルエン	0.4	0.2→0.4	149 (AF=10%)	0.7(C)	H22.2.2	H20.11.6 答申済み			・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) →TDI=149
目-009	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08	H27.4.1より 0.1→0.08	30 (AF=10%)	0.008 (AF=1%)	H27.2.5	H25.4.15 答申済み			・食安委答申(H25.4.15) →TDI=30 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$
目-010	亜塩素酸	0.6	H15からの変更なし	29 (AF=80%)	0.7 D (AF=80%) (2005)	H20.12.16	H20.6.19 答申済み		・ヒトへの暴露は基本的にClO ₂ が水道水の浄水処理に使用される場合が想定されることから水質管理目標設定項目とし、ClO ₂ が浄水処理に使用される場合の指針として活用されるべき。 ・水質基準の設定等はClO ₂ の浄水過程での使用が進んだ段階において検討すべき。	・食安委答申(H20.6.19清涼飲料水) →TDI=29 ・添加物としてはTDI29を答申(H18.11)
目-012	二酸化塩素	0.6	H15からの変更なし	29 (AF=80%)	設定せず (2005) 亜塩素酸対応	H20.12.16	H20.6.19 答申済み			・食安委答申(H20.6.19清涼飲料水) →TDI=29 ・WHOは異臭味閾値を0.4mg/Lと設定
目-013	ジクロロアセトニトリル	0.01 (暫定値)	0.04(暫定)→ 0.01(暫定)	8 (AF=20%)	0.02 P (AF=20%)	H19.10.26	H19.3.15 答申済み			・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=2.7
目-014	抱水クロラール	0.02 (暫定値)	0.03(暫定)→ 0.02(暫定)	5.3 (AF=20%)	設定せず (2005)	H19.10.26	H19.3.15 答申済み	WHO第3版 第1次追補 版追加		・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=4.5
目-015	農薬類	検出値/目標値の総和 が1以下							・浄水から目標値10%値を超えて検出される事例有り(特異値を除く)は水質基準を設定。 農薬 ・農薬類(第1群)…現に水道原水から検出又は国内推定出荷量50t以上。 ・第2群…国内推定出荷量50t以上であるが水道水に適した測定方法が未確立。早急に確立しその時点で第1群に組入。27物質。 ・第3群…国内推定出荷量が50t未満で測定しても検出されるおそれがない。79物質。	・フィプロニル(殺虫剤)を追加(H20.4.1)
目-016	残留塩素	1 (遊離塩素は 0.1mg/L以上)	H15からの変更なし	150	0.5~5 C (上限値は AF=100%)	H19.10.26	H19.3.15 答申済み		おいしさの観点に着目したもので今後とも水質管理目標設定項目とする	・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=136

表 7-3 「水質管理目標設定項目」の設定状況等 (その 2/2)

項目番号	項目名	目標値		根拠TDI等 (μ g/kg/日)	WHO/GDWQ ※	審議の経緯・予定			15年答申における見解	評価値に関連したその後の検討
		値(mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等		
目-017	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10-100					H29.4.25 答申済み			
目-018	マンガン及びその化合物	0.01								
目-019	遊離炭酸	20							おいしさの観点に着目したもので今後とも水質管理目標設定項目とする	
目-020	1,1,1-トリクロロエタン	0.3	H15からの変更なし	600		H20.12.16	H20.4.17 答申済み		健康影響に関する評価値は1.5mg/Lだが臭味発生防止の観点から設定。	・食安委答申(H20.4.17清涼飲料水) →TDI=800
目-021	メチル-tertブチルエーテル	0.02	H15からの変更なし	143	設定せず (2005) ←0.015	H20.12.16	H20.4.17 答申済み	WHO第3版 第1次追補 版追加	地下水で一過的に高濃度で検出されるとの情報もある	・食安委答申(H20.4.17清涼飲料水) →TDI=143 ・WHOは異臭閾値を0.015mg/Lと設定
目-022	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3							・指標性や測定方法に関し種々問題点 ・TOCとの相関を見るため、当面水質管理目標設定項目として維持	
目-023	臭気強度(TON)	3TON							おいしい水の観点から維持	
目-024	蒸発残留物	30-200								
目-025	濁度	1度							より高いレベルの水道を目指すための目標として1度以下を設定	
目-026	pH値	7.5							より高いレベルの水道を目指すための目標として、7.5程度を設定	
目-027	腐食性(ランゲリア指数)	-1以上とし、極力0に近づける							水道施設の維持管理やCaCO ₃ 析出防止の観点から水質管理目標設定項目とする	
目-028	従属栄養細菌(HPC)	2000cfu/ml (20℃7日間)	異常増加が生じないことを確認		USEPA処理 基準 500cfu/ml以下	H18.8.4			・本来的細菌数を表現、培養方法が確立、施設清浄度の劣化を表現、レジオネラ増殖環境か否かの判定が可能 ・細菌現存量の指標として有効だが、我が国の水道における情報等が不足	・水道施設の健全性を判断
目-029	1,1-ジクロロエチレン	0.1	水質基準から移動 0.02→0.1		設定せず (2005) ←0.14	H19.10.26	H20.5.29 答申済み		評価値の10%を超えるものは1%未満だが6年以來基準値超の例もあり、継続性の観点から水質基準とする	・食安委答申(H20.5.29) →TDI=46
目-030	アルミニウム及びその化合物	0.1				H19.10.26				
目-031	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFO S)及びペルフルオロオクタン酸(PFO A)	0.00005	ペルフルオロオクタン スルホン酸(P FOS) 及びペルフル オロオク タン酸(PFO A)の量 の和として、 0.00005mg/L 以下(暫定)	0.02						

※ P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値
 ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。
 ※ 網掛けは昨年度からの変更箇所

表 7-4 「要検討項目」の目標値の設定状況等 (その 1/3)

項目番号	項目名	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ ※	評価値 ($\mu\text{g}/\text{kg}/$	備考	審議の経緯・予定			15年答申における見解	評価値に関連したその後の検討
		値(mg/L)	備考					厚科審	食安委	WHO等		
検01	銀	-									浄水器等で消毒のために利用する事例があること等から知見収集に努める	
検02	バリウム	0.7			1.3	0.73	ヒトNOAEL7.3、UF 10		H24.10.29 答申済み	WHO第4版 第1次追補 版変更		・食安委答申(H24.10.29) →TDI=20 (ヒトNOAEL 0.21 (mg/kg 体重/日)、UF 10)
検03	ビスマス	-									鉛代替品としての利用が考えられており 材質管理の観点で留意	
検04	モリブデン	0.07			設定せず	NOAEL 0.2	NOAELにUF 3(個体 差)を適用し基準値を 導出			WHO/GDW Q第4版変更 設定せず← 0.07		
検05	アクリルアミド	0.0005					線形多段階モデルを 適用				高分子凝集剤の製品管理において残留 モノマーの確実なコントロールが必要	
検06	アクリル酸	-									日本水道協会規格の塗料の品質として 0.002mg/L以下を設定	
検07	17- β -エストラジ オール	0.00008	暫定値	0.03							社会的関心の高い物質であり測定デー タ等知見の充実に努めていく必要あり	
検08	エチニル-エストラ ジオール	0.00002	暫定値	0.006							社会的関心の高い物質であり測定デー タ等知見の充実に努めていく必要あり	
検09	エチレンジアミン四 酢酸(EDTA)	0.5		190 (AF=1%)	0.6 (AF=1%)	1900						
検10	エピクロロヒドリン	0.0004	暫定値	10-5Risk	0.0004 P	0.14						
検11	塩化ビニル	0.002		10-5Risk	0.0003 10-5		線形外挿法を適用				10-5リスク相当VSDから設定	
検12	酢酸ビニル	-									施設基準省令で溶出基準0.01mg/Lを 設定	
検13	2,4-ジアミノトルエン	-									施設基準省令で溶出基準0.002mg/Lを 設定	
検14	2,6-ジアミノトルエン	-									施設基準省令で溶出基準0.001mg/Lを 設定	
検15	N,N-ジメチルアニリ ン	-									施設基準省令で溶出基準0.01mg/Lを 設定	
検16	スチレン	0.02		7.7	0.02 C	7.7					臭気の閾値と一致	
検17	ダイオキシン類	1pgTEQ/ L	暫定値	4pgTEQ/k g/日								
検18	トリエチレンテトラミ ン	-									施設基準省令で溶出基準0.01mg/Lを 設定	
検19	ノニルフェノール	0.3	暫定値	100							社会的関心の高い物質であり測定デー タ等知見の充実に努めていく必要あり	
検20	ビスフェノールA	0.1	暫定値	50							社会的関心の高い物質であり測定デー タ等知見の充実に努めていく必要あり	・食品安全部→食安委員会諮問 (H20.7.8)
検21	ヒドラジン	-									日本水道協会規格の塗料の品質として 0.005mg/L以下を設定	
検22	1,2-ブタジエン	-									施設基準省令で溶出基準0.001mg/Lを 設定	
検23	1,3-ブタジエン	-									施設基準省令で溶出基準0.001mg/Lを 設定	

表 7-4 「要検討項目」の目標値の設定状況等 (その 2/3)

項目番号	項目名	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ ※	評価値 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	備考	審議の経緯・予定			15年答申における見解	評価値に関連したその後の検討
		値(mg/L)	備考					厚科審	食安委	WHO等		
検24	フタル酸ジ(n-ブチル)	0.01	H27.4.1より 0.2→0.01	5		5	LOAEL=2.5mg/kg/d 、安全係数500	H27.2.5	H26.6.10 答申済み		社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり	・食安委答申(H26.6.10器具・容器包装専門調査会)→TDI=5 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$
検25	フタル酸ブチルベンジル	0.5		200		200		H28.2.17	H27.4.7 答申済み		社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり	・食安委答申(H27.4.7 器具・容器包装専門調査会)→TDI=200 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$
検26	マイクロシスチン-LR	0.0008	暫定値	0.04 (AF=80%)	0.001 P (AF=80%)	0.04						
検27	有機すざ化合物	0.0006	TBTO暫定値	0.25								
検28	ブロモクロロ酢酸	-									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい	
検29	ブロモジクロロ酢酸	-									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい	
検30	ジブロモクロロ酢酸	-									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい	
検31	ブロモ酢酸	-									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい	
検32	ジブロモ酢酸	-									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい	
検33	トリブロモ酢酸	-									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい	
検34	トリクロロアセトニトリル	-										
検35	ブロモクロロアセトニトリル	-										
検36	ジブロモアセトニトリル	0.06		11.3 (AF=20%)	0.07 (AF=20%)	11						
検37	アセトアルデヒド	-	H15からの 変更なし					H20.12.16	H17.7.21 答申済み			・食安委答申(添加物、H17.7.21) →食品の着香の目的の場合、安全性に懸念が無い。(完全に生体成分に代謝される。)
検38	MX	0.001		10-5Risk		0.0018	・線形多段階モデルを適用					
検40	キシレン	0.4		179	0.5 (C)	179						

表 7-4 「要検討項目」の目標値の設定状況等 (その 3/3)

項目番号	項目名	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ ※	評価値 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	備考	審議の経緯・予定			15年答申における見解	評価値に関連したその後の検討
		値(mg/L)	備考					厚科審	食安委	WHO等		
検41	過塩素酸	0.025								WHO2010 (H22)		<ul style="list-style-type: none"> 米国EPAが暫定的なhealth advisory levelとして、$15\mu\text{g}/\text{l}$を定めている(RfD:$0.7\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$に基づく)。全国的な規制の是非については検討中。 主たる生体影響はコウ素摂取量の抑制 JECFA評価(2010.Feb.) BMDL50=$0.11\text{mg}/\text{kg}/\text{d}$(ヒト) UF=10 PMTDI=$0.01\text{mg}/\text{kg}/\text{d}$ PMTDI:暫定最大一日耐容摂取量
検44	N-ニトロソジメチルアミン(NDMA)	0.0001	追加		0.0001 (2008)			H22.2.2		WHO/GDWQ第3版第2次 追補版追加		<ul style="list-style-type: none"> WHO/GDWQ第2次追補版追加($0.1\mu\text{g}/\text{l}$)
検45	アニリン	0.02	追加			0.02	LOAEL= $7\text{mg}/\text{kg}/\text{日}$ UF=1000 TDI= $7\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$	H24.3.5				
検46	キノリン	0.0001	追加			0.0001	IRIS:10-5	H24.3.5				
検47	1,2,3-トリクロロベンゼン	0.02	追加		設定せず (健康に基づく 評価値 = 0.02 TDI= 7.7)	0.02	WHO(参考値)	H24.3.5				
検48	ニトリロ三酢酸(NTA)	0.2	追加		0.2 (TDI=10)	0.2	WHO(ガイドライン 値)	H24.3.5				

- ※ P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値
()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。
- ※2 英国健康保護庁(HPA)による飲料水中「最大許容」濃度の改定勧告よりPFOAは $0.01\text{mg}/\text{L}$ 、PFOSは $0.0003\text{mg}/\text{L}$ で評価している。
- ※3 クロロピクリン(検39)はH25.3に削除された
- ※4 網掛けは昨年度からの変更箇所

表 7-5 「対象農薬」の目標値の設定状況等 (その 1/9)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI (μ g/kg 体重/日)	WHO/GDW Q※ (mg/L)	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; μ g/kg 体重/日)
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
対-001	1, 3-ジクロロプロペン (D-D)	殺虫剤	0.05	H27.4.1より 0.002→0.05	20	0.02	H31.3.13	H25.2.18 H27.10.20 H30.3.27 R1.10.15 答申済み		・食安委答申 (H25.2.18, H27.10.20, H30.3.27, R1.10.15) → ADI = 20
対-002	2, 2-DPA(ダラボン)	除草剤	0.08		30		H30.2.15	H29.3.28 答申済み		・平成29年3月28日府食第199号
対-003	2, 4-D (2, 4-PA)	除草剤	0.02	H30.4.1 より 0.03→0.02	10	0.03	H30.2.15	H29.5.16 答申済み		・評価第四部会審議中 (H25.7.10) ・食安委答申 (H29.5.16) → ADI = 9.9
対-004	EPN	殺虫剤	0.004	H21.4.1 より 0.006→0.004	1.4		H30.2.15	H20.10.16 H20.11.27 H29.2.14 答申済み		・食安委答申 (H20.10.16, H20.11.27, H29.2.14) → ADI = 1.4
対-005	MCPA	除草剤	0.005	変更なし	2	設定せず	H27.2.5	H23.6.6 H26.7.29 答申済み	WHO第4版 第1次追補 版変更	・食安委答申 (H23.6.6, H26.7.29) → ADI = 1.9
対-006	アシュラム	除草剤	0.9	H28.4.1より 0.2→0.9	72		H27.2.5	H26.10.21 答申済み		・食安委答申 (H26.10.21) → ADI = 360
対-007	アセフェート	殺虫剤 殺菌剤	0.006	H25.4.1より 変更なし	2.4		H30.2.15	H22.7.22 H25.9.30 H28.12.13 答申済み		・食安委答申 (H22.7.22, H25.9.30, H28.12.13) → ADI = 2.4
対-008	アトラジン	除草剤	0.01		4	0.1			WHO第4版 変更 0.1←0.002	・評価申請 (H23.10.11)
対-009	アニロホス	除草剤	0.003		1			H25.3.18 意見書提出		・食安委答申 (H25.3.18) 食品中の残留基準を削除することに関する意見書提出
対-010	アミラズ	殺虫剤	0.006	0.003→0.006	2.5		H20.12.16	H19.5.17 答申済み		・食安委答申 (H19.5.17) → ADI = 2.5
対-011	アラクロール	除草剤	0.03	H25.4.1より 変更なし	10	0.02	H24.3.5	H23.8.25 H25.3.18 答申済み		・食安委答申 (H23.8.25, H25.3.18) → ADI = 10
対-012	イソキサチオン	殺虫剤	0.005	H30.4.1 より 0.008→0.005	2		H30.2.15	H28.2.23 答申済み		・食安委答申 (H28.2.23) → ADI = 2
対-013	イソフェンホス	殺菌剤	0.001			0.5				・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-014	イソプロカルブ (MIPC)	殺虫剤	0.01			4				・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)

表 7-5 「対象農薬」の目標値の設定状況等 (その 2/9)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI ($\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日)	WHO/GDW Q※ (mg/L)	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日)
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
対-015	イプロチオラン (IPT)	殺虫剤 殺菌剤 植物成長調整剤	0.3	H22.4.1より 0.04→0.3	100		H31.3.13	H20.2.28 H22.9.16 H24.12.10 H30.8.28 答申済み		・食安委答申 (H20.2.28, H24.12.10, H22.9.16, H30.8.28) → ADI = 100
対-016	イプロベンホス (IBP)	殺菌剤	0.09	H23.4.1より 0.008→0.09	35		H22.12.21	H21.4.23 答申済み		・食安委答申 (H21.4.23) → ADI = 35
対-017	イミノクタジン	殺虫剤 殺菌剤	0.006	総合評価	2.3(イミノクタジンとして)			R1.6.4 答申済み		・食安委答申 (R1.6.4) → ADI = 2.3
対-018	インダノファン	除草剤	0.009	H15年からの 変更なし	3.5		H24.3.5	H20.1.10 H22.9.9 答申済み		・食安委答申 (H20.1.10, H22.9.9) → ADI = 3.5
対-019	エスプロカルブ	除草剤	0.03	H22.4.1より 0.01→0.03	10		H22.12.21	H20.1.17 H21.5.14 H24.2.23 答申済み		・食安委答申 (H20.1.17, H21.5.14, H24.2.23) → ADI = 10
除外農薬 に変更	エディフェンホス (エジフェンホス, EDDP)	殺菌剤	0.006		2.5				WHO第4版 変更 削除← 0.05	・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-020	エトフェンプロックス	殺虫剤 殺菌剤	0.08	H15年からの 変更なし	30		H31.3.13	H21.11.19 H25.8.5 H27.6.9 H29.4.25 H30.7.24 R3.10.16 答申済み		・食安委答申 (H21.11.19, H25.8.5, H27.6.9, H29.4.25, H30.7.24, R3.10.16) → ADI = 31
除外農薬 に変更	エトリジアゾール (エクロメゾール)	殺菌剤	0.004		1.6					
対-021	エンドスルファン (ベンゾエビン)	殺虫剤	0.01		5.7					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-022	オキサジクロメホン	除草剤	0.02	H26.4.1より新 規設定	9.1		H26.1.14	H15.9.18 H20.8.21 答申済み		・食安委答申 (H15.9.18) → ADI = 9.0 ・食安委答申 (H20.8.21) → ADI = 9.1
対-023	オキシ銅 (有機銅)	殺虫剤 殺菌剤	0.03	H27.4.1より 0.04→0.03	17		H27.2.5	H25.4.22 答申済み		・食安委答申 (H25.4.22) → ADI = 10

表 7-5 「対象農薬」の目標値の設定状況等 (その 3/9)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI ($\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日)	WHO/GDW Q※ (mg/L)	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日)
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
対-024	オリサストロビン	殺虫剤 殺菌剤	0.1	H26.4.1より新規設定	52		H26.1.14	H17.12.8 H20.3.27 答申済み		・食安委答申 (H17.12.8, H20.3.27) → ADI = 52
対-025	カズサホス	殺虫剤	0.0006	H26.4.1より新規設定	0.25		H30.2.15	H17.6.30 H19.2.22 H20.7.3 H29.5.23 R3.5.18 答申済み		・食安委答申 (H17.6.30, H19.2.22, H20.7.3, H29.5.23, R3.5.18) → ADI = 0.25
対-026	カフェンストロール	殺虫剤 除草剤	0.008	H15年からの 変更なし	3		H20.12.16	H20.2.21 答申済み		・食安委答申 (H20.2.21) → ADI = 3
対-027	カルタップ	殺虫剤 殺菌剤 除草剤	0.3		100			R1.6.4 答申済み		・食安委答申 (R1.6.4) → ADI = 30 (グループ評価:16)
対-028	カルバリル (NAC)	殺虫剤	0.05		20		H31.3.13	H30.9.4 答申済み		・食安委答申 (H30.9.4) → ADI = 7.3
除外農薬 に変更	カルプロパミド	殺虫剤 殺菌剤	0.04	H15年からの 変更なし	14		H20.12.16	H19.12.13 答申済み		・食安委答申 (H19.12.13) → ADI = 14
対-029	カルボフラン	代謝物	0.005		2	0.007		R2.2.4 答申済み		・食安委答申 (R2.2.4) → ADI = 0.15
対-030	キノクラミン (ACN)	除草剤	0.005	H15年からの 変更なし	2.1		H26.1.14	H25.10.7 答申済み		・食安委答申 (H25.10.7) → ADI = 2.1
対-031	キャプタン	殺菌剤	0.3		125		H31.3.13	H29.3.7 H30.7.24 R3.2.16 答申済み		・食安委答申 (H29.3.7, H30.7.24, R3.2.16) → ADI = 100
対-032	クミルロン	除草剤	0.03	H15年からの 変更なし	10		H20.12.16	H19.8.9 答申済み		・食安委答申 (H19.8.9) → ADI = 10
対-033	グリホサート	除草剤	2	H30.2.15 現 行値を継続	1		H30.2.15	H28.7.12 答申済み		・食安委答申 (H28.7.12) → ADI = 1000
対-034	グルホシネート	除草剤 植物成長 調整剤	0.02	H26.4.1より新規設定	9.1		H26.1.14	H22.2.25 H24.3.8 H25.7.29 答申済み		・食安委答申 (H22.2.25, H24.3.8, H25.7.29) → ADI = 9.1
対-035	クロメプロップ	除草剤	0.02	H15年からの 変更なし	6.2		H22.12.21	H21.7.23 答申済み		・食安委答申 (H21.7.23) → ADI = 6.2
対-036	クロルニトロフェン (CNP)	除草剤	0.0001		設定せず					

表 7-5 「対象農薬」の目標値の設定状況等 (その 4/9)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI ($\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日)	WHO/GDW Q※ (mg/L)	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日)
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
対-037	クロルピリホス	殺虫剤	0.003	H21.4.1より 0.03→0.003	1	0.03 (2008)	H31.3.13	H19.3.22 H22.11.4 H23.6.2 H30.7.24 答申済み		・食安委答申 (H19.3.22, H22.11.4, H23.6.2, H30.7.24) → ADI = 1 ・WHO/GDWQ第2次追補版追加 (30 $\mu\text{g}/\text{L}$)
対-038	クロロタロニル (TPN)	殺虫剤 殺菌剤	0.05		18		H31.3.13	H30.3.27 答申済み		・食安委答申 (H30.3.27) → ADI = クロロタロニル: 18, 代謝物: 8.3
対-039	シアナジン	除草剤	0.001	H30.4.1より 0.004→0.001	1.5	0.0006	H30.2.15	H29.2.28 答申済み	WHO第4版 追加	・食安委答申 (H29.2.28) → ADI = 0.53
対-040	シアノホス (CYAP)	殺虫剤	0.003	H15年答申	1		H31.3.13	H29.10.17 答申済み		・食安委答申 (H29.10.17) → ADI = 1
対-041	ジウロン (DCMU)	除草剤	0.02		6.25					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-042	ジクロベニル (DBN)	除草剤	0.03	H28.4.1より 0.01→0.03	10		H27.2.5	H26.7.1 答申済み		・食安委答申 (H26.7.1) → ADI = 10
対-043	ジクロルボス (DDVP)	殺虫剤	0.008		3.3	0.02 (2007)				・食安委検討中(清涼飲料水、H15～) ・評価要請 (H21.3.24)
対-044	ジクワット	除草剤	0.005		1.9			R1.10.8 答申済み		・食安委答申 (R1.10.8) → ADI = 5.8
対-045	ジスルホトン (エチルチオ メトン)	殺虫剤	0.004		1.4					
その他農 薬に変更	ジチアノン	殺菌剤	0.03	H15年答申	10		H30.2.15	H22.6.17 答申済み		・食安委答申 (H22.6.17) → ADI = 10 ・評価要請 (H29.8.31) ・その他農薬に変更
対-046	ジチオカルバメート系農 薬	殺虫剤 殺菌剤	0.005	H26.4.1より新 規設定			H26.1.14			二硫化炭素として
対-047	ジチオピル	除草剤	0.009	H22.4.1より 0.008→0.009	3.6		H20.12.16	H20.1.10 答申済み		・食安委答申 (H20.1.10) → ADI = 3.6
対-048	シハロホップブチル	除草剤	0.006	H15年答申	2.4					
対-049	シマジン (CAT)	除草剤	0.003		1.3	0.002				・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-050	ジメタメリン	除草剤	0.02	H15年からの 変更なし	9.4		H24.3.5	H23.12.22 答申済み		・食安委答申 (H23.12.22) → ADI = 9.4
対-051	ジメエート	殺虫剤	0.05		20	0.006				・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-052	シメリン	除草剤	0.03		11					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
その他農 薬に変更	ジメピペレート	除草剤	0.003		1		H30.2.15			・H18.8.4厚科審で項目削除は見送り(浄 水、原水からの検出が確認されたため) ・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準における削除に関する 意見書提出 ・その他農薬に変更

表 7-5 「対象農薬」の目標値の設定状況等 (その 5/9)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI ($\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日)	WHO/GDW Q※ (mg/L)	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日)
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
対-053	ダイアジノン	殺虫剤 殺菌剤	0.003	H28.4.1より 0.005→0.003	2		H31.3.13	H26.8.19 H29.12.12 答申済み		・食安委答申 (H26.8.19, H29.12.12) → ADI = 1 ・評価要請 (H29.5.24)
対-054	ダイムロン	殺虫剤 殺菌剤	0.8	H15年からの 変更なし	300		H20.12.16	H19.11.8 答申済み		・食安委答申 (H19.11.8) → ADI = 300
対-055	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート:ダゾメット	殺菌剤	0.01	H29.4.1より新規設定	2.5		H29.1.31	H27.3.24 R1.8.27 答申済み		・食安委答申 (H27.3.24, R1.8.27) → ADI = 4
対-056	チアジニル	殺虫剤 殺菌剤	0.1	H26.4.1より新規設定	40		H26.1.14	H19.10.25 R2.9.15 答申済み		・食安委答申 (H19.10.25, R2.9.15) → ADI = 40
対-057	チウラム	殺虫剤 殺菌剤	0.02		8.4					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-058	チオジカルブ	殺虫剤	0.08		30					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-059	チオフアネートメチル	殺虫剤 殺菌剤	0.3		120					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-060	チオベンカルブ	除草剤	0.02	H15年からの 変更なし	9		H24.3.5	H19.12.13 H22.8.5 答申済み		・食安委答申 (H19.12.13, H22.8.5) → ADI = 9
対-061	テフリルトリオン	除草剤	0.002	H29.4.1より対象農薬に格上げ	0.8		H29.1.31	H21.2.19答申済み		・食安委答申 (H21.2.19) → ADI = 0.8
対-062	テルブカルブ (MBPM C)	除草剤	0.02		6.4		H18.8.4			・H18.8.4の厚科審で項目削除は見送り(浄水、原水からの検出が確認されたため)
対-063	トリクロピル	除草剤	0.006		2.5					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-064	トリクロルホン (DEP)	殺虫剤	0.005	H26.4.1より 0.03→0.005	10	不要	H26.1.14			・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-065	トリシクラゾール	殺虫剤 殺菌剤 植物成長調整剤	0.1	H28.4.1より 0.08→0.1	30		H27.2.5	H26.1.20 答申済み		・食安委答申 (H26.1.20) → ADI = 50
対-066	トリフルラリン	除草剤	0.06		24	0.02	H25.3.19	H24.1.26 答申済み		・食安委答申 (H24.1.26) → ADI = 24
対-067	ナプロパミド	除草剤	0.03		12.5					
対-068	パラコート	除草剤	0.005	H15年答申	2					
対-069	ピペロホス	除草剤	0.0009		0.36					・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準を削除することに関する意見書提出

表 7-5 「対象農薬」の目標値の設定状況等 (その 6/9)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI (μ g/kg 体重/日)	WHO/GDW Q※ (mg/L)	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; μ g/kg 体重/日)
			値 (mg/L)	備考			厚料審	食安委	WHO等	
対-070	ピラクロニル	除草剤	0.01	H26.4.1より新規設定	4.4		H26.1.14	H19.8.2 H23.6.2 答申済み		・食安委答申 (H19.8.2, H23.6.2) → ADI = 4.4
対-071	ピラゾキシフェン	除草剤	0.004	H15年答申	1.5			H20.4.24 答申済み		・食安委答申 (H20.4.24) → ADI = 26
対-072	ピラゾリネート(ピラゾレート)	除草剤	0.02	H15年答申	6					
対-073	ピリダフェンチオン	殺虫剤	0.002		0.85			H25.3.18 意見書提出		・食安委答申 (H25.3.18) 食品中の残留基準を削除することに関する意見書提出
対-074	ピリブチカルブ	除草剤	0.02	H15年からの変更なし	7.5		H22.2.2	H20.9.11 答申済み		・食安委答申 (H20.9.11) → ADI = 8.8
対-075	ピロキロン	殺虫剤 殺菌剤	0.05	H29.4.1より 0.04→0.05	15		H28.2.17	H27.6.9 答申済み		・食安委答申 (H27.6.9) → ADI = 19
対-076	フィプロニル	殺虫剤 殺菌剤	0.0005	変更なし	0.2		H29.1.31	H26.1.20 H28.4.5 答申済み		・食安委答申 (H26.1.20, H28.4.5) → ADI = 0.19
対-077	フェントロチオン (MEP)	殺虫剤 殺菌剤 植物成長調整剤	0.01	H28.4.1より 0.003→0.01	5		H30.2.15	H26.6.3 H29.8.22 答申済み		・食安委答申 (H26.6.3, H29.8.22) → ADI = 4.9
対-078	フェノブカルブ (BPMC)	殺虫剤 殺菌剤	0.03	H15年からの 変更なし	13		H26.1.14	H25.9.9 答申済み		・食安委答申 (H25.9.9) → ADI = 13
対-079	フェリムゾン	殺虫剤 殺菌剤	0.05	0.02→0.06	19		H22.2.2	H20.11.13 H24.2.2 答申済み		・食安委答申 (H20.11.13, H24.2.2) → ADI = 19
対-080	フェンチオン (MPP)	殺虫剤	0.006	H25.4.1 より 0.001→0.006	2.3		H24.3.5	H22.4.8 H25.9.30 答申済み		・食安委答申 (H22.4.8, H25.9.30) → ADI = 2.3
対-081	フェントエート (PAP)	殺虫剤 殺菌剤	0.007	H25.4.1より 0.004→0.007	2.9		H24.3.5	H23.10.6 H25.1.21 答申済み		・食安委答申 (H23.10.6, H25.1.21) → ADI = 2.9
対-082	フェントラザミド	除草剤	0.01	H26.4.1より新規設定	5.2		H26.1.14	H20.12.4 答申済み		・食安委答申 (H20.12.4) → ADI = 5.2
対-083	フサライド	殺虫剤 殺菌剤	0.1		40					
対-084	ブタクロール	除草剤	0.03	H15年からの 変更なし	10		H24.3.5	H23.8.25 答申済み		・食安委答申 (H23.8.25) → ADI = 10

表 7-5 「対象農薬」の目標値の設定状況等 (その 7/9)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI ($\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日)	WHO/GDW Q※ (mg/L)	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日)
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
対-085	ブタミホス	除草剤	0.02	H23.4.1 より 0.01→0.02	8		H22.2.2	H21.2.12 答申済み		・食安委答申(H21.2.12) → ADI = 8
対-086	ブプロフェジン	殺虫剤 殺菌剤	0.02	H15年からの 変更なし	9		H30.2.15	H20.5.15 H24.12.10 H28.12.13 R1.6.18 答申済み		・食安委答申 (H20.5.15, H24.12.10, H28.12.13, R1.6.18) → ADI = 9
対-087	フルアジナム	殺菌剤	0.03	0.01→0.03	10		H26.1.14	H25.11.11 H31.2.5 R3.8.31 答申済み		・食安委答申 (H25.11.11, H31.2.5,R3.8.31) → ADI = 10
対-088	プレチラクロール	除草剤	0.05	H23.4.1 より 0.04→0.05	18		H22.2.2	H20.10.9 答申済み		・食安委答申(H20.10.9) → ADI = 18
対-089	プロシミドン	殺菌剤	0.09	変更なし	35		H30.2.15	H26.1.20 H29.5.30 R3.2.16 答申済み		・食安委答申 (H26.1.20, H29.5.30,R3.2.16) → ADI = 35
対-090	プロチオホス	殺虫剤	0.004	オキソン体の 濃度と合計し て算出すること (H30.4.1より)	1.5		H30.2.15	H30.10.23 答申済み		・代謝物であるプロチオホスオキソンも測 定し、原体の濃度と、オキソン体の濃度を 原体に換算した濃度を合計(H30.4.1から 適用) ・食安委答申(H30.10.23) → ADI = 2.7
対-091	プロピコナゾール	殺菌剤	0.05	変更なし	18		H30.2.15	H26.4.8 H29.7.4 H30.3.27 答申済み		・食安委答申 (H26.4.8, H29.7.4, H30.3.27) → ADI = 19
対-092	プロピザミド	除草剤	0.05	変更なし	19		H27.2.5	H26.1.20 答申済み		・食安委答申 (H26.1.20) → ADI = 19
対-093	プロベナゾール	殺虫剤 殺菌剤	0.05		20		H31.3.13	H30.3.27 答申済み		・食安委答申 (H30.3.27) → ADI = 10
対-094	ブロモブチド	殺虫剤 除草剤	0.1	H22.4.1 より 0.04→0.1	40		H20.12.16	H20.1.10 答申済み		・食安委答申 (H20.1.10) → ADI = 40
対-095	ベノミル	殺菌剤	0.02		9					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-096	ペンシクロン	殺虫剤 殺菌剤	0.1	H23.4.1 より 0.04→0.1	53		H22.2.2	H20.10.16 R3.10.6 答申済み		・食安委答申(H20.10.16,R3.10.6) → ADI = 53
対-097	ベンゾピシクロン	除草剤	0.09	H26.4.1より新 規設定	34		H26.1.14	H20.3.13 答申済み		・食安委答申 (H20.3.13) → ADI = 34
対-098	ベンゾフェナップ	除草剤	0.005	H29.4.1より 0.004→0.005	1.5		H28.2.17	H27.8.18 答申済み		・食安委答申 (H27.8.18) → ADI = 2

表 7-5 「対象農薬」の目標値の設定状況等 (その 8/9)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI ($\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日)	WHO/GDW Q※ (mg/L)	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日)
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
対-099	バンタゾン	除草剤	0.2		90			R3.6.22 答申済み		・食安委答申 (R3.6.22) → ADI = 90
対-100	ペンディメタリン	除草剤 植物成長調整剤	0.3	H25.4.1より 0.1→0.3	120	0.02	H24.3.5	H22.10.7 H24.8.6 R3.4.13 答申済み		・食安委答申 (H22.10.7, H24.8.6,R3.4.13) → ADI = 120
対-101	ベンフラカルブ	殺虫剤 殺菌剤	0.04		15			R2.2.4 答申済み		・食安委答申 (R2.2.4) → ADI = 8.9
対-102	ベンフルラリン(ベスロジン)	除草剤	0.01	H25.4.1より 0.08→0.01	5		H24.3.5	H22.10.14 答申済み		・食安委答申 (H22.10.14) → ADI = 5
対-103	ベンフレセート	除草剤	0.07	H15から変更なし	26		H20.12.16	H21.10.22 答申済み		・食安委答申 (H21.10.22) → ADI = 23
対-104	ホスチアゼート	殺虫剤	0.003	H15年答申	1			R2.12.15 答申済み		・食安委答申 (R2.12.15) → ADI = 2
対-105	マラチオン(マラソン)	殺虫剤	0.7	H28.4.1より 0.05→0.7	20		H27.2.5	H26.5.13 答申済み		・食安委答申 (H26.5.13) → ADI = 290
対-106	メコプロップ(MCPP)	除草剤	0.05	H26.4.1より 0.005→0.05	2	0.01	H26.1.14			・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-107	メソミル	殺虫剤	0.03		12.5					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-112 (～H27)	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート:メタム	殺虫剤	0.01	H29.4.1より新規設定	7.5		H29.1.31	H27.3.24 答申済み		・食安委答申 (H27.3.24) → ADI = 7.5 ⇒対-060に統合設定
対-108	メタラキシル	殺虫剤 殺菌剤	0.06	H23.4.1より 0.05→0.06	22		H31.3.13	H21.3.5 H23.7.7 H26.1.20 H29.10.17 答申済み		・食安委答申 (H21.3.5, H23.7.7, H26.1.20, H29.10.17) → ADI = 22 (メタラキシル及びメフェノキサムとして)
対-109	メチダチオン(DMTP)	殺虫剤	0.004		1.5					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
その他農薬に変更	メチルダイムロン	除草剤	0.03		12		H18.8.4			・食安委検討中(清涼飲料水、H15～) ・評価要請 (H21.12.14) ・H18.8.4厚科審で取扱について検討

表 7-5 「対象農薬」の目標値の設定状況等 (その 9/9)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI (μ g/kg 体重/日)	WHO/GDW Q※ (mg/L)	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; μ g/kg 体重/日)
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
対-110	メトミノストロピン	殺虫剤 殺菌剤	0.04	H15年答申	16		H25.3.19	H22.3.4 R3.8.24 答申済み		・食安委答申 (H22.3.4 ,R3.8.24) → ADI = 16
対-111	メトリブジン	除草剤	0.03	H15年答申	12.5					
対-112	メフェナセット	除草剤	0.02	H22.4.1 より 0.009→0.02	7		H20.12.16	H20.3.13 答申済み		・食安委答申 (H20.3.13) → ADI = 7
対-113	メプロニル	殺虫剤 殺菌剤	0.1	H15から変更 なし	50		H22.12.21	H21.12.17 答申済み		・食安委答申 (H21.12.17) → ADI = 50
対-114	モリネート	除草剤	0.005		2.1	0.006	H26.1.14	H25.3.4 答申済み		・食安委答申 (H25.3.4) → ADI = 2.1

※網掛けは昨年度からの変更箇所

表 7-6 「要検討農薬」の目標値の設定状況等 (その 1/2)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI ($\mu\text{g}/\text{kg}$ 体 重/日)	WHO/GDW Q (mg/L)	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日)
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
要-001	アセタミプリド	殺虫剤 殺菌剤	0.2		71		H28.2.17	H20.8.29 H23.6.9 H26.12.16 答申済み		・食安委答申 (H20.8.29, H23.6.9, H26.12.16) → ADI = 71
要-002	イミダクロプリド	殺虫剤 殺菌剤	0.1	0.2→0.1	57		H29.1.31	H19.6.14 H22.9.9 H28.7.12 答申済み		・食安委答申 (H19.6.14, H22.9.9, H28.7.12) → ADI=57
要-003	イプフェンカルバゾン		0.002	新規追加						
要-004	イプロジオン		0.3	除外農薬か ら				R3.11.2 答申済み		・食安委答申 (R3.11.2) → ADI = 20
要-005	エチプロール	殺虫剤 殺菌剤	0.01	変更なし	5		H27.2.5	H16.7.22 H16.7.22 H22.7.22 H26.3.24 答申済み		・食安委答申 (H16.7.22, H16.7.22, H22.7.22, H26.3.24) → ADI = 5
要-006	クロロピクリン	殺虫剤	-							・評価要請 (H29.6.15)
要-007	テブコナゾール	殺菌剤	0.07		29		H28.2.17	H19.7.5 H23.9.8 H24.10.29 H27.9.8 R1.10.1 答申済み		・食安委答申 (H19.7.5, H23.9.8, H24.10.29, H27.9.8, R1.10.1) → ADI = 29
要-008	パラチオンメチル	殺虫剤	0.04	H15年答申	15					・評価要請 (H21.3.24)
要-009	ヒメキサゾール(ヒドロキシ イソキサゾール)	殺菌剤	0.1	H15年答申	50					・評価要請 (H25.8.20)
要-010	ピラクロホス	殺虫剤	-	-	-					
要-011	フルスルファミド	殺菌剤	-	-	-					・評価要請 (H24.8.21)
要-012	ブロマシル	除草剤	0.05	H29.4.1より 新規設定	0.019		H29.1.31	H28.5.17 答申済み		・食安委答申 (H28.5.17) → ADI = 19
要-013	ペントキサゾン	除草剤	0.6	0.2→0.6	230		H22.12.21			

表 7-6 「要検討農薬」の目標値の設定状況等 (その 2/2)

分類	項目	用途	目標値 (mg/L)	目標値に係 る備考	根拠ADI (μ g/kg 体 重/日)	WHO/GDW Q (mg/L)	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; μ g/kg 体重/日)
							厚科審	食安委	WHO等	
要-014	ホサロン	殺虫剤	0.005	H27.4.1より 新規	2		H27.2.5	H26.3.10 答申済み		・食安委答申 (H26.3.10) → ADI = 2
要-015	メタアルデヒド	殺虫剤	0.06	変更なし	22		H30.2.15	H19.7.19 H21.2.5 H23.6.23 H25.12.2 H29.2.14 答申済み		・食安委答申 (H19.7.19, H21.2.5, H23.6.23, H25.12.2, H29.2.14) → ADI = 22
要-014 (~H27)	ダゾメット、メタム及びメチ ルイソチオシアネート:メ チルイソチオシアネート	殺虫剤	-	H29.4.1より 新規設定	-		H28.2.17	H27.3.24 答申済み		・食安委答申 (H27.3.24) → ADI = 4
要-016	トラクロール	除草剤	0.2	H15から変 更なし	97	0.01	H22.12.21	H21.7.30 答申済み		・食安委答申 (H21.7.30) → ADI = 97

※網掛けは昨年度からの変更箇所

表 7-7 「その他農薬」の目標値の設定状況等 (その 1/7)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI (μ g/kg 体重/日)	WHO/GDW Q (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; μ g/kg 体重/日)
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
他-001	2-クロロプロピオン酸メチル(MCPM)	農薬等原料	-		-		H25.3.19	H24.10.29 答申済み		・食安委答申(H24.10.29) → ADI = 9.8
他-002	2, 4-DB	除草剤	-		-	0.09		審議中		・食安委検討中
他-003	DBEDC	殺虫剤 殺菌剤	-		-					
他-004	MCPBエチル	除草剤 植物成長調整剤	0.03	H15年答申	33		H31.3.13	H30.9.4 答申済み		・食安委答申(H30.9.4) → ADI = 12
他-005	アシベンズラルSメチル	殺菌剤	0.2	H28.4.1より 0.1→0.2	50		H31.3.13	H27.3.24 H30.2.13 答申済み		・食安委答申(H27.3.24, H30.2.13) → ADI = 77
他-006	アジムスルフロン	除草剤	0.2	H15から変更なし	95		H22.12.21	H21.4.9 答申済み		・食安委答申(H21.4.9) → ADI = 95
他-007	アミトロール	除草剤	0.003	0.06→ 0.003	1.2		H24.3.5	H22.10.7 答申済み		・食安委答申(H22.10.7) → ADI = 1.2
他-008	アメトリン	除草剤	0.2	0.003→0.2	72		H20.12.16	H19.9.13 答申済み		・食安委答申(H19.9.13) → ADI = 72
他-009	イナベンフィド	植物成長調整剤	0.3	H15年答申	130					
他-010	イマゾスルフロン	殺虫剤 除草剤	0.2	H15年答申	89					
他-011	ウニコナゾールP	植物成長調整剤	0.04	H15から変更なし	16		H20.12.16	H19.5.31 R3.5.25 答申済み		・食安委答申(H19.5.31, R3.5.25) → ADI = 20
他-012	エトキシスルフロン	除草剤	0.1	H15年から変更なし	56		H26.1.14	H25.10.21 答申済み		・食安委答申(H25.10.21) → ADI = 56
他-013	エトベンザニド	除草剤	0.1	変更なし	44		H27.2.5	H26.1.20 答申済み		・食安委答申(H26.1.20) → ADI = 44
他-014	エンドタール	除草剤	-					H29.3.28 答申済み		平成29年3月28日府食第199号
他-015	オキサジアルギル	除草剤	0.02		8		H25.3.19	H19.10.11 答申済み		・食安委答申(H19.10.11) → ADI = 8
他-016	オキサミル	殺虫剤	0.05	H15年答申	20					評価要請 H25.3.12

表 7-7 「その他農薬」の目標値の設定状況等 (その 2/7)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI (μ g/kg 体重/日)	WHO/GDW Q (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; μ g/kg 体重/日)
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
他-017	オキシソリニック酸	殺菌剤	0.05	H15年から 変更なし	21		H26.1.14	H20.7.24 H23.6.30 H25.11.11 R1.8.27 答申済み		・食安委答申 (H20.7.24, H23.6.30, H25.11.11, R1.8.27) → ADI = 21
他-018	キザロホップエチル	除草剤	0.02	変更なし	9		H27.2.5	H21.10.22 H26.4.8 答申済み		・食安委答申 (H21.10.22, H26.4.8) → ADI = 9
他-019	クロチアニジン	殺虫剤 殺菌剤	0.2	変更なし	97		H27.2.5	H17.1.27 H18.12.7 H20.2.28 H20.2.28 H26.1.20 H26.10.7 答申済み		・食安委答申 (H17.1.27, H18.12.7, H20.2.28, H20.2.28, H26.1.20, H26.10.7) → ADI = 97
他-020	クロマフェノジド	殺虫剤	0.7	H15から変 更なし	270		H20.12.16	H19.10.18 H24.5.24 答申済み		・食安委答申 (H19.10.18, H24.5.24) → ADI = 270
他-021	クロルタールジメチル (T CTP)	除草剤	-		-					
他-022	クロルピリホスメチル	殺虫剤	0.03	H15年答申	10					
他-023	シクロスルフアムロン	除草剤	0.08	H15年答申	30					
他-024	ジクロフェンチオン (ECP)	殺虫剤	0.006	H15年答申	2.5			H25.3.18 意見書提出		H25.3.18 食品中の残留基準を削除することに関する 意見書提出
他-025	シクロプロトリン	殺虫剤	0.008	H15年答申	3.3			H27.2.3 答申済み		・食安委答申 (H27.2.3) → ADI = 85
他-026	ジクロメジン	殺菌剤	0.05	H15年答申	20			H19.10.12 審議中		評価第三部会にて審議中(最近の議事: H19.10.12部会)
他-027	ジクロルプロップ	植物成長調整 剤	0.09	H30.4.1より 0.06→0.09	22	0.1	H30.2.15	H29.7.4 答申済み		・食安委答申 (H29.7.4) → ADI = 36
他-028	ジコホル (ケルセン)	殺虫剤	0.06	H15年答申	25	設定せず			WHO第4版 第1次追補 版変更 設定せず ←0.006	
他-029	ジチアノン	殺菌剤	0.03	H15年答申	10		H30.2.15	H22.6.17 答申済み		・食安委答申 (H22.6.17) → ADI = 10 ・評価要請 (H29.8.31) ・その他農薬に変更

表 7-7 「その他農薬」の目標値の設定状況等 (その 3/7)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI ($\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日)	WHO/GDW Q (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日)
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
他-030	シノスルフロン	除草剤	0.2	H15年答申	77			H24.3.1 意見書提出		・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準を削除することに関する意見書提出
他-031	ジノテフラン	殺虫剤 殺菌剤	0.6	変更なし	220		H30.2.15	H17.6.16 H19.7.26 H22.9.9 H24.10.29 H25.12.2 H29.2.14 答申済み		・食安委答申 (H17.6.16, H19.7.26, H22.9.9, H24.10.29, H25.12.2, H29.2.14) → ADI = 220
他-032	ジフェノコナゾール	殺虫剤 殺菌剤	0.02				H31.3.13	H24.10.15 H27.3.3 H29.2.28 H30.5.22 R1.6.48 答申済み		・食安委答申 (H24.10.15, H27.3.3, H29.2.28, H30.5.22, R1.6.48) → ADI = 9.6
他-033	シフルトリン	殺虫剤 殺菌剤	0.05	H15年答申	20			R3.6.8 答申済み		・食安委答申 (R3.6.8) → ADI = 23
他-034	ジフルベンズロン	殺虫剤	0.05	H28.4.1より 0.03→0.05	12	設定せず	H28.2.17	H27.7.28 答申済み	WHO第4版 変更 設定せず ← 0.12	・食安委答申 (H27.7.28) → ADI = 20
他-035	シプロコナゾール	殺菌剤	0.02	H15年答申	9.9					
他-036	シプロジニル	殺菌剤	0.07				H25.3.19	H24.9.24 答申済み		・食安委答申 (H24.9.24) → ADI = 27
他-037	シペルメトリン	殺虫剤	0.06	H15年答申	50		H31.3.13	H30.2.13 H30.3.27 答申済み		・食安委答申 (H30.2.13, H30.3.27) → ADI = 22
他-038	シメコナゾール	殺菌剤	0.02		8.5		H31.3.13	H19.8.23 H21.3.12 H24.2.9 H24.11.12 H28.2.23 H30.5.22 答申済み		・食安委答申 (H19.8.23, H21.3.12, H24.2.9, H24.11.12, H28.2.23, H30.5.22) → ADI = 8.5
他-039	ジメチルビンホス	殺虫剤	0.01	H15年答申	4					

表 7-7 「その他農薬」の目標値の設定状況等 (その 4/7)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI (μ g/kg 体重/日)	WHO/GDW Q (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; μ g/kg 体重/日)
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
他-040	ジメピペレート	除草剤	0.003		1		H30.2.15			・H18.8.4厚科審で項目削除は見送り(浄水、原水からの検出が確認されたため) ・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準における削除に関する意見書提出 ・その他農薬に変更
他-041	シラフルオフエン	殺虫剤 殺菌剤	0.3	H15から変更なし	110		H24.3.5	H24.2.9 答申済み		・食安委答申(H24.2.9) → ADI = 110
他-042	シンメチリン	除草剤	0.1	H15年答申	42					
他-043	スピノサド	殺虫剤 殺菌剤	0.06	H15年答申	24		H25.3.19	H22.4.8 H27.2.17 R3.6.15 答申済み		・食安委答申(H22.4.8, H27.2.17,R3.6.15) → ADI = 24
他-044	セトキシジム	除草剤	0.4	H15年答申	140			H30.12.4 答申済み		・食安委答申(H30.12.4) → ADI = 88
他-045	チアクロプリド	殺虫剤 殺菌剤	-					H30.10.23 答申済み		・食安委答申(H30.12.4) → ADI = 12
他-046	チアメキサム	殺虫剤 殺菌剤	0.05		18		H28.2.17	H20.4.3 H24.3.1 H27.7.28 答申済み		・食安委答申(H20.4.3, H24.3.1, H27.7.28) → ADI = 18
他-047	チオシクラム	殺虫剤	0.03		12			R1.6.4 答申済み		・食安委答申(R1.6.4) → ADI = 21 (グループ評価:16)
他-048	チフルザミド	殺虫剤 殺菌剤	0.04	H15年答申	20		H29.1.31	H24.10.1 H28.1.26 R1.6.18 答申済み		・食安委答申(H24.10.1, H28.1.26, R1.6.18) → ADI = 14
他-049	テクロフタラム	殺菌剤	0.1	H15年答申	58					
他-050	テトラクロロピホス(CVMP)	殺虫剤	0.01	H15年答申	4			H29.3.28 答申済み		平成29年3月28日府食第199号
他-051	テトラコナゾール	殺虫剤 殺菌剤	0.01	H28.4.1より新規設定	4		H31.3.13	H27.8.18 H30.3.6 R3.10.26 答申済み		・食安委答申(H27.8.18, H30.3.6,R3.10.26) → ADI = 4

表 7-7 「その他農薬」の目標値の設定状況等 (その 5/7)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI (μ g/kg 体重/日)	WHO/GDW Q (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; μ g/kg 体重/日)
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
他-052	テブフェノジド	殺虫剤 殺菌剤	0.04	0.02→ 0.004	16		H29.1.31	H19.11.8 H28.5.17 答申済み		・食安委答申 (H19.11.8, H28.5.17) → ADI = 16
他-053	トリネキサパックエチル	植物成長調整 剤	0.01	H15から変 更なし	5.9		H22.12.21	H21.10.22 答申済み		・食安委答申 (H21.10.22) → ADI = 5.9
他-054	トリフルミゾール	殺菌剤	0.04	H26.4.1より 新規設定	15		H31.3.13	H25.11.11 H28.5.17 H30.3.27 R.4.1.19 答申済み		・食安委答申 (H25.11.11, H28.5.17, H30.3.27, R.4.1.19) → ADI = 15
他-055	トルフェンピラド	殺虫剤	0.01		5.6		H25.3.19	H16.10.7 H19.5.31 H23.2.10 R2.11.24 答申済み		・食安委答申 (H16.10.7, H19.5.31, H23.2.10, R2.11.24) → ADI = 5.6
他-056	ナプロアニリド	除草剤	0.02	H15年答申	7					
他-057	ニテンピラム	殺虫剤 殺菌剤	1.3	H15年答申	530		H29.1.31	H28.5.17 答申済み		・食安委答申 (H28.5.17) → ADI = 530
他-058	バクロブトラゾール	殺菌剤 植物成長調整 剤	0.05		20		H29.1.31	H21.4.2 H28.9.6 答申済み		・食安委答申 (H21.4.2, H28.9.6) → ADI = 20
他-059	バリダマイシン	殺虫剤 殺菌剤	-					R2.9.29 答申済み		・食安委答申 (R2.9.29) → AD = 360
他-060	ビスピリバック	除草剤	0.03	H15年答申	11					
他-061	ピメトロジン	殺虫剤 殺菌剤	0.03	H15から変 更なし	13		H24.3.5	H22.9.9 R2.6.17 答申済み		・食安委答申 (H22.9.9, R2.6.17) → AD = 13
他-062	ピラズスルフロンエチル	除草剤	0.03	H27.4.1より 0.1→0.03	42		H27.2.5	H26.5.20 答申済み		・食安委答申 (H26.5.20) → ADI = 10
他-063	ピリミノバックメチル	除草剤	0.05		20		H25.3.19	H22.4.1 答申済み		・食安委答申 (H22.4.1) → ADI = 20
他-064	ピリミホスメチル	殺虫剤	0.06	H15年答申	25	設定不適當 ADI0.03mg/ kg/日			WHO/GD WQ第3版 第2次追補 版追加	
他-065	ピレトリン	殺虫剤	0.1	H15年答申	40					・評価要請 (H29.4.19)

表 7-7 「その他農薬」の目標値の設定状況等 (その 6/7)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI (μ g/kg 体重/日)	WHO/GDW Q (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; μ g/kg 体重/日)
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
他-066	フェノキサニル	殺虫剤 殺菌剤	0.02		7		H25.3.19	H15.9.18 H20.11.27 答申済み		・食安委答申 (H15.9.18) → ADI = 6.9 ・食安委答申 (H20.11.27) → ADI = 7
他-067	フェンバレレート	殺虫剤	0.04	H26.4.1より 0.05→0.04	17		H26.1.14	H25.7.29 答申済み		・食安委答申 (H25.7.29) → ADI = 17
他-068	フラチオカルブ	殺虫剤	0.008	H15年答申	3			H29.3.28 答申済み		平成29年3月28日府食第199号
他-069	フラメトピル	殺虫剤 殺菌剤	0.02	H15から変更なし	7			H23.11.17 H31.2.5 答申済み		・食安委答申 (H23.11.17, H31.2.5) → ADI = 7
他-070	フルアジホップ	除草剤	0.01	H28.4.1より 0.03→0.01	10		H31.3.13	H27.7.7 H30.3.6 答申済み		・食安委答申 (H27.7.7, H30.3.6) → ADI = 4.4
他-071	プロパニル (DCPA)	除草剤	0.04	H15年答申	17			H30.12.4 答申済み		・食安委答申 (H30.12.4) → ADI = 16
他-072	プロパホス	殺虫剤	0.001	H15年答申	0.4			H24.3.1 意見書提出		・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準を削除することに関する意見書提出
他-073	プロパルギット(BPPS)	殺虫剤	0.02	H15年答申	8.3		H25.3.19	H25.11.11 R3.6.8 答申済み		・食安委答申 (H25.11.11,R3.6.8) → ADI = 21
他-074	プロヘキサジオン	殺菌剤 植物成長調整剤	0.5	H15年答申	180					
他-075	プロポキスル (PHC)	殺虫剤	0.2	H15年答申	63					
他-076	プロメリン	除草剤	0.08	H28.4.1より 0.06→0.08	22		H28.2.17	H27.9.8 答申済み		・食安委答申 (H27.9.8) → ADI = 30
他-077	ペルメリン	殺虫剤 殺菌剤	0.1	H15年答申	48	設定せず		R1.5.21 R3.8.4 答申済み	WHO第4版 変更 設定せず ← 0.3	・食安委答申 (R1.5.21,R3.8.4) → ADI = 50
他-078	ベンスルタップ	殺虫剤 殺菌剤 除草剤	0.09		34			R1.6.4 答申済み		・食安委答申 (R1.6.4) → ADI = 25 (グループ評価:16)
他-079	ベンダイオカルブ	殺虫剤	0.009	H15から変更なし	4		H22.12.21	H21.8.27 答申済み		・食安委答申 (H21.8.27) → ADI = 3.5

表 7-7 「その他農薬」の目標値の設定状況等 (その 7/7)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI ($\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日)	WHO/GDW Q (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日)
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
他-080	ホキンム	殺虫剤	0.003	H15年答申	1.2			H21.2.3 審議中		・食安委検討中 ・評価要請 (H21.2.3)
他-081	ボスカリド	殺菌剤	0.1		44		H29.1.31	H16.5.20 H18.10.26 H21.3.19 H24.8.6 H28.9.27 答申済み		・食安委答申 (H16.5.20, H18.10.26, H21.3.19, H24.8.6, H28.9.27) → ADI = 44
他-082	ミルネブ(チアジアジン)	殺菌剤	-							
他-083	メタミドホス	殺虫剤	0.001	H30.4.1より 0.002→ 0.001	0.6		H30.2.15	H20.5.1 H28.12.13 答申済み		・食安委答申 (H20.5.1) → ADI = 0.6 ・食安委答申 (H28.12.13) → ADI = 0.56
他-084	メチルイソシアネート	殺虫剤等中間 体	0.006	H15年答申	2.5					
他-085	モノクロトホス	殺虫剤	0.002	H15年答申	0.6					
他-086	リニュロン	除草剤	0.02	H15年答申	7.7					

※網掛けは昨年度からの変更箇所

7-2. データベースの整理・情報更新

水道水質基準等に係る最新の科学的知見に基づく基準値等又は分類の設定又は見直しの検討に資するよう、平成 25 年度業務までに水道水に関する有害物質の健康影響等のデータベース（以下、「データベース」という。）が構築され、平成 26 年度文献調査業務においては、データベースの使用目的を踏まえて、①情報収集の対象とする物質の整理②収集するデータ項目の整理・拡充③情報の更新等が実施されている。

7-2-1. 情報収集の対象とする物質の整理

データベースには、平成 25 年度までに 4,000 を超える項目が収載され、平成 26 年度文献調査業務においては、データベース作成の目的が水道水質基準等に係る基準値や分類の見直しに資することであることを踏まえて、当面の情報収集の対象とする物質を表 7-8 のものとし、データベースの構成を再整理して、これら物質に関する情報を充実させることを優先し、その後、順次対象とする物質を拡張していくことが望ましいとしている。令和 2 年度文献調査業務においても、この考え方を踏襲して主にデータの更新を実施した。

なお、出力例は、報告書「平成 27 年度水道水及び水道用薬品等に関する調査業務；6.4.2.3 検索要領：出力（物質別）」と基本的に同じであるので省略した。

表 7-8 情報収集の対象とする物質（H26 年度文献調査業務の表 25）

	物質グループ	物質数*
1	水道水質基準項目	51
2	水質管理目標設定項目	26
3	要検討項目	47
4	対象農薬	120
5	要検討農薬	16
6	その他農薬	84
7	除外農薬	14
8	基礎情報収集対象物質	170
9	浄水処理対応困難物質	14
10	過去に水質事故の原因となった物質等	21
11	PRTR対象物質(化管法第一種指定化学物質)	462

*各グループに該当する物質数を示すが、他の物質グループと物質が重複する場合がある。

1) 収集するデータ項目の整理・更新

令和 2 年度文献調査業務では表 7-8 の対象物質の更新を適宜実施すると共に、データベース出力の適正化を実施した。更新内容は網掛けを付した。

(1) 更新フィールド

以下のサイト並びに官報をあたり、過年度データとの比較を行った。

- ・ 製造輸入量：http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/volume_index.html
- ・ PRTR 排出（公水）：<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/kaiji/index.html>
- ・ 水質基準項目、水質管理目標設定項目、農薬類（水質管理目標設定項目 15）の対象農薬、要検討項目：官報並びに
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/kijun/kijunchi.html>
- ・ 水道統計：<http://www.jwwa.or.jp/mizu/>
- ・ ゴルフ場排水口等における水質調査（環境省）：
<http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/golfchosa.html>
- ・ 要調査項目存在状況調査：<http://www.env.go.jp/water/chosa/index.html>
- ・ 化学物質環境実態調査（水質；初期環境調査結果、詳細環境調査結果）：
<http://www.env.go.jp/chemi/kurohon/index.html>

(2) 過年度データの活用

- ・ 薬品基準、資機材基準、給水装置基準、水質環境基準（人健康）、水質環境基準（地下水）、要監視項目（人健康）、要監視項目（地下水）、水濁法、毒劇法、化審法、化管法
- ・ WHO ガイドライン値・評価値、EU 基準値、カナダガイドライン値、オーストラリアガイドライン値、韓国基準値、中国基準値、国際機関評価値
- ・ 有害性情報
- ・ 農薬登録情報、登録失効有効成分一覧、TX01_有効成分名、化審法旧